

平成27年  
9 月

# 宮崎県定例県議会会議録

平成27年 9 月 7 日開会

平成27年10月14日閉会

## 平成27年9月宮崎県定例県議会会議録 目 次

<b>9月7日（月曜日）</b>	
1. 出席議員 -----	3
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	3
1. 開 会 -----	4
1. 会議録署名議員指名 -----	4
1. 議会運営委員長審査結果報告 -----	4
宮原義久議会運営委員長 -----	4
1. 会期決定 -----	5
1. 議案第1号から第22号まで上程 -----	5
1. 知事提案理由説明 -----	5
<b>自9月8日（火曜日）</b>	
<b>休 会</b>	
<b>至9月9日（水曜日）</b>	
<b>9月10日（木曜日）</b>	
1. 出席議員 -----	11
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	11
1. 代表質問 -----	12
<b>外山 衛議員質問（宮崎県議会自由民主党） -----</b>	<b>12</b>
・知事の政治姿勢について	
・警察行政について	
・ミラノ国際博覧会への出展について	
・マイナンバー制度について	
・減災力強化推進について	
・自殺対策について	
・子供の貧困対策について	
・森林整備予算の確保について	
・県産材の県外への需要・出荷拡大に向けた取り組みについて	
・屋外型ナショナルトレーニングセンターについて	
・高校生の県内就職率について	
・観光振興について	
・漁業振興について	
・農地中間管理事業について	
・高速道路の整備状況について	
・選挙権年齢の引き下げについて	

- ・いじめ防止対策について
- ・教職員の採用について
- ・スクールサポーター制度について
- ・警察官の採用について
- ・県立宮崎病院の建てかえについて

**宮原義久議員質問(宮崎県議会自由民主党)** ----- 37

- ・知事の政治姿勢について
- ・福祉・医療問題について
- ・環境森林行政について
- ・東京オリンピック・パラリンピックについて
- ・農政問題について
- ・公共工事について
- ・国民体育大会等開催について
- ・高等学校再編について
- ・企業局の施設の維持管理について
- ・総合交通問題について
- ・特殊詐欺について
- ・県職員の勤務地と居住地のあり方について
- ・鳥獣被害について
- ・消防団員の不足問題について

**9月11日(金曜日)**

1. 出席議員 ----- 67
1. 地方自治法第121条による出席者 ----- 67
1. 代表質問 ----- 68

**渡辺 創議員質問(県民連合宮崎)** ----- 68

- ・知事の政治姿勢について
- ・世界農業遺産について
- ・県産材の販路拡大対策について
- ・東九州新幹線構想について
- ・ナショナルトレーニングセンターの誘致について
- ・地方創生と新型交付金について
- ・「日本のひなた宮崎県」の推進状況について
- ・子宮頸がんワクチン接種による健康被害について
- ・人的資源としての県職員の活用について
- ・公共施設等総合管理計画について

- ・ 高校野球支援について
- ・ 企業誘致と人材確保について
- ・ 宮崎市江平五差路における交差点変更の影響について
- ・ 夏休み期間中における児童生徒の夜間徘徊について

**河野哲也議員質問(公明党宮崎県議団)** ----- 97

- ・ 宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略について
- ・ 防災・減災対策について
- ・ 健康長寿社会づくりについて
- ・ 中小企業振興について
- ・ 建設事業者の育成について
- ・ 内水面漁業振興対策について
- ・ 鳥獣被害対策について
- ・ 教育問題について
- ・ 警察行政について
- ・ 地域医療構想について

自 9月12日(土曜日)

至 9月13日(日曜日) 休 会

9月14日(月曜日)

1. 出席議員 -----	117
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	117
1. 一般質問 -----	118
<b>後藤哲朗議員質問</b> -----	118

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ 「大学と地域」の連携推進について
- ・ 「地方創生」における県外事務所の積極的な活用について
- ・ 祖母傾山系エリアの「ユネスコエコパーク」の登録推進について
- ・ 地域福祉の推進について
- ・ 宮崎県口腔保健支援センターの設置について
- ・ 東九州メディカルバレー構想の推進について
- ・ 観光の「おもてなし」について
- ・ 地域農業の実態に合った農業・農村振興策の実施について
- ・ 文化財の指定について

**前屋敷恵美議員質問** ----- 130

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ マイナンバー制度について

<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童クラブ待機児童の解消について</li> <li>・公共交通のあり方について</li> </ul>	
<b>野崎幸士議員質問</b> .....	140
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村合併の評価と地域の活性化について</li> <li>・日本版C C R Cについて</li> <li>・教育行政について</li> <li>・林業振興について</li> <li>・河川環境について</li> </ul>	
<b>右松隆央議員質問</b> .....	152
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本県の農政課題について</li> <li>・県産材の利用拡大について</li> <li>・本県の教育課題について</li> <li>・子供の貧困対策について</li> </ul>	
<b>新見昌安議員質問</b> .....	164
<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮崎の未来を担う世代への支援について</li> <li>・女性の活躍推進について</li> <li>・魅力ある観光地づくりについて</li> <li>・防災対策について</li> <li>・難病対策について</li> <li>・高齢化の進展に伴う諸問題について</li> <li>・教育に係る諸問題について</li> </ul>	
<b>9月15日（火曜日）</b>	
1. 出席議員 .....	181
1. 地方自治法第121条による出席者 .....	181
1. 一般質問 .....	182
<b>横田照夫議員質問</b> .....	182
<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の狭間について</li> <li>・畜産政策について</li> <li>・加工用米の取り組みについて</li> <li>・地域経済循環システムについて</li> </ul>	
<b>中野一則議員質問</b> .....	194
<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事の政治姿勢について</li> <li>・農業政策について</li> <li>・県総合計画について</li> <li>・政府関係機関の地方移転について</li> </ul>	

・ 交通・観光政策について	
・ 道路行政について	
<b>徳重忠夫議員質問</b> -----	206
・ 国体招致について	
・ 教育行政について	
・ 公共施設等総合管理計画について	
・ 都城志布志道路について	
・ 県産キャビアについて	
・ 大型クルーズ船の誘致促進について	
・ 広域観光行政について	
<b>日高陽一議員質問</b> -----	218
・ 農業問題について	
・ 観光振興について	
・ 女性の活躍について	
<b>坂口博美議員質問</b> -----	231
・ 知事の政治姿勢について	
・ 防災拠点庁舎について	
・ 農政問題について	
・ 2巡目国体について	
<b>9月16日（水曜日）</b>	
1. 出席議員 -----	247
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	247
1. 一般質問 -----	248
<b>関師博規議員質問</b> -----	248
・ 高齢者福祉サービスの動向について	
・ 外国人旅行者誘致対策について	
・ 木材流通に関する諸問題について	
<b>井上紀代子議員質問</b> -----	258
・ 商工観光労働問題について	
・ 教育問題について	
・ 宮崎県ならではの木材の活用について	
・ 動物愛護センターについて	
・ 性犯罪被害・性暴力のためのワンストップセンターの設置について	
・ 農政問題について	
<b>蓬原正三議員質問</b> -----	271

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事の政治姿勢について</li> <li>・ 中小企業支援について</li> <li>・ クルーズ船について</li> <li>・ 災害対策について</li> <li>・ 各団体・地域要望対応について</li> </ul>	284
<b>高橋 透議員質問</b> -----	284
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事の政治姿勢について</li> <li>・ 地域医療対策について</li> <li>・ 観光振興対策について</li> <li>・ 農林水産業の振興について</li> <li>・ 教育問題について</li> </ul>	
1. 議案第12号から第22号まで採決 -----	298
1. 議案第1号から第11号まで及び請願委員会付託 -----	299
自9月17日（木曜日）	
至9月18日（金曜日）	常任委員会
自9月19日（土曜日）	
至9月23日（水曜日）	休 会
9月24日（木曜日）	常任委員会
9月25日（金曜日）	特別委員会
自9月26日（土曜日）	
至9月28日（月曜日）	休 会
9月29日（火曜日）	
1. 出席議員 -----	303
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	303
1. 常任委員長審査結果報告 -----	304
清山知憲総務政策常任委員長 -----	304
後藤哲朗厚生常任委員長 -----	305
二見康之商工建設常任委員長 -----	307
渡辺 創環境農林水産常任委員長 -----	308
重松幸次郎文教警察企業常任委員長 -----	310
1. 討 論 -----	311
来住一人議員（議案第1号、第5号、第9号、第10号に反対） -----	311
前屋敷恵美議員（請願第2号不採択に反対） -----	313
1. 議案第1号、第5号、第9号及び第10号採決 -----	314
1. 議案第2号から第4号まで、第6号から第8号まで及び第11号採決 -----	314

1. 請願第2号採決	-----	314
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決	-----	314
1. 議員発議案送付の通知	-----	314
1. 議員発議案第1号から第5号まで追加上程、採決	-----	315
1. 議員派遣の件	-----	316
1. 議案第23号から第27号まで上程	-----	316
1. 知事提案理由説明	-----	316
自9月30日（水曜日）		
至10月1日（木曜日）	休    会	
10月2日（金曜日）		
1. 出席議員	-----	321
1. 地方自治法第121条による出席者	-----	321
1. 決算議案に対する質疑	-----	322
来住一人議員	-----	322
1. 議員発議案送付の通知	-----	323
1. 議員発議案第6号上程、採決	-----	323
1. 議案第23号から第27号まで決算特別委員会付託	-----	323
1. 議長の報告（決算特別委員会正副委員長互選結果）	-----	324
自10月3日（土曜日）		
至10月4日（日曜日）	休    会	
自10月5日（月曜日）		
至10月6日（火曜日）	決算特別委員会	
自10月7日（水曜日）		
至10月8日（木曜日）	休    会	
10月9日（金曜日）	決算特別委員会	
自10月10日（土曜日）		
至10月13日（火曜日）	休    会	
10月14日（水曜日）		
1. 出席議員	-----	327
1. 地方自治法第121条による出席者	-----	327
1. 決算特別委員長審査結果報告	-----	328
中野廣明決算特別委員長	-----	328
1. 討    論	-----	330
前屋敷恵美議員（議案第23号に反対）	-----	330
1. 議案第23号採決	-----	332



1. 議案第24号から第27号まで採決 -----	332
1. 議員発議案送付の通知 -----	333
1. 議員発議案第7号追加上程 -----	333
1. 討 論 -----	333
来住一人議員（議員発議案第7号に反対） -----	333
1. 議員発議案第7号採決 -----	334
1. 閉 会 -----	335
<hr/>	
1. 資 料 -----	337
平成27年9月定例県議会日程 -----	339
議案送付文書 -----	341
代表質問時間割 -----	343
一般質問時間割 -----	344
議案・請願委員会審査結果表 -----	345
閉会中の継続審査・調査申出一覧 -----	346
決算議案委員会審査結果表 -----	347
1. 議案議決件名一覧表 -----	349
1. 意見書、その他 -----	353
公共事業予算の確保と補正予算の編成を求める意見書 -----	355
ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書 -----	356
「災害ボランティア割引制度」の実現を求める意見書 -----	357
森林資源の循環利用による林業の成長産業化の実現を求める意見書 -----	358
環太平洋戦略的経済連携（TPP）協定交渉の大筋合意に対する意見書 -----	359
地方自治法第180条第1項の規定に基づき知事において専決処分をすることが できる事項の指定 -----	360
決算特別委員会の設置について -----	361
議員派遣（地方議会活性化シンポジウム2015・第15回都道府県議会議員研 究交流大会） -----	362
1. 請願一覧表 -----	363
1. 議事経過 -----	367

9月7日（月）

# 平成 27 年 9 月 7 日 ( 月 曜 日 )

午前 10 時 0 分開会

## 出席議員 (39 名)

- |      |           |                 |
|------|-----------|-----------------|
| 1 番  | 有 岡 浩 一   | (愛みやざき)         |
| 2 番  | 重 松 幸次郎   | (公明党宮崎県議団)      |
| 3 番  | 来 住 一 人   | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 4 番  | 渡 辺 創     | (県民連合宮崎)        |
| 5 番  | 岩 切 達 哉   | ( 同 )           |
| 6 番  | 右 松 隆 央   | (宮崎県議会自由民主党)    |
| 7 番  | 二 見 康 之   | ( 同 )           |
| 8 番  | 清 山 知 憲   | ( 同 )           |
| 9 番  | 島 田 俊 光   | ( 同 )           |
| 10 番 | 日 高 博 之   | ( 同 )           |
| 11 番 | 野 崎 幸 士   | ( 同 )           |
| 12 番 | 日 高 陽 一   | ( 同 )           |
| 13 番 | 星 原 透     | ( 同 )           |
| 14 番 | 西 村 賢     | (無所属の会)         |
| 15 番 | 凶 師 博 規   | (愛みやざき)         |
| 16 番 | 河 野 哲 也   | (公明党宮崎県議団)      |
| 17 番 | 前屋敷 恵 美   | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 18 番 | 田 口 雄 二   | (県民連合宮崎)        |
| 19 番 | 高 橋 透     | ( 同 )           |
| 20 番 | 中 野 一 則   | (宮崎県議会自由民主党)    |
| 21 番 | 横 田 照 夫   | ( 同 )           |
| 22 番 | 押 川 修 一 郎 | ( 同 )           |
| 23 番 | 宮 原 義 久   | ( 同 )           |
| 24 番 | 黒 木 正 一   | ( 同 )           |
| 25 番 | 松 村 悟 郎   | ( 同 )           |
| 26 番 | 後 藤 哲 朗   | ( 同 )           |
| 27 番 | 徳 重 忠 夫   | (無所属クラブ)        |
| 28 番 | 新 見 昌 安   | (公明党宮崎県議団)      |
| 29 番 | 太 田 清 海   | (県民連合宮崎)        |
| 30 番 | 満 行 潤 一   | ( 同 )           |
| 31 番 | 井 上 紀 代 子 | ( 同 )           |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃   | (宮崎県議会自由民主党)    |
| 33 番 | 山 下 博 三   | ( 同 )           |
| 34 番 | 丸 山 裕 次 郎 | ( 同 )           |
| 35 番 | 外 山 衛     | ( 同 )           |
| 36 番 | 坂 口 博 美   | ( 同 )           |
| 37 番 | 蓬 原 正 三   | ( 同 )           |
| 38 番 | 井 本 英 雄   | ( 同 )           |
| 39 番 | 中 野 廣 明   | ( 同 )           |

## 地方自治法第 121 条による出席者

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| 知 事             | 河 野 俊 嗣   |
| 副 知 事           | 稲 用 博 美   |
| 副 知 事           | 内 田 欽 也   |
| 総 合 政 策 部 長     | 茂 雄 二     |
| 総 務 部 長         | 成 合 修     |
| 危 機 管 理 統 括 監   | 金 丸 政 保   |
| 福 祉 保 健 部 長     | 桑 山 秀 彦   |
| 環 境 森 林 部 長     | 大 坪 篤 史   |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 永 山 英 也   |
| 農 政 水 産 部 長     | 郡 司 行 敏   |
| 県 土 整 備 部 長     | 凶 師 雄 一   |
| 会 計 管 理 者       | 舟 田 美 揮 子 |
| 企 業 局 長         | 四 本 孝 一   |
| 病 院 局 長         | 渡 邊 亮 一   |
| 財 政 課 長         | 阪 本 典 弘   |
| 教 育 委 員 長       | 島 原 俊 英   |
| 教 育 長           | 飛 田 洋     |
| 公 安 委 員 長       | 山 崎 殖 章   |
| 警 察 本 部 長       | 野 口 泰     |
| 代 表 監 査 委 員     | 高 橋 博     |
| 人 事 委 員 長       | 村 社 秀 継   |

## 事務局職員出席者

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 事 務 局 長       | 日 隈 俊 郎   |
| 事 務 局 次 長     | 奥 野 信 利   |
| 議 事 課 長       | 亀 澤 保 彦   |
| 議 事 課 長 補 佐   | 伊 豆 雅 広   |
| 議 事 担 当 主 幹   | 松 吉 浩     |
| 議 事 課 主 査     | 松 本 英 治   |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 森 本 英 征 明 |

---

◎ 開 会

○星原 透議長 これより平成27年 9 月定例県議会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

---

◎ 会議録署名議員指名

○星原 透議長 会議録署名議員に、日高博之議員、太田清海議員を指名いたします。

---

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○星原 透議長 まず、会期の決定について議題といたします。

今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、宮原義久委員長。

○宮原義久議員〔登壇〕 おはようございます。御報告いたします。

去る 8 月 28 日の閉会中の議会運営委員会において、本日招集されました平成27年 9 月定例県議会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は合計22件、その内訳は、補正予算 2 件、条例 6 件、予算・条例以外14件であります。このほか 4 件の報告があります。また、さらに決算議案が追加提案される予定となっております。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査をいたしました結果、会期につきましては、本日から10月14日までの38日間とすることに決定いたしました。

なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、9 月10日から 2 日間の日程で代表質問、14日から 3 日間の日程で一般質問を

行います。

代表質問については、質問人数を 4 名とし、質問の順序及び時間は、まず、自由民主党120分以内、次に、県民連合宮崎60分以内、続いて公明党40分以内といたします。

次に、一般質問については、質問人数は合計14名以内とし、質問順序は 9 日が締め切りとなっている発言通告書の提出を待って決定いたします。質問時間は、1 人30分以内といたします。

一般質問終了後、人事案件の採決を行った上で、その他の議案・請願について所管常任委員会への付託を行います。9 月17日から 3 日間の日程で各常任委員会を開催していただき、29日の本会議で、付託された議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。

引き続き、決算議案の上程が行われた後、10月 2 日の本会議で決算特別委員会を設置の上、同委員会に当該議案を付託することにしております。決算特別委員会は、10月 2 日から 9 日までの間に開催していただき、10月14日の最終日に、付託された議案の審査結果報告及び採決を行います。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び決算以外の特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○星原 透議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

---

◎ 会期決定

○星原 透議長 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長長の報告のとおり、本日より10月14日までの38日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

---

◎ 議案第1号から第22号まで上程

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より議案第1号から第22号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

---

◎ 知事提案理由説明

○星原 透議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。平成27年9月定例県議会の開会に当たりまして、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、3点ほど御報告をさせていただきます。

1点目は、ミラノ国際博覧会についてであります。

先週9月2日から5日までの4日間にわたり、イタリアで行われているミラノ国際博覧会において、「神々の宿る地 宮崎の食」をテーマに、本県の食や神話、観光等の魅力のPRを行ったところであります。

また、初日には、星原議長を初め多数の議員の皆様を御臨席を賜り、まことにありがとうございました。

ございました。

期間中は、1万5,000人を超える観客に対して、海外初となる西都市の銀鏡神楽奉納や宮崎牛等の調理パフォーマンス、さらには参加企業による食材の試食提供及びその感想の調査などが行われました。圧倒的な満足度であった宮崎牛を初め、全般的に高い評価をいただくことができ、安全・安心で質の高い「食」の魅力や、宮崎の伝統や文化の奥深さなど、しっかりとアピールできたものと考えております。

今回の出展で得られた県産品に対する評価や課題、EUの方々との交流を生かして、今後とも、県内企業の海外展開等を積極的に支援してまいりたいと考えております。

2点目は、口蹄疫終息5周年式典についてであります。

去る8月27日に口蹄疫終息5周年式典を川南町で開催いたしました。この式典にも、星原議長を初め多数の議員の皆様を御臨席を賜り、まことにありがとうございました。

当日は、家畜防疫に関する講演に加え、本県畜産の新生に向けた新しい取り組みの事例発表や「みやざき畜産新生」の取り組み宣言が行われました。特に、次代を担う若い後継者の力強い発表などに大変心強く感じたところであります。

口蹄疫の終息から5年という一つの節目を契機に、引き続き「忘れない そして前へ」という強い信念のもとで、家畜防疫対策をしっかりと講じながら、畜産業はもとより、本県産業の着実な再生と新たな成長に取り組んでまいります。

3点目は、国民体育大会等についてであります。

去る7月22日に公益財団法人日本体育協会か

ら、平成38年第81回国民体育大会の開催申請書提出県として了解されたとの連絡をいただきました。これをもって国体開催の内々定をいただいたことになり、あわせて第26回全国障害者スポーツ大会も本県で開催されることとなります。

国民体育大会については、昭和54年の「日本のふるさと宮崎国体」以来、47年ぶりの開催となります。今後、県議会の皆様を初め、市町村、関係団体等との連携を図りながら、着実に準備を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。

補正額は、一般会計69億8,999万円、特別会計1,898万円であります。このうち一般会計の歳入財源は、国庫支出金5億8,304万8,000円、財産収入32万7,000円、寄附金4,000万円、繰入金5億590万9,000円、繰越金58億6,070万6,000円であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は7,048億4,199万円となります。

以下、補正予算案に計上いたしました主な事業の概要について御説明いたします。

まず、「地域医療介護総合確保基金積立金」につきましては、地域における医療及び介護を総合的に確保するため、消費税率等の引き上げによる増収分を財源とする国の交付金及び県費を基金に積み増すものであります。

この基金を活用した主な事業であります、「地域医療介護総合確保計画推進事業」につきましては、病床の機能分化・連携等を促進するための調査・研修や基盤整備等の支援を行うものであります。

また、「脳卒中連携体制構築支援事業」につきましては、急性期脳梗塞患者の後遺障害の軽減を図るため、宮崎大学と地域の医療機関が連携して行う急性期血栓溶解療法の普及促進等の支援を行うものであります。

さらに、介護従事者の確保・定着を積極的に進めるために、関係団体が連携して人材の確保・定着に向けた取り組みの検討を行う「介護人材確保連携強化事業」や、介護分野への就職を検討している未経験者を対象とした就業実践講座の開催を支援する「介護未経験者就業支援事業」、初任者の資質向上を目的とした研修の受講を支援する「介護職員就業・定着促進事業」、再就職を検討している介護職経験者を対象とした復職に向けた研修を支援する「潜在介護職員再就業促進事業」などを計上しております。

次に、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、いわゆる地方創生交付金の上乗せ交付金の活用を予定している主な事業であります。「12県合同「いいね！地方の暮らしフェア」開催事業」につきましては、移住先としての本県の魅力をPRするため、「日本創生のための将来世代応援知事同盟」が首都圏において開催する移住フェアの経費を加盟12県が共同で負担するものであります。

また、「総合農業試験場発「食品分析法人」育成事業」につきましては、本県産農産物のさらなる信頼性・競争力の確保等を図るため、最先端技術による残留農薬等の分析・研究を行う新たな拠点の整備を行うものであります。

さらに、「アグリプレナーが拓くみやざき農業新時代創造事業」につきましては、最新の農業技術と経営管理能力を兼ね備えた即戦力の人材を確保・育成するため、県立農業大学校を拠

点に産学官連携により新技術の研修を行うとともに、新技術を活用した農業実践の支援を行うものであります。

これらの事業のほか、「東九州新幹線調査事業費負担金」につきましては、東九州新幹線の整備に向け、東九州新幹線鉄道建設促進期成会が実施する調査に係る経費を大分県と共同で負担するものであります。

また、「実費徴収補足給付事業」につきましては、認定こども園や幼稚園、保育所等を利用する生活保護世帯等の低所得世帯に対し、給食費や教材費等の一部補助を行うものであります。

さらに、「ふるさと宮崎応援寄附金」振興事業」につきましては、本県に対するふるさと納税が、当初見込み額以上の増収が見込まれますことから、増収見込み額を歳入に計上するとともに、返礼品等の経費の増額を行うものであります。

主な事業についての説明は以上であります。これらの事業のほか、平成26年度の決算により生じた剰余金の一部について、地方財政法の規定に基づき、県債管理基金への積み立てを行うこととしております。

次に、予算以外の議案について御説明いたします。

議案第3号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」は、厳しい財政状況を踏まえ、法人県民税の法人税割における超過税率の適用期限を延長するため、関係規定の改正を行うものであります。

議案第4号「職員の退職手当に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例」は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の

施行に伴い、引用する条文の改正を行うものであります。

議案第5号「宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の制定に伴い、県が保有する特定個人情報の利用及び提供の制限等に関する規定の改正を行うものであります。

議案第6号「宮崎県防災対策推進条例の一部を改正する条例」は、災害対策基本法の改正に伴う用語の変更など、関係規定の改正を行うものであります。

議案第7号「宮崎県がん対策審議会条例」は、がん登録等の推進に関する法律の施行に伴い、登録により得られた情報の利用・提供や、がん対策に関する審議を行う附属機関を設置する条例を制定するものであります。

議案第8号「うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例」は、内水面漁業の振興に関する法律施行令の改正に伴い、内水面漁業の振興に関する法律に違反した者について、ウナギ稚魚の取り扱い登録の拒否対象とするため、関係規定の改正を行うものであります。

議案第9号「国営尾鈴土地改良事業執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について」は、国による負担金の確定に伴い、平成27年2月定例県議会で議決された市町村負担金について変更するものであります。

議案第10号「宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について」は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、本県の実情に応じた施策に関する基本的な計画を策定することについて、宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第3条の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第11号「第二次宮崎県教育振興基本計画の変更について」は、本県の教育課題や社会情勢等の変化に伴い計画を変更するものであり、宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第3条の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第12号は、公安委員会委員佐藤勇夫氏が平成27年10月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員として江藤利彦氏を任命いたしたく、警察法第39条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第13号は、教育委員会委員近藤好子氏が平成27年10月9日をもって任期満了となりますので、その後任委員として春日由美氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の規定により、なお効力を有することとされる改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第14号から議案第22号につきましては、公害審査会委員9名が平成27年10月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

このうち、議案第15号は、公害審査会委員由良清香氏の後任委員として山田文美氏を、議案第18号は、公害審査会委員外山與子氏の後任委員として岩崎恭子氏を、また、議案第14号外6議案につきましては、公害審査会委員洲崎達也氏外6名の委員の後任委員として、同じく洲崎達也氏外6名をそれぞれ任命いたしたく、公害紛争処理法第16条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、今回提案いたしました議案の概要につ

いて御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○星原 透議長 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす8日から9日までは、議案調査のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、10日午前10時開会、代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時18分散会



9月10日（木）

# 平成 27 年 9 月 10 日 ( 木 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (39 名)

- |      |           |                 |
|------|-----------|-----------------|
| 1 番  | 有 岡 浩 一   | (愛みやざき)         |
| 2 番  | 重 松 幸次郎   | (公明党宮崎県議団)      |
| 3 番  | 来 住 一 人   | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 4 番  | 渡 辺 創     | (県民連合宮崎)        |
| 5 番  | 岩 切 達 哉   | ( 同 )           |
| 6 番  | 右 松 隆 央   | (宮崎県議会自由民主党)    |
| 7 番  | 二 見 康 之   | ( 同 )           |
| 8 番  | 清 山 知 憲   | ( 同 )           |
| 9 番  | 島 田 俊 光   | ( 同 )           |
| 10 番 | 日 高 博 之   | ( 同 )           |
| 11 番 | 野 崎 幸 士   | ( 同 )           |
| 12 番 | 日 高 陽 一   | ( 同 )           |
| 13 番 | 星 原 透     | ( 同 )           |
| 14 番 | 西 村 賢     | (無所属の会)         |
| 15 番 | 関 師 博 規   | (愛みやざき)         |
| 16 番 | 河 野 哲 也   | (公明党宮崎県議団)      |
| 17 番 | 前屋敷 恵 美   | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 18 番 | 田 口 雄 二   | (県民連合宮崎)        |
| 19 番 | 高 橋 透     | ( 同 )           |
| 20 番 | 中 野 一 則   | (宮崎県議会自由民主党)    |
| 21 番 | 横 田 照 夫   | ( 同 )           |
| 22 番 | 押 川 修 一 郎 | ( 同 )           |
| 23 番 | 宮 原 義 久   | ( 同 )           |
| 24 番 | 黒 木 正 一   | ( 同 )           |
| 25 番 | 松 村 悟 郎   | ( 同 )           |
| 26 番 | 後 藤 哲 朗   | ( 同 )           |
| 27 番 | 徳 重 忠 夫   | (無所属クラブ)        |
| 28 番 | 新 見 昌 安   | (公明党宮崎県議団)      |
| 29 番 | 太 田 清 海   | (県民連合宮崎)        |
| 30 番 | 満 行 潤 一   | ( 同 )           |
| 31 番 | 井 上 紀 代 子 | ( 同 )           |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃   | (宮崎県議会自由民主党)    |
| 33 番 | 山 下 博 三   | ( 同 )           |
| 34 番 | 丸 山 裕 次 郎 | ( 同 )           |
| 35 番 | 外 山 衛     | ( 同 )           |
| 36 番 | 坂 口 博 美   | ( 同 )           |
| 37 番 | 蓬 原 正 三   | ( 同 )           |
| 38 番 | 井 本 英 雄   | ( 同 )           |
| 39 番 | 中 野 廣 明   | ( 同 )           |

## 地方自治法第 121 条による出席者

- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| 知 事               | 河 野 俊 嗣   |
| 副 知 事             | 稲 用 博 美   |
| 副 知 事             | 内 田 欽 也   |
| 総 合 政 策 部 長       | 茂 雄 二     |
| 総 務 部 長           | 成 合 修     |
| 危 機 管 理 統 括 監     | 金 丸 政 保   |
| 福 祉 保 健 部 長       | 桑 山 秀 彦   |
| 環 境 森 林 部 長       | 大 坪 篤 史   |
| 商 工 観 光 労 働 部 長   | 永 山 英 也   |
| 農 政 水 産 部 長       | 郡 司 行 敏   |
| 県 土 整 備 部 長       | 関 師 雄 一   |
| 会 計 管 理 者         | 舟 田 美 揮 子 |
| 企 業 局 長           | 四 本 孝 一   |
| 病 院 局 長           | 渡 邊 亮 一   |
| 財 政 課 長           | 阪 本 典 弘   |
| 教 育 委 員 長         | 島 原 俊 英   |
| 教 育 長             | 飛 田 洋     |
| 警 察 本 部 長         | 野 口 泰     |
| 選 挙 管 理 委 員 長     | 後 藤 仁 俊   |
| 代 表 監 査 委 員       | 高 橋 博     |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 亀 田 博 昭   |

## 事務局職員出席者

- |               |         |
|---------------|---------|
| 事 務 局 長       | 日 隈 俊 郎 |
| 事 務 局 次 長     | 奥 野 信 利 |
| 議 事 課 長       | 亀 澤 保 彦 |
| 議 事 課 長 補 佐   | 伊 豆 雅 広 |
| 議 事 担 当 主 幹   | 松 吉 浩   |
| 議 事 課 主 査     | 松 本 英 治 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 森 本 征 明 |

◎ 代表質問

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の代表質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、宮崎県議会自由民主党、外山衛議員。

○外山 衛議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。自由民主党の外山衛でございます。本日は、お忙しい中、地元日南からも傍聴に来ていただきまして、まことにありがとうございます。2年間の充電期間を経まして、本年4月に県政の場に戻らせていただきました。初心に戻ってしっかり取り組んでまいりたいと、意を新たにしております。皆様、よろしく願いいたします。

復帰後、議員活動を行う中で、県職員の皆様方の優秀さに触れ、改めて感心をしておる次第でございます。その能力を発揮して、例えば行政と民間とでありがちな感覚、価値観における乖離など、その解消に努めて、官民一体となった県勢の浮揚に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今議会におきまして、特別議案として、「宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」が提案されております。これは、国の「まち・ひと・しごと創生法」に基づく都道府県計画のことであり、現在、国で議論されている来年度の新型

交付金等の支援策を受けるのに必要な計画であります。そのためだけに策定するのでは意味がないと考えます。人口減少の克服には、県民各層がこの問題をみずからの問題として捉え、共通の問題認識のもと、一致団結をして取り組んでいく必要があります。そこでまず、宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定する意義について、知事にお伺いいたします。

宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、「しごとを興す」「人を育てる」「まちを磨く」「資源を呼び込む」という4つの施策目標と多くの取り組むべき施策が掲げられております。いずれも人口減少の克服には必要なものだと思います。しかしながら、県の人材や予算は限られており、全てを一度に実施するのは困難ではないかと考えます。そこで、総合戦略に盛り込まれている多くの施策について、まず、どのようなことに力を入れていくのか、お伺いします。

都市部から地方への移住・U I Jターン推進は、人口増につながることはもちろん、産業の担い手確保や新たな発想、価値観を地域に取り入れる上でも極めて重要であると考えております。そこで、さまざまな課題もあるかと思いますが、移住・U I Jターン対策にどう取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

地方への移住につきましては、「消滅可能性都市」を提唱した日本創成会議が「東京圏高齢化危機回避戦略」の中で、東京圏の高齢者の地方移住促進に向けた提言を行っております。これに対しまして、地方の活性化につながると期待する声がある一方、東京から地方への高齢者の押しつけであるとの地方の意見や、当の東京圏の知事からも、「高齢者を地方へ誘導させる

ことには違和感がある」との発言も出ていますところであります。今回の地方創生につきましては、地方の活性化のみならず、東京を初めとする大都市の持続可能な発展も目指すべきではございますが、このような状況が都市と地方の確執を生み、本来、国を挙げて取り組むべき地方創生に水を差しかねないのではないかと懸念しているところであります。東京圏からの高齢者の移住につきまして、知事の所感をお伺いいたします。

先月、国のまち・ひと・しごと創生本部におきまして、「地方創生の深化のための新型交付金の創設等について」の方針が決定されております。これによりますと、まず、予算の規模は、26年度補正の地方創生先行型交付金が全額国費で1,700億円であったのに対し、新型交付金の28年度概算要求の規模は、国費ベースで1,000億円超、地方負担分を合わせた事業費ベースで2,000億円超となっております。次に、新型交付金の対象となる事業であります。先駆性のある取り組み、既存事業の課題を発見し、打開する取り組みなどが対象となるようであります。単純に各県に交付金が配分されるようなものとはなっていないようであります。

我々県議会は、さきの6月定例会におきまして、「地方創生実現のための新型交付金に関する意見書」を国に提出し、新型交付金の額の大幅な拡充や、自由度が高く、財政力の弱い団体に配慮したものとするなど求めたところであります。今回の決定によりますと、必ずしも地方の意見が反映されたものとはなっていないと考えております。現時点では制度設計の途中の段階ではありますが、この新型交付金をどのように評価されているのか、知事にお伺いいたします。

次に、警察本部長にお伺いいたします。

去る9月4日の人事異動により、宮崎県警察本部に野口泰本部長が着任をされました。現在、県警では、「県民の期待と信頼にこたえる力強い警察」という基本方針を掲げ、積極的な警察活動を推進しておられます。野口本部長は、外務省・中米カリブ課長、軍備管理軍縮課長などを歴任され、今回、警察本部長という本県の治安維持の最高責任者となりました。そこで、着任直後の意気込み、決意をお聞かせいただきたいと思います。

以上、壇上での質問を終わります。以下は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕おはようございます。お答えします。

まず、総合戦略の策定の意義についてであります。少子高齢化や東京一極集中などを背景としました人口減少問題は、経済の縮小や社会の活力低下はもとより、地域の維持・存続にも影響を及ぼすものでありまして、国、地方を挙げて手を打たなければならない喫緊の課題であると受けとめております。このため、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、本県においても、長期的な人口推計と将来の方向性を示します「人口ビジョン編」と、それに基づき講ずべき施策を定める「総合戦略編」から成る「宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を取りまとめて、今議会に提案したところであります。これは、県民が共有をして、今後、地域のあり方について考えていく一つの指針となるものと考えております。本戦略により、長期的視点に立った総合的な対策を進め、本県の人口減少に歯どめをかけてまいりますとともに、市町村とも十分連携をし、県民の皆様に地域の将来像を真剣に考えていただきながら、地方創生に全力

を傾けてまいりたいと考えております。

次に、この地方創生におきまして力を入れていく施策についてであります。本県の人口減少の大きな要因は、進学や就職時の若年層人口の流出などによる社会減でありまして、この改善に取り組むことが最大の課題であります。このため、総合戦略では、「みやざき創生始動プロジェクト」として3つの取り組みを先行的に進めることとしております。1つ目は、世界農業遺産やユネスコエコパークの登録などにより、中山間地域の活性化を図る「世界ブランドのふるさとみやざきプロジェクト」。2つ目は、県外出身者には本県を新たなふるさととして、また、県外の本県出身者には心のふるさととして、移住・U I Jターン対策を進めます「2つのふるさとづくりプロジェクト」。3つ目は、付加価値の高い産業創出などにより、県外から外貨を稼ぎ、地域で循環させ、経済活性化と所得向上を目指す「みやざき新時代チャレンジ産業プロジェクト」であります。これらの取り組みを通じ、本県の特色や優位性を最大限に生かしながら、社会減の抑制を図ってまいります。

次に、東京圏からの高齢者の地方移住についてであります。日本創成会議が6月にまとめた「東京圏高齢化危機回避戦略」は、東京圏での介護施設不足の深刻化を背景に、1都3県での連携対応とともに、高齢者の地方移住環境の整備などを提言したものであります。高齢者の地方移住は、医療・介護分野を中心とした雇用の創出や、元気な高齢者による経済活動を通じた地域経済への波及効果が期待される一方で、医療・介護にかかわる人材の確保や、医療・介護保険制度における自治体負担などの問題もあると考えておりまして、本県としても、新たな地方負担を生じさせない国全体としての制度の見

直しについて国に要望しているところであります。私としましては、こうした現実をしっかりと見据えつつ、高齢者の皆さんが安心して老後を迎えられ、みずからの希望に沿って居住地を選び、地域も喜んで受け入れることのできる環境づくりが何よりも重要であると考えておりまして、今後とも、国への働きかけを含め、その実現可能性を探ってまいりたいと考えております。

最後に、新型交付金についてであります。御指摘のとおり、新型交付金の概算要求枠は、26年度補正予算で措置されました先行型交付金の1,700億円を下回る1,000億円程度とされるなど、必ずしも地方が要望した内容とはなっていない状況であります。自主財源に乏しい本県といたしましては、国費が多いにこしたことはないわけではありますが、一方で、私は、地方創生の実現のためには、何に取り組み、どのように成果を出していくかということが何よりも重要であると考えているわけであります。このため、新型交付金を初めとする各省庁の地方創生関連予算を積極的に活用しながら、今議会に提案をしております「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた施策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○総合政策部長（茂 雄二君）〔登壇〕 お答えします。

移住・U I Jターン対策についてであります。県では、ことし4月から、東京と宮崎に「宮崎ひなた暮らしU I Jターンセンター」を開設し、住まいや仕事などの一元的な情報発信や移住希望者への相談対応などを行っているところですが、相談窓口の認知度向上と移住希望者に対するきめ細やかなフォローアップが課題

と考えております。そのため、今後、移住情報サイトや首都圏での移住相談会等を活用した情報発信など、戦略的なPRを実施するとともに、県、市町村、関係団体等が一体となって、移住・定住に向けた受け入れ体制の強化を図ってまいります。また、移住・農林業体感ツアーの実施、中山間地域における農林業での受け皿の確保に向けた支援、U I J ターン希望者と県内企業等のマッチングなど、関係部局が連携して、移住・U I J ターンの推進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○警察本部長(野口 泰君)〔登壇〕 お答えします。

「日本のひなた」という言葉に象徴されたとおり、宮崎県は、温暖な気候と豊かな自然に恵まれた人情味あふれる土地柄と伺っており、この地で勤務できることを大変光栄に思いますとともに、本県の治安維持の責任者としての重責に、身の引き締まる思いでございます。

本県警察の運営につきましては、坂口前本部長の方針を受け継ぎ、宮崎県警察の基本方針であります「県民の期待と信頼にこたえる力強い警察」を基本とし、「世のため、人のために仕事をやる」という警察の原点を肝に銘じ、警察の使命であります、県民の皆さんが安心して平穩に生活できる治安の確立に向けて、組織の総力を挙げて諸活動に取り組んでまいりる覚悟であります。以上であります。〔降壇〕

○外山 衛議員 野口本部長におかれましては、県民が安心して生活できるように、本県の治安維持に御尽力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

地方創生にとりまして、人口減少は大きな課題であります。社会の若返りの実現を目標とし

て頑張っていただきたいと思います。ただ、移住対策におきまして、本県は、家賃、物価ともに2年連続で日本一安いとのことでもあります。これは移住者にとりましては魅力的で、セールスポイントの一つとしたいという話もありますが、この背景には、県内の経済状況、そして県民所得が低いという現実がありますので、このことも見据えて、生産性のある移住促進となりますように取り組んでいただきたいと思います。

次に、ミラノ国際万博について伺います。

「食」をテーマとした初めての国際博覧会であります「ミラノ国際博覧会」に、去る9月2日から5日まで、本県が出展をいたしました。現地からの報道を見ておりますと、神楽や本県の食材などに多くの方々が関心を持っていただき、大変盛況であったと聞いております。本県からは河野知事以下、県の幹部職員の方々が出展セレモニーに参加され、あわせて関係機関への訪問を行われたほか、また、県議会からも星原議長を初め、多数の議員がミラノを訪れ、出展状況の視察や現地関係者との交流を行うなど、大変有意義な調査であったと伺っております。現地に行かれた皆様方、大変お疲れさまでございました。

そこで、このようなヨーロッパにおける大規模イベントに本県が単独で出展することは、初の試みではないかと思いますが、知事の感想をお伺いいたします。

また、今回の出展につきましては、これを契機としたEU市場への販路拡大につながるものが目的とされておりますが、今回の手応えと、今後の展開に向けてどのように取り組んでいけるのか、あわせてお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) まずは、今回の出展に

当たりまして、現地で日本館の運営を初め、さまざまな御配慮をいただきましたジェトロの事務局を初め、参加された企業、県議会、県民の皆様のご御理解、御協力に深く感謝を申し上げます。

今回の出展に当たりましては、海外初となります銀鏡神楽の奉納、また宮崎牛などの調理パフォーマンス、剣道の演舞、それから、みやぎ犬のダンスなど、多くの方々に御鑑賞いただきまして、宮崎の魅力というものをしっかりとアピールできたのではないかと考えております。また、各企業の商品のPRでは、合計で4,000食の試食の提供と聞き取り調査を行うなど、宮崎の食の魅力をしっかりと伝えるとともに、県産品に対する評価と課題の生の声を聞くことができました。これまでは、さまざまな取り扱い業者を通じて消費者の声というものを間接的に聞いていたわけですが、まとまった人数の消費者の声をじかに聞くことができた、これは非常に貴重な機会であったということを出展企業からも伺っております。

ただ、さまざまな課題はあるわけでありまして、そういったところもしっかり克服に努めながら、出展で培われました輸出のノウハウや人的ネットワーク、会場で得られた意見などを生かしながら、10月にドイツで開催されます大規模見本市などにおける販路開拓のサポートや、アジアを初め、EU、北米など、グローバルな市場を目指す県内企業を後押ししてまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** EU圏への輸出に関しましては、幾つもの課題や条件があると思います。また、環境整備についてもハードルが高いとも聞いております。容易ではないと思いますけれども、今後、東アジアを中心とした展開とあわせ

て、EU市場の拡大に向けても、戦略性を持ってしっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、マイナンバー制度についてお伺いたします。

来月からマイナンバーの通知が開始されるようではありますが、制度の内容がよくわからないというのが県民の皆さんの実感ではないかと思っております。そこでまず、導入されるマイナンバー制度の目的と具体的な内容について、総合政策部長にお伺いたします。

**○総合政策部長(茂 雄二君)** マイナンバー制度につきましては、社会保障における不正受給の防止や、きめ細やかな行政サービスの提供による公平・公正な社会の実現、行政手続の簡素化による国民の利便性の向上や行政の効率化という目的のもとに導入されるものです。マイナンバーは、一人一人異なる12桁の番号であり、住民票をお持ちの全ての住民に対しまして、ことし10月から世帯ごとに通知され、平成28年1月から、社会保障、税、災害対策という3つの分野の行政手続に限定して運用が開始されることとなっております。その後、平成29年7月からは、国や地方公共団体を結んでの情報やりとりが開始され、行政への申請時に必要となっている添付書類が省略されるなど、住民の負担軽減が図られる予定であります。

**○外山 衛議員** 制度導入により、社会保障や税の行政手続におきまして住民の負担軽減も図られるとのことですが、県民や企業等への制度の周知がまだまだ足りないのではないかと思います。最近公表されました世論調査では、いまだ半数以上の人は内容をよくわかっていないという結果であるようであります。制度の導入に伴い、税の申告や雇用保険な

どの社会保障関係の手續において、民間事業者の事務負担が増加し、その対応が大変だとの声が聞こえております。そこで、マイナンバー制度の周知方法についての取り組みと民間事業者への支援について、総合政策部長にお伺いをいたします。

**○総合政策部長(茂 雄二君)** マイナンバー制度の円滑な導入を図るためには、制度の内容や必要となる手續などにつきまして、国や市町村と連携した周知・広報活動が大切であると考えております。このため、テレビや新聞での政府広報とあわせまして、県におきましても、ホームページや広報紙などで周知・広報を行いますとともに、出前講座や民間事業者の方々が開催される研修会などに、これまで延べ40回程度職員を派遣し、制度の説明を行っております。あわせて、市町村においても、ホームページや広報紙への掲載、地区説明会などに取り組まれているところであります。また、事務負担増加に関する民間事業者への支援につきましては、全国知事会を通じて国に要望しているところであります。今後とも、国や市町村と連携し、県民の皆様のご理解が進みますよう取り組んでまいります。

**○外山 衛議員** ありがとうございます。制度の悪用でありますとか個人情報の流出など、懸念材料もありますので、今後の制度運用につきましては、しっかりと取り組んでいただくようお願いをいたします。

次に、減災力強化推進について伺います。

東日本大震災は、死者・行方不明者が2万人を超える未曾有の大災害でありました。東北地方では、これまでも地震、津波による被害を受けていた地域であり、想定地震を踏まえた防災訓練を実施するほか、食料等も備蓄するなど、

さまざまな備えを行っていたようでありますが、想定を上回る規模の災害でありました。

国では、この東日本大震災を教訓に、南海トラフでマグニチュード9クラスの地震、いわゆる南海トラフ巨大地震が発生した場合の各種想定を平成24年度に公表いたしました。国の想定によりますと、本県においても甚大な被害が予想されることから、県及び各市町村では、南海トラフ巨大地震の各種対策に鋭意取り組まれていると思います。そこで、この南海トラフ巨大地震等に関する減災対策について県はどのように取り組んでいるのか、危機管理統括監にお伺いをいたします。

**○危機管理統括監(金丸政保君)** 南海トラフ巨大地震では、本県において甚大な被害が想定されていることから、県では、被害を最小化するための「新・宮崎県地震減災計画」を平成25年に策定しております。この計画に基づきまして、建物の耐震化や重要インフラの整備のほか、住民の早期避難、防災士の育成、自衛隊など関係機関との連携強化など、ハード、ソフトの両面からの対策を進めております。

このうち、住民の早期避難につきましては、平成25年度からの2カ年で、沿岸の市や町における51カ所の避難場所の整備につきまして支援を行うとともに、津波避難タワー等の整備につきましても、本年度から、県からの交付金について予算措置を講じております。今後とも、去る6月議会で造成いたしました30億円の大規模災害対策基金の活用も含め、さらなる対策の強化に努めてまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 続きまして、南海トラフ巨大地震のような大規模災害が発生した場合の応急対策も重要であります。また、災害が大規模であればあるほど、一つの県や市町村だけでは対



応が困難となってまいります。私は、あの東日本大震災発生時に内陸部から沿岸部に対する支援を行った岩手県遠野市を視察してまいりました。遠野市は、東日本大震災以前から、想定されていた地震に備え、支援体制の構築を図るとともに、大規模な訓練も実施しておりました。この遠野市では、大震災発生後、速やかに遠野運動公園を開放し、自衛隊等の受け入れ体制を整えるとともに、遠野市東日本大震災後方支援活動本部を設置し、被災地への支援に当たったとのことであります。

県内でも、都城市が遠野市を参考に、沿岸部のバックアップシティーとして、その備えに取り組まれているようではありますが、南海トラフ巨大地震が発生した際の都城市の広域的な応援の動きについて、危機管理統括監にお伺いします。

**○危機管理統括監（金丸政保君）** 大規模災害が発生した場合の市町村間の応援につきましては、本年2月に、県南の10の市と町で、津波被害を想定した内陸部から沿岸部に対する支援について検討するための協議会が設置されております。この協議会の中心となっております都城市では、現在、災害発生時に職員の派遣や物資の支援がどの程度できるかなどの可能性調査が行われております。また、協議会を構成する市と町の担当課長会議では、避難者を受け入れることのできる施設の把握や情報共有、支援計画の策定、訓練の実施など、今後、協議会として取り組んでいく内容につきまして議論が行われております。県といたしましては、今後とも、都城市を中心としたこの取り組みにつきまして、必要な助言を行ってまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 次に、先月30日に、県総合防

災訓練が都城市、日南市、串間市において実施をされました。この中では、沿岸部被災地への広域的な支援を想定した訓練も行われました。知事も、訓練会場となりました3市を回られて現場を視察されたとのことでありますが、訓練を実施されて、その成果や見えてきた課題についての総括を伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 私は当日、星原議長とともに、日南市、串間市、都城市、それぞれ訓練会場を、駆け足になりますが、視察したところであります。外山議員にも日南会場に参加をいただき、感謝申し上げます。関係機関や多くの県民の皆様がそれぞれの立場で真剣に訓練に参加いただいている姿を拝見しまして、大変心強く思ったところであります。今回の訓練でも、121に及ぶ多くの関係機関に参加をいただきまして、事前準備から訓練の実施に至るまでの議論、また準備を通じて、これらの機関との顔の見える関係が構築できましたことは、大きな成果であると認識をしております。

また、今年度の訓練の特徴としましては、今、御指摘がありましたような、津波被害を想定して、内陸部の都城市から沿岸部の自治体を支援する訓練というものを初めて実施したところであります。後方支援拠点としての準備を進めていただいている都城市との連携ということで、こうした自治体間の連携がまた一歩前進をしたと考えております。

一方で、このような支援を被災地に確実に届けていくためには、まだまださまざまな議論、検討が必要であると考えておりまして、今後とも、市町村と連携しながら検討を進めるとともに、訓練を重ねることによりまして、本県の防災力の強化に努めてまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 私もこの訓練を見てまいりました。日南市の訓練におきましては、住民の方々の積極的な協力が得られたようでありました。災害発生を想定したできる限りの対策は重要でありますけれども、何より大事なのは県民の命を守ることですので、災害発生に関する情報が正確かつ迅速に提供されるよう、減災対策の一層の充実を図っていただきますようお願いいたします。

次に、自殺対策について伺います。

全国の自殺者数は、平成26年に2万5,472名となり、平成18年の自殺対策基本法制定以降、官民が連携し、自殺対策に取り組んだ結果、5年連続で減少している状況であります。

一方、本県における自殺者数は、おおむね300人台後半で推移し、平成19年に過去最高の394人を記録後、減少傾向にあったわけですが、昨年は、前年比9人増の265人となっております。また、人口10万人当たりの自殺死亡率は、前年より1人増の23.9人で、残念ながら全国ワースト3位となるなど、いまだに多くの方がみずからとうとい命を絶たれている、大変厳しい現実にあると思います。そこで、本県における自殺の現状について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 本県における自殺の現状を申し上げますと、まず、男性の自殺者が多いことが挙げられます。率にしますと女性の3.2倍、それから、年代別に見ますと、40歳代から60歳代の働き盛り世代の自殺が多くなっております。また、原因・動機別では、健康問題が一番多くなっておりまして、その半数を精神疾患が占める状況にあります。さらに、自殺者の約4人に1人が自殺未遂歴を有しますとともに、10歳代から20歳代の若年層において

は、平成19年以降、余り減少が見られないといった状況でございます。

○外山 衛議員 県ではこれまで、さまざまな自殺対策に取り組み、おおむね減少傾向にあった現状を踏まえ、対策にどのように取り組んでおられるか、再度、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 県では、働き盛り世代の自殺が多いことを受けまして、中小企業関係者との接点の多い商工会議所等の職員向けに、メンタル面のケアに関する研修等を実施いたしますとともに、自殺者に精神疾患を抱える方が多いことに対しましては、患者の精神的な異変にかかりつけ医が早期に気づいて精神科医につなぐというモデル事業を、西諸県地区において実施しているところでございます。また、自殺者の4人に1人、未遂歴があるという状況から、延岡地区におきまして、地元の救急病院、警察、消防、精神科病院が連携して、自殺未遂者への支援を行うモデル事業を本年度から実施するなど、水際の対策にも取り組んでいるところでございます。

さらに、若年層の自殺者の減少率が小さいといったことを受けまして、大学や高校等への出前講座など、啓発事業の実施でありますとか、思春期向けの特設サイト「宮崎こころの保健室」の開設によりますメール相談対応など、若年層への対策にも取り組んでいるところでございます。

○外山 衛議員 ただいま、それぞれの課題に対応した取り組みについて御紹介をいただいたわけですが、世の中の目まぐるしい変化も自殺の要因の一つではないかと考えます。急速な少子高齢化、隣人とのかかわりを好まないライフスタイルの普及、経済情勢の変化等を背

景に、現代社会におきましては、失業や長時間労働、孤独死、さまざまな虐待など、どこか生きづらい世の中になってきたと言われております。つい先日も、18歳以下の子供の自殺が夏休み明けに多いことを示すデータが公表されたばかりであります。これらの状況を見ておりますと、行政だけの力ではできないことには限りがあるような気がしてなりません。県におかれましては、先ほどお話をいただきました対策以外の部分、例えばNPOなどによる夜間の電話相談でありますとか、民間企業及び地域住民の協力による取り組みも進めてこられたと思うのですが、どのようなものがあるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 民間企業や地域住民などの協力による自殺予防への取り組み、大変重要であると考えております。御質問で例として挙げられました夜間での電話相談におきましては、NPO法人などが、傾聴と呼ばれる専門性の高い手法によって対応しております。自殺を考えるほど絶望している相談者の心に抱える気持ちや原因など、洗いざらい話を聞いていただいて、相談者の孤独感や絶望感を和らげていただいているところでございます。また、県内の理美容店の協力によりまして、定期的に来店されるお客様のちょっとした様子の違いに気づいて声かけをする「こころの健康サポート協力店」の取り組みや、宅配業者など県内14の民間企業の協力によるひとり暮らし高齢者などへの見守り活動のほか、民間団体が自主的に取り組む地域のきずなづくりの取り組みなど、県民挙げて自殺対策を推進しているところでございます。

県といたしましては、今後とも、医療や保健などの専門機関はもとより、県民の力を結集す

ることで、自殺のない地域社会づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 自殺予防に対する方策、取り組みについて伺いました。自殺は、心のありように起因します。答弁にもありましたとおり、専門機関はもとより、家族や地域住民の気づきが大切であると考えます。今後とも、県におかれましては、一人でも多くのとうとい命を救うために、県民挙げての自殺対策の推進に努めていただきますようお願いいたします。

次に、子供の貧困対策について伺います。

GDP世界第3位の日本は、豊かな先進国であります。しかしながら、厚生労働省の調査によりますと、平成25年の子供の貧困率は過去最高の16.3%と高い割合に上り、6人に1人が貧困に該当するという非常に厳しい現状にあると言われております。貧しくてきちんとした教育を受けられない子供たちや、家庭が崩壊して親の愛情を十分に受けられないで成長してきた子供たちが、時によってはさまざまな問題を引き起こしております。

このような中、国におきまして、「子どもの貧困対策法」が平成26年1月に施行され、貧困の子供が健やかに育成される環境を整備し、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進することとなっております。そこで、子供の貧困対策につきまして、子供の貧困の実態を把握しにくいとか、効果的施策が見つからないなど、さまざまな課題もあるかと思いますが、本県の子供の貧困の現状と課題を踏まえた今後の取り組みについて、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 本県における子供の貧困の現状につきましては、生活保護世帯が毎年増加している中で、18歳未満の受給者

数も過去5年間で約1.4倍に増加しており、母子世帯の約6割は平均月収15万円未満の状況にございます。さらに、本県の生活保護世帯の高等学校進学率は83.3%となっております。一般世帯と比べますと14.9ポイント低くなっております。こうした状況を踏まえ、保護者の自立や就労支援、子供の教育支援などの充実が重要な課題であると考えております。今年度策定いたします「宮崎県子どもの貧困対策計画」では、こうした課題を大きな柱と位置づけまして、教育や生活、経済的な観点から、さまざまな支援策の検討を行っているところであります。また、検討に際しましては、本県の温かな県民性あるいは地域のつながりを生かしまして、子供を中心とした施策となりますよう、福祉、教育、民間団体等、多様な主体と連携しながら協議を進めているところでございます。

○外山 衛議員 ありがとうございます。子供の貧困と言いますけれども、家庭環境がその貧困を生んでいる一つの要因であります。背景には格差の拡大があり、貧困の連鎖につながっているのではと考えます。国などの経済的な支援に頼るしかないのかもしれませんが、まずは実態把握に努め、政策を実効性のあるものとしていただくようお願いをいたします。

次に、森林整備予算の確保について伺います。

戦後植えられました本県の森林資源は、約18万ヘクタールある杉の約75%が36年生以上を占め、その多くが伐採期を迎えております。このような中で、近年、中国等アジア向けの木材輸出、大型製材工場の稼働やバイオマス燃料の用途拡大など、木材需要の高まりに伴い、伐採面積の増加が見込まれております。一方で、伐採跡地の再造林が追いつかないのではないかと

いう危惧もございます。再造林を推進していくためには、国の森林整備予算の確保が何より重要であると考えておりますが、年々予算が縮減されている状況であります。そこで、森林整備予算の確保についてどのように取り組んでいるのか、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長(大坪篤史君) 本県の目指す資源循環型の林業を実現していくためには、再造林に必要な予算確保が大変重要でございます。そのため本県では、「みやざきの提案要望」に森林整備予算の確保を盛り込みまして、7月に、農林水産大臣、林野庁長官、そして本県選出国會議員等に要望活動を行ったところでございます。さらに、市町村や林業関係団体も同様の趣旨の要望活動を行っております。今後とも、関係機関と連携を図りながら、全国に先駆けて再造林対策に直面している本県の実情を十分説明しまして、必要な予算の確保と本県への傾斜配分について十分努力してまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 予算が削減され続けますと、再造林に対する意欲の低下につながります。持続可能な森林経営を確立し、森林を支える山村地域の衰退を招かないためにも、引き続き、関連予算の確保に向けて努めていただきたいと思います。

次に、県産材の県外への需要拡大及び輸出拡大に向けた取り組みについて伺います。

本県におきましては、恵まれた自然条件を背景に、戦後造成された杉を中心とする人工林資源が、全国に先駆けて充実してきております。杉の素材生産量は、平成3年から24年連続日本一となっております。また、これまでの地道な取り組みに加え、近年の為替相場などの輸出環境の好転により、丸太輸出が大きく伸びている

とも伺っております。しかし、一方で、国内では、少子高齢化に伴う将来的な人口減少が見込まれており、これに連動して、新設の住宅着工戸数の減少等に伴う木材需要の縮小が懸念されております。今後も、本格的な伐採期を迎え、素材生産量はまだまだ伸びると思われまます。これらの資源を生かして、林業・木材産業の成長と地域経済の活性化につなげていくためには、木材の需要をさらに拡大させることが重要と考えております。そこで、県産材の県外への需要拡大及び輸出拡大について、今後どのように取り組んでいかれるか、環境森林部長にお伺いします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 県産材の県外への需要拡大につきましては、住宅分野はもとよりですが、公共建築物や商業施設などの非住宅分野の木造・木質化も積極的に推進することとしております。この中で、県外に向けましては、昨年11月に川崎市と基本協定を締結するなど、大都市における新たな木材需要の開拓に向けて連携して取り組むこととしたところでございます。また、海外輸出につきましては、主に東アジアを対象としまして、市場調査やトップセールスなどのプロモーション活動を実施するとともに、プレカットした材料とこれを組み立てる建築技術をパッケージにした材工一体による輸出を推進することといたしております。これらの取り組みによりまして、国内市場はもとより、海外市場の開拓も進めて、県産材の需要拡大に積極的に努めてまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** よろしくお願ひします。

宮崎県と川崎市は昨年11月に基本協定を締結し、新しい価値の創造モデルの確立や地域の活性化、持続的成長に向けた取り組みを進めると

しております。その連携・協力のテーマの一つに、「国産木材等を活用した豊かなまちづくり」が掲げられております。このような中、本年2月には川崎市で「都市の森林フォーラム」を開催され、川崎市の建築・設計業者等々と県内の木材関係者が互いに交流を深めたと思ひました。大都市圏等において木材を利用することは、法的な問題も多く、難しいところもあろうかと思ひますが、大都市圏等における新たな県産材活用につながるものと期待をしております。そこで、川崎市との木材分野における基本協定について、現在の取り組み状況と今後の展開につきまして、環境森林部長にお伺ひいたします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 川崎市との基本協定のうちの木材分野ですけれども、本年2月に川崎市で「都市の森林フォーラム」を開催いたしました後、6月には、先方から建築や設計企業の関係者約30名にお越しいただきまして、本県の有する木材利用技術について高い評価をいただいたところであります。

また、都市部における木材利用につきましては、建築基準法や消防法などの法規制上の課題も多いものですから、これらの解決方法を検討するため、首都圏の企業を中心にスギ利活用検討委員会を設置しまして、8月末に東京で第1回目の会議を開催したところでございます。今後は、この委員会におきまして、例えば小学校の増改築や商業施設内での木育スペースの創出、さらには、オリンピック関連施設に向けた提案などについて検討を進めまして、都市部での新たな木材利用モデルを構築してまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 木材の輸出に関しましては、まずは、仕向け先のニーズ調査を行い、需要を

きめ細かく把握することが重要であると考えます。実態調査やデータを収集し、木材がどのように使われるのか、施工法や施工業者などの仕組みも詳細につかみ、官民一体となって販路拡大に向けて取り組んでいただきたいと思います。また、川崎市との協定に基づき、木材の利用促進を図るなど、都市と地方の連携による地方創生モデルが確立するよう、積極的な取り組みをお願いいたします。

次に、先般、知事、宮崎市長、フェニックスリゾート社から表明をされました屋外型ナショナルトレーニングセンターの誘致について伺います。

これは、スポーツキャンプのメッカ宮崎ならではの取り組みと受けとめており、キャンプ・合宿のさらなる誘致につながることはもちろん、2巡目国体に向け、県民の競技力向上にも資するほか、オーシャンドームが、本県観光のイメージに合う新たな施設に生まれ変わる機会になるものと期待をしております。そこで、今回の誘致に関し、どのような思いでその判断をなされたのか、知事の所見をお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** ナショナルトレーニングセンターは、日本代表クラスのトップアスリートを対象とするトレーニングや、スポーツメディカルなどの機能を一体的に備えた施設であります。本県が取り組むスポーツランドみやざきのブランド向上につながりますことから、県では、このような施設について以前から調査研究を行ってきたところであります。私自身も、東京都北区に屋内型のトレーニングセンター、柔道、レスリング、水泳、バレー、いろいろそういった施設があるわけではありますが、二度ほど視察をしているところであります。

こうした中、今回、フェニックスリゾート社から、オーシャンドーム跡地に屋外型ナショナルトレーニングセンターを誘致したいとの提案がなされました。既にゴルフにつきましては、ナショナルトレーニングセンターに位置づけられておりますし、トライアスロンも日本代表クラスの練習拠点に位置づけされております。そういったものを核として、さらにほかの種目にも広げた形での施設整備という提案でございます。私としましては、こうした施設を誘致することで、他県のキャンプ地との差別化を図りまして、新たなキャンプ誘致や県外からの誘客の増加など、本県経済に大きな効果が期待できること、また、本県の競技力向上にも寄与するものであること、また、跡地の利活用案が本県のイメージに沿った形で示されたことなどから、前向きに取り組んでいきたいと考えたところであります。

屋外型ナショナルトレーニングセンターにつきましては、現在、国においては具体的な方向性が示されていない段階であります。前回のロンドンオリンピックにおいて、先ほど話をしました北区の屋内型トレーニングセンターが整備されたことにより、屋内型競技に関してはメダル数がぐっと伸びておるわけではありますが、屋外型についてはなかなかそういう状況がない。今後、スポーツ庁の設置などにより力を入れていくという段階の中で、その重要性、必要性が議論されるものと考えておりまして、早急に整備方針を示していただきますとともに、何としても本県へ誘致したいと考えておりまして、宮崎市と共同して提案・要望を行ってまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 今のところ、国の方針が具体的には固まっていない段階である中、宮崎から

国を動かしたいという知事の強い思いが込められたものと受け取りました。国立競技場問題など、国の動向も流動的でありまして、屋外型ナショナルトレーニングセンターの誘致も決して容易なものではないと思いますが、今後どのような取り組みを進めていくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 屋外型ナショナルトレーニングセンターの誘致に当たりましては、まずは宮崎市を初め、県内の経済界、スポーツ競技団体などと一体となり、誘致を推進する組織を設立し、県民総力戦で取り組んでまいりたいと考えております。

具体的には、国に設置が予定されているスポーツ庁などに対し、施設の必要性はもとより、本県が取り組んでまいりましたアスリート第一の視点での受け入れや、日本代表クラスのキャンプの実績、さらには、スポーツメディカル、アスリートフードといった先駆的な取り組みをアピールするなど、誘致活動を行ってまいります。また、施設利用の対象となる屋外系の競技団体から、当該施設の整備を求める声を上げていただくことが非常に重要であります。このため、スポーツ競技団体の中央組織等に対しましても、今回の提案の内容について説明をし、整備に向けた機運醸成や誘致活動の応援・協力を要請しながら、本県への誘致につなげてまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 今回の提案につきましては、地方創生の柱になり得ると思っておりますので、今後、積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

次に、高校生の県内就職率について伺います。

今春の県内高等学校卒業生の就職内定率

は、99.9%と過去最高であったと聞いております。ところが、就職先の内訳を見ますと、多くの若者が県外に流出している状況にあり、高校卒業生の県内就職率は、ここ10年、全国40位台で推移しておりましたが、昨年度はついに最下位という大変厳しい状況になりました。先日公表されました7月の県内の有効求人倍率も1.04倍と非常に高く、県内は人手不足の状況となっているのに、なぜ高校生が県内に残らずに県外に流出をしているのか、疑問に感じるところであります。しっかりと原因を分析して対策に取り組む必要があると考えますが、まず、高校生の県内就職率が全国最下位となった要因についてどのように分析しておられるのか、商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 地方創生に取り組む中で、今回の結果については大変重く受けとめております。景気の回復基調を背景としまして、県内外の企業において人材獲得競争が厳しさを増しております。県内企業では、県外企業と比べて遅かった求人票の提出が早まりますとともに、求人数も伸びておりますけれども、一方で、給与等の雇用条件がよい都市部の企業の求人が大きく伸びたことが要因の一つであると考えております。また、大企業志向や希望する職種があることなどを理由に都市部を希望する生徒が多いこともまた事実でございます。さらに、県内就職を希望しながら、地元により企業があることを十分に知らないまま、結果的に県外を選択する生徒がいると学校現場から伺っておりまして、県内企業の魅力が生徒に十分伝わっていないという点も要因の一つであると認識しております。

**○外山 衛議員** これは個人の職業選択にかかわる問題でありまして、簡単に解決できる問題

ではないと思いますが、地方創生を実現するためには若い世代の力が必要不可欠であります。そこで、高校生の県内就職率向上のために今後どのような対策を考えておられるか、商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 人口減少対策に取り組む中で、高校生の県内就職率の向上を図ることは大変重要であると考えております。今回の最下位という結果を受けまして、年内に企業の人事担当者と高等学校の進路指導担当者等による意見交換会を開催しまして、県内企業の魅力を学校に伝えますとともに、相互の理解を深めていきたいと考えております。また、行政、教育機関、経営者団体等で構成します「新規学卒者等就職・採用応援本部」におきまして、企業側が取り組むべきこと、学校において行うべきこと、そして、企業と学校、生徒との距離を近づけ連携をするために行政として行うべきこと等につきまして、県内就職の促進に向けたそれぞれの新しい対策を年内に取りまとめたいと考えております。

**○外山 衛議員** 本県が地方創生に取り組む中で、高校生の県内就職率が全国最下位という結果は、大変深刻な事態であると考えております。今後、県が中心となって、経済界や学校、関係機関ともしっかり連携をして、多くの若者が地元で働けるような環境整備に力を入れて取り組んでいただくようお願いいたします。

次に、観光振興について伺います。

宮崎を代表する観光地の一つである青島の中核をなす施設として重要な役割を果たしている県立青島亜熱帯植物園は、開園から50年が経過し、施設が老朽化していることから、昨年度よりリニューアルを行っております。今後は、植栽や園路等の工事、年間を通してブーゲンビリア

アが楽しめる大温室の建てかえなど、ゆっくりとくつろいでいただけるような空間づくりが着々と進められているということでもあります。また、同植物園は、シンガポール植物園と昭和40年に姉妹植物園のあかしを締結しており、ことしで姉妹園50周年を迎えると伺っております。そこで、県立青島亜熱帯植物園のリニューアルオープン時期と、姉妹園でありますシンガポール植物園に関連した取り組みについて、県土整備部長にお伺いをいたします。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 現在、再整備を行っております県立青島亜熱帯植物園のリニューアルオープンの時期につきましては、来年3月末を予定しております。また、シンガポール植物園は、ことし7月に世界遺産に登録された歴史ある植物園であります。関連した取り組みといたしましては、姉妹園50周年を記念して寄贈いただいた、シンガポールの国の花であるランの一種でありますバンダ・ミス・ジョアキムを初め、これまでに寄贈を受けたブーゲンビリアや貴重なランなどの展示コーナーを、新たに大温室の中に設けることとしております。さらに、リニューアルオープンイベントにシンガポール植物園長を招待することとしており、御講演をお願いしたいと考えているところでございます。今回のリニューアルを契機に、今後とも、青島亜熱帯植物園の魅力を高めることにより、青島地区の活性化につなげていきたいと考えております。

**○外山 衛議員** 植物園のリニューアルによりまして、青島観光の核となるような魅力アップを図っていただき、観光客の増加で青島がさらに元気になるように期待をしたいと思います。

次に、クルーズ船の誘致について伺います。昨年度にクルーズ船で訪日をした外国人は41



万6,000人、日本への寄港は653回となり、過去最高となっております。油津港におきましては、係留施設の整備後、10万トンを超える大型クルーズ船の寄港が可能となったことにより、先月16日には、アジア最大の16万トン級クルーズ船「クァンタム・オブ・ザ・シーズ」が入港いたしました。全長348メートル、乗客4,800名、乗組員1,500名、合わせて6,300名と、まさに一つの町が海上を移動しているようなものであります。その記念式典で乗船した折に、上海のクルーズ船運航会社の社長から、「来年は油津港に16回寄港を予定している」と伺いました。今後の進展に大いに期待しているところであります。そこで、本県へのさらなる誘致促進を図るため、今後どのように取り組んでいかれるのか、知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 大型クルーズ船の誘致につきましては、一度に大勢のお客様が来県をされることにより、ショッピングや飲食などの直接的な経済効果は大変大きいものがありますし、また、口コミによるアピール効果、リピーターの効果、もろもろ期待できることであります。本県の地域経済の活性化に寄与していくものと考えております。私は、油津を初め、そういうすぐれた港が本県にあるということは大変ありがたいことであって、これを最大限活用していくことが地方創生にもつながっていくという認識であります。

このため、本年を「みやぎきクルーズ元年」と位置づけまして、先月には私自身も上海を訪問し、大手クルーズ船運航会社へのトップセールスを行いまして、本県へのさらなる寄港に向けて強く働きかけを行ったところであります。今、御指摘がありました「クァンタム・オブ・ザ・シーズ」に乗ってこられました上海の支社

長さんからは、油津港が、例えば博多や長崎などと比べても非常に自然豊かな港で、船がアプローチしてくるときなど、眺めが素晴らしいという高い評価をいただいております。大規模なショッピングの場などはそういう都市部にはかなわないわけですが、本県ならでの魅力をアピールできる大きな可能性を感じたところでもあります。海外における本県の認知度の向上、また、こうした魅力をアピールするため、クルーズ船運航会社とも連携したプロモーションを展開しますとともに、クルーズの見本市などにも積極的に出展することにしております。私としましては、今後とも、地元自治体等と連携し、おもてなしによる乗客の皆様の満足度を高めながら、私自身が先頭に立ちましてクルーズ船の誘致活動を積極的に推進することで、本県を南九州のクルーズの一大拠点にしていきたいと思います。

**○外山 衛議員** クルーズ船の誘致につきましては、国も、2020年に「クルーズ100万人時代」の実現を目指すとしており、今後、自治体間の誘致競争が激化していくものと思われまます。地元の日南市におきましては、県内の10市町と一体となり、国際競争力の高い魅力ある観光地づくりを推進するため、宮崎県南部広域観光協議会を設立し、県とも連携を図りながら取り組んでおります。日南市により、お土産や飲食などの直接的な消費だけで、6月に上海から寄港した7万トンクルーズ船で約3,000万、7月に台湾から寄港した13万トン級クルーズ船で約4,000万の経済効果があったとのことでもあります。そこで、クルーズ船の寄港に伴う経済効果をより高めるとともに、その効果を広く県内に波及させることが重要と考えますが、県はどのように取り組んでいかれるのか、商工観光労働

部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長(永山英也君)** 県では、クルーズ船の寄港に伴う経済効果を把握するため、8月に細島港と油津港に寄港したクルーズ船3隻の乗客に対し、初めて消費動向に関するアンケート調査を実施いたしました。その結果はまだまとまっておりませんが、例えば買い物について、購入した品目や金額、購入したかったけれども見つけられなかった品目など、かなり詳細な内容となっております。しっかりと分析を行った上で、今後のクルーズ船の寄港に伴う経済効果をより一層高めていくために生かしていきたいと考えております。また、最近の観光ルートでは、東九州自動車道などの整備効果もあり、油津港に寄港した乗客が、日向市や綾町、都城市など、以前に比べると広範囲に周遊しているところではありますけれども、関係の市町村等とも連携をしまして、新たな広域観光ルートの設定を行うなど、より広範囲に経済効果が波及するように努めていきたいと考えております。

**○外山 衛議員** よろしくお願ひします。アンケート結果につきましては、詳細はまだまとまっていないということですが、分析を十分行った上で、関係市町や民間事業者にフィードバックをしていただき、経済効果を高めるために生かしていただくようお願いいたします。

次に、漁業振興について伺います。

報道にもありましたように、ことしはキハダマグロの豊漁やマイワシの漁獲量の増加など、明るい兆しも見られる一方で、九州西沖や沿岸のカツオ漁は不振であるなど、さまざまであります。本県水産業は、カツオ・マグロ漁業やまき網漁業を中心に、全国でも有数の生産量を

誇っており、食料供給の一翼を担うとともに、地域を支える重要な産業であります。しかしながら、近年、水産資源の減少や燃油価格の高騰、その後の高どまりにより、燃油消費量の多いカツオ・マグロ漁業を初め、漁業全体の収益性が低下しております。漁業を取り巻く環境は依然厳しい状況にあると聞きます。そこで、漁業の収益性回復のためにどのような対策に取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長(郡司行敏君)** 漁業の収益性の向上のためには、操業コストの削減と漁獲物の付加価値向上が極めて重要であると考えております。このため、コスト低減対策といたしまして、カツオ・マグロ漁業等における省エネ型モデル漁船による収益向上の実証や、水産試験場が開発いたしました、水温や潮流等魚群発見につながる情報を地図化して提供するシステム、いわゆる「漁業天気図」により、個々の漁業者の操業効率化等を進めているところであります。また、付加価値向上対策といたしまして、漁協と県漁連の連携による加工食品の開発や、新たな販路開拓の取り組みを推進しているところであります。県といたしましては、漁業の収益性向上につながりますよう、今後、これらの対策の普及拡大を図ってまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 次に、昨年公表されました漁業センサスによりますと、本県の漁業就業者数は、平成25年は2,677人であり、平成20年の3,360人からこの5年間で683人減少し、高齢化も進んでいることから、今後、就業者が一層減少し、これに伴う漁業と漁村地域の活力低下が懸念されるところであります。そこで、本県漁業の将来の担い手の確保・育成が重要と考え

ますが、どのような対策に取り組んでいくのか、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 担い手の確保・育成につきましては、従来より、県立高等水産研修所において新規就業者の養成に努めるとともに、宮崎県漁業就業者確保育成センターと連携し、就業希望者の掘り起こしやマッチングなどに努めているところであります。また、本年度から、研修後の雇用を前提とした実地研修と、小型船舶操縦士免許の取得をパッケージにした新たな人材育成事業にも取り組んでいるところであります。今後はさらに、関係団体と連携しながら、新規就業者の確保とフォローアップの充実などにより、本県漁業の担い手の確保・育成に努めてまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 先ほどの答弁にもございましたように、水産試験場が開発した精度の高い海況情報は、これまで日向灘で魚群を見つけるには長年の経験と勘だけが頼りであったものを一新する成果であります。「漁業天気図」として沿岸漁業者からは大変好評であります。この情報を活用することによる経費削減効果は、県内全体で数億円とのことでありますので、今後も操業の効率化に向けて、さらなる研究開発をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、農地制度について伺います。

昨年スタートいたしました農地中間管理事業は、さきの6月定例県議会におきましても一般質問で質疑がありましたが、平成26年度は、2,265ヘクタールの目標に対して374ヘクタールの実績にとどまっており、この原因としましては、事業初年度に当たり、事業の周知不足と、農地中間管理機構や市町村の事業推進に係るマンパワー不足などが考えられるとのことであります。事業の2年目で、本格実施となる

本年度は、マンパワー不足等を補い、十分な周知活動に取り組まれているものと考えておりますが、その進捗状況について農政水産部長にお伺ひいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 本年度の農地中間管理事業につきましては、地域の人員体制を強化したことから、新たな実施地区の掘り起こしも進み、現在、164地区を重点実施地区として取り組んでいるところであります。このうち、その約6割の96地区において、人・農地プランの話し合いや基盤整備事業の推進など、農地集積に向けた具体的な調整や手続が進められているところであります。農家が長年守り続けてきた農地の流動化は容易なことではございませんけれども、市町村ごとに設置いたしました地域推進チームによる積極的な取り組みにより、現場からの聞き取りでは、現在、昨年実績の約3倍に当たります1,000ヘクタール程度の農地の集積にめどがついているところであります。今後とも、本年度の集積目標であります3,000ヘクタールの達成に向けて、関係機関が一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 農地は、農家が先祖代々守り続けてきた大切な財産でありますから、高齢になっても、荒らさないように何とか耕作を続けている方が多い現状を踏まえたと、農地の集積・集約が簡単に進むとは考えられませんが、その一方で、人口減少社会の中で農業の維持・発展を図るためには、農地等の農業資源を確実に担い手に集積し、担い手の減少をカバーできるような強い経営体の育成が必要不可欠であると考えております。このため、県が掲げる農地中間管理事業の目標3,000ヘクタールについて、達成に向けた最大限の取り組みが必要でありま

すが、当事業につきましては、事務手続が煩雑であるなど、事業推進上の課題も多いと聞いております。そこで、本事業を推進するために今年度新たに講じた対策について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 農地中間管理事業の本格的な展開を図るため、本年度から、農地の借り受け希望者の公募を毎月行い、農地の受け手を確保するとともに、これまで一律に10年以上としてきた貸借期間を5年に短縮できる緩和策などにより、農地を貸しやすくする環境づくりなど、現場での意見や課題を踏まえた対策を講じることで、当事業の推進に取り組んでいるところであります。また、事業推進の大きな課題となっておりました市町村事務の負担軽減につきましては、地域での話し合いに必要な担い手や農地等の地図情報化や、貸借手続の電子化を全市町村で進めております。さらに、中山間地域におきましては、中心となる担い手がいない集落も少なくないことから、市町村あるいはJA等とともに、地域農業の受け皿となる新たな組織づくりに向けた検討を進めているところであります。今後とも、このようなさまざまな対策を講じることで、事業の積極的な推進を図ってまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 担い手不足や土地の形態などの問題もありまして、目標達成は容易ではないと思いますが、農地の集積・集約化の観点からだけではなくて、地域農業のあり方など、各関係機関の目指す方向も含めて、地域全体で一体的に取り組めるように、きめ細かな周知活動など、積極的に推進していただきますようお願いをしておきます。

次に、県内の高速道路の進捗状況であります

が、東九州自動車道におきましては、事業中区間のうち、清武南―北郷間では、地すべりが発生した芳ノ元トンネル工事が昨年再開されたものの、完成時期の見通しが立っていない状況にあります。また、未事業化区間である日南―串間―志布志間は、国の計画段階評価の手続が終了し、現在、新規事業化に向けて、県が都市計画の手続を行っているところであり、一日も早い事業化が待たれるところであります。

次に、九州中央自動車道におきましては、現在、高千穂日之影道路が事業中ではありますが、大平山トンネルの工事が順調に進められており、今年度中には平底トンネルの工事が発注される予定であるなど、着実に事業が進捗していると伺っております。また、未事業化区間のうち、蘇陽―五ヶ瀬―高千穂間につきましても、現在、新規事業化に向けて、国において計画段階評価の手続が行われているところであり、これらの区間も、一日も早い事業化が待たれるところであります。

このような中、ことしの3月には、宮崎と大分が高速道路でつながったことにより、特に県北、高千穂方面への観光客流入が約1.5倍に増加したと聞いておりますが、具体的にどのようなストック効果があらわれているのか、知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 高速道路がつながったことによるストック効果、直接の建設事業等による効果以外に、幅広い社会経済効果ということですが、幾つか例を挙げますと、ことしのゴールデンウィークやお盆の期間中には、九州各県のみならず、中国・四国地方からも観光客が大幅に増加をして、県内各地で例年以上のにぎわいが見られ、数字の伸びがあったところであります。また、東九州自動車道沿線の企

業立地数が、東九州道の整備が進んで開通区間がふえ始めた平成22年を境に、その前後5年間を比較しますと、1.8倍になるなどの整備効果が見られているところであります。さらに、延岡市の医師会病院では、ことしの4月から大分大学医学部より医師の派遣が開始されたことによりまして、念願であった神経内科の専門外来が新設されたほか、延岡市夜間急病センターでは、宮崎大学医学部からの小児科医師の派遣回数が1.3倍に増加するなど、高速道路の開通効果を生かして、医師不足への対応というものも効果が出てきたということでありまして、幅広い分野において効果が出てきているところであります。

**○外山 衛議員** 続きまして、高速道路の整備促進を図るために、これまで各種大会や提言活動などに取り組みられておりますが、今後さらに、本県の産業活性化や暮らしの利便性向上に向けて、陸・海・空が一体となった循環型の交通ネットワークの早期構築が必要不可欠であると考えます。中でも、道路交通への依存度が極めて高い本県のこれまで以上の整備促進を図るために、県としてどのような取り組みを行っていく必要があると思われませんか、知事にお伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 今申し上げましたようなストック効果が非常に大きく出ているということを考えますと、残された東九州道の県南区間、中央道を初め、しっかりと整備を図っていくことは大変重要な課題であろうと考えております。高速道路の整備促進に向けた取り組みにつきましても、これまでも、各種の大会や提言活動などを通じまして、地域の実情や沿線住民の思いというものを中央の関係者、国の関係者に届けてきたところであります。これらの活動

の母体となります期成会のうち、九州中央自動車道建設促進協議会の会長を務めているところであります。東九州自動車道建設促進協議会におきましても、残された区間の大半が宮崎、鹿児島になるということから、本日付で私が会長になることとなったところであります。それだけ多くの未整備区間が残されているというところでありまして、これからも私が先頭に立って、より一層、関係自治体と力を合わせながら、2つの路線ともに、整備促進に向けた活動をしっかり積み重ねてまいりたいと考えております。

また、来年度の国の概算要求では、ストック効果を重視して、事業を重点化する基本方針が掲げられたところであります。残念ながら整備がおくれているこの宮崎こそが、高速道路開通のストック効果を最も発信できる、また、具体的なデータも含めて実証できる、そういう立場にあると考えておりますので、先日の全国知事会でも、そういうストック効果の資料を配付したりしたわけでありまして、あらゆる機会を通じて全国に向けてアピールを行いまして、ストック効果を県内全域で最大限に発揮させるため、ミッシングリンクの早期解消に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** よろしくお願いたします。

去る7月31日に大分市で開催されました東九州自動車道建設促進協議会地方大会におきまして、沿線住民代表として、串間市の救急救命士、武田厚太郎さんが意見発表をされました。その中で、搬送中に、ふっと吹けば消えるろうそくのように命の炎が消える瞬間に何度となく立ち会い、ただ見送るだけの無力感に陥る心情を、「もう少し早く大きな病院に到着できていれば。高速道路があれば救える命がもっとたく

さんあります」と語っておられます。また、先月28日、高千穂町での九州中央自動車道建設促進地方大会におきましても、高千穂町の救急救命士、佐藤良亮さんが、武田さんと同様に、一刻も早い命をつなぐ道の開通を訴えられています。このような思いを聞きまして、ストック効果は必ずしも経済効果だけではかるものではなくて、命の道としての効果など幅広いものであるということを再認識したところであります。また、知事におかれましては、本日付で東九州自動車道建設促進協議会会長にも就任されたということでありますから、命をつなぐ道でもあります高速道路の早期全線開通に向けて、さらなる力を注いでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、選挙権年齢の引き下げについてお伺いします。

選挙権年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が公布され、施行後初めての国政選挙となる来年夏の参議院選挙から18歳選挙権が行使されると予想されます。今回の選挙権年齢引き下げに伴い、全国で18歳、19歳の約240万人が、本県におきましては約2万人が、新たに有権者になると見込まれているところであります。教育基本法では、政治的教養の尊重と政治的中立の確保について定められておりまして、今後は、学校教育において主権者教育のさらなる充実が求められてきます。今回の選挙権年齢引き下げに対応するために、教育委員会として学校教育の中でどう取り組んでいかれるか、教育長にお伺いします。

**○教育長(飛田 洋君)** 選挙権年齢の引き下げは、高校生など若者が、直接的に政治にかかわり、民主主義の仕組みが一層広がり深まるよき機会になったと捉えております。また、若者

一人一人に、よき社会をつくるために自分は何をなすべきかを考えさせるなど、社会参画の意識を、自覚を深めさせる絶好のチャンスでもありますので、主権者教育の充実にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

現在、学校では、小中学校の社会科や高校の公民科の授業において、政治の仕組みなどについて基本的な理解を深めさせるとともに、総合的な学習の時間などにおいて、国や地域の抱える課題を考えさせたり、生徒会、部活動等を通じて自治能力を育成したりするなどの指導を行っております。

今後は、このような取り組みをさらに充実させるとともに、模擬投票、ディベートなど、より実践的な活動を通して主権者意識をさらに高めていくことができるよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 主権者教育で社会の一員としての自覚を持たせるためにも、指導、教育は一人前の大人に対するものでなければならないと考えます。さまざまな意見をバランスよく示し、自由に議論することを通じて、個々の生徒が有権者として主体的に判断できるようになることが必要と考えます。今後しっかり取り組んでいただきますように、お願いをしておきます。

選挙権年齢を引き下げたとしても、意見が反映されないから政治に参加をしない、政策で扱っているテーマに若者が直結する問題がないから参加しないなど、18歳から20歳までの若者が多く投票するかどうか疑問視する声も上がっている状況であります。そこで、高校生を初めとする若者の投票率向上に向けての啓発がますます重要になってくるのではないかと考えますが、今後どのように啓発活動に取り組んでいか

れるのか、選挙管理委員長にお伺いいたします。

**○選挙管理委員長（後藤仁俊君）** 選挙権年齢の引き下げにより、高校生を初めとした、新たに有権者となる若者向けの啓発がますます重要となっております。このため、県選挙管理委員会では、去る8月4日に、県教育委員会等と、児童生徒に対する主権者教育や啓発活動を連携・協力して推進するための確認書を取り交わしたところであります。今後は、この確認書に基づき、政治・選挙に関する高校生意識調査を新たに実施するほか、学校での選挙の出前授業や模擬投票、若者を対象としたワークショップや意見発表会などを、県教育委員会や市町村選挙管理委員会など関係機関と連携しながら、実施する予定であります。

これらの取り組みに加え、高校生以外の新たに選挙権を有することとなる若者に対しましても、明るい選挙推進協議会等と協力しながら、政治や社会に関心を持ち、投票に参加するような啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** これからの社会で長い間責任を持つことになる若者が、積極的に政治に目を向け、政治に参加するように、教育委員会ともしっかり連携をして啓発活動に取り組んでいただきたいと思っております。

次に、いじめ防止対策について伺います。

せんだって岩手県で発生をしましたいじめの疑いによる中学生の自殺は、いじめ問題への対応のあり方が大きな問題となっております。いじめ問題につきましては、平成23年に滋賀県大津市で発生したいじめ自殺をきっかけとして、平成25年に「いじめ防止対策推進法」が施行され、さらに「いじめ防止基本方針」が策定をさ

れました。この推進法、基本方針では、いじめ問題に対して、その未然防止、早期発見、早期対応などに組織的に対応することなどを求めています。本県におきましても、県及び全市町村がいじめ防止基本方針を策定しており、県内全ての公立学校においても、基本方針を策定済みであります。平成25年度の本県のいじめ認知件数は、小学校7,826件、中学校1,324件、高等学校175件、特別支援学校58件等の、合計9,403件となっており、児童生徒1,000人当たりの認知件数は80.3件と高い割合で、全国第3位という状況であります。そこで、本県の全国的にも高い割合でありますいじめの認知件数について、どのような方法で認知されているのか、教育長にお伺いします。

**○教育長（飛田 洋君）** いじめの認知件数が多いというのは、マイナスのイメージがありますが、多いというのは、きめ細かにいじめを把握するように指導していることのあらわれであると考えております。具体的には、ささいな事案でも見逃さないために、無記名によるいじめに関するアンケートを県内全ての公立学校で実施するように指導いたしております。また、アンケートでは見えてこないいじめについても、子供の様子をつぶさに観察することなどによって、いじめの兆候を発見することが大切でありまして、例えば、遅刻して登校するようになったとか、あるいは授業によくおくれて来るようになったなど、いじめが予想される変化を見逃さないことや、さらには、いろんな時間、給食とか放課後に子供たちに教師が声をかけ、状況を早期に把握し、丁寧に対応するよう学校を指導いたしております。

**○外山 衛議員** 今回の岩手県の事案では、学校がいじめを認知しておらず、教育委員会への

報告でも、いじめゼロと報告していたと聞いております。本県におきましては、認知件数は高くなっておりますが、問題なのはその取り扱いにあつて、学校現場、教育委員会、保護者間等での情報の共有、事実確認が大事であります。そこで、教育委員会として、いじめ問題にどのように取り組まれるのか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長(飛田 洋君)** 本県では、いじめ問題に関して、その防止とか早期発見、早期対応など、基本的な考え方をまとめた「宮崎県いじめ防止基本方針」を策定いたしております。また、いじめ防止等の取り組みが着実に実施されるよう、全ての市町村や学校の担当者に対して、いじめの小さなサインも見逃さないことや、担任の対応だけでなく、校長のリーダーシップのもと、組織的に対応することなどについて、繰り返し丁寧に指導しているところであります。さらに、「宮崎県いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、関係機関や団体が一体となっていじめ防止の取り組みを進めるとともに、万が一、重大事態が発生した際に、学校への緊急的な支援を行う組織や、公平・中立の立場で調査を行う組織を設けるなど、いじめ問題への取り組みをさまざまな視点から進めているところであります。

**○外山 衛議員** よろしくお伺いいたします。教育委員会におかれましては、子供の悩みには、親身になって受けとめ、子供の発する危険信号をあらゆる機会を通じて捉え、早期に問題を発見し、対応していただきますようお願いを申し上げます。

次に、教職員の採用について伺います。

さきに実施されました来年度の教員採用選考試験の受験者数は、昨年度の1,626名に対しまし

て、本年度は1,609名とほぼ横ばいで、倍率は7.3倍だったと伺っております。また、今回の選考試験で、来年4月に教員となる採用予定者数は221名ということで、採用者数が200名を超えるのは平成16年度採用以来とのことであります。昨年度は、小学校英語枠の新設や補欠制度の導入、本年度は、小学校にも英語試験を加えたり、受験願書に、教員として求められる良識と倫理観について、受験者の考えを前もって書かせたりするなど、工夫を重ねながら教員試験を実施されております。先ほど、選挙権年齢の引き下げやいじめ対策についても質問を行いました。新たに採用される教員にとっては、採用直後からさまざまな教育課題への対応が必要になると思われま。そこで、教育委員会として求める教員像を、どのようにイメージしながら教員採用を行っているのか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長(飛田 洋君)** 教師は、例えば、時に、星一徹のように愛情に裏打ちされた厳しさを持ち、時には、マザー・テレサのように全てを受け入れる絶対的な優しさをあわせ持ち、子供たちの心に灯をともし、よりよき成長へと導く存在であり続けてほしいと願っております。このため、本県の採用試験では、求める教員像を、高い専門性を持つとともに、情熱や使命感、幅広い社会性、倫理観、人間性、そして、絶えず学び続ける姿勢を備えた人物といたしております。このような教員を採用するために、1次試験での筆答・実技に加え、2次試験では、個人面接、模擬授業、集団討論等を実施し、面接員には、企業経営者や保護者、臨床心理士等の協力をいただきながら、授業力はもとより、何より人物を重視する選考を行っているところであります。



○外山 衛議員 まさに私も教育長の考えに同感であります。教師は、高い授業力を持っていることは当然であります。大切なのは、何よりも、子供と真剣に向き合い、常に向上心を持ち続ける人物でなければならないと思っております。教師による事件や不祥事も多くなっておりますので、今後とも、人物をしっかり見きわめた上で、子供に信頼される教師を採用していただきますようお願いいたします。

次に、スクールサポーター制度について伺います。

県内の少年非行の現状については、犯罪は年々減少傾向にあるものの、非行の低年齢化や集団化傾向にあると聞いております。また、全国では、いじめに起因する自殺、少年による凶悪犯罪や少年被害の事件が相次いで発生し、大変大きな社会問題となっております。このような少年を取り巻く環境が厳しい中、宮崎県警において、スクールサポーター制度を導入し、未来を担う少年育成に尽力いただいているようですが、このスクールサポーターの任務や相談内容等、現状について警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長(野口 泰君) 現在、警察官OBのスクールサポーター9名を採用し、警察本部及び8警察署に配置しています。スクールサポーターの任務につきましては、問題を抱える児童生徒及び保護者並びに学校関係者への指導・助言、非行防止教室、薬物乱用防止教室の指導・支援、校内外パトロール活動への支援、学校周辺における環境浄化活動などであり、少年の非行防止のための幅広い活動を行っております。これまでにスクールサポーターが取り扱った相談例として、学校内における対教師暴力事案、生徒が教師の指導に従わないなど校内環境

を害する事案などがあり、それぞれの問題に対し、生徒や保護者等に対する面接指導や学校への助言などを行い、問題を沈静化した事例もあります。

○外山 衛議員 このスクールサポーターの配置による効果、あるいは学校現場、教育委員会とはどのように連携されているのか、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長(野口 泰君) スクールサポーターを配置することにより、知識と経験を生かした効果的な非行防止・被害防止教育が実現できること、それから、教職員、児童及び保護者への不審者情報などのタイムリーな提供と情報の共有ができること、さらに、学校と警察との円滑な連携が可能となるなど、少年の健全育成や被害防止の効果が期待されるところであります。また、スクールサポーターは、教育委員会や学校と連携した「不審者撃退実践塾」の開催、学校内外のパトロール活動、防犯ボランティア等の協力を得た登下校時の見守り活動など、学校等と連携した活動も行っております。

○外山 衛議員 現在、9名のスクールサポーターが配置されておりますが、十分な体制がとれているのか、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長(野口 泰君) スクールサポーターについては、本年度の3名の増員により、中規模警察署以上の警察署全てに配置することができました。これにより、よりきめ細やかな活動が可能となり、学校や地域における少年の健全育成が一層図られるものと考えております。今後のスクールサポーターの増員につきましては、今回の増員の効果を検証しつつ、県内の少年非行の情勢や、学校現場、教育委員会などからの要請等を総合的に判断して、必要に応じて検討していきたいと考えております。

○外山 衛議員 県内には約450の小・中・高校があります。現在、9名のスクールサポーターでは、1人当たり約50校を受け持っていることとなります。本年度のスクールサポーターの増員により、これまで以上にきめ細やかな活動ができるということですが、将来の日本を背負う少年の健全育成のためにも、今後の課題として、スクールサポーターの増員もぜひ検討していただきたいと思ひます。

次に、警察官の採用について伺ひます。

さきの新聞報道によりますと、全国の警察官採用試験の平成26年度の応募者が約半数に減少しているとのことでありました。景気の回復により民間企業に人材が流れたことや、少子化なども背景にあると思ひられますが、優秀な人材を確保することが難しくなれば、凶悪犯罪の検挙や特殊詐欺の対策など、治安維持を担う警察の根幹にかかわる問題ではないかと思ひられます。規律の厳しさに加え、業務が忙しい点なども現在の若者には敬遠されているものと思ひますが、本県におけます警察官採用試験の現状と、受験者の獲得に向けてどのような取り組みをされているのか、警察本部長にお伺ひいたします。

○警察本部長(野口 泰君) 警察官採用試験の現状にありましては、平成26年度は、応募者が734名、受験者数が505名でありました。平成22年度は、応募者数は1,045名、受験者数は806名でありましたので、受験者数を5年間の推移で見ますと約4割減少しており、非常に厳しい情勢となっております。こうした厳しい情勢を踏まえながら、一人でも多くの受験者を確保するため、人事委員会での取り組みに加えて、県警においても、警察学校オープンキャンパス等の体験型の就職説明会の開催、リクルー

ター制度を活用した大学と高校への訪問活動、交通機関や街頭大型ビジョン等の各種媒体を利用した広報活動、幹部による大学の講義や高校への訪問活動など、組織一体となり、各種活動を展開しているところであります。

○外山 衛議員 採用試験に関しましては、スポーツや語学、金融知識など、経験に基づいた自己推薦方式による、いわゆる「一芸採用試験」を実施しているところもあると聞いております。警察官は、学力ばかりではなくて、さまざまな知識や経験、体力も必要であると思ひますが、本県においては、このような自己推薦方式による採用試験に関してどのように考えておられるのか、警察本部長にお伺ひします。

○警察本部長(野口 泰君) 全国では、大阪府警や大分県警が、技能や知識等に基づいた自己推薦方式による採用試験を実施しているようでありまして、本例は全国的にもまれなケースであります。一人でも多く優秀な人材を多方面から確保するとの観点から、実施府県における状況や検証結果及び採用効果などを参考にしながら、自己推薦方式による採用試験の導入について研究してまいりたいと思ひております。

○外山 衛議員 よろしくお伺ひいたします。最近では、早期離職や、ストレス、悩みなど、精神的疲労によりまして精神疾患に陥る若者も多くなってきております。宮崎県警におきましては、離職率は低いと伺っておりますが、このような理由で離職することのないよう、心身のケアについてもしっかりと行っていただきたいと思ひます。そして、総合的な人材確保・育成対策に努めていただきたいと思ひます。よろしくお伺ひします。

次に、県立宮崎病院の建てかえについて伺ひます。

少子高齢化が進展し、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年には、全国的な医療費の急増が見込まれております。国におきましては、急性期から回復期、在宅といった患者の症状に合わせた医療提供体制の構築や、それに伴う病院機能の再編など、医療制度の大幅な見直しを行おうとしており、今後、公立病院も含め、病院経営を取り巻く環境は大きく変化していくものと思われまます。

このような中、現在、県の中核医療を担う県立宮崎病院の全面的な建てかえによる再整備に向けた取り組みがなされておりますが、改めて、再整備に取り組む理由と、どのような機能の充実を図ろうとされているのか、また現在の進捗状況について、病院局長にお伺いいたします。

**○病院局長（渡邊亮一君）** 県立宮崎病院は、全県レベルの中核病院あるいは基幹災害拠点病院等として、本県医療の充実におきまして大変重要な役割を担っておりますが、改築後31年を経過し、施設の老朽化や狭小化が進んでいることなど、さまざまな課題を改善するため、今般、全面建てかえによる再整備に取り組むこととしたところでございます。

再整備に係る基本構想では、救命救急センターの規模拡大や手術室・集中治療室の充実、専用ヘリポートや感染症対策病床の整備などによりまして、高度急性期医療や救急医療、災害医療等の充実を図ることとしております。さらに、地域医療を担う医師の育成・確保など、研修機能等の強化によりまして、地域の公立病院等を支援する体制構築にも取り組んでまいりたいと考えております。

なお、進捗状況でございますが、今年度から基本設計を行うこととしておりまして、現在、

設計者の選定手続を進めているところでございます。

**○外山 衛議員** 最後になりますが、感染症におきましては、さきに話題となりましたエボラ出血熱などの危険度の高い感染症対策について、早急な対応が必要であると考えます。現在、本県には感染症に対応する病床がないため、県立宮崎病院に設置すると伺っておりますが、その進捗について病院局長にお伺いいたします。

**○病院局長（渡邊亮一君）** 今、議員から御指摘がありましたように、県内には、エボラ出血熱等の1類感染症に対応する病床がありません。そのため、国からその早急な整備について要請があったところでございまして、これを受けて、県立宮崎病院内に、対応する病床1床を設置する準備を現在行っているところでございます。進捗状況といたしましては、設計と工事の公告が完了したところでございまして、今後、工事を開始し、11月末の完成を見込んでいるところでございます。

**○外山 衛議員** 救命救急や災害医療とともに、感染症対策も県民生活にとって非常に重要であると思います。今後とも、全県的な中核病院として宮崎病院が十分に役割を果たすことができるよう、また、安全・安心で県民に信頼される病院として医療を提供し続けられるように、しっかりと機能充実を図っていただきますようお願いをいたします。

それぞれ答弁いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、私の代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

**○星原 透議長** 以上で午前の質問は終わります。

す。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時53分休憩

---

午後1時0分開議

○星原 透議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、宮崎県議会自由民主党、宮原義久議員。

○宮原義久議員 [登壇] (拍手) お疲れさまです。午前中と違いまして、傍聴席は1名ということで、ありがとうございます。傍聴いただいていることに感謝を申し上げます。バスを別に準備しなかったためにこういうことになってしまったのかなと思っております。それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、早速、質問に入らせていただきます。よろしく願いをいたします。

初めに、平成28年度当初予算編成についてお伺いをいたします。

平成27年度当初予算については、知事選挙の関係から当初予算は、いわゆる骨格予算として編成され、6月議会において肉付け予算として編成をされました。しかしながら、この平成27年度の予算の収支不足額は237億円となり、財政調整基金の残高も減少傾向であることなどからも、依然、県の財政状況は厳しい状況にあります。

本県の毎年の予算編成状況を見ますと、公共事業予算は財政改革推進計画に基づき、5%もしくは10%というシーリングをかけて編成されており、建設業許可業者数はピーク時とさほど変わっていないものの、公共事業費はピーク時の40%程度まで減少しております。その一方で、社会保障関係費は毎年数十億単位で増加

し、10年前の1.6倍にまで増加しており、今後も増加が見込まれております。

先日公表されました国の平成28年度予算の概算要求では、一般会計の総額は過去最高の102兆円規模であります。これも社会保障関係費の増加がその主な要因であるとのことですが、公共事業を含む裁量的経費については10%削減する内容となっております。厳しい財政状況である本県にとって、来年度の予算編成においては、社会基盤整備に係る費用等、国の各種補助事業や交付金等の確保を図りながら進めていかなければならないと考えますが、平成28年度の当初予算編成についての基本的な考え方について、知事にお伺いをいたします。

次に、川内原発の再稼働についてお伺いをいたします。

平成23年3月に東日本大震災が発生、東京電力福島第一原発事故が発生し、同年5月に川内1号機、9月に2号機が定期検査のために運転が停止されました。翌年5月には国内の50基全て停止となっております。平成25年7月に原発の安全対策を強化した新基準が施行され、即、九電は再稼働に向けた安全審査を申請、昨年9月には原子力規制委員会の安全審査に合格となっております。同年10月、薩摩川内市長、同市議会が再稼働に同意、翌11月に鹿児島県知事、同県議会も再稼働に同意し、今日に至っております。

本県は、川内原発から県境で直線距離にして約54キロメートルに位置しております。万が一、事故が発生した場合は、原発から東側に位置する本県への影響は相当なものが予測される場所です。そこで、原発再稼働に向けて、九州電力からどのような説明があったのか。さらには、原発反対の団体も多数組織され

ているようではありますが、そうした団体から再稼働阻止の要望も相当あると考えます。どのような状況となっているのか、知事にお伺いをいたします。

次に、グローバル戦略展開への意気込みについてお伺いをいたします。

知事は1期目に、東アジアの市場開拓を進めるとして「みやぎ東アジア経済交流戦略」を策定され、県産品の輸出促進、観光交流の促進、経済交流の基盤整備の3つの戦略により、東アジアの活力を取り込む努力をしてこられたと考えています。策定時点において、海外との経済交流を担うグローバルな人材の育成・確保に取り組むとされておりましたが、どのような取り組みを行ってきたのか、知事にお伺いをいたします。

次に、県では、「みやぎ東アジア経済交流戦略」を発展的に継承するとして、平成28年度から32年度までの5年間を推進期間とした「みやぎグローバル戦略」を策定し、世界市場をターゲットに、県産品の輸出促進や観光交流の拡大、グローバルなビジネスを担う人材の育成を積極的に展開しますとされております。知事は、「みやぎグローバル戦略」をどのような思いで策定し、どう展開していこうと考えておられるのかお伺いして、後は質問者席で質問をさせていただきます。以上です。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君) 〔登壇〕お答えします。

まず、平成28年度の当初予算編成についてであります。本県の財政は、県税などの歳入の大きな伸びが期待できない中で、年々増加する社会保障関係費に加えまして、防災・減災対策や公共施設の老朽化対策、さらには国体開催に伴

う施設整備費など、今後、多額の財政負担が見込まれているところであります。一方で、地方創生の取り組みや地域経済の活性化、人口減少問題など、本県が抱える政策的課題に的確に対応していく必要があります。

このため、平成28年度の予算編成に当たりましては、第四期財政改革推進計画の着実な実行によりまして、歳出削減と歳入確保に取り組み、また国の予算編成や地方財政対策の動向を踏まえつつ、各種の国庫補助事業や交付金事業等を十分活用しながら、選択と集中の理念のもとに、地方創生を初めとする優先度の高い事業に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、九州電力からの説明の状況等についてであります。川内原発につきましては、8月11日に1号機が新規制基準に基づく初めてのケースとして再稼働したものであります。九州電力からは、これまでに、再稼働に向けた申請の経緯や安全対策などについて説明を受けるとともに、工程の進捗等について報告を受けてきたところであります。また、再稼働に反対する団体の方々とも、平成23年以降、延べ15回、面談等を行い、事故が起こった場合の本県への影響に対する懸念などの御意見を伺っているところであります。原発の稼働に不安を感じるとの声が、県民の皆様から県にも直接届いておりますので、県といたしましては、九州電力に対し、安全性の確保を大前提に、より一層の情報公開や丁寧な説明を求めているところであります。

次に、「みやぎ東アジア経済交流戦略」におけるグローバル人材の育成・確保についてであります。海外との経済交流を推進するためには、言語、文化、商習慣などの相手国の事情や、貿易実務等に精通したグローバルビジネス

に対応できる人材の育成・確保が重要であると  
考えております。

このため県では、直行便を有する東アジアとの間で、ジェットロとの連携により貿易実務講座や国際セミナーの開催のほか、みやぎフードビジネスアカデミーにおける台湾塾の開催など、企業内の貿易エキスパートの育成に取り組むとともに、企業と留学生との交流機会の提供など、県内企業における外国人材の活用促進に努めてきたところであります。さらに、宮崎大学や経済団体が中心となり、ミャンマーとの間で、学術研究や経済分野での連携・交流を行うなど、民間においても、グローバル人材の育成やネットワークの形成に向けた取り組みが見られております。今後とも、ジェットロや大学等の関係機関と連携をしながら、県内企業におけるグローバル人材の育成・確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、「みやぎグローバル戦略」についてであります。これまで県では、「みやぎ東アジア経済交流戦略」に基づき、経済成長著しい東アジア市場の開拓に取り組んできたところでありますが、近年、県内企業の中には、東アジアに限らず、EUや北米市場に事業展開を行う動きが見られるとともに、輸入規制の緩和等、市場環境が変化をしてきているところであります。私としましては、本格的な人口減少により国内市場が縮小する中、こうした状況を踏まえて、これまで以上に海外の活力を広く取り込んでいくことが、本県産業の振興や地域の活性化を図る上で大変重要であると考えております。

このため今年度、現在の戦略を発展的に継承します「みやぎグローバル戦略」を策定し、引き続き経済成長が見込まれる東アジア市場に

軸足を置きながら、世界市場も視野に入れた各種施策を推進し、海外とのより一層の経済交流の拡大、市場の開拓に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○宮原義久議員 それぞれ答弁ありがとうございました。

川内原発の再稼働について再質問をさせていただきます。川内原発とは隣接している県でありますし、原発の安全性、再稼働についての責任について、知事はどのような考えを持っておられるのか、お伺いをいたします。

○知事(河野俊嗣君) 原発の再稼働につきましては、原子力規制委員会の科学的・技術的知見に基づきます安全性の確保を大前提とした上で、最終的には国が責任を持って判断すべきものと考えております。

県としましては、県民の生命、財産を守るという立場から、原子力規制委員会には、絶えず国内外における最新の知見を収集し、新規制基準などを見直していくこと、また国に対しては、事故が起きた場合には、被害者への賠償を含め、責任を持って対処することなど、全国知事会を通じて要望しているところであります。

○宮原義久議員 次に、知事として、今度は県民を守るという立場から、万が一、事故が起きた場合の対策についてどのような取り組みをされていく考えか、お伺いをいたします。

○知事(河野俊嗣君) 原子力災害に関する安全の確保という点では、原子力規制委員会が科学的・技術的な知見に基づきまして、原子力災害対策指針を定めているところであります。この指針では、これまで原子力発電所から30キロメートル圏外については具体的な対策が示されておりましたが、本年4月に改正された

指針では、30キロメートル圏外については、国が防護措置の必要性を判断し、屋内退避を行うことが基本とされるなど、事故の状況等を踏まえた対応が示されたところであります。

30キロメートル圏外に本県は位置するわけでありまして、平成26年3月に、宮崎県地域防災計画の中に、緊急時の情報収集や伝達体制などを盛り込んだ原子力災害対策編を新設したところでありますが、今回の国の指針の改正を踏まえて、今後、見直しを行ってまいりたいと考えております。また、万が一の事故を想定した情報伝達につきましても、引き続き訓練を重ねていくことによりまして、市町村等の関係機関との連携強化に努めてまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** ありがとうございます。

原発の事故は万が一にもあってはならないということになりますから、原発の内部を含めて、全ての面において情報が公開されるということが前提だと思えます。電力会社、国に対して、しっかりとした運営がなされるように、そういった団体とは密な連携を図っていただくようお願いしておきたいと思えます。

それでは次に、地域包括ケアシステムについてお伺いをいたします。

国の方針は、団塊の世代が75歳を迎える2025年に向けて、高齢者が、要介護状態になっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現するとされています。

県は平成27年4月に、医療・介護連携推進室並びに地域医療介護総合確保基金を設置して、この事業を推進しておられます。全ての市町村は、今年の介護保険法改正により、地域包括ケ

アシステムの構築に向けて、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進などを、平成27年度から29年度にスタートすることが義務づけられております。特に県内の中山間地域の小規模自治体にあつては、医療・介護基盤が脆弱であり、専門性のある職員も少ないと考えております。地域包括ケアシステムの構築をどのように進めていかれる考えか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

**○福祉保健部長(桑山秀彦君)** 地域包括ケアシステムの構築を推進していくためには、実施主体となります市町村が、それぞれの地域の医療・介護の現状を十分把握し、関係する機関、施設と密接に連携しながら、地域の実情に合った体制づくりを進めていくことが重要でございます。

このため県では、市町村や地域包括支援センターの職員等を対象に研修会を実施しまして、県内外の先進事例の紹介や情報交換を行いますとともに、医療と介護の連携や、介護予防に関する国のモデル事業に取り組む市町村への助言等を行っているところであります。さらに今後は、地域医療介護総合確保基金を活用しまして、介護福祉士等の専門職の確保や資質向上のための事業を進めるなど、市町村に対する支援を積極的に行ってまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** 今回の改正では、特別養護老人ホームの新規入所を原則、要介護3以上に限ってとなっております。現在、県内の特別養護老人ホームにおいて、要介護1・2の方でどれぐらいの数が入所されているのか。要介護1・2の方でも一定のやむを得ない理由がある場合には入所可能となっておりますが、この一定のやむを得ない理由の要件とはどのようなもの

なのか、お伺いをいたします。

○福祉保健部長(桑山秀彦君) 特別養護老人ホームに入所されている方のうち、要介護1及び要介護2の方は、平成27年5月時点の暫定値で536名となっております、全体の約1割となっております。

また、要介護1・2の方が特例的に入所できるやむを得ない事由につきましては、国の指針におきまして、認知症や知的障がいなどで日常生活に支障を来すような場合や、虐待が疑われる場合、あるいは単身世帯や同居される家族が病弱であるなど、家族等による支援が期待できず、かつ地域での介護サービスの供給が十分ではない場合と示されておきまして、施設が入所の判断をするに当たりましては、申込者がこれらの事由に該当するかどうか、市町村に意見を求めることとなっております。

○宮原義久議員 次に、地域医療構想についてお伺いをいたします。

医療介護総合確保推進法の成立により、平成27年4月より平成30年3月までに地域医療構想の策定が義務づけられました。地域医療構想は、2025年に向けて病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めるとなっております。本年6月に、国の専門部会による将来の必要病床数の推計が発表されましたが、本県は1万6,500床を1万1,000床に、削減率32.7%との発表がありました。県では、地域医療構想策定委員会などにより議論、調整を図ることとなりますが、各医療機関においても病床数の削減を大変心配されております。さほど時間の余裕のない中でどのように進めていかれようと考えておられるのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長(桑山秀彦君) 地域医療構想は、高齢化や人口減少が予想される中で、県民生活に不可欠な医療提供体制を構築する基礎となるものでありまして、地域における自主的な取り組みが必要であると考えております。このため、策定に当たりましては、医師会や歯科医師会、薬剤師会、看護協会などの医療関係者を初めとしまして、市町村や保険者協議会など、さまざまな立場の関係者が話し合う地域医療構想調整会議を二次医療圏単位で順次開催しまして、各地域における医療施設の現状や課題等の把握に努めているところでございます。この調整会議における意見等を踏まえまして、宮崎県地域医療構想策定委員会におきまして御議論をいただきながら、本県の実情をしっかりと反映した構想を策定してまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 次に、地域医療介護総合確保基金事業についてお伺いをいたします。

地域包括ケアシステムと地域医療構想を進めるに当たり、平成26年度から都道府県は基金を設置して事業を進めるとなっております。しかし、平成27年度の事業計画規模に対して、国からの医療分の内示額が大きく不足している状況と聞きます。事業主体となっている各医師会、医療機関等の事業に大きく影響が出るものと考えますが、事業規模に対してどの程度不足し、各種事業への影響と今後の予算措置に向けた取り組みをどのようにされるお考えか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長(桑山秀彦君) 平成27年度地域医療介護総合確保基金(医療分)の事業計画額約8億9,000万円に対しまして、第1回目の内示では約3億3,000万円の財源不足が生じております。特に医療従事者の確保に関する事業な



ど、国庫補助の廃止に伴いまして、この基金を財源として継続している事業につきましては、全国的にも財源不足の影響が出ている状況にあります。

このため、国に対しまして、各県が必要とする事業費の確保など、緊急の要望活動を全国知事会として行ったところであり、また県単独でも適切な予算の配分を強く要望してきているところがございます。今後、10月に予定されております基金の追加内示に向けて、所要額の確保に努めますとともに、関係団体と協議しながら、本県の地域医療の確保に支障が生じないよう計画を練り直した上で、必要な予算の確保を行ってまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** それぞれ答弁ありがとうございました。

国の医療費の総額が40兆円を超えたとの報道が先日ありました。今後さらに伸びるであろう介護・医療費の抑制から、地域包括ケアシステム、地域医療構想を策定されることとなったものと考えます。しかし、その取り組みのもとになる地域医療介護総合確保基金については、事業計画額に対して財源不足が生じていると、ただいま答弁でありました。国にしっかりと要望し、地域医療に支障がないように取り組まれるよう要望しておきたいと思っております。よろしくお願ひします。

次に、がん対策に係る人材育成についてお伺いをいたします。

今議会に、がん対策に関する条例制定議案が提出されております。がんは、我々も発症するかもしれない、最も心配している病気ではないかと思っております。そして、がんに対する薬物療法の質の向上や効率化に対する要請は極めて大きくなっており、また新しい医薬品や薬物療法の

方法などが複雑・高度化してきているとの話も聞きます。

このような中、専門医師の必要性はもちろんですが、強い副作用を有する抗がん剤の投与量や投薬方法など、厳密な管理と対応のできる薬剤師の必要性も求められているところであり、患者側からすると切実な要望ではないかと思っております。そこでまず、本県におけるがん対策に係る専門薬剤師の現状を、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長(桑山秀彦君)** がんについての専門的な薬剤師の資格につきましては、学会や団体が独自に認定する制度となっており、資格の認定を受けるには、例えば、がん専門薬剤師という資格がございますが、これでは5年以上の実務経験に加え、学会等が認定する研修施設での5年以上の研修、さらに50以上のがんの症例を取り扱った実績を提出することを要するなど、大変厳しい要件を満たすことが求められております。各学会・団体のホームページ掲載の情報によりますと、本県における認定者数は、日本医療薬学会が認定します「がん専門薬剤師」が1名、日本病院薬剤師会が認定する「がん薬物療法認定薬剤師」が10名となっております。

**○宮原義久議員** 今、本県の専門薬剤師の状況について答弁がありました。私も調べてみたところ、全国には、がん指導薬剤師が192名、がん専門薬剤師が437名、がん薬物療法認定薬剤師が857名おられるということでありまして。この認定薬剤師の中に、私の地元、小林市出身の方が2名いらっしゃって、1人は県病院、もう1人は小林市立病院であります。個人的には、そういう方がいらっしゃるというのはうれしい気持ちではあるんですが、県全体としてはまだまだ

少ない気がいたしております。このようながん対策に係る専門的な薬剤師の育成は必要と考えますが、福祉保健部長のお考えをお伺いしたいと思っております。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** がん医療は、医師、薬剤師、看護師、放射線技師など、さまざまな職種の連携のもとに行われるものでありまして、それらの医療従事者全体の能力の向上が大変重要であると考えております。このため、県といたしましては、これらの医療従事者に対し、がん診療連携拠点病院などによる研修を行いまして、その専門性の向上や職種間の連携強化に努めているところでございます。そうした中で、がん医療に携わる薬剤師につきましても、専門能力の一層の向上を図ってまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** ありがとうございます。

ただいま答弁にありましたように、がん患者のためにも、専門薬剤師、医師との連携が非常に重要になってくるということでもありますので、育成のほうをどうかよろしく願いしておきたいと思っております。

次に、森林環境税についてお伺いをいたします。

県では平成18年4月に、県土の保全、水源の涵養など、森林の有する公益的な機能の重要性に鑑み、森林環境の保全に関する施策の費用に充てるとして当税を導入し、第1期目が平成22年度まで、第2期が平成27年度までの10年間、導入されております。この税を財源に、平成26年度は14事業に2億9,420万円余の予算が執行されております。これまでの基金の積み立ての総額と、これを財源とした事業執行額、さらに、この税を導入してどのような成果があったのか、環境森林部長にお伺いをいたします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 森林環境税基金の積立総額につきましては、平成18年度から26年度までの9年間で24億4,000万円であります。これらを財源にしまして、健全で多様な森林づくりに向けて、県民の理解と参画、公益的機能の重視、資源の循環利用の3つの視点から、さまざまな施策に取り組んだところでありまして、その執行額は合計で22億6,000万円となっております。

これらの事業実施によりまして、森林ボランティア団体数が70から176へと増加するなど、県民参加の意識醸成が図られるとともに、広葉樹の植栽など、約6,000ヘクタールの森林の整備等によりまして、公益的機能の維持増進が図られたところでもあります。また、県内の大規模商業施設による木育イベントの開催や木育サポーターの養成など、木づかい運動や木育活動を支援することによりまして、広範な分野での県産材利用の促進が図られたものと考えているところでございます。

**○宮原義久議員** 次に、本年度が第2期目の最終年度となることから、今後の森林環境税のあり方について、昨年、アンケート調査をされております。調査結果は、税を活用した取り組みについて、県民で65%、企業で70%が一定の評価、税の継続については、県民で74%、企業で78%が賛同またはやむを得ない、一部には、税の認知度が低いことや個人の森林は個人で管理すべきなどの考えから、継続に反対する意見などもあったとお聞きをしております。そのほか、県民とも8地域において意見交換会も開催されております。こうしたアンケート結果等から、継続される意見が大勢との判断もできるわけではありますが、森林環境税を本県同様に導入している他県での継続延長の状況と、今後の森

林環境税について県の考えを、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 他県の森林環境税の状況につきましては、熊本県や鹿児島県など8つの先行している県では全て継続され、本年度に終期を迎える各県も、継続の方向で検討されると聞いております。

本県の今後の取り扱いにつきましては、有識者から成る検討委員会や、地域意見交換会等において意見を伺っているところでありますが、森林環境税は、県民参加の森林(もり)づくりの機運の醸成や森林の公益的機能の維持増進等の面から、今後も継続すべきという意見を多くいただいているところであります。森林は、国土の保全や水源の涵養、地球温暖化の防止等の多面的な機能を通じて、県民生活や県民経済に欠くことのできないさまざまな恩恵をもたらすものでありまして、県民共有の財産として、将来に向けてしっかり守り育てていくためにも、森林環境税は貴重な財源でありますので、県としましては、平成28年度以降も継続をしてまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 ありがとうございます。

森林環境税については、先ほどありましたが、9年間で22億6,000万円を活用して各種の森林(もり)づくり事業に取り組み、実績も上がっているとの答弁でありました。今後も継続する考えのようであります。県民から特別に負担いただいている税金でありますから、やはり全ての県民が御理解いただける税となるように要望しておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

次に、木材の公共施設への活用についてお伺いをいたします。

平成22年に「公共建築物等における木材の利

用の促進に関する法律」が施行され、県では「県産材利用推進に関する基本方針」を策定し、公共建築物については原則木造化、木造化が困難な場合は混構造、これが困難な場合は木質化を図るとされております。県有施設については、副知事、関係部長で構成する県産材利用推進委員会で建築工法の採用の理由を聴取し、木造化・木質化を推進しておられます。先月には、東京オリンピック・パラリンピックの競技場などの木造化を検討している自民党の視察団が、スポーツ施設等での木造化の実績を踏まえ、本県を訪問され、木の花ドームや日向市駅舎などを視察されたところであります。今後は、首都圏での木造化の促進に向けた取り組みを進める一方で、引き続き、率先して木材を活用していくことが重要と考えます。昨年度の県有施設では木造化・木質化がどの程度行われたのか、またどの程度の県産材が使用されたのか、環境森林部長にお伺いをいたします。

○環境森林部長(大坪篤史君) 県が平成26年度に整備しました県有施設は14施設ありましたが、このうち青島亜熱帯植物園の管理棟や学習棟、高岡警察署の綾駐在所など8つの施設を木造化するとともに、県営住宅など3つの施設を木質化しておりまして、全体の約8割が木造化あるいは木質化されたところでございます。また、これらの県有施設で使用された県産材は合計で435立方メートルとなっているところであります。

○宮原義久議員 次に、市町村についても、法に基づき木造化・木質化を推進されているようではありますが、県として、市町村、民間施設の木造化・木質化の取り組みに対してどのような支援を行っているのか。また、昨年度支援した件数及び木材の使用量についてお伺いをいたし

ます。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 県では、市町村や民間団体が施設の木造化や木質化に取り組む際には、木造公共施設整備事業ですとか、木のある豊かなまちづくり促進事業等を通じまして、建築費や材料費の一部を補助するなどの支援を行っております。また、木材利用技術センターでは相談室を設置しまして、さまざまな相談に対応するとともに、直接、市町村などに出向き、材料調達から施工までの建築システムを提案するなど、積極的に技術支援を行っているところでございます。これらの結果、平成26年度は、綾町の中学校や日南市の幼稚園など、市町村や民間の合計61の施設整備に対しまして支援を行いました。合計で3,363立方メートルの県産材が使用されたところであります。

**○宮原義久議員** 県、市町村、民間施設で約4,000立方メートルの県産材が活用されたということになると思います。一般の個人住宅で20から25立方メートルの木材が使用されるということを知りますから、相当な量が使われたということにはなりますが、今後、県においては、防災庁舎、県立宮崎病院、教育研修センター、えびの警察署等の整備が計画をされておりますので、県産材を有効に活用できる場所には活用していただきますように要望しておきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

次に、東京オリンピック・パラリンピックへの取り組みについて伺いをいたします。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、平成25年12月に、県、競技団体、市町村、各種団体で構成するスポーツランドみやぎ推進協議会「東京五輪おもてなし部会」が設立され、知事を先頭に、国や日本オリンピック委員会等へ合宿誘致に向けての要望活動を進

められております。また、来年のリオデジャネイロオリンピックから正式競技となる、先ほどもちょっとありましたが、ゴルフのナショナルトレーニングセンター競技別拠点施設として、さらにトライアスロンも強化拠点としてシーガイア・リゾートが指定をされているようであります。

今回、知事は、ミラノ万博参加のためヨーロッパを訪問された際、ドイツ競技団体に対してトップセールスをなされたようですが、その率直な感想、手応えと、合宿誘致を含め、東京オリンピック・パラリンピックに向けた今後の取り組みについて伺いをいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿につきましては、先日、ドイツの陸上連盟、柔道連盟を訪問しまして、本県の温暖な気候や充実した施設、これまでの合宿の受け入れ実績など、我が国を代表するスポーツキャンプの聖地宮崎ということアピールしてきたところであります。両連盟とも私の訪問を温かく迎えていただいたところであります。特に陸上連盟においては本県への視察を示唆されるなど、手応えを感じまして、今回のトップセールスは、まずは宮崎というキャンプ地の候補地をインプットする、認識していただくということで大変有意義なものであったと考えております。

両連盟の話を知っていると、まずは当面の1年後のリオデジャネイロオリンピックに向けて手いっぱいというところでありますが、東京オリンピック・パラリンピックに向けた具体的な話というのは、リオデジャネイロオリンピックが終われば急速にこれが本格化することでありまして、他の自治体との激しい誘致合戦となることが想定されるわけでありま

す。

今後は、そういうことで、なるべく早く本県をキャンプ地としての選択肢の一つに入れていただく、認知をしていただくということが大変重要であろうかと考えておりますので、本県で合宿経験のある国内代表チームはもとより、ドイツ陸上連盟を初めとする海外代表チームの合宿誘致に向けまして、県内市町村や競技団体などと協力をし、本県の優位性をアピールしながら、積極的に誘致活動に取り組んでまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** 次に、本県における国内外代表の合宿の受け入れ状況は年々増加しているようではありますが、合宿誘致による効果をいかに県内全体へ広げていくかが重要と考えております。今後は、競技施設や合宿環境の整備も進めていくこととなりますが、県内市町村の現在の取り組み状況と、市町村との連携・支援について県はどのように考えておられるのか、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

**○商工観光労働部長(永山英也君)** 県では、「東京五輪おもてなし部会」を中心としまして、市町村や競技団体、経済団体と情報共有を図りながら、代表チームの誘致活動に取り組んできております。現在、東京オリンピック・パラリンピック組織委員会のほうで、来年開催されますリオデジャネイロオリンピックの参加国に対して日本国内の事前キャンプ地を紹介するサイトを作成中でございます。本県では、県と6市2町がこのサイトへの登録を予定しているところであります。

また、県では今年度から、市町村が、合宿受け入れに必要な備品を購入したり、外国語版のパンフレットを作成する場合などに、その経費の一部を補助する事業を新たに設けまして、日

本代表や海外代表チームの合宿誘致に取り組む市町村に対する支援を行っているところでございます。今後、合宿の誘致に向けた動きが活発化してまいりますので、県といたしましては、「東京五輪おもてなし部会」を活用し、市町村や競技団体などと連携・協力を図りながら、合宿誘致に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** 先ほど知事からもありましたように、この合宿誘致については、やっぱりリオデジャネイロオリンピックが終わった後ということのようですが、他県におくれをとらないような体制を事前にしておくというのが大事だと思いますから、しっかりとした対応をしていただきますように要望しておきたいと思えます。

次に、畜産の防疫対策についてお伺いをさせていただきます。

本県では、平成22年4月20日に都農町で1例目の口蹄疫が確認をされ、児湯地域を中心に感染エリアが広がり、5月18日には口蹄疫非常事態宣言を発表、最終的に5市6町で発生し、移動制限・搬出制限区域は8市11町1村に及びました。口蹄疫発生で約30万頭の家畜が殺処分され、殺処分補助や清掃・消毒の防疫作業等に、国、県、市町村、自衛隊、JA等の職員が、延べ人数にしまして15万8,500人が対応していただき、さらには、発生地域からウイルスを出さないことを目的に県内403カ所にて消毒ポイントを設置し、本県経済への影響は、畜産業・畜産関連業に1,400億円、その他の産業に950億円、合計2,350億円の被害となったところであります。

先月27日に口蹄疫終息5周年の式典が開催されましたが、多くの家畜の犠牲と巨額の経済損失を考えた場合、5年経過した現在、農家の防

疫に対する考えに緩みはないか、危惧されるどころであります。口蹄疫を二度と発生させないためにどのような取り組みがなされているのか、農政水産部長にお伺いをいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 平成22年の口蹄疫発生以降、県におきましては、防疫の基本である農場防疫の徹底を初め、水際防疫や地域防疫、そして万が一の発生に備えた迅速な防疫措置を4つの柱として、防疫の強化に取り組んでおります。特に農場防疫につきましては、高い防疫意識を維持し、飼養衛生管理基準の遵守を徹底するため、家畜防疫員による巡回指導や防疫対策の強化支援等を行っているところであります。

このような中、県といたしましては、去る8月27日に口蹄疫終息5周年の式典を開催し、「忘れない そして前へ」という強い信念のもと、防疫強化の決意を新たにいたしましたところであり、近隣諸国では現在も口蹄疫が相次いで発生しており、国内での発生リスクは依然として高い状況にありますことから、引き続き、市町村や関係団体と連携いたしまして、一層の防疫強化に努めてまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** 畜産の振興についてお伺いをいたします。

本県の農業分野において、畜産の振興は大変重要であると考えます。口蹄疫から5年が経過し、その再生・復興については一定の成果も見られますが、全体的には道半ばであると承知しております。県では、市町村、関係団体などと連携を図られ、口蹄疫の被害農家が安心して経営を再開し、また県全体の畜産農家が経営を維持発展させるため、平成25年3月に宮崎県畜産新生プランを策定されました。その中で、生産性の向上、生産コストの低減、販売力の強化、

畜産関連産業の集積の4つの課題について、今年度までの3年間で、スピード感を持って関係団体と県が一体となり取り組みを進めるとされております。そこで、宮崎県畜産新生プランの4つの課題の具体的な取り組みについて、これまでの成果はどのようになっているのか、農政水産部長にお伺いをいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 宮崎県畜産新生プランの4つの課題のうち、まず生産性の向上におきましては、肉用繁殖牛の分娩間隔の短縮につきまして、一年一産を達成するモデル農家も出てきておりまして、今後は、その技術を個々の農家に広げてまいりたいと考えております。

次に、販売力の強化におきましては、昨年度の牛肉輸出量が目標値の100トンを上回る148トンに達し、また畜産関連産業の集積におきましても、畜産物製造業出荷額が目標値2,100億円を上回る2,260億円に達しているところであります。

また、生産コストの低減におきましては、エコフィードの利用が目標値3万6,000トンを上回る5万3,000トンに拡大する一方で、飼料価格の高どまり等により、生産コスト全体では年々増加が見られるところであります。

今後とも、こうした成果や残された課題を踏まえ、畜産の新生に向け、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** 次に、本県の畜産農家の現状を見ますと、高齢化等による農家の減少に加え、先ほどありました飼料価格の高どまりが経営を圧迫し、先行き不透明な状況が続いていることから、担い手不足が深刻化するなどの課題を抱えております。生産基盤の強化と経営安定化に向けた対策が必要であると考えます。特

に、肉用子牛の減少等により子牛価格は高値が続いており、肥育農家は厳しい経営を強いられているところでもあります。このような状況で、今後、肉用牛の振興をどのように考えておられるのか、知事にお伺いをいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 肉用牛は本県農業の主要品目でありまして、その生産振興は地域経済を牽引する上で極めて重要であるという側面もあります。また、これに加えて、今、全国的な子牛不足の中で、子牛供給県という側面も有する本県がしっかりと取り組むことにより、我が国全体の和牛生産を支えるという使命も担っているのではないかとというような観点から、生産基盤の強化及び経営の安定化に向けた対策というものを、関係機関と連携しながらスピード感を持って進める必要があると考えております。

このため、県としましては、宮崎県畜産新生プランや、地域ごとに策定しております「人・牛プラン」に基づき、地域の拠点となる繁殖センター等の施設整備や、繁殖肥育一貫体制の導入、規模拡大等の意欲的な取り組みに対しまして、積極的な支援を行うとともに、畜産農家の経営安定対策を実施してまいりたいと考えております。

また、2年後に迫りました全国和牛能力共進会での3連覇達成に向けまして、関係者の力を結集するとともに、国内外での戦略的な販売促進に努めまして、宮崎牛のさらなるブランド力の向上に向けて努めてまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** 本県の農業の中心というのは畜産であります。近隣諸国では口蹄疫の発生がやっぱり続いております。農家、関係団体とも連携し、防疫を図りながら、宮崎の畜産というのは非常に評価が高いわけですから、こ

の高い評価の宮崎の畜産というものが今後も振興が図られるように、対応をよろしく願いしておきたいと思っております。

次に、本県のお茶の生産についてお伺いをいたします。

本県は、作付面積で全国6位、生産量は全国4位の一大産地であります。本県の栽培面積は、ピークの平成20年に1,650ヘクタールが平成26年には1,510ヘクタールとなっており、県の平成32年の茶作付面積目標1,660ヘクタールを下回っているのが現状であります。平成11年が茶の価格のピークで、その後、右肩下がりであります。現在の価格はその当時の半値以下となっております。この厳しい状況を打開しようと生産現場は規模拡大を図り、面積をふやしているんですが、思った以上に収入は上がらず、むしろ単価が下がっていることから、収入に対して総生産経費の占める割合が非常に高くなっております。生産農家は想像以上に逼迫している状況となっております。また、県内の茶生産農家によって加工技術にかなりの差が生じており、品質に応じた価格の二極化が進んでいる状況も、各種統計から見てとれるところであります。

このようなことから、お茶の生産現場の粗収入から生産経費を引いた時点で赤字となり、生計が立たない茶生産農家も出てきているのではと想定されますが、現状をどのように考えておられるのか。また、今後のお茶の振興をどのように考えているのか、農政水産部長にお伺いをいたします。

**○農政水産部長(郡司行敏君)** 御指摘がございましたように、本県のお茶の価格は、高品質のお茶ではある程度の高値が維持されているわけですが、それ以外では年々価格が低

下しており、本県産のこし一番茶の単価を見ますと、過去5年間の平均の価格の約8割となるなど、茶業経営は非常に厳しい状況にあると認識をしております。

このため、県といたしましては、県産茶のより一層の高品質化に向けた高度な栽培管理技術や、これも御指摘がありましたけれども、加工技術の習得への支援の強化、また輸出や多様なニーズに対応した有機栽培茶や抹茶など新しい茶種への取り組み推進、さらには機能性を前面に打ち出した販売戦略の展開など、みやざき茶の振興に向けた新しい取り組みも進めながら、お茶農家の所得向上に努めてまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** ありがとうございます。

お茶の作付面積、そして生産量とも全国に誇れる地位にありながら、価格の低迷によって、生産農家の経営状況というのは皆さんたちが思っておられる以上に厳しい状況となっております。はっきり言うと数字も言えないぐらいの状況となっております。生産農家や関係団体ともここは積極的に意見交換をされて、早急な対策を生産農家と連携をとって打たれないと、多分この一大産地はなくなってしまうので、しっかりとした対応をしていただきますように要望しておきます。よろしく申し上げます。

次に、公共工事関係についてお伺いをいたします。

県土整備部の平成5年度から平成26年度における最終予算ベースでの災害分を除く公共事業予算の推移を見てみますと、平成14年度までは1,000億円台であります。ピークは平成10年度の約1,649億円です。その後、基本的には右肩下がり傾向で推移し、平成26年度は495億円となっております。平成10年度と比べます

と1,154億円も減少しております。こうした公共工事を担う建設業は、本県の社会基盤整備に加え、災害発生時の復旧等において大きな役割を果たすなど、その重要性は知事も認識をされていると考えております。しかし、これだけ予算が減額すると建設業界そのものの存続が危ぶまれますが、知事は建設産業の現状についてどのような考えをお持ちか、まずお伺いをいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 建設産業は、安全・安心な県土づくりに欠くことのできない役割を果たしていただいております。また地域の経済と雇用を支える重要な産業であります。また、今、御指摘がありましたように、例えば豪雨、台風、また口蹄疫、さまざまな災害が起こったときの現場の復旧復興作業など、極めて重要な役割を担っていただくところであります。建設投資額が全国的に減少する中、本県においても平成5年度のピーク時からほぼ半減している状況でありまして、建設産業を取り巻く経営環境は大変厳しい状況にあるものと認識をしております。

このため、県としましては、午前中も議論がございましたが、インフラ整備のストック効果を積極的にアピールするなど、これまで以上に工夫を凝らしながら、国の公共事業予算の全体としての確保に努めますとともに、建設産業の担い手の確保や経営基盤の強化を図るための施策など、総合的かつきめ細やかな支援に取り組んでいるところであります。今後とも、このような取り組みなどを通じまして、地域に貢献をする建設産業の育成強化に努めてまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** 次に、橋梁の維持管理についてお伺いをいたします。

全国には約70万橋の橋梁があり、市町村管理



が52万橋、都道府県管理が10万橋となっております。このうち50年経過した橋の比率ですが、平成25年18%だったものが、平成35年には43%と急激に増加をします。一方、県が管理する橋梁も、平成26年3月で50年経過が既に16%を占め、10年後には41%、さらに20年後には60%となるそうです。

これら老朽化した橋梁の維持管理については、トンネルや舗装などの他の維持補修工事を含め、国の交付金や県単公共事業予算の中で対応されているようであります。また、橋梁維持については国の補助制度もあるようですが、事業規模の採択要件から、実質的に本県では活用できず、予算確保が大きな問題となると考えます。このような中で、今後の橋梁の維持についてどのように取り組む考えか、県土整備部長にお伺いをいたします。

**○県土整備部長(図師雄一君)** 現在、県が管理する橋梁は約2,100橋ございまして、その多くは高度経済成長期に建設されており、将来、老朽化による補修時期が集中し、維持補修費用が増大することが懸念されております。

このため、県におきましては、橋梁の損傷を早期に発見し、損傷の軽微な段階から補修を行うことで長寿命化を図る、いわゆる予防保全型の維持管理を進めるために、橋梁長寿命化修繕計画を平成22年度に策定し、予算の平準化とコストの縮減に努めているところであります。今後とも、必要な予算の確保に努めながら、この計画を着実に推進し、橋梁の適切な維持管理に取り組んでまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** 近年の公共工事の発注の減少から、工事实績がなくて入札に参加できない等の意見を多く聞かされるところであります。ちょうど今、答弁にありましたように、今後、

橋梁等の維持補修工事が増加しそうな状況であります。軽微な維持補修については、入札になかなか参加できないという声も聞きますので、入札要件等の見直しも検討していただきますように、ここは要望しておきたいと思いません。

次に、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会に向けた取り組みについてお伺いをいたします。

これまでの経緯は、平成27年2月に知事が、国体・障害者スポーツ大会招致を表明され、3月には県議会においても同招致の決議がされ、4月に県や関係機関で文部科学省や日本体育協会等へ開催要望書を提出、7月に平成38年の国民体育大会の本県開催の内々定をいただいております。

今後は、市町村や関係団体との連携の上、準備委員会の設立や、選手・指導者の育成強化、施設整備など、準備を進めることとなります。平成38年の本県開催を実現し成功させることが何より重要であります。加えて一番重要になるのが、天皇杯・皇后杯において1位を目指すことと考えます。そのためには、優秀な選手・指導者の育成が最も重要になると考えますが、その人材の発掘・育成はどのように取り組んでおられるのか、教育長にお伺いをいたします。

**○教育長(飛田 洋君)** 地元宮崎で開催する国体では、何よりも本県の選手に大活躍をしていただいて、県民の皆様に、元気、勇気、感動をお届けしたいと考えております。そのためには、選手・指導者の発掘・育成など、競技力向上が大変重要であると認識いたしております。

これまで、選手の育成強化のため、中学・高校の優秀選手の合同合宿や遠征費補助等を行ってきております。また、指導者の養成・確保の

ため、指導者の県外派遣や教員の特別選考採用などに取り組んでいるところであります。今後、有望選手を小学生段階から発掘・育成するためのオーディションの開催や、女子競技力向上のための指導者講習会の開催などの新たな取り組みも進め、優秀な選手、そして優秀な指導者の発掘・育成に努めてまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** 次に、競技会場を県内各地に分散することで、広く県民の関心は高まり、大会がより一層盛り上がると思えますが、競技会場の分散について県はどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

**○教育長(飛田 洋君)** 日本体育協会は、国体の目指す方向性、コンセプトの一つとして、「国体を通じた地域の活性化」というのを掲げておられますが、競技会場を県内全域に広く分散して開催することは、そういう意味からも大変重要であると考えております。

昭和54年の「日本のふるさと宮崎国体」では、県下17の市町村で開催し、各県選手団と県民の皆さんが交流を深めていただき、本県スポーツ振興の貴重な礎を築くことができたと考えております。2巡目国体の競技会場につきましても、各市町村の施設の状況や意向を十分に踏まえるとともに、地域スポーツの振興や地域活性化の観点も考慮しながら、総合的に検討し、県民の皆様が一体となって盛り上げていただけるような大会にしてまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** 次に、前回の宮崎国体で利用した県内のスポーツ施設の一覧を見ますと、県関係の運動施設、市町村の運動施設、高等学校の体育館等が主に活用されているようであります。主となる県有施設も多くの課題が山

積している状況と伺っております。県総合運動公園内の陸上競技場の課題は、収容人員は芝生席を含めて2万人であります。開会式の観客収容人数の基準が約3万人、それから、レーンの数が現状8レーンですが、9レーンが望ましい。夜間照明施設や大型映像装置がない。公園内の県営プールについては、折り返しタッチ板を設置すると長さが50メートルに足りなくなる。県体育館は昭和43年に建設され、空調施設がない、規模が小さ過ぎるなどであります。

各県の国体に向けての施設整備費については、平成12年の富山県が施設整備に509億円、平成19年の秋田県が304億円となっているようであります。各自治体の財政状況も厳しい中、施設整備は相当な財政負担を伴いますが、施設整備についてどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

**○教育長(飛田 洋君)** 施設整備につきましては、日本体育協会が定める国体の基本方針において、「できるだけ既存施設の活用を努め、新設・改修にあたっては、大会後の地域スポーツへの活用を考慮し、必要最小限にとどめること」と定めておまして、このような方針を踏まえながら、検討を進めていくことになると考えております。

本県スポーツ施設につきましては、国体の施設基準を満たしていない施設や老朽化が進んでいる施設があり、改修などの対応が必要となっておりますので、各種目、各競技について県と市町村のどの既存施設で実施できるのか、また隣県のどのような施設が活用できるのかなどとともに、県の財政状況等も踏まえ、市町村や競技団体等と協議しながら、総合的に検討してまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** それぞれ答弁ありがとうございます

いました。

国体開催まで11年ということで、指導者の育成にも取り組んでいらっしゃるようですが、開催までの時間を考えると、ここ2～3年中には指導者を確保しなければならないと考えます。すぐれた指導者のもとで、教育長が言われましたように、小学生段階からの人材の発掘・育成が重要となりますので、早急な対応を望みたいと思います。

競技場の分散については、地域の活性化を考慮することから、早急に競技開催地の希望等をとられ、国体が県内全域の活性化につながるよう希望しておきたいと思います。

また、施設整備については、開催3年前までに整備を完了するということになるようですので、現段階で時間的に余り余裕がないと考えます。

さらに、近年開催された県の施設整備を含んだ開催経費は、ほとんどのところが公表されていないようですが、軽く見積もって200～300億の経費は最低でも必要となるようであります。しっかりとした整備計画を早急に立てられ、計画的な整備を望みたいと思います。

昨年、市制施行90周年を迎えられた宮崎市も、90周年の事業として各種の事業に取り組まれています。国体開催の時期と宮崎市制100周年の時期が大体重なる状況となります。国体開催のメインは宮崎市となりますので、やはり宮崎市としっかり連携をとっていただいて、そういった記念事業等を絡ませて、立派な国体になることが図られるといいなと思っているところでもあります。これは要望にしておきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、宮崎県立高等学校教育整備計画につい

てお伺いをいたします。

この計画は、平成25年度から平成34年度までの10年間を通じて目指す本県高等学校教育の姿を示されております。本年度までが前期実施計画で、平成28年度から30年度までが中期実施計画として策定をされております。

高等学校の再編については、基本的な考え方として、「1学年4学級以下の高等学校については、大幅に定員を満たさない状況が続くなど、さらに1学級の削減をせざるを得ないことが予測される場合には、統廃合等を検討します」となっております。

中期実施計画には、地区の中学校卒業生数の推移が出ておりますが、南那珂地区、児湯地区、西諸地区はいずれも減少となっております。地区別学級数等増減予測が示されており、南那珂地区の福島高校、西諸地区の飯野高校については、中高一貫教育の取り組みや定員の充足状況等を注視しながら、統廃合等の適否を含め、今後のあり方について検討するとなっております。さらに、児湯地区の妻高校、西都商業高校、都農高校も、定員の充足状況等を注視しながら、統廃合等の適否を含めて今後のあり方について検討するとなっております。県立高等学校の統廃合を検討する際には、教育整備計画の中で、所在地や設置学科、生徒、保護者、地域のニーズに適切に配慮するとありますが、どのように意見の集約をしておられるのか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長(飛田 洋君) 県立高等学校の再編等の検討に当たりましては、5年先、10年先の本県高等学校のあり方をイメージしながら、高等学校の所在地や設置学科、生徒、保護者、地域のニーズ等を踏まえますとともに、部活動など生徒が求めるさまざまな活動が可能となるの

か、生徒の進路希望に対応した幅広い教科・科目の開設ができるのかなど、何より生徒にとってよりよい教育環境をどう提供できるかという観点を大切にしながら進めてきているところがあります。

そのための意見聴取ですが、教育整備計画の策定に当たりましても、さまざまな御意見を伺ってまいりました。また、具体的な検討を行う当該地域におきましても、産業界代表や保護者代表、市町村代表、学校長等のさまざまな方々から幅広い御意見を伺う場を設け、丁寧に進めているところでございます。

**○宮原義久議員** 次に、福島高校や飯野高校のように、両市とも市内唯一の高等学校であるということになります。統廃合でない選択を図っていただきたいと考えております。連携型中高一貫教育校の設置について、各自治体との協議も必要と考えますが、連携型中高一貫教育校の設置を目指す場合にどのような考え方に基づいて進めていくのか、お伺いをさせていただきます。

**○教育長(飛田 洋君)** 今後、一層、生徒数が減少していく状況にございますが、そのような中であっても、よりよい教育環境を生徒に提供するためには、さまざまな工夫が必要でありまして、設置者が違う中学校と高等学校を一体的に考える連携型中高一貫教育校という考え方も、大切な視点であると考えております。

連携型中高一貫教育校は、市町村立の中学校、そして県立の高等学校という設置者の異なった学校を接続することになりますので、その制度設計については、関係する市町村と県が十分協議を深めるとともに、生徒・保護者のニーズや地域の声を反映しながら、本県の生徒たちによりよい学びが提供できるように、そのあ

り方を丁寧に検討していく必要があると考えております。

**○宮原義久議員** ありがとうございます。

宮崎県立高等学校教育整備計画の基本計画にも、「地域が活力を維持し、発展していくためにも、集団の一員としての自覚や自主的・実践的な態度の育成に、これまで以上に取り組むとともに、地域社会の抱える課題の解決に参画する意識を育むことが求められています」となっております。こうした今後の課題というところにも、生徒の意見や地域の意見が十分に反映されて、その地域の高校のあり方というのがしっかりと議論されるようお願いをしておきたいと思っております。

次に、企業局の発電所の今後の維持管理についてお伺いをいたします。

企業局は、電気事業、工業用水道事業、地域振興事業の3事業に取り組まれており、中心となっているのが電気事業であります。昭和13年に県営電気建設部として発足して以来、6つの河川総合開発事業を実施しており、これらの事業を通して、電気の安定供給など地域の発展に大きく貢献しております。

現在、企業局が運営している13の水力発電所の最大出力の合計は15万8,035キロワットで、これは全国26公営電気事業者の中で第3位の規模となっております。企業局は毎年、決算においても問題のない優良な実績での報告がありますが、発電所につきましても、昭和30年から40年代に建設されたものが多く、老朽化が進んでいるとお聞きしております。今後も安定した電気事業を進めていくためには、これらの発電所のしっかりとした維持管理が必要と考えます。企業局においては本年3月に、今後10年間の経営の指針となる宮崎県企業局経営ビジョンを策定

され、その中で、発電所等の改良及び修繕についても計画を立てて順次工事を進めていくようではありますが、今後の改良・修繕にどの程度の経費が必要となるのか、財源を含め計画的に事業が進む状況となっているのか、企業局長にお伺いをいたします。

**○企業局長（四本 孝君）** 今後10年間の発電所等の改良・修繕につきましては、企業局経営ビジョンの中で、各施設の点検結果をもとに、最適な改修時期や方法を勘案した計画を立てているところであります。

水車発電機の更新等を行う改良工事につきましては、事業費総額で約152億円を見込んでおります。また、設備機器の補修や精密点検等の修繕工事につきましては、総額で約43億円を見込んでおります。これらの財源につきましては、これまでの売電等で得た収益を建設改良積立金等に積み立てておまして、今後の売電収入等と合わせて、必要な経費は確保できるものと考えております。企業局といたしましては、計画を着実に進めながら、電力の安定供給を図り、なお一層の健全経営に努めてまいります。

**○宮原義久議員** 企業局の健全経営を維持するには、施設の維持修繕というのが非常に重要になると思います。答弁にありましたように、計画的に進められるよう要望をいたしておきます。

次に、東九州新幹線整備についてお伺いをいたします。

昭和46年に、沿線の各県、北九州市の行政、議会、経済団体で構成する「東九州新幹線鉄道建設促進期成会」が設立され、会長には宮崎県知事が選任されております。建設促進に向けた近年の取り組みは、昭和48年に基本計画となっているものを、平成24年10月に九州知事会で東

九州新幹線の整備計画路線への格上げ等を国に求める特別決議として採択され、国土交通大臣へ要望されております。

今回、9月補正において、整備路線への格上げを図るために、県民や各関係機関への周知や機運の醸成、九州内のコンセンサス形成等が必要として、その基礎資料をつくるために、調査費500万円が計上されております。大分県においても、調査推進体制整備等で800万円余が7月補正で計上されております。そこで質問させていただきますが、同期成会で昭和46年から整備に向けての取り組みをされ、さらには知事の政策提案にも東九州新幹線に向けた取り組みを掲げておられますが、今回、調査費計上となった理由について、知事にお伺いをいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 東九州新幹線の整備につきましては、将来を見据えた息の長い取り組みではありますが、鉄道の高速度化としての機能だけではなく、地域のあり方そのものを変える力がありますので、本県が大きく発展するには必要なものと考えているところであります。

このため、シンポジウムの開催や国への要望活動を積極的に展開しているところでありますが、その中で、京都大学の藤井教授から「合理的な計算と同時に地域全体の盛り上がり的大事」という助言でありますとか、国土交通省から、「現在建設中の整備新幹線の次の動きに備えて、機運を高めておく時期にある」との意見をいただいているところであります。かねてより、大分県知事とは、東九州新幹線の実現に向けて連携していくということで合意をしているところでありますが、今回の取り組みを、より力強い大きなうねりとしていくためには、新幹線が地域にもたらす効果などを具体的に県民にお示しする必要があると意見が一致しましたた

め、今回の調査費の計上に至ったところであります。

○宮原義久議員 次に、調査の内容と活用について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長(茂雄二君) 今回の調査は、本県と大分県のほか、福岡県、鹿児島県、北九州市で構成する「東九州新幹線鉄道建設促進期成会」において、関係県及び市を通過する、基本計画に基づくルートにおける調査を実施する予定としておりまして、その調査内容については、関係県及び市との協議の上、決定されることになっております。

この調査の目的は、東九州新幹線の実現に向けた機運醸成のために、具体的なイメージを県民が共有することであるため、その基本的な事項である地域間の所要時間や整備に要する費用、需要の予測、経済波及効果等についての調査が必要であると考えているところであります。また、調査結果につきましては、広く県民に周知し、新幹線の必要性等について幅広く議論するための資料などとして活用してまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 これまで、概算事業費、そして経済効果等の全く何も資料のないままに、私たち、意気込みだけで取り組んできたことになりましたが、県としてのこれまでの建設に向けての取り組みをどのように生かしていこうと考えているのか、総合政策部長にお伺いをしたいと思います。

○総合政策部長(茂雄二君) 東九州新幹線につきましては、昭和46年に建設促進期成会を設立して以降、関係県及び市と一体となって建設促進に向けた活動を展開してきております。こうした中、平成24年の九州地方知事会におきまして、九州新幹線の開通効果を踏まえ、新幹

線ネットワークの形成により、九州の一体的浮揚を図るべきであるとの認識のもと、東九州新幹線の整備計画への格上げ等を国に求める特別決議が行われました。これを大きな契機としまして、国等に対する要望を積極的に行うほか、特別講演会やシンポジウムを開催するなど、活動を充実させてきたところであります。今後は、これまで築いてきた関係県及び市との連携を土台とし、当期成会の活動を強化させながら、さらなる機運醸成を図ってまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 ありがとうございます。

新幹線の整備となると相当なお金もかかると思いますし、そう簡単にいく話ではないと思いますが、8月5日に九州選出の国会議員25人で、「東九州新幹線の早期整備を目指す議員連盟」というのもできていると聞いておりますので、やっぱり国を動かしていかなければならないということになると、九州管内全部の国会議員がそういうつもりでまとまってやろうということであれば、そういったところとうまく連携を図っていただきながら進めていただきますように、要望をしておきたいと思っております。

次に、JR九州民営化後の地方鉄道路線の維持についてお伺いをいたします。

「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律」が本年6月に可決され、JR九州は、事業計画の策定等に国土交通大臣の認可が不要となり、経営の自由と自主性を持つこととなります。平成28年には、鉄道・運輸機構が保有するJR九州株全て株式の売却終了をもって完全民営化となります。

改正法の附則には、国土交通大臣の指針に加え、経営安定基金の一部を鉄道ネットワーク維

持向上に振りかえることが規定されております。衆議院国土交通委員会において鉄道局長の、その総額は872億円との発言があったようですが、JR九州の鉄道事業の2015年3月期の赤字が140億円であることを踏まえると、決して十分な額ではないと考えます。さらに、平成27年5月の同委員会においてJR九州社長は、株上市場後の経営方針について、「鉄道ネットワーク部分については、ネットワーク維持は重要な役割と認識をしている。今後も維持活性化に努めていく」と述べられております。JRは努めるという表現にとどまっており、何が何でも守るとはなっておりません。

日南線、吉都線は、通学に利用する学生など交通弱者にとりましては重要な路線であると考えますが、県では、この2路線の維持活性化についてどう考え、今後どのように対応していくのか、総合政策部長にお伺いをいたします。

**○総合政策部長(茂雄二君)** JR日南線、吉都線は、少子化等に伴い、利用者が昭和62年度のJR九州発足時に比べ半数程度となるなど、厳しい状況にあります。通勤・通学や通院など地域住民の生活交通手段として、また観光など地域の産業を支える基盤として重要な役割を果たしております。

このため県では、沿線自治体等で組織する地元協議会と一体となった利用促進の取り組みや、観光列車「海幸山幸」の平日臨時運行の支援を行っておりますほか、県内鉄道網の維持充実について、機会あるごとに国やJR九州に要望を行っているところであります。今後とも、鉄道路線の維持活性化のため、沿線自治体と一緒に知恵を絞りながら、利用促進に取り組みますとともに、利便性、快適性の向上などにつきましても、全県一体となって粘り強く要望して

まいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** 次に、地方路線バスの廃止の状況と県の対応についてお伺いをいたします。

平成18年からの廃止状況は、平成18年が廃止対象路線数13路線、廃止区間延長141キロメートル、平成19年、10路線73.05キロメートル、平成22年、14路線41.5キロメートルとなっております。廃止路線の多くの路線は、交通弱者にとって重要とのことから、県の補助を受けての広域的バス路線、また市町村が上乗せ補助をして運行、市町村営でのコミュニティバスという形で地域交通が確保されております。平成26年度において、県は2億5,617万円余の財政支援を行い、一方、市町村においても全体で5億9,873万円余の財政支出が住民の足の確保に充てられております。年々増加傾向にあるようであります。

そうした中、昨年5月には、地域公共交通活性化再生法が改正され、都道府県は、各市町村の区域を越えた広域的見地から、必要な助言、その他の支援を行うとともに、必要なときは市町村と連携を図りつつ、主体的に取り組むことが明記されております。平成28年4月から、新たに8路線85.8キロメートルの廃止が検討されているようで、市町村はさらなる財政負担を強いられる事態となるようですが、同法の改正の趣旨などを踏まえ、今後のバス路線の維持について県としての考えを、総合政策部長にお伺いをいたします。

**○総合政策部長(茂雄二君)** 路線バスにつきましては、少子化等の影響により、利用者数は大変厳しい状況にあります。通勤・通学や通院など地域住民の移動手段として大きな役割を果たしており、路線の維持は重要な課題と認識しております。

このため県では、これまでも複数市町村間をまたぐ広域的なバス路線に運行費等の補助を行ってきておりますが、今回の地域公共交通活性化再生法の改正趣旨を踏まえ、現在、日向・東臼杵地域において、地元市町村とともに面的な公共交通ネットワークを再構築するための地域公共交通網形成計画の策定を進めているところであります。今後とも、市町村と緊密に連携を図りながら、持続可能なバス路線網の構築に取り組んでまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** 次に、航空新規路線についてお伺いをいたします。

本県の国内の主要都市間との航空路線は、機材の小型化はあるものの、便数においては充実しているものと考えております。ただ、地方都市との航空路線は、利用者の伸び悩みから次々と廃止、撤退となりました。県においては、格安航空会社LCC各社に対して新規就航の要請を行ってこられ、ピーチ・アビエーションが8月28日から宮崎—関西空港間を1日1往復されております。空席状況によって変動する運賃設定等が特徴の格安航空会社という点から、若者を中心に利用促進が図られ、本県と関西の交流人口が拡大されることに期待をするものであります。

国際線についても、韓国、台湾、香港と3路線に加え、宮崎県に本社のあるソラシドエアが10月に宮崎—台湾(高雄)間にチャーター便を飛ばす計画となっております。同社は将来的に国際定期便に意欲を持っているとも伺っており、収益性の検討という点での国際チャーター便運航となっているようではありますが、国内・国際新規路線の開設に向けての取り組みと現在運航している路線維持充実の取り組みについて、総合政策部長にお伺いをいたします。

**○総合政策部長(茂雄二君)** 新規航空路線の開設につきましては、国内線では、LCCを含む航空会社への要望活動などを行うとともに、国際線では、航空会社等へのセールス活動や、一定期間継続して運航するチャーター便に対する補助制度を設けるなど、積極的に取り組んできており、ピーチ・アビエーションの就航や香港線の開設が実現いたしました。

また、既存路線の維持充実につきましては、航空会社を訪問しての要望活動や、路線のPR、キャンペーンなどの利用促進に取り組んでおります。航空路線は本県の発展に欠かすことのできない重要な交通基盤でありますので、今後とも、国内外に開かれた航空ネットワークの充実に向けて、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** ありがとうございます。

それぞれ総合交通ということで、フェリーの部分は話をさせていただきませんでしたけれども、どの分野も大変厳しい状況ということのようであります。県内の交通ネットワークの維持がきちっと図られるように、利用促進を含めた対応をお願いしておきたいと思っております。

次に、特殊詐欺についてお伺いをいたします。

本県の特殊詐欺の被害は、平成22年が2,300万円であったものが、平成24年1億9,600万円、平成26年3億4,700万円と、ここ数年大幅に増加しております。件数についても金額同様に増加しており、多くの被害者が高齢者で、さらに女性の比率が高いようであります。また、その手口についても巧妙化しているようであり、犯人の検挙についても、実行犯を検挙することが非常に難しいと聞きますし、被害額を取り返せる比率も大変厳しいと聞きます。県内の被害の傾向



と検挙状況について、警察本部長にお伺いをいたします。

**○警察本部長(野口 泰君)** 本年8月末時点の県内の被害は34件で、被害総額は約1億5,000万円であり、前年同期と比べ、件数で7件、被害額で約1億1,400万円減少しております。

傾向としましては、被害者の約74%が65歳以上の高齢者で、うち約81%が女性であります。また、被害総額の約58%が、「あなたの個人情報に漏れています。その情報を削除するためにお金が必要です」といった架空請求によるものです。被害金を犯人グループが受け取る方法は、約57%が被害者に宅配便等を使って送らせる送付型であります。検挙に関しましては、8月末時点で14人を検挙しております。本年5月には、警察官をかたり、被害者宅に現金を受け取りに来た男1人を逮捕しており、ほかにも、売却する目的で金融機関に預貯金口座を開設して、通帳やキャッシュカードなどを犯人グループに送る口座詐欺など、特殊詐欺を助長する犯罪として13人を検挙しているところであります。

**○宮原義久議員** 次に、被害額、件数ともに高齢者が多いことから、被害に遭ったことを申し出ることによって今度は逆に家族や関係者から責められることを避けるために、被害実態が表に出なく、泣き寝入りをするケースも多いとも聞きます。実被害額、件数、ともに数倍あるともお聞きしております。事件の解決は非常に難しい詐欺事件となりますことを考えた場合、被害防止が何より重要となります。本県から特殊詐欺をなくすために警察本部としてどのような取り組みをされているのか、お伺いをいたします。

**○警察本部長(野口 泰君)** まず、金融機関との連携として、本年2月に被害防止協定を締

結し、犯行に使われるキーワードを列挙したチェックシートを活用しての、窓口における声かけの強化をお願いしております。また、被害者が現金を宅配便で送ったり、飛行機で上京して被害に遭うことを防止するため、宅配物取扱事業者や宮崎空港と連携し、金融機関と同様に、チェックシートを活用しての声かけに努めていただいているところです。そのほか、被害のほとんどは電話が使われますことから、高齢者世帯を中心に、電話帳からの掲載削除を推進しているほか、犯行電話対策用の自動録音機の貸し出しを行っております。さらに、本年7月から、特殊詐欺被害防止コールセンターを開所し、高齢者宅を中心に電話をかけて最近のだましの文言などを紹介するなど、特殊詐欺への注意を促し、被害防止に取り組んでいるところであります。

**○宮原義久議員** ありがとうございます。

答弁にありましたように、かなり多くの県民が被害に遭っておられます。そのほとんどの額が取り返せないというようなことのようにありますので、被害防止のために、先ほどありましたように、金融機関ほかの団体とも連携を図られて、対策強化を要望しておきたいと思えます。よろしくお願ひします。

次に、県職員の勤務地と居住地のあり方についてお伺いをいたします。

県職員は、知事部局、教育委員会、病院局、企業局、警察本部の職員に分かれています。その中で、病院局、企業局、警察本部の中には365日の体制となる仕事がありますから、ローテーション勤務となっていると思えます。一方、その他の職にあつては、県民からの相談は基本的に平日の8時から17時までとなっていると考えますが、台風襲来などが事前に予

測される場合には、その対応のために待機勤務になっているようであります。できるならば勤務地に居住してほしいとの意見を各方面よりお聞きしますが、勤務地と居住地について、宮崎市在住で宮崎市に勤務する者を除いて、その他の地域における勤務地管内の居住の状況をそれぞれお聞かせください。総務部長、教育長、警察本部長。

○総務部長(成合 修君) 知事部局における宮崎地区を除く県内出先機関に勤務する職員のうち、勤務地の市町村に居住している職員の割合は約4割となっております。

○教育長(飛田 洋君) 県教育委員会の事務局職員及び公立学校の教職員が勤務地の市町村内に居住している割合は、宮崎市に勤務する職員を除いて約5割でございます。

○警察本部長(野口 泰君) 「宮崎県警察職員の服務に関する訓令」により、警察官及び警部相当職以上の一般職員は、原則として勤務部署の管轄区域内に居住しなければならないと規定しております。管内居住率につきましては、職員全体の約9割が管轄区域内に居住しているところであります。

○宮原義久議員 次に、例として話をさせていただきますが、日曜日に、精神的状況から町なかにおいて暴れている人がいたとします。当然、警察に通報、身柄の確保となると思います。その後の対応は、保健所と連携をとられ、対応されると聞きますが、この手続で間違いなのか、警察本部長にお伺いをいたします。

○警察本部長(野口 泰君) ただいま議員が御質問になった内容で間違いありません。

○宮原義久議員 そこで、日曜日ということから保健所は休みということになります。どのような対応をとられるのか、警察本部長にお伺い

をいたします。

○警察本部長(野口 泰君) 自傷他害のおそれがある精神障がい者を保護した場合、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第23条の規定により、直ちに警察官は最寄りの保健所長を経由して県知事に通報する義務を負っていますので、窓口の保健所に通報することになります。各警察署と保健所とは、このような場合の連絡体制を構築していますので、日曜日でも担当者と連絡をとれるようになっております。今後も、保健所と連携を図りながら、適切に対応していきたいと考えております。

○宮原義久議員 管内に県職員、その担当の職員がいないために警察との接続の時間がかかることと聞かされたところであります。県職員もそれぞれの家庭があるわけでありますから、強制するものではありませんが、児童生徒に対するいじめの問題や、また女性に対してのDVの問題、さまざまな問題が頻発している状況かなと思っております。これらに速やかに対応するという観点や、地域のことをよく理解する上でも、県職員はできる限り勤務地管内に居住し、地域と密着しながら仕事に取り組むことが望ましいとも思いますが、知事のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○知事(河野俊嗣君) 知事部局職員の居住地につきましては、県民の視点に立った施策の展開、また地域振興や危機管理といった観点から、勤務地内居住が理想であると考えております。居住の状況につきましては、先ほど総務部長が答弁したとおりとなっておりますが、居住地の選択に当たりましては、職員みずからが個々の家庭事情や交通アクセスなどにより最終的に判断すべきものと考えておるところであります。私としましては、たとえ勤務地内に居住し

ていない場合であっても、職員には可能な限り、地域に寄り添いながら地域の実情やニーズをしっかりと把握し、職務に当たっていただきたいと考えております。

**○宮原義久議員** それぞれ答弁ありがとうございました。

勤務地に県職員が居住してほしいという意見がありましたので、今回質問させていただきました。勤務地と居住地の関係は、例えばですが、東京事務所、大阪事務所、西白杵支庁などに職員が異動となった場合は、通勤が可能ではありませんので、腹をくくってその地域に居住するということになります。職員が異動になったときに、そこまで腹をくくってもらえるような職員がたくさんいるといいなと思っております。地方創生が言われる時代であります。県職員に強制はできませんが、居住し、その地域の実情を知ることは意義のあることではないかなと考えております。理解のいただける若い職員にそうした経験者がふえることを期待したいと思っております。

次に、鳥獣被害対策についてお伺いをいたします。

県では、平成22年5月に宮崎県鳥獣被害対策特命チームを設置され、被害防止対策、捕獲対策、生息環境対策の3本の柱から成る対策を推進されております。このような中、平成25年度の被害額は8億2,652万円でありました。作目別被害の状況では、水稲、野菜、飼料作物、果樹の順位で、鳥獣別被害では、イノシシによる被害が3億5,190万円余、鹿による被害が3億2,895万円余、猿が7,890万円となっております。平成24年度の被害額11億171万円余と比べると大きく減少しているところであり、一定の成果が出ているのではないかと考えますが、環境

省が実施しました鹿生息調査によりますと、本県における平成25年度末の推定個体数は12万5,000頭となっております。今後も捕獲対策の強化が必要と考えます。捕獲対策のこれまでの成果と今後の取り組みについて、環境森林部長にお伺いします。

**○環境森林部長(大坪篤史君)** 捕獲対策につきましては、市町村と連携した有害鳥獣捕獲班への活動支援や、国の交付金等を活用した有害鳥獣捕獲に対する助成を行いますとともに、狩猟期間の延長など、各種規制緩和等にも取り組んできたところでございます。その結果、イノシシ、鹿、猿の捕獲数は、平成25年度には約4万4,000頭、平成26年度には、これは速報値ですが、約5万3,000頭と過去最高となる見込みであります。

野生鳥獣の生息数につきましては、環境省が実施した新たな手法による調査で、平成25年度末で鹿が12万5,000頭と推定されておりますが、今後、新たに策定した管理計画に基づきまして、平成35年度までには、現在の生息数の約半分、6万3,000頭に減少させることとしたところでございます。さらに、本年度からは、より効率的な捕獲手法を確立しまして、その普及を図るなど、一層の捕獲対策を進めてまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** 次に、鳥獣被害防止対策についてであります。

鳥獣被害防止対策に係る国の関連予算は、鳥獣被害防止総合対策交付金と2カ年の緊急捕獲対策基金を合わせて、平成26年度は総額160億円でありましたが、このうち年間65億円あった緊急捕獲対策基金が廃止され、平成27年度は交付金のみ95億円となっております。このため、本県への配分につきましても、平成26年度4

億5,401万円余あったものが、平成27年度には3億1,751万円余となり、要望に対して62%となっております。各種対策への影響が懸念されます。国の鳥獣被害防止対策に係る関連予算が減額されたことへの県の対応について、農政水産部長にお伺いをいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 鳥獣被害防止対策につきましては、関係市町村や団体等と連携しながら、国の交付金等を活用し、対策に取り組んでおりまして、被害額の減少等、徐々にではありますが、成果が出てきているところがあります。本年度は、御指摘がございましたように、関連予算が減額されておりますけれども、そのような中であっても、引き続きしっかりと対策を推進していくことが大切であると考えております。

このため、県といたしましては、侵入防止柵設置に当たっての大区画化や低コスト化等によりまして、事業の効率化を図るとともに、本県独自の取り組みといたしまして、多面的機能支払制度のメニューに、わなや侵入防止柵等の導入を追加するなどして、地域で計画された対策が実施できるように対応をしているところであります。今後とも、関係部局と連携をしながら、効果的な鳥獣被害対策に取り組むとともに、国に対し、交付金の拡充を引き続き要望してまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** 先ほども発言したんですが、県全体で被害額は減少しているということになりますが、各地域におきましては、農林作物の被害が十分に軽減したとは言えず、依然として深刻な状況にあるようであります。さらに、総合的な鳥獣被害対策を強く求めていく必要があると考えますが、今後、どのように取り組んでいくのか、ここは特命チーム長であります稲用

副知事にお伺いをいたします。

**○副知事（稲用博美君）** 鳥獣被害対策につきましては、全庁を挙げましたプロジェクトとして取り組んできたところであります。モデル集落におきましては、農作物の被害が減少するとともに、集落振興に住民一体となって取り組む事例が報告もされております。しかしながら、私も行きましたけれども、実際の地域に行くと、見聞きしますと、その被害については、まだまだ依然として深刻な課題であると認識しております。

このため、県といたしましては、モデル集落での成功事例、やればできるという成功事例を県内全域に普及させるとともに、先ほど両部長が言いましたような被害対策や捕獲対策、そのほかにも生息環境の改善とか、捕獲鳥獣の利活用といったような総合的な対策、これを市町村、関係機関、地域住民一体となって、より一層推進してまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** ありがとうございます。

これまでも各種事業によって対策を打たれておりますが、鳥獣被害対策の国の予算が減額をされているということで——廃止をされているということでしたね——そういった防止のための予算が少なくなっているということで、現場で危機感を持たれております。これまでせっかく取り組んでこられた成果が無駄にならないように、限られた予算であります。先ほど言われたように、区画を広げるとか、そういった工夫をして対策をしていただきますように期待をしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは次に、消防団員の確保についてお伺いをします。

消防団は、市町村の非常備の消防機関であり、ほかに本業を持ちながら、火災や災害発生

時にみずからの地域はみずから守るという郷土愛の精神に基づき、活動を行っていただいております。その役割は地域の安全確保に大きく役立っております。東日本大震災時にも、多くの消防団員が、命をかけた人命救助や復興支援に御尽力いただいた姿は、鮮明に記憶に残っております。知事も、政策提案の中の防災・危機管理対策の項目で、地域防災の中核として、消防団の人材育成や活動支援を行いますと発言されております。

県内の団員確保の状況は、この10年間で県全体で700人減少し、団員の平均年齢も2.5歳上昇し、平成25年で37.3歳となっております。市町村別の状況を分析しますと、定数に対して100%確保できている市町村は4市町となっており、80%台の市町村も8市町村となっております。一番厳しいところは78.8%の充足率となっております。今後、近い将来、宮崎にも巨大地震の発生等が心配される現在、県として消防団員確保など、どのように進めようと考えておられるのか、危機管理統括監にお伺いをいたします。

**○危機管理統括監（金丸政保君）** 本県の消防団員数は、年々減少傾向が続いております。本年4月1日現在で1万4,829名となっております。消防団は地域防災力のかなめでありますので、市町村ではこのような状況を踏まえまして、報酬や手当の引き上げなどの処遇改善、また市町村広報紙や戸別訪問による勧誘活動などを行うことにより、団員の確保に努めております。また、県におきましても、消防団への加入を促進するため、消防団員が小中学校に出向きまして、消防団の活動状況を紹介するという取り組みや、女性消防団員の活性化を図るためのイベント開催などに支援を行っております。消

防団員の確保は、地域防災力の強化という側面だけではなくて、希薄化しております地域コミュニティの活性化にもつながると考えられますので、今後とも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○宮原義久議員** 消防団員の確保ということで、県では、公共事業の入札参加資格審査等において、消防団員を雇用していることで地域貢献による評価の加点が行われております。建設業関係者の意見の中に、評価を上げるために従業員を消防団に加入させたいが、その地域の部の定数が満たされていることから入団できない状況があったとのことであります。一方で、消防団には業者として入団させているのだが、名目だけ入団をさせておいて活動が見えないというような話もあります。定数を満たすことは重要なんですが、団員一人一人が日ごろから活動することが重要ということになります。そこで、県では団員の活動状況というのを把握されているのか、危機管理統括監にお伺いをいたします。

**○危機管理統括監（金丸政保君）** 消防団員は、ほとんどの方が仕事を持っておりますので、それぞれの事情により十分な活動ができない場合もあるようでございますが、大部分の団員は熱心に消防団活動を行っていると聞いております。また、地域によっても活動状況に違いがあるようでございます。各消防団におきましては、団員が参加しやすい時間帯に訓練時間を設定するなど、活性化のための配慮、工夫を行っていると考えております。

**○宮原義久議員** 消防団員確保については、直接は市町村が担当するわけでありますから、人口減少、高齢化という厳しい環境の中山間地域については、喫緊の課題ということになりま

平成27年9月10日(木)

す。非常時、災害発生時、身近な消防団は大変重要な役割を担っております。市町村と連携を図られ、団員確保をしっかりと進められるよう要望いたしまして、質問の全てを終わります。ありがとうございました。(拍手)

○星原 透議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時52分散会

9月11日（金）

# 平成 27 年 9 月 11 日 ( 金 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (39 名)

1 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
5 番	岩 切 達 哉	( 同 )
6 番	右 松 隆 央	(宮崎県議会自由民主党)
7 番	二 見 康 之	( 同 )
8 番	清 山 知 憲	( 同 )
9 番	島 田 俊 光	( 同 )
10 番	日 高 博 之	( 同 )
11 番	野 崎 幸 士	( 同 )
12 番	日 高 陽 一	( 同 )
13 番	星 原 透	( 同 )
14 番	西 村 賢	(無所属の会)
15 番	凶 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	( 同 )
20 番	中 野 一 則	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	横 田 照 夫	( 同 )
22 番	押 川 修 一 郎	( 同 )
23 番	宮 原 義 久	( 同 )
24 番	黒 木 正 一	( 同 )
25 番	松 村 悟 郎	( 同 )
26 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	満 行 潤 一	( 同 )
31 番	井 上 紀 代 子	( 同 )
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	山 下 博 三	( 同 )
34 番	丸 山 裕 次 郎	( 同 )
35 番	外 山 衛	( 同 )
36 番	坂 口 博 美	( 同 )
37 番	蓬 原 正 三	( 同 )
38 番	井 本 英 雄	( 同 )
39 番	中 野 廣 明	( 同 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	茂 雄 二
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	桑 山 秀 彦
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	永 山 英 也
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	凶 師 雄 一
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	島 原 俊 英
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	野 口 泰
代 表 監 査 委 員	高 橋 博 昭
人 事 委 員 会 事 務 局 長	亀 田 博 昭

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	日 隈 俊 郎
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明



◎ 代表質問

○星原 透議員 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、県民連合宮崎、渡辺創議員。

○渡辺 創議員〔登壇〕(拍手) 県民連合宮崎の渡辺創です。改選後初となる会派代表質問で、登壇の機会を与えてくださった同僚議員に感謝しながら、建設的かつ有意義な議論を展開したいと考えています。知事を初め答弁者の皆様もどうかよろしく願いいたします。

まず冒頭、茨城県、栃木県などを中心にした記録的な豪雨と河川の氾濫で甚大な被害が報じられています。まだ被害の全容も明らかではありませんし、依然として激しい雨が降り続けている地域もあるようです。被害を受けられた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

予定していた内容に移ります。「亡き父の語りし戦 この次は 十死零生 くり返すまじ」「女学校の 授業は戦の 弾作り 母の無念は 二度と起こさじ」、この夏、出版された、とある歌集の中に見つけた2首です。作者の御両親への敬愛の念を歌から感じるとともに、戦争は直接・間接に多くの国民の人生に影響を及ぼしたということを改めて感じたところです。この夏は、230万人の戦没者を出した太平洋戦争終戦から70年を迎えました。この議場にいる私たちを含め、多くの県民がそれぞれの形で犠牲者に思いをはせ、平和国家のあり方を真剣に考えたのではないかと思うところです。

「日本のいちばん長い日」という映画が話題になりました。昭和史の専門家である作家の半

藤一利氏の原作です。1945年8月15日正午の玉音放送に至るまでの1日と、ポツダム宣言が日本を震撼させた翌日の7月27日からのこの国の混迷の歩みを描き、戦争の終わりに向けた攻防が記されています。終戦を実現させた首相・鈴木貫太郎、陸相・阿南惟幾、海相・米内光政、内閣書記官長・迫水久常、また血気にはやる青年将校や玉音放送にかかわる人々、新聞記者、そして昭和天皇、さまざまな立場の方々の心境と姿が生々しく描き出されています。歴史にif(もし)というのはありませんが、ポツダム宣言受諾が早ければ、広島、長崎の原爆投下はなかったかもしれませんし、仮に15日より遅ければ、日本の分断もあつたかもしれない。私にとってこの夏は、この作品の原作を含め、終戦期を考える資料を読みあさり、70年前に思いをはせる夏となりました。

きょうこの場で終戦をめぐる判断の妥当性や歴史的な意義を議論するつもりはありません。ただ、いずれの立場に立とうとも紛れもない事実は、一度始めた戦争をとめることの困難さにあります。今夏、河野知事の故郷であられる広島県呉市にある大和ミュージアム(呉市海事歴史科学館)を訪ねました。皆さん御存じのとおり、戦艦大和は大日本帝国海軍の最大戦艦、最後は、沖縄戦阻止目的の菊水作戦に参加し、撃沈した戦艦です。この大和では、出撃前夜、特攻作戦である菊水作戦の意義をめぐり、海兵出身の若手将校と学徒出身の予備士官の間で激論が交わされたとされています。緊張が高まる中、全員の気持ちをおさめたのが、大和の副砲射撃指揮官だった22歳の臼淵磐大尉であったと言われています。

臼淵大尉は、「進歩のない者は決して勝たない。負けて目覚めることが最上の道だ。日本は

進歩ということを軽んじ過ぎた。私的な潔癖や徳義にこだわって、本当の進歩を忘れていた。敗れて目覚める、それ以外にどうして日本が救われるか。今日目覚めずして、いつ救われるか。俺たちはその先導になるのだ。日本の新生に先駆けて散る。まさに本望じゃないか」。1945年4月7日、戦艦大和とともに南海に散った白淵大尉の言葉は、今も大和ミュージアムに掲げられています。始めるよりも終わることが困難で、数え切れない苦しみと犠牲を伴った。それは、国家指導者も、幹部将校も、現場の将校も、国民も同じだったのではないのでしょうか。このことを改めて、私たち政治にかかわる者は肝に銘じるべきであると強く思うところです。

さて、国会では、安全保障関連法案の審議が続いています。この法案は、憲法上行使できないとしてきた集団的自衛権の行使を容認し、自衛隊の活動範囲・内容を大きく拡大する可能性の高いものです。また、政権の対応が立憲主義に反するという観点からも、反対の声が大きく広がっています。終われない状況につながる始まりになるのではないかと危惧する国民がふえているわけです。6月議会では、同法案の慎重審議を求める意見書提出に関する請願をめぐって、11人の議員が討論を行うという状況もありました。知事も自席でその討論に耳を傾けていらっしゃいましたが、改めて河野知事の安保法案に関する基本的見解をお伺いいたします。

壇上の質問は以上とし、残余の質問は自席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

安全保障関連法案につきましては、武力行使の要件の見直しなど、我が国の安全保障政策の

大きな転換点であると認識しております。法案をめぐりましては、賛成・反対それぞれの立場から、さまざまな意見が表明されているところでありますが、根底に共通するものとしては、何とか平穏な暮らしを守りたい、平和な国であってほしいという強い願いではないかと考えているところであります。私としましては、そうした国民の思いに応えるためにも、国会において十分に慎重かつ丁寧な審議・説明がなされることを望んでいるところであります。

なお、台風18号が変わった低気圧による茨城・栃木を中心とした大雨の甚大な被害について言及がございましたが、私からも被害に遭われた方々に対して心からお見舞いを申し上げ、一刻も早い捜索・救助・救援をお祈り申し上げます。

なお、被災地への支援につきましては、九州知事会の窓口である大分県を通じて確認しておりますが、現在、遠隔地でもありますので、九州各県に対して支援要請はないということがございますが、今後、必要な対応をとってまいりたいと考えておりますし、本県も10年前、台風14号で甚大な被害が発生したところであり、県民の皆様には、引き続き災害に対する備えをお願いしたいと考えているところであります。以上であります。〔降壇〕

○渡辺 創議員 ありがとうございます。災害につきましては、通告も当然ない内容でしたけれども、言及いただきましてありがとうございます。宮崎県としても、できるだけの支援をお願いしたいと思っております。

安保法案に関してですが、今御答弁をいただきましたが、6月議会でも、安保法案に関して知事は、「安全保障政策の大きな転換点、また国の根幹にかかわる極めて重要な問題である」

と法案の影響の大きさをお認めになった上で、「政府はその背景や内容を十分に説明し、国会は幅広い国民の意見を十分に踏まえながら、丁寧かつ慎重に議論してほしい」と、今と同じ姿勢をお示しになったところです。国会の議論もいつ最後を迎えると言える状況ではありませんが、一部新聞報道等では、政府・与党は最終的な段階を迎えようとしているという報道もあります。時間は一定程度たってきたわけですが、知事は「慎重な審議を」とおっしゃってきましたが、この間の議論の経緯を見て、知事が望んでいらっしゃるような政府や国会の対応があったとお考えになるか、その辺はいかがお考えでしょうか。

**○知事（河野俊嗣君）** この法案は、国の根幹や将来にかかわる極めて重要な問題という認識のもとに、正確に問題の所在を分析・把握した上で、慎重かつ丁寧な議論を通じて国民の理解を得る必要があるんじゃないかということが、私の基本認識であります。この法案を議論するに当たりましては、我が国を取り巻く安全保障環境の変化をどのように認識し、どう対処すべきか、それは法律的な対応としてはどのようなものが望ましいのか、そういった論点につきまして、重要な論点がきちんと整理され、国民にわかりやすく説明される必要があると申し上げてきたところでありまして、これまで時間をかけて議論されたところでありまして、まだまだ今後とも国民の理解を得ていく、そのような議論というものが必要ではないか、そのような認識でおるところであります。

**○渡辺 創議員** 引き続き国民の理解を求め対応が必要だろうと、知事は現時点での御認識をお示しになられたと理解したいと思います。

もう一問、このテーマについてお伺いしま

す。この安保法案に反対する動きは、まさに燎原の火のごとく広がりを見せているという状況かと思えます。全国300カ所で反対集会が開かれた8月30日の動きもありました。また、この宮崎でも1,000人規模での抗議活動が相次いでいます。実は先日、今月9日の夜には、私も岩切議員、前屋敷議員とともに、山形屋前を埋め尽く皆さんの前でマイクを握ったところです。また、今回の動きをめぐっては、私たちのような政党に所属する人間だけではなくて、シールズに代表されるような若者であったり、子育て中のお母さんなど、幅広い世代、層にそういう動きが広がっています。新しい政治の動きと言えるかと思いますが、このような状況を知事はどのように受けとめていらっしゃいますか。

**○知事（河野俊嗣君）** まず、我が国の根幹である憲法について、ここまで国民的な議論がなされるということは、かつてなかったことではないかという受けとめのもとに、非常に重要な議論が展開していると考えておりますし、特に若い世代が政治への関心や意見を持ち行動するのは、非常に意義あることではないかと考えております。先日、私も県内の大学生と、若者の雇用とか選挙権年齢の引き下げなどについて意見交換を行ったところでありまして、県内の学生が社会の諸問題に対してしっかり問題意識を持って考えている、大変頼もしく感じたところでもあります。

今回の安全保障法案について、いろんな動きがあるところでありまして、賛成・反対いろいろあるが、反対のときに何に反対しているのかというところをよく冷静に見きわめる必要があるのではないかとされます。先ほど申しましたように、安全保障環境の変化というのをどう捉まえるのか、それに対してどのような対応が

必要と考えるのか、集団的自衛権の行使が必要と認めるのか、そうではないのか、必要であるとすれば、どのような法制的な対応が必要なのか、それに対して反対を言われている方がどこに反対しているのかというようなことを積み上げて、しっかりとした議論を経て、我が国の安全保障環境のさらなる充実に結びつけていく、そのようなことが重要ではないかと考えております。

**○渡辺 創議員** ありがとうございます。今、知事からも、今までの議会での答弁の中であれば、非常に知事のお考えを率直にお示しいただいた答弁をいただいたと思っています。通常国会の会期末が迫る中で、今もまだ議論を深めていくことが必要だと知事もお考えであると理解させていただきました。

時間も限られますので、県政の課題に話を移したいと思っています。まず、世界農業遺産についてお伺いいたします。

西臼杵3町と椎葉、諸塚で、世界農業遺産を目指す動きが続いています。世界農業遺産は、国連食糧農業機関（FAO）が認定するもので、現在13カ国で31サイトが認定済みであります。国内でも、最初の認定となった新潟県の佐渡、石川県の能登など、5サイトが既に認定を受けています。高千穂郷・椎葉山地域は、国内でいえば第3グループとしての認定を目指しているという状況になるわけですが、この地域がジアスサイトに認定されることの意義をどのようにお考えか、知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 候補地となっております高千穂郷・椎葉山地域では、豊かな森林や棚田、焼き畑などの山間地農林業システムや、それらが育んだ神楽などの伝統文化が世代を超えて受け継がれているところであります。これら

を後世まで保全し、持続的に活用していくことが極めて重要であると考えております。世界農業遺産は、国連食糧農業機関（FAO）がこのような価値を認定するものでありまして、地域の方々に大きな自信と誇りを与える、さらには、本地域の重要性を国内外に広く発信することができるのではないかと考えております。さまざまな波及効果が生まれ、ひいては地域活性化に結びつくことも期待されているところであります。

このことから、県におきましても、ことし5月に審査委員の現地調査が行われた際、私みずからプレゼンテーションを行いますとともに、先週はFAO本部を訪問して、関係者への働きかけを行ったところでありまして、関係者一丸となって、引き続き認定に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** まさに御答弁にもありましたように、この世界農業遺産は、いわゆる世界文化遺産などのような派手さはありませんし、それが経済効果にすぐに直結するという類いのものでもないかと思えます。ただ、自然環境と人間の一定程度の開発行為がうまく共存しながら、伝統的な生活様式や文化が維持されていることが評価されるわけです。まさに地域で実践してきたことが評価されるわけですから、非常に意義深いものだと思っています。また、少しずつではありますが、制度の認知も広がっていますので、今の時点で、宮崎県民である私たち自身が、宮崎県内の地域で守ってきた「その価値をしっかりとわかっている」ということを示す意味でも、早目の段階での認定は極めて重要だと思っていますところでは。

ただ、課題はあって、通常2年に一度のペースで開催される国際会議、ここで大体の場合、

認定となるわけですが、今まで2年に一度で来ていたものが、現時点では、2年たっているわけですが、次のめどが立っていないという状況にあります。この国際会議が開かれな限り認定はないわけですが、知事は先日、FAO本部にも訪問されたと今御答弁にもありましたが、認定に向けてどのような印象をお受けになったのでしょうか。

**○知事(河野俊嗣君)** FAO本部におきましては、組織のナンバー2であるセメド事務局次長と、この問題の担当部長であるアチャーリ部長をそれぞれ訪問しまして、この地域の重要性をPRするとともに、早期認定について、今御指摘ありましたように、国際会議の予定がはっきりしておりませんでしたので、これを急いでいただきたいということをお願いしてきたところであります。

お二人からは歓迎をしていただいたわけですが、特にセメド事務局次長から、「申請書と現地調査結果に基づきFAO内で審査を進めている段階だ」ということ、そして「早ければことし12月に国際会議を開催して最終的な判断をしたい」ということを表明いただいたところであります。また、セメド事務局次長の「個人的な感想であるが」ということのコメントであります。また、「高千穂郷・椎葉山地域は素晴らしい取り組みが行われている」ということと、「世界農業遺産の認定基準を十分に満たしている」と考える。貴地域の認定を願っている」、そのような発言もいただいたところであります。認定に向けて引き続きしっかりとアピールし、実現に向けて努力してまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 極めて重要な御答弁であった

と思います。FAO本部を訪問された際に、早ければことし12月に国際会議を開催するという時期が例示されたというか、示されたということですので、ここがないと認定はないわけですから、大きな前進であると思います。ですので、もう一度、知事に確認したいと思いますが、事務局次長の個人的な感想も含めて、今回の訪問によって、開催時期がある程度示され、その上で知事としては認定に向けて大きな手応えを感じられたと、そういう訪問になったと認識しておいてよろしいでしょうか。

**○知事(河野俊嗣君)** この地域が十分に認定基準を満たしているようなすばらしい取り組みではないかという事務局次長の感触と、私どもが心配しておりました国際会議のスケジュールについて、ここではっきり12月をめどに開催に向けてというようなスケジュール感を表明していただいたところであります。これは確定ではないわけですが、今までの状況よりも大きく前進し、それを確認することができたのではないかと考えております。

**○渡辺 創議員** ありがとうございます。大きな前進に期待を込めて見守りたいと思いません。

この夏、石川県能登半島の能登の「里山・里海」と静岡県掛川市の「茶草場」という既に認定を受けている2つのジアスサイトを訪問してまいりました。能登が国内最初の認定地で、静岡は第2グループでの認定ということになります。それぞれさまざまな工夫をしながら、世界農業遺産認定をいかに効果的に生かすかということに奮闘されているという印象を受けました。宮崎は今回、和歌山、岐阜というほかの国内2カ所の候補地とともに、第3グループとしての認定を目指すわけですが、先例県の取り組

みをいかにして学びながら、高千穂郷・椎葉山地域の課題をどのように考えていくのかというのが重要な観点かと思えます。農政水産部長、この件について、いかがお考えでしょうか。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 県では、先に認定を受けました地域に職員を派遣し、それぞれの地域の取り組みについて調査をいたしております。これらの地域におきましては、お話にありましたように、認定を契機にさまざまな動きがあります。地域にあります伝統的な農林業資源を再評価し、例えば、佐渡地域、掛川周辺地域、国東半島宇佐地域では、地域の農産物、林産物のブランド化を、能登地域ではグリーンツーリズムの推進を、また阿蘇地域では、地域内外から幅広い参加を募り、草原の野焼きを行うなど、認定をてこにした地域振興策にそれぞれ取り組んでおられるところでもあります。高千穂郷・椎葉山地域においても、地域の特色を生かした取り組みについて検討しているところではありますが、地域に根差した取り組みとするためには、協議会関係者が一致団結し、自主的な活動をいかに展開していくかが最も大切なポイントであると考えているところでもあります。以上です。

**○渡辺 創議員** 今、御答弁にもありましたように、世界農業遺産の場合は、まさに今まで守ってきたものをいかにしてこれからも継続して守りながら、さらに新しい自主的な取り組みで効果を広げていけるかというのが重要かと思えます。先例県で話を聞くと、地元市町村や地域が主体となって進めている協議会の運営を、「ちょっと負担が重過ぎる。県で一部担ってもらえないか」とか、さまざまな県のバックアップを求める声もあるようです。今後、認定後も視野に入れた県の支援方針を、農政だけではな

く、関係すると思われ環境森林部、また商工観光労働部、そして農政水産部の3部長にお伺いしたいと思います。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 高千穂郷・椎葉山地域は、杉やヒノキ等の針葉樹、クヌギ等の広葉樹がバランスよく配置された豊かな森林環境に恵まれていまして、フォレストピア構想等に基づいて、地域振興にも積極的に取り組んできた地域でございます。環境森林部では、従来より、同構想の理念等を踏まえながら、森林・林業の振興を図ってきましたほか、現在、地域住民等が連携して行う里山保全などの地域活動への支援等も進めているところであります。今回、このような地域の農林業が世界的にも貴重であると認められれば、当該地域はもとよりですが、本県の林業・木材産業にとっても大きな励みとなるものであります。環境森林部としましても、森林・林業の振興を初め、例えば、林業体験を含めたグリーンツーリズムですとか、特産品である乾シイタケの新たな消費・販路拡大対策など、より積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 高千穂郷・椎葉山地域には、農林業体験や農家民泊、神楽を初めとします伝統文化や食の魅力など、観光素材として素晴らしいものがたくさんあります。世界農業遺産に認定されれば、改めて国内外にその魅力をアピールすることができると考えております。商工観光労働部ではこれまでも、森林セラピーツアーを初めとして、体験型観光メニューの開発などに取り組む市町村に対しまして支援を行っているところであり、今後、地元協議会や関係自治体等と連携し、地域の受け入れ環境や体験メニュー等のさらなる磨き上げに取り組んでいきたいと考えておりま

す。また、旅行会社と共同で、世界農業遺産の地域ストーリーを生かした新しい旅行商品を造成するなど、本県観光の新たな魅力の創出につなげてまいりたいと考えております。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** ただいま関係部長からも御答弁がありましたけれども、現在、県といたしましては、世界農業遺産チャレンジ事業により、地域の伝統的な農林業資源に関する調査・研究などを行っております地元の協議会の活動を支援し、認定に向けて全力で取り組んでいるところでございます。議員からお話でしたが、世界農業遺産は「生きている遺産」とも言われており、認定の後、時代の変化に対応しながら、伝統的な知識と実践を次の世代に継承していくことが求められると考えます。このため県では、シンポジウム等による情報発信や農林水産省の美しい農村再生支援事業等を活用した地域の農産物・林産物のブランド化や農林業リーダーの育成などについて、地元と一体となって取り組み、また、関係部局とも連携をとりながら、世界農業遺産の保全と、それを活用した地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 3部長、ありがとうございました。先ほどの知事答弁でもわかりましたように、認定が現実的に見えてきたという状況ですので、ぜひ実質的にその地域を支える支援を御検討いただきたいと思います。

次のテーマに移したいと思います。県産材の販路拡大対策についてお伺いいたします。

先日、国産材をさまざまな形で積極利用している東京都港区の総合庁舎「みなとパーク芝浦」や、耐火集成材を活用して木造での大規模施設建設を実現した横浜市都筑区の商業施設「サウスウッド」などを視察してまいりまし

た。木材の風合いなどを評価して、都市部で木質化を積極的に進めようという動きが広がってきておりますが、日本一の杉素材生産県として、この動きをどのように捉えているか、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 首都圏を初め、全国各地で公共建築物や商業施設などに国産材を活用する動きが広がっていきまして、本県としましても、県産材の需要拡大につながるものと大いに期待しているところでございます。そこで、本県では、昨年11月に川崎市と基本協定を締結し、連携して取り組むこととするなど、都市部における新たな木材需要の開拓に努めているところであります。なお、都市部における木材利用には、建築基準法や消防法など法規制上の課題も多うございますので、首都圏の企業とも連携しながら、さまざまな諸課題を整理しつつ、事業を進めてまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 宮崎県の状況を考えると、これから杉の生産量がどんどんふえていくという状況になります。既存の販売ルートだけで消費量自体が生産量とあわせて同じようにスライドしていくというわけではないわけですから、そのような中で、県としては新しい販路の拡大を考えていかなければならないと思います。今年度の事業の中でもさまざまな事業が入っているかと思いますが、基本的な考え方を環境森林部長にお伺いします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 本県では、住宅分野はもとよりですが、公共建築物などの非住宅分野の木造・木質化もあわせて推進したいと考えております。具体的には、首都圏等の大消費地での販路拡大のほか、海外への販路拡大策としまして、韓国や中国などの東アジア地域

を対象に、プレカットした材料とそれを組み立てる建築技術をパッケージにした材工一体による輸出を推進することとしております。これらによりまして、国内市場はもとより、海外市場におきましても、県産材の販路拡大に積極的に努めてまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 今、今後の可能性を秘めた販路拡大の方向性として、大都市圏の非住宅分野であったり東アジアへの輸出を材工一体で進めていくというお話があったところだと思いますが、それぞれの分野で今後どれだけシェアを広げていくのかという具体的な目標値の設定が、対策を進める上では重要になるのではないかと考えています。県は平成32年までの10年の長期計画の中間的な見直しを行っている時期に差しかかっていると理解していますが、その中間の見直しの中で、具体的に今お話しした分野での目標値を設定していく、そういう必要性についてはいかがお考えでしょうか。部長にお伺いします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 平成25年の実績で申しますと、本県の製材品出荷量は約75万立方メートル、そのうち、県外出荷量は約50万立方メートルとなっております。これらの目標値ですが、現行の第七次森林・林業長期計画におきましては、平成32年までに製材品出荷量を86万5,000立方メートル、県外出荷量を60万5,000立方メートルと設定しているところでございます。現在、長期計画の改訂作業を進めている最中でございますので、目標設定につきましては、首都圏や海外での取り組み状況も加味しながら、今後さらに検討してまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** せっかく具体的な販路拡大の方向性を定めて、今年度事業の中でもそれを具

現化していくための事業を組んでいるわけですから、あわせて目標値を設定することで、県側の本気度というか、そのような部分が証明されるという気もしますので、今お話にもありましたが、どうか御検討のほどお願いいたします。

冒頭でお話ししましたように、首都圏の大規模施設での木質化などのケースを見ても、実際にそこで宮崎県産材が使われるためには、ゼネコンや設計者とのコネクションが物を言うのかなというのが正直感じた印象でした。発注される側は、国産材という意識はあったとしても、それが宮崎県産材であってほしいという希望は恐らくまれであって、設計者や建設業者が使いやすい木材を使っているというのが実態のような感じでした。住宅分野で、外材が多い住宅建設を宮崎県産材に切りかえていくように働きかけていく場合でも、理屈は同じなのかなと思っています。その意味で、県産材の販路拡大のためには、建物をつくる側との関係強化・連携強化が極めて重要かと思いますが、その点について、基本的な考え方を環境森林部長にお伺いします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 建物を建設する場合の構造とか使用する部材につきましては、設計士ですとか住宅メーカーの判断・裁量によるところが大きいと思います。したがって、こういった方々と適切なつながりを持つということは、大変重要だろうと考えているところでございます。このため、県としましては、関係団体や企業と連携しながら、大手住宅メーカーや商社等を訪問しての県産材のPR活動、さらには、設計者等を本県に招いての現地視察や意見交換会の開催などに積極的に取り組んでいるところでございます。さらには、川崎市との基本協定を契機としまして、都市部にお



ける木材利用について検討を進めるために、首都圏の設計や施工、材料供給等を行っていらっしゃる企業や団体と一緒になしまして、スギ利活用検討委員会を設置したところでございます。今後とも、そういった活動を通じまして、住宅メーカーや設計者等との関係強化を図ってまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 今、御答弁にもありましたが、まさに川崎市との連携協定などがいい例だと私も思います。その川崎市との連携事業の現状について、今後の具体的な方向性も含めて、環境森林部長にお伺いします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 川崎市との連携につきましては、6月に先方から建築や設計関係の企業約30名の方々に御来県いただきまして、本県の有する木材利用技術につきまして高い評価をいただいたところでございます。そして、8月には、現地で報告会もございまして、私自身も行ってまいりまして、いろいろ生の御意見も伺ってきたところでございます。さらには、先ほども申しましたが、スギ利活用検討委員会を設置しまして、東京で第1回目の会合を開催したところでございます。今後、同委員会を通しまして、例えば小学校の増改築ですとか、あるいは商業施設内での木育スペースの創出、さらには、オリンピック関連施設に向けたいろんな提案などについて検討を進めまして、都市部での新たな木材利用モデルといったものをぜひとも構築してまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** ありがとうございます。川崎市との連携事業、非常に期待しております。とにかく製材品の出荷量を5年後までには11万5,000立方メートルふやさなければならないわけですから、戦略的な取り組みを具体的に進め

ることをお願い申し上げまして、テーマを移りたいと思います。

続いて、東九州新幹線構想についてお伺いたします。

覚えていらっしゃるかわかりませんが、平成26年2月議会で、私は、東九州新幹線構想について、一般質問のかなりの時間を割いて課題提起をさせていただきました。きょうはなるべく重複なく議論したいと思っておりますが、当時、知事に対して、昭和46年に期成会ができて、昭和48年に基本計画になった後は長く冬眠状態にあった新幹線構想を、時代環境の多少の変化はあったにせよ、再度浮上させ、県民意思だと推し進めるためには、丁寧な情報提供と県民的議論が必要ではないかという指摘をさせていただきました。それから1年半がたちましたが、県は東九州新幹線をめぐる現状をいかに認識しているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（茂 雄二君）** 新幹線につきましては、ことし3月、北陸新幹線の金沢駅までの開業に関するニュースや関連番組が全国的に大きく報道されるなど、新幹線に対する期待や関心は、その地域を越え、全国的に高いと感じたところであります。現在、建設が進められております整備新幹線につきましては、平成42年度末に北海道新幹線が札幌市までつながることをもって完了することとされております。このようなことから、15年後の整備新幹線の開通後を見据えた取り組みの必要性が年々高まっていると認識しているところであります。

**○渡辺 創議員** 続けて、総合政策部長にお伺いさせていただきますが、前回の質問の際にも指摘しましたがけれども、新幹線の建設には、並行在来線の問題、それから多額の建設費用の課

題等があります。わかりやすく言えば、現在の日豊本線をJR九州は経営する責任がなくなるわけですから。では、県民の足としての日豊本線は要らないのか。それとも、例えば第三セクター等で残すことになるのか。そういう形での路線維持となれば、当然、建設費以外にも相当な出費が予想されるという状況になります。また、建設に関する財政負担も、具体的なことは言えませんが、可能性の議論でいえば、地元の負担が1,000億を超えるというようなオーダーになる可能性も予測されるようです。このようなことを踏まえた上で、新幹線の必要性について、県は現時点で基本的にどのようなお考えをお持ちなのでしょうか。総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長（茂 雄二君）** 新幹線は、高速性や定時性、大量輸送性においてすぐれ、観光面では、国内はもとより、外国人観光客を県内に呼び込めるとともに、ビジネス面では、首都圏など大都市からの移動時間が縮まることから、取引拡大や企業誘致など諸産業の振興にも大きく貢献するものと考えております。さらに、九州内における東西格差を解消し、九州の一体的発展を可能にするものと期待しているところであります。整備につきましては、地元の財政負担や並行在来線への対応など、多くの困難な課題もあり、決して容易な道のりではありませんが、今後とも、実現に向けた取り組みを一步ずつ進めてまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 基本的な考えはわかりました。ありがとうございます。

今回の補正予算で、500万円を調査費として計上しています。昨日の自民党の宮原議員への答弁によれば、大分県とともに調査を行って、「広く県民に周知し、新幹線の必要性等につい

て幅広く議論するための資料とする」とございました。今回の調査は、経路や停車駅数など、基本的な条件をどのような形で設定して調査を行うお考えでしょうか。総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長（茂 雄二君）** 今回の調査は、基本計画に基づきまして、福岡市を起点とし、大分市付近、宮崎市付近を通り、鹿児島市を終点とする、大まかな経路で実施することを予定しております。なお、具体的な経路や停車駅などにつきましては、東九州新幹線が整備計画へ格上げされた後、国や関係機関が実際の建設に向けて検討する中で決定されることとされております。

**○渡辺 創議員** 今、御答弁にありましたが、国の基本計画の範囲でということだったかと思えます。つまり、福岡市起点で、大分市周辺、宮崎市周辺を通り、鹿児島市に着くというだけの設定ということになります。果たしてこれで本当に県民の議論に有効な調査になるのかというところに疑問を持たざるを得ません。延岡にとまるのか、都城にとまるのかも設定しない形での調査で、果たして経済効果も含めて本当に意味のある調査結果になるのでしょうか。また、県民にとってもリアリティーのある資料になるのかというところには疑問を持たざるを得ないと思っています。

県がお金を出してみずからやる調査なわけですから、何も国の基本計画の中にとどまるという必要性は全くないのではないかと私は思います。むしろ「宮崎にとって最低限必要な新幹線のスキームはこういうものだ」ということを設定して調査を行わない限り、本質的に県民の議論や機運醸成に役立つ調査にはならないのではないかと私は思います。今回の非常に大まかな

設定の調査において、経済効果であったり需要の予測であったり、また県民に今必要だと言えるような形の具体的な調査になると、そういう結果が出てくると総合政策部長はお考えでしょうか。

**○総合政策部長（茂 雄二君）** 今回の調査の目的でございますけれども、東九州新幹線の実現に向けた機運醸成のために、具体的なイメージを県民が共有することでありますので、その基本的な事項であります地域間の所要時間や整備に要する費用、需要の予測、経済波及効果等についての調査が必要であると考えているところでございます。この調査結果をもとにいたしまして、多くの県民が新幹線整備に対しまして高い関心を持ち、議論が深まるよう、わかりやすく県民にお示ししてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○渡辺 創議員** ちょっと残念な答弁と言わざるを得ないかなと思うんですが……。昨年2月議会で、私の質問に対して、「ルートが明確でない段階での試算だが、東九州新幹線の所要時間は、鹿児島新幹線と同等と仮定すれば、宮崎から博多1時間半、宮崎一新大阪4時間弱」と知事が答弁されています。今回の調査の基本設定の緩やかさでは、恐らく調査をしても、その程度の内容しか出てこない調査になってしまうのではないかと思います。有意義な調査にするためには、最低限の条件をもう少し具体化しない限り、有意義な調査にならないと指摘させていただいて、質問の方向性を変えたいと思います。

今、県が想定していらっしゃる東九州新幹線の最大の目的は、福岡までの高速化なのか、それとも、近畿圏であったり、さらには中京圏、首都圏などへの直接乗り入れを前提にしている

ものでしょうか。総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長（茂 雄二君）** 新幹線による高速鉄道ネットワークの機能を発揮するためには、高速道路と同様に、新幹線においても複数の主要都市と結ばれることが重要でありまして、これにより、観光や諸産業の振興、交流拡大など、さまざまな効果をもたらすものと考えているところでございます。さらに、東九州新幹線が、九州内新幹線ネットワークとして、また直接、近畿圏などとも結ばれることで、その機能が大きく発揮されるものと期待しております。

**○渡辺 創議員** JR西日本が営業する山陽新幹線への直接乗り入れも想定していると理解しました。仮に福岡への高速化、また宮崎—博多という都市間移動の時間短縮が主たる目的ということであれば、新八代から宮崎方面への延伸を模索するというのも、頭の体操としてはあるのではないかと思います。恐らく線路の総延長も短く済みますし、建設費用も相当抑えられると考えますが、その方向性を模索するということはないのでしょうか。総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長（茂 雄二君）** 東九州新幹線は、全国新幹線鉄道整備法に規定される基本計画に位置づけられておりまして、その中で、先ほど申し上げましたとおり、福岡市を起点とし、大分市付近及び宮崎市付近を主要な経過地、鹿児島市を終点とすることが定められております。したがって、この基本計画の実現に向けて、関係県及び市で構成します東九州新幹線鉄道建設促進期成会で取り組みを進めているところでございます。

**○渡辺 創議員** 知事にお伺いいたしますけれ

ども、今まで総合政策部長と基本的なやりとりをさせていただきました。繰り返しになります。私は、今回の調査の条件設定では、本当に県民の議論・判断に資する調査になるのかというところに疑問があります。今までのやりとりを踏まえた上で、知事の所感をお伺いしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 東九州新幹線の整備は、将来を見据えた息の長い取り組みになるのかと考えておりますが、鉄道的高速化としての機能だけではなく、地域のあり方そのものを変える力がありますので、本県が大きく発展するためには、必要なものと考えておるところであります。その実現に向けて、平成24年の九州地方知事会における特別決議以降、シンポジウムの開催や積極的な国への要望を実施して展開しているところであります。

議員の御指摘にありましたように、これまでは、構想として掲げてはいるものの、いわば冬眠状態であったものについて、より現実を見据えて、しっかりと議論していきたいという思いでありまして、東九州新幹線を実現していくため、今回の調査結果を広く県民にお示しすることにより、県民の皆様からの御意見をいただきながら機運醸成を図ってまいりたい。要は、もやもやと「新幹線、あればいいんじゃないの」というぐらいのレベルのものから、実際にルートはどうなんだ、そのときの課題はどうなんだ、費用はどうなんだということを見据えた上でどのように考えていくのかということ踏まえて、そのトータルを機運醸成と申し上げておるところであります。また、東九州新幹線鉄道建設促進期成会の会長という立場でありますので、関係県及び市とも連携しながら、国や関係機関に対して、必要性を引き続き訴えていくな

ど、一步一步実現に向けて進めてまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 今、知事から御答弁をいただきましたが、昨日の答弁も含めて、ちょっとぶれがあったのかなというので確認させていただきました。知事は、財政上の課題や並行在来線の不安など、さまざまな課題がある中でも、既に東九州新幹線の必要性を高く認識されていて、実現するために「県民みんなが新幹線が必要だ」という機運醸成をされようとしているということによろしいんですね。さまざまな課題があるけれども、十分な議論が必要というのではなくて、知事御自身は、推進する立場で、「推進」という県民の機運醸成に取り組むとおっしゃっていると、昨日の答弁、きょうの答弁を聞いていても、そういうふうに私は理解しているんですが、そこはいかがなんでしょうか。

**○知事（河野俊嗣君）** 東九州新幹線があればさまざまな効果が期待できるのではないかと認識のもとに、でも、さまざまな課題があるのではないかとということ、それを今回の調査等を踏まえて、現実の問題として、議論の素材としてそこに提示して、県民の間で議論を高めてまいりたい、そのような考えであります。

**○渡辺 創議員** 実現のための機運醸成と、今までの答弁の中でもおっしゃっているんですね。県民の中で幅広く議論して——幅広い議論というのは、通常であれば、やるかやらないか、それをつくれば一定の効果があることは間違いないと思いますが、その効果とも比較して、やるかやらないかも含めて県民の判断があるべきだということを私は繰り返し申してきたつもりですが、知事や部長の答弁は、「実現のための機運醸成をする」と、今までずっとおっ

しゃってきているんです。仮に今、知事がどうお考えかわかりませんが、答弁にあるように、実現のための機運醸成というのであれば、私は、今回の調査はより具体的に云々しなければならぬのではないかと思います。

正直、実現のための機運醸成をしようという立場で今回の調査の内容というのは、ちょっと理解ができないところで、仮に県の執行部のように、実現のための機運醸成をしようという立場であれば、もし私がその立場であれば、宮崎に最低必要な新幹線環境を提示して、例えば宮崎・延岡・都城には必ず停車する、これが宮崎県にとって必要な新幹線のスキームなんだということきちんと構えた上で、より具体的な経済効果をはじき出して、県民がよりイメージしやすい調査をしたほうが、実現するための機運醸成に取り組んでいるのであれば、そのほうがよほど効果的だと私は思うんですね。先ほどの知事の御答弁では、推進するための機運醸成をされているのか、本当に県民に判断してもらうために情報提供しているのか、そこがちょっとよくわからなくなってきましたけれども、知事、そこはいかがなんでしょうか。

**○知事(河野俊嗣君)** 先ほど申しましたように、長年にわたり構想としてあるわけです。それは、決してやらないからということではなしに、実現に向けての構想としてあったわけですが、それが冬眠状態にあった。しかし、もっともっと前向きな現実問題の課題として議論していくべきではないかということのもとに、いろんな運動をしてきた。そして、県民の間の議論に、実現に向けた議論に資するために、具体的なデータ、ルートなりいろんな費用を今回の調査で提示しようということになります。先ほどルート等の議論もありましたが、い

ろんな選択肢も踏まえながら議論していく必要があるのではないかと考えております。

**○渡辺 創議員** ちょっと食い違うところもあるかと思いますが、今までの知事の答弁や執行部の答弁は、あくまでも実現するというのが県の大きな目的であって、実現するための機運醸成を図るというのが、今までの県の答弁の積み重ねだと私は感じています。だからこそ、今のところも含めて、実現するために動いているのに、今回の調査は、余り具体的などころには踏み込まずに調査するというのが、正直言って、県の姿勢がのっているのか反っているのかわからないというのを、正直な印象として今度の議論を通して感じているところで、いわば言葉は発しているんだけど、本気度がどこにあるのかというのが余り伝わってこないという印象を持っているということを意見として申し述べます。

もう一つお話をさせていただきますが、実は、新幹線構想はほかにも課題を抱えていると思います。先ほど、新大阪までの乗り入れを目指す新幹線だという御答弁がありましたけれども、博多から新大阪間の山陽新幹線は、現在でも1時間の間に最大11編成の新幹線が走行しています。恐らく東九州新幹線が実現しても、それよりも早く実現するであろう九州新幹線の長崎ルートや北陸新幹線の金沢—新大阪ルートが、それぞれ山陽新幹線に乗り入れてくるとすれば、現在の東海道新幹線並みの過密ダイヤが山陽新幹線でも起きるということは予想されません。

山陽新幹線や東海道新幹線という日本の新幹線網の大動脈は、既に限界値に近い編成で走らせているという事実があります。先ほどお話があったように、もし首都圏で考えるのであれば

ば、新大阪以东の線路というのは、JR東海は16両編成の新幹線しか受け入れません。だから、九州新幹線は新大阪までしか行けないわけです。8両の新幹線だからJR東海の線路には入れてもらえないんです。ということは、九州新幹線は決して新大阪よりも東には行けないという、この話を知っている人が少し考えればわかる話があるんです。

そういう状況の中で、先ほどの御答弁では、九州の中のネットワークだけではなくて、近畿方面、またさらにその向こうまでの都市間のネットワークを考えていくというお話があったわけですが、こういう少し考えれば予想できる基本的な問題も設定せずに今回の調査を行おうと言っているわけですから、そこは県民に本当に機運醸成をしようというための基本データになるのかというところは、私は大いに疑問を持たざるを得ないと思っています。知事がかなり首をかしげていらっしゃいますから、今お話ししたことに知事としての御所見があれば、一言お伺いしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 過密ダイヤかどうかというところは正確に把握していたわけではないんですが、直通のものが実現が難しいからといって、関西方面への連結といいますか、そこを期待しないものにはならないのではないかと今少し思ったところでございます。いずれにせよ、これまでのもやもやとした構想をより実現の方向に向けて考えるにはどうしたらいいかという、まずは議論のデータを整理するというのが今回の目的でありまして、詳細な設定ができていないというような話もございますが、これまでよりは議論のための素材が用意できるのではないかと、そのように考えておりますし、しっかりと議論を深めてまいりたいと考えております。

す。

**○渡辺 創議員** わかりました。ありがとうございました。今年度調査するわけですから、出てきた結果についても、本当に県民の判断に資するものになるか、これからも関心を持って見せていただきたいと思いますので、またおつき合い願えますことをよろしくお願いいたします。

それでは、テーマを変えたいと思います。先日、屋外型ナショナルトレーニングセンターの誘致を目指すという発表がございました。まだ国が正式に設置するという方針を示したというわけではないようですが、誘致に取り組むことになった経緯を、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 本県では、スポーツランドみやぎの推進のためには、科学的なトレーニング機能あるいはスポーツメディカル機能を高めていくことが重要であると考えております。このようなことから、以前から、こうした機能を有する施設について調査・研究を行ってまいりました。フェニックスリゾート社におかれても、ゴルフの競技別強化拠点施設に指定されたこと、ラグビー、トライアスロン日本代表の受け入れ実績等を踏まえて、オーシャンドームの跡地に屋外型ナショナルトレーニングセンターを誘致する提案に至ったと伺っております。

一方、国においては、ことし1月に、屋外系競技の強化について効果的・効率的な拠点のあり方を検討していく必要があるという内容の報告書が有識者会議から提出され、今年度、現状分析や諸外国における強化拠点の調査を実施されております。現在、横須賀市、御殿場市などが既に誘致活動を行っております。本県といた

しましても、国の動向あるいは2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据えまして、当該施設の誘致活動を行うこととし、発表したところでございます。

**○渡辺 創議員** 県議会でも、昨年度のスポーツ振興対策特別委員会で東京都にあるナショナルトレーニングセンターを調査して、その旨は特別委員会の報告書等にも記載されております。スポーツランドみやぎのイメージ向上にも資するものであるなど感じているところですが、今回の発表自体だけをとれば、その後、県議会でも今までもこういう議論があったり執行部から説明があったという中ではなかったものですから、若干、唐突なという印象を受けたところもあります。フェニックスリゾート社からは具体的な提案がいつごろあったと考えればよろしいでしょうか。商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** フェニックスリゾート社が有する施設は、スポーツランドみやぎの中核的な役割を果たしていただいております。したがって、県ではこれまでも、スポーツメディカル機能やブランド力の向上等について、同社とさまざまな意見交換や情報収集を行ってきております。こうした中、ことし6月に、同社の方針として、オーシャンドーム跡地にナショナルトレーニングセンターを誘致したい旨の提案を受けたところでございます。

**○渡辺 創議員** わかりました。シーガイアは宮崎県にとって大きな観光資源でもありますし、スポーツランドみやぎのイメージの浸透にも大変大きな貢献をいただいているところだと思っています。ですので、今回の提案は、まずは、そういうものをつくるという判断を国にしてもらわなければならないわけですが、新国

立の問題等もありますので、なかなか難しい状況もあるかもしれませんが、その判断がいただけた上で、今回の宮崎県への誘致が成功した場合は、県にとって具体的にどういうメリットがあるとお考えでしょうか。商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** ぜひ国に設置の判断をいただけるように、積極的に誘致活動を行っていただきたいと考えております。屋外型ナショナルトレーニングセンターは、我が国のトップアスリートが集中的・継続的に強化活動を行う拠点施設でありまして、スポーツランドみやぎのブランドがさらに確立されることとなります。このことは、他県との競争激化が予想されるスポーツキャンプの誘致について、本県の優位性の向上につながっていくと考えております。

今回、当該施設の誘致が実現すれば、新たなスポーツキャンプの誘致や、それに伴う県外からの誘客など、本県経済に大きな効果が期待できると考えております。また、トップアスリートと接する機会がふえますことから、本県の競技力向上にも寄与するものと考えております。さらに、遊休施設でありましたオーシャンドームの跡地が、スポーツランドみやぎを推進する本県のイメージに沿った形で利活用されることは、本県観光にとりましても大変意義深いものであると考えております。

**○渡辺 創議員** 個人的には非常にいい構想だと判断していますので、ぜひ実現に向けて全力で取り組んでいただきたいと思います。また、一方で、オーシャンドームの跡地利用というのは、今までの経緯も含めて、非常に県民の関心が高いテーマだと思っています。あれをなくすという判断、新聞報道等があったときにも、県

民の皆さんの反応もさまざまあったのは、皆さん御記憶に明らかかと思えます。現時点では、会社の判断は明確ではないということになっていますが、例えば経済界を中心に、カジノを含むIR（統合型リゾート）の展開を望む声もあったのではないかと理解していますが、今回のナショナルトレセンの誘致とIRの問題の関係性を、どのように県としては整理しているのでしょうか。商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** シーガイアのオーシャンドーム跡地の利用については、これまでフェニックスリゾート社において慎重に検討がなされており、その結果、今回、屋外型ナショナルトレーニングセンターの誘致の提案がなされたものでございます。一方、カジノを含む統合型リゾート、いわゆるIRにつきまして、同社において具体的な方針は出されておりませんが、県内民間団体等で組織された統合型リゾート研究会に参加し、会社として情報収集に努められております。今回の件にかかわらず、その姿勢に変わりはないと伺っております。県といたしましても、今回の屋外型ナショナルトレーニングセンターの誘致とIRについては、直接の関連性はないと考えております。

**○渡辺 創議員** わかりました。ちなみに、IRをめぐることは、IR推進法は国会において、なかなか当初の想定のように進んでいないという印象がありますが、県としてはIRをめぐる国会での状況をどのように認識しているのでしょうか。商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** IR推進法につきましては、4月に今国会に提案されたところでありまして、会期内での成立は困難との報道がなされております。県といたし

ましては、IRの検討に当たっては、健全性・安全性の確保など、国においてその制度設計がなされることを前提としておりますので、今後とも引き続き、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** このテーマでは最後にしますが、昨日も議会の様子を報道するテレビのニュース等では、知事が力強く答弁されて、屋外型ナショナルトレセンの誘致に全力を挙げると報道されておりました。ナショナルトレセン誘致にかける知事の思いをお伺いしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 本県は、平均気温や快晴日数、日照時間のいずれも全国上位にある、まさに「日本のひなた」でありまして、屋外でスポーツを行う上で気象条件に大変恵まれているということ、また、プロ野球やJリーグのチームに加えて、サッカー、ラグビー、トライアスロンなど、日本代表キャンプの受け入れ実績も豊富なわけでありまして。さらに、宮崎大学医学部附属病院と連携したスポーツメディカルや宿泊施設におけるアスリートフードの提供など、他県に先駆けた取り組みも行っているものでありまして、このようなアスリート第一の視点での受け入れ体制が整備されており、特に屋外系スポーツ競技種目の受け入れについて、他県よりも優位性の高い地域であると考えております。

以前、橋本聖子議員が、12月でありましたか、本県を視察されたときに、冬でも芝生が青々としている、非常に恵まれた環境だと高く評価されたのを覚えておるところであります。屋外型ナショナルトレーニングセンターの誘致は、スポーツランドみやぎのブランド力の向上に大きく寄与するものであると考えておりま



すので、今後、国への要望活動など官民一体となって取り組みまして、実現を目指してまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** ありがとうございます。

テーマを移したいと思います。続いて、地方創生と新型交付金の評価をお伺いしたいと思っております。

このたび県は、地方創生にかかわる県の総合戦略を策定し、この9月議会にかけているわけですが、策定に当たっての県の基本的な認識と姿勢を、知事にお伺いしたいと思っております。

**○知事(河野俊嗣君)** 地方創生につきましては、長年続きます東京一極集中の流れを大きく転換し、地方が自立的に成長する活力を取り戻すことにより、日本全体の人口減少を克服していこうというものでありまして、地方の策定します総合戦略は、自主性・主体性を発揮して、地域の実情に沿ったものが重要であると考えております。本県は、恵まれた自然環境やすぐれた子育て環境などの優位性を有しており、さらには、産業振興や雇用の確保が図られる好循環を生み出すことによりまして、全てが大都市に集中する現状からの脱却を目指す地方のモデルケースとなり得るのではないかと考えているところであります。このため、本県の総合戦略におきましても、フードビジネスや東九州メディカルバレーなどの成長産業のさらなる振興など、本県の特性を踏まえた政策を盛り込んだところであり、市町村とも一層の連携を図りながら、地方創生のトップランナーを目指してまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** ありがとうございます。その地方創生の取り組みを本格化させるに当たって、国は、地方向けの財政支援の目玉として、いわゆる新型交付金の創設を決めたわけですが、

ただ、その規模については、事前の期待を裏切り、概算要求の段階で1,080億円、地方負担分と合わせても2,100億円強という状況です。ちょっと肩透かしという印象も否めない気もします。時事通信の全国知事アンケートでも、47都道府県の知事のうち、25人が「評価しない」という答えだったとの報道もありましたが、知事の受けとめを、評価を交えて率直にお伺いしたいと思っております。

**○知事(河野俊嗣君)** 新型交付金の概算要求額は、26年度補正予算で措置されました先行型交付金の額を下回る、また、新たに事業費の2分の1が地方負担となるなど、必ずしも地方が要望した内容とはなっていない状況であります。自主財源に乏しい本県としましては、国費が多いにこしたことはないわけではありますが、一方で私は、地方創生の実現のためには、何に取り組み、どのように成果を出していくか、しっかりと成果を出していくことが重要ではないかと考えております。国費なりを積みば積むほど確実に成果が出るというものではなく、地方の自主的な努力というものも必要なわけでありまして、新型交付金のほか、各省庁の地方創生関連予算を積極的に活用しながら、本県の総合戦略に掲げた施策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** いずれにせよ、人口減少社会に向けて息長い対策をしっかりと持つことが重要なのだと考えておりますので、これからも議論を深めてまいりたいと思っております。昨日の自民党さんの代表質問にもありましたので、このテーマについては、この程度にとどめたいと思っております。

次のテーマに移りますが、続いて、宮崎県の新しい広報宣伝戦略「日本のひなた宮崎県」の

プロモーションについてお伺いいたします。

スタートから3カ月半がたちました。ポスターや広報紙、ピンバッジなどで目にする機会もふえ、知事が以前おっしゃっていましたように、じわじわとひなたの温かさのように心地よく浸透しつつあるのではないかと思っておりますが、これまでのプロモーション活動の進捗状況を、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** プロモーションの推進に当たりましては、県民の皆様の理解と協力が何よりも大切であります。キャッチフレーズやロゴマークを5月末に発表して以来、県内経済界や市町村、マスコミなど、幅広い分野の団体で構成する推進会議を設置し、その県内への浸透と、県を挙げて宮崎の魅力を発信する機運の醸成に努めてまいりました。

具体的には、ポスターの掲示、新聞広告の掲載、県政番組や県広報紙での紹介に加え、「ひなた」をテーマとした写真や動画のコンテストを行い、200件を超える応募をいただいております。また、ピンバッジにつきましては、約6,000個の購入をいただいているところであります。さらに、民間のアイデアを活用した企画の公募を行うなど、県民の皆様との協働や民間企業・団体との連携による情報発信に取り組んでいるところであります。また、県外に向けましても、浜松町駅での電飾看板の設置、UIJターセンセンターや新宿みやざき館KONNEでのPRなどに努めているところでございます。

**○渡辺 創議員** ピンバッジの販売は8月7日からだったと記憶しておりますので、1カ月で6,000個の販売というのは、民間も含めて好意的に思ってくださいていることの証左かと思っております。また、個人的には、6月議会で提案したことがすぐに具体化したのは、既に準備が進ん

でいたからだろうと思っておりますけれども、同じ方向を向いていたという意味では、うれしく感じております。同プロモーションの今後の展開方針についても、商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 今後のプロモーションにつきましましては、これまでの取り組みを継続しつつ、まさに「ひなた」の温かみが実感できるこれからの時期に向けまして、現在、本格的展開の準備を進めております。その展開につきまして、一過性ではなく息が長い取り組みとする一方で、全国的な注目や関心を集める必要がございます。また、「日本のひなた宮崎県」のキャッチフレーズとともに、例えば人柄を温かくするとか人々に希望と活力をもたらす、そういった「ひなた」が持つ力や、その力により生み出された宮崎の魅力を着実に浸透・定着させていく必要があると考えております。そのため、宮崎ゆかりの著名人などに参加いただくインパクトのある企画や話題性のある動画・ホームページの制作、全国ネットのテレビ番組での放映、SNS等による情報拡散など、さまざまな手法を活用しながら、積極的なプロモーションを展開していきたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 本格的な展開はこれからだということだと理解しました。答弁にありましたが、「ひなた」の温かみを感じられるような時期に本格始動するということかなと理解しましたので、楽しみにしておきます。

続いて知事にお伺いしたいと思っておりますが、知事は、県内外でのトップセールスや観光アピールなども含めて、「日本のひなた宮崎県」の発信の先頭に立っていらっしゃると思っておりますけれども、これまでの取り組みや今後の展開につい

て、知事のお考えをお伺いしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 「日本のひなた宮崎県」のプロモーションにつきましては、私自身、県内外の出張、また会議の際にはいつもPRをしておるわけでありますが、総じて好意を持って、また共感を持って受けとめていただいているという印象を受けております。また、市町村を初め、県内の民間企業・団体、マスコミなどの皆様にも、ポスターの掲出や名刺・商品へのロゴの掲載、ピンバッジの着用、また、ひなたを名称にした食品・サービスの開発などに取り組んでいただいております、おかげさまで「ひなた宮崎県」の知名度が徐々に高まっているのではないかと、大変ありがたく、また心強く思っております。

一方で、特に県外に向けましては、宮崎の食や観光、物産、移住など、具体的な魅力を「ひなた」というコンセプトと結びつけてしっかりと伝えていくこと、そして、宮崎の知名度、好感度を高めていく必要があると認識しております。そのため、今後のプロモーションに当たりましては、部長が今申し上げましたとおり、PR効果が高く心に届く手法や内容によりまして、「ひなた」の輪が大きく県内外に広がっていくような展開をし、また、関係者と力を合わせて効果的・継続的に展開してまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** ありがとうございます。息の長い展開をぜひお願いしたいと思います。

テーマが変わります。ちょっと趣が変わりますが、子宮頸がんワクチンの接種と関連が疑われる健康被害についてお伺いいたします。

子宮頸がんワクチンの予防接種は、日本で年間約2,700の方が死亡されている子宮頸がんの予防効果を狙って国が推奨してきたものです

が、今は積極的な推奨は行われておりません。少し古いデータですが、昨年3月末までに全国で338万人が接種し、2,475人の副作用が報告されていると伺っています。また、600件程度が重篤なケースというふうなデータもあるとのことですので。ちょっと古いデータで申しわけありません。一部には非常に重篤な被害も出ています。予防接種との因果関係等については、まだはっきりしない部分もありますが、県内での副反応の実態を県はどのように把握しているのでしょうか。福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 県内での実態でありますけれども、県において把握している範囲では、子宮頸がん予防ワクチンの接種による副反応報告は、これまでに6件あります。このワクチンは、世界保健機構（WHO）が子宮頸がんの予防に効果があるとして接種を推奨しているものであります。予防接種後に広範な疼痛または運動障害を中心とする多様な症状を呈する方が見られることは大変残念なことだと考えておりましたが、このような症状とワクチン接種との因果関係の確認を行っている国の動向を注意深く見守っているところでございます。

**○渡辺 創議員** ありがとうございます。県内では6件の報告があるとのことでした。実際は、その報告の後ろには、報告に至らないケースもたくさんあるんだろうと予想される場所です。この件については、基本的な対応は市町村の役割であるということは十分に理解しておりますが、健康被害を受けている方々へ実際に行われている具体的な支援策について、お伺いしたいと思います。福祉保健部長にお願いします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** ワクチンを接種した後に生じた一定の症状につきましては、

国が各県に協力医療機関を設置して、診療あるいは相談を受けておまして、本県では宮崎大学医学部附属病院に設置されております。また、ワクチン接種後に生じた症状とワクチン接種との因果関係が認められた場合には、平成25年4月1日以降の予防接種法に基づく定期接種につきましては、同法の健康被害救済制度において、また、それ以前の任意での予防接種につきましては、市町村が加入しております予防接種事故賠償補償保険あるいは医薬品副作用被害救済制度により、それぞれ医療費等の給付を受けることができるようになっております。

**○渡辺 創議員** 今ありました宮崎大学医学部附属病院の相談窓口への相談件数を、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長(桑山秀彦君)** 診療・相談窓口が設置されました平成26年11月から先月末までに、3件の相談等を受けていると伺っております。

**○渡辺 創議員** 1つ前の御答弁のところで、賠償や医療費等の給付については、任意接種の段階と政府推奨になってからではシステムが違うけれども、そういう制度があるというお話がありました。今そういう説明がありました、私の知る限りでは、宮崎県内ではその制度が適用されているケースはないと、正式にはありませんが、確認しているところです。実際そういうケースはないわけですし、審査の手続にも非常に時間がかかっているという現状があるようです。また加えて、横浜市など自治体独自の支援制度を設けているところもあるようですが、まだ宮崎県内ではそのようなケースはないと思っています。

私も、実際に健康被害を受けた女子生徒さんのお父さんから話をよく伺っておりますが、予

防接種をする前の段階でとても元気だったお子さんが、予防接種によって突如として生活が変わるという状況、そして元気で歩いていらっしやっただけの子供さんが車椅子での生活を強いられ、意識がない中で、てんかん様の不随意運動が伴うような症状がたくさん出る。保護者の方々も24時間、目を離すこともできず、また同時に、「予防接種を受けさせなければよかった」という後悔、お母さんを中心にそういう思いにもさいなまれるという状況の中で、常に娘さんのケアをしていかなければならないということでした。私も一人の女兒を持つ父親としても、いつもお話を聞きながら、またその様子を見ながら、割り切れない気持ちでいるところです。

さらに加えて、長く原因がわからずに、時には精神的なものであるというような誤診を繰り返されながら、当てどなく医療機関を訪ね歩いて、なかなか実態のところわからないという時間を重ねてきたことも、新たな苦しみにもつながっているようです。予防接種との因果関係や妥当性については専門家に委ねたいと思いますが、宮崎県内に暮らす女子生徒が重篤な症状に苦しんで、また家族も大きな負担を負っているということを、知事も女の子のお子さんをお持ちのお父さんかと思えますけれども、どのように感じられますか。

**○知事(河野俊嗣君)** この問題につきましては、女性関係のグループ等の対話集会のときに、私も何度か直接話を伺ったことがありますが、今御指摘のように、ワクチン接種というのが、そもそも健康を守るために、将来のためにということで判断されたものの結果、そのような事態になったということで、御家族は大変悔やんでも悔やみ切れない、つらい思いをされているのではないかと。その心中を察すると、私も

子を持つ親として、また娘を持つ親として、本当に胸の痛くなる思いがしております。一日も早く健康を取り戻されるようお祈り申し上げますとともに、必要な救済については、国の責任においてしっかりと対処していただきたい、そのように考えておるところであります。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。仮に県が直接かかわる立場ではなかったとしても、今、知事からもいただいたように、知事のそういう思いも聞けるということは、当事者の皆さんにとっては、とても励みなることではなかったかと思えます。ありがとうございます。心から感謝申し上げます。

話題を移したいと思えます。県庁では、さまざまな職種で数多くの職員さんが働いていらっしゃいます。県内でいわば最大の事業体であって、かつ一般行政職から土木や農業、林業、水産のさまざまな専門職、また、知事部局ではありませんけれども、医師から看護師さん、学校の先生、いわば職業のデパートとも言えるかもしれないと思っております。そういう中で、県庁を一つの人材バンクと考えて、例えば子供たちの職業教育に生かすという考え方もできるのではないかと思います。知事部局における学校や地域の要望に応じた講師としての職員派遣の状況を、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長(成合 修君) 知事部局におきましては、大学などの高等教育機関、あるいは団体などからの要望を受けまして、県職員が業務として講師を務める場合、あるいは職員個人が学校からの依頼に応えまして、生徒に対して、例えば公務員の仕事について説明する場合などがございます。これらの件数につきましては、詳細は把握しておりませんが、先ほど議員からのお話にもありましたような県職員が有する専

門性、あるいは公務員としての知識・経験を県民や地域に還元していくことは、大変有意義であると考えているところであります。今後とも、これらの派遣依頼に対しましては、積極的に応えてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。実態の把握はなかなか難しいという面があるかと思えます。ただ、総合政策部には県庁出前講座という事業があつて、基本的な視点は、県庁の業務や仕事をPRするためのもので、ちょっと趣旨は違うかとは思いますが、事業の概要と実績をお伺いしたいと思います。また、あわせて、学校での児童生徒を対象にした派遣の実績があるか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長(茂 雄二君) 県庁出前講座は、職員が地域に出向いて、県の重点施策や事業等について、直接県民の皆様の説明を行うことにより、県政に対する理解をいただくとともに、県民との協働による県政運営の推進を図る目的で実施している事業であります。具体的には、県が取り組む事業等に関するテーマを事前にお示しし、その中から要請があつたものについて、職員が直接説明し、意見交換を行っているものであります。平成26年度は、防災や防犯などのテーマについて66回の講座が持たれ、合計で2,376名の参加があつたところであります。なお、県庁出前講座では、学校で児童生徒を対象とした実績はございません。

○渡辺 創議員 いろいろ考えてみたんですが、今、女性の社会進出を進めようと政府も旗を振っています。安倍総理も一生懸命やられているんだらうと思えますが、実際に女性の進出が少ない職種や職場があるというのも事実かと思えます。それは県の中でも同じで、一般行政や教員はまだしも、今春入庁の職員さんたちの

データを見ると、新規の入庁の方ですが、機械では3人中、電気では8人中、化学では2人中、女性は0。土木が7分の2、建築が5分の1、農業が8分の2、農業土木は5分の2、畜産が2分の1、林業6分の2といった状態だと伺っております。

しかし、比率は低くても、県庁の中には、女性の進出が十分ではない職場かもしれませんが、奮闘している女性の職員さんたちがいます。例えば、こういう県庁理系女子の職員さんたちが積極的に学校等に出向いて、仕事の話や県庁でそういう仕事につくまでの歩みを話す機会があれば、非常に有意義な職業教育の場になるのではないかと思います。実際に県庁理系女子の皆さんのお話を伺うと、中学校段階でそういう話をする機会があると、「そういう職場が県庁にはあるんだな」と、子供たちの視野を広げる意味でも、いい機会になるのではないかと思います。るる申し上げましたけれども、ぜひそういう場を積極的につくってはいかがかと思っておりますけれども、教育長のお考えをお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 学校にいたとき、子供たちに企業見学等をしたときに、僕が非常に感動したのは、「こんな大人になりたい」と生徒たちが語ってくれたことです。現在、県教育委員会では、各学校の出前講座などの講師をお願いする人材バンクとして、「宮崎の教育アシスト企業」という形で登録をお願いしておりますが、県畜産試験場など、国や県、市町村の機関も含め、これまでに228団体に登録をいただいているところであります。お尋ねにありました、高い専門性を持った県庁女性職員の方も、ぜひ参加していただいて、子供たちにとって大きな刺激を与えていただけると考えておりま

す。ぜひとも、アシスト企業への登録や、その他の方法もございますが、出前講座などで子供たちのために力を発揮していただきたいと思っております。県庁各部各課に、これからもしっかりと、さらに積極的に登録を呼びかけてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 教育委員会でもぜひ御検討いただきたいと思っておりますし、今、教育長からもありましたように、各部長さん方もそういう機会がつかれるように、アシスト企業への登録等をよろしくお願ひしたいと思います。

このテーマ、最後にしますが、多職種にわたる県庁の女性職員さんたちが活躍できる環境をつくっていくということは、県庁が職員さん誰もが働きやすい職場になるという観点でも重要だと思っておりますけれども、知事の御認識をお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 社会全体として、女性の活躍、個性と能力を発揮することが、もっともっと求められている。県庁の中でも同様であります。これまでも子育てしやすい環境整備や女性職員の登用に取り組んできたところでありますが、今年度、新たに「県庁職員子育て応援プラン」とか第二期「みやざき行財政改革プラン」を策定しまして、職員の出産や育児に関する職場環境づくりに積極的に取り組むとともに、平成31年度までに副主幹以上の役付職員における女性の割合を15%とする目標を掲げる、これは今ずっと右肩上がり伸びてきておるところであります。全体的な数をふやしていく、そして役職員の数をふやしていく、また、これまで女性がついていなかった職場、例えば財政とか人事とか危機管理とか、そういった分野でも活躍しておるわけでありまして。

県としましては、今後とも、女性が働きやす

い職場の環境整備に加えまして、御指摘のあった技術系——理系女子という話がありました——も含む女性職員の、例えば国、民間企業等への派遣研修なども行う、また、さまざまな職務経験を通じて、意欲と能力のある職員を育成するなど、あらゆる職種の女性職員が活躍できますよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 御答弁ありがとうございます。ぜひ取り組みのほどよろしく願いいたします。

続けて、県の公共施設等総合管理計画についてお伺いいたします。

高度経済成長期に整備された庁舎や河川、道路など、公共施設が大幅に大量に老朽化を迎える時代が全国的に訪れつつあります。そのことは、日本の高速道路事故史上最大の死者を出した2012年の笹子トンネル天井板落下事故などでも明らかになっている状況かと思えます。そういう中で、国はインフラ長寿命化基本計画を策定し、地方にも行動計画としての公共施設等総合管理計画の策定を求めてきていますが、宮崎県における基本的な考え方と策定状況について、総務部長にお伺いいたします。

**○総務部長（成合 修君）** 公共施設等総合管理計画につきましては、厳しい財政状況や人口減少等の状況を踏まえまして、長期的な視点を持って公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化や公共施設等の最適な配置の実現を目指すものであります。本県におきましては、昨年7月に全庁的な検討組織を立ち上げまして、県が保有する全ての公共施設等について、現状把握など計画策定に向けた調査を行うとともに、施設の長寿命化や最適な配置等に関する基

本的な考え方について、現在、検討を行っているところであります。今後の予定といたしましては、今年度中に素案を取りまとめまして、来年度の前半には計画を策定したいと考えております。

**○渡辺 創議員** ありがとうございます。公共施設の老朽化対策は、当然さまざまな工夫をするということは前提としても、基本的な整備時期に偏りがある以上、地方だけで財政上の課題を解決していくというのは、極めて困難な状況ではないかと考えます。現時点で国の財政支援にはどのようなメニューがあり、また、今後どのような支援を国に求めていくのか、基本的な考え方を総務部長にお伺いします。

**○総務部長（成合 修君）** 公共施設の老朽化対策に係る国の財政支援でございますが、これまでも施設種別ごとに交付金等がございますけれども、公共施設の集約化等に対しましては、新たに3つの地方債が設けられております。

まず、公共施設最適化事業債につきましては、公共施設の集約化・複合化を実施する場合に起債の対象となるもので、起債充当率は90%、交付税算入率は50%となっております。次に、地域活性化事業債につきましては、既存の公共施設を改修し、他の施設に転用する場合に起債の対象となるものであります。起債充当率は90%、交付税算入率は30%となっております。最後に、除却に係る地方債につきましては、老朽化した公共施設を解体・撤去する場合に起債の対象となるものであります。この場合、起債充当率は75%であります。これにつきましては、交付税措置はございません。

公共施設の老朽化対策は、大変重要な課題と認識しております。今後、長期的に多額の財政負担が見込まれますことから、県といたしまし

でも、このような財政支援のさらなる充実につきまして、国に対して要望してまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 総合管理計画ができた後は、各分野での個別施設計画が求められるわけですが、各分野それぞれ老朽化は深刻ですけれども、まず県営住宅については、既に築30年以上の割合が面積ベースで46.8%、さらにあと10年たてば、70%を超えてくるという計算になります。既に県土整備部のほうでは独自の長寿命化の取り組みが進んでいると認識しておりますが、県営住宅の老朽化に対する基本的な考え方を、県土整備部長にお伺いします。

**○県土整備部長(図師雄一君)** 県営住宅につきましては、現在、管理している540棟のうち、劣化が顕著にあらわれ始めると言われる築30年以上が経過している建物が4割を超え、増加傾向にあります。このため、建物の長寿命化やコスト縮減を目的として、地域の人口動向や市町村及び民間が整備する共同住宅の状況などを踏まえて、平成22年度に宮崎県営住宅長寿命化計画を策定し、団地の統廃合や計画的な建てかえ・補修などを進めているところであります。この計画は、公共施設等総合管理計画の個別施設計画となりますが、策定後5年が経過し、少子高齢化の進行など社会情勢が変化していることから、今年度から2カ年で見直しを行うこととしております。今後とも、計画を着実に推進し、適正な県営住宅の提供に努めてまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** ありがとうございます。数字だけを見れば、さらに深刻なのが県立学校です。30年を超える学校施設は、面積ベースで67.5%となっています。既に県立学校では100%となっている耐震化工事を優先的に進めてき

たという事情もあって、老朽化への対応が overlooked 面はあるかと思えますし、そこは仕方がない面もあるかと思えます。また、学校の統廃合には複合的な要因も絡むために、単純な施設統合を進められないという面があると思えますけれども、現状認識と今後策定する個別施設計画についての基本的な考え方を、教育長にお伺いします。

**○教育長(飛田 洋君)** 県立学校施設の現状ですが、その多くは昭和30年代から50年代の生徒急増期に建てられておまして、建築後30年以上経過した建物が、全県立学校施設の過半数を占め、老朽化が全県的に進んでおります。そのため、改修や更新の経費の増大が予想されることから、緊急性などを考慮しながら優先順位を決め、対策を進めてきているところであります。個別施設計画のうち県立学校施設につきましては、今後、検討を進めていくこととなりますが、単に建物の維持管理や安全性の確保だけでなく、耐用年数を延ばすための長寿命化の観点や、学校統廃合等も踏まえながら策定してまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** それぞれさまざまな事情を抱えながらだと思えますが、大きな財政負担も予想されながら待ったなしという段階が近づきつつあるというのも現実かと思えますので、十分な検討をお願いしたいと思います。

続いて、高校野球支援のあり方にテーマを移します。

河野知事は就任以来、甲子園での県勢優勝というのを政策提言の中にも掲げ、「夢・実現 甲子園優勝プロジェクト事業」などを進めてこられました。この間、延岡学園高校の甲子園準優勝など、満願成就までもう一歩というところの活躍もあり、知事も事あるごとに、この甲子



園優勝プロジェクト事業のことをお話しになっていらっしやったと思うのですが、この事業の具体的な内容を教育長にお伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 「夢・実現 甲子園優勝プロジェクト事業」につきましては、甲子園での優勝を目指し、県民の皆様感動や夢を届ける目的で、平成24年度から3年間、取り組んできたところであります。本事業では、甲子園で優勝するチームを育てるために、県教育委員会と県高等学校野球連盟による強化対策会議の開催、県内トップレベルのチームを支援する目的で、九州地区秋季大会の県予選でベスト4となった学校を強化推進校に指定し、各学校に年間約70万円の県外遠征費などの支援や、全国の強豪校との実戦的な強化試合の開催等をいたしました。また、裾野を広げる目的で、中学生選抜チームへの強化活動に対する支援にも取り組んできたところであります。

**○渡辺 創議員** 同じく教育長にお伺いしますが、この事業による支援の結果、どのような成果を上げることができたとお考えでしょうか。

**○教育長（飛田 洋君）** 「夢・実現 甲子園優勝プロジェクト事業」では、甲子園で優勝こそかないませんでしたが、先ほど御質問でおっしゃったように、本事業の強化推進校であった延岡学園高等学校が甲子園準優勝という本県初の快挙をなし遂げてくれました。また、甲子園での活躍を願って行った大阪遠征や県外強豪校との実戦的な強化試合などの支援を受けた強化推進校の中で、4校が甲子園に出場いたしました。甲子園準優勝、そして4校の甲子園出場という結果は、選手、監督、関係者の皆様方の御努力によるものではありませんが、本事業もその一助となったものと考えております。

**○渡辺 創議員** ありがとうございます。実

は今年度、この事業の予算が計上されていません。あれだけよく耳にしていた事業であるにもかかわらず、2月議会の際に気づいていなかったことのみずからの着眼の悪さは恥じますが、どのような経緯で今年度はこの事業が予算化されなかったのか、理由を教育長にお伺いしたいと思っております。

**○教育長（飛田 洋君）** 平成25年度の夏の甲子園で延岡学園高校が準優勝をなし遂げ、本県にとって夢であった甲子園優勝が現実的な目標へと変わったと考えております。このような本県高校球児の活躍から、「夢・実現 甲子園優勝プロジェクト」が一定の成果につながったと考えているところであります。その予算につきましては、今年度、2巡目国体や東京オリンピック・パラリンピックを見据えた競技力向上を図る新規事業のための予算配分を行った中で、見直しをしたところであります。しかしながら、甲子園の優勝は県民の悲願であり、県民の皆さんに大きな夢と希望を与えるものでもありますので、今年度も高野連と連携し、強化に向けた対策会議を行い、中高合同強化会議や指導者への講演会を開催することとしております。今後とも、甲子園優勝に向けて、しっかりと強化に取り組んでまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** ありがとうございます。厳しい財政状況の中で、高野連と協力もしながら、新しい工夫をしようという姿勢については、一定の評価ができるのではないかなと個人的に思います。

知事にお伺いします。知事が2期目の選挙に向けてまとめられた政策提案「ともに築こう「みやざき新時代！」」では、19ページに甲子園の優勝について触れていらっしやるかと思

ます。今回のこの事業のカットには、ちょっと「あれれ」というふうな印象を持つ県民もいるかもしれません。また、振り返ってみますと、昨年は「日本一の読書県を目指します」としながら、県立図書館の資料購入費の大幅カットが話題になりました。これまでも何度か議会質問の中で、予算は見せ方も重要ではないかという提案をしてきたと思いますが、今回の甲子園優勝プロジェクトのカットと昨年の県立図書館の資料購入費の件にピントを合わせると、文化とスポーツの推進を図ろうとしている知事の思いとは裏腹な印象になっているという感じも否めません。ちょっと意地悪な質問かもしれませんが、知事の御所見がありましたら、お伺いしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 甲子園優勝、今、議論がなされているところでありますが、甲子園優勝を目指すのは、高校スポーツにおける野球という1種目にとどまることなく、県民の郷土愛を喚起し、元気や誇りにつながり、ひいてはスポーツ界全般に活性化をもたらす、そのような思いのもとに目標として掲げる。先ほど新幹線の議論もありましたけれども、夢物語として置いておくのではなしに、現実的な目標として、しっかり取り組んでいこうということで着手したものでありまして、優勝プロジェクトということで予算化も図ってきたところでありますが、そういったことを呼び水として、高野連、また関係者も含め、実現に向けたいろいろな取り組みが動いてきたのかなという思いがいたしております。高野連においても、自主的な強化派遣のそういう取り組みも行われているということでございますので、そういう意味において、一定の成果があったのではないかと考えておるところであります。

県の予算についての御指摘であります。予算事業というのはずっと続くわけではなしに、一定の成果を見ながらサンセット方式で進めざるを得ないわけではありますが、今後、進捗状況等もよく勘案しながら、関係者が一体となって、目標を達成するにはどのようなことが望ましいのか、それに対して、県としてどのように支援していくのがいいのかということをしっかり見きわめながら、夢の実現に向けて歩んでまいりたい、そのように考えております。

**○渡辺 創議員** 知事にも教育長にも、ちょっと揚げ足を取るような質問で大変申しわけなかったと思いますが、アピールという点でちょっともったいないなという感じがいたしたところですので、指摘させていただきました。いずれにせよ、一生懸命に頑張る高校生や中学生や若い世代の人たちが、自分の人生というか、若い人生をかけて取り組んでいることが、希望に沿って実現できるようなことが一番いいことだと思いますので、また改めていろんなことを検討いただいて、御支援をお願いしたいと思います。

テーマを変えます。続けて、企業誘致と人材確保についてお伺いしたいと思います。

県は熱心に企業誘致に取り組んでいますが、過去4年間の企業立地の実績と、そのうちIT企業やコールセンターなど情報関連企業の立地状況についてお伺いいたします。商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 平成23年度から26年度までの4年間の企業立地の実績は、件数が135件、最終雇用予定者数は5,524人となっております。このうち、ソフトウェア開発やコールセンターなどの情報サービス業は、件数では、全体の約2割に当たります26件、最

終雇用予定者数では、全体の約4割に当たります2,176人です。その内訳は、コールセンターが13件、1,400人、それ以外のソフトウェア開発等が13件、776人となっております。

**○渡辺 創議員** ありがとうございます。実は先日、宮崎市内に進出した情報サービス業の関係者の方と、ちょっと意見交換というか、お話をさせていただいたんですが、進出した際に、宮崎に進出してくる上での利点もたくさんあって、総合的には喜んでるんだけど、進出した以降に、技術や経験を持った人材の確保に難しさがあるんだというお話を伺いました。IT系企業だけではなくて、コールセンター等でも同様な課題があるのではないかと考えています。以前伺って話を聞いたことがあるんですが、沖縄県では、コールセンター等の人材育成にかなり積極的に——かなり早く進んだというのがありますけれども——力を入れてきたという面もありましたが、宮崎県としては、今、私が伺ってきたような当事者の皆さんと同じような問題認識を持っているのかどうか、その部分を商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 情報サービス業は、多くの雇用効果が期待できる成長産業でありまして、県におきましても、重点分野の一つに位置づけ、積極的に立地活動を行っているところでございます。情報サービス業の企業が最も重視するのは、人材であり、そのスキルでございます。このような中、ICTに関する技術や経験を有する人材の確保競争が全国的に激化し、本県の立地企業からも、募集しても応募者が少ないなど、採用に苦労しているという声を伺っております。今後、さらに情報サービス業の立地を推進するためには、人材の確保が喫緊の課題であると認識しております。

**○渡辺 創議員** 同じ問題認識にあるということで理解いたしました。では、これまでに、IT系企業やコールセンター系などの進出企業の人材確保に資するために、県はどのような取り組みをしてきたのか御説明をいただいた上で、今後の対応についてもお伺いしたいと思います。商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 県ではこれまで、ICT企業やコールセンターの人材確保のため、緊急雇用創出基金を活用した人材育成事業や、コールセンターの人材養成のための研修を実施しており、これまでに687人がICT企業、コールセンター等に就職しております。今後も引き続き、ICT企業等の人材養成研修を実施するとともに、今年度から新たに、都市部からエンジニア等のUIJターン者の確保・定着を図るための事業に着手したところでございます。さらに、東京に設置しましたUIJターンセンターにおける就職相談や就職支援セミナーの開催等を通して、本県ICT企業等の人材確保に積極的に取り組んでいくこととしております。県といたしましては、今後とも、関係機関等と連携しながら、成長産業として期待されるICT産業の振興に向けて、人材の育成・確保に一層力を入れてまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** ありがとうございます。現場からもそういう声が上がってきていますので、ぜひ、今後さらに一層の御支援をよろしくお願いしたいと思います。

続いて、県警に幾つかお伺いしたいと思います。着任間もない野口本部長にお願いしたいと思います。まだ着任1週間でございますけれども、宮崎市の江平五差路というのは御存じでいらっしゃいますか。

○警察本部長(野口 泰君) 先日、現地を視察する機会をいただいたところでございます。

○渡辺 創議員 着任から1週間の間に宮崎市の重要な交通のポイントのところを御視察いただいたということで、感謝を申し上げたいと思います。

宮崎市の国道10号・江平五差路の改良工事が行われて半年がたちました。歩行者や自転車の安全を確保するための改良であり、国交省とも協力した改良であったと認識しておりますが、十分な効果が確認できているのでしょうか。また、改良工事が行われた当初は、道路の仕様変更が影響したと思われる交通渋滞が起きまして、朝のピーク時は、江平五差路から大分北に上って、宮崎市花ケ島の国道10号・北バイパス——私はその辺が地元でございますけれども——まで連なっていくという状況もありました。今はかなり解消されてきたという認識でございますけれども、交通渋滞に関しての状況もあわせてお伺いしたいと思います。

○警察本部長(野口 泰君) 江平五差路交差点につきましては、これまでJR宮崎駅寄りの東側横断歩道での歩行者、自転車の巻き込み事故や追突事故等が年間10件以上発生しておりました。そこで、抑止対策として、道路管理者である国土交通省宮崎河川国道事務所と連携し、左折車と歩行者等を分離するための歩車分離式信号の導入や左折専用レーンの追加などの改良を行い、本年2月14日から供用を開始したものであります。改良後、半年が経過しましたが、死傷事故となる危険性の高い車と歩行者等との交通事故は、8月末まで1件も発生しておらず、相当の効果が上がっているものと考えております。改良直後の交通渋滞については、新たな信号表示や車線の変更にドライバーの皆さん

が戸惑い、発生したものと考えられます。県警では、信号サイクルを調整するとともに、現場での交通指導等を行った結果、現在はスムーズに流れております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。私もその一人であるんですが、宮崎市の北部住民は、最初はなかなかこれは大変な状況になったと。私の自宅から県庁に来るのも10分ちょっとで来られたのが、40～50分かかるという状況になりましたので、最初は非常に大変で、住民の皆様からもさまざまな御意見やお叱りもいただいたところですが、今はそれほど渋滞にストレスを感じるような状況でもないと思っています。さらに、事故防止の面で、半年間ほどの間でゼロということで、非常に大きな効果が上がっているということですので、何よりかと思っていますところでは。

続けて、県警本部長にお伺いいたします。今、9月に入って、子供たちの夏休みが終わり、一人の親としては、少しほっとしながらも寂しかったりするなというところがございますけれども、長期休業中は、子供たちにとって、さまざまな誘惑もふえる時期だと思います。ここの夏休み期間中にも、子供たちがトラブルに巻き込まれたことを伝える報道に接して胸を痛めたところですが、県内における夏休み期間中の少年補導の状況、特に夜間徘徊の補導状況を、県警本部長にお伺いいたします。

○警察本部長(野口 泰君) 飲酒・喫煙・深夜徘徊等の行為をしている少年を不良行為少年といいます。夏休み期間であります7月及び8月に警察で補導した不良行為少年は550人、そのうち女子は67人です。午後11時から翌日午前4時までの深夜に徘徊していた不良行為少年は401人、そのうち女子は49人です。深夜

徘徊による補導が全体の約73%を占めます。不良行為少年の補導状況は、全国、県内ともに減少傾向にあります。なお、補導した不良行為少年につきましては、名前・住所・保護者等を確認し、場合によっては保護者に引き渡すなど、適切に対応しております。

**○渡辺 創議員** 補導の大半を深夜徘徊が占めているということがよくわかりました。

続けて、県内において、深夜徘徊している少年が凶悪事件に被害者もしくは加害者としてかかわったという事案がありますか。県警本部長にお伺いいたします。

**○警察本部長(野口 泰君)** 深夜徘徊に起因する犯罪被害者及び加害者の統計はとっていませんので、過去の事案について詳細は判明しませんが、少なくとも、ことしの夏休み期間中、深夜に徘徊していた少年が凶悪犯罪の被害者あるいは加害者になったという事案はありません。

**○渡辺 創議員** ありがとうございます。県内における深夜徘徊の実態については、よくわかったところです。ことしの夏、子供が被害者となった最も衝撃的な事件は、きょうの新聞等でも報道がありましたけれども、恐らく大阪府寝屋川市で発生した中学1年生のお子さんたち2人が殺害されたという事件ではなかったかと思っています。事件の真相等についてはうかがい知る立場にありませんし、これから裁判などを通して明らかになっていくものだろうと思いますが、夜間徘徊が事件に巻き込まれるリスクを高めているということは間違いなさそうだと思います。今回の事件を受けて、県警本部としての取り組みがあれば、本部長にお伺いしたいと思います。

**○警察本部長(野口 泰君)** 少年が事件の被害

者になる要因には、不良交友やいじめ、スマートフォン・携帯電話等に起因するもの等、多種多様なものがありますが、この事件で言えることは、深夜に少年が家を出て街頭を徘徊していたことが大きな要因の一つと考えられます。警察では、常日ごろから不良行為少年の補導活動に取り組んでいるところではありますが、今回発生した事件を踏まえて、改めて、各警察署に対し、家出少年の発見・保護活動及び不良行為少年の補導活動の一層の強化について通達し、同種事案の防止に取り組んでいるところであります。

**○渡辺 創議員** 少年非行への対応ということでいえば、少年補導員の皆さんの活動もあると思います。地元の地域等でも、少年補導に取り組まれている先輩がたくさんいるという状況です。先ほどお伺いした警察官による補導と少年補導員の皆さんの補導というのは、厳密に言えば位置づけが違うということは理解をしていますが、少年補導員の皆さんの県内における現状と活動状況について、県警本部長にお伺いいたします。

**○警察本部長(野口 泰君)** 少年補導員は、警察本部長から委嘱を受け、少年の非行防止や健全育成のための活動を行う民間ボランティアであり、現在、県下で585人を委嘱しております。少年補導員の主な任務は、少年の保護及び少年相談、非行少年等の早期発見・補導、有害環境の浄化と福祉犯罪の発見通報などであり、各警察署ごとに活動しております。具体的には、警察官との合同による定期的な街頭補導活動や花火大会・祭り会場での少年補導活動などがあります。

**○渡辺 創議員** ありがとうございます。

このテーマ、最後に教育長にお伺いいたします

す。大阪府寝屋川市での事件という本当に残念な出来事もありました。学校現場として、また教育委員会として、児童生徒の深夜徘徊などの現状をどのように認識されているでしょうか。また、子供たちがトラブルに巻き込まれる可能性の高い深夜徘徊など問題行動の防止に向けて、教育委員会としてどのように取り組んでいるかお伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 先ほど、県警本部長から、夏休み期間中に500名を超える児童生徒が補導されたという報告がありましたが、補導までには至っていない、補導はされていなくても、また外出している子供たちもいると考えられますので、犯罪の被害者となるような事案は、本県でもいつ起こってもおかしくないという強い危機感を持っております。

問題行動の防止というのは、本質的には、児童生徒がみずからの行動のみずから律するというを常日ごろから指導することが一番大事だと思っておりますが、特に夏休みなど長期休業に入る前には、家庭はもちろんのこと、警察などの関係機関との連携を密にして、児童生徒の指導を徹底するよう学校を指導いたしております。各学校でも、全校集会、学年集会、さらには各学級において、児童生徒へ夜間外出や外泊の危険性などを指導するとともに、保護者会や地区懇談会など、さまざまな機会を捉えて、家庭への啓発も繰り返し行っているところであります。これからも強い危機感を持って学校を指導してまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 県警本部長、教育長、ありがとうございました。これから未来が開ける児童生徒がトラブルに巻き込まれないような社会をつくっていくというのは、私たち大人の責任だと考えるところです。私たち一人一人も、きち

んと子供たちに向けるまなざしを持たなければならぬのかなということ、今回の夏の事件等を通して強く感じたところでした。

今回、各方面にわたります質問をさせていただきました。いただいた御答弁と私の考えがずれたりする場面もいろいろありました。また、いろいろと生意気なことを申させていただいたこともあったかもしれませんが、真摯に御答弁いただきましたことに心から感謝を申し上げます。また、あわせまして、県勢発展、課題解決に向けて、我が県民連合宮崎所属の7名の議員はこれからも全力を注いでまいりますことをお誓い申し上げまして、県民連合宮崎の代表質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

**○星原 透議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時57分休憩

---

午後1時0分開議

**○星原 透議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、公明党宮崎県議団、河野哲也議員。

**○河野哲也議員〔登壇〕**（拍手） 皆さん、こんにちは。公明党県議団を代表いたしまして、通告に従い質問をさせていただきます。

まずは、台風18号による東北・関東地方の豪雨、河川決壊等で亡くなられた方々にお悔やみを申し上げます。とともに、被災された方々に衷心よりお見舞いを申し上げます。また、行方不明の方々の捜索、取り残された方々の救助が迅速に行われることを願って、質問に入らせていただきます。

宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略で

ございます。

今回、将来にわたっての人口減少問題克服と成長力の確保実現のための地方創生について、今後5カ年の政策目標や具体的な施策をまとめた「宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定が議案として上程されています。自治体の総合戦略の策定に先立ち、国は、従来の政策の問題点として、地域特性を考慮しない全国一律の手法などを挙げ、これらの弊害を除去して、まち・ひと・しごと創生政策5原則（自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視）に基づいて地方創生を進めるとしました。しかし、今回の地方創生については幾つかの疑問の声も上がっております。「自治体が地域の実情に合った施策を短期間で策定し、評価対象期間の5年間で具体的な成果を上げることができるのか」「1980年代に、地域特性を生かした個性豊かな地域づくりを進める必要があるとして、リゾート開発やふるさと創生を推進し、自治体は創意工夫して事業を行った。しかし、その結果はどうであったか。あのときの問題は生かされているのであろうか」「地方版総合戦略策定に当たって、人口の将来見通しを踏まえることとなっているが、特に過疎地域にとって人口減少に歯どめをかけるという目標はかなりハードルが高い。現在も過疎対策の枠組みで幅広い事業に対し支援が行われている。それをもってしても人口減少に歯どめがかかっていない現状を踏まえれば、地方版総合戦略の施策の効果は相当に高いものでなければならない。これは容易なことではない」などでございます。

人口減少を食いとめるための政策は、国もこれまでにない政策に取り組むべきであるし、国へ創生事業費、事業補助費、新型交付金の安定的な確保を要求しなければならないということ

は言うまでもありません。これらのことを考えながら、まず知事に、これまでの地域活性化の取り組みをどう総括し、地方創生に取り組むのか、お伺いいたします。

以下は質問者席で行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

これまでの地域活性化の取り組みにつきましては、本県の特徴を生かした産業の振興や人材の育成、安心して暮らせる地域づくりなど、長年にわたって取り組んできたところであります。その結果、成功した事例、うまくいっているものもあれば、なかなか結果が出ないというものもあるわけでありますが、総じて、東京を初めとする都市部への人口の流出には歯どめがかかっていない状況にございます。今回の地方創生につきましては、これまでとは異なり、人口減少の問題を国全体の問題としてとらえ、地方の活性化とあわせて東京一極集中の是正に取り組むものでありまして、地方が自立的に成長する活力を取り戻すことが期待されております。地域の活性化には、なかなか特効薬というようなものはないわけであります。また、一朝一夕に実現できるものではありませんが、今回の地方創生の取り組みというものを一つの契機として、国や市町村とも一層連携を図りながら、本県の特徴ある地域活性化策に磨きをかけ、地方創生のトップランナーを目指してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○河野哲也議員 地方創生のトップランナーを目指したいとの決意を確認いたしました。先ほども申し上げたように、相当な覚悟が必要だと考えます。そこでまず、宮崎の人口ビジョンについての基本的視点と目指すべき方向性につ

いて、知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 人口ビジョンは、これまでの人口動向と2060年の人口推計を客観的に分析をしまして、今後の取り組みの方向性を明らかにするものであります。本県におきましては、全国2位の合計特殊出生率を誇る子育て環境を有する一方で、進学・就職時期を中心とした若年層の流出超過や出生数の減少といった課題を示しておりまして、社会減の抑制に重点的に取り組む必要があるとしたところであります。具体的には、産業活性化・雇用確保の充実に取り組み、若者世代の増加を通じた子供世代の増加を促し、地域経済の需要創出や人財の充実によりまして、さらなる産業活性化・雇用確保につなげていく好循環の創出につなげてまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 今、最後のくぐりの部分で、産業活性化、雇用促進の好循環が宮崎創生の重大な解決策だと確認いたしました。

ところで、前回、知事は、「国の地方創生はまさに本県の方向性と歩みを同じくするものだ」と発言されておりました。ただ、本県の総合戦略において、国の総合戦略と基本目標の構成を変えています、その意図をお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 都道府県の地方版総合戦略につきましては、「国の総合戦略を勘案しつつ、自主性・主体性を発揮し、地域の実情に沿ったものとするのが重要である」とされているところであります。本県では、若年層の流出超過の抑制が喫緊の課題でありますことから、総合戦略では、まず、産業活性化・雇用確保を目指す「しごとを「興す」」を掲げ、次に、子育て環境の充実や次世代育成を目指す「人を「育てる」」、さらに、持続可能で個性

を発揮できるまち・むらづくりを目指す「まちを「磨く」」と並べた上で、本県の魅力を向上し、発信することで、人だけではなく経済や情報の都市に向かう流れを変える「資源を「呼び込む」」、このような構成としたところであります。

**○河野哲也議員** 地方創生については、以前も指摘しましたが、今のようなストーリー性というんでしょうか、好循環ということで、そういうものをもって計画して取り組んでいくということが非常に大事ではないかと、私自身も考えます。

国は今回、日本版C C R Cの導入を柱としています。東京圏など大都市に住む高齢者に、本人の希望を前提として、元気なうちに地方に移り住んでもらう。移住先では、仕事や趣味などを通じて地域に積極的に参画してもらう。医療や介護が必要になっても、そのまま安心して暮らしていける、従来の高齢者住宅や介護施設と異なるこうした施設、地域を、政府は「日本版C C R C」と呼び、具体的な内容や支援策を年末に取りまとめ、遅くとも来年度中にモデル事業を始めるとの方針を聞いています。政府が調査したところによると、202の自治体がこれに取り組む意向だと示していますが、先ほどの知事の答弁からは、本県は日本版C C R Cの導入に消極的だと感じましたけれども、知事の見解をお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 日本版C C R Cにつきましては、東京圏の高齢化問題への対応という側面、さらには地方への人の流れの推進というようなことから、地方創生の重要な課題の一つと認識しております。その具体的なあり方につきましては、現在、国の有識者会議において、「生涯活躍のまち」構想として議論されて



いるところであります。医療・介護分野を中心とした雇用の創出や、元気な高齢者による経済活動を通じた地域経済への波及効果が期待される一方で、地域の医療・介護にかかわる人材の確保や、医療・介護保険制度における自治体負担などの問題も懸念をされるところであります。県としましては、国における今後の議論を踏まえ、国に対する必要な制度の改善、見直しを働きかけますとともに、CCRCに意欲的な市町村や受け皿となる事業主体への情報提供などを行ってまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 今の答弁からは、県というよりも市町村のほうに期待しているというふうに受け取りました。

本県の総合戦略について、4つの施策目標から素案で見えなかった部分、また取り組みについて、他県と比較しながらお伺いします。

まず、しごとを「興す」、資源を「呼び込む」について、総合政策部長にお伺いいたします。先ほども議論されましたが、鳥取県は、積極的な企業立地支援によって、地域経済が復調傾向にあると言われております。平成22年から4年間で、県外からの企業誘致50件——宮崎県のほうが多かったんですけど。昨年は、東京に本社を置く人気フィギュアメーカーが県内に工場を設置して、話題を呼びました。新規事業展開など県内企業の新設・増設も相次いでおり、立地件数は少ないですけど、約5,000名の新たな雇用が生まれていると聞いております。しかし、先ほども問題提起されましたが、企業誘致が進むと深刻な人材不足が迫ってくる。そこで、鳥取におきましては、プロフェッショナルな人材を県外から呼び込む「とっとりIJUターン就業助成金事業」を、先行して実施しているとお聞きしています。さらに、製造業など人材不足

の著しい分野に就職する大学生や既卒者に奨学金返済額の最大2分の1を助成する「未来人材育成奨学金支援事業」を、8月にも始めると聞いております。基金を創設し、商工会議所などからも寄附を募るとしてあります。4年間で1万人の正規雇用とKPIも明確でございます。そこで、本県において民間の稼ぐ力の活用と人材確保について、戦略ではどう位置づけているかお伺いいたします。

**○総合政策部長（茂雄二君）** 本県の喫緊の課題であります社会減の抑制を図るためには、付加価値の高い産業の育成と産業を担う人財の確保により、民間の稼ぐ力を創出し、それを活用することが大変重要であります。このため、本県の総合戦略におきましても、しごとを「興す」において、フードビジネスなどの成長産業の一層の振興や、地域経済を牽引する中核的な企業の育成などにより、県外からの外貨獲得と地域内循環を通じた経済拡大を目指してあります。また、人を「育てる」では、産学官連携による産業人財育成システムの構築や、産業連携を支援するコーディネーターの育成などにより、産業を支える中核的人財の確保を図ることとしたところであります。

**○河野哲也議員** 項目がちょっとずれていましたが、実は、常任委員会の調査で富士市産業支援センターの小出センター長のお話を聞くことができました。小規模事業所の売り上げを的確にコンサルティングされ、実績を上げられておりました。また、f-Bizの中で、売り上げ拡大の支援に取り組み、ノウハウを確立され、人材の育成にも尽力されておりました。宮崎に欲しい方だなと心から思った次第でございます。

地方からの人口流出が顕著なのは、大学などへの進学時と卒業・就職時であります。宮崎も

御多分に漏れず、データによると15歳から24歳の世代の転出超過が大きな割合を占めています。また、九州・沖縄、東京圏、関西圏への転出が顕著でございます。若者の地元定着で、福井県は、自県大学進学者の割合が13年度で52.8%、新規学卒者の県内就職の割合が12年度で74.6%と、全国平均を上回っています。取り組みの一つに、平成19年度に発足した「福井県大学連携リーグ」があります。6大学、2短大、1高等専門学校が連携し、研究レベルの向上や人材育成を進め、21年度からは、福井駅の近くのビルで各大学の教員がリレー方式による講座を開催し、地元大学の魅力を発信してきました。福井県には繊維、眼鏡という2大地場産業があり、高い技術力を持った中小企業が多く、同リーグによって学生が地域に人脈を広げて、地元定着のきっかけもつかんでいるとされています。福井県は、地域の大学力という強みをさらに伸ばすため、来年の春、同じビル内に大学連携センターを開設する予定と聞いています。ここでは、5大学の講義を開き、受講生には単位を付与する。また、県内就職を後押しするため、合同企業説明会を行うとしています。

若者を県内に呼び込み定着させるため、大学間連携による地方大学の活性化が必要だと考えますが、県内での取り組み状況をお伺いいたします。

**○総合政策部長（茂 雄二君）** 本県では、県内の魅力ある高等教育づくりと活力ある地域づくりに貢献するため、平成16年度に県内の大学等から成る「高等教育コンソーシアム宮崎」が設立されております。このコンソーシアムでは、県内各大学等の教員が連携し、「宮崎の郷土と文化」を学ぶ講座の実施など、各大学の特色を生かした連携事業に取り組んでいただい

ております。中でも、県内の地域や企業が抱える課題等を提示し、学生が卒業研究として取り組む「公募型卒業研究」につきましては、大学間連携による取り組みの重要性が高まってきており、今年度大きく件数を伸ばしてきております。県としましても、これまでコンソーシアムの活動に積極的に参画してきておりますが、大学間連携による地方大学の活性化は、若者の定着を図る観点からも今後ますます重要になると考えており、県内の大学等と連携しながら、取り組みの推進やアピールに努めてまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 宮崎は福井より早くから取り組んでいるという答弁でございましたが、その効果を調査しようと思って、該当のホームページを確認してみました。県はこれまでコンソーシアムの活動に積極的に参画してきたと答弁されましたが、福井県の大学連携リーグもホームページを開設していますけれども、部長、見た感想をお伺いいたします。

**○総合政策部長（茂 雄二君）** 福井県の大学連携リーグのホームページを拝見しましたが、本県のものとは比べますと、学生たちが明るい表情で学ぶ姿がふんだんに使われるなど、福井県内の大学で学びたいと思わせるような工夫が随所に見られたところであります。本県では、インターンシップ事業や県内高校生を対象に授業体験会を実施するなど、多岐にわたって事業を行っておりますが、ホームページ上でも、県内の高校生が県内の大学で学びたいと思ってもらえるような工夫ができないか、今後、高等教育コンソーシアム宮崎の事務局である宮崎大学とも意見交換しながら、情報発信方法等について検討してまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 前回の議会でもありましたけ

ど、情報を発信する意識というのが違うんじゃないかなという気がします。ぜひ御努力をお願いしたいと思います。

人を「育てる」についてお伺いいたします。平成27年7月6日に、知事及び県内全市町村長と一緒に「みやざき「イクボス宣言」」を行いました。地方創生への取り組みを進める中、結婚・妊娠・出産・子育て等に希望が持て、「くらしの豊かさ日本一の宮崎」を実現するためとして、イクボス——これは部下のワークライフバランスに配慮し、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も上げつつ、みずからも仕事と私生活を楽しむ管理職というふうに意味づけしてあります——を企業等にもしっかりと働きかけるとしていますが、宮崎も仕事と生活の調和が大きな課題であると考えます。総合戦略に位置づけた特徴的なことについて、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 地方創生を実現する上で、女性が出産・子育てをしながら安心して継続して働けるよう、仕事と生活の調和の推進が大変重要でございます。このため総合戦略において、企業による「仕事と家庭の両立応援宣言」の推進や、イクボスの育成などによる男性の育児参加の促進など、企業や男性の意識改革を促進するとともに、女性が継続して就労できるように、テレワークや短時間勤務など、新たな職域の開発や再就職支援などを推進することとしております。このような取り組みを推進するための指標として、「仕事と家庭の両立応援宣言」事業所を現状の倍以上の1,100件に、また、男性の育児休業取得率を3倍以上の11.4%とするなど、高い目標を掲げたところでございます。県といたしましては、労働局等関係機関と連携しながら、性別を問わず誰もが

活躍できる環境づくりに、今後とも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 実は先日、我が会派で、知事、若手の首長とこのテーマで懇談をさせていただきました。大変高い目標を持って臨まれようとしていました。特徴的な展開だと期待しますので、今後も注視していきたいと思っております。

まちを「磨く」についてでございます。実はきょう、ちょうど東北大地震から4年半を迎えます。被災地の大規模な集団移転事業が最も進み、ことし3月に引っ越しをほぼ終えた宮城県岩沼市玉浦西地区、大震災より4年4カ月の7月19日に、まち開きイベントが行われました。この新しい町は、内陸部の水田をかき上げて造成され、人口はおよそ1,000人、津波で壊滅した沿岸部の6集落の住民が移り住んできました。玉浦西地区のまちづくりの特徴は、住民の合意を大切にしたことでありました。どのように道路、住宅、公園、商店、公営住宅を配置していくか。住民は平成23年11月から、まず、学識経験者、アドバイザーとまちづくりの議論を始め、イメージをつくって、それから市と有識者と議論を重ねたそうであります。24年9月、新しい町の計画図をまとめました。しかし、集団移転事業というのは税金を投入していますので、全て住民の思い描いたとおりにはない。だけれども議論を続けて、今できた地区の中心街にある貞山緑道というのは、6地区の集落に流れていた貞山運河をイメージしたものです。4つの公園の名称は玉浦中の生徒会が中心になって検討したと聞いております。公園づくり等行政に依存せず、住民の力でまちづくりを進めたとされました。そこで見えてきたまちづくりのポイントは、「住民の力の活用、地元の資源を生かす、地域内のきずなを強める」だと考

えました。宮崎県におけるまちづくり、地域づくりの基本的な考え方について、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（茂 雄二君）** 本県では、市町村と地域住民が一体となって取り組む地域づくりに対して、これまでもさまざまな支援を行ってきたところであります。議員御紹介の宮城県岩沼市の事例は、地域住民と行政が連携を図り、地域のきずなを大切にしながら、一体となってまちづくりに取り組んだという点において、大変参考になるものであります。今後も、地域が将来にわたって誇りを持ち個性を発揮できるよう、市町村が地域住民と連携して進める、地域の資源を活用した魅力ある地域づくりや、地域課題の総合的な解決の取り組みなどに対して支援を行ってまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 戦略の素案の段階で見えなかったものを提案させていただきました。しかし、上程されている案のほうは具体的に取り組みが見えるところがあります。しっかりと策定の議論をしてまいりたいと思います。

ところで、今回の質問づくりの中で、総合戦略の策定の支援ツールとしてリーサスというのがありました。思わず開いたら、時間を忘れるぐらいいろいろ操作してみたんですけど。この国の提供する地域経済分析システム（リーサス）の存在を知ったわけですけど、その活用について、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（茂 雄二君）** 地域経済分析システム、いわゆるリーサスにつきましては、地方版総合戦略等の策定のため、各地域に必要な人口や経済に関するデータを国が提供しているものでありまして、本県でも総合戦略策定に際して活用したところであります。リーサス

は、インターネットで公開され、グラフや図表が簡単な操作で作成できるなど、データの可視化によって理解しやすくする工夫がなされております。このため、県民の皆様が地域の将来像を考えるためのツールとして活用することはもとより、例えば、観光マップにつきましては、観光事業者等が新たな事業展開や誘客手法を分析・検討し、今後の経営に生かすといった、幅広い活用が期待されるところであります。

**○河野哲也議員** 先ほども言いましたけど、ビジュアル的にも非常に使い勝手もよくて、先ほどのまちづくりじゃないですけど、住民も参加できるデータになっていくんじゃないかなと思います。

防災・減災対策の推進について入ります。

死者・行方不明者が63人に上り、戦後最悪の火山災害となった昨年の御嶽山の噴火。気象庁が噴火の約半月前に火山性地震の増加を把握して、ホームページに情報を掲載していましたが、登山者には伝わっていなかった。また、全国的にも、常時観察している火山周辺自治体の8割以上で避難計画が未作成になっているなど、多くの課題が指摘されました。このことを受けて、火山防災の体制強化を目的に活動火山対策特別措置法、いわゆる活火山法が成立いたしました。気象庁が常時観察する50火山の一つ霧島山を有する本県も火山災害警戒地域対象となります。そこで、霧島山に関する今後の本県の取り組みについて、危機管理統括監にお伺いいたします。

**○危機管理統括監（金丸政保君）** 活動火山対策特別措置法が本年7月に改正されまして、本年中に施行される見込みでございますが、この改正法では、火山災害警戒地域においては、県、市町村、气象台、火山専門家等による火山

防災協議会の設置が義務づけられております。この協議会では、噴火によって発生する噴石や火砕流等の影響範囲を想定した上で、避難計画などの警戒避難体制について協議を行うこととされておりまして、協議が整った事項については、県と市町村がそれぞれの地域防災計画に定めることとされておりまして、霧島山は新燃岳、硫黄山、御鉢など特性の異なる複数の噴火口を有し、また、えびの高原などの観光地には多くの観光客がおられることを考慮した上で、この協議会の運営が円滑に行われるよう、関係機関と連携を図りながら、安全確保対策に取り組んでまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 協議を進めるということですが、本県に火山専門家はどの程度いらっしゃるのかなと疑問に思いました。専門知識を持つ人材が不足していると聞きます。大学など研究機関の連携強化、専門家の育成・確保に取り組むことが大きな課題ではないかと、調査して感じたところでございます。

総合戦略ではC C R Cのことを質問させていただきましたが、県としては県内の高齢者の方々を守っていくということではないかなと確認しました。何点か福祉保健部長にお伺いいたします。

健康長寿社会づくりプロジェクト推進事業でございます。県民一人一人が健康づくりや生きがいに取り組み、誰もがいつまでも健康で生きがいを持って暮らすことができる「健康長寿社会づくり」を、全県的に推進しなければなりません。そこで、知事を会長とする「宮崎県健康長寿社会づくり推進会議」の中で協議された健康長寿社会づくりプロジェクト推進事業について、何を目指しているのか、また特徴的な取り組みについてお伺いいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** このプロジェクトは、医療、健康、福祉などさまざまな分野の団体・企業や市町村と連携しまして、それぞれの団体がみずから取り組みを実践しますとともに、会員や地域に働きかけを行うことにより、県民一人一人が健康づくりや生きがいに積極的に取り組む機運を高め、「健康長寿日本一」の宮崎県を目指そうとするものでございます。特徴的な取り組みといたしましては、まず健康づくりとして、野菜の摂取量を1日100グラム、運動を1日10分、それぞれプラスすることを促す事業、生きがいにしなすは、子育てボランティア等を通じて高齢者の社会参加を促す取り組み、さらに、県民一人一人の参加といたしまして、健康診査や医療費のデータを活用した健康づくり支援、そういったものを行うことにしております。この8月には、御質問にもありました、30の構成団体から成る「宮崎県健康長寿社会づくり推進会議」を立ち上げたところでございまして、今後はさらに、全県的にプロジェクトの輪を広げてまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 推進のほう、どうかよろしくお願いします。

済みません。地域医療構想については、後ほど。順番を変えます。

中小企業振興について入らせてもらいます。

総合戦略のしごとを「興す」、重点課題というのは民間の稼ぐ力と人材確保と確認いたしました。先日、官民が仲立ちし、大企業の特許を活用した中小企業支援を進めるなど、川崎モデルとして全国で知られる取り組みを宮崎県に広げようと、同モデルを実践する川崎市産業振興協会財団の知的財産コーディネーターの5人が、延岡市の延岡鉄工団地を視察したとの報道

がありました。現場第一主義の川崎市さんは、早速、大企業の特許と本県の企業を結びつけ製品化を図ろうと動いています。2月議会の代表質問でも取り上げられましたが、川崎モデルを参考にしたチーム支援の本県での取り組み状況はいかがでしょうか。また、外部専門家の活用を推進すべきと考えますが、県の考えを商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 県では、川崎モデルも参考に関係機関と連携をとりながら、経営や金融、加工技術、衛生管理などの専門家を中心とした中小企業に対するチーム支援に取り組んでいるところであります。また、現在、産業振興戦略を策定中ではありますが、この中で、企業のニーズに即した、より効果的なチーム支援態勢について検討を重ねております。企業支援を強化するためには、県内の専門家だけでは対応できない場合もありますので、今後は、フードビジネスにおけるバイヤー、特殊な製造技術が必要な医療や自動車などの専門的な分野において、豊富な経験を有し、専門技術にたけた県外の専門家の活用を図るなど、専門性、機動性のある効果的なチーム支援態勢を構築し、県内企業の成長促進に取り組んでまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 実は7月に、「テクノトランスファーinかわさき2015」の視察をさせていただきました。行政職員、企業が一体となつてものづくりをしている見本市でございました。大変コンパクトでありましたけど、内容の濃い見本市でありました。宮崎からの出展もありまして、大変にぎわっていたところでございます。企業と行政職員が一緒に汗をかいているなということを実感した展示会でもございました。

続いて、建設事業者の育成でございます。職

業訓練を通じて建設技能者の養成を目指す厚生労働省の緊急育成支援事業が、いよいよ本格的に動き出します。今月下旬から各界の業界団体などを拠点に全国17カ所で、職業訓練生の募集が順次始まり、本県も実施が決まったとお聞きしました。建設技能者の育成は、現場での仕事を通して必要な技術や知識、経験を身につけさせるOJT（職場内訓練）と呼ばれる手法が主流でございましたが、建設現場では、技術、知識を教える人や時間を振り向ける余裕がなくなってきたとされています。このため、建設技能者の不足が指摘されながらも、その補充が進まない一因となっていました。そこで、厚生労働省の建設労働者緊急育成事業が本県でも取り組まれると聞いておりますが、どのような事業内容になっているのか。また、県としてどのような支援を行うのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 建設労働者緊急育成事業は、平成27年度の国の新規事業であります。人手不足となっている建設技能労働者の確保を図るため、離職者等を対象に職業訓練から就業支援までを一貫して取り組むもので、5カ年間の事業として実施されるものであります。本事業は、国から一般財団法人建設業振興基金が受託をし、全国17カ所に拠点を設け訓練を行うこととしており、その一つに本県も選定されたところであります。本県では、県の建築業協会が事業主体となり、今年度は、とび・型枠などの躯体工や内装工など15名程度の訓練生を募集し、会員企業の協力のもと、11月から12月にかけて訓練を実施することといたしております。県といたしましては、建設技能労働者の確保は重要な課題と考えておりまして、訓練生募集の広報や、訓練場所として県の技能検

定センターを提供するなど、積極的に支援を行うこととしております。

**○河野哲也議員** 本県の不足している技能者を補うために、できたら、養成する人材の目標数もさらに上がっていくといいのではないかと、しっかり国に要望していただけないかなと思います。

続きまして、内水面漁業振興対策について、農政水産部長にお伺いいたします。

延岡では、水郷延岡をアユでまちおこしの動きが始まりました。地域の資源を生かす宮崎の創生モデルになればと考えています。実は以前、アユ資源について県全体で取り組んでいたのではないかと、1988年度版「アユ資源管理の進め方(100トンとれる五ヶ瀬川を目指して)」をもとに話をいただいたことがあります。昨年、改訂版も発行されたとお聞きします。意見交換を受け調査する中で、「内水面漁業の振興に関する法律」というのが新法として動く中で、パブリックコメントに興味ある記述がございました。「自然との共生及び環境との調和に配慮した河川整備の推進」について、「河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境等を創出することを全ての川づくりの基本として管理を行う」という記述には賛同する。その意志と具体的な施策を明記するべき」という記述がございました。ところで、「内水面漁業の振興に関する法律」の制定を受けて、県の取り組みについてお伺いしたいと思います。

**○農政水産部長(郡司行敏君)** 本法律は、内水面における漁業生産力を発展させ、内水面の有する水産物の供給機能及び多面的機能の維持・発揮によって、国民生活の安定向上や自然環境の保全に寄与することを目的としております。県といたしましては、昨年10月に国が策定

いたしました「内水面漁業の振興に関する基本方針」を踏まえまして、内水面水産資源の回復、漁場環境の再生、内水面漁業の健全な発展を3つの柱として、内水面漁業の振興に努めてまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 今の答弁にありましたけど、多面的機能の発揮に資する取り組みという部分に関して、「河川利用者は漁業組合員だけじゃない。地域住民、それから利用している遊漁者が取り組む事業もぜひ支援していただきたい」という意見を聞いております。

ところで、内水面資源利用について、広く地域住民から意見を聞く仕組みというのはあるのでしょうか、お伺いいたします。

**○農政水産部長(郡司行敏君)** 県内の内水面資源の利用につきましては、漁業法に基づく仕組みにおきまして、遊漁者も含む委員で構成されております内水面漁場管理委員会が、資源利用に係るさまざまな課題の解決を図ることとされております。しかしながら、近年、さまざまな要因により資源の減少が見られる河川もあることから、個別に、資源利用に係る関係者が参加する協議の場を設定した上で、必要に応じ、資源の実態調査や地域住民の意見聴取を実施しているところであります。県といたしましては、適切な資源利用を進めるため、これらの協議の仕組みを活用し、資源利用に係る関係者の合意形成を図ってまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 水郷延岡が、アユ資源でまちおこしをもう一度ということで、調査させていただきました。一般遊漁者、それとスポーツフィッシングの振興とか、いろいろ可能性があるなということ、今回の調査で実感したところです。ぜひ直接的な支援を行っていただきたい

いなというふうによ望をしておきたいと思いま  
す。

續いて、鳥獸被害対策について、環境森林部  
長にお伺いいたします。

本県においても、狩猟者の減少・高齢化が進  
行しており、新たな捕獲の担い手として認定事  
業者が有害鳥獸駆除に従事できる「認定鳥獸捕  
獲等事業者制度」を、鳥獸保護事業計画を変更  
して施行しています。認定鳥獸捕獲等事業者制  
度は、御案内のとおり、野生鳥獸の捕獲の一層  
の促進と狩猟者の確保を図るため、必要な技能  
や知識及び資格など、国が定める基準を満たし  
ている民間事業者を、知事が鳥獸捕獲等事業者  
として認定するものでございます。そこで、認  
定鳥獸捕獲等事業者制度が施行されていますが、  
進捗状況についてお伺いいたします。

○環境森林部長（大坪篤史君） 議員がおつ  
しゃいましたとおり、鳥獸保護法の改正に伴い  
まして、認定鳥獸捕獲等事業者制度が創設され  
ました。それで、本年の5月に本県では鳥獸保  
護事業計画を変更し、有害鳥獸捕獲の許可対象  
者につきまして、安全管理や技能、知識など一  
定の要件を満たした県知事が認定する事業者  
を、新たに追加したところでございます。この  
制度に基づきまして、現在までに、県内では1  
事業者が認定されております。なお、全国的に  
は、8月現在で、本県を含めまして5つの道と  
県で6つの事業者が認定されておりますが、九  
州の他県ではまだ該当がないところでございま  
す。

○河野哲也議員 他県6業者も認定されて、そ  
れぞれの必要な仕事ということで動き出して  
いるところでございますが、本県の認定事業者に  
対して、どのような仕事を望み、効果を狙おう  
としているのか、部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（大坪篤史君） 認定事業者に  
つきましては、市町村が実施する有害鳥獸捕獲  
に従事できますほか、県が実施します「指定管  
理鳥獸捕獲等事業」を受託して、鹿やイノシシ  
の捕獲を行うことが可能となります。したが  
いまして、有害鳥獸の捕獲対策がより促進され  
ることを期待しているところでございます。

一方で、県内全ての市町村には有害鳥獸捕獲  
班が組織されておりますので、認定事業者が今  
後円滑に活動していくためには、従来から活動  
してきた捕獲班等と十分連携・協調して取り  
組む体制を構築する必要があると考えておりま  
す。このため県としましては、現在、市町村や  
狩猟者団体等と、捕獲場所や事業実施に向け  
まして合意形成に努めているところでございま  
す。

○河野哲也議員 確かに行政による合意形成と  
いうのは非常に大事でございます。しかし、現  
場の農林産物の鳥獸被害というのは死活問題、  
待ったなしだということは、今回の議会でも議  
論されているところでございます。今回の認定  
事業者の役割は、呼ばれたらすぐ動く、いわ  
ゆる鳥獸被害110番じゃないかと考えるところ  
でございます。県の速やかな調整を望みます。

今回も複数の教育問題についてお伺いいた  
します。

宮崎のこども対策特別委員会で、家庭教育支  
援のためのさまざまな課題を調査しています。  
その中で注目することがございました。携帯電  
話・スマートフォン利用トラブルの防止でござ  
います。調査に行った熊本県では、「くまもと  
携帯電話・スマートフォンの利用5か条」を26  
年10月に策定し、国公立全ての小6から高3  
まで配付し、啓発。特徴的なのが、「私たちの  
1か条」を募集し、自分たちの問題として捉え



させる支援を行っていました。本県のトラブルの現状は、コミュニティサイトに起因する犯罪の被害を受けている児童は、平成23年から毎年10人を超えているとお聞きしております。潜在的なトラブルはもっと多いのではないのでしょうか。そこで、本県における携帯電話・スマートフォン利用トラブルの防止のための取り組みについて、伺います。

**○教育長（飛田 洋君）** 携帯電話等のトラブルを防止するためには、利便性の影に潜む危険について、具体的に申し上げますと、交流サイトを通して性的被害に遭う怖さだとか、ネット上に掲載した画像が悪用されても、二度と取り返すことはできないことなどについて、子供たちにきちんと認識させ、被害者にも加害者にもさせない取り組みをしっかりと行うことが大切だと考えております。このようなことを踏まえて、県の教育委員会では、身につけておくべき知識やマナー、利用する際の約束事などをまとめた啓発用の資料を作成し、各学校に配付して、児童生徒への指導での活用はもちろん、保護者会等でも活用するように学校を指導いたしております。さらに、社会に出る直前の生徒が在籍する学校である高等学校に対しまして、情報機器やモラルに精通する専門家を派遣し、学校の実態に応じた具体的な対策について助言するなどの取り組みを進めております。

**○河野哲也議員** 携帯電話・スマートフォンによるいじめも横行しています。岡山県の教育委員会は昨年11月、小中学校を対象に、スマホ・携帯電話の夜9時以降の利用を制限する統一ルールを設けました。1、保護者が夜9時以降に子供のスマホなどを預かる。2、ゲームの利用時間は夜9時まで。3、スマホなどとの付き合い方を学校で考えさせる場を設定する、と定め

ています。県主導の動きも大事ではないかと考えます。

いじめ問題でございます。7月5日、岩手県矢巾町の鉄道で、中学校2年生の男子生徒がみずからの命を絶ちました。男子生徒は学校でいじめられ、暴力を振るわれていた。「ずっと暴力、ずっとずっとずっと悪口」「なぐられたり、けられたり、首しめられたり」、生徒が担任の教師とのやりとりをしていた生活記録ノートには、ほかの生徒からいじめを受けていたことを示唆する記述が残されていたということです。「もう死ぬ場所は決まってるんですけどね」などと、自殺をほのめかす言葉も書かれていました。担任教師と交わす生活記録ノートでつらさを繰り返し訴え、死も示唆していたということです。しかし、そのSOSは担任のところまででとどまり、情報を共有できなかったと学校側は言います。学校もいじめ防止対策組織が事態把握に機能せず、調査の不手際も指摘されているところでございます。平成25年に施行された「いじめ防止対策推進法」は、いじめは単なる人間関係のトラブルではなく、決して許されない反社会的行為であると位置づけた点で、最大の意義がございます。私は、いじめは犯罪だと思っています。

男子生徒の記録ノートに、「誰一人いない世界に一人ぼっちになったようなかんじ」と書いてあります。13歳の少年が抱いた孤立無援の絶望感を改めて思い、SOSに反応できなかった痛恨の教訓を着実に生かしていかなければならないと考えます。そこで、県の総合教育会議において、いじめ問題について協議が行われたか、知事に確認をさせていただきます。

**○知事（河野俊嗣君）** この県の総合教育会議、ことしの4月に設置をしたところでありま

すが、御質問の岩手県の自殺事案等を受けまして、この会議の場で私のほうから教育長に、本県のいじめ対策の取り組み等につきまして報告を求め、協議を行ったところであります。昨日もこの場で答弁がありましたように、さまざまな対策がしっかりとられているということを確認したわけではありますが、改めて、現場の先生方や家庭が子供たちのわずかなサインでも察知できるように、いろいろな形でのアンテナを張り、早目早目に手を打っていくことが重要だというようなことを申し上げたところであります。今後とも、教育委員会とも連携をしながら、こうした迅速な危機管理体制の構築を図ってまいりたいと考えております。

**○河野哲也議員** 文部科学省は8月4日に、いじめ防止対策推進法に基づいて各校が定めた、いじめ防止基本方針を強化する計9項目のチェックリストを、全国の教育委員会に通知しています。いじめかどうか不明瞭なケースでも、1人の教員だけで判断せず、全てを対策組織へ報告する情報共有の徹底について、2学期が始まるまでに対応するように求めました。いじめの問題への対応として、学校が組織的に機能することがやはり大事だと考えますが、教育長の見解と本県の取り組みについて、確認をさせていただきます。

**○教育長(飛田 洋君)** いじめ問題の解決に当たっては、決して担任一人に対応させるということはしてはならないと考えておまして、校長がリーダーシップをとり学校全体で対応することや、学校と家庭や関係機関との緊密な連携のもと、組織的に取り組むことが何より大切であると考えております。このことを踏まえ、県教育委員会では、県内全ての市町村や公立学校の担当者に対して、いじめのささいな事案も

見逃すことなく、組織的に対応することなどについて指導を行っております。またさらに、そのことが実際になされているかということが大事なので、その確認のために学校にチェック項目を示し、例えば、関係職員にいじめの情報が共有されているか、いじめ対策の組織は管理職を初め学年主任や養護教諭など複数の教職員から構成されているかなど、実際の取り組み状況について点検することを求めているところであります。

**○河野哲也議員** 教育長から今ありましたが、本県の各学校、特に中学校は、いじめの発見システムと対処システムがしっかり確立しているのかというところを、今後もしっかりと注視していきたいと思えます。どうかよろしく願います。

不登校支援でございます。本県の中学校において、平成25年度、30日以上の不登校者数は880人、対前年度50人増加で、全生徒数に占める割合は2.66%となっており、前年度より0.20ポイント上昇しています。全国のデータを見ると、中学生の生徒学校復帰率というのは29.8%となっています。言いかえたら、3分の2の子供が復帰できないでいます。不登校の公的支援の現状として、本来は、不登校それぞれのタイプに合わせて対応を想定しなければならないはずですが、残念ながら相談を通じて「待つ」対応が多く、本人の登校意志次第で、問題がより深刻になることがあります。24年、文科省は追跡データをとりました。不登校生徒が高校を卒業するのは、単位制を含めて66.8%、つまり30%の子が中退等を経験することになっています。今、訪問型家庭教育支援、アウトリーチ支援が協議されています。不登校児を支える保護者にとって、解決のためのニーズが効果的な支援で

ございます。そこで、不登校の公的支援は、相談を受けるだけでなく、解決に結びつけることが大事だと考えますが、本県の取り組みについて確認をさせていただきます。

**○教育長（飛田 洋君）** 不登校を解決するためには、学校と保護者が子供にしっかり寄り添い、子供が課題を乗り越えられるような環境をつくることが重要であります。そのため各学校においては、不登校となっている特定の子供の課題解決に向け対策会議を開いて、その子供をどう指導するのか、また保護者に対してどう支援するのかについて、関係職員等で協議し、共通理解をして具体的な対策を行ったり、家庭を訪問するなど、本人への指導や保護者への支援を行っているところであります。また、専門家の協力を得て対応することが必要な場合もありますので、県教育委員会では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校等に派遣し、福祉を初め関係機関とネットワークを構築するなどにより、不登校の解決に向けた具体的な対応を行っているところであります。

**○河野哲也議員** 家庭訪問できる、アウトリーチできる可能性があるのはソーシャルワーカーだと思うんですけど、残念ながら県内8名とお聞きしています。先ほどの中学校の不登校の子供の数を考えると、とてもじゃないけど間に合わないんじゃないかという気がします。対応できるかということでございます。ただ、支援の入り口となる行政による相談機能というのは大変充実していますので、これで解決できる不登校の課題というのもあると思います。家庭教育支援チームが、そのよさを生かして家庭に入っていくためのバックアップ体制をいかに行政が構築できるかが、今のところの解決策かなと思います。チームによる訪問支援が普及していく

ように尽力していただきたいと思います。

がん教育推進についてでございます。国は、がん対策加速化プランの年内策定を目指しています。本県議員発議の県がん対策推進条例施行より4年、25年行動計画を改定。プランの中では、予防を重視し、がん教育の推進をうたっています。推進条例も充実に努めろとしています。計画は啓発を重視しています。今年度、全国でも積極的に取り組んでいます。北海道は、専門医によるがん教育の出前授業を小学校9校で開催したと聞いています。茨城県では、中学校と高校の計14校で、専門医らによる講演会を行っている聞いています。全国に先駆けてがん教育の普及に努める香川県は、独自の教育プログラムを作成して、小中高で授業を実施、教員向けの「がん教育の手引き」を配付していると聞いています。確かにこの中にモデル事業もございますが、各県、重要課題として捉えています。学校におけるがん教育について、本県の取り組み状況をお伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 学校におけるがん教育につきましては、小・中・高等学校それぞれの発達の段階に応じて、がんなどの病気の基礎的な知識や、生活習慣の乱れ等が病気の原因になることなどの学習を行っているところであります。また、昨年度から県教育委員会では、学校関係者や有識者、関係機関の方々に構成する「がんに関する教育普及推進協議会」を開催いたしております。その中で、がん教育について指導する場合に大切にすべきことなどを整理するとともに、指導計画や教材等を作成し、実際にそれを使って授業を行ってみて、その反省点を踏まえ、効果的な指導となるよう改善を図ってきているところであります。今後、この普及推進協議会の取り組みが各学校で実践されます

ように、教職員の研修会を開催するなど、学校におけるがん教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

それから、先ほどの御質問で、本当に家庭への支援というのは大切だと思っております、議員もごらんいただきましたが、みやざき家庭教育サポートプログラムを新たに立ち上げ、どういう支援ができるか、今、実際に取り組んでいるところでございます。

**○河野哲也議員** どうか早急な取り組みをお願いしたいと思います。

サイバー犯罪への対応について、警察本部長にお伺いいたします。先ほど、スマホ関係の利用トラブル防止の件をたどしました。県内のサイバー犯罪も無視できない状況にあると思いますが、県内におけるサイバー犯罪の現状についてお伺いいたします。

**○警察本部長(野口 泰君)** 平成26年中のサイバー犯罪に関する相談件数は1,671件で、前年と比較して253件増加し、過去最多を記録しております。相談件数が最も多いものは、いわゆるワンクリック詐欺などの詐欺・悪徳商法に関する相談であり、全体の68.9%に当たる1,151件に上ります。平成26年中のサイバー犯罪の検挙件数は55件で、前年と比較して5件減少しておりますが、10年前の平成16年と比較しますと約4.2倍に増加しており、年々増加傾向にあります。近年では、金融機関が提供しておりますインターネットバンキングに絡む不正送金事犯が多発しており、平成26年中は10件発生し、被害総額は約2,300万円となっております。

**○河野哲也議員** ネットリテラシーが追いついていない状況だと思うんですけど、県内におけるサイバー犯罪の現状を踏まえて、本県警察における対策についてお伺いいたします。

**○警察本部長(野口 泰君)** サイバー空間は重要な公共空間を形成しており、官民一体となったサイバー犯罪を起こさせない環境づくりを推進することが重要であると考えております。本県警察では、広く県民の皆様に対し報道等を活用した広報啓発を行っているほか、「サイバーセキュリティカレッジ」と称して、出前形式の講習会を開催しており、平成26年中は202回、約2万9,000人に実施しております。また、近年多発している不正送金事犯に対しましては、県内地方銀行等と共同対処協定を締結しまして、同種事犯の未然防止や取り締まりの強化を推進しているところであります。今後とも、サイバー空間の安全と秩序を維持するための諸対策を推進してまいり所存であります。

**○河野哲也議員** よろしく申し上げます。

交通安全対策について2点、警察本部長にお伺いいたします。飲酒運転根絶対策でございませう。酒気帯び運転で検挙された方の御家族から相談をいただきました。免停だったそうです。

「事故にならなかったのが幸いです」と言うのが精いっぱいでした。飲酒運転の根絶はほど遠いのでしょうか。平成23年9月の質問で、「平成19年9月の道路交通法の一部改正、罰則の大幅強化、そして21年6月の行政処分の強化があり、県内における飲酒運転の検挙件数は減少、飲酒事故についても22年度は大幅に減少」との答弁をいただきました。まず、本県の平成23年以降の飲酒運転による交通事故の発生件数及び検挙件数の推移について、お伺いいたします。

**○警察本部長(野口 泰君)** 県内の飲酒運転による交通事故は、平成23年は69件、平成24年は62件、平成25年は51件、昨年は53件と、昨年は前年を2件上回ったものの、おおむね減少傾向で推移しております。また、飲酒運転の検挙

件数につきましては、平成23年は487件、平成24年は440件、平成25年は343件、昨年は367件と、昨年は前年を24件上回りましたが、平成23年当時と比較すると減少しております。

**○河野哲也議員** 飲酒運転事故については減少しているということで安心しましたが、検挙数については25年から比べると増加傾向にあるということです。私は、23年の質問で、「福岡も厳罰による効果が3～4年は続いているが、厳罰による抑制効果も数年で減少する」というふうにお伝えしました。本県もさまざまな抑制効果に取り組んでいると思いますが、平成25年をめどに、飲酒運転で免許を取り消された再取得希望者に対する新たな講習というものが導入されて、本県においても実施しているとお伺いしました。飲酒取消講習の取り組み状況とその効果について、お伺いいたします。

**○警察本部長（野口 泰君）** 飲酒取消講習は、飲酒運転で検挙されるなどして運転免許の取り消し処分を受け、再び運転免許を取得しようとする者を対象に、飲酒運転の危険性を認識させ、二度と同じ過ちを繰り返させないことを目的に、平成25年4月1日に全国一斉に開始されました。飲酒取消講習は、運転適性検査や実車指導などのほか、30日間にわたる飲酒・生活日記の作成、飲酒運転をテーマとした受講者によるディスカッションを行うなど、飲酒運転防止に特化した講習となっています。これまでの受講者は、平成25年が191人、昨年が225人、本年が8月末現在で131人、合計547人で、受講者のうち再び飲酒運転で検挙された者はいませんので、効果を上げているものと考えております。

**○河野哲也議員** ぜひ効果の検証は続けていただいて、飲酒運転抑止に努めていただきたい。

ぜひ根絶していただきたいと切に願います。

認知症高齢者の交通事故防止についてでございます。高齢化の進展とともに、認知症のドライバーによる交通事故の増加が大きな問題となっています。事故を防ぐには、高齢ドライバーの判断力や記憶力などの変化を早期に見つけ、的確に対処することが求められます。熊本県の取り組みを調査いたしました。熊本県の免許センターは、運転適性相談窓口に、ことしの2月から看護師が2人配置されて、県警職員とともに相談業務を行っています。認知症などによる事故を未然に防ぐため、専門的な見地から病状を早期発見することを目的としています。免許更新の際に、質問票により、「過去5年以内に意識を失ったことがあるか」など5項目を問う。1つでも該当すると、看護師らが運転適性の相談に応じ、医療機関の受診や免許の自主返納などを勧めているということです。看護師による相談業務が始まってから、認知症の疑いのある人が21人判明し、このうち8人が医療機関を受診したと、効果も確認されています。本県の全体の交通事故は減少傾向にありますが、高齢運転者の交通事故は平成21年に増加し、毎年2,000件を超えています。そのまま横ばいで推移しているところでございます。高齢運転者の交通事故対策は喫緊の課題と考えます。高齢運転者の認知症に関する相談状況と警察の取り組みについて、お伺いいたします。

**○警察本部長（野口 泰君）** 高齢運転者の認知症に関する相談は年々増加しており、昨年は36件、本年は8月末現在で既に60件を受理しております。昨年受理した36件の結果につきましては、免許証を自主的に返納したり、更新をされなかった人が22人、認知症と診断され取り消し処分となった人が4人、認知症ではないと

診断され免許継続となった人が10人となっており、相談によって約6割の人がみずから運転を断念するなど、相談による一定の効果があらわれております。

高齢運転者による交通事故が増加する中、認知症などの病気に関する適性相談の適否が、今後の交通事故抑制対策に大きく影響を及ぼすことから、相談業務に携わる職員に対しては、相談に関する専門的な教養を徹底し、相談者等の状況に応じたきめ細かな対応をとらせているところであります。また、これらの相談以外にも、交通事故捜査や交通違反取り締まりの現場等において、認知症の疑いが認められる場合には、迅速・的確に対応するよう、関係職員に対して指導を徹底しております。

**○河野哲也議員** それぞれの県警が工夫した取り組みをされています。ぜひ参考にして対応していただきたいと思っております。

済みません。先ほど順番を前後させていただきましたが、若干時間が残りましたので、よろしいでしょうか。

地域医療構想でございます。昨年の通常国会で成立した医療介護総合確保推進法によって、今年度から都道府県が策定することとされている地域医療構想の概要について、お伺いいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 地域医療構想は、高齢化や人口減少が進む中、将来の医療・介護サービスの需要を見据え、地域にふさわしいバランスのとれた医療提供体制の構築を目指すものでありまして、都道府県が医療計画の一部として策定をするものでございます。具体的には、2025年の医療需要と必要病床数の推計を主な内容としておりまして、高度急性期を初め、急性期、回復期、慢性期の各医療機能ごと

に推計を行うこととなります。また、この推計は、人口規模や患者の受診状況、基幹病院までのアクセス時間などを考慮して設定されます構想区域ごとに行うものでありまして、本県の構想区域につきましては、基本的に二次医療圏単位としていただいております。この構想の策定によりまして、地域の医療機関や住民の皆さんなどが、医療提供体制の現状と将来の姿について共通認識を持ち、地域の自主的な取り組みの中で、医療機能の分化・連携が図られていくものと考えております。

**○河野哲也議員** 内閣府は検討材料として、全国で最大20万床の病床が不要になるという推計を公表いたしました。宮崎県においては必要病床数は5,400減少するという示されていますけれども、策定に当たっての本県の考え方を確認しておきたいと思っております。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 御質問にありました、国の専門調査会による必要病床数の推計値は、一定の仮定のもと、全国の人口推計等を機械的に当てはめて計算した参考値として位置づけられるものでございます。地域医療構想は、地域の実情に応じて、医療関係者等が医療需要の変化の状況を共有し、それに適合した医療提供体制を構築するものでありまして、その策定と実現に当たっては、あくまでも自主的な取り組みが基本となります。このため、策定に当たりましては、宮崎県地域医療構想策定委員会や二次医療圏単位で開催いたします地域医療構想調整会議におきまして、医師会や看護協会などの医療関係者、市町村や保険者協議会などさまざまな立場の方々の御意見等を伺いながら、医療施設の現状や課題等の把握に努め、本県の実情をしっかりと反映した構想を策定してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 確かに、病床数が不足して行き場を失う患者が出るようなことがあっては、本末転倒になると思います。答弁の中にありましたように、実情をしっかりと捉えて、構想を策定していただきたいと思います。

以上で、私の質問を全て終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○星原 透議長 以上で代表質問は終わりました。

次の本会議は、14日午前10時開会、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時13分散会

9月14日（月）



# 平成 27 年 9 月 14 日 ( 月 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (39 名)

1 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
5 番	岩 切 達 哉	( 同 )
6 番	右 松 隆 央	(宮崎県議会自由民主党)
7 番	二 見 康 之	( 同 )
8 番	清 山 知 憲	( 同 )
9 番	島 田 俊 光	( 同 )
10 番	日 高 博 之	( 同 )
11 番	野 崎 幸 士	( 同 )
12 番	日 高 陽 一	( 同 )
13 番	星 原 透	( 同 )
14 番	西 村 賢	(無所属の会)
15 番	関 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	( 同 )
20 番	中 野 一 則	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	横 田 照 夫	( 同 )
22 番	押 川 修 一 郎	( 同 )
23 番	宮 原 義 久	( 同 )
24 番	黒 木 正 一	( 同 )
25 番	松 村 悟 郎	( 同 )
26 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	満 行 潤 一	( 同 )
31 番	井 上 紀 代 子	( 同 )
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	山 下 博 三	( 同 )
34 番	丸 山 裕 次 郎	( 同 )
35 番	外 山 衛	( 同 )
36 番	坂 口 博 美	( 同 )
37 番	蓬 原 正 三	( 同 )
38 番	井 本 英 雄	( 同 )
39 番	中 野 廣 明	( 同 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	茂 雄 二
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	桑 山 秀 彦
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	永 山 英 也
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	関 師 雄 一
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	島 原 俊 英
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	野 口 泰
代 表 監 査 委 員	高 橋 博 昭
人 事 委 員 会 事 務 局 長	亀 田 博 昭

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	日 隈 俊 郎
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明

◎ 一般質問

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、後藤哲朗議員。

○後藤哲朗議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。平成27年9月定例会一般質問1番目、延岡市選挙区の後藤哲朗でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、土地にほれ、女房にほれ、仕事にほれる。地方と向き合う総務省の官僚には「三ほれ」と呼ばれる心がけが伝わっているそうです。同省出身の河野知事が初当選した2010年12月の知事選に挑む際に、政治家としても持ち続けたいと紹介されました。女房にほれるのは当然ながら、宮崎県にほれ、宮崎を愛し、地域・土地にほれ、仕事にほれ、業務遂行に燃え、地域活性化のために邁進することは、これからの地方創生に臨む、知事を初め幹部職員、職員の皆様、そして私ども議員もですが、キーワードのような感がいたします。

ところで、地方創生の先進的モデルと言われています「森林と人が輝く森林未来都市・バイオマス産業都市」の北海道上川郡下川町に、南那珂森林組合様とのこれまでの友好交流のおかげで、会派の先輩議員等と視察研修に先月行ってまいりました。町長を初め、職員、森林組合の職員の皆さんからの森林未来都市への取り組みについての概要説明、現地説明には、町・地域への愛情、森林という資源を活用して町内を

活性化していくのだという熱意、信念という心構え、姿勢がひしひしと伝わってくるものがありました。そこで、宮崎県政においても、我がふるさと宮崎への熱い思いは、これから地方創生に取り組むに当たって大変大事であると考えますが、郷土愛に対する知事の思いをお伺いいたします。

次に、2015年版九州経済白書の中からお尋ねいたします。今回、48回目を迎えた九州経済白書は、都市のリノベーション(都市再構築)を地方創生の突破口にできないかという問題意識から、近年の都市構造の実態を探り、人口減少下での持続可能でかつ魅力的な都市再構築に向けた都市経営のあり方について展望しております。昨今話題となっているコンパクトシティー、町なか居住、都市再構築、公共空間活用、BCP事業継続計画、第4の拠点都市・福岡市等々についても取り上げています。

「九州地域における都市の配置と構造」の中で、都市でも進む人口減少の動きとして、8割弱の都市が既に人口減少段階に突入しており、今後は、さらに多くの都市が人口減少に転じるとあります。そのような中、県都への集中の動きが続いているとし、2010年における県庁所在都市の人口の県内シェア平均は、32.0%となっており、熊本市が40.4%、大分市39.6%、鹿児島市35.5%、宮崎市35.3%が平均を超えています。本県は、県土も広く、人口10万人以上の都市もバランスよく所在しておりますが、県内でも進むと予測される宮崎市への人口の一極集中について、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、同じく、九州経済白書から、福岡一極集中についてお尋ねいたします。白書には、「地方中枢都市は、三大都市圏に続く地域経済並びに我が国経済の牽引車としての役割が求め

られているが、その中で福岡市の都市力は突出している。都市圏人口が250万人規模になる上に、北九州市との連携の取り組みも進められているように、三大都市圏に次ぐ全国第4の拠点となりつつある」と書かれてあります。また、総務省の2014年人口移動報告によりますと、福岡は、進学や就職などを機に、九州・沖縄や中国地方から移り住む若者が多く、社会増傾向とあります。そこで、九州内での福岡への人口集中の背景と対応の方向性について、知事の御所見をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わりました、後の質問は質問者席からさせていただきます。ありがとうございました。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

まず、郷土愛に対する私の考えについてであります。私は、地方を活性化していくことで我が国の発展に貢献したい、そのような思いから地方自治を志し、自治省での仕事を選んで、国、霞が関、県庁、市役所、それぞれの現場で仕事をしてまいりました。そして、御紹介をいただきましたとおり、旧自治省における仕事に対する姿勢、教えとして「三ぼれ主義」というものがありまして、仕事、土地、女房、その全てにほれて取り組んできたところでもあります。

この三ぼれ主義の考え方としまして、土地に関して申しますと、自分が生まれ育ったから頑張るのではない。生まれ育ったかのいかんにかかわらず、また、多少好き嫌いも出るかもしれない。でも、そういうものを乗り越えて、仕事であるわけですから、土地にほれよという意味合いが一つと、もう一つは、その土地土地には必ず何かよさがあるんだと。それをしっかり見きわめて、その土地にほれて仕事をする

ことが充実した仕事につながる。そのような思いがあるのだろうと思っておるわけでありませぬ。

私も、宮崎に参りまして多くの方と出会い、語らう中で、豊かな自然環境に恵まれた、人情味豊かで優しい県民性を愛する気持ちというのは誰にも負けないと思うようになり、宮崎が私にとって第二のふるさととなったわけでありませぬ。また、知事というものを志すに当たり、これまでの国家公務員としてのキャリアをなげうつに当たっては、さらにその思い、その決意というものは強くなったところでもあります。県民の皆様のを力を結集しながら、愛する宮崎の発展のために取り組んでいかななくてはならない、私がその先頭に立って引っ張ってまいりたい、そのような強い思いを抱くに至ったところでもあります。

私自身のこのような思い、もちろん県職員には多くの県外出身者もおられるわけでありませぬが、宮崎で林業をしたい、畜産をしたい、宮崎で教鞭をとりたい、そのような強い思いを持った職員もおられます。また、民間におかれても、県外から来た中で、宮崎のためという強い思いのもとに仕事をしている方もたくさんおられます。そういう思い、力を結集し、郷土愛というものを宮崎の発展に結びつけていく、そのような仕事をしてまいりたいと考えております。

次に、宮崎市への一極集中についてであります。私は、国レベルでは東京の一極集中、また九州レベルでは福岡へ、また、県レベルでは宮崎市へと、それぞれのレベルでの一極集中が進んでいるというのが実態であろうかと思っております。宮崎市には多くの企業や金融機関が立地しており、生産年齢人口や事業所数が県内市町村の中で最も多いなど、都市機能の集積が見

られるところでもあります。県都宮崎市としては、こういった形で、社会、経済、さまざまな面で県全体をリードしていただく重要な役割を果たしていただいているところでもあります。本県が将来にわたって自立した地域を構築していくには、宮崎市以外にも、県西の都城市、県北の延岡市を同様の都市機能を有する都市として考えておきまして、この3つの都市圏が、周辺市町村との間で連携・協力することで、都会への人口流出を食い止める人口のダム機能を担っていただくことを期待しているところでもあります。このような取り組みを通じ、よりふるさとに近いところで生活が営まれ、各地域の個性や特色を大切に育み、生かしながら、郷土の維持・発展を図ってまいりたいと考えております。

最後に、福岡市への人口集中についてであります。福岡市は、九州各地からの良好な交通アクセスなどを背景に、大企業の支店を初めとする多くの企業や商業施設が立地する九州最大の都市であります。大学・短大などの高等教育機関も集まっていますことから、本県を初め、九州各県から若年層を中心とした人口流入が見られ、近年では、近接するアジアを中心に外国人観光客も増加しているとのことであります。まさに九州全体のダム機能を果たしているという見方もできようかと考えております。本県としましては、福岡とは異なる自然や伝統文化といった本県ならではの魅力を一層磨き上げるとともに、積極的な情報発信などを通じてその活力を本県に取り込み、本県のさらなる発展につなげてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

**○後藤哲朗議員** ありがとうございます。福岡の勢い、発展の原動力は何かということをや

び、そして、福岡への観光客等を本県にいかに取り込むか等が大きな課題ではないかと、そのように思っているところです。私は、まず、地方創生よりも先に、国の責任のもと、東九州自動車道、そして九州中央自動車道等の交通インフラの整備促進を、最優先課題としてずっと位置づけております。特に、福岡・熊本・宮崎軸の連携は本県活力の源と考えますので、九州中央自動車道の整備促進に引き続き御尽力賜いますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

続きまして、医療圏別医師数の状況についてお尋ねいたします。まずは、宮崎市への人口集中の件では、県都としての顔といたしましうか、都市機能の充実等をさらに図って発展していただき、これまでと同様に他の市町村のリーダー的存在を願うところでもあります。

ところで、厚生労働省の実施した医師・歯科医師・薬剤師調査の直近データによりますと、平成24年末で、7つの医療圏のうち、宮崎市を中心とする宮崎東諸県医療圏の医師数の県内での構成比は、54.7%であります。平成14年の調査時では50.2%ですので、伸び率が4.5%です。そこで、医療圏の医師の偏在が言われて久しくなりますが、医師の地域偏在について、知事の御所見をお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 御指摘のとおり、県内におけます医師の地域偏在、顕著な状況にあると認識しております。これまで、県内各地で多くの住民の皆様と意見交換する中でも、医師不足による地域医療への不安や懸念というものをたくさんお伺いし、その切実な思いというものを重く受けとめているところでもあります。どこにいても安心して医療を受けられるということが大変重要であろうかと思っておりますので、地域医療を担う医師の確保に向けまして、宮崎

大学卒業医師の県内定着や県外からの医師の招聘、特に必要性が高い総合医の育成等に取り組んでいるところであります。先日、初めて宮崎大学医学部5年生と懇親会を開くということで、ぜひ、志を立てて宮崎に力を注いでほしい、そのような思いを届けたところであります。今後とも、宮崎大学、県医師会、市町村など、関係機関との緊密な連携を図るとともに、私自身も、県内外の医師や医学生とのさまざまな交流の場に積極的に参加し、本県の医療を担っていただくよう直接お願いしますなど、医師の確保や偏在解消に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** ありがとうございます。よろしくをお願いします。

続きまして、大学と地域の連携についてお尋ねいたします。

延岡市は、九州保健福祉大学薬学科と連携して、薬草の産地化を目指す事業案を今議会に提出しましたが、薬草を生かした新たな地域産業を構築するとともに、中山間地域の雇用の創出につなげたい考えだそうです。大学の地域連携は今に始まったことではなく、これまで、研究室ごとに自治体と連携してまちづくりに取り組んできた例は数多く見られます。しかし、最近では、大学全体が地域と連携し、一定の役割を果たすことでその存在感が増しているように考えております。また、地域の課題解決のために大学等を活用する場面は、今後、確実にふえてくるものと考えます。

ところで、宮崎大学では、国の「地(知)の拠点整備事業(大学COC事業)」の採択を受けました。宮大COC事業は、地域の大学として県と問題意識を共有し、全学を挙げて課題解決に連携して取り組むことを目的として掲げて

おりますが、この取り組み状況について、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長(茂雄二君)** 宮崎大学のCOC事業の取り組みにつきましては、平成25年度に国の事業採択を受け、「食と健康」をテーマに、県や市町村等と連携しながら、教育・研究活動等に取り組んでおられるところであります。具体的には、宮崎に学び、未来を切り開く人材を育成するため、学生が直接地域に出向き、地域の課題解決の手法について学ぶ地域学入門講座や、ブルーベリーの葉など宮崎大学の研究シーズを活用し、教員や学生が地域と連携しながら、新商品開発プロジェクトなどに取り組まれております。県としましても、中長期的な事業方針について協議するCOC推進協議会に知事が参画するとともに、実施段階においても、関係各部署の担当者を客員研究員として派遣するなど、積極的に協力・推進しているところであります。

**○後藤哲朗議員** 続いて、同じく、大学と地域の連携推進についてお尋ねします。昨年度は、大学進学者のうち約7割が県外に流出している状況があります。まち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げられた「地方における受験大学進学者の割合」を向上させる取り組みを行う必要があります。そこで、大学等と地域との連携を推進することで、県内大学への地元進学率の向上へとつながることが期待できると思いますが、総合政策部長に御所見をお伺いいたします。

**○総合政策部長(茂雄二君)** 大学など県内高等教育機関と地域との連携につきましては、宮崎大学のCOC事業の取り組みのほか、都城工業高等専門学校では、地元産業界と連携した地域活性化プロジェクトを実施するなど、県内各大学等ではさまざまな場面での地域との連携

の動きが出てきております。また、宮崎大学に、将来の地域リーダーを養成する「地域資源創成学部」が来年4月に開設されるなど、県内の大学等と地域が連携する機会は、今後、ますますふえるものと考えております。これらの取り組みにつきましては、地域の隠れた魅力や資源を掘り起こし、地域の課題解決や産業の活性化にもつながるものであり、ひいては、地域に貢献したいという高校生等に、地元で学びたい、働きたいという動機づけにもなるものと考えております。こうしたことから、県といたしましても、県内企業や市町村とも十分に連携しながら、大学等の魅力向上につながる取り組みを推進することで、県内への若者定着に努めてまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 どうぞよろしくお願ひいたします。

次のテーマに移りたいと思います。

次に、地方創生における県外事務所の積極的な活用についてお尋ねいたします。

県行政組織規則の定めにより、設置目的として、県と中央官庁等との事務連絡を図るとともに、情報発信、企業立地、観光等々の誘致、県産品の販路拡大等に関する事務を行うため、東京、大阪、福岡に事務所が置かれています。そこで、地方創生、都市間競争、地域間競争においては、県外事務所の積極的な活用が重要だと考えますが、県外事務所の機能・役割と今後の活用について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（茂 雄二君） 県外事務所においては、省庁等との連絡調整を初め、観光振興や企業誘致、農林水産物・県産品の販路拡大、移住・U I J ターンの促進、就農支援など、県外における本県の情報発信・情報収集の拠点としての役割を担っております。本県の地

方創生を推進する上では、本県の魅力を積極的に発信し、県外から人・物・金等の資源を本県に呼び込むことを初め、都市部の自治体や企業等との連携による産業振興や人的交流の拡大を図ることが重要であります。今後とも、県外事務所の持つ機能を十分に活用していきたいと考えております。

○後藤哲朗議員 引き続き、県外事務所についてお尋ねいたします。

東京一極集中、そして、先ほども触れましたが、九州圏域における福岡一極集中。人口がふえ、マーケットに魅力がある。勢いの原動力や若者の傾向、そして、市場調査、市場研究を通しての各事務所からの情報発信・情報提供は重要と考えます。そこで、県外事務所の取り組みについては、県民の皆さんにも積極的に情報発信をすべきではないかと考えますが、総合政策部長に御所見をお伺いします。

○総合政策部長（茂 雄二君） 県外事務所においては、その取り組みや本県の話題等について、各地域の県人会やこれまで各事務所で培った人脈等も活用しながら、情報の提供を行いますとともに、ホームページやフェイスブック、各種メディアなどを活用しまして、幅広く情報発信を行っているところです。県外事務所の機能・役割をより発揮するため、県民や企業の方にも広く利活用していただけるよう、県外事務所の取り組みについて、さらなる情報発信に努めていきたいと考えております。

○後藤哲朗議員 続いて、祖母傾山系ユネスコエコパークの推進についてお尋ねいたします。

大分と宮崎にまたがる祖母傾山系のユネスコエコパーク登録を目指す両県の推進協議会総会が先月の21日に開催され、テーマや活動内容をまとめた申請書概要を決定いたしました。そし

て、数日後の27日にはユネスコ国内委員会に提出し、正式に登録地候補に名乗りを上げました。ところで、その協議会総会前の11日には、延岡市鹿川キャンプ場で、登録に向けた取り組みに関する地元説明会が開催されました。参加しての感想として、登録に向けての県民・市民への機運の醸成という視点・観点から、大変有意義な内容であったと思います。そこで、祖母傾山系周辺地域でのユネスコエコパーク登録の取り組みにおける今後の地元での機運醸成について、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（茂 雄二君）** ユネスコエコパークは、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的とした、自然と人間社会の共生を理念とする制度であり、その登録を受けるためには、実際にそこに暮らす地元住民に、その理念を十分に理解していただくことが求められています。こうしたことから、ことし3月には、延岡市において地元向けの研修会を開催するとともに、先月11日には、延岡市の上鹿川地区において、地元住民の方を対象とした説明会を開催し、ユネスコエコパークの理念のほか、この地域の世界に誇れる自然的価値について説明を行ったところでもあります。今後とも、関係する市、町において、登録に向けた機運醸成につながる取り組みを行ってまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** 同じく、ユネスコエコパークについてお尋ねいたします。宮崎、大分両県にわたる広域的な連携を強化していくことが重要と考えますが、総合政策部長に御所見をお伺いいたします。

**○総合政策部長（茂 雄二君）** ユネスコエコパークの登録に向けましては、県境を越えた対象地域全体の機運醸成が重要であり、これま

で、山開きの際の合同PRなど、大分県側と連携した普及・啓発に取り組んできたところでもあります。また、両県の関係6市町では、ことし7月の担当課長会議において、共通のイベントの開催などの連携の具体策が協議されたほか、先月開催された両県で設置している推進協議会においては、関係市長や町長を初めとする出席者全員で、今後さらに連携を強化していくことを確認したところでもあります。今回の登録に向けた取り組みを通じて、両県の自治体の連携が強化されることは、県境を越えた交流人口の拡大などによる県北地域の活性化にも寄与することから、今後も、大分県側との連携をより密にし、両県一体となった取り組みを推進してまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** このユネスコエコパーク、今回、「九州財界」9月号にも掲載されておりましたが、本県に2つのエコパークは、すごい情報発信といいますか、魅力だなと思っておりますので、ぜひ推進していただきますようよろしくをお願いします。

続きまして、地域福祉の推進についてお尋ねいたします。

急速な少子高齢化による人口減少やライフスタイルの変化、価値観の変化に伴う人間関係の希薄化などを要因として、地域コミュニティーの助け合いの機能が弱まるなど、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化してきております。テレビや新聞などのマスコミ報道でも、高齢者の孤独死や子供の貧困など、地域における福祉課題とも言える暗いニュースを耳にする機会がふえてきています。実際に地域で活動しているボランティアや民生委員の方々にお話を聞きますと、助けの必要な方々はふえているし、問題は複雑化・専門化しているのに、なり手がいなく

て困っているということです。このような地域福祉の担い手対策としては、例えば、都市部において、周りの人たちとかかわりたがらない人については、いわばおせっかいの心で地域福祉の担い手に巻き込んでいくような試みが必要と思います。逆に、人口減少に苦しむ中山間地域においては、地域外からのボランティアの受け入れや、社会福祉法人の施設などの助けをかりるような仕組みも必要になってくるものと思います。そこで、地域福祉の担い手をいかに確保していくかというのは、地域福祉の今後の大きな課題であると考えますが、現在改訂中の地域福祉支援計画において、どのように取り組みを位置づけられるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** ただいま御指摘ありましたように、都市部における価値観の変化、また、中山間地域における人口減少が進む中で、地域福祉の担い手確保は大きな課題でありまして、きめ細やかな取り組みが重要と考えております。このような認識に立ちまして、現在改訂中の地域福祉支援計画におきましては、地域福祉の担い手対策を大きな柱として位置づけまして、地域住民はもちろんのこと、民間企業、社会福祉法人、公的機関の職員までを幅広く人材と捉え、確保していくような方策を盛り込んでまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** 引き続き、地域福祉の担い手対策についてお尋ねします。現在、国で審議中の社会福祉法人制度改革におきましては、社会福祉法人が地域における社会貢献の取り組みを責務として担っていくことが表記されております。確認をしましたところ、県内の全ての市町村に社会福祉法人が所在しており、その総数は、今年の4月1日時点で376法人だと聞いてお

ります。また、その社会福祉法人には、看護師、社会福祉士、介護福祉士など、専門的知識と経験のある職員が所属しており、まさに私は人材の宝庫だと認識しております。今後、特に中山間地域においては、人口減少による人手不足がこれからますます深刻になってまいります。そこで、社会福祉法人が雇用している多様な職種の人材を地域福祉の担い手として生かしていくことについて、福祉保健部長に御所見をお伺いいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 社会福祉法人におきましては、従来から県が開催いたします地域での福祉課題を解決するための人材養成研修に参加し、介護や子育てなどに関する専門的な知識を生かしていただきまして、高齢者や孤立しがちな子育て中の母親の支援を行うなど、地域福祉の重要な担い手として貢献していただいております。

このような中、現在、国会で審議中の社会福祉法人制度改革では、これまで社会福祉法人が任意で行ってきた地域貢献活動を、その責務として明確化することとされております。これを踏まえまして、県では、市町村や社会福祉協議会などの関係機関と連携しながら、それぞれの地域における福祉ニーズに応じて、社会福祉法人が有します専門人材を最大限に活用した地域貢献ができるような仕組みづくりにつきまして、検討してまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** 地域福祉の推進、特に、地域の安全・安心なまちづくり、あるいは地域コミュニティの確立等々、区長さんとか公民館長さん、民生委員さん等々、私は、地域内のキーパーソンだと思うんですね、自殺問題対策でも。やはり地域の福祉を推進していくことこそが、以前の総合計画にありました地域有縁シス



テムという、地域内の地域福祉が大事だなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、宮崎県口腔保健支援センターの設置についてお尋ねいたします。

県では、本年7月に、「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づき、県民の歯と口の健康づくりに関する取り組みの充実のため、宮崎県口腔保健支援センターを設置されました。本県は、3歳児、12歳児の1人平均虫歯数が全国平均を上回り、自分の歯が60歳で24本以上、80歳で20本以上ある人の割合が、全国平均を下回るなど、歯科保健の向上が課題となっていることから設置したとお聞きしました。そこで、口腔保健支援センターのスタッフと業務内容について、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 宮崎県口腔保健支援センターは、全身の健康の保持増進にも重要な役割を果たしております歯と口の健康づくりを総合的に推進することを目的に設置したものでございます。センターには、専任の歯科衛生士1名を配置いたしますとともに、健康増進課の歯科医師と保健師各1名が兼務でその業務に従事しております。センターの業務といたしましては、市町村等に対するフッ化物洗口や口腔ケアに関する専門的な支援、それから、介護施設や障がい者施設での技術的な指導を行いますほか、定期歯科健診受診の啓発活動などを行っているところでございます。

**○後藤哲朗議員** 続きまして、歯科健診の推進についてお尋ねいたします。先ほども触れましたが、歯の健康状態に関しては、全国に対して大きな差がついております。この原因の一つとして、歯科医院等で行われる歯の定期健診率が全国比で約半分以下、全国約48%、本県約18%

であるのも大きな要因と思います。これは、企業、事業所などで行われる成人期における歯科健診がなかなか進んでいないためだと考えます。体の健康のため、口・歯の健康はとても重要であります。そこで、後期高齢者の歯科健診が今年度から始まり、県職員につきましても、県職員の皆さんの保険組合である地方職員共済組合宮崎県支部において、来年度以降の実施を検討していると伺っておりますが、歯科健診の推進について、福祉保健部長に御所見をお伺いいたします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 議員御指摘のとおり、定期的に歯科健診を受けることは、健康な生活を送る上で大変重要であると認識しております。このため県では、これまでも、テレビやラジオ等におけるキャンペーン啓発を行ってまいりましたが、今後は、センターの設置により体制の充実が図られましたので、より一層歯科健診の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

具体的には、新たな事業といたしまして、事業所での歯科健診の実施を促すために、管理者向けセミナー開催や独自のリーフレットの作成・配布を行いますとともに、虫歯や歯周病にかかりやすい妊娠期の歯科健診を促すために、妊婦の歯科健診の費用を助成する市町村への支援を行うこととしております。こうした取り組みは、県が日本一を目指しております健康長寿社会づくり、こういったものにもつながるものと期待しているところでございます。

**○後藤哲朗議員** ありがとうございます。よろしく願いいたします。

続きまして、東九州メディカルバレー構想についてお尋ねいたします。

このバレー構想の取り組みは、研究開発、医

療技術人材育成、医療機器産業、血液・血管に関する医療の4つの拠点づくりを目指したものです。今月の4日に、宮崎県及び東九州メディカルバレー構想推進会議主催のもと、「東九州メディカルバレー構想5周年記念大会inNOBEOKA」が開催されました。経済産業省における医療機器産業政策についての基調講演を初め、他の講演も内容がよく、5年という節目を迎え、さらなる構想の推進にギアアップが図られたものと思います。そこで、構想の策定から5年が経過しますが、これまでの総括について、商工観光労働部長に御所見をお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 東九州メディカルバレー構想につきましては、産学官連携によるこれまでの取り組みによりまして、医療機器産業研究会の会員企業が当初の32社から74社に拡大するとともに、医療機器製造業許可を新たに取得した企業も7社になるなど、医療機器産業への新規参入が着実に進んできております。また、県の支援制度のほか、国の特区調整費等を活用し、世界初となる自動たん除去システムや、開腹手術用の新たなデバイスの開発が進行中であるなど、医療機器の研究開発も活発化しております。さらに、国の関係機関の支援を受け、透析分野の医療技術と機器をタイとその周辺国へ展開させる取り組みも進行しております。構想は着実に、順調に推進できているものと考えておりますが、今後、さらなる成果を目指して進めてまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** 同じく、東九州メディカルバレー構想の推進についてお尋ねします。いろいろな具体的な取り組みを進めてきた結果として、産学官の連携が進んでおります。より着実

かつ迅速に構想を推進し、多くの成果を上げていくためには、人材や資金などの限られた資源を効率的かつ効果的に活用する観点からも、調整機能を有する行政機関のさらなる連携強化が必要だと考えます。そこで、今後、構想をさらに推進するために、延岡市を初め、関係市町とのさらなる連携強化や事業の一体的な実施が必要だと考えますが、商工観光労働部長に御所見をお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 本構想につきましては、これまで、延岡市を初め関係自治体との連携のもと、進めてきております。特に延岡市におかれましては、県との共同による宮崎大学寄附講座の設置を初め、日向市、門川町とともに宮崎県北部医療関連産業振興等協議会を組織され、その中心的な役割を果たしていただいております。これまでに同協議会と県と共同で、関東圏の医療関連機器展示会への出展や、病院見学会、ものづくりセミナーの開催等を実施したほか、県の参入支援コーディネーターを延岡市役所の庁舎内に配置する等、連携を図りながら取り組んでいるところであります。今後とも、延岡市など関係自治体との連携を一層強化しますとともに、県内でより幅広く医療機器産業が振興できるよう、面的な拡大も目指しながら、東九州メディカルバレー構想のさらなる推進を図ってまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** ありがとうございます。よろしくお伺いいたします。

次のテーマで、観光のおもてなしについてお尋ねいたします。

大分県では、おもてなし受け入れ体制整備事業として、「おんせん県おおいたおもてなしサポーター」を県民に募集しております。この

「おもてなしサポーター」とは、本年の7月から今月にかけて、おおいた destinations キャンペーンが開催されていますが、大分を訪れるお客様を県民総参加でおもてなしするためのものです。サポーターには、観光客に笑顔で挨拶する、積極的な声かけ（道案内、写真撮影等）、観光列車・観光バスへの手振り、環境美化に取り組むなどのおもてなし活動を宣言・実践していただくことで、来てよかったと感じていただき、リピーターとして訪れていただけることを目指しているとのこと。そこで、観光おもてなし推進条例には県民の役割まで示されたところであり、その実践を図るため、例えば大分県のおもてなしサポーターのような取り組みは大変参考になると思います。商工観光労働部長に御所見をお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 本県観光の原点は、岩切章太郎氏に象徴されるおもてなしの心そのものであったと考えております。岩切氏が提唱した、南国の樹木や花々でお客様を迎えるロードパーク構想は、全国で初めてとなる沿道修景美化条例へと発展し、美しい景観を形成してまいりました。それは、温かな県民性とも融合し、本県ならではのおもてなしの心を形づくり、街角で挨拶をする子供たちの中にも現在も受け継がれていると思います。このおもてなしの心を観光の重要な要素としまして、条例に県民の役割を盛り込みますとともに、宮崎県観光振興計画では、県民が主体となって、「みやざき流おもてなし文化」の醸成を進めることとしたところであります。心が温まり、来てよかったと感じていただける、まさに「日本のひなた宮崎県」ならではのおもてなしの取り組みをしっかりと進めてまいりたいと考えております。

**○後藤哲朗議員** 引き続き、観光のおもてなしについてお尋ねいたします。先ほどの大分県のおもてなしサポーターの募集計画では、今月末までに10万人を目標に掲げておりましたが、9月3日の時点で12万4,706人を数え、県民総参加で盛り上げようという姿勢、雰囲気を読み取れるのではないのでしょうか。

ところで、サポーター募集のほかに、大分県のおもてなし受け入れ体制整備事業として、観光トイレクリーンアップ作戦、花いっぱい運動、県外の親族や知人にオリジナルはがきを送付し、来県を呼びかける「おんせん県に来てね運動」等があります。「おもてなし」という言葉が頻繁に使われる昨今において、日本のすばらしい精神文化に象徴されるおもてなしの心と、実際に物とか歓迎グッズ等の目に見える形でのおもてなし等々があると思います。そこで、県は、観光振興計画にうたわれた県民総参加による「みやざき流おもてなし文化」の醸成をどのように進めていかれるのか、商工観光労働部長に御所見をお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 本県の特徴として、温かな県民性が挙げられますけれども、これこそがおもてなしの心の基本であると思います。これに本県の歴史、文化、自然などの理解と郷土への誇りが加わることで、本県ならではのおもてなし文化が醸成されていくものと考えます。このため、県としてはこれまでも、「神話のふるさと県民大学」の開催や、観光ボランティアの育成・支援に努めてきたほか、フードビジネスアカデミーでは、おもてなしの体験講座を実施しております。また、今年度新たに、例えば多言語でのあいさつ運動や花を生かした美化活動など、おもてなしの推進を図る取り組みを、地域の観光地づくりを支援す

る助成事業の対象に加えたところであり、今後とも、市町村等と連携し、「みやざき流おもてなし文化」の醸成を進めてまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。よろしくをお願いします。

続きまして、地域農業の実態に合った農業・農村振興策の実施についてお尋ねいたします。

県北の農業は、県央や県西などと比べ小規模農家が多く、農業法人や認定農業者が育ちにくい環境となっています。さらには、他地域と同様に、高齢化や担い手不足などの進展によって、農業・農村の維持も困難な状況になっています。このような県北の農業・農村を維持・活性化させるには、経営規模にかかわらず、やる気のある担い手農業者の育成が欠かせません。県では、儲かる農業を目標に、本県の主要産業である農業の成長産業化の実現に取り組むなど、各施策を展開されているところですが、経営規模が全体的に小さい経営体にとって、県事業の採択要件は依然厳しい状況であります。そこで、農業・農村の振興策について、地域の実情に応じた取り組みを実施できないものか、農政水産部長に御所見をお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 本県では、平地から中山間地域まで、地域の特色を生かした多様な営農が展開されており、小規模農家におきましても、多面的機能の発揮や集落機能を維持する上で、重要な役割を果たしていただいていると認識しております。このため、県といたしましては、地元市町村と連携しながら、地域の農業・農村を守るという観点から、地域の実情に応じて必要な支援に努めてまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 次に、園芸用ハウスの整備支

援についてお尋ねいたします。先ほど触れましたが、小規模経営農家は、身近で安心・安全な農林産物の供給のみならず、環境保全や集落コミュニティの維持等、多岐にわたり地域社会を支えていただいております。こうした中、園芸用ハウスは、生産性の向上はもとより、有害鳥獣対策や耕作放棄地の解消など、農村部における持続的な農業を推進する上においても大変有効であると考えます。県では、新しい園芸産地をつくるべく、高収益システムと一体となったハウスの整備支援等を行っておりますが、小規模経営農業者にとって、採択要件のハードルが依然高いものとなっております。そこで、中山間地域等において園芸ハウスを整備しようとする小規模経営農家への支援策について、農政水産部長に御所見をお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 中山間地域の施設園芸につきましては、夏場の涼しい気候などの地域特性を生かして、限られた耕地で安定した所得確保が見込める経営形態であると認識をしております。このため、本年度は、国、県の事業等を活用し、ホオズキやスナップエンドウなどの園芸用ハウスを整備することといたしております。小規模でも高い収益を目指す生産者の支援を行っているところであります。県といたしましては、今後とも、各種事業等を十分に活用し、このような取り組みを支援してまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 何回も出ましたけれども、採択要件が高い。国の方向性もありますけれども、今回の地方創生の大きなポイントは、地域の実態、地域の実情に応じた支援策というのがありますので、今後、ぜひ御一考いただければありがたいと思いますので、よろしくをお願いします。

続きまして、文化財の登録指定の推進についてお尋ねいたします。

宮崎は、歴史、伝統文化の奥深さについて、他県との違いをアピールできるものと思います。文化財は、県民に対して、文化的向上、人間の精神的な向上を図るものであり、こうした機会を与えるために欠くべからざる存在であり、そのために私どもは文化財を守っていかねばなりません。そこで、県指定文化財の指定手続と過去3カ年の国及び県文化財等の実績について、教育長にお伺いいたします。

**○教育長(飛田 洋君)** 県指定文化財の指定のための手続につきましては、条例に基づき、所有者等の同意を得て、地元市町村教育委員会から指定の申請をまずいただきます。県教育委員会では、その申請に基づき、専門的な見地から検討をいただく文化財保護審議会へ諮問を行い、その答申をもとに審議し、決定をいたしております。

次に、過去3年間の指定件数の実績でございますが、まず、国指定文化財につきましては、えびの市の島内地下式横穴墓群出土品など3件の指定がなされております。次に、県指定の文化財につきましては、宮崎市の清武上猪ノ原遺跡など7件の指定、合計10件が指定されております。さらに、国登録文化財としては、高千穂町の旧田原村役場など、7件が登録されております。

**○後藤哲朗議員** 引き続き、文化財の指定についてお尋ねいたします。本県での指定文化財の数が少ないことに関しましては、平成24年9月議会での清山議員からの質問に対し、「数字の面で大変驚いている。国・県指定というものもこんなに少ないんだろうかというのが実感です」と知事が答弁されております。私も全く同

じ感想を持ったわけですが、指定手続の中で、地元市町村教育委員会の申請ありき、申請があつてからの手続というのが、これまで指定数が少なかった要因の一つじゃないかなという気がいたします。御案内のとおり、各市町村教育委員会におきましては専門員がおりません。文化財について詳しい人材が少ないのが現状であります。県が指導、相談に乗ってあげる、積極的に指定に協力するという姿勢がなければ、本県の価値ある文化財の多くが人知れず埋もれたままとなり、いずれ失われるのではないかと危惧しております。そこで、文化財の掘り起こしなどの取り組みの現状について、教育長にお伺いいたします。

**○教育長(飛田 洋君)** 文化財の掘り起こしについてであります。議員御指摘のとおり、市町村の申請を待つだけの姿勢ではだめだと考えておまして、県教育委員会では、県が主体性を持って県内各地の文化財の調査を行い、情報の蓄積を図ってきているところでございます。また、文化財に指定するためには、その特性や由来などについて調査研究が必要となつてまいりますので、神話や伝承の舞台となっている場所について、名勝地としてふさわしいか判断するための調査研究事業や、近代化に貢献した建造物を対象にした宮崎県近代化遺産総合調査事業などに取り組んできているところでございます。

県教育委員会といたしましても、文化財の掘り起こしは大変重要なことと認識いたしておりますので、今後とも、国や市町村などと連携を図りながら、県内の文化資源の価値を示せるような資料等の整理をするなど、新たな文化財の指定に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 ところで、国指定文化財は、国宝・重要文化財、史跡名勝天然記念物等、大きく4つに分類されます。文化庁の資料によりますと、本年9月1日現在、本県の重要文化財の指定件数は17件で、47都道府県中最下位であります。国指定文化財の総数を見ますと、ベスト3は、東京の2,894件、京都の2,350件、奈良の1,486件であります。本県は94件で、徳島の87件、秋田の92件に次いで下から3番目、九州では最下位であります。ちなみに、お隣大分の重要文化財は88件、国指定文化財の総数は164件となっております。また、都道府県指定の文化財は、北海道が152件の最下位で、続いて、宮崎県、富山県が同数の210件となっております。ちなみに大分は721件であります。伝統文化の奥深さという言葉が何か使いづらい状況にあるような気がいたします。

ここで、先日、ある新聞に「旅のひとつ」として、東京からお越しの女性の方がこういうコメントを出しております。「宮崎に来たら、県外の友人たちと山奥の石橋や石でできた小屋など、建築物を観光します。みんな、宮崎にも古い財産が残っていると感銘を受けています」というコメントを出されております。私は、必ずや、指定に値する社寺仏閣、建造物、美術工芸品等々が県内各地に残されていると思っております。しっかりとこれまでの登録指定の経過等を分析・検証し、より積極的に指定文化財の掘り起こしを行っていただくことを要望いたしまして、今回の私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○星原 透議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕(拍手) 日本共産党の前屋敷恵美でございます。一般質問に入ります前に、関東・東北豪雨で犠牲となられた方

々、被害に遭われた皆様に心からのお悔やみを、そしてお見舞いを申し上げます。一日も早い復興に政府が万全を期すよう求めるとともに、私どもも全力を尽くすことを表明するものでございます。

では、一般質問を行います。

最初に、知事の政治姿勢について、まず、安保関連法案からお伺いをしていきたいと思えます。現在、国会は、極めて緊迫した状態です。安保関連法案、いわゆる戦争法案が国会に提出されて4カ月近く、議論が不十分なまま、衆議院で強行採決が図られ、参議院での審議が行われて2カ月がたちますが、審議が進めば進むほど、政府はまともな答弁ができなくなり、参議院安保特別委員会では、この1カ月余で何と95回も審議が中断をするという事態です。

何のために集団的自衛権が必要なのか。これまで安倍首相は、日本人を輸送する米艦船を守ることを例に挙げてきましたが、中谷防衛大臣は、「日本人が乗っていないとしても、集団的自衛権行使はあり得る」と言い出しました。ホルムズ海峡の機雷掃海も、当のイラン政府が海峡封鎖などはあり得ないと否定する中で、日本政府の論拠はことごとく崩れ、その立法事実が説明できなくなっています。日本が直接武力攻撃を受けていないのに、存立危機事態を口実にして、これまで非戦闘地域に限られていた自衛隊派遣の歯どめを外し、戦闘地域での武器の使用を認めるなどは、憲法が禁じた武力行使そのものであり、到底許されるものではありません。

さらに、米軍の戦争を後方から支援するために、自衛隊が輸送する武器・弾薬には、非人道兵器のクラスター弾、劣化ウラン弾、毒ガス兵器や核兵器まで含まれ得ること、それに加え、自衛隊の内部文書で、自衛隊の制服組は既に戦

争法案成立を見越して、南スーダンPKOでの駆けつけ警護や南シナ海での警戒監視まで検討していたことなどが明るみに出て、戦争法案の危険性と違憲性はいよいよ明らかとなつていきます。

安保関連法案は、日本を再び海外で戦争する国に仕立て上げる、まさに日本の命運のかかった重大問題です。そもそも憲法違反のこの法案は提案すること自体許されないもので、廃案以外にありません。

知事は、7月28日付宮日新聞で、同社のアンケートに答えて、集団的自衛権行使を可能にする安保関連法案について、「法案が憲法に違反しているかどうかわからない」「法案を十分に説明しているとは思わない」「国民にわかりやすい議論を求めたい」と回答しておられますが、知事はこの間の一連の国会審議をどのように受けとめられたかお伺いして、後は質問者席で続けます。〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

私は、安全保障関連法案を議論するに当たりましては、我が国を取り巻く安全保障環境の変化をどのように認識し、どう対処すべきかなど、重要な論点がきちんと整理され、国民にわかりやすく説明される必要があると申し上げてまいりました。私としましては、今日まで、これらの論点につきまして、十分頭の整理ができていない状況にあり、また、国民についても、必ずしもその理解が得られるところまで来ていたとは言いがたいのではないかと受けとめております。国会の場におきまして、さらに慎重かつ丁寧な議論、説明がなされることを望んでおります。以上であります。〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 今の知事の答弁も、国民が

理解できていない、このことを代表するような御答弁だったのではないかと受けとめるところです。衆議院で強行採決されて以降も、国民はあきらめるところか、どの新聞、テレビの世論調査でも、「法案に反対」は過半数に上り、「今国会で成立させるべきではない」という声は7割以上に上っています。「政府は説明不足」という声が8割以上から減らないのは、法案の中身がわからないからではなく、国会で審議すればするほど危険な中身が明らかになり、国民が納得できないからです。

反対の声はますます広がり、各地・各界で空前の反対運動が巻き起こり、連日多彩な抗議行動が続けられています。8月30日には、国民の反対の声を聞けと12万人の人々が国会を取り囲み、全国では1,000カ所以上で抗議行動が取り組まれました。もちろん宮崎県内各地でも取り組まれました。青年や学生、女性、戦争を経験した高齢者、子育て真っ最中のパパやママ、憲法学者や法律の専門家、各大学教授、芸術家、宗教者など、各界各層の人々が、国民一人一人が主権者として、自覚的・自発的に戦争法案阻止に立ち上がっています。まさに列島騒然という状態です。こうした国民の状況を知事はどのように受けとめておられるか、お伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 今回の法案は、国の存立、またその行く末にかかわる極めて重要な問題でありますので、賛否さまざまな御議論があらうかと受けとめております。私は、憲法に関して、また安全保障に関して、ここまで国民の間で議論が高まるということは、非常に重要なプロセスではないかと受けとめておるところでございます。国民の中に心配や不安があるということは、昨今の報道からうかがえるところで

ありますので、国会においては、しっかりとこれらを受けとめて、丁寧かつ慎重な審議、説明がなされることを望んでおるところであります。

**○前屋敷恵美議員** しかしながら、安倍政権は、高まる国民のこうした反対の声をよそに、今週中にも採決をする、何が何でも今国会で成立させる、こうした姿勢を鮮明にしています。知事はこうした強引なやり方をどう思われるか。そもそもこの法案は、審議未了、廃案になるべきものです。95日間も会期を大幅に延長して成立させようということなどは、民主政治そのものが問われている問題だというふうに思いますが、いかがでしょうか。

**○知事(河野俊嗣君)** 法案につきましては、国会のルールにのっとって適正に審議されるものと考えておるところでございます。国民のさまざまな声というものにしっかり耳を傾けていただきながら、慎重に審議をしていただきたいと思います。

**○前屋敷恵美議員** 今の状況では、慎重な審議というのにはほど遠いというふうに言わざるを得ません。先週、兵庫県内の4市長が、強行採決に反対する共同声明を発表いたしました。「立憲主義を基本とする行政の根幹にかかわることだ」「地方政治という民主主義の最前線に立つ政治家として、強行採決に踏み切ろうとしている事態に黙ってはいられなかった」と述べておられます。今や、住民の暮らし、安全に責任を負う立場の首長からこうした明確な意思の表示がなされる、こういう場面が多々見られるわけですが、安全保障関連法案、いわゆる戦争法案について、改めて知事の見解を伺いたしたいと思います。

**○知事(河野俊嗣君)** 安全保障関連法案につ

きましては、武力行使の要件の見直しなど、我が国の安全保障政策の大きな転換点であると認識をしております。法案をめぐるしましては、賛成、反対、それぞれの立場からさまざまな意見が表明されているわけではありますが、その根底にあるものとしましては、平穏な暮らしを守りたい、平和な国であってほしいという強い願いがあるものと考えております。そこは共通する部分であろうかと思っております。私としましては、そうした国民の思いに応えるためにも、安全保障環境の変化をどう捉まえるか、そして、何をなすべきかというようなことにつきまして、しっかりと国会において、十分に慎重かつ丁寧な審議、説明がなされることを望んでおるところであります。

**○前屋敷恵美議員** 武力行使を伴っての平和、また安全というものはあり得ないと思うんです。ですから、県民の安全・安心を守る、県民の声に応えるためには、知事もそういう立場での明確な姿勢が極めて重要だというふうに、私は思うところです。

安倍首相は、多くの憲法学者や法律の専門家から憲法違反の指摘が相次ぐ中で、「違憲かどうかを決めるのは最高裁だ」と、このように言われました。しかし、今や、当の最高裁の元長官や元最高裁判事からさえ、「集団的自衛権の行使を認める立法は憲法違反」「憲法解釈の大原則変更は国民の支持なしには不可能」と指摘され、批判をされています。もはや国民の声を無視しての強行採決には何の道理もないというふうに思うわけです。武力をもつての集団的自衛権は、何の平和解決ももたらしません。戦後70年、日本は、憲法でうたった不戦の誓いを守り抜いて、世界の中で確固たる信頼関係を培ってきたと私は思います。この立場を貫くこ



とこそ、日本が果たすべき世界の中での平和貢献、日本の役割だと思っております。正義の戦争など絶対にあり得ません。日本を戦争する国にする憲法違反の戦争法案は、廃案以外にない。そのために私も力を尽くすことを表明して、質問を終わりたいと思います。

次の質問に移ります。

次は、川内原発再稼働の問題について伺いたいと思います。8月11日、九州電力は、原子力規制委員会の新規規制基準に適合したとして、川内原発1号機の再稼働を強行いたしました。しかし、田中規制委員長自身が、「この基準に適合しても重大事故が起きないとは言えない」と明言しているにもかかわらず、再稼働を強行したことは、無責任のきわみだと思っております。今回の私の質問も、宮崎県が川内原発再稼働は隣の県の問題だと傍観することなく、一旦事故が起きれば、県境を越えてその被害は、程度の違いはあれ、宮崎県民にも確実に及んでくることを認識して対策を講じることが不可欠であるという立場から、質問を行いたいと思います。

福島第一原発事故は収束しておりません。事故の原因の究明さえ尽くされていない中で拙速に規制基準はつくられ、原発の安全を担保するものではありません。今回の再稼働は、国民多数の反対世論や周辺住民の声を無視して、事故が起きたときの責任や避難計画など、山積した課題を置き去りにしての再稼働です。まさに安全神話の復活だと思っております。到底認められるものではありません。しかも、再稼働直後にふぐあいを起こし、直接大事故にはつながらなかったものの、地元住民はもとより、宮崎県民の不安は大きいものでした。こうした状況の中で再稼働を強行したことについて、知事の見解を伺いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 川内原発につきまして、8月11日に、1号機が新規規制基準に基づく初めてのケースとして再稼働したところであります。原発の再稼働につきましては、原子力規制委員会の科学的・技術的知見に基づく安全性の確保を大前提とした上で、最終的には国が責任を持って判断すべきものと考えております。九州電力には何よりも安全を優先していただくとともに、国は、国民の不安の声というものを真摯に受けとめ、再稼働の必要性についてしっかりと説明責任を果たしていただきたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 規制委員長自身が、「重大事故はあり得ないということはない」というふうに明言されているわけです。しかし、一旦事故が起きれば、その被害は県民にも及ぶわけですから、国が責任をとるなどと他人事では済まされないと、私は思います。

国は、エネルギー基本計画で、原発を「重要なベースロード電源」と位置づけて、その原発再稼働の突破口となったのが川内原発です。安倍政権の原発政策推進に従った再稼働だと言えます。ましてや、川内原発周辺の住民にも自治体にもまともな説明をしようしない態度で再稼働を強行したことは重大です。事故が起きれば深刻な事態が及ぶことが予想される九州3県の5市5町の議会が、住民説明会を開くことを要求しております。宮崎県の高原町議会もその一つで、6月議会で住民説明会を求める決議を採択いたしました。川内原発で一旦事故が起きれば、宮崎県も被害地元そのものですから、県民が心配するのは至極当然のことです。九電は、自治体や議会、住民の求めに応じて真摯に説明会を開くべきだと思います。県としても、九電に説明責任を果たさせるべきではないか。

知事の見解を求めたいと思います。

**○知事(河野俊嗣君)** 説明会の開催につきましては、九州電力が判断をするものでありますが、九州電力からは、自治会などへの訪問活動を通じて説明していきたいと伺っているところでもあります。県といたしましては、県民の皆様から、再稼働に不安を感じるとの声が直接届いておりますので、九州電力に対し、安全性の確保を大前提に、より一層の情報公開や丁寧な説明を求めているところでもあります。

**○前屋敷恵美議員** 住民の納得がいくように、積極的な説明を強く要請していただきたいとします。

さらに問題なのは、川内原発周辺には、過去に巨大噴火を起こした5つのカルデラがあります。全国の原発で最も多く、火山学会が「予知できない」と言う大規模噴火を、九州電力は「数十年前に予知できる」と強弁して、政府がこれを追認したこと、これは大きな問題だというふうに思います。先ほど議場に入る前に、阿蘇山が噴火をしたということが報じられました。詳しいことはわかりませんが、今、桜島も含めて活火山は活動期に入っている。こういうことも心配をされる所でもあります。また、医療や介護施設を初め、住民避難のまともな計画と体制がとられていないことも重大な問題で、地元は本当に深刻な状態です。一旦事故が起きれば、宮崎県も例外ではありません。繰り返し申しますけれども、そうです。県は、災害対策編に原子力災害を位置づけました。住民の安全をどう守るか、その具体策をお伺いしたいと思います。

**○知事(河野俊嗣君)** 国は、防災基本計画におきまして、原子力発電所から30キロメートル以内の地方公共団体に対して、避難計画の策定

を求めているところであります。本県は30キロ圏外に位置しているわけではありますが、万一の場合に備え、平成25年度に、九州電力と情報連絡に係る覚書を締結しますとともに、宮崎県地域防災計画の中に、緊急時の情報収集や伝達体制などを盛り込みました原子力災害対策編を新設して、情報伝達訓練も重ねているところでもあります。こうした中、本年4月には国の原子力災害対策指針が改正されまして、30キロメートル圏外については、国が防護措置の必要性を判断し、屋内退避を実施することが基本とされるなど、事故の状況等を踏まえた対応が示されましたので、この内容を踏まえ、地域防災計画の見直しを検討してまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** これから原発をフル稼働させていく、そのことで今後新たなリスクが予想され、その対応が迫られてくることとなります。しかし、日本中の原発が停止をした原発稼働ゼロの期間は700日にも及んでおります。原発がなくても電気は足りていることを証明していると思います。一たび事故を起こしたら、その被害は空間的にも時間的にも制限なく広がる異質な危険を持つ原発と人類は共存できないことは明白だと思います。しかも、使用済み核燃料の処分方法が存在しないということも、原発の根本的かつ致命的な大問題です。福島原発事故を経験した日本が取り組むべきは、省エネの徹底、再生可能エネルギーの計画的かつ大量の導入に精力的に取り組むこと、原発ゼロの日本を実現することではないかと思います。ここにこそ、日本社会と経済の持続的な発展とともに、新しい科学技術と産業をつくり出す新たな道が開けてくる。こういうところにも、雇用の拡大に大いにつなげていくことができると思うとこ

ろです。

川内原発1号機は運転を開始してから31年、2号機も30年を迎える、まさに老朽化した原子力発電所です。ともに過去の定期点検のときに損傷が発見されて、1号機は蒸気発生器を丸ごと交換しておりますが、2号機はいまだに交換されていません。ますますリスクは大きくなることが予想されます。知事は、何より、県民の安心、そして安全を守るという第一義的な責任を全うする立場にあります。危険な原発に頼らないという大局的立場と当面の課題、川内原発の直接の危険、リスクから県民を守るという立場に立つことが求められているのではないかと思います。今こそ、川内原発再稼働の中止を求める立場を明確にすべきと思いますが、改めて知事の見解を伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 福島原発事故の現状を踏まえますと、将来的には、英知を結集して、可能な限り原発に頼らない社会を実現していくことが重要であると考えておりますが、一方で、安定的な電力供給やCO<sub>2</sub>の排出等もろもろを考慮しますと、今すぐ原発をゼロにすることは現実的ではないと考えております。県としましては、御指摘がありましたように、再生可能エネルギーの実現に向けて、またその普及に向けて取り組みますとともに、県民の生命、財産を守る立場から、原子力規制委員会には、絶えず国内外における最新の知見を収集し、新規制基準などを見直していくこと、また国に対しては、事故が起きた場合には、被害者への賠償を含め、責任を持って対処することなど、全国知事会を通じて要望しているところであり、今後ともその姿勢で取り組んでまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** 知事、事故が起きてからの

対策では遅いんですよ。それが福島事故で証明されたと思うんです。先ほど知事から答弁がありました。国は、30キロ圏内の安全対策を位置づけているけれども、宮崎県はその基準から外れている、具体的な対策は講じなくてもいいんじゃないかというようなニュアンスだったと思いますが、私は、これがお役所仕事と言われることだと思うんです。宮崎県民に被害は絶対に及ばない、こういう保証があれば別ですけれども、少しでも影響や被害が想定されれば、みずからの頭で考えた行動がなぜできないのか。しなきゃいけないんじゃないかと私は思います。それが知事の責任ある対応だと思うわけです。ぜひ、県民の不安や安全の願いにしっかり応えていただきたい。このことを強く申し上げておきたいと思います。

次の質問に移ります。

次に、マイナンバー制度の運用について伺いたいと思います。

政府が計画しておりますマイナンバー制度は、国民一人一人に特定の番号、個人番号をつけて、将来、さまざまな国民の個人情報を国が一括管理して、行政などがそれらの個人情報を活用しようとするもので、10月から市町村を通じて、住民一人一人に個人番号を通知する通知カードの発送が開始されることになっております。政府は、行政手続きが便利になるなどと言いますが、多くの国民は制度そのものを十分に知らない上、膨大な個人情報を国が一手に握ることへの懸念、情報漏れの不安も広がっております。国民のプライバシーを危うくする仕組みづくりを強引に推進することは、余りにも乱暴だと私は思います。年金機構の個人情報漏えい事件を踏まえた対策が終わっていない地方自治体がまだかなり残っていることも明らかになって

います。そうであればなおさらのこと、不安が広がるのは当然です。まず、制度の仕組み、国民にとってどのようなメリット、デメリットをもたらすことが考えられるのか、伺いたいと思います。また、当然、本県としても活用・運用することになりますが、その対応についてもお聞かせいただきたいと思います。

**○総合政策部長（茂 雄二君）** マイナンバー制度につきましては、まず、ことし10月から、一人一人異なるマイナンバーが、住民票をお持ちの全ての住民に対して通知されます。その後、平成28年1月からは、社会保障、税、災害対策という3つの分野の行政手続に限定して運用が開始され、行政機関が情報のやりとりを正確かつスムーズに実施できるようになります。制度のメリットといたしましては、社会保障における不正受給の防止や、きめ細やかな行政サービスの提供による公平・公正な社会の実現、行政手続の簡素・効率化による国民の利便性の向上が期待されます。なお、国の実施したアンケート調査では、個人情報の漏えいによるプライバシーの侵害などを懸念する声が多かったところであり、制度面及びシステム面から、さまざまな安全対策が講じられることが重要であると考えております。

**○前屋敷恵美議員** この制度自体、国民の所得というものを正確に把握して、税の捕捉をすることが第一義的であることが本質かというふうに、私は思っています。確定申告は納税者の権利ですけれども、今後、課税にどのように影響していくのか、伺いたいと思います。

**○総合政策部長（茂 雄二君）** マイナンバー制度の導入により、雇用保険などの社会保障の手続、確定申告や源泉徴収などの税関係手続におきまして、マイナンバーを記載していただく

ことになります。行政機関は、マイナンバーを用いまして、情報を正確に確認することができるようになりますので、社会保障においては、不正受給の防止やきめ細やかな支援が図られ、税分野においては、税負担を不当に免れることを防止することが可能となり、給付と負担の公平・公正が図られることが期待されております。

**○前屋敷恵美議員** この通知カードにより個人が申請して、個人番号カードが交付されるという仕組みになっていますが、政府は、身分証明書として利用できること取得を推奨し、年金や雇用保険、介護保険、国保、健保、公営住宅など社会保障の分野、国税・地方税の税分野などでの個人情報の連携を行おうとしています。それは今、部長の答弁にもございました。しかし、個人番号カードの取得は、あくまで任意に委ねられるものだと伺っておりますが、これによろしいのでしょうか。

**○総合政策部長（茂 雄二君）** 個人番号カードの取得は、任意となっております。ことし10月以降に送付されます通知カードに、個人番号カードの申請書と説明書類が同封されており、希望される場合はお申込みいただくことになっております。

**○前屋敷恵美議員** 運用について、市町村からの問い合わせ、また相談などがあると聞いております。重要システムを業者委託にするなどの対応をすることも考えられ、個人情報漏えいの危険性などが払拭されておられません。番号カードは、将来、預金口座や医療情報などとの連携にまで拡大されることで、一旦情報が流出、漏えいされれば、プライバシー侵害はさらに深刻になると考えられます。カードの偽造や不正取得、成り済ましなどの犯罪のおそれもあり、そ

の検証や防止はどのように行うのか、対策はとられているのか、自治体の対応や企業の対応は十分なのか、伺いたいと思います。

**○総合政策部長（茂 雄二君）** マイナンバー制度に関する個人情報保護対策につきましては、まず、マイナンバーを収集する際に、成り済ましによる不正利用を防ぐため、本人確認を行うよう義務づけられておりますし、法律に違反した場合の罰則が従来に比べて強化されているなど、事前の抑止力の強化が図られております。また、システム面では、個人情報は従来どおり各機関がそれぞれ管理する分散管理の方法がとられておりまして、芋づる式の情報漏えいを防ぐ設計となっております。さらに、民間も含む各事業者におけるマイナンバーの取り扱いにつきましては、国のガイドラインに基づきまして、適切な委託業務の管理や安全管理措置を講ずることとなっております。マイナンバー制度の安心・安全を確保するため、今後とも、市町村と連携し、国からの指示も受けながら、個人情報保護対策の向上に努めますとともに、民間事業者に向けて、国のガイドラインの周知をさらに図ってまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** また、別の問題として、民間企業では、源泉徴収や社会保険手続のときにマイナンバーを記載することが求められるために、従業員の個人番号の管理が求められることとなります。しかし、そのための新たな費用負担は全て企業負担にされています。そうになると、一層、個人情報の保護対策や漏えい防止対策ができなくなるのではないかという点も危惧されますが、企業責任で管理が十分行えるシステムなのか、改めて伺いたいと思います。

また、制度導入は、自治体にとっても企業にとっても、経費を含め相当な負担が及ぶこと、

企業での導入準備がほとんど進んでおらず困難であることなど、今、明らかになってきておりますけれども、こうした状況を国にはしっかり伝えて認識してもらわなければならないと考えますが、いかがでしょうか。

**○総合政策部長（茂 雄二君）** マイナンバー制度に関する課題と考えられます、周知・広報活動の強化や情報セキュリティの確保、民間事業者への支援などにつきましては、「みやぎの提案・要望」や全国知事会の活動を通じまして、国へ要望しているところです。今後とも、市町村と連携しながら、制度の運用に必要な事項につきまして、適時・的確に国へ要望してまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** いよいよマイナンバー制度の導入が目前に迫っているんですけれども、今、質問もし、また、いろんなデータなどからも、マイナンバー制度の導入には問題が非常に多いということは否めないと思います。まず、制度の詳細が国民にはほとんど知らされていないこと。番号カードは、将来、国民の所得と資産の実態を政府がつかみ、税や保険料の徴収強化と社会保障の給付削減ということが最大の目的と言えると思います。個人の暮らしや医療情報まで個人番号を使って管理し、情報連携の仕組みを広げていくもので、個人情報漏えいの危険性、より深刻なプライバシー侵害を招くおそれを増加させるものだと思います。

マイナンバー制度の導入には莫大な費用が予想されています。こうした莫大な費用や手間をかけて、わざわざ国民のプライバシーを危険にさらす共通番号（マイナンバー）制度を導入する必要はないと考えます。国に実施中止を求める意見を上げていくことが必要だと考えています。私は、マイナンバー制度には反対を表明し

ておきたいと思うところです。

次は、放課後児童クラブ待機児童の解消について伺ってまいります。

この問題は、前回の質問でも私が取り上げた課題ですが、共働きの家庭やひとり親家庭などの子供たちの放課後や夏休みなどの生活の場である放課後児童クラブ、いわゆる学童保育の待機児童をなくして、子供の安心・安全を保障する環境整備を図ることは極めて重要でありますし、まさに子育て支援そのものだと私は思っています。昨年は、300人を超す待機児童がおりました。今年度の状況を伺いたいと思います。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 県内の放課後児童クラブにつきましては、本年5月現在で217のクラブが設置されておりまして、利用児童数は8,896人、待機児童数は465人となっております。

**○前屋敷恵美議員** 待機児童は昨年よりふえています。それは、国がことしから、受け入れ対象を6年生まで、全学年まで広げたということが挙げられるかと思えます。国がそういう対応をするということはあらかじめわかっていたわけですから、それに見合うだけの受け皿を準備する必要があったのではないかと思うわけですが、その点についてはどうだったのでしょうか。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 放課後児童クラブの利用申し込み数が年々増加する中、実施主体であります市町村におきましては、昨年度策定いたしました「子ども・子育て支援事業計画」に基づきまして、余裕教室の活用による場所の確保、あるいは職員のさらなる配置などに努めているところでございます。このような中、今年度につきましては、利用申込者の全てではございませんが、昨年度より744人多い児童

を受け入れているところであります。県としましては、放課後児童クラブ事業は、児童の健全育成や仕事と家庭の両立支援の観点から、大変重要な取り組みだと認識しております。今後とも、市町村と協議しながら、待機児童の解消に向けた支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** 昨年度より子供たちの受け入れは多いという御答弁だったんですけれども、一定の対策も講じられたのかなと思います。しかし、現実問題として待機児童を465名残しているわけですから、この子供たちは家に帰る以外に行き場がないんです。働いておられるお父さん、お母さん方は、本当に心配な状況を抱えながら仕事をしなければならぬということになっているわけですから、ぜひこの解消に向けて努力をしていただきたい。不安を感じる子供たちがいなくなるように努力をしていただきたいと思えます。

それから、私は前回の質問で、放課後児童クラブの運営補助金の増額、施設整備の補助金活用を積極的に進めてほしい、県がその責任を負ってほしいということを質問いたしました。知事は、「可能な限り工夫を、国のいろんな制度も活用して取り組みたい」と御答弁されたんですけれども、その後どのように改善されたのか、お聞かせいただきたいと思えます。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 県におきましては、今年度の当初予算において、運営費補助に係る県の基準単価を国の基準単価の額まで引き上げますとともに、施設整備に対する補助を新たに設けるなど、事業の実施主体である市町村への支援の拡充を図ったところでございます。また、6月補正予算におきましては、ことし3月の国の補助基準単価の改定に応じまし

て、県の補助基準単価を引き上げますとともに、障がいのある児童の受け入れ体制強化などの支援メニューの追加を行うなど、さらなる充実を図ったところでございます。

**○前屋敷恵美議員** ぜひ、施設側の要望にもしっかり応えていただき、それが子供たちを安全に守るということにつながるわけですから、これからも積極的に努力をしていただきたいと思います。

子供たちの放課後を安全なものにする、このことは働く親にとっては本当に胸を痛める問題です。とりわけ、低学年で放課後児童クラブを利用できないということが起きないようにすること、そしてまた、よい環境で過ごせるよう、行政の責任で最善の努力を尽くしていただきたいと思います。強く要望しておきたいと思えます。

次に、公共交通のあり方について。廃止バス路線対策について伺いたいと思えます。

地域住民の移動手段として、公共交通である路線バスの役割は極めて重要です。その現状と維持のための県の支援策はどうなっているのか、伺いたいと思えます。

**○総合政策部長（茂 雄二君）** 路線バスにつきましては、少子化等の影響により、利用者数が大変厳しい状況にあります。通勤・通学や通院など、地域住民の移動手段として大きな役割を果たしており、路線の維持は重要な課題であると認識しております。このため県では、広域行政の立場から、複数市町村間をまたぐ広域的なバス路線について、国や市町村と協調して支援を行うとともに、まちづくり等と連携した広域的な地域公共交通計画の策定支援などにも積極的に取り組んでいるところでございます。

**○前屋敷恵美議員** 来年4月に幾つかのバス路

線の廃止が検討されているという状況をお聞きいたしているところです。実は、私の居住します市内の団地内を走るバス路線も、廃止対象路線の一つに挙がっております。団地は高齢化をしており、ひとり暮らしや運転免許を手放された方などは、路線バスに頼るところが非常に大きいわけですね。どの廃止対象路線も、先ほど部長が御答弁されましたように、乗客の減少などその理由はさまざまあるかと思いますが、自力の交通手段を持たない方々、高齢者の方々や、また、通院や買い物などで必要としておられる方々にとっては、まさに死活問題だと言えます。こうした交通弱者を守ることは、地域で住み続けるためにも必要ですし、何らかの形での路線存続が何より必要。これは基本だと思います。こうしたバスを必要とする人々の願いに応える方策は、廃止路線も含めて検討されているのか。県としての役割が必要だと思います。そこも含めて対策をお伺いしたいと思います。

**○総合政策部長（茂 雄二君）** 本県では、バス利用者の減少により、既存のバス路線の維持・確保が困難となってきておまして、みずから自動車を運転できない高齢者など、いわゆる交通弱者の方の移動手段の確保は、県としても大きな課題と認識しております。今般のバス路線の見直しにつきましては、国、県、市町村、交通事業者で構成されるバス対策協議会において、利用実態や沿線住民の意向を踏まえ、地域の実情に応じた代替交通手段等の検討を行っているところであります。

**○前屋敷恵美議員** やむを得ない廃止路線も出てくるでしょう。そういうところは、今言われましたように、足を確保するための代替のあり方、何らかの形で必ず実行されるように、県としても、市町村との協議も含めて、確実な確保

のために努力をしていただきたいと思います。  
よろしく願いいたします。

今回の質問も、国政の問題から身近な暮らしの問題まで取り上げさせていただきました。今、何より重大な問題は、日本が再び戦争をする国になろうかどうかという極めて重大な事態に立ち至っていることです。今、国会でも委員会での論議が行われております。そして、あす、あさってと中央公聴会、地方公聴会を経た後には、早速、委員会での採決、そして本会議での採決が強行される運びになっていると報道されておりますけれども、公聴会が済んだ後、すぐに採決に移るなどということは、まさに形式的なものであって、公聴会をやればそれで済むんだということになってしまうと私は思います。しかし、公聴会を開けば、そうしたさまざまな御意見を聞いて、どう対処するかということが必要なわけですから、そういうところはしっかりと十分な論議が必要だ。こういう立場は、地方に住む県民の皆さんの暮らし、平和、安全にかかわる重大な問題ですから、知事としては、そういう責任ある立場の長として、明確に、国民が理解できるよう徹底した論議に付すこと、このことを強く政府に要望することは何よりも必要ですし、何より、この戦争法案は廃案が必要だ、こういう立場に立っていただきたい。このことも申し上げまして、きょうの質問全てを終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

**○星原 透議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時34分休憩

---

午後1時0分開議

**○中野廣明副議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、野崎幸士議員。

**○野崎幸士議員〔登壇〕** (拍手) こんにちは。宮崎県議会自由民主党、野崎幸士です。

まずは、先週10日に台風17・18号の影響により、河川の氾濫や堤防の決壊によって甚大な被害を受けました、茨城県、栃木県、宮城県の皆様方にお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧を祈念いたします。

私は、4月に行われました県議会議員選挙におきまして、皆様方の多大なる、また温かい御支援を賜りまして、県議会の議席をいただきました。4月14日に緊張しながら初登壇し、当選証書と議員バッジをいただき、心の底から重責を感じました。皆様方の期待を考えますと、本当に身が引き締まる思いでございます。皆様方の思い、要望等が1つでも少しでも形になるよう、また、ふるさと宮崎のますますの発展のために全力で活動してまいります。初心を忘れず、感謝を忘れず、この重責感と緊張感を忘れず、皆様方の近いところで、気さくに、フットワークよく元気に、全力行動を誓います。

今回は、県議会議員になって初めての一般質問です。昼食後の1番目の質問となりますが、私の質問が子守歌にならないよう、大きな声で全力で質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、本日は、御多忙にもかかわらずたくさんの方々へ傍聴にお越しいただきました。本当に感謝申し上げます。県政がもっともっと皆様方にわかりやすく近くに感じられますよう努めてまいります。

それでは、9月定例議会に当たり、議長のお許しをいただきましたので、質問通告書に従い



まして質問を進めてまいります。

まず、市町村合併の評価と地域活性化について質問いたします。

国や県が進めてきた市町村合併、本県にあった44の市町村の数は26に減りました。宮崎市においては、平成18年1月1日に田野町、佐土原町、高岡町が、4年後の平成22年3月23日、我が清武町も宮崎市と合併をし、5年間の特例区を経て地域自治区へ移行されました。いわゆる平成の大合併が全国で行われ、全国の市町村の数は約3,200から1,700に減りました。行政の事務がスリム化されたわけでございます。また、特例債という合併効果のもと、インフラ整備等々急速に進められておりますが、一方では、「中山間地域を初め、合併して広域になった地域の端々が寂れた気がする」「職員が減り、行政と住民との距離が広がり、行政サービスが低下した」など、合併によって住民たちの不安や不満といったさまざまな問題が起こっているのも事実でございます。将来の人口減少と少子高齢化時代を見据え、合併によるスケールメリットを生かして、さまざまな経費を削減し、行財政を効率化させることが狙いで国、県が進めてきた平成の大合併によって起こっているさまざまな問題を一つ一つ解決し、しっかりとしたまちづくりをしていくことが、今後、国や県に課せられた責任だと私は思っております。

私は、この市町村合併の評価なくして地方創生は語れないと思いますが、県はこれまでの市町村合併をどう評価されているのか、知事へお伺いし、以下の質問は質問者席よりお伺いしてまいります。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

本格的な少子高齢・人口減少時代を迎える中

で、行政サービスを充実させ、安定的に提供できる体制をつくるのが、市町村合併の一つの目的と考えているところであります。また、この市町村合併を通じて、その地域のあり方について地域住民の間で真剣な議論が交わされた。これは今、地方創生という文脈の中で取り組まれていることではあります。その点についても大変意義があるかと考えておるところであります。合併を選択された団体におきましては、道路や下水道といった社会資本の整備が進むとともに、職員の適切な定員管理のもと、新たな行政ニーズへの対応のため、危機管理や地域医療対策といった専門組織が設置されるなど、効率的・効果的な取り組みが行われているものと考えております。地元の清武町におきましては、直接の合併ということではないかもしれませんが、球場の整備等に伴いオリックスの誘致に成功された。これは大変大きなことがあっただろうと考えております。一方で、「職員と地域住民とのつながりが弱くなった」とか「住民の声が届きにくくなった」という意見があるほか、コミュニティー機能の低下に対する懸念など、解決すべき課題もあるものと認識しております。

これからの地域行政を進めるに当たりましては、行政と住民が十分に意思疎通を図り、一体となって地域を運営できる仕組みづくりや、時代の変化に対応できる人材づくりが重要であると考えておりますので、県としましては、市町村におけるこれらの取り組みについて、また、これからそれぞれの市町村がどのように考えるか、どのように経営をしていくかというような取り組みについて、引き続き積極的に支援してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○野崎幸士議員 その当時は、合併をするかしないかで地域住民、議会が2つに割れ、住民投票で決めた地域においては、住民同士の意見がぶつかり合い、町が二分したような禍根を残したまま今に至っている地域もあります。合併する前から地域住民が構築してきた協力体制であったり、連携、きずな、行政との深い信頼関係といった部分が、なくなったとは申しませんが、非常に弱くなった感じがします。また、自治会加入率の低下により自治会活動が縮小している現状を見て、災害時等を初めいろんな住民生活の連携が不安になります。もちろん全てが合併によるものだとは思っていません。自治会活動やコミュニティーといった部分は市町村が中心で、そこまで県が対応することじゃないかもしれませんが、国や県が進めてきた合併によって県内市町村に与えた影響や住民感情を考えますと、県、市町村がしっかりとスクラムを組んで、本県の原点、原動力であります自治会からのコミュニティーの再構築に取り組んでいただきたいと強く要望いたします。

もう一点、市町村合併の効果は、人口減少と少子高齢化を見据えた取り組みでもありました。本県の将来人口の推計によりますと、2000年と2015年を比べますと、総人口では約6万3,000人の減少となっており、生産年齢人口、年少人口が減少しているのに対し、高齢者人口は増加しており、本県の少子高齢化が進んでいることが懸念されます。地域の活性化のためには、この人口減少問題を含め、産業の振興や雇用の確保、子育て環境の整備など取り組むべき課題が山積しているかと思いますが、特に中山間・過疎地域においてさらに深刻な状況ではないかと考えます。そこで、これまでの中山間地域振興施策の成果について、総合政策部長にお

伺いいたします。

○総合政策部長(茂雄二君) 県では、平成23年9月に策定いたしました宮崎県中山間地域振興計画に基づき、これまで、「産業の振興」「集落の活性化」「日常生活の維持・充実」を重点施策として、さまざまな施策に全庁を挙げて取り組んできたところであります。これらの取り組みによりまして、例えば農林水産業の振興はもとより、農商工連携や6次産業化などの展開、地域が一体となった鳥獣被害対策、また、中山間盛り上げ隊による都市部との交流の拡大や、いきいき集落による自主的な集落活性化の取り組み、さらには、ドクターヘリの運航支援による救急医療体制の整備など、一定の成果は上がっているものと考えております。

○野崎幸士議員 全庁挙げて取り組んでおられ、一定の成果が上がっているとのことでしたが、しかしながら、それでも中山間・過疎地域では人口減少が続いており、歯どめがきかない大きな課題であると考えております。今後どのように中山間地域の振興に取り組んでいかれるのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長(茂雄二君) 中山間地域は、少子高齢化に伴う人口減少や都市部への人口流出に歯どめがかからないなど、依然として大変厳しい状況にあります。地方創生が求められる中で、ことし7月に改定した中山間地域振興計画では、人口減少対策を最優先の課題として位置づけまして、「仕事がある中山間地域づくり」「子育て環境等の整備と移住・定住の促進」「集落の維持・活性化と新たな絆の創造等」「安全・安心な暮らしの確保」の4つの重点施策に取り組むこととしたところであります。県といたしましては、この計画に基づき、

全部局が連携し市町村や関係機関とも一体となって、中山間地域の振興にこれまで以上に取り組んでまいりたいと考えております。

**○野崎幸士議員** 先日、我々にも提出いただいた中山間地域振興計画を拝見いたしました。本当に中山間地域、厳しい現状が認識できる資料です。その中でも目を引いたのが、現在の居住地への将来的な居住の意向というアンケートの中で、中山間地域の約85%の住民が、住みなれた地域で今後も暮らし続けることを希望しています。医療・福祉の充実、産業振興による地域雇用・所得向上、子育て環境の整備、移住定住の促進、集落の維持等、本当に深刻な問題を抱えている中山間地域の振興にさらに全力で取り組んでもらいたいと、心から要望いたします。冒頭にも申しましたが、市町村合併によって、また社会現象によってさまざまな問題を抱えている地域が存在します。中心部だけでなく、地域の隅々まで均衡ある発展のために尽力していかなければならないと強く思うとともに、県といたしましてもしっかりと取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、「生涯活躍のまち」、日本版CCRC構想について質問いたします。

日本版CCRC構想の内容は、今のところ提示されてあるものは、日本版CCRC構想有識者会議が基本コンセプトや具体像を取りまとめた国の素案と、先月末に提出された中間報告だけであります。中間報告では「生涯活躍のまち」構想と表現し、今後、各界の意見や地方の動向を踏まえ、モデル事業や制度化の具体的な内容などについてさらに検討を進め、本年末には最終報告を取りまとめることとなっております。なぜまだ確立していない日本版CCRCを今回取り上げたかと申しますと、今後、国が打

ち出す政策の内容次第では、本県が直面しているさまざまな問題に効果があると強く思ったからでございます。

CCRCとは、高齢者健康コミュニティーの意味をあらわし、欧米で先進的試みが普及しています、高齢者が健康なうちに入居し、人生の最後までを過ごす生活共同体の高齢化対策のことです。しかしながら、我が国において、土地の広さ、システムや財政状況では、欧米のCCRCのやり方には限界があります。国の示す「生涯活躍のまち」、日本版CCRC構想は、東京圏を初めとする高齢者が、みずからの希望に応じて地方に移り住み、地域住民や多世代と交流しながら、地域社会において健康でアクティブな生活を送るとともに、必要に応じて医療・介護、継続的なケアを受けることができるような地域づくりを目指すものとあります。資料によれば、最近の意向調査では、東京在住者のうち、地方へ移住する予定または移住を検討したいと考えている人は、50代男性で50.8%、女性で34.2%、60代男性で36.7%、女性で28.3%に上っています。本県も含め、地方が直面している東京圏、中央への人口集中が進む中で、国が打ち出している地方創生の観点からも、中央から地方への人の流れは大変重要なポイントだと思います。また、日本版CCRC構想は、移住した高齢者が就労や地域活動に積極的に参画することにより、地方の活性化に資することを目的としています。

しかし一方では、高齢者の移住についてはさまざまな懸念があると思いますが、本県から見れば、この構想は、本県の温暖で自然豊かな環境、優しくて温かい県民性の中で第二の人生を楽しく健康的に過ごしていただくには最高の条件だと思いますが、日本版CCRC構想に対する

期待や懸念といったことにどうお考えなのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（茂 雄二君） 日本版CCRCでは、東京圏を初めとする地域の高齢者が、希望に応じて地方や町なかに移り住むことが想定されており、都市部からの元気な高齢者の移住による人口の増加や移住先での消費の拡大、それによる雇用の増加によって、地域経済の活性化などの効果が期待されるところであります。一方で、高齢者人口の増加による医療・介護保険等の地方自治体や地域住民の負担増、地元の要介護者などへの影響を含めた介護職員不足の深刻化、また、都市部との生活環境の違いなどにより、移住者が地方の環境になじめないケースの発生といった課題も懸念されるところであります。

○野崎幸士議員 高齢者人口の増加による医療・介護保険等の負担が増すとのことでしたが、本県における後期高齢者医療給付費や介護給付費の現状と今後の見通しについて、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 本県の医療・介護給付費の増加に大きく影響します75歳以上の高齢者人口は、平成25年に16万7,000人でありましたが、団塊の世代が後期高齢者に達します平成37年、2025年には20万4,000人と、約2割増加するものと推計されております。こうした人口の推計値や近年の医療及び介護給付費の伸び等をもとに、後期高齢者医療給付費及び介護給付費について推計をいたしますと、平成25年度で合計で2,315億円であったものが、平成37年度には約3,250億円と、約4割増加するものと推計しております。

○野崎幸士議員 医療・介護費が約4割増すとの推定ですが、そうなりますと財源確保を初め

保険料の見直し等も踏まえた議論が必要になってくるのではないかと懸念しております。地域包括ケアの推進の取り組み等、医療・介護費の抑制に向けてもしっかりと取り組んでいただくことを要望いたします。

また、先ほど介護職員不足が深刻化することでしたが、本県における将来的な介護職員不足の懸念に対してどのように取り組んでいかれるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 本県におきましては、高齢者人口がピークを迎えます平成37年には4,000人を超える介護職員の不足が見込まれているところであります。こうした状況を踏まえまして、介護サービスの基盤となる介護人材を確保するためには、介護の現場におきまして、働きやすさ、働きがい高めるとともに、処遇の改善を進めることによりまして、介護分野への就業促進、在職者の離職防止に取り組むことが重要であると考えております。

県におきましては、これまでも、賃金や職場環境などの改善、修学資金の貸し付け、専門研修の実施によるスキルアップなどに取り組んでおりますけれども、今後はさらに、地域医療介護総合確保基金を活用いたしまして、未経験者や離職者への研修実施による就業支援、初任者の資質向上を図るための基礎研修の受講支援などに取り組むとともに、新たに関係団体から成る協議会を設置し、さらなる人材確保・定着策を検討するなど積極的に対応してまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 本県では、高齢者人口がピークを迎える平成37年には4,000人を超える介護職員が不足するとのことでした。本県だけでなく、全国で介護職員が不足するということです。介護業務は以前から3K（きつい、汚い、

危険)などと言われ、人材の確保が難しい職種でありました。それにつけ加え、賃金が低く離職率が高いことも、人材確保に苦悩している背景にあります。このまま推定どおり介護職員が不足した場合、要介護者に必要な介護サービスを十分に提供することができなくなり、要介護者本人が困るだけでなく、その家族の介護負担が増大し、家庭と仕事と介護の両立を図ることが困難になるという事態になります。全国でも介護ノイローゼや介護疲れによる悲しい事件が起きています。また、将来的に全国で介護職員不足が懸念されることを考えると、全国で介護職員の引っ張り合いになり、本県の介護職員が、条件のいい、例えば東京圏に流出することも考えられます。知事の提案説明にありましたが、本会議の補正予算に計上してあります地域医療介護総合確保基金積立金の活用等により、しっかりと介護職員の確保、賃金・職場環境の改善に努めていただくことを強く要望いたします。

CCRC構想の話から将来の介護の話に話が変わりましたが、これまでの話のような現状、懸念が避けられないからこそ、国も、やがて迎える超高齢化社会の対応策として、このCCRC構想を今議論しているところだと思います。まだまだこの構想には、各自治体が受け入れるにはいろんな課題、懸念があると思います。しかし、私は、国がこの構想の制度をしっかりと打ち出せば、本県の活性化にも寄与するものであり、積極的に推進していくべきと考えますが、知事のお考えをお伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** この日本版CCRC、今いろいろな議論があったところでありますが、我が国全体として東京圏の高齢化問題への対応というものをどう捉えるかという課題、さ

らには地方への人の流れをつくっていくというような観点から、重要な課題の一つであると認識しております。また、議員から御指摘がありましたように、本県の魅力、特質ということを考えれば、その受け皿としてふさわしい土地の一つであるということは、私もそのように考えておるところであります。

一方で、高齢者の地方への移住につきましては、今議論がありましたように、介護や医療における地方の人的・財政的負担の改善でありますとか、移住者が地域に溶け込みやすくするための環境整備など、適切な措置が講じられる必要があるとも考えております。このCCRCがその目的を達するためには、将来をしっかりと見据えた上で、社会全体で問題意識を共有しますとともに、その実現に向けた仕組みづくりを図りつつ、高齢者の希望の実現を図っていくことが重要であろうと考えております。このため県としましても、国におきます今後の議論を踏まえて、国に対して必要な制度の改善、見直しを働きかけますとともに、CCRCに意欲的な市町村や受け皿となる事業主体への情報提供などを行ってまいりたいと考えております。

**○野崎幸士議員** 今のところ、日本版CCRC構想は中間報告がなされたばかりで、一連の課題、懸念事項についてはこれから議論がなされるでしょう。既に政府のモデル事業を活用しながら導入を検討する方針を示している自治体もあります。日本全体が抱えます高齢化問題の対応策として、また受け皿として、本県にどういう可能性があり、それがどう活性化につながっていくのか、続けて調査研究していただくことを要望いたします。

次に、教育行政、特に特別支援学校について質問いたします。

県内には13校の特別支援学校があります。障がいの種類や程度、ニーズに応じた教育が行われ、その教育指導は、病気等のために入院、また通学が困難な子供についても、教員が病院や自宅を訪問して指導を行う訪問教育もあり、本当に事細かに配慮された教育がなされています。調べてみますと、少子化にもかかわらず全国的に特別支援学校の児童生徒数が急増しているとのことですが、本県における特別支援学校に通っている児童生徒数の推移について、その現状を教育長にお伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 特別支援学校の児童生徒数は、10年前の平成18年度は1,085人でありましたが、年々増加して、平成27年度には1,365人となり、10年前より280人、約3割増加しております。このうち半数近くは高等部の増加によるものでございます。増加の背景といたしましては、学校、保護者、地域等の特別支援教育への理解が進んだこと、また、教職員の専門性や充実してきた教育環境などへの期待が高まったことなどが考えられます。

**○野崎幸士議員** 過去10年間で約3割増と。この数字は、県教育委員会の御尽力により特別支援学校が広く深く理解されてきたたまものと、感謝いたします。

しかし、このような中、懸念されるのが教室不足でございます。先ほどの特別支援学校に通っている児童生徒数の推移を見ますと、今後も児童生徒数はふえると見込まれますが、県内の特別支援学校の教室不足の現状と今後の対応について、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 教室不足が生じております原因ですが、少子化が進む中であっても、特別支援学校では児童生徒数が大幅に増加している状況にあることや、障がいの程度や実

態によっては、たとえ児童生徒が1人であっても1学級としていることから、教室が不足する状況になっております。そこで、可能な限り教室の増設に努めるとともに、各学校においては、1教室を仕切って2学級としたり、図書室等の特別教室を普通教室へ転用するなどの対応をいたしております。この状況は学校によって異なっておりまして、現在でも特別支援学校によっては空き教室がある学校もございます。また、県立学校にも空き教室がありますので、その有効利用ができないかなどの検討も含め、教室不足の解消に向けて丁寧な対応をしてまいりたいと考えております。

**○野崎幸士議員** 教室不足により、仕切り、転用などを講じているとのことでしたが、体に障がいがあることを考えますと、安全面において心配な面もありますし、転用した部屋本来の機能をどうするのかという問題が残るところでございしますが、この教室問題は何も県レベルだけの問題じゃないと思います。「特別支援学校に一定の設置基準をつくらないと教育環境の改善は進まない。設置基準がないために、特別支援学校の生徒数がふえてもなかなか対応できないし、音楽室や理科室等の特別教室を普通教室に転用したとしても、そのこと自体が問題にされない。まずは設置基準をつくって、一般の小中高と同じように学校運営をすることが最初の一步だ」と指摘をする専門家もいます。私もこの意見に同感でございます。特別支援学校の現状と課題は、何も本県だけの問題ではありません。全国の特別支援学校との情報交換等を行い、強い連携のもと、国に対して特別支援学校を取り巻く環境改善に向けた施策をとるよう要望していただきたいと、心からお願いいたします。

次に、特別支援学校のスクールバスの現状について質問いたします。自力通学が困難な児童生徒に対しまして、毎日、通学手段の一つとしてスクールバスが運行されていますが、先ほどの児童生徒数の推移を考えますと、スクールバスを利用する児童生徒もふえ、問題が起きているのではないかと考えますが、特別支援学校のスクールバスの現状及び過去の要望内容、また充実に向けた今後の対応について、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 特別支援学校のスクールバスについては、特別支援学校PTA連絡協議会等から、新たなバスの導入や増便等についてこれまでも要望いただいているところでございます。これらのことも踏まえながら、県教育委員会では、学校のニーズや障がいの程度などを考慮して整備を進めてきているところでありまして、現在、8校で15台のスクールバスを運行いたしております。今後は、バスの運行経路を見直すことでニーズに応えられないかとか、複数の学校での共同利用はできないかなども含め、全県的な視野に立ってその整備の検討を行ってまいりたいと考えております。

**○野崎幸士議員** もちろん、スクールバスは自力通学が困難な児童生徒のために運行されるものと考えておりますが、一方では、このスクールバスによって児童生徒の保護者自身の労力の軽減にもつながっていると思います。また高等部については、お聞きしたところ、義務教育ではないため、特別に自力通学が困難なケースを除き、自主通学を原則としているとのことでした。高等部につきましても取り巻く環境、現状は同じと考えますので、さらなる調査研究をしていただいて、スクールバスの設置に前向きに取り組んでいただくことを要望いたします。

特別支援学校は、学校教育法の改正によって、2007年3月31日まで盲学校、聾学校、養護学校に区分されていた制度が、2007年4月1日から特別支援学校に一本化されました。特別支援学校とは、障がいのある子供が幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けることと、学習上または生活上の困難を克服し自立が図られることを目的としています。特に高等部においては将来の自立と社会参加に向けた教育が行われていますが、高等部生徒の卒業後の就労状況と今後の取り組みについて、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 特別支援学校の高等部卒業生の一般就労率は、本県と全国の比較を平成18年度に始めておりますが、平成18年度では全国平均の23.1%と比べ本県は14.8%で、大きな開きがございました。そこで、その後、本県独自に企業開拓や相談等を行う自立支援推進員を学校に配置するなどさまざまな取り組みを進めてきた結果、平成25年度には過去最高の27.4%となり、全国とほぼ同水準とすることができました。今後とも、一層きめ細やかな就労や生活の支援を行うとともに、本県独自で実施しているビルメンテナンス等の技能検定である「特別支援学校チャレンジ検定」の内容を充実させるなどの取り組みを進め、生徒の職業スキルの向上を図っていくとともに、一方では、企業等に対して障がい者雇用への理解を広げる努力を続け、就労の促進に取り組んでまいります。

**○野崎幸士議員** 県教育委員会の御努力もあり、就職率は全国水準となったとのことですが、自立と社会参加に向けさらなる支援を要望いたします。

これまでは特別支援学校について質問してき

ましたが、ここからは普通学校の特別支援学級について質問いたします。まず、特別支援学級に在籍する児童生徒数の推移について、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 公立の小中学校に在籍している特別支援学級の在籍児童生徒数は、知的障がい特別支援学級におきましては、10年前の平成18年度が595人であったのに対し、平成27年度は838人、10年前に比較しまして243人の増加で、約1.4倍となっております。また、自閉症・情緒障がい特別支援学級におきましては、平成18年度が225人であったのに対し、平成27年度は1,004人、10年前に比較し779人の増加で、約4.5倍となっております。増加の要因につきましては、特別支援学校と同様でございますが、学校、保護者、地域等の特別支援教育への理解が進んできたことや、教職員の専門性、充実してきた教育環境などへの期待が高まったことなどが考えられると思っております。

**○野崎幸士議員** 自閉症・情緒障がいの児童生徒はかなりの勢いでふえていることに驚きました。この児童生徒への進路指導の取り組みについて、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 進路指導、中でも小学校卒業や中学校卒業に向けての指導は、本人や保護者にとって大切な節目でございますので、丁寧に進めるべきものであると考えております。そのため小学校では、中学校入学後にそのまま特別支援学級に在籍するのか、それとも中学校入学を機に通常の学級に在籍を希望されるのかといったことなどについて、一人一人の障がいの状態や特性に応じて、低学年のときから丁寧な相談を重ねております。また、中学校に入学後は、3年後の進路先を見据え、本人や保護者の願いに寄り添いながら、早い時期から

進路相談を開始するなど、長いスパンでの進路指導を行っております。さらに、担任だけではなく、校長を初めとして学校全体で取り組むことも大変重要であると考えておりますので、組織的な進路指導となるよう学校に対して指導を行っております。

**○野崎幸士議員** 保護者とも低学年のときから丁寧な相談を重ねてきているとのことでしたが、本当に、本当に悩ましいことですが、中学校卒業後の進路が決定しない生徒がいることも事実でございます。特別な教育的支援を必要とする生徒の中で、中学校卒業後の進路が決定しない生徒への教育長の見解をお伺いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 中学校卒業時、卒業後の進路先が決まらない生徒がいることについては承知をいたしております。本人や保護者のお気持ちを考えると大変心を痛めておりまして、大きな課題であると認識をしております。そのような生徒につらい思いをさせないためには、中学校を卒業するまでに、将来の進路を見通した生徒の特性に応じた適切な支援や指導を一層充実させていく必要があると考えておりますし、進路先となる高等学校と在籍する中学校とがより緊密な連携をとっていくことが大切でありますので、そういう指導をするとともに、また、就職を希望する生徒についても、就労支援を行う関係機関と十分に中学校が連携するように指導いたしているところであります。中学校卒業、15の春をどの生徒も希望を持って踏み出せるように、本人や保護者の方々の思いに寄り添いながら、今後ともしっかり学校を指導してまいりたいと考えております。

**○野崎幸士議員** 私も教育長と同じ気持ちであります。この大きな課題を解決していく大きな



一歩になればという気持ちで、今回質問させていただきました。まだ解決するには何の手だてもありませんが、先ほどの保護者の思い、また生徒個人の将来を考えますと、一つ一つ確実に対策を講じていく必要があると強く思います。本会議で提案がありました、「宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」でもうたっており、障がいのある子供の自立や、社会参加に向け、個別の教育支援計画や、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した地域支援体制、エリアサポート体制の充実を図っていただくことを強く要望いたします。

次に、木質バイオマス発電と林業の活性化について質問いたします。

バイオマスとは、生物資源の量をあらゆる言葉で、中でも木材に由来するものを木質バイオマスといい、木は燃料として燃やすと二酸化炭素を発生しますが、この二酸化炭素は、樹木の伐採後に森林が適切に更新されれば、その成長過程で再び樹木に吸収されるため、発電による温室効果ガスはトータルではゼロとみなされ、循環利用している限り、持続的に再生可能な環境に優しい資源、クリーンなエネルギー源だと言えます。また、不況にあえぐ林業では、バイオマス発電用の木材による需要拡大の期待は大きいものがあります。こういう背景の中、電力会社の固定価格買い取り制度が施行されたのを機に、木質バイオマス発電施設の建設が相次いでいるようですが、今現在、九州、また本県に建設予定の施設も含めて何カ所の発電施設があるのか、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 九州における木質バイオマス発電施設につきましては、現在稼働中のものと建設中のもの合計で19カ所と聞いているところであります。このうち本県にお

きましては、木材だけを燃料とするもののほか、石炭や建設廃材などを混合して燃焼するものなど、新たな4カ所を含めて9カ所が現在稼働しておりまして、このほかにも幾つか構想段階のものがあると聞いております。

なお、新たな発電施設の立地につきましては、燃料の安定確保上の課題がありますことから、県としましては、進出計画を持っている企業に対し、燃料調達の確実性、さらには既存取引への影響などを十分検討していただくように強く求めているところでございます。

**○野崎幸士議員** 九州で19カ所、そのうち本県には9カ所が現在稼働していて、また新たに構想中のものもあるとのことでしたが、九州、また本県にこれだけの発電施設があれば、おのこの施設間で木材の奪い合いになり、果たして常時発電を続けていくほどの燃料となる木材が確保できるのかが懸念されますが、本県の発電施設を持続的に稼働していくには年間どれくらいの未利用材が必要なのか、またそれを確保できるのか、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 県内で稼働しております木質バイオマス発電施設では、製材残材等に加えまして、水分を含んだ状態の重量で年間31万トンの林地残材等の未利用材を県内から調達する計画となっております。一方、県内における林地残材の発生量につきましては、毎年79万トンと推計されていますので、計算上は必要量に十分対応できるわけですが、林地残材には収集運搬コストの問題がございます。このため県といたしましては、山元から発電施設などへ効率的に収集運搬できるような仕組みづくり、さらにはそのために必要な機械等の設備への支援を行うことなどによりまして、必要な燃料が安定的に供給されるように取り組んでま

いりたいと考えております。

**○野崎幸士議員** 計算上では十分確保できるということでしたが、先ほどの数字は林地残材全てを搬出できたらの数字です。もともと林地残材、間伐材等の大半は搬出しにくい山林に放置され、搬出コストがかかるのが懸念されますが、本県の林道、作業道の整備状況について、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 林道などの路網は、植栽や間伐などの森林整備、さらには木材を搬出する上で極めて重要でありますので、県ではこれまで積極的に整備を進めたところでございます。その結果、平成25年度末の林内路網密度で申しますと、1ヘクタール当たり37.3メートル、これは、全国平均が22.6メートルですから、それよりも大きく上回っていきまして、全国第1位の状況でございます。平成26年度におきましても、10トン以上の大型トラックが走行可能な林道を14.3キロ、それから10トン車が走行可能な林業専用道を24.7キロ、そして2トン車や林業機械が走行可能な作業道を97.5キロ開設したところでございます。今後とも合理的な路網整備を推進しまして、森林施業の効率化や木材搬出の低コスト化を図ってまいりたいと考えております。

**○野崎幸士議員** 林内路網密度は全国一ということで、環境森林部の御努力に感謝し、敬意を表しますが、将来的に懸念されます木質バイオマスの燃料確保の問題、また林業の効率化等、さらなる路網整備に努めていただくことを要望いたします。

お聞きしたところ、木質バイオマス発電関連施設へ本県が支援している額は、発電施設本体及び燃料供給事業者等合わせて約33億円の支援がなされています。木質バイオマス発電の目的

は、林業、山村地域の活性化、国内森林資源の有効活用です。この目的を見失わないようしっかりと取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、伐採後の再生林の状況について質問いたします。山資源は、環境面においても、森林経営においても、次世代のために、伐ったら植えるといった持続的な循環利用が大事であります。しかしながら、今、林業において再生林放棄問題があるのも事実です。日本一の杉生産量を誇る本県において、針葉樹の伐採状況とその後の再生林の状況について、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 平成25年度における針葉樹の伐採面積は約2,200ヘクタールとなっております。また、伐採跡地の再生林につきましては、森林整備事業や森林環境税等を活用しまして約1,800ヘクタールが実施されております。今後、大型製材工場の稼働等に伴いまして伐採面積の増加も見込まれますので、例えばコンテナ苗を活用しまして、伐ったらすぐ植える一貫作業システムの構築による省力化を推進するなど、積極的な再生林に取り組んでまいりたいと考えております。

**○野崎幸士議員** 現在、400ヘクタールほどまだ再生林されていないということでしたが、答弁にもありました、伐採、搬出と同時並行して地ごしらえや植栽を行う一貫作業システムの構築と、時期を選ばず植栽ができ、普通裸苗の約2倍の植栽効率のあるコンテナ苗等を活用し、随時再生林に努めていただくことを要望いたします。

次に、林業の抱える大きな問題として担い手の減少と高齢化があります。昭和35年には約44万人いた林業就業者は、平成22年には約7万人

に減ったというデータもあります。その背景には、他の仕事と比べ労働条件が厳しい割に給与水準が低いことがあります。本県において林業の担い手確保・育成にどう取り組まれているのかを、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 本県では、新規就業者の定着を目的としました国の「緑の雇用」事業に平成15年度から取り組んでおりまして、現在、合計で539人が森林組合等の林業事業体で就業しております。また、昨年4月に、林業に必要な知識や技術を習得できる「みやざき林業青年アカデミー」を開設しまして、昨年度研修を修了した5名全員が林業に新規就業しました。さらに本年度は8名が受講している状況でございます。このほか、林業担い手の育成・確保に資するために設置した基金を活用しまして、就労条件の改善ですとか林業技術者の養成等に取り組んでいるところであります。今後とも、こういった施策、関係機関との連携を通じまして、若者にも魅力ある職場づくりを促進し、林業担い手の育成・確保に精いっぱい努めてまいりたいと考えております。

**○野崎幸士議員** 男性社会のイメージが強い林業ですが、林業に新風を送り込む明るい話題もあります。このところ林業にかかわりたいという女性、いわゆる林業女子がふえてきているということです。女性が林業に従事すれば、若い男性も林業に興味を持ち、活性化につながるのではないのでしょうか。あらゆる面から可能性を引き出し、林業就業者の確保、所得向上、職場環境の改善に努め、林業の活性化に尽力していただくことを強く要望いたします。

次に、河川環境について質問いたします。

河川の中に、利用されず放置されている堰、魚道のない堰等、河川資源の確保、生態系の面

から質問をしていくはずでしたが、時間も多分中途半端になりますので次回に回したいと思います。1点だけ質問をさせていただきます。

河川の堆積土砂は、治水に対する影響が大変大きいと思われませんが、本県における堆積土砂の取り組み状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 県内の河川におきまして堆積傾向にある河川が数多くあり、地域からの堆積土砂除去の要望も非常に多い状況にあります。堆積土砂の除去につきましては、通常、県単独事業で対応しており、現地の状況を調査し、家屋浸水のおそれがある箇所など、緊急性の高い箇所から優先的に除去している状況でございます。厳しい財政状況であります。今後とも効率的・効果的な事業の執行に努め、適正な河川の維持管理を図ってまいりたいと考えております。

**○野崎幸士議員** 河川環境の保全のためにも、今後ともしっかりと取り組んでいただきますよう要望いたします。

山の荒廃が河川を荒らすとも言われます。冒頭に申しましたが、先週の17号、18号の台風の影響により記録的な大雨になった関東や東北地方、中でも茨城県、宮城県、栃木県において、河川の氾濫や堤防の決壊によって甚大な災害が起きました。河川における治水は、河川災害との闘いの歴史だとも言われています。今回の災害の状況、また、過去本県でも経験している河川災害を糧として、山、川の整備に尽力していただくよう強く要望いたします。

知事を初め執行部の皆様方には、前向きで御丁寧な答弁をいただきまして、ありがとうございました。

これで私の全ての質問を終わります。（拍

手)

○中野廣明副議長 次は、右松隆央議員。

○右松隆央議員〔登壇〕(拍手) 自由民主党宮崎市選出の右松隆央でございます。

宮日新聞のことし3月9日の客論で、里山資本主義を提唱された藻谷浩介さんが、本県の農業力を彼らしく統計数字で分析をしたコラムが掲載され、そこには次のように書かれてありました。

原文のまま読ませていただきますが——宮崎県の農業はどうなっているのか、統計を調べてみた。47都道府県で、耕地面積は21位、農業就業者数は22位と、意外に地味だ。しかし農業産出額は7位と、上位に出てくる。それでは、宮崎県が全都道府県で1位なのは、以下のどれであろうか?とありまして、結論から申せば、1位になっていますのは、県の人口1人当たりで計算した農業産出額(つまり人口割で見た農業の存在の大きさ)、そしてもう一つは、耕地面積当たりで計算した農業産出額(つまり農地の生産性の高さ)であります。そして2位は、農家1戸当たりで計算した農業産出額(つまり農家の生産性の高さ)となっており、これをもって宮崎を「日本一の農業県」と呼んでも、決して過言ではない——そのように書かれてありました。

大変ありがたい評価であるとともに、一方で、当然課題もあるわけでありまして、ことし1月に作成された「宮崎県の農業・農村の現状と課題」の中に、担い手の動向として、これまで農業を担ってきた昭和1桁世代のリタイアにより、農家戸数の減少や高齢化の一層の加速化を懸念していることや、全国平均を下回る農業所得と、この10年で20分の1以下にも激減した農外所得と相まって、平成24年の販売農家1戸

当たりの農業所得は178万4,000円で、この40年前と比較をしても最低水準になっている状況であります。さらに、農業産出額上位10県の中でも、本県の経営耕地面積、そして農地の基盤整備率、ともに極めて低い状況にあります。農業の持続的な発展を目指していくなれば、そして知事が言われる農業の成長産業化を真に実現していくなれば、農業構造の大きな転換に本県が挑戦し、成功を得なければならぬと考える次第であります。

家族経営協定数の増加をしっかりとこなし、家族みんなが主体的に農業経営に参画でき、経営の合理化や意欲の向上につなげるとともに、家族農業経営による経営規模の拡大や法人経営の育成増加にも取り組み、農地の利用集積を進め、経営耕地面積を高めていくための政策誘導も必要になってまいります。経営意欲の高い家族農業経営が集落営農を組織化して集落営農法人となったり、法人経営に雇われた人が技術や経営ノウハウを身につけてから家族農業経営の経営者として独立したりするなど、家族農業経営と法人経営が相互に連携・循環し、あわせて地域の集落の中核となり得る農業経営者とその候補者の育成が、農地を守り、さらに農業経営意欲のある農家が6次産業化をも進め、それが地域の活性化に貢献していくわけであり

ます。

そこで、まずは、本県が現在進めている第七次宮崎県農業・農村振興長期計画の改定の考え方や、重点プロジェクトの検討に際しての視点を、知事に伺いたいと思います。

後は質問者席にて質問を行わせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

農業は、御指摘のとおり本県にとりまして極めて重要な産業であり、全国を代表する農業産出県であるわけでありますが、農業を取り巻く環境というものが、急速な高齢化や担い手の減少、国際化の進展、さらにはマーケットニーズの多様化など大きく変化してきておりまして、これらの変化に対応した農業構造の転換が求められております。このような中で、若者が将来への夢や希望を持って農業に取り組めるようにしていくためには、生産者の所得をしっかりと確保する必要があります。まずは、そのための基盤となる生産現場の強化と、現場を支える農業経営者の育成に力を入れていくことが極めて重要であると考えております。このようなことから、農業・農村振興長期計画の改定計画におきましては、「販売力の強化」「生産力の向上」「人材の育成」の3つの視点から各種のプロジェクトを立ち上げることで、農業者、関係機関・団体等と一体となって重点的に取り組むことで、基幹産業であります農業の成長産業化を進めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

**○右松隆央議員** 具体的な個別政策に入りたいと思います。農業分野における人材育成への支援は、攻めの農業を実現するためにも不可欠な取り組みであります。あわせて、農業を成長産業として発展させるためには、農業者がすぐれた経営感覚を持って経営に当たることが重要になってまいります。経営者としての農業者をいかに育成していくか、担い手としての農業経営者をいかに育成していくか、そのための教育システムをしっかりと構築していくことが、これからの農業のためにも強く求められていると考えております。そこで、農業経営者を育てていく教育システムの構築並びに営農指導

者の指導力向上について、これまでの取り組みと今後の対策について、農政水産部長に伺いたいと思います。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 農業経営者の育成に当たりましては、普及指導員による営農指導や、みやざき農業実践塾での研修等により、みずからの経営分析や技術課題の解決を通して、産地全体の底上げに向けた支援を中心に取り組んできたところであります。一方、今後の農業情勢を踏まえますと、経営規模の拡大や多角化、ICT等の先端技術の導入を積極的に取り組む、たくましい実践力を備えた経営者を育成する必要があります。このため、地域のリーダー、指導者となる担い手に特化した新たな研修として、全国トップレベルの講師陣による「みやざき次世代農業トップランナー養成塾」の創設や、民間等と連携して最先端の営農モデルを実践する次世代型農場チャレンジファームを整備するなど、農大校を総合研修拠点として新たな教育システムの構築に取り組んでおり、来月には具体的にスタートすることとしております。また、指導者側のスキルアップも大変重要な問題でありますことから、県、市町村、JA等の指導者を対象とした、コーチングや最新の農業技術等の研修もあわせて充実してまいりたいと考えております。

**○右松隆央議員** トップランナー養成事業は県単事業で、来月10月から講座が開かれるとのこととあります。農水省が今年度、3億2,000万の予算を組んで農業経営者教育の充実・強化のための事業を行っております。公募ではありませんけれども、国の事業予算の枠組みもフルに活用していただきながら、本県農業の未来を切り開く農業経営者としての担い手を、ぜひ数多く育成していただきたいと要望させていただきます。

す。

これからの農業界を牽引する農業経営者のトッププロを養成していくならば、必然的に指導者側にも、先ほどおっしゃいましたけれども、高いレベルの資質が必要になってくるわけでありまして、従前の家族営農への技術指導を主体とする普及活動では、おのずと対応に限界が出てまいります。県の普及指導員やJAの営農指導員が指導的機能を強化するため、マーケティングや法人経営分析など経営指導力にも対応できるよう、さらにスキルアップしていくことが大事になってまいります。そこで、高度な営農指導を可能とするため、民間や先進的な農業法人など多様な連携による指導チームの設置も含め、農政水産部長の考えを伺いたしたいと思います。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 今後、本県農業の成長産業化を進めていくためには、高度な生産技術に加えて、総合的な経営管理能力を備えた農業経営者を育成することが重要であると考えております。そのためには、これからの農業経営者に対するより高度な技術指導に加え、経営指導も含めた一体的な営農支援が求められております。このため、本年度から取り組んでおります産地経営体形成加速化事業におきまして、県の普及指導員のもとで、JAの営農指導員や法人指導者、さらには経営コンサルタント等が連携して、産地を指導するモデル的な取り組みを現在進めているところであります。今後は、この取り組みをさらに推進しながら、多様な連携による指導チームとして全県的に拡大していけるように努めてまいりたいと考えております。

**○右松隆央議員** 現在のモデル的な取り組みを、人材育成や経営ノウハウを有する民間企業

もチームに加えるなどさらに進化をさせて、農業経営者の裾野を広げていただきたいと思います。お願いします。

続いて、農家の所得向上における取り組みについてであります。農産物の価格低迷や生産資材の価格の上昇もあり、農業所得が継続的に減少し、本県においてもここ40年で最低水準になっております。農外所得が激減する中で、農家の所得向上を現実的に図っていくためには、農業生産関連事業所得を引き上げていく手だてが必要になってまいります。いわゆる6次産業化による所得の増大に向けた取り組みであります。農水省では、農産物の直接販売、加工、輸出、観光農園、農家レストラン等の事業から成る、6次産業の現行市場規模の約2兆円を、再生取り組み方針において、10年後に10兆円に拡大させることを目標にしております。

国の2010年農林業センサスで事業開業の伸び率を比較しますと、農家民泊が34.5%、農産物加工が42.9%、体験農園が45.1%、そして農家レストランが60.6%と、農家レストランの伸び率が最も高くなっております。さらに、グリーンツーリズムに対する都市住民の潜在的需要に関する調査結果では、農家レストランが最も高く、全体の20.4%を占めております。農家、特に女性の方の起業志向が高まっていることや、食の安全や食育への関心の高さもあって、近年伸びていることがうかがえる次第であります。さらに、農業関連生産事業に取り組む農業者のアンケートによると、「1～3割程度の増収」「3～5割程度の増収」「5割以上の増収」まで収入の変化を見ますと、農家レストランに取り組む農業者の割合が77%と最も高く、次いで観光農園が66%、直接販売が53%、同じく農産物加工の53%の順になっており、中でも農家レ

レストランは「5割以上の増収」が23%を占めており、一定の所得増大があることが農水省の調査でもあらわれております。

より観光としての側面が強い農家民泊とともに、都市住民や地域外から日常的に訪れやすい農家レストランの拡充に取り組むことで、地域文化の提唱や外貨の獲得につなげていくことは大事なことだと考えております。そこで、農業生産関連事業所得をふやすために、農家レストランや観光農園の設置を地域ごとにさらに進めて、雇用の促進とともに農業観光の誘客に取り組む支援を本県も推し進めるべきと考えますが、農政水産部長の考えを伺いたいと思います。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 農家レストランや観光農園は、生産から加工、販売に至る6次産業化の取り組みの一つでありまして、農家所得の向上を初め観光産業への波及効果も大きいことから、農村地域の活性化を図る上で大変重要であると考えております。このため県といたしましては、グリーンツーリズム実践者等によります県域のネットワーク組織としてことし6月に発足いたしました「みやざきグリーンツーリズム協議会」の設立を支援しますとともに、農家民泊や農業体験に利用できます「みやざき暮らし体験お試し券」の発行などにより、都市と農村との交流を積極的に推進しているところであります。今後とも、協議会活動を通じて、農家レストランや観光農園の利用拡大、あるいは地場製品の購入を促進し、農家所得向上と農村地域の活性化を図ってまいりたい、このように考えております。

**○右松隆央議員** 先月から販売を始めた、8,000円が4,000円になる「みやざき暮らし体験お試し券」は、農家レストランや直売所での買い物に

も利用でき、大変好評と伺っております。農家の開業意欲と、そして消費者側の需要調査をさらに進めていただいて、農家の所得向上にしっかりと取り組んでもらうよう、よろしく願いいたします。

続いて、本県農業の課題でもある、経営耕地面積と耕地の基盤整備について伺っていきたいと思います。耕地面積から自給的農家や土地持ち非農家等を除き、家族経営及び組織経営が営む、すなわち本県の農業力に直結する経営耕地面積が減少傾向にあり、その減少率も全国平均よりも高い状況にあります。あわせて、耕地の基盤整備は本県は非常に立ちおけているのが現状であります。そこで、本県の経営耕地面積と耕地の基盤整備率について、それぞれこの10年の推移と直近の数字を、農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 5年ごとに調査されます国の農林業センサスによりますと、本県の経営耕地面積は、平成12年が5万6,213ヘクタール、平成17年が5万1,234ヘクタール、平成22年が5万57ヘクタールとなっております。10年間で11%減少しております。基盤整備率について見てみますと、水田の圃場整備済み面積の割合が、平成16年度の37.4%から平成26年度には40.7%に、また、畑地かんがい施設整備済み面積の割合が、平成16年度の18.6%から平成26年度には29.7%となっております。

**○右松隆央議員** 本県の農業力、農業の発展に貢献し得る経営耕地面積が年々減少し、減少率が高く推移しているのは、憂慮すべき数字だと認識をしております。あわせて、耕地の基盤整備率も、農業県を自認する本県としては、当然もっと引き上げていかなければならない数字であります。これは農水省の統計によりますが、

平成25年の圃場整備率は、本県は全国で37位、畑地かんがい施設の整備率は29位となっております。そこで、農業の生産性向上並びに農業構造の改善の推進において、その基礎的条件となる農業生産基盤の整備計画、耕地の基盤整備率の今後の数値目標を、農政水産部長にお伺いしたいと思います。

○農政水産部長（郡司行敏君） 第七次宮崎県農業・農村振興長期計画における農業生産基盤の整備目標につきましては、前期計画の終期であります平成27年度で、水田の圃場整備済み面積を平成21年度の1万4,908ヘクタールから1万5,200ヘクタールに、基盤整備率に直しますと39.8%から41.1%に、また、畑地かんがい施設整備済み面積を平成21年度の7,531ヘクタールから1万ヘクタールに、整備率で申しますと23.7%から32.1%にしているところであります。しかしながら、今お話にありましたように、本県の基盤整備率は全国でも低い状況にありますことから、現在進めております後期計画の策定におきましては、より一層の推進を図るため十分検討してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 長計の改定においても、農業生産の拡大と直結する基盤整備の取り組みの推進を5年後の目標数値へ反映してもらうよう、検討を進めていただきたいと思います。

国も、圃場や畑かんの基盤整備は、農業生産性の向上及び農業構造の改善を実現し、生産コストの低減を通じて国民経済に貢献するとして、農政の重要な柱に位置づけていることは明らかであります。農水省の本年度予算額において、農業競争力強化基盤整備事業が341億円で、昨年比で17億円の増となっております。農地の畦畔除去等による区画拡大や畑地かんがい、暗

渠排水など、50%定率補助の事業内容になっておりますけれども、本県への配分が必ずしも順調にっていない状況にあります。そこで今後は、国の農業農村整備事業予算をこれまで以上に積極的に獲得していく必要があると考えますが、農政水産部長の見解を伺いたいと思います。

○農政水産部長（郡司行敏君） 農業従事者の減少や高齢化が進行する中で、担い手への農地集積・集約化を図るとともに、若い意欲ある農業者が新たな農業にチャレンジしていける環境をつくっていくためには、生産性・効率性を高める水田の圃場整備や、大規模畑作による産地化を進める畑地かんがい施設の整備など、農業生産基盤の整備が大変重要であると認識しております。しかしながら、先ほど申し上げましたが、本県の基盤整備率は全国でも低い状況にありますことから、今後とも国に対しまして、あらゆる機会を捉え、農業農村整備事業の予算確保、本県への重点配分について強く要望し、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 基盤整備率が低い本県の重点配分にしっかりとつなげていただきたいと思います。

この項目、最後の質問であります。知事に伺いたいと思います。本県の農業が大きな転換を迎える中で、いわゆる産地経営体構想を進めるならば、JAや集落営農組織、農業法人グループなどを連携させるとともに、経営農家の意識改革も含め、明確な政策誘導で強力で推進させるエンジンの役割を、県がみずから担っていく必要があると考えますが、知事の本県農業の成長産業化への思いを伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） マーケットニーズが多



様化します中で、産地におきましては、食品販売業者や加工業者などからさまざまな農産物や原料の調達について要請がなされているところでもあります。こうした新しい動きというものを一つのビジネスチャンスと捉えまして、産地が組織の垣根を越えて生産力の向上とコスト削減を図って、一つ一つのニーズに的確に対応していくことが、本県農業の競争力を強化するために極めて重要であると考えております。このため、産地を一つの経営体と見立て、JAや農業法人などの生産者が連携をしまして、求められた品質や数量というものを安定的に確保できる産地の育成を進めることとしております。このような従来の生産・販売の既成概念を変えていく取り組みを進めるためには、まずは産地の意識改革が重要でありますことから、産地育成のモデル事業等を活用しながら、県が先頭に立ちまして新しい本県農業の形を築いてまいりたい、そのように考えております。

**○右松隆央議員** ぜひ、新たな構想に期待するとともに応援をしてみたいと思っております。

続いて、県産材の利用拡大についてであります。

まずは、木材統計の中で、素材需給の動向について、とりわけ本県の素材供給量の推移と、その構成のうち、県産材がどのように推移しているのか着目をしてまいりたいと考えております。環境森林部長に、本県の素材供給量並びにその構成において、県産材の割合、国産材の県外からの移入、外材の輸入等の推移がどうなっているのか伺いたいと思います。

**○環境森林部長(大坪篤史君)** 本県の素材供給量の推移ですが、近年の中で最も低水準であった平成13年と直近の平成26年とで比較して

みますと、合計で124万立方メートルから187万立方メートルへと約1.5倍増加しております。それからその構成内訳ですが、県産材が109万立方メートルから168万立方メートルに増加、そして県外からの移入量が10万立方メートルから16万立方メートルに増加しています一方で、外材の輸入量は5万立方メートルから2.5万立方メートルと半減している状況であります。これを全体に占めます構成比率で見ますと、県産材の占める割合が88%から3%増加する一方で、県外からの移入量割合はほぼ変化がなく、その分外材輸入量の占める割合が減少しているところでございます。

**○右松隆央議員** 素材供給量が順調に推移していることがうかがえますし、今後とも、その構成において高い県内生産量、県産材の占める割合を維持していただきたいと思っております。

また、第七次森林・林業長期計画において、平成32年の素材生産量の目標値は190万立方メートルでありますので、今後も増加傾向は続くものと考えております。そうなれば必然的に、県内初め国内外における県産材の需要拡大に、今まで以上に取り組んでいかなければなりません。県の取り組み方針としては、さまざまな事業を推進する中で、県内外の木材・住宅業界と連携して、杉大径材を活用した家づくりはもとより、公共建築物等の木造・木質化を図ることも大きな柱として、その目標値も設定されているところであります。そこで、第七次宮崎県森林・林業長期計画における公共建築物の木造率の目標値である平成32年の30%に向け、現在の状況と5年後の目標達成に向けた取り組みについて、環境森林部長に伺いたいと思います。

**○環境森林部長(大坪篤史君)** 現行の森林・林業長期計画におきましては、公共建築物の木

造率を、平成20年度の14.9%から32年度には30%にまで引き上げる目標を設定しまして、26年度現在25.8%の実績となっているところでございます。この達成のために、県発注の建築物につきましては、設計を行う前の段階から木造化の可能性の検討を行うなど、全庁的に取り組んでいるところでございます。また、市町村等が整備する建築物につきましても木造化を働きかけるとともに、木材利用技術センターにおきまして木造化に向けた技術支援等を行っているところであります。さらに、こういった公共建築物の整備に当たりましては、国の事業などを活用してその支援に努めているところでございます。今後とも、目標の達成に向けまして積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○右松隆央議員** 今回の代表質問でも数多く取り上げられておりましたけれども、ぜひとも5年後の30%の目標達成に向けて、計画的に公共建築物の木造化を図っていただきたいと思っております。

ちなみに山形県は、「県産木材利用拡大山形県率先行動計画」という、いかにも県の決意のあらわれたネーミングの計画を策定しております。昨年見直しが行われ、公共建築物の木造化率、23年度の実績である39.2%を、計画の最終年度である平成29年度の目標として、原則全てをそのまま目標数値に設定してあります。すなわち100%ということであります。本県も、県産材の利用拡大において、県行政が率先し、徹底した取り組みを進めていただきたいと要望させていただきます。

これは同じ山形県でありますけれども、県産材の利用拡大を民間にも広げていくための新たな事業スキームを実施しております。住宅建築用材に占める県産木材使用量の目標数字を3万

立方メートルに設定し、その実現のために、県産木材の使用を条件とした、住宅融資における利子を助成する制度であります。募集戸数は先着順で350戸となっております。住宅ローンの契約締結時に、当初10年間、金融機関が設定した年利率から利子補給率0.5%が差し引かれ、県から住宅ローンを低減した金融機関に支払われる仕組みになっております。そこで、今紹介した山形県の利子補給は一例でありますけれども、今後、本県としても、民間の木造住宅まで県産材の利用拡大を大きく進めていくため、現在の取り組み以上に県民の関心を生むような新たな事業展開ができないものか、環境森林部長に伺いたいと思います。

**○環境森林部長(大坪篤史君)** 現在県では、県内における木造住宅の普及を図るために、例えば、みやぎきすぎ住まいづくり支援事業によりまして、木造住宅の新築時に、柱などの構造材に県産材を20立方メートル以上使用した場合に10万円、さらに、はりや桁に県産の大径材を9立方メートル以上使用した場合には10万円を、施主に対して支援しているところであります。また、支援に当たりましては、県産材のよさや利用の意義などについて御理解いただくための講習会を開催するとともに、支援対象の住宅につきましては、建設途中の段階で構造見学会を開催して、広く県民に対して県産材のよさやその利用促進を呼びかけているところでございます。今後とも、県産材を利用した住宅建設が促進されるように効果的な事業展開に努めまるとともに、他県の取り組み事例などを積極的に情報収集し、県民の木造住宅に対する意識の向上、そして、さらなる県産材の利用促進を図るための有効な手法について検討を進めてまいりたいと考えております。

**○右松隆央議員** ここではもう多くは申し上げませんが、答弁された事業の助成戸数であったり、規模、実績を含めてまだまだ改善の余地がありますので、今後さらに県民の関心と理解を深め、県産材の需要拡大が大きく進むような新たな事業の展開に期待をする次第であります。

この項目、最後の質問になります。第七次宮崎県森林・林業長期計画がことしで5年目の節目を迎え、現在改定作業が進められております。そこで、今回の改定において大きな課題ともなっている、適正な森林管理の推進をいかに図っていくか、このことについて伺ってまいりたいと思います。本県の森林の齢級構成が9齢級をピークとした山型になっていることは、御承知のとおりであります。伐採可能な8齢級以上の面積が72%も占めております。当然、県産材の利用拡大を将来にわたって維持していくなれば、森林資源の平準化を進め、バランスのとれた齢級構成にしていかなければなりません。伐採量と関係する素材生産量が今後さらに伸長する中で、長計では再生林面積が1,900ヘクタールに設定をされております。そこで、齢級構成の平準化をしっかりと推進していく中で、今回の長計の改定において伐採面積と再生林面積、先ほどの質問では1,800ヘクタールとありましたけれども、目標面積においてどのような検討がなされているのか、環境森林部長に伺いたいと思います。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 民有林におきまして平成25年度の針葉樹の伐採面積は約2,200ヘクタール、そのうち再生林面積は約1,800ヘクタール、再生林率は80%となっております。この再生林面積につきましては、現行の長期計画では平成32年度の目標値を1,900ヘクタールと設定

しているところでございます。現在は、現計画策定後の情勢の変化等を踏まえまして、長期計画の改定作業を進めている段階でございますが、再生林の目標面積につきましては、森林の若返りと、大きく偏った齢級構成の平準化を図り、資源循環型の林業を確立するという観点から上方修正することとしまして、現在、2,200ヘクタール程度とする方向で検討しているところでございます。

**○右松隆央議員** 労力や苗木の問題もあろうかと思いますが、シミュレーションした結果の上方修正だと認識しております。ぜひ、将来資源の確保のために、齢級構成の平準化にはしっかりと取り組んでいただきたいと要望させていただきます。

続いて、本県の教育課題についてであります。今回は、教員採用試験についてとキャリア教育に絞って、3つ質問させていただきたいと思っております。

まず、教員採用試験であります。初めに、本県の教員採用試験は、よい人材を採用しようとするさまざまな工夫や改善をされていることに、心から敬意を表する次第であります。例えば、先月実施された28年度の教員採用選考試験の受験願書において、今年度から、「教員として求められる良識と倫理観について、あなたの考えを書いてください」という記述欄が新たに加わっております。また筆記試験においても、従来は空欄補充の問題が多かったわけですが、教員として真の力を持ち、自分の言葉で述べる力量を問うような記述式問題がふえております。今後とも、ぜひともさまざまな工夫を重ね、将来の本県の教育界を担うよい人材を採用していただきたいと願っております。

そこで質問に移りますが、本県の教員採用1

次試験において、教育現場で講師等の経験が2年以上ある者は教職教養の試験が免除されております。すなわち、教科専門、実技の評価で合否が決定されております。この教職教養というものは、教育法規あるいは教育心理、生徒指導といった、いわば教育者としての基礎に当たるものであります。教職教養に精通してこそ立派な教師へと成長していくと言っても過言ではありません。中央教育審議会の答申においても、「教科や教職についての基礎・基本を踏まえた理論と実践の往還による教員養成の高度化が必要である」、そのように書かれているところであります。そこで、教員採用試験に当たって、講師等の経験がある者も含めて、全員に教職教養に関する評価を行うことが大事であろうと考えておりますが、採用試験の見直しについてどのように考えておられるか、教育長に伺いたいと思います。

**○教育長(飛田 洋君)** 本県では、高い使命感を持つとともに、教科や教職に関する識見を備え、実践的な指導力があり、人間性豊かな教員を採用したいと考えております。そのため採用は、1次試験で教科の専門性と教職教養を問う筆記試験を実施し、2次試験では、人物を評価するという観点に加え、教育心理や法規等の教職教養を実際に使えるかどうかを確認する意味で、個人面接や模擬授業、場面指導等をいたしております。場面指導というのは、実際に教師が子供に向かったとき指導ができるか、遅刻をしてきた生徒に対して指導がきちんとできるかというようなことを確認しておるわけですが、御質問にありましたように、本県の採用試験におきましては、講師等の経験が本県で2年以上ある者につきましては、教職教養の試験を免除いたしているところであります。それは、

講師等の行っている具体的な児童生徒の指導場面を校長等が観察し、教職に関する知識を身につけているかを日ごろから評価いたしてしておりまして、この講師は大丈夫という方のみ、2年目以降に任用していることから、教職教養の試験を免除しているところであります。県教育委員会といたしましても、議員御指摘のとおり、教職教養というのは極めて大切であると考えております。今後とも、よりよき教員を採用するために、採用試験の検証を行いながら、そのあり方について検討を続けてまいりたいと考えております。

**○右松隆央議員** 教育長が答弁されましたように、教職教養の中身は大変幅が広くて、果たして、知識としての教育法規、教育史、あるいは県教育の行政施策等についての理解度を、人物評価のみで全ての評価が可能なのか、今後の教師生活の基盤となる教職教養の重要性を鑑みて、これからも採用試験のあり方について検証と検討を続けていただきたいと要望いたします。

続いて、キャリア教育についてであります。学校から社会・職業への移行が円滑に行われていないことに対し、中央教育審議会での答申で警鐘が鳴らされております。その中で、若者が大きな困難に直面している現状として、高い早期離職率が挙げられております。そこで、本県の中学、高校、大学の新卒就職者の3年以内の離職率について、直近のデータと5年前との比較、また、全国との比較等についてどうなっているのか、商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長(永山英也君)** 県内の新規学卒就職者の離職率についてであります。3年以内の離職率は、26年11月に出されました平成23年3月卒のデータが直近であります。こ

れとその5年前、平成18年3月卒のデータを比較いたしますと、中学校については、18年が81.9%に対し23年は90.9%、高校については、18年が48.2%で23年が48.3%、大学については、18年が42.8%に対し23年が40.7%の離職率となっております。中学校は増加、高校、大学については大きな変化はない状況でございます。23年卒の3年以内の離職率について全国と比較をしますと、高校で8.7ポイント、大学で8.3ポイント本県が高い状況でございます。

なお、3年以内の離職者のうち、おおむねその半数が1年以内の離職となっております。

**○右松隆央議員** 残念ながら、極めて高い早期離職率となっております。産業構造や就業構造の変化等もありますけれども、新社会人を送り出す側のキャリア教育の充実という観点で、この問題を考えてまいりたいと思っております。キャリア教育では、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てていくことが求められております。その中で、これは細かい話になりますが、従来の取り組みが全体として脈絡や関連性に乏しく、多様な活動の寄せ集めになってしまいがちとなり、生徒の内面の変容や能力、態度の向上に十分結びついていないという指摘もありまして、各学校が、教育課程の編成のあり方を見直して、校種間の連携であったり、体系的な一貫性にも留意したキャリア教育の改善が不可欠という声も出ております。そこで、先ほどの高い離職率も含めて、今後、本県では、職業人としての資質・能力を高めていく指導の充実において、どのようなキャリア教育を推進していこうと考えておられるのか。みずからも経済界から学校教育にかかわっておられる教育委員長にお伺いしたいと思っております。

**○教育委員長（島原俊英君）** 本県の高い早期離職率は、本人の人生にとっても、本県の発展を考えても大きな問題であると考えています。私は、仕事というものは、働き続ける中で、自身が成長し、技能も身につけて、初めてそのおもしろさや奥深さが実感できるものと考えておりますので、早期に離職する若者が多いことは実に残念なことだと思っております。

離職率の改善のためには、学校では、小中高の発達段階に応じ、組織的、体系的に勤労観・職業観を育成することが求められています。そのためには今後、本県の児童生徒の職業人としての資質を高めることを目標に、挨拶や清掃など、これまでの日々の教育指導を徹底するとともに、社会的・職業的自立に向けた考え方、能力・態度の育成、職業体験活動などを推進していくことが重要であります。さらに、キャリア教育を指導する教員の研さんはもちろんですが、企業、学校、PTAが緊密な連携を行い、働くことや社会貢献に対する価値観を共有する取り組みも積極的に努めてまいります。このような取り組みを進める中で、自分のことだけでなく、社会や他人のためにも役立ちたいという高い志を持つ子供たちをしっかりと育成してまいりたいと考えております。

**○右松隆央議員** ぜひとも教育委員長には、若者を社会で受け入れる側の経営者という視点から、キャリア教育の充実において遺憾なく力を発揮していただきたいと、切に望む次第であります。

それでは、最後の項目に移ります。子供の貧困対策について伺ってまいりたいと思います。

ちょうど2年前の9月議会のみずからの一般質問で、本県の生活保護の現状を問う中で、当時、先進県では既に実績を残していた、受給世

帯の子供たちへの無料の学習塾による学習支援を提言させていただきました。「本県では、一般家庭といまだ大きな開きがある高校の進学率を高め、将来における貧困の連鎖を断ち切っていかなければならない」と強く申し述べた次第であります。あれから2年が経過をし、他県での取り組みはさらに進捗し、政府も昨年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定し、予算拡充も含め、本腰を入れて対策に乗り出していることは、承知のとおりであります。先月には、内閣府で第3回子どもの貧困対策会議が開かれ、ひとり親家庭へのサポートに関することなど施策の方向性などを取りまとめ、公表もされたところでもあります。まずは、子供の貧困を解消するために昨年施行された国の対策法に基づく本県の行動計画の策定において、国が25の指標を出しておりますけれども、そのうち生活保護受給世帯の高校進学率や、スクールソーシャルワーカーの配置人数など、具体的な目標設定が可能と思われるものに対して数値をしっかりと盛り込んでいく考えがあるのかどうか、福祉保健部長に伺いたいと思います。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 宮崎県子どもの貧困対策計画につきましては、現在、福祉、教育等の関係機関や学識経験者で構成します「宮崎県子どもの貧困対策協議会」の意見等を伺いながら、素案づくりを進めているところでございます。お話にありました、国が掲げます25の指標のうち、県レベルで確認できます19の指標により現在の状況を把握し、目標として、全ての指標を改善するという方向性を出しているところでございます。お尋ねの具体的な目標設定につきましては、どのような目標設定が可能か、引き続き検討していきたいと考えております。

子供の貧困対策は、幅広い分野にまたがる大変重要な問題であると認識しておりまして、庁内関係部局を初め、市町村や関係機関等と連携を図りながら、計画の策定にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひと、計画の実効性を高めていくためにも、私は目標数値は明記されたほうがよいのではないかと考えております。昨年、行動計画を策定した21都府県のうち、14都県で達成目標を盛り込んでおります。具体的に申し上げます、長野県が生活保護受給世帯の児童の高校進学率、現状が——これは本県よりも随分高いわけではありますが——93.5%を95%に、また石川県では、母子家庭の母の常用雇用率、現在の54.5%を平成29年に60%へ、ほかに、鳥取県がスクールソーシャルワーカーの配置対策を平成29年度に全市町村で実施することなど、本県が真剣に子供の貧困対策に乗り出すという覚悟があれば、一步踏み込んだ計画策定を強く望む次第であります。

続いて、県教委のスクールソーシャルワーカーについてであります。特別委員会においても、年度別の細かい対応件数や内訳の状況など数字で分析もさせていただき、さらに、調査先の小学校では現役のスクールソーシャルワーカーの方とも意見交換をさせていただきまして、改めてその重要性和、一人一人の職務の負担が大きくなっている実態もうかがえたところであります。また、九州他県との比較もさせていただきました。昨年度で、鹿児島県が43人、熊本県が22人、児童生徒数が同規模の佐賀県でも15人。本県は、宮崎市が独自に置く2人も含めて10人でありまして、人員が少ないのは明らかであります。年間の活動時間は上限が600時間で、謝金が最大で約100万円と、予算はかかりま

すけれども、実態調査から、人員の拡大は避けがたい喫緊の課題だと認識いたしております。文科省も、スクールソーシャルワーカーの配置拡充において、今年度予算が対前年度比65%増の6億4,700万円を組むなど、対策を推し進めてきております。そこで教育長に、国の事業とも連動してスクールソーシャルワーカーの増員を強く要望するものですが、御答弁をお願いいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** スクールソーシャルワーカーは、その役割が、議員御指摘のように、これまで以上に重要性を増していると考えておりまして、県教育委員会でも強くそういう認識をいたしておりますので、ぜひ増員を図りたいと願っております。そのために、私自身が直接国の担当課に行きまして、増員について要望してまいりましたが、平成28年度の国の概算要求ではこのような声を反映していただいております。この概算要求の根拠となる資料から本県の配置人数を推計いたしますと、現在の県内10人の配置から、5年後には100人程度まで増員されるような国の計画目標数値が示されております。県教育委員会といたしましては、今後も機会を捉えて国へ要望を続けますとともに、事業等の見直しを行いながら、スクールソーシャルワーカーの増員に向けて、強い思いを持って工夫と努力を重ねてまいりたいと考えております。

**○右松隆央議員** 教育長の強い決意を受けとめさせていただき、増員の実現を図っていただきたいと要望させていただきます。

現在、宮崎のこども対策特別委員会で、子供の貧困対策や家庭教育支援についてさまざまに実態調査を重ね、直面する課題に議会として何

ができるか、委員11名全員で真剣に取り組んでいるところであります。その中で、家庭を取り巻く地域、学校がしっかりと連携協力していくことの大切さを、改めて強く感じております。そこで、学校、家庭、地域の連携強化の柱となる学校支援地域本部の現在の設置状況と今後の数値目標を、教育長にお伺いしたいと思います。

**○教育長（飛田 洋君）** 学校支援地域本部事業では、地域の方々の協力をいただいて、子供たちへの学習支援や郷土芸能の伝承活動、登下校の見守り活動等が実施されております。その設置数につきましては、平成23年度は県下で34の地域でありましたが、事業効果への認識が深まってきていることなどもあり、本年度は51地域となり、17地域増加いたしております。本事業を通して、その効果として、「教師が子供と向き合う時間の確保につながった」「子供たちの学習活動が充実した」「学校と地域が一体となった取り組みにより、地域の方々と学校とのきずなが深まった」など、多くの成果が得られているところでございます。今後、本事業の一層の拡充を目指して、県教育委員会の広報テレビ番組を活用したり、実践事例集を作成し配付したりすることなどにより、多くの市町村で一層取り組んでいただけるように、本事業のよさをより積極的に広報啓発してまいりたいと考えております。

**○右松隆央議員** 文科省の統計によると、昨年12月で全国で3,746本部設置してありまして、都道府県によって取り組みに差異も出ております。地域の教育力に直結する取り組みでありますので、今後とも学校支援地域本部の設置拡大に力を尽くしていただきたいと思います。

最後の質問となります。特別委員会の調査で熊本県を訪問しました。熊本県では、家庭の事情、不安や悩み等を抱え、学習に支障を来しているひとり親家庭の子供たちに、最寄りの地域で学びの場、安らぎの居場所を確保・提供する「地域の学習教室」事業を、2年半前の平成25年1月からスタートさせております。県が実施主体となりまして、業務の一部を、適切な運営が確保できると認められる社会福祉法人やNPO等に委託して実施をしており、委託先は熊本県母子寡婦福祉連合会であります。ことしの3月末で38カ所、181名の利用があるとのことでありました。また、県の担当者のお話では、この事業は熊本県・蒲島知事の強い思いから始まったとのことでありました。「貧困の連鎖を教育で断つ」として、「地域の学習教室」の愛称は、知事の名前からとりまして「カバークラス」との愛称で、登録証や参加証も見せていただいたところでもあります。そこで、ひとり親家庭の子供たちを対象とした「地域の学習教室」事業を、熊本県のように宮崎県母子寡婦福祉連合会並びに市町村の母子会が主体となって、また学習支援員の確保、これはNPOであったり、退職校長会、退職教員でもいいと思います——と積極的に連携して実施ができないか、知事にお伺いしたいと思っております。

○知事(河野俊嗣君) 養育や就労、経済的不安等さまざまな問題を抱えたひとり親家庭の子供たちの学習を支援する取り組みは、貧困を連鎖させず、子供たちが夢と希望を持って未来を切り開いていく上で大変重要なものと考えております。このため県としましては、県母子寡婦福祉連合会が実施しております、今後の課題や支援策等に関するアンケート調査の結果や先進県の事例を参考にしながら、市町村や母子会、

NPO等と連携した学習支援の取り組みについて検討してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ知事の熱い思いで、本県における貧困の連鎖を少しでも断ち切っていただけるようお願い申し上げまして、私の一般質問の全てを終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○中野廣明副議長 ここで休憩いたします。

午後2時43分休憩

---

午後3時10分開議

○中野廣明副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、新見昌安議員。

○新見昌安議員〔登壇〕(拍手) 通告に従い、順次一般質問を行います。知事を初めとして、関係各部長、教育長、警察本部長に答弁をお願いいたします。

初めに、宮崎の未来を担う世代への支援について伺います。

公明党青年委員会は本年7月末、「青年政策アクションプラン2015」を発表いたしました。自公連立政権が最優先で取り組んできた経済再生が実を結び、日本経済が力強さを取り戻しつつある中、青年が置かれている状況はといえば、不本意な非正規雇用による低賃金、過重な長時間労働など、依然厳しいものがあります。青年委員会は昨年、全国の多くの青年の声を聞き、それを政策に反映させ、実現にこぎつけました。ことしも新たにプランを策定し、青年に光を当てた政治に取り組もうとしております。

そのプランに掲げた重点政策の一つが若者の所得増大であります。それを実現するための一つの方法として、「地方版政労使会議」を提唱しております。いわゆる「経済の好循環実現



に向けた政労使会議」は、我が党の提案で平成25年に設置されて以来、着実に企業の賃上げを促してきました。連合が7月にまとめた春闘の最終結果によると、定期昇給を含む賃上げ率は2.20%、2年連続で前年同時期を上回っており、また、7月の実質賃金は2年3カ月ぶりにプラスに転じました。

しかし、景気回復の効果が、地方、中小・小規模企業、家庭にまで行き渡っているとは言えない状況にあります。賃上げの内訳を見ると、組合組織の規模によって幅に開きがあります。小規模企業が全企業の大多数を占める地方圏では、東京などの都市圏と比べて景気回復の実感が乏しいのも当然であります。そのような状況を踏まえ、我が党は、地域活性化につながる地方創生を強力に進めるとともに、地方での賃上げを促す政労使会議を各都道府県にも設置し、特に若者の所得拡大や処遇改善をきめ細かく進めるべきだと考えます。

地方の若者の労働条件がよくなり、所得がふえれば、都市部への人口流出にも一定の歯どめがかかり、それまでためらっていた結婚や出産などを希望する人の選択の幅も広がると考えます。国の主導で賃上げの大きな流れが出てきた中、今後は、地域の実情を誰よりも知っている地方の政労使が力を合わせて賃上げ・雇用環境の改善に取り組んでいく、そのための地方版政労使会議であります。同会議に対する知事の見解を伺います。

壇上からの質問は以上とし、残りは質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

政府におきましては、経済成長の成果を国民の暮らしに反映できるよう、政府、労働者団

体、使用者団体の3者が建設的に話し合い、課題解決に向けた共通認識を得る場の創設を「日本再興戦略」で掲げ、平成25年に「経済の好循環に向けた政労使会議」を設けたところであります。現在、本県におきましても、人手不足や若者の県内就職率の向上、女性の活躍促進など、雇用に関するさまざまな課題があります。行政、労働団体、使用者団体の代表が率直に意見交換することは、県内の雇用環境に関する共通認識を持つ上で、非常に有意義であると考えているところであります。これまでも、県におきまして、各界の代表から成る「労働問題懇話会」を開催してきた経緯もありますので、今後の会議のあり方につきまして検討するよう、担当部局に指示しているところであります。以上であります。[降壇]

○新見昌安議員 8月10日の参院予算委員会で、「現下の政治課題」に関する集中審議が行われておりますが、我が党の議員が地方版政労使会議の設置を求めたのに対して、安倍首相は「地域ぐるみで働き方改革を推進するため、労使を初めとする地域の関係者が集まる会議を設置する検討を進めたい」と、このように答えています。これは期待したいと思っております。

引き続き、宮崎の未来を担う世代への支援に関して伺ってまいります。国は本年3月、少子化社会対策大綱を決定し、若い年齢での結婚・出産の希望の実現に向け、自治体や商工会議所による結婚支援の後押しをしておりますが、本県でも先月、「みやざき結婚サポートセンター」が宮崎市に開設されました。男女の出会いの場の設置に自治体が関与する取り組みは、調べたところでは、茨城県や兵庫県が数年前からスタートさせ、成果を上げているようであります。本県としても、ようやくスタート台に立つ

たところでありますが、今後どのように取り組んでいかれるのか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 県では、少子化の大きな要因である未婚化・晩婚化の進行を踏まえまして、去る8月19日に、1対1のお見合いを実施する「みやざき結婚サポートセンター」を設置いたしました。先週の9月11日現在で89名の登録申し込みをいただいているところでございます。今後は、10月に都城市と延岡市にもセンターを設置しまして、宮崎市を含め3カ所において、12月から、希望する男女のお引き合わせを実施することにしております。

センターにおきましては、テレビ・雑誌等を通じ、事業について広く県民などへの浸透を図りますとともに、社員等への周知を行っていただく応援企業・団体の募集、さらには、仲人的役割を担う縁結びサポーターの確保に努めまして、今年度は、会員数500名、お引き合わせ数150組を目標として取り組んでまいりたいと考えております。県としましては、この事業を初め、さまざまな取り組みを通じまして、少子化対策に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** 今回の少子化社会対策大綱は、子育て支援が中心だった従来の大綱から一歩踏み込んだ内容だと評価する声もございます。男女を結婚につなげることにも配慮した点であります。宮崎の結婚サポートセンターも有効に機能するように取り組んでいただきたいと思います。

次に、企業の男女を問わず従業員1人が、同じ企業の在職期間に何人の子宝に恵まれるかを推計する「企業子宝率」という指標があるようでありまして。合計特殊出生率の調査対象が15歳から49歳の女性であるのに対して、企業子宝率

は、男性を含めた15歳から59歳の従業員を対象とするようでありまして。これは、東レ経営研究所ダイバーシティ&ワークライフバランス研究部長の渥美由喜氏が考案したもののようでありまして、この指標を活用する自治体も広がりを見せております。平成23年度に福井県が全国で初めて、その後、静岡県、山梨県、三重県、鳥取県、佐賀県、滋賀県大津市などが続いております。

福井県は、夫婦の共働き率が全国の都道府県で第1位(56.8%)だそうですが、女性が家庭の外に出ている時間が長いにもかかわらず、合計特殊出生率が全国で比較的上位をキープしています。企業の取り組みに秘訣があると見て、先ほど言いましたように、県は平成23年、全国に先駆けて企業子宝率を導入したということで、現在公表されている企業子宝率の平成25年度調査結果では、750社のうち2.0を超える企業は25社に上っているということで、子育てしながらでも働きやすい企業ということをアピールできます。企業子宝率は、子育て支援に積極的な職場をふやすことを狙ったものかと思いますが、社会全体で子育て支援に取り組む機運の醸成のためにも有効と考えます。企業子宝率、本県でもこの指標を活用してはどうかと考えますが、同じく福祉保健部長に見解を伺いたしたいと思います。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 福井県を初めといたします複数の県では、御質問の企業子宝率、その調査を実施して、表彰等を行いますこととしております。同様の取り組みとしまして、本県では、例えば、未来みやざき子育て県民運動における企業表彰の実施、「仕事と家庭の両立応援宣言」企業の募集と、その宣言をし

ていただいた企業の県庁ホームページでの紹介、さらには、県と全市町村で行いました「イクボス宣言」についての企業の理解促進などに努めているところでございます。

このような中での企業子宝率の活用につきましては、国、県における合計特殊出生率とは異なり、より限られた企業単位で数値化するものでありますことから、個人への配慮、あるいは企業の理解はもちろん、既に実施している他県の状況を踏まえた効果の検証なども行っていく必要があると考えております。

**○新見昌安議員** 子宝率の高い企業を広く発信することで、若い人たちに大きくアピールすることもできます。若者を県内にとどめる手だての一つとしても有効ではないかと考えますので、一考の価値ありだと思えます。よろしく願いしておきます。

次は、女性の活躍推進についてであります。

先月28日、「女性活躍推進法」が参院本会議において、自民、公明、民主などの賛成多数で可決・成立いたしております。女性が生き生きと社会の中で活躍できる環境の実現に向けた第一歩になるんじゃないかと考えます。また、これに先立つ6月26日には、政府の「すべての女性が輝く社会づくり本部」が「女性活躍加速のための重点方針2015」を発表しております。政府が女性政策に特化した方針をまとめるのは初めてということではありますが、このことに象徴されるように、女性の社会参画拡大への動きは大きく進んでいると考えます。そこで、各分野における女性の活躍を推進すべきという観点から、本日は3つの分野に絞って何点か伺ってきたいと思います。

まずは農業分野であります。農林水産省が主導する「農業女子プロジェクト」という企画が

あります。これは一昨年の11月から進められているものであります。女性農業者が日々の生活や仕事、自然とのかかわりの中で培った知恵をさまざまな企業のシーズと結びつけ、新たな商品やサービス、情報を社会に広く発信していくためのプロジェクトということで、このプロジェクトを通して、社会全体での女性農業者の存在感を高め、あわせて職業としての農業を選択する若手女性の増加を図ると、ホームページにありました。本県におけるこのプロジェクトへの参加状況はどんなぐあいか、また、これを一過性のブームに終わらせるのではなく、しっかりと定着させる必要もあると考えます。県としてもしっかりとかかわりを強めていくべきだと思えますが、農政水産部長の見解を伺いたしたいと思います。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 御質問にございました「農業女子プロジェクト」におきましては、現在、自動車産業であるとかファストフード、さらには旅行業者など、さまざまな関連企業とのコラボレーションにより、新たな商品やサービス等の開発等を行うなど、農業を職業とする女性の感性を生かした取り組みが行われているところでありまして、全国からの参加者342名のうち、本県からは5名の女性農業者が参加いたしているところであります。

県では、本年度から、「女性の力で農山漁村パワーアップ事業」におきまして、若手女性農業者の交流会等を開催しておりますが、その中で、「農業女子プロジェクト」への参加を後押ししているところでありまして、参加した女性農業者の経験や全国の情報を県内の取り組みにもフィードバックさせることにより、さらなる女性農業者の活躍を支援し、地域活性化につなげてまいりたいと考えているところであります。

す。

**○新見昌安議員** 若い女性が参画し、企業との共同活動を通して農業の魅力を発信していけば、農業のイメージも変わり、それがひいては農村における高齢化と過疎化に一定の歯どめをかけることもできるのではないかと考えます。かかわりをしっかりと続けていかれるよう要望いたします。

次は、建設分野です。建設業の活性化に向け、国土交通省も女性の活躍を促進させております。昨年8月、「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」を官民共同で策定し、女性技術者や技能者を5年以内に20万人にするという目標を提示しております。建設業においても、高齢化の進展、若手入職者の減少、こういった構造的な問題が発生しております。女性が活躍できる現場環境の整備等に取り組んで、もっともっと女性に働いてもらおうということでしょうか。

建設業に携わる女性を以前は「ドボジョ」と言っていたのですが、現在は「けんせつ小町」と言っております。何となく美しいイメージを抱かせる言葉に変えたことでも、その意気込みがうかがえるところでもあります。確かに、女性ならではの几帳面さ、あるいはきめ細やかさ、そういった配慮は、荒々しいイメージがある建設現場の雰囲気や和らげることもできるし、その効果は大きいと思います。建設現場で働く女性技術者の育成、県としてもしっかりとかかわっていくべきだと考えますが、県土整備部長に見解を伺います。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 建設業において、女性技術者の育成を図り、活躍を支援することは、担い手の確保はもとより、建設業の魅力や活力の向上にもつながる重要な取り組みで

あると考えております。このため、県におきましては、産業開発青年隊において、女性技術者の育成にも努めているほか、建設業で働く女性の方々との意見交換会の開催や、細やかな感性を生かして現場で活躍する女性技術者の紹介などにも取り組んでいるところであります。また、全国的にも、女性技術者の活躍に向けて、支援ネットワークの形成や、愛称としての「けんせつ小町」のPRなどの取り組みが進められておりますので、県といたしましても、関係団体や機関と連携して、女性がより活躍できる環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** よろしく願いしておきます。

最後に、先ほど野崎議員も触れられましたが、林業分野です。ことし初めに既に終了してしまっておりますけれども、全国森林組合連合会が行った「森林（もり）の仕事ガイダンス2015」を周知するポスターのキャッチコピーに、「集まれ！森林（もり）男子。森林（もり）女子。」というものがありませんでした。先ほどの「けんせつ小町」や「農業女子」、あるいは運送業界の「トラガール」同様、林業分野でも女性を意識しているのかという思いがいたしました。危険な上にきつい仕事のイメージがある林業でありますけれども、ポスターの呼びかけでわかるように、女性も働ける職場であるということじゃないかと思います。紹介したポスターは、「緑の雇用」事業に関するものですが、県としても、林業担い手としての女性の参入拡大に努めていくべきじゃないかと考えます。環境森林部長の見解を伺いたいと思います。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 林業の成長産業化を図るためには、担い手の育成が必要です

が、中でも女性の活躍は大変重要であると考えているところでもあります。このため県では、作業の機械化による労働強度の低減や、簡易トイレの整備による就労環境の改善などを支援しまして、女性が働きやすい職場づくりを進めているところでございます。

また、女性を含めた担い手の育成・確保を図るために、「ウェルカム林業！担い手確保対策事業」によりまして就職相談会を開催するとともに、「緑の雇用」事業におきましても、県内の認定林業事業体への説明会や、ポスター、ホームページ等による普及啓発などに取り組んでおります。その結果、例えば「緑の雇用」では、現在539人が森林組合等の林業事業体に就業していますが、そのうちの20人が女性という実績になっているところでございます。今後とも、林業における女性の参入促進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** 先ほどの「森林（もり）の仕事ガイダンス2015」のポスターには、オレンジ色のユニホームを着た美男美女が、ヘルメットを小脇に抱えて、チェーンソーを持ってたたずむイラストが描かれておりました。20人が女性ということですが、虫や蛇、暑さ寒さに負けず、フォレストマネジャーを目指して頑張ってもらいたいと思います。

「女性活躍加速のための重点方針2015」では、科学技術立国を支える理工系の女性、いわゆる「リケジョ」の育成にも力を入れていくということでもあります。「高校教育で女の子にサイン、コサイン、タンジェントを教えるのか」、公の場でこのような発言をしてひんしゅくを買った人もいますが、本県では、女性が生き生きと活躍できる社会を実現するために、あらゆる手だてを講じていただきますよ

う、これは知事に要望しておきたいと思えます。

ちなみに私の場合ですが、高校時代に、もしもサイン、コサイン、タンジェントに少しでも興味が持っていたら、後の人生も変わっていたんじゃないかと思っております。ひとり言でございます。

次は、魅力ある観光地づくりについて、商工観光労働部長に3点伺いたいと思います。

まずは、「日本版DMO」についてでございますが、日本を訪れる外国人観光客が急増している、御案内のとおりであります。外国人観光客による国内での消費が日本の景気回復を下支えしている一方で、訪問先がいわゆるゴールデンルートに偏っており、地方創生に向けては、外国人観光客を地方に呼び込む戦略が必要になってくると思います。そこで、競争力のある観光地域づくりを推進するために、新たな事業体制として国が提示しているのが、「日本版DMO」であります。これは、地域観光振興の司令塔としての役割を担う組織というふれ込みで、細かい説明は省きますけれども、政府は今後5年間で、全国に最大90カ所設置する方向で検討を進めており、積極的に取り組む地方自治体を支援する方針とのことでもあります。そこで、本県ではこの組織をどのように捉えているのか伺いたいと思います。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** DMOは最近注目されている言葉でございますが、観光に関するマーケティングやプロモーション、観光資源の効果的な管理・調整等の業務を担い、さらに、みずから顧客を呼び込む機能を有するものとされておりますが、今般、政府が提唱された「日本版DMO」につきましては、まだ具体的な内容が示されておられません。一方、マー

ケティングやプロモーションについては、県としても極めて重要なことと考えております。今年度、民間事業者や観光協会などを対象に、マーケティング等に係る人材育成の取り組みを始めたところでございます。今後とも、「日本版DMO」に関する国の動向も注視しながら、本県の観光推進を担う人材の育成やネットワークの形成を、積極的に進めてまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** 次に、外国人旅行者に日本観光を満喫してもらうためには、買い物を楽しめる環境を整備することも大事であります。それがひいては消費額の増加につながっていきますが、消費税を免税して物品を販売できる免税店を拡大する動きが進む中で、本年4月、免税手続の一括カウンター制度が導入されたところであります。これまで個々の店舗で実施してきた免税手続を、第三者が運営する一括カウンターに委託する仕組みでありますけれども、この制度は、委託により手続の手間が省けるなど、店側のメリットとともに、旅行者の利便性の向上にも寄与すると言われており、県としても積極的に支援していくべきと考えますが、見解を伺いたいと思います。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 免税手続一括カウンター制度は、商店街等を想定しまして、外国人と店舗側の双方にとって免税手続を簡素化できる制度として、新たに導入されました。しかしながら、外国人にとっては、商品を購入した店舗から離れた場所で免税手続をしなければならない場合があること、店舗側にとっては、一括カウンター設置のための場所と人員の確保、免税手続後の精算事務の発生などの課題も多く、現在のところ、全国の商店街で取り組んでいる事例は2カ所となっております。県

といたしましては、今年度、一括カウンターも含め、全ての免税店を対象に、免税手続がスムーズに行えるよう、機器類導入に対する補助制度を設けております。今後とも、地域の実情を踏まえつつ、免税店の拡大に向けて支援してまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** 3点目に、「動画の力、恐るべし」という観点から伺いたいと思います。AKB48の「恋するフォーチュンクッキー」に合わせて、日本全国老若男女、猫もしゃくしも知事も県職員も踊りまくったのは、2年前のちょうど今ごろでありました。早いものです。その年の11月議会の一般質問のイントロダクションでそれに触れて、動画での情報発信を訴えたところございました。

ところで、この夏、話題となった動画を挙げろと言われれば、イの一番に小林市の移住促進PRムービー「ンダモシタン小林」を挙げたいと思います。ユーチューブでの公開2週間で100万回以上の再生だそうであります。これは遊び心満載で何回見てもおもしろく、移住とまではいかないまでも、「行ってみたいな」と思う人はかなりの数になったんじゃないかと思えます。本当のフランス人かどうかはわかりませんが、外国人が小林の魅力を紹介するという設定自体、目のつけどころが違うなど感心させられました。きょうの質問は、移住ではなく、観光についてでありますので、実際に宮崎に住んでいる外国人の協力を得て、外国人目線で、海外向けに特化した宮崎の魅力を発信するプロモーションビデオをつくってはどうかという提案でございます。見解を伺いたいと思います。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 海外からの誘客や本県の海外での知名度・好感度向上を図るためには、豊かな自然環境や恵まれた食

材、神話ゆかりの名所・旧跡など、本県ならではの多彩な魅力を、それぞれの国・地域ごとの市場ニーズや歴史・文化等の実情を踏まえながら、わかりやすくしっかりとPRしていくことが重要であると考えております。このため、これまで、例えば台湾や香港では、現地メディアとの連携により本県での取材ツアーを実施し、現地の嗜好やニーズを踏まえたテレビ番組の制作・放映等による情報発信を行ってきております。

御紹介にありました小林市のような印象深く発信力が高い映像や、外国人ならではの視点・感性を生かした情報発信は、宮崎の魅力をPRする上で大変有効な手段であります。海外の旅行会社やメディア、在住外国人等の意見も参考にしながら、より効果的な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** よろしく願いしておきます。

次に、防災対策について何点か伺っていきたいと思います。

防災・減災対策については、これまでも何度か質問したところでありますが、24年9月の代表質問において、高校生を対象とした地域防災リーダーの養成に取り組んではどうかと提案したところでありました。そのときの教育長の答弁は、「体験活動などを通して、災害時の支援者としての役割を自覚させるなど、地域防災リーダーとしての素地を育成することが重要と考え、県立学校の代表を宮城県に派遣し、その活動状況や成果を県内全ての県立学校生に伝えるなど、体験活動や体験したことを伝え合ったりする活動に取り組んでいる。それを通して地域社会に貢献することの大切さを実感させながら、地域を支える人材育成に取り組んでいき

い」というものでございました。引き続きしっかり取り組んでおられることと思いますが、改めて、高校生を防災リーダーとして育成するその取り組みについて、教育長に伺いたいと思います。

**○教育長(飛田 洋君)** 県教育委員会では、昨年度から、高校生の防災リーダーを育成する講座を開講いたしております。その内容ですが、今年度の例で申し上げますと、各学校の代表生徒143名に対し、県の防災士養成研修でも講師を務めていただいている専門家を県外からお招きし、地図を使って、水害や土砂災害の被害を予想させ、危機を回避するための避難行動を考える演習や、各学校付近の防災マップづくりとあわせて、学校や地域の課題を洗い出し、それを解決するための検討を行う演習など、実践に結びつくような研修をいたしております。

また、今回学んだことを学校に持ち帰って、どのように活用していくかについての意見発表や、地域の防災士の具体的な活動について紹介なども行って、学校でリーダーとして活躍することはもとよりでございますが、将来、地域防災に貢献できる人材となることを意識させた研修に取り組んでいるところであります。

**○新見昌安議員** 一步踏み込んだ取り組みがなされていること、評価するとともに感謝申し上げます。これからもしっかり継続していただきたいと思います。

次に、同じ24年9月議会において、防災訓練の一つとして、より多くの県民が一斉に参加しての訓練である、地震発生を想定したシェイクアウト訓練を提案したところでありました。ことしじゅうに実施すると聞いております。その周知方法、参加方法など、現時点での概要について、危機管理統括監に伺いたいと思います。

**○危機管理統括監（金丸政保君）** シェイクアウト訓練は、地震が発生したことを想定いたしまして、家庭や職場などのそれぞれの場所で、同じ時間帯に一斉に、机の下に潜り込むなどの身を守る行動をとる訓練でございまして、大がかりでなく1分程度で手軽に実施できるものがあります。この訓練を通じまして、地震の際の安全確保行動を身につけるだけでなく、県民みんなで防災に取り組んでいこうという機運の醸成も図ることができるものと考えております。

県内全域でシェイクアウト訓練を実施いたしますのは、今回が初めてでございまして。来る11月5日、この日は「津波防災の日」に当たりますが、平日の木曜日、午前10時から実施いたします。今後、学校、企業等に広く参加の呼びかけを行いますとともに、テレビや新聞等を通じて周知を行う予定としております。できるだけ多くの県民の皆様に参加していただきたいと考えております。

**○新見昌安議員** 大分市では、昨年引き続き、9月1日の「防災の日」に2回目のシェイクアウト訓練を実施しておりますが、全県下で一斉に行うのは余り例がないんじゃないでしょうか。答弁にあったように、本県としては初めての取り組みであります。しっかりと周知に努めていただきたいと思っております。よろしく願いしておきます。

次に、この6月議会において、国土強靱化地域計画の検討状況について質問したところでありますが、答弁では、「地域防災計画や南海トラフ巨大地震に関する減災計画などの既存の計画と整合性を図りながら、本県版の国土強靱化地域計画のあり方について検討したい」ということであります。今後の動きに期待が膨らむところでありますが、策定に当たっては、大規

模災害発生後の交通・物流ルートの確保と早期復旧を図るために、そのルート分断を回避するための対策を講じておくことが重要と考えます。

特に、県が管理する68路線1,279キロメートルの緊急輸送道路のふぐあいは絶対に避けなければなりません。災害発生時の道路の陥没などはよく耳にするところでもあります。さまざまな状況に起因する空洞化が陥没の原因であります。この問題につきましても、昨年9月議会において、我が会派の重松議員が取り上げたところではありますが、改めて、未然防止のためにも、高い精度の地中レーダー探査機を使った空洞調査を確実に実施しておく必要があると考えます。県土整備部長の見解を伺います。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 道路の空洞調査につきましては、地下埋設物などの老朽化が進む中、安全な通行を確保する観点から、都市部を中心に取り組みが始まってきております。本県におきましても、平成25年度から、緊急輸送道路などの路線のうち、交通量や地下埋設物が多い区間において、実施例の多い地中レーダー探査により試験的に調査を進めているところであります。この空洞調査は、掘削せずに地中の状態を把握するもので、高い精度や経済性などが求められますことから、現在、さまざまな調査手法の開発が進められており、県では、より効果的な調査手法を検討するため、他県の事例などについて情報収集を行っているところであります。今後とも、空洞調査の活用などにより、道路の安全性の確保に努めてまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** よろしく願いしておきます。

次に、大規模災害が発生した際に、被災地に



急行し緊急医療を行う災害派遣医療チーム、いわゆるDMATは、各都道府県で組織化されておりますが、社会福祉士や介護福祉士などの福祉の専門家で編成され、配慮が必要な高齢者、障がい者などを支援する災害派遣福祉チーム、通称DCATを創設する動きがあります。災害時にケアが必要な高齢者や障がい者を福祉分野でどう支援するか。東日本大震災の教訓を踏まえれば、また、今回の関東、東北地方の水害発生後を見ても、ぜひとも設置すべきとの思いが強くなりますが、本県におけるDCATについての考え方を福祉保健部長に伺いたいと思えます。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 本県では、現在のところ、お尋ねのDCATには取り組んでおりませんが、高齢者等に配慮した福祉避難所を国のガイドラインに基づきまして順次整備を進めており、現在、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設を中心に、154カ所を指定しているところでございます。また、平成25年に締結されました社会福祉施設間の災害時相互応援協定では、被災施設の要請に応じて、県内の759施設が相互に人的・物的応援を行うこととしているところでございます。災害時の要配慮者への支援は大変重要であると考えております。今後とも、ただいま申し上げたような取り組みのさらなる充実を図りますとともに、お尋ねの県外への派遣も想定されるDCATにつきましても、他県の取り組み状況などを参考にしながら、今後、そのあり方について検討してまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** 前向きだと捉えました。ありがとうございます。

防災対策の最後になりますが、本年7月、インターネット通販大手のアマゾンジャパン、ヤ

マト運輸、徳島県が連携・協力し、「災害発生時における物資輸送に関する協定」を締結しております。ちょうど1年前の9月、アマゾンジャパンと徳島県の2者間で、避難所に物資を寄附するサービスに関する協定を結んでおりますが、ことしはここに輸送を担当するヤマト運輸が加わったこととなります。被災者と全国の支援者をつなぐ新たな支援スキームを構築し、被災者の本当に必要とする物資を必要な量だけ提供することができるようになるとありました。徳島県同様、南海トラフ巨大地震などの大災害が発生すれば、多数の避難者が予想される本県においても、参考にすべき取り組みであります。このことについて県はどのように考えているのか、危機管理統括監に伺いたいと思えます。

**○危機管理統括監（金丸政保君）** 大規模災害が発生した場合の被災者に対する物資の供給につきましては、本県でもその体制の整備に取り組んでおりまして、先月も、支援物資を集積する拠点の開設、運営について、関係団体等との協定を締結しております。御質問のありました徳島県の事例は、避難所にいる被災者が、災害時に必要な物資をインターネット通信販売で掲載されている商品からみずから選んで、そして、その購入費については、被災者を支援しようとする第三者が支払うという方法でありまして、支援物資が被災者ニーズに対応していないのではないかという、これまでの課題を解消する一つの手法ではないかと考えております。県といたしましては、このような取り組みも参考にしながら、被災者への物資の供給体制について検討してまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** これについても前向きな答弁、ありがとうございます。あり余る支援物資

をもてあます状況の発生を抑えるためにも、有効な取り組みだと思えます。十分検討していただきたいと思えます。

次は、難病対策についてであります。

昨年9月議会において設置を要望したところですが、難病医療法では県の努力規定となっている難病対策地域協議会の設置に向けての検討状況について、福祉保健部長に伺いたいと思えます。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 県ではこれまで、保健所を中心としまして、医療や福祉分野の関係機関や患者及びその家族により構成されます連絡会議やケース検討会、さらには、雇用や年金の関係機関も含む相談会などを開催して、難病患者の療養生活の維持・向上などに取り組んできたところでございます。また、平成27年1月のいわゆる難病法施行後は、この連絡会議などにおいて、法律制定の趣旨を踏まえまして、難病患者のさらなる支援のあり方について検討を行ってまいっております。お尋ねの難病対策地域協議会の設置につきましては、今後、国から示されます組織及び運営に関する方針を踏まえまして、こうした既存の会議の活用も含めて検討してまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** 答弁にあったように、組織及び運営に関する詳細は、これから政省令で規定される予定になっております。規定決定後は速やかに検討していただきたいと思えます。

引き続き福祉保健部長に伺います。本年1月に施行された改正児童福祉法により、小児慢性特定疾病がそれまでの514疾病から704疾病へ、対象患者数が11万人から15万人に広がったところですが、新制度では、子供の成長に合わせた自立支援事業も創設されたと聞いており

ます。小児慢性特定疾病児童等自立支援事業というものですが、その概要と、本県ではどのように取り組んでいるのか伺いたいと思えます。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業は、都道府県や中核市等が実施主体となり、長期にわたり療養を必要とする児童等及びその家族の負担軽減や、児童等の自立・成長の支援を目的に、地域の社会資源を活用して、相談支援や相互交流支援などを行うものでございます。県では、各保健所におきまして本事業を実施しており、家庭での療養に関する相談対応や、患者同士の交流会、研修会などを行っております。また、必要に応じ、関係機関との連携を図りながら、一時預かり施設への紹介なども行っているところであります。

**○新見昌安議員** これまで子供の難病の多くは、全年齢で医療費助成がある指定難病ではないため、成人後の医療費負担が大きく患者にのしかかるという問題があったわけですが、今回、改正児童福祉法と同時にできた難病医療法によって306疾病に拡大された指定難病には、一部ですが、子供の難病も入っております。それにより、成人後の医療費負担が軽減されることは、家族にとってもありがたい。加えて、自立に向けての支援は、本人のみならず家族にも安心感を与える。今後もしっかり取り組んでいただきたい。よろしく願いしておきます。

次は、高齢化の進展に伴う諸問題について、何点か伺ってまいります。

まずは、認知症対策について3点伺います。国は、認知症対策を国家的な課題として位置づけ、総合的に進めるため、認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランを策定し、施

策を進めているところでありますが、そこに掲げた7本柱の一つに「若年性認知症施策の強化」というものがあります。そこで伺いますが、本県における若年性認知症の患者は何人ぐらいいるのか。また、同プランにおいては、若年性認知症対策として全都道府県に相談窓口を設置することとなっており、これについては早目に設置すべきと考えますが、福祉保健部長に見解を伺います。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 若年性認知症は、65歳未満で発症する認知症でありますけれども、厚生労働省の推計では、人口10万人当たりの若年性認知症患者数は47.6人とされておまして、これを本県に当てはめてみますと、300人程度と推計されます。相談窓口につきましては、現在、県内3カ所の認知症疾患医療センターや69カ所の地域包括支援センターが、若年性を含む認知症全般の対応を行っておりますが、若年性認知症については相談件数が少なく、ノウハウの蓄積が難しい面もございますので、今年度、関係職員の専門性を高めるための研修会を行うこととしております。今後、これらの関係機関と連携を図りながら、若年性認知症の方やその家族に寄り添ったよりよい相談体制のあり方について、検討を進めていきたいと考えております。

**○新見昌安議員** 次に、認知症による徘徊で行方不明になり、保護された後も身元が判明しないケースが相次いでいると言われておりますけれども、そのような事態の発生をなくすための体制強化は重要だと考えます。どのように取り組んでいくのか、同じく福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 本県では、認知症高齢者が行方不明になった場合に備えまし

て、市町村、警察、消防、交通機関などが連携した「徘徊高齢者SOSネットワーク」が県内全域に設置されておりまして、行方不明者をできるだけ早く発見・保護する体制を整えているところであります。また、市町村間や県境を越えた広域での体制につきましても、市町村・警察署間の捜査協力の方法や、他県への情報提供・協力要請の方法をルール化しているところであります。

今後、これらのネットワーク等を円滑に運営するため、関係機関による合同研修会を開催するなど、なお一層の連携強化に努めてまいりたいと考えておりますが、認知症高齢者に対しましては、まずは地域全体での見守りが大切でありますので、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を支える「認知症サポーター」の拡大などにも努めてまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** ところで、徘徊ではないか、認知症を患っているのではないかと疑われる高齢者に接触する機会が比較的多いのは、市民・県民の安心・安全のために日夜奮闘されている警察官ではないかと思えます。そのような状況時、接する警察官が適切に対応できるようにしておくことが重要と考えますが、どのような対策を講じていくのか、警察本部長に伺います。

**○警察本部長（野口 泰君）** 高齢化社会の到来により、今後、認知症高齢者に係る行方不明事案や身元不明の迷い人の保護、交通事故などの増加が懸念されるところであります。このため、警察では、第一線で活動している警察官が、認知症を正しく理解して適切な対応ができるよう、本年6月3日、警察本部において、約100人の警察官が参加し、ロールプレイング式の実技を含めた「認知症サポーター養成講

座」を開催しました。これを皮切りに、宮崎北警察署、延岡警察署、日向警察署の3警察署で同講座を開催しており、約300人が受講しております。今後、そのほかの警察署にも広げたいと考えております。

**○新見昌安議員** 認知症サポーターの現行の養成目標は、平成29年度末で600万人だそうですが、達成が目前に迫っており、新オレンジプランでは800万人に上積みするそうであります。警察の取り組みもそれに貢献することになりますので、よろしく願いしておきます。

次は、介護従事者への支援について、福祉保健部長に2点伺います。1点目ですが、少子高齢化の進展で、高齢者を支える介護人材の確保がますます厳しいものになると言われております。先ほど野崎議員も取り上げておりました。それは、処遇や給与の面で介護現場に人が集まらないこともあります。離職が多いのも一因です。離職率が高いということでもあります。そして、その離職率を押し上げている要因の一つが腰痛だと言われております。介護従事者には腰痛を抱えている人が多い。まずは、本県の現状について伺いたいと思います。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 介護従事者の腰痛に限定した調査はございませんが、平成26年度に公益財団法人介護労働安定センターが実施しました「介護労働実態調査」によりますと、本県の介護従事者の約3割の方が、「腰痛や体力に不安がある」と回答されております。また、国がまとめました平成26年の「職業性疾病の発生状況」によりますと、本県において、腰痛が原因で労働災害の認定を受け、4日以上休業した方は、全産業で32人でありましたが、その半数の16人が社会福祉施設の従事者となっております。

**○新見昌安議員** やはり、腰にかなりの負担がかかる仕事だということがわかりました。厚生労働省は、「職場における腰痛予防対策指針」を策定していますが、平成25年6月、同指針を19年ぶりに改訂し、適用範囲を介護・看護作業にまで広げ、対策を求めています。本県ではどのように取り組んでいるのか伺いたいと思います。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** やはり、腰痛に不安を抱える介護職員は多いということで、その予防対策を図ることは、職員の健康管理や安全対策はもとより、離職の防止にも効果があるものと考えております。県では、従来から「職場における腰痛予防対策指針」を踏まえまして介護サービス事業所等の指導や、腰痛予防対策の啓発を実施しているところであります。また、今回の補正予算でお願いしております「腰に優しい介護技術普及事業」においては、新たに腰痛予防マニュアルの作成でありますとか、県内を6ブロックに分け、理学療法士を講師にした研修会の開催を計画しているところであります。今後とも、介護職員の腰痛予防に努めてまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** 神奈川県では、ロボットスーツを活用して職員の負担軽減を図る事業を、6月から試験的に始めたようであります。サイバーダイン社が開発したロボットスーツ「HAL介護用（腰タイプ）」というもので、100台導入したそうであります。映画「ターミネーター」の中で出てくる会社名と同じでびっくりしましたけれども。神奈川県では本年6月、「人の力のみで抱え上げない介護・看護」を推進します」とうたった「神奈川らしくらく介護宣言」なるものを発表しておりますが、本県でも、ただいま答弁で述べられた事業を実効あるものにし

ていただくよう要望しておきます。

最後に、教育に係る諸問題について、教育長に伺ってまいります。

この6月、改正学校教育法が成立し、来年度から小中一貫校が義務教育学校として制度化されます。小学校6年、中学校3年の6・3制の変更を可能にする法改正は、昭和22年の学校教育法制定以来の大きな改革となるということです。一貫校は、今まででも特例として認められておりまして、現に本県においては18の公立小中一貫校があり、成果を上げていると認識しております。そこで、今回の法改正を受け、改めて、本県における小中一貫教育に対する評価と、今後の小中一貫校の設置に対する県の考えを伺いたいと思います。

**○教育長（飛田 洋君）** 本県の各市町村におかれましては、児童生徒数が減少する中にありますが、よりよい教育環境を提供するため、地域の実態に応じ小中一貫教育などを導入し、子供たちの社会性の育成や学力向上に取り組まれているところでございます。一貫教育の効果について、学校からは、「教員が、小中学校の垣根を越え、小中両方の教育活動に触れることにより、効果的な指導が行えるようになった」「小中学校の交流において、中学生が小学生に優しく教える、小学生が中学生への憧れを持つなど、思いやりや社会性を育むことができた」などの声があり、一貫教育の効果の評価いたしているところであります。県教育委員会といたしましては、市町村に対し、小中一貫教育校に関して、すぐれたカリキュラムの紹介や教員の指導体制のあり方への助言、さらには、国からのさまざまな情報の提供を行うなど、しっかりと支援をしてまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** 小中一貫校は、中学進学時の

環境変化に対応できず、不登校やいじめがふえる、いわゆる「中1ギャップ」の緩和にも役立つなど、多くの成果も認められております。さらにふえそうですねけれども、一方で、いずれは小中両方の教員免許保有が必要になってくる、また、小中間の連携に向けた事務作業の増加といった問題も予想されます。実施主体は市町村ですが、きめ細かな支援をお願いしておきたいと思います。

次に、スクールソーシャルワーカーについても準備しておりましたが、先ほどの右松議員の質問との重複を避け、1点伺いたいと思います。教育相談充実のために配置しているスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどは、しっかりと連携をとりながら、子供を取り巻く問題に対応する必要があると考えますが、現状はどうなっているのか、教育長に伺いたいと思います。

**○教育長（飛田 洋君）** 不登校や非行などの対応に当たっては、学校や保護者だけではなく、心理や福祉などの専門家が連携して、問題の解決に当たることが重要であると考えております。例をお話ししますが、不登校の解決に向けて、心理の専門家であるスクールカウンセラーが、専門性を生かして子供との面談を行っていたら、どうもこれは家庭に原因があるということが判明して、スクールカウンセラーからスクールソーシャルワーカーにその情報をつないで、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーが児童相談所や福祉事務所へ働きかけ、関係機関が連携して家庭環境の改善を図り、不登校の状況が改善された例の報告を受けております。

また、法に触れるような問題を起こした生徒に、家庭の状況をよく知っているスクールソー

シャルワーカーが、警察OBであるスクールサポーターとともに対応した例もあり、学校と複数の専門家が連携した細やかな支援が、子供たちの抱える課題の解決につながっていると考えております。

**○新見昌安議員** ありがとうございます。今後とも連携を緊密にとっていただくとともに、スクールソーシャルワーカーの増員については、先ほどの答弁でもありましたけれども、引き続き国に対して強く要望する努力を続けていっていただくようお願いいたします。

最後に、夜間中学に関して伺いたいと思います。文部科学省は7月末、不登校などで中学の授業を十分に受けられなかった人の学び直しの場を確保するため、既に中学を卒業した場合でも、夜間中学で受け入れられるよう、全国の都道府県教育委員会に通知を出したと聞いております。本県には公立の夜間中学はありませんが、同様の県も多数ある中で、文部科学省は未設置県に少なくとも1校設置されるよう調査を行っており、本県では昨年調査が行われたということも聞いております。そこで、その調査状況と、夜間中学設置に関しての本県の基本的な考えを伺いたいと思います。

**○教育長（飛田 洋君）** 夜間中学校につきましては、昨年の9月に国が一斉調査を行いました。その際に、県教育委員会として、全ての市町村を対象に、その設置について地域住民等からニーズはないかなどの聞き取り調査を行ったところであり、その結果、調査時点で全ての市町村で夜間中学校は未設置であり、設置検討の予定もないとの回答でありました。しかしながら、既に幾つかの市町村においては、義務教育未修了者や不登校等により義務教育を十分に受けられなかった方を対象に、基礎学力を

補充するような講座を実施しているという報告もございました。県教育委員会といたしましては、現在、国においても夜間中学校の設置促進等の議論がなされておりますことから、その動向を注視しながら、市町村に情報提供を行うなど、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

**○新見昌安議員** よろしく願いしておきます。

今回は分量が多くて、時間内に終わるか心配でしたが、何とか終わることができました。

以上で私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

**○中野廣明副議長** 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後4時8分散会

9月15日（火）

# 平成 27 年 9 月 15 日 ( 火 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (39 名)

1 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
5 番	岩 切 達 哉	( 同 )
6 番	右 松 隆 央	(宮崎県議会自由民主党)
7 番	二 見 康 之	( 同 )
8 番	清 山 知 憲	( 同 )
9 番	島 田 俊 光	( 同 )
10 番	日 高 博 之	( 同 )
11 番	野 崎 幸 士	( 同 )
12 番	日 高 陽 一	( 同 )
13 番	星 原 透	( 同 )
14 番	西 村 賢	(無所属の会)
15 番	関 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	( 同 )
20 番	中 野 一 則	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	横 田 照 夫	( 同 )
22 番	押 川 修 一 郎	( 同 )
23 番	宮 原 義 久	( 同 )
24 番	黒 木 正 一	( 同 )
25 番	松 村 悟 郎	( 同 )
26 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	満 行 潤 一	( 同 )
31 番	井 上 紀 代 子	( 同 )
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	山 下 博 三	( 同 )
34 番	丸 山 裕 次 郎	( 同 )
35 番	外 山 衛	( 同 )
36 番	坂 口 博 美	( 同 )
37 番	蓬 原 正 三	( 同 )
38 番	井 本 英 雄	( 同 )
39 番	中 野 廣 明	( 同 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	茂 雄 二
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	桑 山 秀 彦
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	永 山 英 也
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	関 師 雄 一
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	島 原 俊 英
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	野 口 泰
代 表 監 査 委 員	高 橋 博 昭
人 事 委 員 会 事 務 局 長	亀 田 博 昭

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	日 隈 俊 郎
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明



◎ 一般質問

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、横田照夫議員。

○横田照夫議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。自由民主党の横田照夫です。ことしの春の選挙で、おかげさまで何とか4期目の当選を果たすことができました。御支援いただいた皆さん方に感謝の気持ちでいっぱいです。

それにしましても、今回の1期生の皆さん方、みんなそれぞれ存在感があって、元気がいいですね。私もそういう1期生の皆さん方にもいい意味での刺激をいただきながら、この4年間しっかりと務めていかなければいけないなと思っているところです。

そういう思いを込めて、早速、きょうの質問に入らせていただきます。

制度のはざまの中で悩み苦しんでいる人がおられます。その人は、生後、小児麻痺で障がいを持たれました。現在、障害等級は6級だそうです。以前は大きな企業に正社員として勤めておられました。当初3年間の嘱託で入社をされましたが、3年後に試験に受かり、正社員として15年間勤められました。その会社からはすごくよくしていただいたそうです。しかし、会社の経営状況が悪くなって希望退職を募られたときに、会社に恩義を感じていたので、会社のためという思いで希望退職に応じ退職をされました。資格としては、普通免許のほかにフォークリフトや危険物取扱なども持っておられます。つまり、健常者と同じように仕事ができるとい

うことです。

退職後の次の仕事を求めてハローワークに行っただけですが、障がいを持っているということで障がい者枠に回されて、適職がなかなか見つかりません。健常者と同じように仕事ができるにもかかわらず、障がい者枠に回されるんです。ある会社の採用に応募するとき、ハローワークに書類を依頼すると、障がいがあるということではねられるのではないかと思います。自分で直接会社に書類を持っていかれたそうです。自分の体を見てもらって、障がいはあるけれど、健常者と変わらない仕事ができるんだということを知ってほしいとの思いからです。でも、結局は不採用だったそうです。生活保護の申請にも行かれましたが、「家や車を持っているので該当しない」と言われたそうです。担当職員からは、「全財産が15万円以下になってから来るように」とも言われたそうです。生活保護から抜け出すときに準備金も要るし、仕事をする上で車も必要だと思います。丸裸にならないと生活保護の対象にならないのはおかしいような気がします。この人は障害等級が6級なので障害者年金等ももらえません。できるんだけど、健常者と同じような仕事もさせてもらえません。生活保護の対象にもなりません。

いろんな法律や制度は弱者を救済するためにあると思いますが、それらの制度のはざまにあって、何の救済もしてもらえない人もおられます。各種の制度があっても、現実的には低所得で悩んでいる人がいる現状について、知事はどのように考えておられるかをお伺いいたします。

以上を壇上からの質問とし、以下は質問者席から行わせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようござ

います。お答えします。

各種の支援制度には、それぞれの趣旨、目的に応じた支援の要件が定められておりますことから、御質問にありますような、いずれの支援も必ずしも十分に受けることができず、御本人の期待に沿えないケースも生じ得るものと考えております。社会全般を見ましても、産業構造の変化に伴う非正規雇用の増大等によりまして、厳しい生活を余儀なくされている方が増加する傾向にありますことから、そうした生活困窮者への対策というのは極めて重要な課題であると認識をしております。そのような中、ことし4月から生活困窮者自立支援法がスタートし、新たなセーフティーネットとして自立相談支援事業や就労準備支援事業などが設けられたところであります。県としましては、こうした制度も活用しながら、今後とも市町村や労働局など関係機関との連携をより一層深め、生活困窮者への支援に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○横田照夫議員 ありがとうございます。

続いて、福祉保健部長に質問しますが、生活保護制度で家や自動車などの保有が認められる場合はないのかをお伺いいたします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 生活保護を受けるためには、まずは、預貯金、土地、家屋、自動車など保有する資産は生活のために処分するなどして、活用できるものは活用することが要件とされております。このため、資産につきましては原則として保有できませんが、生活の維持や自立の助長に配慮しまして、例えば、個々の世帯の実態やその地域の実情等に応じまして、現在居住している家屋や、障がいなどのため通院等に必要自動車などにつきましては、例外的に保有が認められることもございま

す。

○横田照夫議員 賃金が月13万円のところに応募したら、障がいがあるということで10万円に下げられたそうです。「会社としては生産性を考えなくてははいけませんのでやむを得ないと思うんだけど、その差額分を行政が補填するといった支援はできないものか」というふうにも言われました。いかがでしょうか。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 働く方の賃金・給与に関しましては、一般的には、障がいの有無にかかわらず、働く方の技術や経験などの能力、あるいは職務内容などを考慮して決定されるものと考えております。御質問にありました、賃金の補填を直接行政が行うということは困難でありますけれども、行政といたしましては、障がいのある方がその能力を最大限発揮して、自立できる環境づくりに取り組んでいくことが必要であると考えております。そのため県といたしましては、国を初めとする関係機関とも連携しながら、障がいのある方の個々の状況に応じた実践的な職業訓練による技術向上でありますとか、その方に適した職場の紹介、さらには、企業に対する障がい者雇用の理解促進や、障がい者を雇用する企業に対する助成金の支給などによる、職場の確保や定着に取り組んでいるところであります。今後とも引き続き、障がい者一人一人のニーズに応じた就労と自立支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 その人は自立相談支援センターにも行かれたそうです。2人体制で対応していただき、金銭的余裕等の生活状態や、どういう仕事がいいかなどいろいろ聞かれたそうです。でも、センター自体には仕事のストックはなく、結局はハローワークと一緒に行って担当

職員につないただけだったということでした。

「これでは自分でハローワークに行くのと全く同じではないか」というふうにも言われました。ことし4月に、今言われましたように生活困窮者自立支援制度が始まりました。これは生活困窮者自立支援法に基づいて始まった制度ですが、この支援制度での自立相談支援機関の役割とその支援の内容についてお伺いします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 自立相談支援機関は、多様な課題を抱えます生活困窮者に対し、自立に向けた包括的・継続的な支援を行うものでありまして、福祉事務所等に設置しております。支援の内容といたしましては、配置されている相談支援員が、生活困窮者が抱えている就労の問題、あるいは心身の不調、家計の管理の問題などさまざまな課題を整理しまして、それぞれの状況に応じたきめ細やかな助言・指導を行いますとともに、必要に応じて社会福祉協議会やハローワークなど関係機関との連絡調整を図りながら支援計画を策定しまして、継続的な支援を行っております。また、生活困窮者の早期把握にも努めているところでありまして、市町村、関係機関等と連携し積極的に訪問等を行い、課題がより深刻になる前の解決に努めているところであります。

**○横田照夫議員** 本県は、障害者差別解消法を踏まえて、障がい者差別の解消に関する条例の制定を目指す意向があるとお聞きしております。その条例において障がい者の雇用に関する規定も盛り込んでいただきたいと考えますが、県の考えをお聞かせください。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 現在策定作業中の障がい者差別の解消に関する条例案では、いわゆる障害者差別解消法の趣旨を踏まえまして、公的機関や民間事業所が障がい者に対して

行うさまざまなサービス提供の際の、障がいを理由とする不利益な取り扱いの禁止や、合理的配慮の提供等に関する規定を盛り込む予定としております。このような雇用に関する規定を含めまして、さまざまな分野に関する規定につきましては、今後、障がい者団体や商工団体を初め関係機関などからも幅広く御意見を伺いますとともに、他県の条例も参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

**○横田照夫議員** この人は、「もういい年なんだから自分のことはいいんだけど、若い人で同じような境遇にある人がいるかもしれない。そういう人たちに、人並みの生活ができるような法律や制度にしてほしい」と言っておられます。生活困窮者自立支援制度とか障害者差別解消法など、新たな法律ができていることを考えると、弱者を守っていこうという姿勢は感じられますが、障害者雇用促進法の条文を見ますと、「事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときはこの限りではない」といった表現もありまして、何か抜け道がありそうな気がします。生活弱者をしっかりと守っていけるような法律・制度になっていくことを期待したいと思います。

次に、畜産政策について、農政水産部長にお尋ねします。

2012年に、宮崎牛の定義として、「肉質等級4等級以上はそのままに、原則として、本県ゆかりの血統の親牛から県内で生まれ、県内で肥育された黒毛和種に限る」として、生産者などとの協議を重ね、2015年度の導入を目指すことと決められました。また、父と、母の父の両方が県が認める種雄牛であることと、肉に含まれるうまみ成分の一種であるオレイン酸含有量を基準とすることも検討していくとされました。今年

度導入の予定でしたけど、どのようにまとまったのか、検討結果をお尋ねします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 宮崎牛の定義につきましては、これまで、お話にもありましたように、最長飼養地が宮崎県の黒毛和種であること、それから日本食肉格付協会による格付において肉質等級が4等級以上のものであること、そして血統が明らかなものであること、この3つの要件を満たしたものとされておりましたが、ことしの4月に、1つ目の要件が、「宮崎県内で出生し、最長飼養地が宮崎県の黒毛和種」というふうに変更されました。いわゆる「宮崎生まれ」という要件が新たに追加されたところであります。

御質問にありましたオレイン酸含有量の件です。うまみ成分の一種であるオレイン酸含有量につきましては、牛肉のうまみには多数の成分が関与しているという意見もございまして、現在のところ合意に至っておりません。また、父牛が県内種雄牛であるという要件につきましては、一定の合意形成が進んでおりまして、平成29年度以降の適用について検討がなされているところであります。

**○横田照夫議員** 先日、三重県松阪市に調査に行かせていただきました。松阪牛の定義は、「全国から優秀な血統の子牛を導入し、松阪牛個体識別管理システムに登録された未經産の黒毛和種雌牛」としてあります。つまり、肉質等級に制限はなくて、3等級以下の肉でも松阪牛になり得るということです。米沢牛は、「生後月齢32カ月以上のもので、日本食肉格付協会が定める3等級以上の、外観並びに肉質及び脂質がすぐれている枝肉」としてあります。また、飛騨牛は、5等級のものを最上級品、4等級のものを上級品、3等級のものを標準品として、飛

騨牛の名前が使える範囲を拡大したそうです。このことにより、今後の出荷頭数が以前より数倍となり、手の届かない存在から身近な食材として普及が進むことが期待されるということです。現在、サシ重視から赤身志向に向かいつつあると言われておりますけど、宮崎牛の定義で肉質を3等級まで広げる選択肢はなかったのかお伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 宮崎牛の定義の見直しにおきましては、赤身志向などの新しいニーズの多様化も踏まえまして、さまざまな検討がなされたということですが、最終的には、肉質等級につきましては、ブランドとしての品質を確保する観点から、現行の4等級以上ということを変更しないことで決定したというふうに聞いております。

**○横田照夫議員** 以前から本県に枝肉市場の開設を望む声がありました。牛の体重を20～30キロも目減りさせながら仕上がった肉牛を大阪とか東京まで送るよりも、ダメージのない肉牛を県内で屠畜して競りを行えば、県外の購買者は、朝一の飛行機で宮崎に入り、午前中に下見をして午後の競りで買い付けをし、飛行機で帰っていくこともできます。子牛市場には、県外から優秀な子牛を求めて多くの購買者が来られ、宮崎空港を利用し、ホテルに泊まり、ニシタチかいわいで飲食をし、宮崎にお金をたくさん落としておられます。宮崎に来なければ子牛も枝肉も買えない状況をつくるのが大事ではないかということですけど、県内での枝肉市場開設はできないものかお伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 現在、本県の食肉取引は、生産者と食肉業者による相対取引で行われております。御質問にありました枝肉市場につきましては、これまで東京や大阪を初

め、岐阜県の飛騨など調査を行ってまいりましたが、市場の開設に当たりましては、多くの食肉業者が競りに参加することや、周辺に多くの加工施設が整備されていることなど、一定の必要条件があるものと考えております。このようなことから、本県での枝肉市場の開設につきましても、購買者の誘致や新たな加工施設の設置など解決すべき課題も多く、現時点ではなかなか難しいものと判断しておりますが、その可能性につきましても、今お話がありましたように、今後とも研究をしてまいりたいと考えています。

○横田照夫議員 「枝肉市場の開設が難しいんだったら、購買者が来県しなくても枝肉を購入できるインターネットオークションはできないものか」という相談もありました。調べてみましたら、三重県の松阪牛が以前からネットオークションをやっているという情報を得まして、調査に行ってきました。枝肉のネットオークションの可能性を県としてどのようにお考えかお聞かせください。

○農政水産部長（郡司行敏君） 枝肉の取引におきましては、購買者は通常、屠畜場などで枝肉を直接見て、霜降りのぐあいや、肉や脂肪の色と質、枝肉の形状などを総合的に評価して価格を決定いたしております。一方、ネットオークションでは、枝肉の一部の写真で確認することになりますので、特に肉や脂肪の質、枝肉の形状について適正な評価がなされないということも考えられます。しかしながら、多くの購買者が参加しやすいことや、高値取引につながる可能性があることなどメリットもたくさんございますので、新たな取引の形態として研究してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 現在、ミラノ博覧会が開催さ

れておりまして、本県からも出品されました。その中に宮崎牛も入っていましたけど、宮崎牛のミラノでの評価はどうだったのか。これは知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） ミラノ博覧会、日本館の本県出展のブースのところで試食をしていただきました。私もその現場に居合わせて、多くの皆様に召し上がっていただいたわけでありませんが、「非常にやわらかくて甘い、とろけるようだ」と絶賛をいただいたところでもあります。試食された方にカードを渡しまして、そこに2つのボックスを置いて、味が気に入ったか気に入らなかったかを簡単に調査するというやり方をしておりまして、私が見たときは100%気に入ったということでありましたし、ある高齢の女性は、「これは輸入しているのか。どこで買えるのか」と係員の方に食い下がっている、そんな現場も見たところでもあります。消費者に対しては非常に高い評価をいただいたというのと、一方で、宮崎牛フェアをその期間に合わせてレストランのほうで実施をしていただきましたが、そのシェフからも、「こういう牛肉は見たことがない、とろける。特に脂身が癖がなく非常にいい香りがする」という高い評価をいただいたところでありまして、EUの方々にも十分受け入れられるものというふうな手応えを感じたところでもあります。EUというのは、約5億人の人口を抱えて、年間の牛肉消費量が748万トン、アメリカ、ブラジルに次ぐ第3位の大変魅力的な市場でありますので、さらに輸出拡大に力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 大変うれしい評価をいただいたなと思います。これでEUに対しましても輸出の可能性が大きく開いたんじゃないかなとも

思います。

先日、口蹄疫終息5周年式典が行われまして、防疫の大切さが改めて確認されました。本県では空港やホテルなどでも防疫態勢がとられておりますけど、他県ではほとんどとられていないと聞きます。本県も、今ありましたように宮崎牛の販路を海外に求めておりますけど、国内のどこに口蹄疫が発生しても、口蹄疫発生国となって輸出がストップしてしまいます。宮崎県は口蹄疫を経験した県として全国の防疫レベル向上に貢献をすべきと考えますが、現在どのような取り組みをしておられるのかをお尋ねいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 口蹄疫の経験を全国の防疫体制の強化に生かすことは、本県に与えられた責務であると考えております。このため、家畜防疫員を対象とした国主催の講習会や全国各地の防疫研修会等に、これまでに延べで80回ほど職員を講師として派遣しております。本県での防疫強化の取り組みや発生時の具体的な防疫措置を紹介するなど、全国に家畜防疫の重要性を発信しているところであります。

さらに、水際防疫につきましても、全国トップレベルの体制をしいております宮崎空港の取り組み事例を参考に、全国的な体制の強化が図られるように、継続して国に要望活動を行っているところでございます。今後とも、本県の経験を生かし、全国の防疫レベルの強化に貢献していきたいと考えております。

**○横田照夫議員** ありがとうございます。全国で、絶対口蹄疫を出さないんだという共通の認識を持ちたいものだと思います。

宮崎牛は全共で2連覇を達成しましたが、それをなし遂げるまでには多くの種雄牛を造成してきました。基礎をつくるのに最も貢献した

のが「安平」で、それに続いたのが「忠富士」とか、全共2連覇の立役者「美徳国」、そして口蹄疫後に産肉能力検定で日本一の成績を出した「秀正実」です。「それ名牛の生まるるは偶然にあらず。人為的要因と環境的要因との融合にあらずんば成らず」と、京都大学名誉教授の羽部義孝先生が言われたようですが、こういう優秀な種雄牛を生み出すまでには、技術者の長年の経験と育種学的な知識に基づく努力が必要となります。例えば、「安平」は、岐阜県から名牛「安福」の血を引いた雌子牛を買ってきて、それにたまたま同じ名前の児湯郡所有の「安福」の種をつけて生まれてきました。母牛である「きよふく」は、「安平」や「福桜」を初め実に7頭もの種雄牛を産みました。飼育者のもとには県外から、「安平の弟牛を何千万円でもいいから売ってくれ」と言ってきたそうですけど、「宮崎県のために売ることはいかない」と言って断られたそうです。そういう優秀な種雄牛造成の陰にはすばらしい技術員がおられました。「安平」には長町正己さん、「美徳国」には長友三郎さん、「秀正実」には窪園辰也さんがそうです。宮崎牛日本一を支えてこられたそういう人たちを知事表彰などできないのでしょうか。そうすることが今後の宮崎牛発展のための励みになると思いますけど、いかがでしょうか。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 宮崎牛の全国和牛能力共進会日本一2連覇は、本県に優秀な種雄牛がいたからこそ達成できた偉業である、このことは疑いのない事実だろうと考えます。これらの種雄牛を生み出すまでには、議員御指摘のような、経験豊かな技術員の方々や、情熱あふれる生産者の方々の御努力があったことはいふまでもないことではございまして、その御苦

労や御功績に対しまして深く敬意を表する次第でございます。このため平成24年11月には、宮崎牛の発展を支えてこられた皆様への感謝の気持ちを含めて、第10回全国和牛能力共進会宮崎県推進協議会に対し県民栄誉賞が贈られたところでございますが、今後につきましては、本県肉用牛振興に御尽力いただいている皆さんの励みにつなげるためにどのような対応ができるのか、検討してまいりたいと考えております。

**○横田照夫議員** 今、畜産の世界で大きな問題となっているのが、おが粉不足と高騰です。これまでも何人もの議員が一般質問等で取り上げてきました。林業再生のためにみんなで努力をし、輸出増やバイオマス発電での木材利用につながり、木材価格が上がってきました。喜ばしいことではありますけど、その反動が畜産に来てしまったという形です。畜産用の製造おが粉用端材がバイオマス発電に回っていて、畜産には回ってこないということです。本県にとって林業も畜産業もどちらも大事な産業であり、両立することが非常に大事だと考えます。畜産にとって敷料としてのおが粉は、なくてはならない資材です。おが粉が畜産にしっかり供給されるような取り組みが必要と考えますが、いかがでしょうか。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** おが粉につきましては、畜産業に欠かせない資材でございますが、昨年の末ごろから一部では手に入りにくい状況が見受けられます。このため、環境森林部と農政水産部が連携いたしまして、ことし2月以降、製材業界に対しまして、おが粉の確保に関する協力要請を行ってきており、さらに5月からは、支庁・振興局におが粉に関する相談窓口を設置し、農家への情報提供や需給調整を行っているところでございます。また8月に

は、畜産農家の約3分の1を対象としたアンケート調査を実施しておりまして、この中で、おが粉を利用している農家の約1割強が不足を感じていること、また、価格も1年の間に1立米当たり450円程度上昇していることなどの状況が見えてまいりました。今後は、この調査結果をさらに分析し、畜産用おが粉の安定供給に向けて、農家の不安解消に努めてまいりたいと考えております。

**○横田照夫議員** ありがとうございます。畜産は、WCSとか飼料の作付で農地の維持管理に大きく貢献しております。畜産が下火になると農地が荒れてくることにもつながってまいりますので、しっかりと守っていけるような取り組みをお願いしたいと思います。

次に、加工用米の取り組みについて、これも農政水産部長にお伺いいたします。米政策が転換をされて2年目になります。早期水稲の収穫は終わりましたが、平成27年産の主食用、加工用、飼料用、WCS用の作付状況はどうだったかお聞かせください。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 本県の主食用米につきましては、米価の低迷等によりまして、2年連続して1,000ヘクタールを超える面積が減少し、27年産の作付面積は約1万6,000ヘクタールの見込みとなっております。一方で、加工用米や飼料用米、WCS用稲につきましては、水田の直接支払交付金による助成があることなどから、主食用米にかわる形で、2年連続して1,000ヘクタールを超える面積が増加しております。また、その27年産の作付面積につきましては、WCS用稲が昨年比で1.2倍の約5,820ヘクタール、加工用米が昨年並みの約1,130ヘクタール、飼料用米が昨年比で2.7倍の約450ヘクタールの見込みとなっております。

○横田照夫議員 早期米は、6月以降の日照不足や低温などが影響して作況指数85の「不良」となってしまいました。JA宮崎中央の担当者によりますと、平年収量は1反当たり480キログラムですが、ことしは300キログラムのところもあったそうです。宮崎県総合農業試験場が昨年育成しました「夏の笑み」は、コシヒカリよりも晩生・多収で、台風や高温にも強い早期水稻向けの加工用米として期待をされておりますが、ことしはかなり悪かったと聞いております。ことしの作付状況及び収穫状況と悪かった原因をお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 「夏の笑み」は、多収で高温に強い品種として、平成23年に本県で育成され、温暖化が進む中、普及が期待されている品種でございます。本年の「夏の笑み」の作付面積につきましては、前年よりも190ヘクタール多い580ヘクタールで、このうち加工用米がその約6割を占める見込みとなっております。作柄につきましては、一部の地域でコシヒカリよりも収穫量が少なかった事例も見られており、その主な原因はいもち病の発生によるものと考えております。これは、6月の長雨によって適切な時期に防除ができなかったことや、多収を目指し肥料を多くしていたことがその原因として挙げられます。県といたしましては、これらの課題を踏まえながら、「夏の笑み」の安定多収技術の確立・普及に努めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 加工用米の取り組み方法には区分管理と一括管理がありますが、一括管理で契約した場合、出荷量は基準収量掛けるの取り組み面積で出される契約数量の出荷となっております。複数年契約をした場合、契約数量を出荷できなかったら、昨年度の分にさかのぼって

交付金の返納が求められます。そういう複数年契約の一括管理も多いようですが、不作となった本年産早期水稻での加工用米の契約数量は確保できたのかをお尋ねいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 加工用米につきましては、実需者であります酒造メーカーに安定して供給する必要があることから、複数年契約に取り組んでおりまして、本年度は全体の86%が複数年契約であります。御指摘のように、契約数量の確保ができなかった場合には、交付金の返還を求められる場合もあるわけですが、ことしのように不作の年には、契約数量をその年の作況に合わせて軽減できる作況調整の仕組みがございますので、本年度はこの仕組みを活用しながら、契約数量の確保に向けた調整に努めているところでございます。

○横田照夫議員 後で作況調整が行われるということですが、それでも契約数量の確保ができなかった場合は、主食用でカバーをしなければいけないということです。でも、主食用はもう既に出荷済みで、ありません。交付金の返納という状況もあり得るのではないかと非常に心配です。加工用米は、それを利用する業者は契約どおりの数量が確保できないと計画生産ができせんので、それを要求するのは当然だと思っておりますが、天候次第ではことしのような不作もあり得ます。一括管理はこういうリスクも大きいわけですが、加工用米の取り組み方法についての県の見解をお聞かせください。

○農政水産部長（郡司行敏君） 加工用米の取り組みは、一括管理方式、いわゆる数量での契約と区分管理方式、いわゆる面積契約の2つの方法がございます。数量契約では、御指摘のように、不作の年に不足した数量をみずから手当てする必要がありますが、逆に豊作の年には、



当初契約を上回って収穫された米を自由に出荷できるというメリットもあるわけでございます。一方で、面積契約は収穫した数量のみを出荷することから、不作の年にリスクがない反面、豊作の年のメリットは受けられないということになります。県といたしましては、生産者がこのような制度の仕組みを正しく理解できるよう周知を図ることが非常に大事だと思っておりますけれども、その一方で、専用品種の普及を進め、安定的な収入が確保できる面積契約、いわゆる区分管理方式への誘導を進めていく必要がある、そのように考えているところであります。

**○横田照夫議員** ありがとうございます。よろしく願いいたします。

次に、地域経済循環システムについてお尋ねします。

昨年、県の監査事務局長で定年退職された緒方哲さんが、「外貨を稼ぎ循環をおこす」という本を出版されました。最近、この本の増版が決まったそうです。増版されるということは、多くの県民が地域経済循環システムに大きな関心を持っておられる証拠だと思います。私もこれまでに何回か質問しましたが、ここで改めて質問をさせていただきます。

知事は、昨年暮れの選挙時の政策提案において、地域経済循環システムの取り組みを推進するとうたっておられますが、なぜ地域経済循環システムが必要と考えられるのか、その理由をお聞かせください。

**○知事（河野俊嗣君）** 本県の経済を分析してみますと、県内で消費をされます財やサービスの約4分の1が県外から移入され、県内にある資金がその対価として県外に流出している状況にあります。県外から移入される財やサービス

などにつきましては、石油製品など県内で生産できないものが多くを占めているわけでありませんが、原料や部品などの一部を県産品に置きかえるとともに、素材のままだけではなく県内で加工して出荷するなど、これまで県外に流出しておりました資金というものを県内で循環させることができれば、県民所得の向上にもつながるものと考えております。このような考え方から、外貨を獲得できますフードビジネスなどの成長産業の一層の振興を図りますとともに、再生可能エネルギーなど地域資源を活用した産業の育成、県内企業相互の連携強化や取引拡大などによりまして、稼いだ資金の流出を減らし、県内でしっかりと循環させていく仕組み、すなわち地域経済循環システムを構築していくことが重要であると考えております。

**○横田照夫議員** 地域経済循環システムが必要な理由の一つに、県際収支の改善があると思います。近年の県際収支はおおむね4,000億円余りのマイナスで推移しているようですが、県際収支を改善していくためには、移輸出を積極的に後押ししていく政策、いわゆる外貨を稼ぐ政策が重要だと思います。県産品を県外、国外に売り込む政策と、県内で消費してもらうよう県外、国外から人を呼び込む政策を同時に実行していくことが大事です。そのためには、民間企業の知識、技術、アイデアなどを活用して、官民一体となった協働を積極的に推進していくことが必要ではないでしょうか。民間との協働の一つに包括連携協定がありますが、現在、本県はどのような企業・団体と協定を結んでいるのかを総合政策部長にお尋ねいたします。

**○総合政策部長（茂雄二君）** 県と民間企業との包括連携協定は、互いの資源と特性を生かし、複数の行政分野に関してきめ細やかなサー

ビスの提供や新たな施策の展開を可能とするものであり、本県では現在、10の協定を締結しております。具体的には、大手コンビニチェーン3社や大手小売チェーン、交通関係企業のほか地元金融機関などと協定を締結し、地産地消の推進、観光・物産等の情報発信、中小企業支援等の産業振興、災害時の支援などの分野で幅広い取り組みを進めているところであります。

**○横田照夫議員** 先日、東京に本社を置くインターネットサービスを手がける企業の人から、宮崎県のために力になりたい旨の相談がありました。そこで全国の取り組みを調べてみましたら、岐阜県は楽天と、また、北海道はYahoo! JAPAN、楽天と包括連携協定を結んでいるようです。例えば、岐阜県は、県内企業のITを活用した販路・受発注の拡大、県産品及び農産物等の販路の拡大、県の観光誘客、地域産業のIT利活用の促進、県の政策・事業等に係る情報発信などで楽天と協定を締結しています。楽天との連携の狙いは、地域外所得の獲得を目指すための産業政策、衰退が進む地域の商店街や中山間地において、地域を離れざるを得なかった若者の地元定着の促進を図り、地域を支える人財を確保する地域振興政策、補助金交付型の直接牽引型産業政策から脱却し、売り上げ増大のチャンス幅広く提供していく間接誘導型産業政策への転換にあるそうです。楽天は、自社では商品を販売しないショッピングモールで、出店店舗が売り上げを上げることが自社の売り上げ増大につながるビジネスモデルです。つまり、本県事業者が楽天に出店をした場合、楽天は自社のビジネスとして応援をしてくれます。従来、自治体に期待されていた中小企業支援の役割を、いわば楽天が自治体にかわって実施する形とも言えます。インターネッ

トを活用した販路拡大には大きな可能性があると考えますが、県のこれまでの取り組みと今後の可能性についての見解を、商工観光労働部長お聞かせください。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** インターネットを活用しました販路拡大の取り組みとしまして、県では平成22年1月に楽天株式会社と連携協力協定を結びまして、現在、物産貿易振興センターが楽天市場において約600品目の県産品のネット販売を実施しております。また、25年度からは、ネットビジネスを始めたい事業者や販路拡大を目指す事業者向けのスキルアップ人材養成、及び事業者同士のネットワークの形成に取り組んでいるところでございます。インターネットの販売は、急速なモバイル普及や国際展開によりまして、今後も継続的な成長が見込める分野であります。また、大消費地から遠隔にある本県にとって、低コストで外貨を稼ぐことができる地域経済活性化の有効な手段であると考えております。今後とも、県産品の販路拡大と地元企業のインターネット販売の取り組みを積極的に支援してまいります。

**○横田照夫議員** 私は、先ほどの「宮崎県の役に立ちたい」と言ってくださった人と長い時間お話をさせていただきました。その中で出てきた話を幾つか紹介をさせていただきます。例えば、知事御出身の広島県のカキですけど、地元の人は絶対生がおいしいと思いついでいるらしいんですけど、東京の人は、だし用として粉末状に加工してあるなど、安心・安全の加工品のほうを望んでおられるそうです。また、レモンとかカボスなどは殺菌作用があると言われてはいますが、殺菌効果のあるたれとかつけ汁にしたほうが売れるんだそうです。産地からするとノーなんだけど、東京からするとオーケーとい

うことが結構あるそうです。また、「どこの自治体も10年前にはやったことをやっていて、自治体が発信していることが特に若い人には伝わっていない」とも言われました。そういう意味で、本県の記紀編さん事業とか神楽も十分アピールできるそうです。

私は素人ですのでよくわかりませんが、eコマース企業はすごい情報と発信ツールを持っているのではないのでしょうか。物産等の販路拡大だけにとどまらず、eコマース企業の情報や発信能力をもっと利用すべきではないかと思えます。売れ筋情報を参考にしながら、どういう加工品をつくるべきかとか、記紀編さん事業など本県の魅力を全国に発信するのはどうすればいいのかなど、一緒に考えてもらってインターネット上に発信してもらえれば、フードビジネスや観光振興など本県が目指しているいろんな事業の可能性も大きく広がるんじゃないかと思えます。IT分野など専門性の高い企業と連携協定を結び、事業展開や情報発信に積極的に関与してもらってはとありますが、総合政策部長いかがでしょうか。

**○総合政策部長(茂 雄二君)** 民間企業のノウハウやICTの活用は、県の新たな政策展開や、よりきめ細やかで広範な情報発信などを行う上で有効であると考えております。本県でもこのような視点から、企業からの提案を十分に精査した上で、大手コンビニチェーンなどと協定を締結し、先ほど申し上げましたような幅広い分野で協力をいただき、さまざまな効果を上げております。今後とも、県民の皆様のニーズに応え、より効率的な施策展開を図るため、民間企業を含む多様な主体との連携を深めてまいりたいと考えております。

**○横田照夫議員** ありがとうございます。ぜひ

よろしく願いいたします。

県際収支改善のためには、外貨を稼ぐこととあわせて、移輸入されている財貨・サービスを本県産に置きかえること、先ほど知事も言われましたけど、いわゆる広い意味での地産地消の取り組みが大事だと思います。もちろんこれまでもやられてきましたけど、さらに進めていく必要があると思います。本県の移輸入額は約2兆円だそうですけど、本県経済規模約8兆1,000億円からすると非常に大きな数字です。その約2兆円に及ぶ移輸入されている財貨・サービスを、仮に10%分の2,000億円でも本県産に置きかえることができれば、県内産出額はそれだけ拡大をし、そのことが県内総生産の拡大につながり、ひいては県民所得の拡大に寄与することになります。例えば、本県特産の焼酎ですけど、これは、原料である米は90%以上が、またカンショは約50%が県外産で賄われていました。でも最近では、できるだけ県内の加工用米とかカンショを使おうという動きが出始めました。また、宮崎県砕石事業協同組合の話では、本県産のコンクリート用砕石は品質において基準をクリアしており、供給体制も整っているにもかかわらず、大分県から53万トンも買われており、約10億円が大分県に流れているそうです。さらに、本県の食料自給率は金額ベースで約240%となっておりますけど、県内スーパーなどを見てもみますと、本県でも生産されているにもかかわらず、県外産の野菜等が随分並んでおります。そうせざるを得ない事情もあるとは思いますが、できる限り県内産に置きかえる努力をする必要があるのではないのでしょうか。

地産地消は、もともと県内産の農林水産物等を県民にPRすることで、当該1次産品への理解、ひいては農林水産物や農村の意義・役割に

対する理解を深めていこうという理念ですけど、その考えをさらに広げて、全ての財貨・サービスを本県産に置きかえること、いわゆる広い意味での地産地消をもっとも取り入れることが非常に大事だと考えますけど、総合政策部長いかがでしょうか。

**○総合政策部長（茂 雄二君）** 県際収支を改善していくためには、県民の皆様が、日常生活や産業活動などのさまざまな場面において、県内で生み出された農林水産物を初め、工業製品や県内の事業者が提供するサービスを意識して使う、広い意味での地産地消の推進が重要であります。こうした行動から生まれてくる地域を大切に思う気持ちや、人・お金の動きが宮崎を元気にし、地域を守っていくことにつながるものと認識しております。このため本県では、「みやざき元気！“地産地消”県民運動」を、県内の官民20団体が一体となって展開しているところでありまして、こうした取り組みなどにより、県際収支の改善、ひいては県内経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。

**○横田照夫議員** 県外の人が「えっ」と思うようなことを何でもやって本県を意識させる、アピールするというのも大事なことだと思います。例えば和牛の世界遺産登録です。和牛は長い年月をかけて改良が進められ、世界に類のない肉質になりました。まさに芸術品と言えると思います。和牛はもともと兵庫県や鳥取県、島根県、広島県など中国地方から普及してきました。しかし、現在は以前のような勢いはありません。本県は全共2連覇を達成し、まさに全国一の勢いを持っています。今なら、宮崎県がリーダーシップをとって「和牛の世界遺産登録を目指そう」と言っても、どこも文句は言わないだろうと思います。登録できるかどうかは別

として、「宮崎県がこんなことを言い出した」と意識させることに意義があると思います。

また、宮崎県に恵みをもたらしているものに黒潮があります。そこで、黒潮の恩恵を受けている国内外の地域と連携をして、黒潮魚サミットのようなものを誘致するというのはどうでしょうか。

また、男子プロゴルフのダンロップフェニックストーナメントが行われるフェニックスカントリークラブは、全国のゴルフ場の中でも最もプレーしてみたいゴルフ場のナンバー1になっています。トーナメント終了後の1週間ぐらいかけて、トーナメントと同じ仕様のゴルフ場で全国アマチュア大会を開いてはどうでしょうか。青太マラソンと同じようにすごい人気の大会になるんじゃないでしょうか。

同じように、プロ野球の春季キャンプで使われた後のサンマリンとかアイビー、SOKKENそれぞれの球場を使つての全国草野球大会誘致はどうでしょうか。早朝から出勤前に河川敷で草野球をしているような人は、本当に野球が好きなんです。でも、サンマリンのような球場で野球をする機会はほとんどありません。全国から多くのチームが喜んで参加してくれると思いますし、夜はみんなでニシタチに繰り出してくれるんじゃないでしょうか。キャンプシーズンは毎日のようにそれらの球場がテレビニュースに流れます。そういう有名なスポーツ競技場を使つてのアマチュア大会誘致もおもしろいんじゃないかなと思います。とにかく、県外の人たちの意識と目を宮崎県に向けさせることが大事だと思います。考えられ得るあらゆることに挑戦していこうではありませんか。知事いかがでしょうか。

**○知事（河野俊嗣君）** いろんなアイデアをお

示しただきまして、大変興味深く伺い、またいろいろな形でこれからもアイデアを出していかなくてはならない、そのように、今お話を伺いながら受けとめておったところであります。

本県のさまざまな特性や資源に光を当てていくこと、それを積極的に県外にも発信していくこと、大変重要であろうかと思ひますし、その過程において県民の郷土愛が醸成をされるということ、そして地域が元気になる、大変重要なことであろうかと思ひます。

今回審議をお願いしております地方創生総合戦略におきましても、世界ブランドのふるさとみやぎづくりを掲げているところでもあります。焼き畑農業の継承や棚田の保全などの世界農業遺産への登録の申請を行っているというようなこともありますし、神楽のユネスコ無形文化遺産などへの登録を目指す取り組みによりまして、貴重な地域価値を世界に発信し、地域活性化に生かしていきたいと考えております。また、2020年の国民文化祭の開催を国に要望しているところでありまして、今後とも、地域の資源や特性を踏まえたイベントの開催も含め、ローカルな視点で政策を形成しグローバルに展開する、そのような発想でもって国内外に宮崎を発信してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 ありがとうございます。でも、今の答弁でもそうなんですけど、知事を初め県職員の皆さん方はみんな真面目でいいとは思いますが、例えば、「スタバはないけど砂場はある」といった自虐ネタでPRをしている鳥取県のように、遊び心も大事じゃないかなと思ひます。幅広い目線でPRの仕方を考えてくれたらいいなと思ひます。

今回は、元監査事務局長の緒方哲さんが書かれた「外貨を稼ぎ循環をおこす」という本をか

なり参考にさせていただきました。もちろん本人の了解済みです。できるだけ多くの県民にこの本を読んでいただけたらと思ひます。県民みんなで、地域に今ある資産を活用する、地域の資産の流出・毀損を防ぐ、地域の資産をつくり出すということを念頭に置いて、本県経済の浮揚に努力をしていこうではありませんか。

今日は、私の質問の傍聴に来てくださった皆さん方に心から感謝申し上げまして、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○星原 透議長 次は、中野一則議員。

○中野一則議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、お疲れさまです。ただいまから質問してまいりたいと思ひます。

私は、この一般質問、必ず「知事の政治姿勢について」ということを項目に入れております。政治家、河野知事の本音の答弁を聞きたい、その一念でこういう項目を入れているところがございます。胸襟を開いて御答弁をいただけるように、よろしくお願ひいたします。

では、平和安全法制について質問していきたいと思ひます。この質問につきましては、既に代表質問、一般質問で昨日までに知事が御答弁をされております。その答弁をまとめますと、国民がまだ理解をしていないので、慎重かつ丁寧な審議、説明を国会でしていただきたい。それから、知事自身も頭の整理がまだできていない、こういう答弁をされておられるわけです。参議院でもう既に90時間の審議がありました。それから、衆議院の可決後に宮日新聞がアンケートを首長にとりました。その結果がいろいろ載っておりますが、宮日新聞は5問にわたって質問をしておりましたが、私は、それを2問にまとめてというか2問だけを質問して

いきたいと思います。まず1問であります、この平和安全法制に知事は賛成か反対か、端的にお答えいただきたい。それから、「安倍総理が法案について国民にまだ十分説明していない」といういろんな声がありますけれども、本当にまだその説明が足りないのか、もう十分なのか。その2点について質問していきたいと思います。

後は質問者席から質問いたします。(拍手)

[降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

安全保障法案についてであります。この法案、国の根幹や将来にかかわる極めて重要な問題であります。この法案を議論するに当たりましては、我が国を取り巻く安全保障環境の変化をどのように認識し、どう対処すべきか、さまざまな重要な論点があるわけでありまして、また、その法案についても、その合憲性等についてのさまざまな議論がなされているところであります。私自身なかなか——今、賛成か反対かという御質問でありましたが、簡単にお答えできるような状況にはない非常に難しい問題だということで、頭の整理ができていない状況でございます。

また、この点につきまして、国民の間にもさまざまな議論があり、必ずしも国民の理解が得られるところまで来ているとは言いがたいのではないかと認識をしております。賛成、反対それぞれの立場からさまざまな意見が表明されているわけでありまして、根底にあるものとして、平和な暮らしを守りたい、平和な国であってほしい、この部分については共通しておるといふような認識でございます。そうした国民の思いに応えるためにも、国会において十分に慎

重かつ丁寧な審議、説明がなされることを望んでいるところであります。以上であります。

[降壇]

○中野一則議員 知事が明確な答弁をされませんでした。実は宮日のアンケートの調査では、知事を含めて県内の首長27名が回答されておりますが、市町村長の中には9名が明確に賛否を回答されております。賛成が8名、反対が1人です。やはり私は、反対なら反対、賛成なら賛成、そのことを明言されたほうがいいんじゃないかなと、こういう気がしてならないわけです。曖昧にするよりも、知事のスタンスを明確にしてもらったほうが良いと思っております。

それから、この審議時間ですけれども、先ほどは参議院のことを言いました。公聴会がきょう、あした開かれますが、それが開かれますと延べ100時間を超えると想定されますし、衆議院の中でも116時間が審議をされました。これが長いのか短いのか、説明が十分だったのかどうかということではありますが、例えば県議会の我々常任委員会、年間わずか12日しか常任委員会は日程がないんです。その最終日が採決日です。ですから、実際は8日間しかありません。1日7時間ですから、56時間しか審議していないんです。そのことが短いと見るか長いと見るか。

そのことと、先ほどスタンスをはっきりとされませんでした。いつになったら知事は本音というか自分の主張がこうだということを発言されるのか、そういう機会があるのかを含めてお尋ねしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 審議の時間が長い、短いということを先ほど申し上げたわけではございません。実態としてなかなか国民の間に理解が深まっていない状況にあるのではないかと。それ

だけ国の根幹にかかわる重要な問題であり、丁寧な議論が必要である。そのような考えを申し上げたところであります。

また、私の考えについてという御質問であります。これは簡単に賛成、反対と言えるような問題ではなく、これまでも申し上げておりますように、我が国の安全保障環境の変化をどう捉まえるのか。そして集团的自衛権の行使を認めるのか否か。そして認めるとすれば、それにどのような法的な対応をするべきか。さまざまな論点があり、非常に重要な問題であろうというふうな受けとめであります。そのようなことで、現時点では簡単に賛成、反対と言えるような形での頭の整理ができていない状況であります。

**○中野一則議員** 頭の整理ができないということが、御聡明な知事にしては、我々からすれば本音でない答弁だなど、こう思っているんです。

次に行きたいと思えます。皇太子殿下の行啓についてであります。5月に第26回全国「みどりの愛護」のつどいに行啓されました。そしてまた、11月に第18回全国農業担い手サミットが開催されますが、これにも行啓される予定だというふうに聞いているわけであります。5月に実現しなかった宮崎神宮への御参拝であります。これを今回はぜひ実現をしてほしいと思っているところであります。今の天皇陛下が皇太子の時代に参拝をされております。大正天皇が明治40年の11月2日、昭和天皇が大正9年の3月29日、今上天皇が昭和37年5月2日と、同じく昭和52年9月14日に皇太子として御参拝をされております。もちろん昭和天皇等は天皇陛下になられてからも宮崎神宮に御参拝をされているところであります。知事も一生懸命努力

されているというふうに聞いておりますが、そのあたりの感触を含めてお答え願えればなと思っております。

**○知事(河野俊嗣君)** お答えします。

まず、全国「みどりの愛護」のつどい、それから全国農業担い手サミットにつきましては、これまで皇太子殿下が御臨席されることが恒例となっている行事であります。現時点では、農業担い手サミットで皇太子殿下の御来県をいただけるかどうかははっきり決まっているわけではありません。私ども承知しておりませんが、仮に御来県いただけるものであれば、大変うれしく受けとめておるところでございます。

御質問にありました宮崎神宮につきましては、初代天皇である神武天皇をお祭りし、明治以降、天皇陛下を初め皇室の皆様方の御参拝をいただくなど、皇室と関係が深い場所であると考えております。また、神武天皇にかかわる祭事が「神武さま」として県民の皆さんに親しまれているところでありまして、そうしたことから、次回行啓がありましたらお立ち寄りいただきたいという本県の気持ちにつきまして、私も宮内庁にお伝えをしているところであります。

**○中野一則議員** 行啓がかなえば、その初代天皇である神武天皇も宮崎で15歳のときに皇太子に即位されたわけですので、そういうこともありますから、ぜひ実現するように、いま一度御努力をお願いしたいと思います。

それからTPPハワイ交渉のことについてお尋ねしたいと思えますが、7月末から8月の初めに交渉がありました。大筋合意は至らずということでありましたが、今回は、実はいろんな中身がメディアのほうで報道されておりました。その中の農業でありますけれども、重要5品目についてもかなり突っ込んだ中身が、これ

は報道の発表ですから本当かどうかはわかりません。しかし、どこからかリンクしてされたんだらうと思っっているんです。例えば、米が7万トン輸入枠を拡大する。いわゆるミニマムアクセス米を上乗せする形で決着しようとしている。また、牛肉も現行38.5%の関税を9%にする。肉豚が482円の従量税を50円に、従価税は撤廃をすると。このような新聞報道でありました。このことが本当に事実であれば、これは大変なことになると思います。こういう報道に対して知事はどのような御所見を持っておられるのかを、まずはお聞きしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 今御指摘がありましたTPP協定交渉、7月28日から31日までの4日間、ハワイで閣僚会合が行われたわけですが、国のほうからは、一部の分野で各国の利害が対立し、合意に至らなかったと聞いているところでもあります。一方で、今御指摘もございましたが、日本の重要5品目につきましては、報道によりますと、米の輸入枠の拡大や農産物の関税引き下げ等に関する情報が報じられているところでありまして、今後の交渉の進展次第では、本県の基幹産業である畜産を初めとする農林水産業及び関連産業への影響が懸念される場所でもあります。県としましてはこれまでも、県議会を初め関係団体等と一体となって国等に対しまして、衆参の農林水産委員会における決議を踏まえた粘り強い交渉、また、十分な情報提供を要請してきたところでもあります。今後とも引き続き、継続した要請活動を行ってまいりたいと考えております。

**○中野一則議員** 交渉は中断いたしておりますが、私はどうもいろんな状況を見たときに、本年度中にこの交渉が大きく動くんじゃないかなという考えであります。そうなったら、

さっきのような報道の内容では、もちろん日本ですが、宮崎県の農業もひっくり返ると。最初、UR交渉に入るときの当初の損害額が、1,529億円も産出額が減じるというような報道がありました。本当にこの内容であればそのようなことになってしまう、大変なことになると思っております。そうなれば恐らく国は国内対策云々ということになるだろうと思いますが、ウルグアイラウンドが合意したときの国内対策、真水でわずか2兆6,700億円であります。表向きは6兆100億円の事業費ということで出しましたが、真水はさっき言ったようなことです。そのときの宮崎県が20億円の事業をしているわけですが、本来、こういうことになってしまえばこれでは済まされませんから、大きな対策を打たなければならない、こう思っております。ぜひそうならないように願いますが、そうなったときにはそういう覚悟で対応していただきたい。要望しておきます。

その流れで、農業政策について質問いたします。特に今回は肉用牛に特化して質問していきたいと思うんですが、まず、繁殖牛の件であります。実は、子牛が今非常に高く、ずっと高値が続いております。この前の農業新聞では、去勢牛はとうとう70万円を8月で突破したということありますし、平均も66万8,000円を超えております。それなのに、実は宮崎県の繁殖牛農家が去年も減っております。頭数も減りました。繁殖農家については実に6.2%の減、頭数で1.6%の減であります。これはゆゆしきことでもあります。これは抜本的な対策を打たないと、さっきはいろいろと質問もありましたが、宮崎県から、日本から肉用牛がなくなってしまう。一般の農家が養う肉用牛がなくなってしまう、今の豚みたいになってしまうと非常に懸念



しているところであります。それで、抜本的な対策が何かないものか、担当部長、農政水産部長にお尋ねしたいと思います。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 御指摘のとおり、繁殖農家の高齢化や担い手の不足等によりまして、繁殖雌牛の頭数は年々減少しておりますことから、今後とも、本県肉用牛の振興を図るためには肉用牛の生産基盤を強化していくことが重要であり、また緊急の課題であると認識をしております。このため、昨年度、各地域で「人・牛プラン」を策定し、地域の実情に応じた生産基盤強化の方針を定めたところであり、県といたしましては、新規就農者や規模拡大を希望する繁殖農家に対しまして、牛舎等の施設整備や繁殖雌牛の導入支援を行っているところでございます。また、高齢農家の経営維持や大規模農家のさらなる規模拡大を支援するため、子牛を育成するキャトルセンターや妊娠牛の供給などを行う繁殖センターの施設整備も、市町村やJAと連携しながら進めているところでございます。今後も、これらの取り組みを重点的に推進することで、繁殖雌牛の増頭や基盤強化を図ってまいりたい、そのように考えております。

**○中野一則議員** 一生懸命真剣に取り組んでいることはよくわかりますが、まだ目が覚めるような対策をぜひしていただきたい。山形県は頭数が3.2%ふえました。1頭当たり最高で10万円を助成するという政策を打ったそうであります。また、JAも繁殖供給センターもつくりたいとしておりますから、そのあたりも応分の助成をしていただきたいし、何よりも各農家をいかにして育成するか、こういうことをしていただきたいと思っております。そのことをしないと、農家がいなくなってしまうと、6次化とか

商工連携とかフードビジネスと言いますけれども、頭のところがなくなれば裾野の産業はないわけですから、ぜひ抜本的な対策をお願いしたい、こう思っております。

それから、肥育牛のことについて質問しますが、肥育農家も非常に今窮地に追い込まれております。今、枝肉が相場がちょっとよくなりましたから、今のところは何とかいっているらしいんです。ところが、この1年ぐらい前から入れたものを今から出荷する。そうすると1頭当たり10万円もの赤字になる。さっきは70万円と言いましたが、この70万円を購入して、出荷するときには1頭当たり、今のコスト計算では20万円の赤字が出ると、こういう試算ができています。マル緊事業やいろいろありますけれども、肥育農家、私が知る限りではかなりの借入金を借り入れて経営されているのが実態だろうと思うんです。そうなってしまえば、肥育農家が債務超過になって大変なことになってしまう。肥育農家がいなくなれば、さっき子牛も云々と言いましたけれども、生産農家にも影響するわけですから、このことについてもそれこそ目が覚めるような対策を打ってほしいと思っております。担当部長、妙案はありませんか。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 肥育農家の経営状況につきましては、今御指摘があったとおりでございます。肥育素牛となる子牛の出荷頭数の減少であるとか価格の上昇により、大変厳しい状況にあると認識をしております。このため、肥育農家の経営安定対策といたしましては、これも御指摘がございましたけれども、収益が生産コストを下回った場合に差額の8割を補填する、いわゆる新マル緊事業が実施されておりまして、県ではその生産者積立金の一部に

ついて助成をしているところがございます。また、先ほど申し上げましたように、生産基盤の強化による子牛出荷頭数の増加を図りますとともに、本年度からは、肥育農家がみずから子牛を生産する取り組みにも力を入れているところでもあります。これらの対策に加えまして、県内外でのプロモーション活動を継続することで宮崎牛のブランド力強化を図り、肥育農家の所得向上に努めてまいりたい。しっかりやっつけていかなければならないと考えているところでもあります。

○中野一則議員 一貫経営、地域内一貫経営含めて後押ししていただくように、よろしく願いたいと思います。

先ほどミラノ万博の話もありました。実は私も議員団の一人として行ってきました。それで、牛肉が大変評価がよかったという知事の先ほどの御答弁でありました。私もそのとおりであったと評価いたしておりますが、ただ、奇異に思ったことがあります。我々は「宮崎牛、宮崎牛」と言ってきました。今回、この定義を変更して、宮崎県で出生した牛に限るというような、より厳しくなったようではありますが、外国に行けば、我々が「宮崎牛」と言ったものを、ローマ字で書いて「MIYAZAKI WAGYU」として出していましたよね。宮崎では「宮崎牛」、外国に行けば「MIYAZAKI WAGYU」、非常にこんがらがってしまいます。国際的には「WAGYU」と言っておりますから、「宮崎牛」をいっそのこと「宮崎和牛」に変えたらどうだろうか。そしてまた、「MIYAZAKI WAGYU」と言っているが、これも、どこかよその人が、海外の人を含めて、商標登録をしてしまえば、さっきいろいろ話が出ましたが、世界遺産登録も何もでき

んごとなると思うんです。ですから、「宮崎和牛」に統一したほうがいいんじゃないか、そしてその商標を取得したほうがいいんじゃないかなと思ったんですが、担当部長、農政水産部長いかがでしょうか。

○農政水産部長（郡司行敏君） 「宮崎牛」という名称につきましては、昭和61年に、県や関係団体で構成いたします「より良き宮崎牛づくり対策協議会」が設立されて以来、この名前を進めてきております。大相撲の優勝力士に宮崎牛を贈呈するなど、各種PRを通じて、長年この「宮崎牛」という名称が使われてきているということでございます。また、平成19年には「宮崎牛」として地域団体商標も取得しておりますので、国内における「宮崎牛」という名前はなかなか変えるわけにはいかないのかなと考えております。

ただ、ミラノで見てこられたように、外国では今回、ローマ字表記での「WAGYU」、これは国がジャパンプランドとしてこのような名前を使っているということもありまして、統一マークで推進していることから、国と一体となったプロモーション活動を展開するという観点から、ローマ字表記で「MIYAZAKI WAGYU」、御指摘のあったとおり、その表記で今回売り込みをしているところがございます。これにつきましては国の戦略との整合性をとるという観点が大きいわけでございますが、今御提案のございました海外における商標取得については、販売戦略上大変有効であると考えますので、各国における商標登録制度を調査しながら、しっかり検討してまいりたいと考えます。

○中野一則議員 せっかくミラノまで持っていった「MIYAZAKI WAGYU」、ど

こで処理したんだらうかと聞いたら、鹿児島県の阿久根で処理して持っていった。宮崎県ではEU向けには処理できないんだということを聞きました。非常に残念でありました。もちろんアメリカには出荷できますけれども、系統の施設を見ても大変古いわけです。6月にも丸山議員から質問が出ましたが、ぜひ食肉処理場、県も一生懸命取り組んでもらって新しいものに更新していかないと、この面からも、せっかくの「MIYAZAKI WAGYU」がおくれていくんじゃないかなと思ったところであります。そのあたりの考えはないか、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 御指摘のとおり、今回EUに輸出する牛肉は、現在、鹿児島県内の施設で処理を行っておりますが、処理コストや畜産関連産業の集積という観点からも、県内に認定施設が必要であると考えております。一方で、県内の既存施設の改修では認定の取得が難しいことであるとか、施設整備には多額の費用を要することから、県内食肉センターの意向も踏まえ、関係者ともしっかりと議論を進めながら、具体的な検討に入っていきたいと考えているところであります。

○中野一則議員 その辺まで進んでいるわけですので、一日も早くそういう方向でやっていただきたいと思っております。

農業に関してもう一点お尋ねしますが、地熱発電と農業のことです。地熱発電、再生可能なエネルギーということで、非常に今クローズアップされております。全国では17カ所、52万キロワットが稼働いたしておりますし、今、FIT(固定価格買い取り制度)のこともあって調査開発がどんどん進んでいるようであります。私が調べた中では、全国66地点でこ

の調査等をしているようであります。それで、これは環境森林部長にお尋ねしますが、宮崎県内ではこういう地熱発電の開発の動き等はないか、把握されておられないかお尋ねします。

○環境森林部長（大坪篤史君） 地熱発電につきましては、環境省が平成22年度に調査を実施しております、それによりますと、地熱発電に適した120度以上の地熱熱源につきましては、県内ではえびの市の周辺に存在するとされているところでございます。そのような中、現在、えびの市の白鳥温泉におきまして、100キロワット以下の小規模な地熱発電の計画が進んでおります。さらに、同温泉に近い尾八重野地区におきましては、2,000～3,000キロワット程度の地熱発電所を開発する計画があると承知しているところでございます。

○中野一則議員 宮崎県ではえびのが有望なところということですが、今言われたとおり、白鳥のバイナリー発電とか、ほか2つぐらいの会社が開発したいということで調査されているようであります。この開発も、取り組むとすれば、えびの高原は国立公園内ですし、また保安林がかかっております。環境省あるいは林野庁のいろんなハードルが高いものがあるようでありますから、ここは県も1枚かんでいただいて、積極的に働きかけをよろしく願いたいと思っております。

それで、農業利用であります。こういう開発したいという人たちの話から、地元の農家から、「せっかくなら農業利用したらどうか」という話がありました。それでこの夏、先進地視察ということで、北海道の森町と岩手県の八幡平に行ってきました。北海道の森町は、北海道電力が森地熱発電所というのを2万5,000キロワットで稼働しておられました。それから八幡

平は、東北電力グループの東北地熱エネルギー株式会社が松川地熱発電所というのを2万3,500キロワットで経営しておられました。これは昭和41年に日本で最初にできた地熱発電だという説明でありました。両方とも役所の方が案内していただいて、詳しい説明をもらったところでもあります。

それで、農業とのことでの調査に行ったわけですが、八幡平の松川発電所は、17戸の農家が2万1,500平米で花とかピーマン等を栽培する団地ができた。大分古い話ですから、新農業構造改善事業で2億2,000万円、国が2分の1の事業でやられたそうです。大分古いもんだから、高齢者等の理由等、今取り組んでいらっしゃる農家が激減しておりました。また、施設も大分古くなりました。担当の方の説明では、近く新しい経営体に移行するというので、再スタートされるようであります。それから森町の地熱発電の地熱利用であります。ここは16戸の農家が3万1,560平米の農業用ハウスをつくって、主にトマトを栽培されて、本当にすばらしいトマトができて、今から出荷するところでありました。13億3,000万円の規模で、これは地域再生農業構造改善事業という事業でされたそうです。これも国が2分の1であったそうです。

ですから、えびのでもこういうことで農業に利用できないかという声が上がっております。さっきTPPの話やいろいろ言いましたが、初期投資が非常にお金がかかったり、ランニングコストにお金がかかったりして、農業は厳しいわけですが、この地熱発電は1回やればずっと投資が要らないわけですから、非常にコスト減のためにはいいなと思っております。ですから宮崎県も、えびのしかないわけですが

れども、モデル事業でもいいですから、ぜひこの取り組みをしていただいて、国にも働きかけていただいて、地元の農家の要望に応じていただきたい、こう思っているところであります。そのことについて農政水産部長にお尋ねいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 施設園芸における再生可能エネルギーの活用につきましては、化石燃料に過度に依存しない生産体制を確立する上で、大変重要な取り組みであると認識をしております。地熱の利用につきましては、今紹介がございましたけれども、全国を見ますと、北海道の森町、東京都の八丈島、岩手県の八幡平市等で行われているということでもあります。地熱発電で噴出する熱水を暖房用の熱源として利用しているということもございます。効果はあると思っております。県といたしましては、今後、発電事業の進捗状況を注視しながら、地元農家や関係機関の意見も踏まえつつ、園芸ハウスでの地熱利用について、御紹介ありました他県の事例も参考にしながら検討してまいりたいと考えます。

**○中野一則議員** ぜひ、そういう時期が来たらよろしく願いしておきたいと思えます。

次に、総合計画からですが、宮崎県の将来人口の課題と対策ということで質問していきたいと思えます。

県が総合計画の中で、15年後、平成42年度の人口推計をしております。ケース1では97万9,000人、ケース2では101万9,000人になるという推計であります。それで、ケース2は合計特殊出生率が2.07になったときになるということで、101万9,000人ということでもあります。これはただ計画だけではなかなか厳しいものがあるだろうと思っております。それで、実行可能

な施策というものはどうなっているのか、あるいはそれを裏づける予算というものはどうなっているのかということについて、総合政策部長にお尋ねします。

**○総合政策部長（茂 雄二君）** 県が昨年度実施いたしました「結婚・子育て意識調査」によりますと、予定する子供が理想より少ない理由として、「子育てにお金がかかる」や「仕事に差し支える」といった項目が上位となっておりますことから、合計特殊出生率の目標達成とその維持には、このような要因を取り除いていくことが重要であります。このため、「成長産業の一層の振興による所得向上や若者の雇用の場の確保」「仕事と家庭の両立に取り組む企業の拡大」、市町村とも連携した「就労形態の多様化などに対応するための保育サービスの充実」、さらには、公的負担制度に係る「子ども保険制度の創設」といった国の制度見直しにも踏み込むなど、将来の子育て世代のための環境整備に積極的に取り組むことで、合計特殊出生率の目標達成とその維持に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

**○中野一則議員** 合計特殊出生率、目標年度で2.07ですが、私が聞いた中では、毎年度の合計特殊出生率ができていないですね。年次計画を立てていかないと、なかなか2.07——今の数字からするとあと0.38伸ばさないかんわけですから、目標達成が難しいんじゃないかなと思うんです。ぜひその取り組みをお願いしたいと思います。

それから、政府機関の地方への移転ということで、宮崎県も手を上げられたようであります。医薬品医療機器総合機構の一部を誘致したいということでもあります。これについては熊本県が3つ、大分県に至っては5つも手を挙げて

おられます。知事も、東京一極集中ではだめだと、東京一極集中からの転換を図らなくてはいかんということで、どこかのアンケートに答えていらっしゃいました。ですから、なぜたった一つだったのか、もっとできなかったのかということ、総合政策部長にお尋ねします。

**○総合政策部長（茂 雄二君）** 政府関係機関の地方移転につきましては、地方創生の取り組みの一環として、東京一極集中の是正を主たる目的に、国が地方からの提案を受けたものでございます。提案に当たりましては、1つには、特定分野の関係産業が集積している強みがあること、2つには、移転により機能向上が期待できること、などの条件が示されておりまして、本県の特性を踏まえ、医療機器関連や農林水産業関連の研究機関等について幅広く検討を行ったところでございます。本県といたしましては、可能な限り多くの研究機関等の誘致を提案したかったところでございますが、誘致に関して本県の強みを発揮できる研究機関の多くは、既に茨城県つくば市などの地方圏に設定されていることなどから、最終的に、東九州メディカルバレー構想の推進に資する医薬品医療機器総合機構の拠点設置について提案したところでございます。

**○中野一則議員** 私は、この件の質問は、将来の人口が何とかキープできないか、ふえないかということの観点から、これも質問しているつもりであります。もっと思い切ったことをしてほしかったなど。例えば、京都府は文化庁と観光庁を、徳島県は消費者庁を手を挙げているような報道もありました。ですから、その向こうを張って、宮崎県も宮内庁を持ってきたらどうだろうかと思ったところであります。あと25年すれば紀元2700年なんです。それを目指して25

カ年計画で宮内庁と皇居を宮崎に持ってくれば、実質的遷都ですよ、首都移転。宮崎県がそうなれば、必然的に大きな人口がふえる要素になる。また世界の注目……。コペルニクスの発想というものは、そのぐらいのものがないとできないと思うんです。75年前の紀元2600年には大きな事業をしたわけですからね。そのときの知事、それを提案した知事は相川勝六さんであります。その勝六さんは、宮崎県の知事をした後どこに行かれたか、知事は御存じですか。

○知事(河野俊嗣君) 承知しておりません。

○中野一則議員 宮崎県知事の後には広島県知事になられたんです。広島県から来た河野知事ですから、何かの因縁があります。25年先を見越して、ぜひこういうことに手を挙げてやってほしいと思います。そのぐらいのことがあってほしいと思うんですが、この私の提案に対して知事はどう思われますか。

○知事(河野俊嗣君) 非常に大胆な御提案ということで受けとめたところであります。

○中野一則議員 実は、「御所を宮崎県に」という提案をされたのは、過去何人かおられるんです。御存じかもしれません。ですから、その御所も避寒地か何かということであればいいなと思っております。そのぐらいはどうでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 一つのお考えかと受けとめたところであります。

○中野一則議員 次に、交通、観光の政策について質問していきたいと思っております。

東九州新幹線についてであります。この調査費を今度組まれました。本当に知事は新幹線の整備に本気なのかなという気がしてなりません。まずそのことをお聞きしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 東九州新幹線の整備、将来を見据えた息の長い取り組みになるわけですが、本県が大きく発展するためには必要なものと考えております。これまで構想自体はあったわけですが、なかなか具体的な議論に進んでいなかった。そのようなことを議論を前に進めるために、今回調査を行う。また、これまでのシンポジウム、さらには国への要望活動など、今まで行ってきていなかったものをやりまして、議論というものを動かしてまいりたい、そのような思いでございます。

○中野一則議員 その調査費、結局、東九州新幹線鉄道建設促進期成会に委託するわけですが、そのことは、つまり宮崎県ということですよ。宮崎県に事務局があるんでしょう。その調査内容はいかなるものか、総合政策部長にお願いいたします。

○総合政策部長(茂雄二君) 今回の調査につきましては、国の法律に基づく調査とは別に、県民が新幹線をイメージできるように独自に調査するものでありまして、この調査により、整備に要する費用を算出し、どの程度の負担が生じるのか概数をお示しできるものと考えております。

なお、正式な建設費用等に関しましては、国が法律に基づき実施する調査において算出されるものであります。以上でございます。

○中野一則議員 いろいろな数字が出ると思うんですが、宮崎県に新幹線ができれば、県の負担がありますよね。あるいは在来線の第三セクターの問題があります。そういうこと等は今回の調査には入っていないわけですか。

○総合政策部長(茂雄二君) 今回の調査につきましては大まかな建設費用等を想定しているものでありまして、課題の一つとして在来線

をどうするかということは出てくるかと思いませんけれども、在来線維持のためにどの程度の額が必要とか、そういった数字は出てこないだろうと考えております。

○中野一則議員 私は、最初、大分県知事が手を上げられたように見受けましたが、実際は共同でやっているという説明をこの前受けました。しかし、ひょっとすると大分県の戦略に乗ってしまう可能性があると思っております。大分県は、確かに東九州新幹線、福岡を出て大分、宮崎を通過して鹿児島までということで、もちろん宮崎、大分を通過するわけですが、そのほかに四国新幹線というのが大阪から大分まであります。それから九州横断新幹線というのが大分一熊本間を通るわけです。全ての新幹線が大分につながる。結局大分とどこかが結ばれて、宮崎まで来ないということがあってはならん。こうかつとまでは言いませんが、大分県の知事もしたたかですから、それに負けないようにぜひしていただきたいと要望しておきたいと思っております。

それから観光列車の件であります。観光列車を吉都線にということで、えびの市を初め沿線の市がしております。いわゆるSLを走らせたということ。ぜひそれに対する経費負担をということであります。それから、「ななつ星」が、日豊本線は通るが吉都線は通らないんです。吉松まで来て熊本に抜けるということです。これをぜひ吉都線にも走らせてほしいということと、3泊4日のうちの1泊は霧島に1泊されるわけですから、できたら宮崎県内にも1泊するような要望もすべきじゃなかろうかな、こう思っております。こう思っているいろいろしておいたら、ななつ星が肥薩おれんじ鉄道に乗り入れをするということで、聞いてみたら、

先に要望しているんです。宮崎県も今からでも遅くないと思っておりますから、SLの件、あるいはななつ星の件について、総合政策部長にお尋ねします。

○総合政策部長(茂雄二君) JR九州におきましては、クルーズトレイン「ななつ星」を初めとする観光列車の運行に力を入れておりまして、SL列車を含め各列車とも大変好評であると伺っております。県といたしましても、観光列車の誘致は路線の活性化、利用促進策として有効な手段だと捉えております。一方、観光列車を誘致するに当たりましては、地域全体での誘致に向けての盛り上がりとともに、沿線地域の観光資源の掘り起こしや磨き上げが不可欠であると考えております。このため県といたしましては、吉都線の沿線自治体等で組織いたします利用促進協議会と一体となって、沿線地域の魅力の発信等を行いますとともに、JR九州に対しまして、県内でもう1泊ということも含め、観光列車の導入につきましても粘り強く働きかけてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 SLが走る吉都線、ななつ星が走る吉都線、そうなれば利用者もふえると思っております。ぜひお願いしておきたいと思っております。

それから道路行政についてですが、国道447号の真幸バイパスの改良工事、なかなか進みません。もう既に始まってから14年目、当初のうったてからすると25年経過いたしております。特にトンネル工事、あとどのくらいで開通ということになるのか、県土整備部長にお尋ねしたいと思います。

○県土整備部長(図師雄一君) 真幸バイパスにつきましては、計画延長2.7キロメートルのうち、これまでに約0.6キロメートルの整備を完了しております。残る区間では、議員御指摘の約

2キロメートルのトンネルを計画しておりましたが、予定地において土壤汚染対策法の基準値を超える重金属類が確認されましたことから、その対策が事業を進める上で大きな課題となったところでもあります。このため、ルートの変更やトンネル掘削土砂の処理対策の検討を進め、さらに、専門家で構成いたします整備計画検討委員会を設置して意見を求め、昨年度、新たなルートを決めたところでございます。今後は、このルートの費用対効果などに係る計画の妥当性について、今年度、宮崎県公共事業評価委員会へ諮問し、意見を聞いた上で事業計画を決定したいと考えております。トンネルに至るまでの区間につきましては約700メートルの改良を行う必要がございます。その区間には3つの橋梁もございますことから、まずはこれらの工事のほうに早期に着手できるように、調査や設計を進めてまいりたいと考えております。

**○中野一則議員** これが完成すれば、宮崎と鹿児島との3号線と10号線を結ぶ重要な道路になると思いますから、景気浮揚となると思います。ぜひ急いでいただきたいと思っております。

それから、県道えびの高原小田線でございますが、これは未改良区間が非常に長いです。加久藤の町も、あるいは霧島山中も改良されておられません。それで大型バスが乗り入れをしないという実態がわかりました。幅員が狭い、枝が覆いかぶさるといふことであります。この改良も急いでほしいと思っております。県土整備部長、お願いいたします。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 県道えびの高原小田線は、えびの市加久藤とえびの高原を結ぶ延長約18.9キロメートルの道路であり、現在、約14.4キロメートルの区間で2車線での整備が完了しているところです。残る未改良区間

の約4.5キロメートルにつきましては、大部分が国立公園の特別地域内にあることや、山間地のつづら折りの地形であり多額の費用を要することから、整備が進んでいない状況でございます。しかしながら、観光道路としてはもとより、防災上も非常に重要な道路と考えておりますので、円滑な交通の確保を図るため、まずは今年度、大型車の離合が困難な区間について、環境省を初め関係機関と協議をしながら、道路改良に向けて概略設計を実施することとしております。

**○中野一則議員** この県道の白鳥温泉のちょっと上が非常に展望のいいところがあります。ここにぜひ展望台をつくってほしいという地元からの要望があります。そこから加久藤カルデラが一望できますから。この加久藤カルデラは34万年前にできたカルデラです。阿蘇の9万年前、始良の2万5000年前、その地形の変化がよくわかりますので、ジオパークとしても非常にいいところですから、この展望台もつくっていただきたいと思っております。県土整備部長、お願いします。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 県道えびの高原小田線は、先ほど申しましたように、えびの市加久藤とえびの高原を結ぶ重要な道路でございます。ここにおいて見晴らしのいい展望場所を地元と協力しながら整備していくことは、道路機能の向上や観光振興の面などからも大変有意義であると考えております。このため県では昨年度から、えびの市と整備の内容について協議を行い、ことし7月には合同で候補地の現地調査を実施したところであります。しかしながら、現地は高低差のある急カーブであるため、設置に当たりましては、利用者や通過交通に対する交通安全上の配慮が必要であり、今後、関



係機関とも十分に連携しながら、設置に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 ぜひ実現をよろしく願います。

それから高速道路のインターチェンジの名義変更であります、「えびのインターチェンジ」を「えびの高原インターチェンジ」に変更したらどうかということをかねがね思っております。そのことが可能なのか。可能であれば、その手続を県土整備部長にお尋ねしたいと思っております。

○県土整備部長（図師雄一君） 西日本高速道路株式会社九州支社に聞いたところによりますと、インターチェンジの名称を変更するためにはさまざまな条件をクリアする必要があるとございます。その条件といたしましては、まず、地元の合意が必要であること、また、混乱を招かない名称であること、さらに、変更に伴う広報などの対応を適切に行うことや、特に名称変更に係る多額の費用を地元側で負担すること、などの条件が付されているところがございます。県といたしましては、まずは地元の合意形成が何よりも重要と考えておりますので、今後の動向等を見守りながら、必要に応じ、管理者である西日本高速道路株式会社に対し地元の意向を伝えてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 名義変更すれば、観光振興のためにも、非常に利用者がふえてよくなるんじゃないかなと思っております。

なお、地元の負担が云々と言われましたが、地元負担の地元とは宮崎県も含んでいるものと理解しておりますので、よろしく願います。終わります。（拍手）

○星原 透議長 以上で午前の質問は終わります。

す。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時45分休憩

---

午後1時0分開議

○中野廣明副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、徳重忠夫議員。

○徳重忠夫議員〔登壇〕（拍手） 午後のちょっと眠い時間になると思いますが、しばらくおつき合いいただきますように、よろしく願います。

通告しております問題につきまして、順次質問をまいります。

まずは、国体招致についてであります。

本年2月に知事が、平成38年第81回国民体育大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の本県招致を表明され、県議会、教育委員会において国体招致の決議を経て、4月17日に本県開催の要望書を、国、公益財団法人日本体育協会及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会に提出し、開会日に知事からも説明があったとおりでございます。去る7月22日に、公益財団法人日本体育協会の理事会において、国体開催の内々定を得たところであります。本県での2巡目国体を開催することは、県民の健康増進や体力向上、さらには、宮崎の魅力を全国に発信できる絶好の機会になることが期待されております。一方で、選手強化や施設整備など、国体受け入れ準備に向け、さまざまな課題があると考えられます。今後、本格的に準備を進めていくこととなりますが、国体に向けた今後のスケジュールについて、教育長に伺っておきたいと思っております。

次に、施設整備についてでございます。県有

スポーツ施設の多くは、昭和54年の宮崎国体前に整備されており、整備後30年以上が経過し、老朽化が進んでいる状況にあります。今後、2巡目国体の開催に向け、スポーツ施設の整備は大変重要なことであると考えますが、老朽化が進んでいる施設や国体の施設基準を満たしていない施設など、施設の建てかえ等の予定について教育長に伺っておきたいと思います。

次に、宮崎県体育館についてであります。宮崎県体育館は、置県80周年を記念し、総合体育施設建設計画の一環として昭和43年に建設された県内唯一の県立体育館であります。国民体育大会を初めとする各種全国レベルの大会に使用されるなど、本県競技力の向上の中核施設としての役割を担うとともに、県民の健康、体力の維持・増進、体育及びスポーツ普及振興に寄与する施設として、これまでも広く県民に利用されているところであります。しかしながら、他の施設と同様に、老朽化が進んでおり、施設の改修などの時期に来ていると考えます。そこで、宮崎県体育館の建てかえについて、知事の考えを伺っておきたいと思います。

次に、県総合運動公園のプールについてであります。県総合運動公園内にあるプールについても、県体育館同様、老朽化が進んでおりますが、県内には、国際大会が開ける規模のプールがないのが現状であります。そこで、大規模な大会の開催や県民の健康増進のため、常にプールを開放するなど、国体後の利活用も含め、県のプールについて建てかえの考えはないか、教育長に伺っておきたいと思います。

以上、壇上での質問とし、後の質問は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

県体育館の建てかえについてであります。県体育館は、各種競技大会の開催や地域スポーツの中核的な施設として、多くの県民に利用されておりますし、これまで九州大会や全国大会の会場として使用されております。しかしながら、長年の使用により、床板の全面的な張りかえが必要なことや、空調設備がないため、夏場は選手や観客の熱中症が懸念されることなどの課題がございます。私の子供が今、卓球部に所属をしておるんですが、夏場など、市の体育館で開催されると聞くとほっとするという、非常に残念な状況もございます。また、私の目の前で、アリーナ建設に向けた署名活動がなされているのを見たこともあるわけでございます。このような状況を踏まえ、どのような整備が必要なのか、総合的に検討してまいりたいと考えております。以上であります。 [降壇]

○教育長(飛田 洋君) [登壇] お答えいたします。

国体に向けた今後のスケジュールについてであります。近年に国体の開催が決定いたしました他県の状況をもとに予想される大まかなスケジュールを申し上げますと、平成38年度の本県開催に向け、開催9年前となります平成29年度に競技種目の決定と県準備委員会の設置、開催5年前の平成33年度に開催内定、開催3年前の平成35年度に開催決定と県実行委員会の設置となると考えております。今後、開催に向けては、計画的な人材育成、施設整備、事務局の設置、県、市町村、競技団体等で構成する県準備委員会の設置、会場地の選定などが必要となります。それらの準備をしっかりとしたスケジュール感を持って進めてまいりたいと考えております。

次に、施設の建てかえ等についてでありま

す。施設整備につきましては、日本体育協会が定める国体の基本方針において、できるだけ既存施設の活用に努め、新設・改修に当たっては、大会後の地域スポーツへの活用を考慮し、必要最小限にとどめることと定められております。このような方針を踏まえながら、既存施設の改修や一時的な特設会場の設置、隣県施設の活用、さらには、国体開催後の利活用も含め、総合的に競技施設の整備について検討してまいります。競技会場につきましては、市町村や関係団体とも十分連携を図り、選定してまいりたいと考えております。

最後に、県のプールの建てかえ等についてであります。県総合運動公園プールにつきましては、各種水泳競技の開催や幅広い年齢層の健康維持に役立つ施設として、広く県民の皆様に御利用いただいております。一方で、築30年以上が経過し、老朽化が進んでおり、部分的な補修をしながら使用いたしているところでもあります。また、国体会場として使用するとすれば、タイムを正確に測定するための電気掲示用折り返しタッチ板の設置が求められますが、タッチ板の厚さにより、プールの長さが50メートルに足りなくなるなどの課題もございます。このような状況を踏まえ、どのような整備が必要なのか、総合的に検討してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

**○徳重忠夫議員** 前向きな答弁ありがとうございます。平成38年というのはあつという間に来ると思います。まだ10年あるではありません。あと10年しかないわけです。執行部におかれましては、国体準備について万全の体制で臨んでいただきますように、心からお願いを申し上げておきたいと思っております。

それでは次に、教育行政について2～3お尋

ねいたします。

6月の議会におきまして、二見議員から、都城泉ヶ丘高等学校附属中学校のプールの整備について質問をされましたが、私もこの件について何点か伺っておきたいと思っております。

附属中学校と同じ敷地内の都城泉ヶ丘高校のプールについては、高等学校の体育の履修内容は選択制となっております。水泳が必修ではないことから施設を利用しておらず、劣化が進んでいると聞いております。そのような中、附属中学校には自校のプールが設置されていないため、附属中学校の生徒は、近隣の公立中学校や民間のプールを借用して水泳の授業を行っている状況にあります。全国各地で、登下校中の児童の列に自動車飛び込み、死傷者が発生する悲惨な事故も起きておまして、附属中学校の生徒が校外のプールへ移動する際の安全について、非常に心配をしているところでもあります。そこで、都城泉ヶ丘高等学校附属中学校の生徒が校外のプールへ移動する際に、どのような安全確保や対策が行われているのか、教育長にお伺いしておきたいと思っております。

**○教育長(飛田 洋君)** 御質問にもございましたが、都城泉ヶ丘高等学校附属中学校の水泳の授業につきましては、いずれも徒歩で10分ほどの距離にある民間のプールと、都城市立妻ヶ丘中学校のプールを借用して実施いたしておりますが、その際には、教師が引率して移動いたしております。移動ルートについても、生徒の安全確保の観点から、歩行者・自転車専用道路や交通量の少ない一般道路を選定しております。また、移動や更衣の時間を考慮し、2時間続きで授業を実施するなど、時間に余裕を持たせた計画に基づいて実施いたしております。生徒が安全に移動できるように配慮していると

ころであります。

**○徳重忠夫議員** 配慮されているでしょうが、事故はどのような形で起こるかわかりませんので、このことについてもう少し突っ込んでお尋ねしてみたいと思います。

附属中学校に新たなプールを建設するためには、他の県立学校の例で積算してみますと、1億円以上の多額の費用がかかると言われておるようであります。一方で、泉ヶ丘高校のプールは、長期間使用していないため、機器類の腐食や漏水など、施設の劣化が進んでいるとはいえ、補修すれば十分使用できる状況にあるのではないかと、このように考えております。また、既存施設の有効活用の点からも、このプールを使うべきであると考えます。そこで、現在使用されていない都城泉ヶ丘高校のプールを附属中学校の生徒が使用するために必要な補修経費はどれくらいかかるのか、教育長にお伺いしておきたいと思っております。

**○教育長（飛田 洋君）** 都城泉ヶ丘高等学校のプールにつきましては、御指摘のとおり、水泳が必修科目でないため、長期にわたって使用しておらず、機器類の腐食や漏水などの施設の老朽化がかなり進んでいる状況にあります。このため、附属中学校の生徒がプールを使用できるようにするためには、プールそのものを初め、ろ過器、ポンプ等の機器類、給排水管等の設備、及び更衣室やトイレ等の大規模な改修が必要と思われまことに、費用としまして7,000万円程度を要するものと考えております。

**○徳重忠夫議員** 今、安全確保及び補修費について答弁をいただいたところであります。附属中学校の生徒を突発的な交通事故の危険性から極力回避させることは、学校関係者の重要な責

務であると思っております。そのためには、隣接する高校のプールを補修して、附属中学校の生徒が使えるようにすることが早道であると考えます。そこで、既存の都城泉ヶ丘高校のプールをなるべく早く補修し、附属中学校の生徒が使用できるようにすべきと考えますが、再度、教育長の御答弁をいただきたいと思っております。

**○教育長（飛田 洋君）** 県立学校施設につきましては、老朽化が全県的に進んでおりましたが、その改修等が喫緊の課題となっておりますが、財政状況が厳しい中、緊急性や優先順位などを考慮しながら、計画的に整備を進めているところであります。教育環境を整える立場からは、本来、中学校にはプールがあることが望ましいと考えておりましたが、お尋ねの都城泉ヶ丘高等学校及び附属中学校のプールにつきましても、全ての県立学校の施設整備の中で優先順位を考えながら研究してまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** ただいま、施設整備の中で優先順位とお答えになられたところでありますが、それでは、附属中学校のプールの整備の優先順位はどれぐらいの位置にあるのか、再度お尋ねいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 議員御指摘のとおり、本来、プールがあることが望ましいと考えております。文部科学省に連絡をしまして、全国の公立中学校でどれくらいプールが設置されているかを調べましたら、大体7割設置されている、3割は設置されていないという状況ですが、そんな中であっても、やっぱりいい環境で教育を受けさせたい、子供たちをいい環境の中で学習させてやりたいと強く思っております。県立学校につきましては、さまざまな施設、さまざまな建物、多くの建物がありまして、その

老朽化が全体的に進んでおりまして、緊急に工事を要する外壁の落下防止工事、それから、障がいのある子供たちのためのバリアフリー対策などが必要な校舎等が多数存在いたしております。まず何より、子供たちが安全に安心して学校生活を送ることができるための校舎等の整備を優先せざるを得ない状況にあります。何とかしたいという気持ちですが、特別支援学校においては教室そのものが不足しているという課題もございます。お尋ねの都城泉ヶ丘高等学校附属中学校のプールにつきましても、あることが絶対望ましいと考えておりまして、県立学校施設全体の整備の計画を検討する上で、常に問題意識を持ち続けてまいりたいと思っております。

**○徳重忠夫議員** もうこれ以上申し上げるつもりはございません。ぜひ前向きにお取り組みをいただきたいと思っております。私は、万が一のことを非常に心配しているところであります。現況は住宅街であります。そして、交差点が大変多いところであります。さらに、大きな幹線道路をまたがなければいけないという状況にあります。事故が起こってからでは遅いんです。これから何十年もこういう状態がいいのかということを考えますと、大変心配であります。2時間連続してプールの授業をすると子供も疲れる。そして、15分、20分かけて歩いて行く、帰る。そういったことを考えますときに、これは大変なことになる可能性もある、知事にもこういった実態についてお考えをいただきたいと、このように思っております。

それでは次に、県産材のことについてお尋ねをいたします。代表質問で宮原議員も質問されましたが、県産材の導入について、特に学校の机や椅子についてであります。先般、私は、環

境農林水産常任委員会で、東京都港区の施設「みなとパーク芝浦」を視察する機会を得ました。そこでは、都城市や日南市の県産材がふんだんに使用されておりました。都市部でこのような取り組みをされていることに大変感銘を受けたところであります。都市部であれだけの取り組みをしていることを考えれば、林業関係の産業活性化のために、本県ももっと、公共施設の木造化や木質化を促進しなければならないと私は考えております。木材の持つよさは言うまでもありませんが、特に学校現場で、木材のリフレッシュ効果や抗菌作用が児童生徒によい影響を与えているのではないかと思います。県において、県立学校での積極的な活用を期待するところであります。そこで、県立学校における県産材を使用した木製机・椅子の導入状況について、教育長にお伺いをいたします。また、県内の市町村立学校における整備が図られるよう、県教育委員会として働きかける考えはないか、あわせて教育長にお伺いをいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 県産材を使用した木製の机、木製の椅子につきましては、平成17年度から平成26年度までに、県立学校40校に2,135組を計画的に導入してきているところであります。また、市町村立学校における整備につきましては、学校の設置者であります各市町村が主体となって取り組まれるものではあります。県教育委員会といたしましても、ぜひ、各市町村でも使っていただきたいと考えておりますので、市町村の施設担当者が出席する会議において、パンフレットの配布や紹介などを行っているところであります。今後も引き続き、各市町村への情報提供に努めてまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** 実は、この教育現場における

県産材の利用促進については、平成24年2月議会においても指摘をさせていただきました。価格面において、スチール製の机・椅子と県産材の机・椅子とは、昨年度の県立学校の実績で比較しますと、約3倍ほど木製が高いと伺っております。しかし、県内で県産材の机・椅子を導入した学校が広まることは、県産材のさらなる消費にもつながっていくわけであります。関係する方々の仕事がふえて雇用も拡大します。これも期待できると考えております。ぜひとも、宮崎県の子供たちの机・椅子は県産材でつくるぞという気概を持って取り組んでいただきたい。特に強くお願いをしておきたいと、このように思っております。

それでは、次の質問に入らせていただきます。次は、宮崎県公共施設等総合管理計画について、総務部長にお尋ねをいたします。

この総合管理計画につきましては、先日、渡辺議員が質問されましたが、再確認の意味も含めて、改めて質問をさせていただきます。

我が国においては、高度経済成長期に建設された公共施設や橋梁、トンネルなどのインフラ施設の老朽化対策が大きな問題となっております。平成24年12月には、中央自動車道の笹子トンネルにおいて天井板が落下し、9名のとうとい命が奪われるという大変痛ましい事故が発生いたしました。

このような中、翌年の平成25年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」、いわゆる骨太の方針において、インフラ施設の老朽化対策については、今後は、新しくつくることから賢く使うことへの重点化が問題であるとの認識が示されるとともに、同日閣議決定された「日本再興戦略」において、国としてインフラ長寿命化基本計画をまとめること、さらに

は、国や地方自治体においても、全ての分野にわたるインフラ長寿命化計画を策定するという事になったわけであります。

このような経緯を受け、昨年4月に総務省から各地方自治体に対し、公共施設等総合管理計画の策定要請がなされたと聞いております。本県におきましても、厳しい財政状況が続く中、長期的な視点を持って、公共施設やインフラ施設の更新・統廃合、長寿命化などを計画的に行い、将来の財政負担を軽減・平準化することは、大変重要な取り組みであると考えております。そこでまず、本県の公共施設等総合管理計画の策定について、総務部長に伺っておきたいと思っております。

**○総務部長（成合 修君）** 公共施設等総合管理計画につきましては、昨年の7月に全庁的な検討組織として計画策定検討委員会を設置して、県が保有しております建物やインフラなど、全ての公共施設等について、現状把握などの計画策定に向けた調査を行っているところであります。さらに、施設の長寿命化や最適な配置等の基本的な考え方につきまして、検討を行っているところでございます。今後のスケジュールといたしましては、今年度中に素案を取りまとめ、来年度前半には策定する予定としております。

**○徳重忠夫議員** もう一言お尋ねしておきたいと思っております。国は、全ての地方自治体に、公共施設等総合管理計画の策定を要請しておりますが、他県における策定状況はどうなっているのか、再度、総務部長に伺っておきたいと思っております。

**○総務部長（成合 修君）** 他県の策定状況でございますが、平成27年4月1日現在で、計画を策定済みの県は11県となっております。こ

のうち、九州各県では鹿児島県のみが策定済みとなっております。

**○徳重忠夫議員** まだまだ進んでいないようでございますが、総合管理計画については、これからという状況のようであります。一日も早く計画を策定して、計画的な維持更新が行われるようお願いしておきたいと、このように思います。

さて、橋梁、トンネルなどの私たちの生活に密接に関係するインフラ施設についてであります。財政が厳しくてなかなか修繕ができないのではないかと、これらのインフラ施設は将来的に安全性が確保できるのかと、心配しているところでもあります。インフラ施設は、先ほどの公共施設等総合管理計画に先立って、個別施設の計画を策定して修繕を進めていくとお聞きしておりますが、今後も老朽化対策を進めていくには、必要となる予算を確保することが重要と考えております。そこで、住民の生活に密接に関係している橋梁などのインフラ施設の老朽化対策について、具体的にどのような対応をされるのか、県土整備部長にお尋ねをしておきたいと思っております。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 現在、県では、約2,100橋の橋りょうや約120カ所のトンネルなど、多くのインフラ施設を管理しておりますが、これらの施設を将来にわたって適切に維持していくためには、老朽化対策の推進が大変重要であります。このため、施設ごとの長寿命化計画を策定いたしまして、これに基づいて、定期的な点検により損傷を早期に発見し、軽微な段階から補修を行うことにより長寿命化を図る、いわゆる予防保全型の維持管理を進め、予算の平準化やコスト縮減に努めているところであります。県といたしましては、県民の安全・

安心な暮らしを確保するため、今後とも、国に対して積極的に要望を行うなど、必要な予算の確保に努め、長寿命化計画の着実な推進に取り組んでまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** 県民の安全・安心を守るために、老朽化対策や維持管理の予算確保に全力を挙げて努めていただきますようお願いをしたいと思います。

次に、都城志布志道路についてお尋ねをいたします。

皆様御承知のとおり、都城志布志道路は、宮崎自動車道の都城インターチェンジと志布志港を直結し、防災の道、医療の道、経済の道として、南九州圏域にとって大変重要な幹線道路であります。今年4月には、都城市、三股町、鹿児島県曾於市、志布志市の医療を支える都城夜間急病センターが併設された都城市郡医師会病院が、都城インターチェンジ近くに移転するなど、宮崎県と鹿児島県を結ぶ医療の道としての当道路の必要性もますます高まっております。さらに、都城インターチェンジ周辺を中心に企業立地件数も増加しており、本圏域の産業振興上も大変重要な道路であります。このため、これまでも地元一丸となって、早期完成に向けて熱心に取り組んできたところであります。

このような中、今年の事業費を見てみますと、宮崎県側においては、国の直轄施行区間が25億円、県施行区間が12億円、また、鹿児島県においては、県施行区間が15億円となっており、宮崎県側の事業費が大幅に伸び、鹿児島県に比べ大変多い状況となっております。宮崎県側の事業費が増加したことは喜ばしいことですが、鹿児島県の事業費が昨年と比べて減少していることから、全線の開通がおくれることにならないかと、私は大変危惧しているところ

るであります。

都城志布志道路については、これまで、沿線自治体が連携し、都城市で早期整備を求める大会が開催されておりましたが、今年8月には、鹿児島県の志布志市で、1,000人が参加する都城志布志道路建設促進総決起大会が開催され、早期の全線開通を求める大会決議がなされたところでもあります。都城志布志道路の早期全線開通が私の願いでもありまして、鹿児島県と連携し、ともにおくれることなく完成させなければなりません。このような状況を踏まえ、改めて、都城志布志道路の早期整備に向けた知事の意気込みをお伺いしておきたいと思っております。

**○知事（河野俊嗣君）** 都城志布志道路につきましても、直接、太田国土交通大臣にもお会いして、この道路の重要性や地元の住民の皆様の熱い思いを伝えるなど、国に対して、予算の重点配分と早期整備を強く訴えてきたところでもあります。また、太田大臣を初め国交省の幹部のところにも東九州道ないし中央道の要望に伺ったときも、あわせて、必ずセットでこの都城志布志道路の整備の必要性についても訴えてきたところでもあります。この全線の早期整備には、鹿児島県との連携が重要でありますことから、伊藤知事とも、九州知事会などでお会いするたびに連携を深めることを確認しているところでありまして、合同での国への要望活動などに取り組んできたところでもあります。また、本県では、インフラ整備のストック効果ということも強くアピールしておるところでありまして、今後とも、あらゆる機会を捉えて国に対して予算確保を働きかけるとともに、県議会を初め、沿線自治体、商工関係団体等の御支援もいただきながら、鹿児島県ともしっかり連携し、全線の早期整備に向けて全力で取り組んでまいりま

す。

**○徳重忠夫議員** 大変努力をいただいていることに感謝いたしたいと思っております。ありがとうございました。私のほうから、要望並びに思いを述べさせていただきたいと思っております。

供用状況を見ますと、全体延長44キロのうち、現在供用しているのは13キロでございます。平成30年度までにさらに10キロの供用が予定されておりますが、それでも供用率はたった50%であります。44キロのうちの50%、あと4年後にそういう状況であります。両県の残事業、完成するまでの事業費は、概算で450億円かかると言われております。今年度の予算からすると、まだ10年はかかるという状況にあるということでございます。私を初め、地域住民は、一日も早く都城志布志道路の全線がつながることを特に望んでおるということでございます。その実現には、特に県境部分の宮崎県金御岳と鹿児島県末吉町までの区間を同時に開通させることが大変重要であると、このように考えております。知事におかれましては、予算の確保と県境部分への取り組みについて、今後とも鹿児島県知事に直接会って訴えていただきたい。そして、ともに連携して、国への働きかけ、さらには予算の獲得に努力していただきたいということを、特にお願いしておきたいと思っております。都城志布志道路の要望についてはこれで終わらせていただきます。

次に、フードビジネス推進構想の中で、知事が積極的にPRされている宮崎県産キャビアについて、お伺いをいたします。

本県は、昭和58年に旧ソ連からチョウザメを譲り受け、小林市にある水産試験場内水面支場において、種苗生産技術やキャビア加工技術の開発を進め、研究着手から30年を経て、一昨



年、宮崎県産キャビアの販売が始まり、ブランド名を「宮崎キャビア1983」として知られるようになってまいりました。また、チョウザメの魚肉についても高い評価が得られていると聞いておまして、チョウザメの養殖が本県の新たな産業となることを大いに期待しているところでもあります。そのためには、安定的な生産体制の構築や輸出を含めた販路拡大、さらには、県内外へのPRに積極的に取り組む必要があると考えます。そこで、現在の本県産キャビアの生産体制がどのようになっているのか、農政水産部長にお伺いしておきたいと思えます。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 「宮崎キャビア1983」につきましては、30年にわたる研究を経て、平成25年度に販売を開始し、ことしで3年目を迎えております。現在、チョウザメを養殖する生産者は、県内全域に広がるともに、23経営体にまで拡大し、商品につきましては、宮崎キャビア事業協同組合が一元的に製造販売を行っております。キャビアの販売量につきましては、販売を開始いたしました平成25年度は、約15キロでございましたけれども、平成26年度は約60キロ、本年度は約200キロと、順調に増加しているところであります。

**○徳重忠夫議員** ありがとうございます。本県産キャビアの生産量は順調に伸びていると、今御説明いただきました。「宮崎キャビア1983」の小売価格、1キロ当たり50万円と聞いておりますが、チョウザメは、稚魚からキャビアがとれるまでおおむね9年以上と、長期間飼育する必要があり、経費もかさむため、さらなる規模拡大や新たな参入には、事業計画や適地選定など、慎重に検討する必要があると考えます。そこで、チョウザメ養殖の採算性及び適地選定を含めた新規参入希望者への対応について、農政

水産部長にお尋ねをしておきたいと思えます。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** チョウザメの養殖につきましては、お話がございましたように、卵を持つまでに長い期間を要しますことから、黒字化するまでに約10年以上の期間を要すると試算しております。また、水温や水量など飼育に適した環境を、周年、安定的に確保できる立地が必要となるため、適地選定は非常に重要であると考えているところであります。このようなことから、新規参入希望者の方には、採算性の考え方や適地の条件について、水産試験場における技術相談や、関係市町村と連携して十分な情報提供を行うなど、きめ細やかな対応を行っているところでございます。

**○徳重忠夫議員** 次に、キャビアの生産については、全国でも岡山県など幾つかの県で行われていると聞き及んでおります。宮崎を日本一のキャビア産地とするためには、観光客も含め県内外に広くPRする必要があります。そこで、キャビア産地としてのPRや、魚肉も含めた食との連携による取り組みについて、農政水産部長にお尋ねをしておきます。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 本県のキャビア産地としての認知度を向上させるためには、県内外に向けて、本県産キャビアや魚肉の品質の高さやおいしさについて、効果的な情報発信を行うとともに、実際に味わっていただく、そのことが非常に大事だというふうに考えております。このため、首都圏を中心としたレストランフェアの開催であるとか、著名な日本酒とのコラボレーションによるプロモーションの実施、また、チョウザメの魚肉を使った握りずしなどのご当地グルメや、キャビアクッキーなどの加工品開発の取り組みを現在推進しているところであります。県といたしましては、引き続

き、ホテルやレストラン等の取扱店の拡大が図られますよう、積極的に支援してまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** ありがとうございます。先日の新聞報道によりますと、宮崎キャビア事業協同組合といたしましては、近いうちにキャビア輸出に必要な国の登録制度が確立され、輸出が可能となれば、アジアの富裕層に向けて取り組みたいとのことでありました。そこで、県として、今後、輸出も含め、どのように宮崎県産キャビアの販路拡大に取り組んでいくのか、農政水産部長に伺っておきたいと思っております。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** キャビアの販路拡大につきましては、これまでに築いてまいりましたブランド力を生かし、国内の取扱店舗の拡大はもちろんでございますけれども、今お話にございました、海外における新たな市場の開拓など、積極的に取り組んでいくことが重要であると考えているところであります。このため、県といたしましては、関係団体や生産者の方々との連携を図りながら、商談会への積極的な参加や市場ニーズに対応する商品開発などを進めるとともに、海外のキャビア市場の動向把握や、輸出に向けたテストマーケティングなどを行うなど、本県産キャビアの販路拡大に努めてまいりたいと考えているところであります。

**○徳重忠夫議員** それでは、私の考え方、要望を申し上げておきたいと思っております。私は、日本一のキャビア産地を目指すのであれば、観光客や県民にもっとチョウザメを知ってもらうことが大切だと思っております。現在、「宮崎キャビア1983」の発売に合わせて、県庁本館にチョウザメ展示水槽が設置されております。来庁の皆さんにPRされておりますが、展示してある場所は、県庁本館中央階段の後方で、目立たな

い場所にあります。水槽も個人の家にあるくらいのものであります。非常にがっかりしたところでもあります。キャビア、チョウザメを今後売り込んでいくのであれば、もっとスケールの大きな展示はできないものかと思うのであります。小林市では、市役所前の玄関の池でチョウザメを展示用に飼育しているようであります。県庁の玄関前の水槽、公共施設や空港などで大型のチョウザメを展示してPRする工夫が欲しいと、私はこう考えております。今後の積極的な取り組みを希望して、キャビアの話は終わりにさせていただきます。

それでは続いて、観光行政についてお尋ねをしていきます。

クルーズ船対策についてお伺いをいたします。県においては昨年度、油津港に16万トン級の大型クルーズ船に対応した係留施設の整備を行い、クルーズ船の誘致に積極的に取り組んでいるところであります。そのような中、8月16日、アジア最大の16万トン級クルーズ船「クァンタム・オブ・ザ・シーズ」が、中国の上海から約4,800人の乗客とともに、初めて油津港に寄港いたしました。報道によれば、寄港に際し、岸壁で物産展も開催されたとのことで、クルーズ船を一目見ようと訪れた多くの見物人と相まって、岸壁は熱気に包まれたということでもあります。クルーズ船の寄港は、一度に多くのお客様に来県していただくことで県内の消費がふえ、大きな経済効果が期待できると考えております。そこで、今回の16万トン級クルーズ船の油津港寄港について、受け入れは順調に行われたのか、また問題はなかったのか、商工観光労働部長にお尋ねをしておきたいと思っております。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 8月16日の「クァンタム・オブ・ザ・シーズ」の受け入

れにつきましては、県や日南市を中心とする関係自治体、観光事業者などで構成します宮崎県南部広域観光協議会を中心に、円滑な受け入れを進めたところがございます。その結果、大きなトラブルもなく、基本的には順調に受け入れができたと考えております。一方、日南市からは、中国語が話せるボランティアの確保が難しかったと伺っております。また、このボランティアの問題に加え、今後、行楽シーズンなど繁忙期と重なった場合、貸切バスや昼食会場の確保が難しくなることが懸念されております。県といたしましては、これらの課題も踏まえながら、関係機関と連携し、円滑な受け入れとおもてなしの向上に向けて積極的に取り組んでまいります。

**○徳重忠夫議員** 受け入れは順調に行われたとのことで、大変ありがたかったと思っています。お客様の満足度を高めることが、次の寄港にもつながっていくと思いますので、地元の市町村等とも連携を図りながら、しっかりと取り組んでいただきたいと、お願いをしておきたいと思っています。

次に、県では、クルーズ船の寄港に伴う経済効果を把握するため、8月に細島港と油津港に寄港したクルーズ船3隻の乗客に対し、消費動向に関するアンケートを実施したとのことであります。そこで、今回の16万トン級クルーズ船の寄港に伴う経済効果はどの程度だったのか、商工観光労働部長にお尋ねをしておきたいと思っています。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 今回の16万トン級クルーズ船では、先ほどもありましたが、約4,800名の乗客の皆様にご来県をいただき、約120台の貸切バスで、飫肥や鶴戸神宮、綾町などの観光とともに、ショッピングや飲食な

どを楽しんでいただきました。先ほどもありましたとおり、県としては、今回の寄港に伴う経済効果を把握するため、消費動向に関するアンケート調査を実施したところでありますが、現在集計中であり、その後分析を行うこととしております。なお、日南市からは、7月に寄港した13万トン級クルーズ船で、お土産や飲食などの直接的な消費額だけで約4,000万円であったとお聞きしております。今回も相当程度の経済効果はあったものと考えております。

**○徳重忠夫議員** まだ結果が出ていないということですが、しっかりと分析を行った上で、今後の寄港に備えていただきますようお願いしておきます。

次に、報道によりますと、2014年の外国クルーズ船の寄港回数は、九州では博多港が99回でトップで、続いて長崎港が70回、石垣港が69回、那覇港が68回となっております。本県は細島港の4回だけとのことであります。そこで、2014年の熊本、大分、鹿児島県の南九州3県の外国クルーズ船の寄港実績と、今後の本県への寄港状況について、商工観光労働部長にお尋ねをしておきたいと思っています。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 2014年の熊本、大分、鹿児島における外国クルーズ船の寄港実績につきまして、それぞれ寄港できます船の規模は異なっておりますけれども、熊本県が1回、大分県が9回、鹿児島県が29回となっております。また、ことしの本県への寄港につきましては、細島港と油津港を合わせて10回予定されておりましたけれども、台風の影響で細島港への寄港が2回キャンセルとなりまして、両港で8回となる見込みであります。なお、先月、知事が上海の大手クルーズ船運航会社にトップセールスを行ったところでありますが、

同社からは、来年は油津港に16回寄港を予定していると伺っております。今後とも、さらなる寄港の増加に向けて、積極的に誘致活動を行ってまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** さらなる努力をしていただきますようお願いしておきたいと思っております。今、部長より、来年はさらに本県への寄港がふえるということがございます。大変楽しみにしておきたいと思っております。他県に負けないよう誘致促進に取り組んでいただきますようお願いをしておきたいと思っております。

次に、広域観光対策についてお伺いをお願いします。

県においては、平成25年11月に大分県と連携し、東九州広域観光推進協議会を設立し、共通のパンフレットを作成するとともに、北部九州や中国・四国地方を主なターゲットに、誘客促進に取り組んでおられます。このような中、今年3月に、ついに、近くて遠い県と言われていた大分県と宮崎県が高速道路でつながりました。早速、観光を初め、さまざまな面において開通効果があらわれてきております。今年6月に国やNEXCO西日本が発表したところによりますと、今年のゴールデンウィーク期間中の調査では、開通がきっかけで旅行を計画した観光客が約7割を占めるとともに、調査対象となっている本県の11施設では、昨年比べて2割もの観光客が増加したということでもあります。また、先日、私も大分県を視察しましたが、宮崎からの観光客が2割から3割程度ふえていると聞いております。この開通効果をさらに推進すべく、大分県や東九州外への観光PRを精力的に行っていくことが重要と考えております。そこでまず、東九州広域観光推進協議会で作成されている「ドラマチック東九州の旅」

というすばらしいパンフレットをどのように活用しているのか、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** お話のありました「ドラマチック東九州の旅」につきましては、本県や大分県の魅力である食や温泉、絶景等をテーマに、東九州自動車道を活用したモデルコースを紹介するなど、昨年度、東九州広域観光推進協議会で作成いたしました。このパンフレットは、高速道路の各サービスエリア等に配布しておりますほか、県外での観光PRイベントや、旅行商品造成のための、国内外の旅行会社へのセールスで活用しております。このパンフレットのほか、近隣県からは自家用車を利用した旅行者が多いことから、道の駅情報を初め、ご当地グルメやお土産等を紹介した「みやざきドライブマップ」を作成しまして、県内の観光施設や道の駅等に配布しております。県といたしましては、今後とも、これらのパンフレットを活用し、東九州の広域周遊ルートのプロモーションを積極的に展開することで、誘客促進に取り組んでまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** 最後の質問になりますが、東九州という広域での観光推進も重要であります。大分県からの誘客促進に取り組むことが必要であると私は考えております。大分県の皆様に手軽に本県を旅行していただけるような、本県の食や観光地の魅力を生かした旅行商品が必要ではないかと考えているところであります。エージェント等と県と一体となって、そういうメニューをつくっていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 大分県から本県への旅行商品につきましては、東九州自

動車道大分一宮崎間の開通前から、各旅行業者に対しまして、本県の観光地や食の魅力などについて情報提供を行うとともに、商品造成に向けてセールス活動を展開いたしました。その結果、現在、高千穂峡や青島などの観光地を初め、宮崎牛や延岡の鮎やななどの食の魅力を生かしたバスツアーが販売されております。また、九州内からの誘客促進を図るため、大分県や大手旅行会社と連携し、両県の魅力を満載した旅行商品「新九州物語」も、10月からスタートすることとなっております。県といたしましては、今後とも、旅行会社に対し、東九州自動車道を活用した旅行商品の造成を積極的に働きかけまして、大分県を初めとする隣県からの誘客促進に取り組んでまいります。

○徳重忠夫議員 以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○中野廣明副議長 次は、日高陽一議員。

○日高陽一議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、こんにちは。自由民主党、宮崎のひなた、日高陽一です。きょうは人生初めての一般質問ということで、大変緊張しております。きょうこの今の思いを胸に刻み、先輩方のように、しっかりと県民の皆様のために頑張りたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

そして、きょうは、お忙しい中、傍聴にお越しいただきまして、まことにありがとうございます。6月、9月と傍聴席を見ると、女性の方が多いんですけども、きょうはほとんど男性ということで、男子校の先生になった気分です。元気はつらつ頑張りたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

さて、きょうは、5月に県議会議員に就任いたしました初めての質問ということで、マニ

フェストを中心に、農業問題、観光振興、そして女性の活躍の場について、質問をさせていただきます。

私は、現在、宮崎市住吉で農業を営んでおります。宮崎の野菜は他県に比べるとおいしいねと、よく県外の方におっしゃっていただきます。それは、日照時間、雨量、そして快晴日数などが全国でトップレベルであり、たくさんの日差しを受けてミネラル豊富な野菜がとれるからです。そして、そんなおいしい宮崎の野菜は、もう一つすぐれているポイントがあります。知事もミラノでおっしゃっていただけけれども、世界では今、農薬問題などで野菜を生で食べるができない国もあります。しかし、この日本は、サラダで野菜をおいしく食べることができるのです。さらに、この宮崎には、残留農薬を検査する日本一の検査機関があります。ということは、世界でもトップレベルのおいしい安心・安全な野菜が、この宮崎では食べられるということになります。

そんな宮崎の基幹産業である農業ですけれども、農業者数が減少しており、大変な状況にあります。衰退していく農業、しかし、この宮崎の土台である農業をなくすわけにはいけません。今、JA宮崎中央の青年部に所属しております。現在、盟友数は408名です。私が入部した15年前は585名。約3分の1も減少しております。農業者のうち高齢者が約60%となっております。そして、TPP協定交渉など、農業情勢は不透明であります。そんな中、知事にお伺いをいたします。農業者の高齢化と後継者不足、そしてTPP協定交渉など、さまざまな農業の問題がある中、知事は、本県農業の振興にどのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

なお、以下の質問は、質問者席から進めさせていただきます。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

本県農業はこれまで、先人のたゆまぬ努力により、農業産出額全国第6位という地位を築いてまいりました。御指摘のとおり、現在、農業はさまざまな課題を抱えており、大きな変革期を迎えていると認識しております。私は、このような時代であるからこそ、ピンチをチャンスと捉え、従来の既成概念に縛られず、時代の変化に対応した、新たな取り組みにチャレンジしていくことが重要であると考えております。このため、マーケットインの発想による販売力の強化、技術革新や農地集積等による生産力の向上、さらには、高い経営感覚・技術力を備えた人材の育成などに積極的に取り組むことで、競争力のある産地の育成と、農業を核としたフードビジネスを推進し、本県農業の成長産業化を図ってまいりたいと考えております。以上であります。[降壇]

○日高陽一議員 ありがとうございます。ぜひピンチをチャンスに、農業の成長産業化をよろしく願いいたします。

引き続き、農業の問題のうち、それぞれの問題に焦点を絞って質問を進めさせていただきます。

まずは、後継者問題です。日本の農業は今や深刻な高齢化の問題を抱えています。世界でも5位の農業大国であり、農業人口は、2009年のデータでは289万人、少ない数字ではないと思います。しかし、この農業人口の6割が65歳以上であり、35歳未満の働き盛りはわずか5%という現実が非常に問題となっているのです。そこで、宮崎県内の農業者数と新規就農者数の推

移、並びに農業者の高齢化の状況についてどう分析しているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(郡司行敏君) 本県の基幹的農業従事者数は、平成22年で4万9,198名となっており、平成17年に比べ5年間で5,597名、1年間に約1,000名が減少しておりますが、一方、農業法人等を中心に、常時雇用者だけでも約6,500名おり、これらの方々も地域農業を支える重要な担い手であると認識しております。また、新規就農者につきましては、平成26年は260名でございましたけれども、内訳は、法人就農が132名で約半分でございます。残り128名の自営就農では、親元就農以外の新規参入者も、青年就農給付金等の効果で増加傾向にあるというのが実態でございます。

また、農業者の高齢化の状況につきましては、平成22年の基幹的農業従事者のうち、55%が65歳以上となっており、高齢化が一層進行していることから、若い担い手の育成・確保が喫緊の課題であるというふうに認識しております。

○日高陽一議員 農業を基幹産業とする本県でも、御答弁のとおり、後継者の育成が大変重要な問題の一つと考えております。

農業の担い手対策についてであります。国際化の進展などに的確に対応し、農業を維持・発展させていくためには、すぐれた人材の確保・育成が最も重要な課題であると考えております。そのためには、新規就農者の実態に応じて幅広い視点から支援を行うことが求められているところであります。そこで、今説明のあった近年の農業者等の状況を踏まえ、今後、どのように担い手育成対策に取り組んでいかれるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 本県農業の持続的発展を図っていくためには、地域における後継者の育成と営農サポート体制の強化を進めるとともに、外部からの新規参入者を呼び込むことも大変重要であるというふうに認識しております。このため、地域農業の核となる経営感覚にすぐれた家族経営体や法人経営体をしっかり育成いたしますとともに、女性農業者や高齢農業者が継続的に活躍できる環境づくり、さらには、多様な農業者が参加する集落営農や、農作業受託組織・ヘルパー組織等の分業化・協業化等を推進してまいりたいと考えているところであります。また、今後は、後継者の育成のみならず、県外を初め、多様な就農ルートを通じ、幅広い分野からの新規参入者の確保を積極的に行ってまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 ありがとうございます。先ほど答弁にもありましたが、県外からの移住希望者に対する取り組みですが、先般報告がありました移住・U I ターンに関する実態調査の結果を見ますと、県外出身者が移住先で希望する業種のうち、農林漁業が最も人気の高い業種となっています。大きなチャンスであるかと思えます。そこで、「宮崎ひなた暮らしU I J ターンセンター」など、県外における農業志望の移住希望者に対する取り組みについて、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 本県で就農を希望する首都圏の方々への支援につきましては、東京有楽町に設置した「宮崎ひなた暮らしU I J ターンセンター」を拠点といたしまして、既に移住した方を講師とする就農相談会や、農業未経験者でも本県農業の基礎的知識から実践まで学べる就農講座を、本年度から新たに実施しており、有望な人材確保に努めている

ところであります。また、県内の農業法人と多様な分野のスキルを持った移住希望者とをマッチングさせ、確実に法人就農に結びつける「お試し就農」を来月から実施する予定であります。さらに、本県に移住してからも、みやざき農業実践塾による長期研修を初め、経営発展ステージに応じた各種研修等を実施しながら、本県農業の将来を担うたくましい経営者を育成してまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 私も、宮崎ひなた暮らしU I J ターンセンター東京支部に先月行ってまいりました。スペースも他県に比べると一番広く、そして、餌肥杉でつくられた「日本のひなた宮崎県」の看板も存在感がありました。ぜひ一人でも多くの方に宮崎のよさを知ってもらい、そして移住していただけるように御指導をお願いいたします。

U I J センターでも話があるとは思いますが、宮崎に就職するに当たり、賃金・給与の格差の問題があります。やはり就農するに当たり、所得の向上が大きな課題だと思われれます。そこで、県では、農業・農村振興長期計画の戦略プロジェクトの中でも「儲かる農業の実現」と掲げていますが、農家所得の現状と、農業者が安心して働いていけるための目標とする農家所得の水準をどのように設定しているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 国の農業経営統計調査によりますと、本県の主業農家の平成25年の農業所得は、517万1,000円となっております。また、農業所得の目標につきましては、平成26年に策定いたしました県の基本方針におきまして、他産業従事者並みの所得を基本に、認定農業者等の1経営体当たりの目標を630万円としているところであります。県といたし

ましては、まずは、認定農業者がこの水準を達成できるように指導してまいりますとともに、目標を達成いたしました経営体におかれましては、さらなる所得の向上が図られるよう支援してまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 ありがとうございます。農家といっても規模や作業人数がそれぞれ違いますが、取り組みの支援を引き続きよろしく願いいたします。

次に、農産物の海外展開について伺ってまいります。今月初めからEUへ視察に行っていました。宮崎の食や伝統文化の情報を発信したミラノ万博など、勉強してまいりました。銀鏡神楽やみやぎき犬のダンスなど、非常に人気があり、他国の方々にしっかりとPRできたのではないかと考えております。農水産物においては、存在感のある宮崎牛を初め、食材のPRにも力を入れていらっしゃいましたが、ミラノ博覧会における本県の農水産物の評価とその評価に対する感想を、農政水産部長にお願いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） ミラノ博覧会におきましては、牛肉、お茶、ブリなどの農水産物や、たくあんなどの加工品を出展し、料理パフォーマンスや試食により、本県の農水産物の魅力を現地の方々に十分アピールできたのではないかと考えております。試食された方々からは、ぜひ買って食べてみたいという評価を数多くいただき、特に宮崎牛につきましては、赤身肉が主流のEUにおきましても、そのうまみや柔らかさが高く評価され、輸出の可能性を強く感じたところであります。今回の評価も踏まえまして、出展企業の多くが、10月にドイツで開催されますEU最大級の食品見本市への準備を進めております。県といたしましても、今

後、EU向けの輸出に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 ありがとうございます。ぜひ、EUに向けての発信と、そしてドイツでのすばらしい結果をお待ちしております。

少し話はそれますが、今回、EUの視察では、気密性を高め、空気のエネルギー循環を重視した構造のパッシブハウス、いわゆる省エネ住宅ですけれども、木材のCLTを使用した建築物を多く見かけました。地震大国で家屋が密集している日本とEUでは条件が違いますので、普及まで少し時間が必要ですが、国においても設計法の検討・開発などを進めているようですので、ぜひ、杉の生産量日本一の我が県が、日本のCLT技術を先導しながら頑張りたいと思います。

では、改めて、農産物の海外進出について伺います。本県農水産物の輸出が、昨年度、過去最高となったとの新聞報道がありましたが、県内農水産物の輸出の現状と、今後の輸出拡大に向けた取り組みについて、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 本県農水産物の輸出につきましては、香港を中心とする東アジアやアメリカなどに向けた、牛肉や養殖ブリ、カンショ、スイートピーなどの輸出が年々拡大しており、お話にありましたように、昨年度は、輸出量、額ともに過去最高の約1,130トン、17億6,000万円となったところでございます。県といたしましては、国内市場の縮小が予測される中で、輸出拡大は非常に重要な課題と認識しておりますので、今後とも、輸出に取り組む産地への支援や、輸出商社等との連携強化による販路拡大の取り組みを進めてまいります。さらに、今後、輸出先として有望と見込ま



れますEUや新興国などにおける日本食材の需要等につきまして、調査・分析を実施し、新たな輸出品目や市場の開拓にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○日高陽一議員** 今後の農林水産物の輸出拡大のためには、物流対策による輸出コストの低減や、ジェトロとの連携、商談会の充実等、関係機関との連携した取り組みも重要だと思われま。そうした点から、今年度予定される「みやざきグローバル戦略」の策定は、意義があると考えます。そこで、みやざきグローバル戦略の策定に当たり、農水産物の輸出拡大に向けて、関係機関と連携することが重要だと考えますが、どのように取り組んでいかれるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 農水産物の輸出拡大につきましては、農業団体やジェトロ等の関係機関と十分に連携を図り、生産・供給体制や各国・地域のマーケットニーズを踏まえた戦略的な取り組みが重要であると考えております。このため県では、経済連や物産貿易振興センターなどで構成します「みやざき『食と農』海外輸出促進協議会」を設置しまして、品目ごとの輸出拡大の方向性などについて協議を行いますとともに、効率的な輸送体制の構築など、関係機関と連携した各種施策を実施しております。今年度策定予定の「みやざきグローバル戦略」では、農水産物を初めとする県産品の輸出拡大が、戦略の重要な柱の一つになると考えております。関係機関が意識を共有し、一丸となって海外市場の開拓に取り組んでいけるよう、十分に意見を伺いながら、実効性のある戦略をつくっていきたいと考えております。

**○日高陽一議員** 海外市場の大きな開拓を、どうかよろしくお願ひいたします。

次に、現在、全国10カ所で国の次世代施設園芸導入加速化支援事業により展開されています次世代施設園芸について、お伺いをいたします。先月、10カ所の一つであります富山県の施設を視察してまいりました。廃棄物発電と発熱を利活用したフェンローという大規模施設園芸で、温室及び冷暖房設備のハウスが28棟、4ヘクタールという規模で、ミニトマトを中心に栽培されていました。正直、この富山県のような大規模施設園芸が宮崎にできると、現在、個人で農業を営んでいる方たちにとっては、投資リスクが目につき、メリットが見えにくくなるのではないかと感じております。しかしながら、国富町において整備されている次世代施設園芸については、コスト面など工夫されていると聞いておりますが、他の拠点と比較して、施設や取り組み内容の違いなど、本県の拠点の特徴について農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 次世代施設園芸につきましては、お話にありましたように、全国10カ所で取り組まれているところがございますけれども、多くの県では、取り組みのモデルとなりました屋根の高いオランダ型の高コストなハウス、フェンロー型のハウスを整備し、トマトの養液栽培等を行っているということがございます。それらに対しまして、本県では、本県の主力品目でございますキュウリ、ピーマンの栽培に適した、より低コストで普及しやすいハウスを整備し、土を使った栽培で、生産性の高い施設園芸の実現を目指しているところの一つの特徴があるというふうに考えます。また、本施設を担い手の研修の場として活用することで、次世代を担う施設園芸農家を育成していく仕組みを構築していることも、本県の取り組みの大きな特徴ではないかと考えているとこ

るであります。

○日高陽一議員 この施設は、低コストで従来の土壌栽培ということなので、実用的な施設だと思っておりますが、複合環境制御装置の導入など、一般の農業者からは、設備に多額の費用がかかっているように見えますと思いますが、採算性についてどのように考えているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 今回の次世代施設園芸ハウスは、複合環境制御施設であるとか気化熱を利用した冷房施設、それから炭酸ガス発生装置など、高度な施設を導入しているために、従来のハウスよりも施設経費が多額となっているのは事実であろうと思います。しかしながら、これらの施設をフル活用し、作物に最適な環境をつくり出すことによって、従来の栽培よりも約30%程度の収量の増加や品質の向上を目指しております。そのことにおいて、収益性、採算性は十分とれるものと見込んでいるところであります。

○日高陽一議員 技術の高い生産者が栽培されるということですので、30%、またそれ以上の収量増加とともに、しっかりと利益につながるよう期待をしております。このすばらしい施設の取り組みを宮崎県全域にどのように広げていくのか、農政水産部長、よろしくお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 本県では、今回の次世代園芸施設を活用して、キュウリやピーマンの生育に最も適した環境制御や栽培技術の実証を、関係機関や団体、地元企業等が一体となっていって、その普及を図ることといたしております。具体的には、この実証の成果を県内に広く周知させるため、実際に栽培を行いながら技術を習得する長期研修であるとか、環境

制御システムを現地で学ぶ研修会の開催、さらには、県内生産者の視察を積極的に受け入れるなどの取り組みを行うこととしております。また、県といたしましては、国庫事業等を積極的に活用し、新たな施設の整備を進めることで、次世代施設園芸の取り組みを県内各地に波及してまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 知事のお言葉にもありましたように、この施設でピンチをチャンスに変えていただきたいと思います。答弁ありがとうございます。

次は、観光振興に関する取り組みについて伺っていきたく思います。

観光といいましても、いろいろな分野がありますが、まずは修学旅行について伺います。本県は、修学旅行生を、平成2年度に約5万4,000人受け入れていましたが、平成22年度には約1,000人まで減少したと聞いております。現在の本県における教育旅行受け入れの現状と誘致促進に向けた取り組みについて、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（永山英也君） 本県における教育旅行の受け入れにつきましては、口蹄疫などの影響もございまして、減少傾向が続き、今ありましたように平成22年度には、延べ宿泊者数が約1,000人にまで落ち込んだところがあります。このため、宮崎市のマリンスポーツ体験や北きりしま地域を初めとする農家民泊など、本県の強みを生かした新たな素材の開発や、関西・中国地方や北部九州を主なターゲットとした積極的な誘致活動の結果、昨年度は約5,300人にまで回復をしております。県といたしましては、さらなる受け入れの拡大・定着に向けまして、今年度、みやざき観光コンベンション協会に専門の職員を配置したところで

ざいます。今後とも、市町村や関係団体、あるいは鹿児島県や熊本県などと連携を図りながら、誘致促進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○日高陽一議員** 北きりしまの農家民泊、そして青島のマリンスポーツも、もっと盛り上げていただきながら、また、記紀編さん1300年を迎えて盛り上がりを見せる宮崎の神話を生かし、全国的にも知名度の高い高千穂などにおける修学旅行の誘致にも取り組んでいただきたいと思っております。

続いて、スポーツランドみやざきの取り組みについて伺っていきます。たくさんのキャンプでにぎわう宮崎県ですが、特にプロ野球は、人気選手のいるチームの1軍がキャンプを行う地域に関しては、大きな経済効果をもたらしています。現在は、宮崎市に3チーム、日南・串間に2チームが来ています。さらに、2軍が日向に楽天、西都にヤクルトがキャンプを張っています。しかし、この2チームは、1軍は他県でキャンプを行っている状況です。そこで、商工観光労働部長にお伺いいたします。プロ野球1軍キャンプは非常に経済効果が大きく、積極的に誘致に取り組んでいく必要があると思っておりますが、どのような取り組みを行っているのか、お伺いいたします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** プロ野球のキャンプは、スポーツランドみやざきの象徴であり、特に1軍キャンプは、多くの観客が来県するなど、地域経済や情報発信に大きな効果をもたらしております。本県では、平成24年度から、プロ野球球団のニーズに応え、実践形式の練習試合である「球春みやざきベースボールゲームズ」をキャンプ後半に実施し、本県でキャンプを実施している球団の定着と新たな球

団の誘致を促進してきたところであります。今季、初めてとなりましたオリックス・バファローズ1軍キャンプは、宮崎市による施設整備に加え、こうした取り組みが結実したものと考えております。今後とも、関係自治体と連携・協力しながら、新たなプロ野球球団のキャンプ誘致につなげてまいりたいと考えております。

**○日高陽一議員** 宮崎は東九州自動車道も開通し、チーム間の行き来もとても便利になりました。東北楽天イーグルスの1軍は久米島でキャンプを行っており、シーズン前の大切な練習試合も行き来が不便です。今、日本ハムファイターズも離島の名護キャンプを撤退いたしました。その点、幾つもの球団がキャンプを張る本県では、他球団にスムーズに移動ができ、シーズン前の練習試合を組みやすい状況になりました。これは大きなチャンスではないのでしょうか。「球春みやざきベースボールゲームズ」も盛んでございますが、高知も現在、キャンプ地復活を目指して、チャーター機を県が準備したりして動いておられます。ここまで築き上げてきたスポーツランドみやざきを、ライバル県が考えていないことを企画しながら、もっともって盛り上げていただきたいと思っております。

例えば大リーグキャンプ誘致とか。無理やろうと思った方がいらっしゃると思いますが、ワールドベースボールクラシックで2連覇した日本球界に、大リーグも今、興味を持っています。先月のまつり宮崎にも何とMLBがブースを出展しておりました。そして、日本の公式戦に、あの神様とも言われるランディ・ジョンソンが始球式に来ておりました。実際、日本ハムはアリゾナでキャンプを行います。これから、宮崎にいるチームも海外キャンプを行う可能性もあります。そんなときに、逆にメジャーを宮

崎に呼ぶのも一つの手ではないでしょうか。今回、知事は、東京オリンピック・パラリンピックのトップセールスとしてドイツに行かれておりますが、ぜひ、アメリカでもトップセールスを行っていただきたいと思います。

野球つながりでお聞きいたします。渡辺議員も質問していらっしゃいましたが、県では、平成26年度まで「夢・実現甲子園優勝プロジェクト事業」に取り組んでいらっしゃいました。甲子園で活躍すると県内の野球人気が高まり、スポーツキャンプの誘致にもつながるのではないかと考えております。プロジェクトの記事を新聞で読んだときは非常にうれしかったのを覚えております。プロジェクトの結果、2年目で延岡学園が優勝一步手前まで行くことができました。惜しくも優勝は逃しましたけれども、全国にいる宮崎県民が心から応援し、そして感動し、エールを送りました。このプロジェクトがことしはなかったせいか、我が母校の日大高校は1回戦で敗退してしまいましたけれども、このプロジェクトなど、関係機関が連携した取り組みはとても大切だと考えております。

もちろん高校生もそうなのですが、やはり甲子園優勝のためには、中学生の強化がもっと必要なのではないでしょうか。熊本県では、各市町村で選抜チームをつくり、大会が行われております。このような大会が行われることによって、選抜で選ばれた、選ばれたいという子供たちの士気も高まり、選手のレベルアップにつながっていくのではないのでしょうか。そこで、甲子園優勝に向けた中学生の強化にどう取り組んでいらっしゃるのか、教育長に伺います。

**○教育長（飛田 洋君）** 本年、門川中学校の軟式野球部が、春・夏連続の全国制覇をしてくれましたが、このような中学生の力強さという

のが、本県の目指す甲子園優勝にもつながっていくものと確信いたしております。中学生の強化の方策であります。御質問にありました熊本県の取り組みは、ライバル同士が競い合い強化するという点で評価できると考えております。本県では、中学生の強化のために、県下全域からすぐれた選手を集め、選抜チームを編成し、強化合宿や他県との合同練習、さらには、全国大会への出場を通じた選手育成を行うとともに、中学校・高等学校関係者が連携を深め、高等学校指導者による中学生の技術指導等を実施するなど、本県独自の強化策を行っているところでございます。今後とも、他県の情報も収集しながら、積極的に競技力向上に努めてまいりたいと考えております。

**○日高陽一議員** 野球ファンだけではなく、ふだん野球を見ない人も注目する甲子園です。ふるさとの高校が出ると元気をもらえます。日常生活の中で、県外にいる宮崎県民の皆さんが改めてふるさとを思い出し、戻りたいという気持ちが芽生え、Uターンにつながるかもしれません。宮崎県活性化のために、スポーツランドみやざきをさらに盛り上げるためにも、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次に、国際観光の推進、外国旅行者への対応などについてお聞きをいたします。政府観光局の発表では、ことし上半期に日本を訪れた外国人旅行者は、約914万人で、過去最高だった昨年の上半期の約1.5倍にふえております。観光局は、増加の要因として、円安傾向や航空路線の増便、ことし1月の中国での観光ビザの発給要件の緩和に伴うクルーズ船の増便等を挙げていますが、本県への外国人観光客数の推移と近年の顕著な動向について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（永山英也君） 本県への外国人観光客は増加傾向にあり、観光庁が実施しております宿泊旅行統計調査によりますと、延べ宿泊者数は、平成25年が約13万7,000人に対して、平成26年は約16万1,000人となっております。また、直近のデータとしまして、県が独自に調査をしております宮崎市内のホテル・旅館20施設の宿泊客数調査では、平成26年4月から8月までの外国人宿泊者が2万3,000人でありましたのに対し、平成27年の4月から8月は4万2,000人となっております、82.7%の増加となっております。要因としましては、円安に加え、香港線の就航、さらに台北線の増便の定着等があると考えております。

○日高陽一議員 82.7%は大きい伸びだと思えます。ぜひ、このような機会を逃さずに、また宮崎を訪れたいと思っていただけるような取り組みを進めていただき、さらに外国人観光客数を伸ばしていただきたいと思えます。

次に、国では、首都圏から地方へ外国人の誘客を図ろうとしているようですが、このような追い風の中で、本県では外国人の誘客促進にどのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（永山英也君） 国におきましては、訪日外国人旅行者2,000万人の高みを目指しまして、インバウンド新時代に向けた戦略として、東京や大阪などのゴールデンルートに集中する外国人旅行者を地方へ誘客する取り組みを推進することとしております。

このような中、本県においては、東アジアを中心にさまざまなプロモーションに取り組んでおりまして、特に、直行便が就航しております韓国、台湾、香港につきましては、メディアなどを活用した認知度向上対策などを積極的に展

開しております。あわせて、中国や台湾からのクルーズ船の誘致を強化しているところであります。また、移動・滞在しやすい環境の整備を図るため、公共交通機関を活用した2次交通対策や免税店の拡充、あるいはLCCの活用など、増加傾向にある外国人個人旅行者の誘客促進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 宮崎県は移動手段が少ないと言われておりますので、ぜひ、2次交通対策はなるべく早く実現させていただきたいと思えます。

外国人観光客の受け入れ環境の整備が重要だと思われませんが、個別の具体的な内容について何点か伺います。ことし7月、アメリカの旅行誌が発表した「2015世界の人気観光都市ランキング」で、2年連続、京都が選ばれました。その中で、世界1位を獲得できた要因として、京都市は、公衆無線LANの充実など、外国人受け入れの環境向上が実ったとありました。外国人観光客の受け入れには、情報収集しやすい環境づくりを進める必要があると思えますが、特にニーズの高いWi-Fiについて、県としての取り組み状況を、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（永山英也君） 観光庁が実施しております調査においても、日本滞在中にあると便利な情報として、Wi-Fiが最も多い結果となっております。その環境整備は非常に重要であります。このため県では、昨年度、県内のホテル・旅館におけるWi-Fi整備の支援を実施いたしました。今年度は、「MIYAZAKI FREE Wi-Fi」として共通認証システムの基盤を構築しますとともに、県の観光案内板等9カ所へアクセスポイン

トの設置を始めました。このシステムは、利用者の利便性の向上のため、認証手続を簡略化するものであり、整備に取り組む市町村等の共同利用も可能でありますことから、本年度、5市町村が既に導入を決定しております。今後とも、このシステムによるWi-Fiエリアの拡大など、市町村等と連携しまして、外国人観光客の受け入れ環境整備を進めてまいりたいと考えております。

**○日高陽一議員** 私たち県民にとっても必要なものですので、ぜひ、エリア拡大の対応をお願いいたします。

外国人観光客の受け入れ環境について、もう一点お尋ねいたします。外国人観光客を受け入れる場合、言葉の問題があります。せっかく来ていただいたのにコミュニケーションがうまくとれなければ、本県の魅力も伝わらず、印象を悪くすることさえあります。本議会においても、これまでクルーズ船の課題として、通訳や外国語が話せるボランティアが不足しているという話も出ておりました。そこで、外国人観光客をおもてなしする通訳案内士や観光ボランティア等の育成も重要だと考えますが、県の取り組みについて、商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 現在、本県には、国家資格であります通訳案内士が50名登録されております。このほか、九州各県、九州観光推進機構と連携しまして、国家試験を受けることなく、九州域内において有償で通訳案内ができる地域限定特例通訳案内士、いわゆる特区ガイドの養成に、平成25年度から取り組んでおまして、現在、九州全体で137名、うち宮崎県居住者10名が登録されております。また、県内の観光ボランティア組織は、13市町村に20

団体あります。このうち5団体が、外国語が話せるスタッフや多言語パンフレットの活用により、外国人観光客に対応しております。県といたしましては、九州観光ボランティアガイド研修会などを通じて、観光ボランティアの知識や外国人観光客に対するコミュニケーション能力の向上が図られるよう、引き続き支援をしてまいりたいと考えております。

**○日高陽一議員** ありがとうございます。全国では、グッドウィルガイドという、18歳以上の善意通訳ですが、現在、5万9,000件の登録があり、東京では、「おもてなし東京」ということで、語学ボランティア育成講座なども開催されているそうです。宮崎でも5月の国際フェスティバル開催時など、多くの方が流暢に外国語を話されていますが、オール宮崎おもてなしで、この方たちにもふだんの生活の中で通訳案内など協力をしてもらう体制ができないでしょうか。例えば、中国語を話せるボランティアの方の胸に中国の国旗のデザインされたバッジをつけてもらうと、困っている中国の方も、母国のバッジであれば気づきやすく、尋ねやすいのではないのでしょうか。アイデアの一つとして御検討ください。

宮崎の観光の一つとして、マリンスポーツがあります。その中でも、サーフィンは世界大会が行われるなど、宮崎の海は美しく、サーファーにとって理想的な力強い波があり、日本におけるサーフィンの聖地とされています。しかし、そんな宮崎の海岸が危機を迎えています。私の小さいころは浜辺で野球をしていた吉の海岸、現在では完全に砂浜がなくなっています。そこで、宮崎海岸の海岸侵食対策事業の取り組み状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○**県土整備部長（図師雄一君）** 宮崎海岸につきましては、国の直轄事業によりまして、砂浜の幅を50メートル回復させることを目標に、突堤や護岸の整備、及び養浜による対策が進められております。このうち、突堤は3基が計画され、南側の突堤300メートルのうち、75メートルが完成しており、護岸につきましては、計画延長2,700メートルのうち、約2,000メートルが完成しております。今年度は、2基目の突堤150メートルのうち、45メートルに着手し、養浜につきましても、継続して実施する予定だと伺っております。県といたしましては、今後とも国と連携して、地域住民や海岸利用者などが参加する宮崎海岸市民談義所において意見交換を行うなど、関係の皆様方の御理解と御協力をいただきながら、早期完成を目指してまいりたいと考えております。

○**日高陽一議員** 砂浜の幅を50メートル回復するということですが、もしもこのまま侵食が進んでしまいますと、防風林である松林まで影響が出てしまいますので、ぜひ、早期整備に向けて取り組んでいただけるようお願いいたします。

この松林は、県外の方が飛行機で訪れる際に、「とてもきれいな緑ですね」と言っただけです。そして、日本を代表するゴルフトーナメントが行われ、テレビ中継される際にも、このすばらしい緑が映し出されます。この松林は、美しい景観だけではなく、人家や農耕地を潮害等から守るといった公益的機能を果たしており、私たちにとって極めて重要な松林であります。そんな松林が、近年、松くい虫の被害が大きく、松枯れにより変色したりして、松林までなくなってしまうのではないかと心配をしていますが、宮崎海岸周辺の松くい虫被害の現状と

対策について、環境森林部長にお伺いいたします。

○**環境森林部長（大坪篤史君）** 宮崎海岸周辺の松くい虫による被害につきましては、ここ10年ほど横ばいで推移しておりましたが、猛暑や少雨等の影響もあって、平成25年度以降、被害量が増加しているところであります。松くい虫被害対策につきましては、薬剤散布等による予防措置のほか、被害木の伐採や焼却処分等を実施しております。また、伐採後の松林の機能を維持・回復する取り組みとしまして、松くい虫に強い抵抗性松の植栽を推進しているところでございます。今後とも、被害の早期把握に努めまして、適切な防除と駆除を行うことにより、被害の軽減を図ってまいりたいと考えております。

○**日高陽一議員** 抵抗性の松となるとコストがかかる聞いておりますけれども、未来の子供たちのために、引き続き、必要な対策を進めていただきますようお願い申し上げます。答弁ありがとうございます。

次に、女性の活躍という視点で質問を進めさせていただきます。

今、少子高齢化・人口減少の問題が大きく取り上げられています。昔は「みこし型」で高齢者を支えていた社会が、今は騎馬戦型で支えています。これが、人口減少により、近い将来、1人で1人の高齢者を支えないといけない時代がやってくるかもしれません。現在、日本は、海外に比べると、女性の活躍の場がまだ少ないようです。働ける世代が減少していく中、女性の働く能力を最大限に発揮しやすい環境を整備する必要があるのではないのでしょうか。「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立したことを受け、県内市町村や企業の行

動計画の策定等にどのように対応していくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（茂 雄二君）** 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」は、女性がその個性と能力を十分に発揮し、職業生活において活躍することができるよう基本原則を定め、国、県、市町村及び事業主の責務を明らかにするとともに、事業主行動計画の策定、女性の職業生活における支援措置などについて定めたものであります。これを受け、国、県、市町村、及び労働者の数が301人以上の企業においては、女性採用比率、女性管理職比率などの状況把握や分析を行った上で、具体的な数値目標や取り組む内容をまとめた事業主行動計画を策定・公表することが義務づけられたところであり、県といたしましては、特定事業主としての県の行動計画を策定するとともに、宮崎労働局と連携・協力しながら、法の趣旨や制度等について、市町村や企業への周知・啓発を行うことにより、女性が活躍できる環境整備により一層取り組んでまいりたいと考えております。

**○日高陽一議員** 法は公布日から施行され、行動計画策定については、来年、2016年の4月から施行と聞いております。女性が活躍できる環境整備、それは、いかに女性が働きやすい環境をつくるかだと思いますが、職場における女性が働きやすい環境整備に向けての本県の取り組みを、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 県では、女性に限らず、男性も働きやすい職場環境を整備するということから、企業や事業所に、育児・介護休業の取得促進や時間外勤務の縮減など、ワーク・ライフ・バランスに関する自主的な取り組みを宣言していただく「仕事と家庭の両立応援宣言」の登録を推進しておりまして、

8月末現在で534社に登録をいただいております。また、去る7月6日には、知事と全市町村長による「みやざき「イクボス宣言」」がなされたところであり、企業等のイクボスをふやすため、働きかけを積極的に行っております。

さらに、10月の「みやざき女性の活躍推進会議」の設立に向けまして、できるだけ多くの企業に参加いただけるよう企業訪問等を行っているところであります。女性が活躍できる環境づくりは、地方創生の観点からも非常に重要であると考えております。関係機関と連携しながら、今後とも積極的に取り組んでまいります。

**○日高陽一議員** 地方創生のためにも、「イクボス」を周知して頑張っていたいただきたいと思っております。

先日、「宮崎ひなた暮らしU I J ターンセンター」にて、長野県の女性限定農業体験ツアーのチラシが目にとまりました。ピンクの鮮やかなチラシに「農業女子」と大きく書いてあり、とても存在感があり、見ていてわくわくしました。内容は、女性限定で1泊2日の3つのコースに分かれ、北アルプスの田園を回ったり、収穫と料理体験をしたり、農業の6次産業化の新しい可能性に触れてみたりと、それぞれを体験するツアーです。農業に興味を持つ女性もふえており、女優の黒谷友香さんや工藤夕貴さんも、本格的に野菜づくりをしているそうです。昨日の答弁でも、国の「農業女子プロジェクト」への参加を後押しするということがでしたが、農業がもっと伸び伸びと女性が活躍できる場所になるためにも、若い女性が楽しく農業に参加できるような取り組みを本県でも進めてほしいと思っております。このような取り組みについて本県でも取り組むつもりがないか、農政水産部長にお伺いいたします。



○農政水産部長（郡司行敏君） 本県におきましても、JA女性組織協議会を初め、11の女性農業者組織・団体がございますけれども、高齢化等が進み、若手女性農業者の育成や組織間のネットワーク強化を求める声が組織内部からも高まってきていることから、県では本年度から、「女性の力で農山漁村パワーアップ事業」をスタートさせたところがございます。本事業では、若手女性農業者が中心となって、組織や業種の枠を超えた交流会や研修会等を開催しているほか、同世代のネットワークづくりやワークショップなどにより、若手が参加しやすい環境づくりに努めているところであります。今後はさらに、議員から御提案もございました長野県の取り組みも参考にしながら、本県の若手女性農業者ならではの新たな発想を、農業経営や地域活性化に生かせる取り組みを充実させてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 ありがとうございます。お願いいたします。男性の職場と思われがちのさまざまな現場でも、女性が働くことによって相乗効果が高まると言われています。どうかよろしくをお願いいたします。

本議会の質問は、農業問題、観光振興、女性活躍の、大きく3つの項目にわたりましたが、特に、本県の基幹産業である農業に関しましては、次世代を引き継ぐ担い手対策において、人口減少社会を背景として、県内への移住と連動した新たな新規就農者の確保対策などの取り組みについて、強い期待を持ったところであります。そこで、私にとって初めての議会質問を、ライフワークである農業について、担い手関係で締めくくりたいと思います。11月10日、11日の2日間にわたり開催されます「第18回全国農業担い手サミットinみやざき」まで、残り2カ

月となってまいりましたが、現在の進捗状況と、全国からの受け入れに際し、その意気込みを知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 本県で開催します全国農業担い手サミットにつきましては、現在、農業者を初め、多くの関係者・団体の皆様に協力をいただきながら、宮崎らしいおもてなしの心にあふれた大会になるよう準備を進めているところであります。全国から定員を大きく上回る応募がありまして、高い関心と期待をいただいているものと考えております。本年は、口蹄疫の終息から5年という節目の年であります。本サミットを開催することによりまして、これまで御支援をいただいた感謝の思いとともに、口蹄疫からの再生・復興と畜産の新生に向けて全力で取り組んでいる本県の姿を、全国の皆様にごらんいただきたいと考えております。

また、「日本のひなた宮崎県」の食の魅力を全国に発信してまいりたいと考えております。今回の大会テーマは、高千穂高校の生徒が作成しました「語ろう未来を受け継ごう今を！農業の無限の可能性を信じて」というものであります。これは、これまでの先人の努力をしっかりと受けとめて、しかも視野を未来に向けてということで、すばらしいテーマではないかと考えておるわけではありますが、この大会テーマのもと、今回、全国から集います全ての皆様と思いを一つにして、改めて、日本の農業を若者が夢と希望を持てる産業とすべく、宮崎県を起点として、新たな改革の扉を開いてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 ありがとうございます。農業の無限の可能性ということで、宮崎の土台を元気にして、そして宮崎の活性化につなげていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。緊張しました。ありがとうございました。

(拍手)

○中野廣明副議長 ここで休憩いたします。

午後 2 時47分休憩

---

午後 3 時 9 分開議

○中野廣明副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、坂口博美議員。

○坂口博美議員〔登壇〕(拍手) あと 1 時間辛抱いただきたいと思います。

初めに、知事の政治姿勢に関して伺います。

中国の「礼記」に「入るを量りて、以て出ずるを為す」というくだりがあります。このように、古代中国では、徴税の強化によって不足財源を賄う政治は最悪の政治とされ、まずは収入のほうをよく押さえてから支出のほうを計画するというのが鉄則とされておりました。

さて、河野知事には、県民の大きな支持のもと、2 期目の船出をされたところですが、これらの期待に必ずや応えられんことを願いつつ、まず県の財源確保に係る問題を伺います。国においては、各省庁からの概算要求が先月末に締め切られ、その結果、一般会計総額は102兆4,000億円程度となり、今年度の当初予算96兆3,420億円を大きく上回る過去最大規模となっております。これは、裁量的経費については、前年度予算より 1 割削減されるものの、残りの 9 割を要望基礎額とし、その 3 割を特別枠として要望できるとなっていることによるものであります。つまり具体的事例で示しますと、例えば国土交通省の場合、公共事業関係費は、名目で前年度比16%、8,000億円増の約 6 兆円の要求額と、前年を大きく上回っております。

しかし、本県が最も注目すべき地方交付税については、前年度比 2 %、約3,000億円減の16兆4,000億円余の要求額にとどまっております。そして、これら国の予算は、今後、財務省の査定を経て、年末に向け政府案として固まっていくものと思いますが、国の予算からどれだけの財源あるいは事業を本県に取り込めるのか。まさしくここが知事の手腕の見せどころであり、真価が問われるところでもあります。

過ぐる県知事選挙において、私ども自由民主党が、次期知事については現職に続投をさせるべきと判断し、あなたを推薦した理由も、総務省出身という経歴にその手腕の絶大なることを期待したところが大きかったわけであります。財政力の脆弱な本県にあって、歳入財源の確保については、どのような取り組みをもって臨まれるのか、知事にその姿勢をお尋ねし、後は自席より尋ねてまいります。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

平成28年度当初予算編成における歳入確保についてであります。本県は、県税などの自主財源に乏しく、地方交付税や国庫支出金などに依存する脆弱な財政基盤であります。国の動向につきましては、現在、概算要求の段階でありますので、今後の税制改正や地方財政対策の動きを見きわめていく必要がありますが、7月に行いました国への「みやざきの提案・要望」においては、地方交付税の充実・強化や総額の確保、地方法人課税のあり方の見直しや地方創生に係る新型交付金についての財政力の低い団体への配慮など、地方税財源の充実について要望したところであります。今後も、国の動向を注視しながら、さまざまな場面において要望してまいりたいと考えております。以上であります。

す。〔降壇〕

**○坂口博美議員** 地方交付税の充実・強化あるいは交付金などに係る財政力の弱い団体への配慮を求めていくというのは、当然至極でありまして、これからもさらに強く続けていただきたいと思います。

そして同時に、次の点についても求めていくべきと考えております。まず1つ目は、全国共通の問題であります。交付税算定における基準財政需要額には、地方が実施している乳幼児医療助成費や介護予防対策費など、単独事業費はほとんど算入されておりません。ぜひ、このような地方単独事業についても需要額に入れてもらうよう、強く国に求めていくべきであります。特に一般的になってきておる単独事業については、標準的な行政水準とみなすべきでありまして、ぜひこれは強く求めていただきたい。

そしてまた、本県の立場からであります。算定時の補正係数に地域の特性などを反映させること、例えば農業行政費でありますけれども、これについては、農家数や耕地面積をもとに算定されております。しかしながら、例えば北海道と宮崎の農業を比べますとき、畜産で見えますと、北海道はその主体が乳牛であります。当然牧草地を広く要するわけですが、宮崎は肉用牛が主力でありまして、配合飼料が主となります。それほどまでの農地は必要としない、広い農地は必要としないわけがあります。したがって、単位費用の中に家畜の頭数が加味されるべく補正がなされることが必要であろうと思います。これについては、本県の立場から国に強く求めていくべきであるということを知事に申し上げ、最初に消費税について伺ってまいります。

この問題に関して、私は、平成25年6月定例

会におきまして、法改正により今回引き上げられることになる増税分については、その清算基準を地方が受け持つべき社会保障3事業の対象となる人口とすべきであるとして、その改正を国に求めるべきである旨の質問を行いました。これについては、平成27年度の清算分から見直されることになったようではありますが、その内容と本県への影響額について、総務部長にお伺いいたします。

**○総務部長（成合 修君）** 多段階で課税を行う地方消費税につきましては、最終消費地と納税地が一致しないことから、最終消費地に税を帰属させるため、消費に係る指標等により、都道府県間で清算を行うこととなっております。今回の清算基準の見直しにおきましては、これまで指標の一つでありました「サービス業基本調査」が「経済センサス活動調査」に変更されるとともに、議員の御質問にありましたように、案分に用いる「人口」の比率が引き上げられ、一方で、「従業員数」の比率が引き下げられたところであります。この見直しによりまして、本県への影響額は、シェア率が0.03ポイントほど上がり、平成27年度当初予算ベースでは、約15億円の増収が見込まれ、その内訳は、従来からの一般財源分が約9億円、税率引き上げによる社会保障財源分が約6億円となっております。

**○坂口博美議員** 算定の際の比重が、従業者数から総人口へと8分の1の中の0.2、ですから、全体の0.025ポイントになると思うんですが、これが移されたということで、言いかえまして、生産年齢人口を対象に交付していたお金の一部を、今度は総人口分に上乗せして配分しますよという改正であるということであろうかと思えます。

今回のこの見直しによりまして、消費税率が8%へ上がった時点で、本県にとって15億円の増収でありますから、これが10%に至ったら25億円ほどの増額になるかと思いますが、知事はよく努力をしてくださったと、その労をたたえたいところであります。

しかし、今回の増加分15億円のほとんどは、実は交付額の決定に大きな影響を与えることとなりますサービス業対個人事業収入額の出元が、サービス業基本調査から経済センサス活動調査へと変更になったことで、全てのサービス事業者、小さい事業者までが正確にカウントされることになって、それが結果として本県に幸いている部分によるところがほとんどであります。

前から申し上げておりますように、地方消費税の引き上げ分については、それが社会保障の財源とされたことを踏まえますと、社会保障経費の支出対象となる「高齢者人口等」を清算基準とするよう、引き続き国に求めていくべきであると考えますが、このことはまず筋論であります。選挙のときの約束事であります。本県にとって、より有利な配分となるものでもあります。知事にぜひそれに取り組んでいただきたい。御見解をお願いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 御指摘のように、引き上げ分の地方消費税が社会保障財源化されていることを踏まえますと、議員御指摘のとおり、「高齢者人口等」を用いた基準とすべきとの御意見も理解できるところでありますし、私もそのような議論を総務省の担当者ともしたところではありますが、最終消費地と税の帰属地を一致させるといふ地方消費税の仕組みから見まして、「高齢者人口等」を基準とすることは、理屈の上で非常に難しいものがあるかと考えて

おります。

一方、今回、全国知事会におきまして、「人口」の割合を高めることを要請し、地方消費税の清算基準における「人口」の比率を高める形で見直しが行われたところであります。今後とも、本県の安定した社会保障財源を確保していくためにも、税率引き上げ分については、より適切な配分になるよう、国に対して引き続き要望してまいりたいと考えております。

**○坂口博美議員** 高齢者人口を基準とするのは、税の性格上、帰属性を見たときに難しいという見解を示されたわけでありますけれども、実はこれは、平成24年2月24日に開催された全国知事会の中の地方税財政特別委員会で、知事がそれぞれ発言された内容を知事会でまとめられた資料であります。

その中の論点②「地方消費税の清算基準について」、ここで4つ意見が記されているんですが、その1つに「地方消費税を社会保障目的の地方共同税として構成し、その配分指標として、高齢者人口や若年者人口を用いることを検討すべき」というのがあります。それから、論点③の「地方法人特別税等について」の中で3つあるんですが、その中の1つ、「地方の社会保障財源の確保に当たっては、都道府県間における税収格差が課題となっている。税源偏在是正のため、消費税と地方法人課税の税源交換や地方共有税、地方共同税など新たな手法も含め検討していくべき」、現実にこういった小委員会の中で、こういう意見を出されている知事もいるんですね。

これらは筋論でありますし、本県にとって本当に有利な考え方であります。やはり、知事は全国の平均点じゃなくて、我が県のためになる議論を積極的に知事会の中では後押しをすべき

だ、それが宮崎の知事としてあるべき行動だと僕は思っております。これは要望にとどめておきまして、まず県土整備部における公共事業予算について伺います。

県土整備部における補助公共事業費を見ますと、例えば平成26年度当初予算であります。333億9,000万円余が計上されております。しかし、このうち最終的に内示が決まったのは297億4,000万円余、36億5,000万円も少ないわけでありまして、予算の89.10%、このような状況というのは、多年にわたって常態化してきております。その理由が一体どこにあるのか気になるところでありますが、当初予算編成に際しての基本方針はどうされているのか。毎年こうやって10%程度もの内示差が生じていることについての説明とあわせ、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 県土整備部の補助公共・交付金事業の当初予算につきましては、県の総合計画や国の予算編成の動向を踏まえた上で、防災・減災対策、老朽化対策、交通ネットワーク整備の3つを重点目標といたしまして編成しているところであります。その総額につきましては、厳しい財政事情の中で、可能な限り国庫補助や交付金を活用するとの考え方から、ここ数年は、県の当初予算編成方針に定められた要求限度額となっている県費ベースで前年度同額となるよう計上しております。国庫補助や交付金の確保については、県議会にも御協力をいただきながら、知事を先頭に国等に強く要望しているところではあります。結果としては、国の財政状況も厳しいことなどから、残念ではありますが、10%程度の内示差が生じているところであります。

**○坂口博美議員** 九州各県の予算と内示差を見

てみますと、一番高いのが福岡県で99.60%、2番目が大分県で98.00%、3番目が長崎県で95.00%、九州で一番低いのが隣鹿児島県78.70%であります。こういったのを見ますと、まず一つには、各県の予算編成のときの組み方の考え方に、差額の有無は起因しているのではないかなとも思うところでありますけれども、県ではこういった点をどう分析されておられるのか、県土整備部長にお尋ねいたします。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 補助公共・交付金事業の内示差につきましては、議員の御質問のとおり、県ごとに相当程度異なりますが、福岡県、大分県を除きますと、一定の内示差が生じているようであります。九州各県の予算編成の考え方はさまざまであり、内示差に対する考え方について、その詳細は把握できておりませんが、内示差がある県においては、本県と同様に、追加内示への備えを含めまして、国庫補助や交付金を可能な限り活用したいとの考え方から、予算計上されているものと考えております。

**○坂口博美議員** そうは言われるんですけれども、申し上げましたように、本県の場合、毎年このような状況が続いている。この場合、仮に県の裏負担分が2分の1であったとすれば、毎年17~18億円の金そのまま塩漬けで会計年度を閉じてしまうということを意味します。これは悪くとれば、県議会あるいは関係団体などに、宮崎県はよく公共事業予算をしっかりと組んでくれるなどと思わせる、そして、それを勘違いさせるための見せかけの金なのか、あるいはまた、決算時に県の裏負担分を剰余金として残して次の年に繰り越していく、剰余金を捻出するためのテクニックなのかと疑われてもしょうがないようなことがずっと続いております。

もちろん今言われたように、そうではなくて、少しでも補助金を確保したいという県の思いからであるということはあるんですけども、結果は申し上げたとおりであります。そこで、知事は、内示差の10%を1%でも2%でも縮める努力に全力を挙げることが必要だと思いますけれども、御見解をお聞かせください。

**○知事（河野俊嗣君）** さまざまな社会資本整備がおこなわれている本県にとりまして、こういう公共事業予算の確保は、極めて重要な課題であると考えております。私もたびたび、国交省、また財務省に参りまして、要望活動を重ねてきたところではありますが、現状においては、このような内示差が生じている、思うように確保できていない状況でございます。これをしっかり真摯に受けとめて、ことしはインフラ整備のストック効果もアピールするなど、積極的に取り組んでいるところでありますが、これまで以上に創意工夫を凝らして、本県に必要な予算の確保に向けて、公共事業全体のパイを確保すること、そして、それをおこなっている本県のような自治体への優先配分を求めていくことに、努力を重ねてまいりたいと考えております。

**○坂口博美議員** ぜひお願いします。

農業農村整備事業費であります。国では、平成21年度に全国枠5,772億円であったものが、翌22年度には3,629億円、そして今、平成27年度は3,588億円であります。これに沿うようにして、県の予算も、同様に21年度は96億5,000万円、それから翌22年度が68億2,000万円、本年度、27年度が61億4,000万円であります。大変な状況なんですけれども、土地改良事業につきましては、例えば農業農村整備事業推進委員会から毎年要望が出ております。知事は、まず、こ

ういった国の予算の回復に全力をいたされて、本県への重点配分に全力を尽くすべきと考えますが、御見解をお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 農業農村整備事業であります。農業生産の基盤、それから農村生活環境の整備を通じて、本県が目指す農業の成長産業化を支えるものでありまして、極めて重要であると考えております。これまでも、7月に行いました、国への「みやぎきの提案・要望」でありますとか、全国知事会の提案・要望などを通じまして、また国や本県選出の国会議員等に対して、農業農村整備事業予算の回復と本県への重点配分について要望してきたところであります。今後とも、粘り強く国に訴えかけていきたいと考えております。

**○坂口博美議員** これはちょっと考え方を申し上げたいんですけども、畑かんが、農業の改良事業は今後更新の時期を迎えます。その後、かなりな予算のニーズが出てまいります。ぜひとも、これは全力を挙げていただきたいと思えます。

次に、屋外広告物制度に関する質問なんですけれども、県の歳入のうち、小さいんですけども、使用料・手数料として徴収される財源があります。その中の一つが、申し上げた屋外広告物申請時の手数料なんですけれども、2年から3年ごとにそれを更新しなければならないことになっているんですけども、長年放置されているのではないだろうかというような広告物を見かけることがあります。手数料徴収といえども公平性というのは必ず担保されなければいけないわけですが、こういった公平性を保つための取り組みについて、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（図師雄一君）** まず、屋外広

告物制度の県民への周知につきましては、制度の趣旨を初め、申請に必要な手続や手数料などについて、県のホームページに掲載しますとともに、毎年9月の「屋外広告物適正化旬間」においては、パネル展の実施や、新聞及び市町村の広報紙等を活用して行っているところであります。

また、違反広告物の対策につきましては、土木事務所などに配置した屋外広告物監視員による日常的な巡回業務に加え、県民へのPRも兼ねた年2回の県下一斉撤去の取り組みを通して、違反広告物の設置者に対する是正指導や張り紙などの簡易な広告物の撤去を行っております。屋外広告物制度は、郷土の美しい自然や町並みを守り、屋外広告物の落下などによる危害を防止するための重要な制度でありますので、今後より一層、県民への周知や違反広告物の対策などに取り組んでまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 ぜひよろしく申し上げます。

それから、これは特異な例ですけれども、本県では、口蹄疫復興対策運用型ファンド事業というのも歳入されております。これについては、ワクチン接種受け入れによる犠牲を含めて、口蹄疫被害からの復興に要する財政支援について、具体的に国と協議される中で、国からファンドの話があって、それに県が合意したと承知しておりますが、超法規的なワクチン接種による全頭殺処分を受け入れた本県にとって、国が示した復興支援策というのは、金額などの面で満足のいくものではなかったと考えますが、受け入れに至った経緯・理由について、まず知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） ファンド事業の経緯であります。県では当初、口蹄疫による被害か

ら復興し、また、疲弊しました本県経済を活性化させるためには、公共事業に要する経費200億円を含む300億円の事業実施が必要と判断しまして、平成22年8月の緊急要望の中で、国に対し財政支援を強く求めたところであります。しかしながら、国が同年10月に決定した支援策の内容は、事業費にして90億円の補助事業と、1,000億円の運用型ファンドによる5カ年30億円の支援というものであります。

この支援策は、当初の要望と比較しますと、事業費として十分とまでは言えないものの、国においても真摯に検討された案であること、県単公共事業の分を除いて、畜産再生やイメージ回復などのために予定しておりました100億円分の事業におおむね対応できること、そして、早期に復興に取り組むことが最重要であると判断して、国の支援策を受け入れたところであります。

○坂口博美議員 受け入れの妥当性は置いておくとしまして、口蹄疫からの復興という点では、まだほど遠いものがあります。とりわけ西都・児湯地区を見てみますと、例えば黒毛和牛の子牛の出荷ですけれども、平成21年度、西都にあります市場では、年間1万3,037頭の商談・取引が成立しておりました。それが口蹄疫復興後、徐々に回復はしてきているんですけども、昨年度7,706頭であります。59.1%でしかない。県は9割方回復したと言っているけれども、それは全体の数字でありまして、こういった状況であります。そういったことから、我々県議会は、前回の議会で、ファンドについて延長すべきだという意見書を国に送付したわけであります。そしてまた、県にもその旨お願いしているんですけども、国への要望の状況について、知事にどうなっているかをお尋

ねいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 口蹄疫からの復興につきまして、これまでの5年間、口蹄疫復興対策運用型ファンドのほかに、農林水産省所管の補助事業や基金事業などを活用しながら取り組んできたところであります。埋却地の再生整備や地域振興事業の定着など、一定の成果も見られるところではあります。今御指摘がありましたように、口蹄疫発生以前と比較して、飼養頭数は県全体で9割弱、西都・児湯地域においては約7割にとどまるなど、いまだ回復の道半ばであると考えております。このため、ファンドの延長につきまして、昨年末より所管する総務省と何度も交渉を行い、また、ことし6月には私も出向き、直接、要望活動を行ったところであります。

この要望に対し、先日、総務省より回答がありまして、ファンドに伴う特別交付税措置の延長については、過去に前例がないことや、県の現在の社会経済状況が、被災直後からは回復しており、同一の状況とは言えないことから、その延長については困難とされたところであります。口蹄疫からの復興状況を踏まえ、西都・児湯地域における畜産業の復興対策に係る県事業について、来年度以降、特別交付税により直接措置されることとなりました。ファンドの延長という形は実現しないわけではありますが、特別交付税を初めとする財政支援を十分に活用しながら、本県の基幹産業かつ成長産業である畜産業の成長を初めとする地域の振興に努めてまいりたいと考えております。

**○坂口博美議員** 今の国の説明とか、それはちょっと問題を幾つか含んでいると思います。まず前例がないということですがけれども、能登半島地震は、平成19年に5年間500億円の基金が

造成されました。23年で切れたけれども、24年には再造成が認められております。こういったことを含めて、知事は国の前例がないという考え方をどう考えられるか、見解を伺いたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** それぞれの事情に即して判断をいただくべきものであると考えておりますが、今御指摘がありました能登半島地震復興基金は、御指摘のとおり、設置期間終了後、再度起債を財源として基金の再造成を行っておりますが、起債の支払い利息に対する特別交付税は延長されておらず、全額を県が負担しているというものであります。

**○坂口博美議員** わざわざ石川県がそれを行ったということは、交付税措置が、金利がなされなくてもメリットがあるから、わざわざ国に何らかの事情でメリットを求めて、基金造成を求めて、その認可をもらったと思っております。何のメリットかは質問を続ければわかってくると思いますけれども、そういうことであろうと思えます。

しかも、これらは、阪神・淡路もそうですけれども、それまで10年という基金だったのが能登で5年になったという前例を見ても、そこから前例が変わるということも国の事情であるわけですね。まして本県の場合は、こういった自然災害ではなくて、先ほど申し上げましたように、法律的には殺処分できなかった健康な家畜を、超法規的措置ということで、外にも出してはだめだということで宮崎に犠牲を求めた。その対価が最終的に現金でなくてファンド運用だったわけでありまして。国の考え方はけしからぬと思えます。

これは引き続き求めていくべきだと思いますけれども、今、交付税で措置されると言いまし



た。じゃ、交付税が措置されるけれども、西都・児湯地域における畜産の復興に限り、単独事業で取り組んだものについて特交措置をやりましょうということでありました。まず地域が限定されてしまう。使い道が非常に狭い。畜産の復興、これは通常の制度事業でもあるわけです。じゃ、具体的に国が言う特別交付税というのが、どういった手順を経て、どういった手続で本県の台所、本県の歳入になるのかについて、これは総務部長でも知事でもいいです。まず御説明ください。

**○総務部長(成合 修君)** 特別交付税の手続でございますが、特別交付税は、地方公共団体に共通する行政ニーズ等により算定されます普通交付税では捉えることのできない、各自治体の今回のような特別な財政需要に対して、国へ報告を行いまして、例年12月及び3月に交付される仕組みとなっております。したがいまして、この場合ですと、当該年度に要した経費について、12月までに国へ報告を行い、国において算定がなされ、交付されるという流れになるかと思えます。

**○坂口博美議員** そのときに、じゃ、これだけ使いましたと、通常我々の財布の中でいけば請求書を出すわけですね。それがどうやって査定されて何ぼ来るのかというのをひとつ教えていただきたいということ、それから、今、全国のもろもろの事情で、標準的な財政では当然足りないとわかっているところに特交として措置していくという、ルールにのっとったものかどうかということでもありますけれども、一つには、政令に基づいて担保される特別交付税というのがあります。例えば激甚災害あるいは災害救助法、さらには独立行政法人に係る法で担保されているもの、さまざまあります。今回も、栃木、茨

城は大変な豪雨で、相当な被害が出ます。こういったものに対して、まず持ち出すということ、これは法律で担保するわけですから、何があっても持っていかれてしまう。

一方、特交の財源というのは、これまでは地方交付税総額の中の6%でした。平成28年、来年からはいよいよ5%に下がって、次は4%にいきます。申しあげましたように、来年の地方交付税の概算要求16兆4,000億、閣議決定では15兆5,000億が決定されております。5%といたら7,750億ですよ。こんな中からそんなものを持って行って何ぼ余るか。全国からたくさん請求書が来ている。その中から宮崎に確実にくれますか。そのところはどうか。これは知事でもどちらでもお答えください。

**○知事(河野俊嗣君)** 特別交付税、そういうふうに総額に限りがありますので、大規模な災害等があった場合に、配分財源に限りがあるというのは事実であります。

**○坂口博美議員** だから、もらえますか、どうですかということ。国は措置してくれると言ったと言うから、もらえるんですか、そこを聞いているんですよ。

**○知事(河野俊嗣君)** 国からは、今申しあげましたような畜産関係のものについて措置するという話を伺いましたので、それについて、我々として粛々と要望してまいりたいと考えております。

**○坂口博美議員** それではだめなんですよ。地域あるいは県全体がいろんな意味で犠牲になったんです。国の超法規的措置のダメージを何とか回復するのに、ちゃんとお金を手だてするからということでスタートした相談事だったんですね。今言われたように、お金が残っていたら、ほかのその他もろもろの中からもろもろの

を精査して、必要なところにあげましようということですが、復興ファンドというのは、そういう手だてが制度的にないもの、例えば商品券あるいは誘客あるいはイベントへの支援、こういったものに小回りのきく使い勝手のいい金だったわけでありまして。今度は特交としての査定があるということは、物すごく使い勝手の悪いお金になるということ。時間がもったいないからここでやめておきますけれども、これは国にだまされたとしても、僕は決して間違いないと思います。保障されないと思います。

そして、もう一つ伺いたいんですが、我々は、たかがと言ったらちょっと語弊がありますがけれども、6億円の歳入のために、あえて緊急的に全会一致で意見書決議をやった。通常は考えられないことですよ。6億円の歳入をどうしても国に保障させるための意見書の決議というのは。こういった非常に重いものだったんです。そして、議会の熱い思いがあったわけでありまして。まずその話が国からあったときは、打診であったのか、それとも一方的に決定して、国はこうやるから宮崎は聞けという通告であったのか、それはいかなことだったんでしょう。お聞かせください。

**○知事（河野俊嗣君）** これについては、長い時間をかけてずっと協議し、要望を続けてまいってきたところではありますが、最終的には国からの判断が示されたと考えております。

**○坂口博美議員** 議会がそれまで申し上げましたように、意見書は重いものですよ。じゃ、なぜそこに何ら相談もなく、あるいは報告もなく、一方的にそういった、将来、保障もされないような、国からの通告ですよ。通告は、今の時代に本当に対等な関係にあるのかなど。協議

して合意というのが国と地方の関係だと思いません。この答えには納得できないけれども、3分以上時間が経過しています。質問全部はやれないので、これは避けて、次は防災庁舎整備に移っていきます。

県はBCPの考え方について、その拠点とすべく防災拠点庁舎の整備を決定して、今その設計業務を進めております。そして、設計業務の委託先の選定に対して、まずプロポーザル方式を採用されて設計者を決定されましたが、これを採用した理由等について、総務部長にお尋ねいたします。

**○総務部長（成合 修君）** 防災拠点庁舎整備に係る設計業務につきましては、議員御指摘のとおり、公募型プロポーザル方式を採用したわけですが、これは、建物が大規模な高層建築物となること、さらに免震構造の採用やヘリポートの設置などを予定していることから、高度な技術が要求されることとなります。このため、設計者の選定に当たりましては、国や他の自治体で採用された多くの事例等を参考にしながら、参加希望者を広く募り、技術力や経験などを適正に審査し、最も適した設計者を選定する公募型プロポーザル方式を採用したものであります。

**○坂口博美議員** その際、技術等に係る提案を当然プロポーザルの中で求められると思いますけれども、こういったテーマをそこで宿題として出されたのか、再度お伺いいたします。

**○総務部長（成合 修君）** 防災拠点庁舎は、防災拠点としての機能の確保を最優先としながら、県庁舎としての機能も考慮して整備する必要があります。このため、技術提案のテーマにつきましては、まず1つ目のテーマといたしまして、「防災拠点庁舎として必要な機能の確

保」を設定し、十分な耐震性能を有し、災害時の司令塔機能を十分に果たせる庁舎とするための提案を求めたところでございます。

また、2つ目のテーマを「庁舎としての基本的性能の確保」として、ユニバーサルデザインあるいは環境負荷の低減に配慮するなど、人や環境に優しい庁舎とするための提案を求めたところでございます。

さらに3つ目として、景観重要建造物に指定されております県庁5号館と一体的に整備する必要がございますので、「5号館と調和した良好な景観の創出」を設定し、この3つのテーマにより、技術提案書の提出を求めたところでございます。

**○坂口博美議員** 1つ目と2つ目のテーマは理解できますけれども、3つ目のテーマ「5号館と調和した良好な景観の創出」については、本庁舎、拠点庁舎というのは、その性格上、いかなるときにも粘り強く倒壊から守り抜かなければならない構造物であります。したがって、他の構造物への配慮が本館の強度に影響を与えるようなことを排除した範囲でのテーマであるべきだと思います。設計強度について、一般の構造物の基準の1.5倍を求めているということからしても、それは当然であろうと思いますが、3つ目のテーマの必要性には疑問が残らないでもないところでございます。そういった中で、この庁舎の建材としてCLTを使用されるといったような考え方があるとも仄聞いたのですが、このことに係る見解を総務部長にお伺いいたします。

**○総務部長(成合 修君)** 防災拠点庁舎への直交集成板、いわゆるCLTの活用につきましては、現在、設計者から、技術提案の一つとして、構造材の一部に活用する提案がございま

す。現在、確認作業を行っているところであります。防災拠点庁舎に活用した場合、県産材の需要拡大など、木材振興のPR効果が期待できるとともに、建築用資材として近年注目されておりますCLTの普及促進に寄与できるものと考えております。

一方、CLTにつきましては、現時点では、国内で高層建築物で利用された実績がないほか、構造材として建築基準法上の位置づけがなく、建物ごとに国土交通大臣の認定が必要となりますが、鉄骨部分との接合方法が、大きな地震にさらされた経験がなく、国においても、研究開発の段階にある新たな工法となることから、大臣認定の取得に時間を要し、整備スケジュールがおくれる可能性もあるという課題があるところでございます。いずれにいたしましても、防災拠点庁舎の整備につきましては、基本構想で触れましたように、県産材活用について取り組んでまいりたいと考えております。

**○坂口博美議員** ぜひそこは慎重に取り組んでいただきたいと思っております。

この庁舎については、申し上げましたように、とにかく強固でなければならない建物であります。CLTというのは、オーストリアで開発された工法でありまして、我が国に入ってきたのは2011年から2012年にかけてであります。まだ歴史がないわけでありまして、理論上、あるいは実証試験などをやって、そこで大変画期的なものだと評価された工法や資材でも、時間を経ることで、その評価が覆ることがあります。

例えば、耐候性鋼板という合金材があります。安定さびで腐食をとめるという極めて画期的と言われていた合金材なんですけれども、特に橋梁材として優秀だと言われていたんですが、今ではその評価は崩れております。耐候性

鋼板についての御知見を、県土整備部長にお伺いいたします。

○**県土整備部長（図師雄一君）** 耐候性鋼板は、鋼材、いわゆる鉄鋼製品の表面に「保護性さび」と呼ばれる緻密なさびを形成することで、腐食の進行を抑制し、塗装などを省略できる鋼材であり、普通鋼材に比べ維持管理費を節減できることから、本県におきましても、昭和50年代から橋梁の上部工の資材として使用してきております。

しかしながら、その後、全国的に塩害などの影響により、有害なさび、いわゆる赤さびの発生による補修の事例があったことから、耐候性鋼板につきましては、平成14年の国が定める橋梁設計の基準書、いわゆる道路橋示方書の改正により、適切な環境条件下で使用する必要があるとされたところであります。このため、例えば海岸線から2キロメートル以内の飛来塩分の多い箇所や湖水面から3メートル未満の湿気の高い箇所などにつきましては、現在、使用が制限されております。

○**坂口博美議員** ぜひそこらは慎重に取り組むべきだと思います。そういったのが、土木工学で経験工学が大切と言われるところであります。ちなみに、セメントの歴史は、古代エジプトの時代からセメントというのは発見されておりました、それがずっと歴史を持って、我が国では、1911年に鉄筋コンクリートが三井物産横浜支店で初めて使われました。1923年が関東大震災、このときもったんですね。それから鉄筋コンクリートはすばらしいということで、ずっと経験を積みながら改良を重ねてきて、1971年、18階建てのビルができた。このときは、コンクリートの強度が、11年のときは10ニュートンぐらいだったんですけども、71年には30ニ

ュートンぐらい、今200ニュートンから300ニュートン、すごいんですね。だから、やっぱり経験が大切ですよ。

これは時間がないからはしよりますけれども、次は、農政問題について伺います。

4月にスタートしました機能性表示制度では、機能性の根拠となる科学的データを消費者庁に届け出れば、事業者の責任において食品の機能性を表示することができるとされております。そして、この制度が始まったことで、例えば、トマトなどに含まれているリコピンには、内臓脂肪を低下させる機能がある、あるいは緑茶などに含まれるメチル化カテキンには、目や鼻の調子を整える機能があるなど、アピールできるようになりました。このことは、今後において、食と健康に関心の高い消費者に対する販路拡大に必ずつながるものと、大きな期待を持っているところであります。

そのような中、消費者庁には、全国から60以上の食品の申請がなされ、受理されておるようであります。世界に誇れる残留農薬や機能性成分などの分析技術を有する本県であること、そして、このような機能性成分が基本的には植物の光合成時における副産物であることをあわせて考えますとき、日照時間の長い本県には大変強い追い風になるものと、大きな期待を寄せております。農政水産部長に、農産物の機能性や栄養に着目した取り組みについて伺います。

○**農政水産部長（郡司行敏君）** 農産物の栄養・機能性に着目した取り組みにつきましては、消費者の食と健康への関心が高まりを増す中で、今後ますます重要になってくると考えております。このため県では、国内トップクラスの分析技術を活用して、本県の特徴ある農産物について、機能性成分の探索を進めるとともに、

宮崎大学と連携いたしまして、キンカンの免疫  
力向上効果を検証する臨床試験を実施するな  
ど、新たな機能性表示食品制度に対応するた  
めの取り組みを行っているところであります。県  
といたしましては、今後とも、大学やJAなど  
関係機関と連携しながら、これらの取り組みを  
一層強化し、本県農産物の付加価値向上と有利  
販売を図り、農家所得の向上につなげてまいり  
たいと考えております。

**○坂口博美議員** 次は、宮崎国体についてです  
けれども、我が党の宮原議員の代表質問に対  
して教育長は、競技場のあり方については、地域  
スポーツの振興や地域活性化のことも考えなが  
ら、広く分散して行いたい旨の所見を述べられ  
ました。この方針について、県内市町村には既  
に伝えられておるのか。そしてまた、市町村か  
らの誘致などに係る何らかのアプローチはあ  
っているのか、教育長にお尋ねいたします。

**○教育長（飛田 洋君）** 国体の各競技の会場  
は、県及び市町村の施設、特設会場、隣県施設  
等の中から、市町村の意向を踏まえるとともに、  
県全体の活性化につながるよう配慮しながら、  
決定していくことになるかと考えておりま  
す。競技会場の県内分散についての市町村  
への説明につきましては、各市町村長の会合や  
個別に訪問する中で、昭和54年の宮崎国体でも  
県下17の市町村で開催したことや、2巡目国体  
についても同様に、「県下で分散して開催する  
ことになるであろう」という方向性について御  
説明したところであります。

現在、2つの市から、国体開催を見据え、  
「施設整備に対する支援をしてほしい」という  
要望、また、そのうち1つの市からは、「本市  
でも競技を開催してほしい」という競技開催地  
となるよう要望をいただいておりますが、どの

ような施設を整備するのか、どの競技種目を希  
望するかなどの具体的な要望は伺っておりませ  
ん。

**○坂口博美議員** 今で具体的な要望が何もない  
ということであれば、市町村は、火中のクリは  
拾いたくない、つまり、財政負担は限界を超し  
ていると考えている、そういう理由も背景には  
あるのではないかなとも思います。とりわけ大  
型施設、陸上競技場、体育館、そしてプールの  
3つについては、県でやらなければならない可  
能性が高いと思うんですけれども、県でやられ  
ることになるのかどうか、教育長にお尋ねいた  
します。

**○教育長（飛田 洋君）** 2巡目の国体におき  
ましても、多くの市町村に会場をお願いするこ  
とになるため、県として早目に方向性を決定し  
ておくことが必要であると考えておりますの  
で、現在、そのためのスケジュールや課題等  
について整理をいたしているところであります。  
お尋ねの陸上競技場、体育館、プールの3つの  
施設も含め、施設の整備につきましては、競技  
会場の選定と並行しながら、県として一つの方  
針を出していきたいと考えております。

**○坂口博美議員** 今の答弁では、抽象的で、県  
がやるのかやらないのかというのがちょっと見  
えなかったんですけれども、今の知事の率直な  
感想というのは、できることならば、襲来する  
可能性は極めて低い大津波、可能性は低いのだ  
からこのことは無視して、今、県が持っている  
総合運動公園を使えないだろうか、そこを使え  
ば、かなり財政的には楽だなということを一  
つには考えておられるかもわからない。

しかし、その一方で、防災拠点庁舎をつくる  
ときは、議会はかなり慎重論だった。しかしな  
がら、絶対必要なんですよ、命って大切なんで

すよ、可能性は低いといえどもゼロじゃないんですよということで、なけなしの財源をはたかことを議会も決意して、これに同意しました。そういった議会の同意をもらうときのあの説得、こことの合理性、整合性が成り立たなくなるしなというのが、今、知事が悩んでおられる正直なところではないかなと思います。

そしてまた、あわせて開催県であります。当然ながら、天皇杯、皇后杯を目指さなければならぬわけでありますが、そうなりますと、おのずと目標とすべき点数、2,300点なのか、400点なのか、500点なのか、それをまず設定しなければならぬけれども、るるこれまでの質問にありましたように、まず選手の発掘から指導者の募集から養成から全てをやっている、その日に到達しなければならぬわけでありまして。

そして、施設につきまして繰り返しますが、仮に確保できても、そこには中央競技団体の視察とか日体協の視察、プレ大会やリハーサル、こういったものを考えますときに、今の本県の身の丈あるいは周りの環境を考えると、11年というのは、むしろ長くはない、私は短いと思うんですね。これは絶対成功しなきゃならない。全国に向けて知事は発信されたわけですよ。青写真も持たないままに発信されてしまった。でも、これは失敗するわけにはいかないわけでありまして。

そうなりますと、役割分担、教育委員会には、とにかく優勝してもらおうんだ、天皇杯、皇后杯、確実に物にするんだ、それにあなたのところは専念してくれ、後のことはこちらに任せるといって、全庁的な何らかのチームをつくられて、ヘッドに2人、副知事おいでですか、その任を副知事に当たらせるというようなことも必要じゃないかなと思うんですけれど

も、知事に高度な御所見をお聞かせいただきたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 重要な御指摘をいただいたと受けとめております。平成38年の2巡目国体を成功に導いていくために、また、成果をその後に活かしていくためには、計画的かつ着実に準備を進めていくことが重要であろうかと考えております。現在、県教育委員会を中心に、国体開催までの準備スケジュールや課題等につきまして、近年の国体開催県の情報を収集・分析しながら、整理・検討を進めているところであります。

国体準備のための体制につきましては、御指摘がありましたように、施設整備や選手の育成、財源確保、市町村等との連携など、さまざまな課題がございます。さまざまなプロセスを経て進める必要がありますので、教育委員会だけでなく、関係部局が連携した全庁的な対応が必要であると認識しております。今後、スケジュールや課題を整理しながら、国体準備におくれがないよう、スピード感を持って全庁的な推進体制を整備してまいりたいと考えております。

**○坂口博美議員** 随分時間を食ってしまいました、せっかく通告していて、それぞれ勉強いただいたと思うんですけれども、これは割愛させていただきます。きょうは、かなり厳しいことも知事に申し上げました。せんだって私は、7月9日だったでしょうか、県内の民間団体37から179の要望整理をいたしまして、知事に28年度予算等に関して、その実現方をお願いいたしております。その中の一つでも多くの要望事を何とか実現していただきたい。それがためには財源であり、国の事業を一つでも持ってくるのだという思いから、かなり強いトーンで質問を

させていただきました。

知事は今回2期目に入られまして、より以上に宮崎のために頑張っていたいただかなければならないわけですが、率直に言いまして、「宮崎の知事はよそからじゃないか」とか「なかなかわかりにくい」とかいうのも今でもあるんですね。だから、これは一生懸命頑張ることで、「いや、それは違うぞ。俺は宮崎のためには本当に本気なんだ。今3回食っている飯を2回、1回に減らしてでも、俺は宮崎のためだったら頑張れるんだ」というような姿勢を、笑い事じゃないんですけれども、それを示していただきたい。そういう姿勢で取り組んでいただきたい。そういう意味からも、口蹄疫に係る我々の悔しさというのはしっかり肝に銘じていただいて、確実にその予算はとっていただきたいと思えます。

ちょっと長くなりますけれども、中途半端になりましたから……。石川県が交付税ゼロの基金をまたお願いして延長したということになった。これは交付税をもらわなくても、そこにまず県費を持っていくことで、はざまを埋められるんですね。横田さんは、きょう、福祉のはざまを埋めろという質問をやりました。そういうときに、何らかの知恵を出す。そういったところに投資するお金を集合させる場所が基金を造成して、そこに県費でいいから金利を出して、自由に、本当に必要なところに少しずつでも配る。その知恵のための交付税措置なしの基金の再造成だと思います。

以上申し上げまして、ちょっと時間を長くしてしまいましたが、私の質問の全てを終わります。ありがとうございました。(拍手)

○中野廣明副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後4時4分散会

9月16日（水）



# 平成 27 年 9 月 16 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (39 名)

1 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
5 番	岩 切 達 哉	( 同 )
6 番	右 松 隆 央	(宮崎県議会自由民主党)
7 番	二 見 康 之	( 同 )
8 番	清 山 知 憲	( 同 )
9 番	島 田 俊 光	( 同 )
10 番	日 高 博 之	( 同 )
11 番	野 崎 幸 士	( 同 )
12 番	日 高 陽 一	( 同 )
13 番	星 原 透	( 同 )
14 番	西 村 賢	(無所属の会)
15 番	凶 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	( 同 )
20 番	中 野 一 則	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	横 田 照 夫	( 同 )
22 番	押 川 修 一 郎	( 同 )
23 番	宮 原 義 久	( 同 )
24 番	黒 木 正 一	( 同 )
25 番	松 村 悟 郎	( 同 )
26 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	満 行 潤 一	( 同 )
31 番	井 上 紀 代 子	( 同 )
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	山 下 博 三	( 同 )
34 番	丸 山 裕 次 郎	( 同 )
35 番	外 山 衛	( 同 )
36 番	坂 口 博 美	( 同 )
37 番	蓬 原 正 三	( 同 )
38 番	井 本 英 雄	( 同 )
39 番	中 野 廣 明	( 同 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	茂 雄 二
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	桑 山 秀 彦
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	永 山 英 也
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	凶 師 雄 一
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	島 原 俊 英
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	野 口 泰
選 挙 管 理 委 員 長	後 藤 仁 俊
代 表 監 査 委 員	高 橋 博
人 事 委 員 会 事 務 局 長	亀 田 博 昭

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	日 隈 俊 郎
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明

◎ 一般質問

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、函師博規議員。

○函師博規議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。本日は、地元から後援会の方々が多数御来場いただき、と言いたいところですが、きょう御来場いただいているのは、宮崎市内の高校生の方々であります。ようこそ県議会へ、皆様方がこれからの宮崎を担い、そして新しいアジアを切り開いていただく青年です。私もともに活動してまいります。ちょうど皆様方にも、贈る言葉として、きょうは、通告しておりました質問に入る前に、ある出来事を御紹介させていただきます。

知事がイタリア・ミラノ博でトップセールスに汗を流されていたころ、私は中国の大連市というところにいました。中国での調査内容については、後の質問で詳しく取り上げますが、大連では、旅順というところまで足を運び、日露戦争において戦場になった203高地や乃木大将が建立した記念碑などの戦争遺産を視察してまいりました。その視察から肌で学んだことは、やはり平和のとうとさです。

くしくも大連訪問期間中は、抗日戦争勝利70周年記念祝日と全日程が重なっており、滞在中のホテルから街へ外出すると、大連市民からは罵声が浴びせられたり、日系企業への投石などの暴動を避けながらの調査活動になるのかと思いきや、全くそのようなことはありませんでした。全くないどころか、行く先々で対応してい

ただ大連の方々はとても丁寧で、親日であることが言動からにじみ出ていました。

しかし、それでも、大連市最大の現代博物館というところがありますが、そこでは抗日戦争70周年の展示が行われていました。その内容は、当然、当たり前のことですが、完全に中国目線の歴史認識による展示でありました。中には、目を覆いたくなるような、当時の日本軍が行ったであろう残虐な行為の写真が複数展示されてありました。そのとき、通訳で同行してくれた大連の青年はこう語ってくれました。「私たちはこの残虐な写真を見ながら教育を受けてきました。戦争の歴史を消すことはできませんが、私は日本への留学経験もあり、インターネットなどの情報からも、私たちが受けてきた教育内容が全てではないことを理解しています」と語ってくれました。

このほか、大連の若者との語らいや交流の中から、改めて私たち戦争を知らない世代は、この世代だからこそできる国際交流があるのだと感じるとともに、我々世代から構築しなければならないアジアの未来があると痛烈に胸に刻んだ、そんな大連視察ともなりました。

それでは、大変前置きが長くなりましたが、通告の項目に従って順次質問をしてまいります。

まず、高齢者福祉サービスの動向についてであります。

3年に一度行われる介護保険制度の見直しが行われ、今回の改正で、高齢者施設に支払われる介護報酬が減額となり、一方でサービスを利用する高齢者の負担割合が引き上げられたことにより、介護現場では混雑が続いています。この状況に際し、現場の意見を集約し、広く県民に実態を知っていただくため、先日、県内の各

種高齢者施設経営者とマスコミ関係の方々に集まっていたき、情報交換をしました。

その中で出された主なものとして、「介護報酬の減額により、事業継続が危機的状況になっている」「ことし年を越せない特別養護老人ホームや、デイサービス事業から撤退するところが出てくる」「有料老人ホームの乱立により、低料金競争が始まっており、有料老人ホームに入所していながら、特別養護老人ホームやグループホームなどの入所申し込みをされている方が、有料老人ホームの料金のほうが安いこともあって、特養やグループホーム入所の順番が回ってきても入所しないという、いわゆる老人ホーム待機者の空洞化が進んでいる」というような実態も赤裸々に語られました。

現に、介護保険報酬の減額により、グループホームでは年間150万円から200万円の減収、小規模多機能型老人ホームでは年間300万円から400万円、特別養護老人ホームにおいては400万円から450万円もの減額となる場所があり、一気に経営困難となっている施設が続出しています。今回の介護保険改正では、加算がとれるサービスもあるものの、そのためには、専門職員の配置や増員が必要であり、結果、介護人材確保が困難な本県においては、介護報酬が増加しているという施設は皆無であるという状況があります。

施設経営が追い込まれていることと同時に、もう一つ、ことし8月からは、介護保険利用者の負担割合が1割から2割へと引き上げられたことにより、高齢者の経済的負担が大きくなっています。また、この引き上げられたということが、県民に余り周知されていないということも問題であります。

1割から2割に引き上げられたということ

は、負担が2倍になったということでもあり、8月の介護サービス利用料の請求は、9月、つまり今月、事業主から利用者もしくは家族のほうに請求されることになるので、請求後の金額を見て驚かれる方や、今後、経済的困窮を理由にサービス利用の回数を減らされるといった、いわゆるサービスの利用控え、サービスを使う回数を減らす、もしくは施設入所を考え直すというような方々が出てくることも考えられます。県民福祉向上のためには、地域に根差した高齢者施設運営を支援し、高齢者が利用しやすい環境整備を進めていく必要がありますが、県は今回の介護保険改悪に関する実態をどの程度把握されているのか、福祉保健部長に伺います。

以下の質問は、質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○福祉保健部長(桑山秀彦君) [登壇] 答えいたします。

介護報酬につきましては、今回、基本報酬が引き下げられる一方で、人材確保や中重度の要介護者・認知症高齢者への支援に取り組む事業所には、加算の新設などにより、介護報酬が重点配分されることになっております。このため、事業所におきましては、職員の処遇改善やサービスの質の向上を図ることなどにより、経営の安定化に取り組んでおられますが、人材の確保が難しい地域などにおいては、経営が厳しくなるとの声も伺っているところであります。

また、自己負担割合が2割になった方は、8月1日現在で、65歳以上の要介護・要支援者の約6%となっております。また制度がスタートしたばかりであります。現時点で利用を控える動きが出ているというお話は聞いておりません。今回の改正に伴い、さまざまな不安の声

があることは承知しておりますので、今後も、市町村や各団体とも連携しながら、実態把握に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

**○図師博規議員** 今の御答弁で、介護保険の負担割合が2割になった方は6%という御答弁でしたが、じゃ、この6%、実際に数字に直しますと何人いらっしゃるのでしょうか、福祉保健部長。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 本県で自己負担が2割になった方は、8月1日現在で3,302人となっております。

**○図師博規議員** 6%と聞くと少ないようですが、実際3,302名もいらっしゃるということです。その方々が行き場を失わないように対策を講じる必要があります。

今回の介護保険の改正では、施設経営者や高齢者に負担を強いるだけではなく、市町村にも大きな責務が負わされます。具体的には、今まで介護保険の給付対象であった要支援1と2の枠組みが給付対象から外され、訪問介護（ホームヘルプサービス）と通所介護（デイサービス）などの実施主体が市町村に移管されるんです。それも市町村は、平成29年4月までに、その受け皿となるサービス供給体制の構築とマンパワーの確保をしなければならず、あと残されている時間は1年と半年しかありません。それも、これを実施していくには、市町村にはかなりの財政負担を強いることにもなります。

これが質問通告にあります「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」と言われるもので、市町村は、地域の高齢者、特に今言いました要支援1・2の方々のニーズを踏まえ、多様なサービス展開を求められているのですが、市町村のこの総合事業に対する体制整備は今の程度

進んでいるのでしょうか。さらには、この受け皿ができないことによって、介護難民がふえてしまうことにはならないのか、そもそも介護保険の改正で描いている国のビジョンはどこにあるのか、改めて福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 今回の改正では、これまで全国一律にサービスの内容あるいは利用料金の単価が決められておりました訪問介護、通所介護を、予防給付から総合事業に移行させまして、従来の介護事業所による専門的なサービス提供は維持した上で、新たにNPOや民間事業者あるいは元気な高齢者などによる掃除や洗濯などの支援、住民主体の体操教室や交流の場づくりなど、地域の実情に合ったサービスが介護保険制度の中で提供できるようにされたものであります。

現在、県内市町村では、こうした新たなサービス提供の担い手となる民間団体等の掘り起しでありますとか、支援メニュー、サービスメニューの検討、それから、サービス提供の調整役となるコーディネーターの養成などの準備を進めているところでありまして、県といたしましても、県内外の先進事例の紹介や市町村間の情報交換の場の提供、担い手確保のための研修の実施などにより、市町村の取り組みを積極的に支援してまいりたいと考えております。

**○図師博規議員** 今の部長の御答弁を聞いて、これから市町村はこういう介護の受け皿をつくるんだというのが明確に思い浮かべられる人は少ないと思います。国の描くボランティアやNPO主体による介護サービスの提供などは非常に夢物語的で、人材育成においても、既に人材がいない中山間地域、特に本県はそういうようなところがたくさんあります。

さらに、この総合事業は、市町村が、独自に

サービスの種類や基準、さらには単価設定、つまり料金設定なども行えることから、例えば、先ほど言いましたホームヘルプサービスを受けるにしても、市町村によっては、受けられる回数や制限が違ったり、同じホームヘルプサービスに来てもらっているのに隣町とは料金が違うといった、介護サービスの地域間格差が生まれてくるのが十分考えられます。このような事態を生じさせないためにも、県当局は、市町村の総合事業の実施に当たり、具体的な指導・支援をしていく必要があると考えますが、再度、福祉保健部長の考えをお伺いします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 改正後の総合事業におきましては、従来どおりの介護事業所による専門的なサービスについて、国が利用料単価の上限を示しまして、先ほど申し上げましたNPO等による新たなサービスについても、その範囲内での利用料を市町村が設定することになります。また、利用者の負担も、従来の負担割合を基本に設定することとされております。

各市町村が新たなサービスをどのような内容、料金で提供するかは、それぞれの地域の担い手の確保状況でありますとか利用者数などによって異なってくるものと思われませんが、地域の資源を効率的・効果的に活用しまして、住民の理解を得られるサービスを提供することが重要であると考えております。このため、県といたしましては、さまざまなサービスのメニューや料金設定等につきまして、県内外の先進事例の紹介や市町村間の情報交換の場の提供などによる支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

**○図師博規議員** 現在、県内でも、子供の政策に目を転じますと、子供の医療費とか保育料の

地域間格差が顕著になっています。住む自治体によって、すごく不公平感を感じている保護者の方も少なくありません。今後、高齢者もこのような事態になってくるということなんですね。

国の描く内容をより具体的に市町村に落とし込んでいくためにも、最も市町村がエネルギーを要するであろう介護人材の育成・確保の件についても、県は積極的に介入していくべきです。しかし、今、具体的に介護人材の確保に関して、県はまだまだ打つ手がないというのが現実のようです。2007年から厚生労働省の認可事業として展開されている介護支援ボランティア制度があります。この制度は、介護や生活支援に関するボランティア活動をポイントとして蓄積するというもので、自身が介護サービスを受ける状態になったときに、そのポイントを介護サービスとして転換でき、また自己負担金の軽減を図ることができるというものです。

国が描く各地域の単なるボランティア活動で介護サービスを担ってくださいということは余りにも漠然としておりますが、この介護支援ボランティア制度は、いずれ自分にサービスが還元されるというメリットがあり、何より地域住民が介護ボランティアに参加する大きな動機づけとなることは間違いありません。

さらに、この制度を導入する際に、講習会を開催したり、ボランティア後のポイント管理を社会福祉協議会などで行うことに関する費用はかかるものの、自治体が直接介護人材を雇用したり、同様な事業を介護事業所に委託する予算に比べれば、はるかに少額で済み、その上、地域の連携が強化されるという効果は絶大です。

既にこの制度は、東京都、神奈川県、埼玉県などの各自治体で実践されており、鳥取県にお

かれましては、県がマニュアルを策定して、全市町村にマニュアルを導入して、ボランティアの人材確保を落とし込もうとしております。ぜひ本県も、各関係部局がマニュアルを策定した上で、市町村への導入を促していくべきと考えますが、福祉保健部長のお考えをお伺いします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 介護支援ボランティア制度につきましては、平成19年度から介護保険の地域支援事業として認められまして、県内では、宮崎市、延岡市、それから小林市の3市が、直営あるいは社会福祉協議会などに委託して実施しております。それぞれ公募により登録されたボランティアの方が、341人、66人、52人いらっしゃいまして、介護事業所等におきまして、レクリエーションの補助、話し相手、あるいは洗濯物の整理といった活動に取り組んでいただいているところであります。

今回の介護保険法の改正では、「新しい総合事業」におきまして、NPOや民間企業など、多様な主体による介護予防や生活支援サービスの提供も実施できることになりましたことから、お尋ねの介護支援ボランティア制度の活用も含めまして、地域の実情に合った介護予防・生活支援が推進できるよう、市町村の取り組みを支援してまいりたいと考えております。

**○図師博規議員** 実際、このようなポイント制度の介護人材の確保について、実践したいという市町村からの声も聞いております。ぜひ、そのあたり県が主導権を持って指導していただきたいと思っております。

続きまして、今回の介護保険の改正は、改めて、在宅医療の充実や、重度要介護状態になっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生最後まで続けることができる体制づくりを強

調しています。具体的には、おおむね30分以内に必要な医療・看護・介護サービスが提供される日常生活圏域を構築する構想となっております。そのための核となるのが地域包括ケアシステムであり、拠点となるのが地域包括支援センターであります。

既に県内には、地域包括支援センターが活動しているところもありますが、今回の改正で、さらなる支援センターのマネジメント機能を拡充することと、中学校区ごとにセンターを設置することが想定されています。本県の地域包括ケアの実態がどのようになっているのか、また、今後の展開はどのようにされていくビジョンをお持ちなのか、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 地域包括支援センターについてであります。現在、県内の全市町村に合計で69カ所設置されておまして、介護予防ケアプランの作成でありますとかさまざまな相談業務、困難な事例への対応などを行っております。今後、2025年に向けて、各市町村が地域包括ケアシステムの構築を進めていくに当たり、その調整役となるセンターの役割はますます重要になりますことから、県といたしましても、市町村担当者と地域包括支援センターの職員に向けた研修会の開催などによりまして、センターの機能強化等を支援してまいりたいと考えております。

**○図師博規議員** 県内では69カ所が稼働中ということですが、今、部長がおっしゃったとおり、2025年まで、あと10年でこれを中学校区に1つずつ設置した場合には、あと何カ所設置しなくちゃいけないのでしょうか、部長、お願いします。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 中学校区ごと

に設置することになりますと、133カ所ということになりますので、あと64カ所、設置が必要ということになります。

**○図師博規議員** つまり、あと10年間で、今まで時間をかけてきたのと同じだけの箇所数、倍の数を確保しなきゃいけないということです。これを県が単なる講習会等を開いて実施を促していくということですが、私は、財政的な裏づけもないことには、市町村は実際その数字を達成するという事は非常に難しいと思います。

さきにも述べましたが、介護保険の改正は、住みなれた地域で人生を全うするためにサービスを拡充するものでありますが、その理想とは裏腹に、都市部では想定をはるかに超え高齢化が進み、老後クライシスが蔓延しています。老後クライシスとは、近い将来、介護の受け皿が圧倒的に不足することが明らかで、老後に関して絶望的な状況を強いられる高齢者のことを指します。

この状況に対し日本創成会議は、東京圏、関東圏の高齢者の地方移住を促進することを提言しており、地方の将来的な医療・介護の提供能力の余力を医療圏域ごとに7段階でランクづけしました。現時点で、本県は移住先候補地としては選ばれませんでした。このことについて知事は、「足りない部分を分析し、充実を図る必要がある」とコメントされており、都市部からの高齢者受け入れにも否定的ではない姿勢を示されています。

ここまで介護保険改正の内容を押さえながら、高齢者福祉の動向について議論してきましたが、これから県内外の高齢者福祉を取り巻く情勢に対応していくためには、前例なき政策展開と大胆な予算措置が必要であります。この件につきまして、今後の知事の高齢者福祉政策の

リーダーシップに大いに期待するところでありますが、今、知事が描かれている県内外の高齢者福祉政策について見解をお伺いします。

**○知事(河野俊嗣君)** 高齢者の増加に伴いまして、介護需要等増大しているわけでありまして、限られた財源、マンパワー等でしっかりとこれに対応していく持続可能な社会的な仕組みづくりということで、さまざまな制度改革等がなされておるところでございます。医療・介護を取り巻く状況は、議員御指摘のように、厳しいものがあると認識しておりまして、高齢者の皆さんが住みなれた地域で安心して暮らしていく環境づくりのためにも、地域包括ケアシステムの構築やそれを支える医療・介護基盤の整備、人材の確保などに積極的に取り組んでいく必要があるかと考えております。

高齢者の地方移住につきましては、人口増加や消費増大、雇用の増加など、地域経済の活性化の効果が期待できる一方で、医療・介護における地方の負担増や介護職員不足の深刻化などの課題に留意する必要があるかと思っております。そういう全般的な状況を踏まえながら、必要な制度改革については、国に対して強く働きかけながら、県としましては、県内市町村はもとより、関係の皆様と連携を深めて、本県の高齢者福祉施策の着実な推進に、より一層努めてまいりたいと考えております。

**○図師博規議員** 今、知事御答弁のとおり、市町村は本当に専門職員が少ないところもありまして、どう改正に対応していいかわからない、また対応できないというところもあります。ですから、2025年も視野に入れつつ、今度の改正に沿った、充実した福祉政策、福祉サービスの提供ができる体制づくりに取り組んでください。

それでは、続きまして、冒頭述べました大連調査に関する質問をしてまいります。今回の調査の柱は2つありました。その1つは、大連から本県に向け輸出されている稲わらの管理及び検疫体制がどのようになっているかの実態調査、そして、中国一の肉牛と評される「雪龍黒牛」の生産から流通までの実態調査をすること、また、もう1つの柱は、大連市の観光産業関係者との意見交換を行い、インバウンド推進の可能性を探るというものでありました。今回の質問は、後段で言いましたインバウンド対策について焦点を当てて質問してまいります。

日本国内から大連への定期便は、福岡空港を初め複数運航しており、さらに、日本の地方空港が定期便就航を目指し、チャーター便の誘致も活発となっているところです。また、大連からはクルーズ船も出航しており、国内では、福岡、佐世保、下関などに寄港しており、大量の観光客を送り込んでいます。

今後、ますます日本、そして九州への観光ニーズが高まることに対応し、北九州市では、チャーター便1便当たり60万円プラス1人の乗客に対し1万円ずつの補助金をつけていたり、また、島根県では、チャーター便1往復に当たり260万円の補助をつけ、月6往復を就航させることを決定しています。さらに、山口県では、北九州市に就航するチャーター便をターゲットに、北九州空港から山口県内に移送するための無料送迎バスを運行し、インバウンド推進に乗り出しているということです。

知事は先日、ミラノ博において、宮崎の食に関するPRを中心にトップセールスをされてきたようですが、その際、本県の存在感を大いに高められ、ヨーロッパからの誘客も視野に入れた活動もされてきたと聞きます。そこで、知事

にお伺いしますが、ミラノ博の総括を含め、今後、インバウンドツーリズムの対策に関してどのような展望をお持ちでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 国内では人口が減少し、マーケットが縮小する中ではありますが、世界的には人口が大いに増大し、観光需要も増大するわけであります。こうした外国人観光客の誘致による交流人口の拡大は極めて重要であり、インバウンド対策が本県観光の大きな柱になるものと考えております。

先日、ミラノ国際博覧会におきましても、私みずから、本県の豊富な食の魅力とともに、例えば銀鏡神楽、また剣道の演舞などを通じて、宮崎の伝統文化、また観光の魅力をPRしてきたところであります。日数も限られておりますし、まだまだ宮崎の認知が広まったというところまではいかないわけでありますが、インバウンド対策、また宮崎の観光の魅力の発信という上からも、これを一つのきっかけにしていきたい、そのような思いであります。

これまで本県におきましては、新たに直行便が就航した香港を初め、韓国、台湾などでの効果的なプロモーションを行いますとともに、中国からは、ゴルフ客を中心に誘客を図ってきたところであります。また、大型クルーズ船の受け入れ、さらには、一定期間継続して運航するチャーター便の誘致強化を図るとともに、今後、LCCを活用した誘客なども推進してまいりたいと考えております。

先日、関西空港へいよいよピーチが就航したわけでありますが、これまでは、九州は福岡にアムステルダムからの直行便が入ってきたぐらいでありましたが、関西空港を通じて広くヨーロッパにも扉が開かれる、これは非常に大きなものであろうかと考えております。こうした交



通の利便性の高まりを最大限有効に活用するとともに、受け入れという面では、二次交通対策やWi-Fi環境の整備など、外国人旅行者が移動・滞在しやすい環境の整備等にも引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

**○函師博規議員** 前向きな御答弁でありました。大連市内の観光産業関係者から指摘されたこととして、「とにかく宮崎の情報が少ない」

「情報発信の基点となる県事務所の開設を検討してほしい」、また「大連市内で宮崎フェアの開催をして農産物のPRをすると非常に有効である」ということ等を指摘されております。現在、本県は、台湾、上海、また香港などでアプローチは重点的に行われておりますが、中国にターゲットを絞りますと、大連、天津、北京など、いわゆる東北アジアの大都市に向けた情報発信とまた拠点の開設も、今後のインバウンド対策としては有効であると思っております。このことを申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、農畜産業に関する、まず、おが粉不足についてであります。先日、横田議員も取り上げられた内容でありますけれども、その内容に新たな切り口を加えまして質問してまいります。私の手元に、児湯・西都地域の畜産関係部会13団体からのものと、経済連及び県畜産団体代表者からの要望書があります。その内容は、畜産農家へののこくず、おが粉の安定供給に関する事で、ここ最近、のこくず、おが粉が値上がりし、もしくは手に入りにくくなりつつあると、大変厳しい状況が要望書の中に記されています。

畜産農家は、おが粉入手が困難であるがゆえに、乾燥させた堆肥を畜舎に戻して、再度敷料として利用する戻し堆肥をせざるを得ない状況

となっており、この戻し堆肥も2回が限度で、それ以上繰り返し使用すると、その後、園芸農家が堆肥として使用した際に塩害が発生するなど、二次被害を引き起こす可能性もあるというような内容まで記されております。まず、このような生産者の切迫した実情をどのように把握されているのか、農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 畜産用おが粉の現状を把握するために、ことし8月に、畜産農家の約3分の1を対象としたアンケート調査を実施したところでございます。アンケート調査の結果、おが粉を利用している農家の1割強が不足を感じていることや、価格が1年間の間に1立米当たり450円程度上昇していること等がわかってきております。

**○函師博規議員** アンケート結果では、おが粉に関する不安は1割強が上がっており、1立米当たり平均450円上昇していると、さらりと答弁がありました。地域によっては、立米当たり1,000円以上値上がりしているところもありまして、2トン車でおが粉を搬入した場合、従来よりも1台当たり6,000円以上、4トン車でおが粉を搬入した場合には、1台当たり1万円以上も負担増となっている肥育農家もいらっしゃるんです。今の答弁と畜産農家との間には、何か大きな危機感に関する温度差があるように私は感じます。畜産現場がおが粉不足に陥っているのは事実ですし、小規模農家ほど影響を受けています。今後どのような対策を講じられるのか、農政水産部長に再度お伺いします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** おが粉は畜産にとって大変重要な資材でありますことから、県といたしましては、支庁・振興局に相談窓口を設置し、相談に来られた畜産農家に対しまし

では、適切な情報提供を行うなど、地域内での需給調整に努めてきたところでございます。また、地域内で供給できない場合に備えて、地域外や県外からも供給できる情報についても現在提供しているところであります。今後、アンケート調査の結果を踏まえまして、環境森林部とも連携を図りながら、おが粉の安定供給に努めてまいりたいと考えております。

**○図師博規議員** 確かに大きく網をかけてしまいますと、問題がぼやけてしまう、薄れてしまうんですね。ピンポイントの地域別でアンケートをもう一度精査していただいて、どこの地域でどれだけの値段が高騰しているとか、そういうところまでを把握していただいた上での対策を講じていただきたいと思っております。

おが粉不足となった原因は、県内で稼働している木質バイオマス発電所及び木質ペレット製造施設が使用する燃料材確保が一気に増加したことが挙げられることは、誰の目にも明らかであります。今まで議会でもたびたび、木質バイオマス発電所及び木質ペレット施設において使用される年間約37万トンもの木材については、その供給体制について問題はないのかと、再三質問が繰り返されてきました。その都度、執行部からは、「県内の林地残材の発生量は年間約77万トンあり、資源的には十分に余裕があり、国内屈指の木材供給力をフルに稼働できる体制づくりを行う」と、答弁が繰り返されてきたのです。

この林地残材の積算及び搬出、そして供給体制の整備が十分でなかったがゆえに、おが粉の不足状態を招いてしまったのではないかと。今回、おが粉不足を招いているのは、そもそも使用していたおが粉に対する確保するビジョンがなかったからではないかと。さまざまな要因が絡

んでいるとは考えられますが、今の状態、バイオマス発電所等に搬入される木材の量が急激に増加していること等を踏まえ、環境森林部長、これは想定されていた内容なのか、部長のお考えをお聞かせください。

**○環境森林部長(大坪篤史君)** 本県では、製材工場でのこくずなど副次的に生産されるおが粉が全体の75%を占めておりまして、残りの25%は、おが粉の専門業者が、低質な丸太や、丸太から柱や板などを取った残りの端材などを購入して製造している状況でございます。このうち、製材工場で副次的に生産されるおが粉につきましても、量的には製材量に左右されるものの、木質バイオマス燃料としては粒子が細か過ぎて使用できないことから、そもそも影響はないものと考えております。

一方、専門業者が低質な丸太などを購入して製造するおが粉につきましても、木質バイオマス発電施設の稼働等によりまして原料が値上がりしているものの、おが粉の販売価格には十分に転嫁できないこと等から、一部で生産量が減少しているものと認識しております。このため、おが粉生産業者への増産協力の依頼や木材の需要拡大による製材量の向上を図るとともに、農政水産部と連携しまして、需給のマッチングや、竹やシイタケほだ木等の代替資材の検討なども現在行っているところでございます。

**○図師博規議員** おが粉の問題と同時に、林地残材の集荷に関しても問題が発生しています。木質関連事業への資源供給に関しては、主に森林組合や素材生産業者との間で、必要となる燃料以上の燃料材の供給をすることが取り決められた協定が締結されていて、これらの協定に基づき、林業事業者が木材供給を担うこととなっています。しかし、林業事業者からの木質バイ

オマス発電所用燃料材の供給が、協定どおりにできていないとの話も聞きます。さらに、このまま燃料材価格が高騰した場合、本来製材すべき木材で発電用に使われてしまうものが出てきたり、こんなことになってしまえばまさに本末転倒で、そうなったときには、さらにおが粉不足の状況は悪化します。

また、平成26年9月定例議会の一般質問において、蓬原議員も指摘されておりますが、最も恐れるべきことは、発電所が燃料不足になって営業停止に追い込まれるような状況になった場合、多額の補助をしている県の責任も問われかねないということであります。そのような状況に陥らないために、県は燃料材が安定的に供給されるよう、その対策はどのように講じられていくのか、取り組んでおられるのか、再度、環境森林部長にお伺いします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 木質バイオマス発電への燃料供給につきましては、それぞれの発電事業者が林業事業者等と協定を締結しておりますので、まずはお互いに努力して、これを履行すべきものと考えております。そこで、現在、県では、発電事業者に対しましては、営業努力を行って燃料調達に万全を期すよう助言しております。一方、林業事業者等に対しましては、必要な資機材の整備や条件不利地における輸送体制確立の実証試験などに支援を行っております。木質バイオマス発電は本格的にスタートしたばかりですので、今後、燃料供給が円滑に進むように、必要な助言や支援等を行ってまいりたいと考えております。

**○函師博規議員** あるバイオマス発電所のほうに足を運びまして、現状確認したところ、ストック材はあるんですね。ところが、発電所が所有している破砕機ではチップ状にすることに

適さない短尺なもの、短いものや、山では短コロと呼ばれる、いわゆる切り株状で破砕機にすら入らない使用困難な材が山積みとなっていました。当局におかれましては、現場の状況を的確に把握した上で支援策を講じていただきたい。

またさらに、山林が伐採された周辺の地域住民からも不安な声が多く上がっています。伐採後、山が放置されていることにより、大雨などで斜面が崩れ、災害が発生するのではないか、川が濁るのではないか、海まで行ってしまわないか、環境破壊に対する不安が届けられます。その不安を払拭するために、伐採後の再造林と植栽後の管理体制を整備しなけりゃならないんですが、再造林のための苗木が不足しています。今後、県は5年間で200万本増産するというのを計画には挙げておりますが、苗木を増産するだけでは、地域住民の不安を解消することにはつながらないと思います。このような住民に対しての配慮、対策はどのようにお考えでしょうか、環境森林部長。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 森林の伐採に当たりますとは、まず、森林法に基づきまして、森林所有者等から提出された伐採届について、市町村が、伐採方法や伐採後の造林計画等が適正かどうか審査を行っております。県におきましても、市町村や森林組合と連携しまして、伐採パトロールを実施し、林地保全に配慮した作業や伐採跡地の確実な再造林等について指導を行っているところでございます。また、再造林が計画的に実施されるように、森林整備事業の予算確保や苗木の安定的な供給、さらには、担い手の育成などに鋭意取り組んでいるところでございます。今後とも、こういった取り組みを総合的に推進することによりまして、森

林の適切な伐採や伐採跡地の再造林をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

○**図師博規議員** 今、部長がおっしゃったとおり、循環できるしっかりとした体制、そして関連業者も地域住民も安心して安全な環境を整備していただきたい。そのような整備策を積極的に講じていただきたいことを申し述べまして、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

○**星原 透議長** 次は、井上紀代子議員。

○**井上紀代子議員**〔登壇〕(拍手) 宮崎は今、雨です。天気予報によれば、仙台市等東北が晴れているとのことで、ほっとしています。関東・東北大水害で被災された皆様へ心からのお見舞いを申し上げます。最近の自然災害は常に予想をはるかに超えるもので、その被害の甚大さには目を見張るものがあります。国における災害復興対策がしっかりととられることを願っています。

それでは、通告に従い一般質問をいたします。

ミラノ博覧会への出展についてです。今回、私も県議団の一員として博覧会を視察させていただきました。初めて「食」をテーマに開催されたミラノ博覧会は、世界の多様な「食」が豊かな文化を形成していることや、世界人口の増加や地球温暖化が進む中で、いかに豊かな「食」を守っていくのかといった明確なメッセージを発信しており、我が県がその一翼を担ったことは、豊かな食文化を次世代に継承していく上で、大きな意義があったと考えています。

今回の視察では、EUの豊かな食文化を学ぶことができましたが、その一方で、我が県の農産物や漬物、お茶など、私たちがふだんにいただいている県産品のポテンシャルの高さを改めて感じ、大きな自信と確信を得た視察でもあり

ました。ミラノ博への出展は、我が県が今後本格的に輸出に取り組んでいくという意思表示であり、10月にドイツで開催される食品見本市「アヌーガ」に、本県の「食」を出展する前哨戦だとも考えています。今回のミラノ博覧会の出展を受けて、今後の展開をどのように考えておられるのか、知事にお伺いいたします。

残りは質問者席から質問をいたします。(拍手)〔降壇〕

○**知事(河野俊嗣君)**〔登壇〕 お答えします。

ミラノ国際博覧会につきましては、遠いヨーロッパの地での単独出展という、本県としては初の試みでありました。また、輸入規制などさまざまな課題もある中で、多くの方々に来場いただき、また、さまざまな事業者を初め、御協力いただきながら、盛況のうちに出展を終えることができました。期間中は、合計4,000食の試食提供を行いました。宮崎の「食」の魅力をしっかりと伝えるとともに、県産品に対する現地の消費者の生の声を直接聞くことができたわけであります。私も実際、試食提供に参加いたしました。宮崎牛を初め、EUにおいて県産品が受け入れられる大きな可能性を感じたところであります。

また一方で、必ずしも全てが全て評価をいただくということではなく、厳しい意見、また現地ならではの御意見、御提案をいただいたところであります。今後、県としましては、このような会場で得られた評価や課題を出展企業にフィードバックし、今後の商品改良に役立てていただきたいと考えております。そして、大事なこととしましては、ミラノの出展自体は4日間であったわけですが、それに向けて、フードビジネスアカデミーの中で、EU塾ということ

でしっかり準備をしておきました。そして、4日間の経験を今後に活かしていく、そういう取り組みが重要であろうかと考えておりますので、各企業が今回の出展で培われた輸出ノウハウや人的ネットワークを生かして、アジアを初め、EU、北米などにおけるビジネスチャンスをつかんでいくことができるよう、後押ししてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

**○井上紀代子議員** 今回のミラノには、関係部長といいますか、4部長が行っておられますが、それぞれに今回のミラノ博覧会の出展についてお伺いしたいと思います。まず、総合政策部長には、ミラノ国際博覧会の出展及び伊東マンショの肖像画を所有する財団訪問をしていただいたということで、私も伊東マンショの顕彰については取り上げておりますので、大変高い関心を持っているところでございますが、所感をお伺いしたいと思います。

**○総合政策部長（茂 雄二君）** 博覧会につきましては、4日間で1万5,000人を超える来場者の方々にお越しいただき、大盛況のうちに終わることができました。県といたしましては、神楽や剣道の実演を通じて、日本の中の「みやざき」を強く印象づけることができたと同時に、県産品に対する評価や課題について生の声が得られるなど、大変有意義なものになったと考えております。

次に、伊東マンショ肖像画につきましては、所有者であるトリブルツィオ財団を訪問させていただきましたが、400年以上前のものでないほど保存状態はよく、制作された経緯など詳細な説明を受け、感銘を受けたところであります。肖像画そのものも大変すばらしいものであります。裏に書いてある「Mansio」な

どの文字もはっきりと見えまして、悠久の歴史に改めて思いをいたしたところでございます。

また、来年度計画しております展覧会への貸し出しを快諾いただきましたので、期待されている県民の皆様、中でも特に青少年に対して、郷土の偉人であります伊東マンショの功績をしっかりと伝えることができるよう、同財団や関係機関とさらに調整を図ってまいります。

**○井上紀代子議員** ミラノ博覧会だけじゃなく、大変楽しみな交流ができたと思っておりません。大変うれしく思います。

次に、同じく環境森林部長にお尋ねしたいと思いますが、出展を終えられた率直な感想と今後どう展開していくお考えなのかをお伺いいたします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 今回参りまして、まず、万博会場全体にわたって多くのパビリオンで木が使用されておりました。さらに、ミラノ市内でも、CLTを使った木造の9階建て集合住宅が建設されるなど、世界的に木材の利用が進んでいることを実感したところでございます。今回出展しました物産で、環境森林部の関係では乾シイタケがあったんですが、手まりずしや煮物などの形で提供しまして、大変好評でございました。また、日本食ブームの中で、乾シイタケがだしの一つとしても紹介されておりまして、食材とだしの両方で売り込むことができるんだなということを感じたところでございます。

一方、ある日本食レストランのシェフからは、高級食材として肉厚の「どんこしいたけ」を輸出してはどうか、そして中国産との差別化を図ってはどうかと、そういうふうな御意見も頂戴しました。さらに、今回は、飢肥杉でつくった食器を10数点持参しまして、現地で日本

の食材を扱っている方にPRや商談を要請してきたところがございます。このようなことを踏まえまして、今後、乾シイタケを高級食材として輸出することなどにつきまして、事業者等と検討を進めてまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** イタリアには、魚介類はあるんですけども、昆布を使ってだしをとるといっているのではないんですね。その文化がなくて、シイタケとかキノコとかは大変よく使われています。私ども県議団もリゾットをいただいたんですが、大変おいしくて、ただ、米がもうちょっと日本風にやわらかければなどと思った次第でしたが、大変いい味でした。これから、改めて乾シイタケは見直されるのではないかと強く思った次第です。

次に、農政水産部長にお尋ねいたしますが、ミラノ国際博覧会に出展されての本当に率直な感想をお聞かせいただきたいと思っております。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** イタリアは独自の食文化を有しており、宮崎の農産物がどの程度受け入れられるのか、期待と不安を持っての参加でございましたが、本県から出展した農水産物のうち、まず、宮崎牛につきましては、るるお話がありますけれども、赤身肉が主流のイタリアにおいても、「やわらかく、こんなおいしい肉は初めて食べた」という評価をいただきました。

また、お茶では「紅茶と違って砂糖なしでもおいしく、さっぱりしている」という評価、また、ブリでは「新鮮でサーモンよりも味が濃い」など高い評価を得たところでありまして、「食」にこだわりのあるイタリアで、本県農水産物が受け入れられたことを大変うれしく思いますとともに、試食されている皆さんの顔を見ておきますと、「食」は万国共通の言葉であ

るなど、そんなことも感じたところでありませう。

さらに、試食直後に、フランスの輸入業者さんから、宮崎牛が欲しいと率直な御意見をいただきました。あわせて、黒ニンニク、柚子こしょう、乾シイタケをセットで輸入したいというふうなことを言われて、今回、チームで臨んだミラノ博の意義を改めて感じたところでありませう。今回のミラノ博では、出展した生産者や企業と、準備の段階からともに汗を流し、一緒になってPR活動ができました。今後につながる信頼関係を築くことができたことも、大きな意義があったのではないかと感じているところでありませう。

**○井上紀代子議員** 実は私、お茶をふだんに飲んでいるんですけども、レセプション会場でいただいたお茶は格別でした。本当に宮崎のお茶というのは、ちょっと違う飲み物として提供できるのではないかと考えた次第です。提供してくださったドイツの青年たちがイケメンだったということも、一つは大きな味つけになっているかもしれないんですけども、単なる私たちが親しんでいるお茶の飲み方と提供の仕方によっては、本当に一つのステータスのある飲み物として提供できるのではないかと考えた次第です。ですから、私たちは、「食」を一つの方面だけで見るとはならず、多方面から見ていくということ、今回イタリアに行って格別に印象深く思った次第です。

次は、これからも中心になっていただきたい、エンジン部分になっていただきたい商工観光労働部長に、ミラノ国際博覧会を訪問した感想と、今後のEU市場の販路開拓にどのように取り組んでいかれるのか、そこをお聞かせいただきたいと思っております。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 博覧会は大変なにぎわいでございまして、まずは、EUの方々の日本食に対する関心の高さを改めて実感いたしました。また、焼酎、たくあん、調味料などの試食アンケートでは、県産品について、総じて高い評価をいただきました。中でも焼酎について、「芋の甘みおいしい」とか、あるいは「イタリア特産の蒸留酒に似て飲みやすい」などの評価をいただいたところでございまして、今後のEU市場への輸出に手応えを感じたところであります。

一方で、今回の出展を通じまして、厳しい輸入規制への対応や効率的な輸送体制の構築など、さまざまな課題が見えてまいりました。また、現地でお会いした日本食品の輸入業者には、価格競争力や他の商品との差別化など、マーケティング戦略の必要性について意見をいただいたところであります。今後、これらの評価や課題等を踏まえまして、ジェトロ等の関係機関と十分に連携しながら、マーケット情報の提供やアヌーガなどの大規模見本市における商談のサポートなど、県内企業のEU市場の販路開拓を積極的に支援してまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 今回のミラノは、本当に各県内の企業さんも大変な関心を持っていただいていたということと、力強い取り組みをしていただいたということを実感いたしました。特にパビリオン全体の中で日本館が本当にすぐれていましたので、特にお客様総体をイタリア館か日本館が引き受けるというような状態でしたので、4時間待ちの方もいらしたり。そして、本当に日本という国は、そういう意味では、海外に出たときのすばらしさは格別だったなと思っています。その中で宮崎県が出展できたこと

を、私は大変うれしく思っている次第です。

それで、続けて商工観光労働部長にお尋ねしたいんですが、実は先ほどもちょっと出ましたが、海外事務所のあり方、海外事務所がどう積極的に、ただ、今あるところにいるだけではなく、いかに商売していくのかということが大変重要で、その拠点になっていただきたいというふうな思いでいるわけですが、今後の事務所設置の考え方、それと運営、成果、そのあたりについて、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 海外事務所につきましては、「みやざき東アジア経済交流戦略」推進の拠点として、現在、上海、香港に事務所を設置し、マーケット情報の収集や県内企業が行う現地活動のサポート、観光誘客、輸出品目ごとのプロモーションなど、各市場の特性を踏まえた活動を行っているところであります。このような活動により、上海では、ゴルフ客を中心とした旅行者の増加、大型クルーズ船の寄港、香港事務所については、直行便の就航や新華日本食品との連携協定の締結など、具体的な成果が出てきていると考えております。

なお、海外への展開については、これらの事務所のほかに、台湾に交流駐在員、シンガポールに貿易アドバイザーを配置しているところでございます。今後の事務所や駐在員をどのように展開していくのかということにつきましては、各市場の動向や将来性、県内企業のニーズや費用対効果を十分に見きわめながら、各地域ごとの戦略を構築していく中で、あわせて検討していくことになると考えております。

**○井上紀代子議員** 一般質問の中で、地域経済循環システムについての議論がありました。大変興味を持ちながら私も聞かせていただいたん

ですが、大手コンビニチェーン3社と協定を締結して、これからも連携を深めていくというお話がありました。実は、セブンイレブン、ローソン、そしてファミマ、この3つのコンビニチェーンというのは、本当にすごい、日本の経済の牽引力にもなっているんですけども、セブンイレブンは、セブンイレブンとしての独自のあれもあって、ローソンは、セブンイレブンで取り組まないものを取り組む。そして、ファミマは、今、物すごく伸びているんですが、中国に進出しているんですね。

ファミマは海外に進出して外貨を稼いでいるという状態なんです。うちは、上海に海外の事務所があるわけですが、上海だけでなく、ほかのところからも、もっとそういうところとどう連携するのか。ファミマは中国にすごいコネクションを持っているというのが、この前の経済ニュースの中でも言われておりました。だから、そういうのにいかに私たちが食い込んでいけるかというのは、事務所の動きというのが大変重要だと思っています。今回、JAさんなんか同じ事務所の中で活動していくということを知ることができていますが、きちんとした権限を持たせてもらいながら事務所の運営をしていけるといいのかなと思っている次第です。

次に、本県農業の成長産業化を図る上では、輸出対策の強化は極めて重要な課題でございます。本県は、残留農薬分析など日本一の安全・安心を誇っています。これは、イタリアで知事もしっかりとそのことをメッセージされています。今後、EUに本県の農産物を輸出していくためには、輸出先の国の植物検疫だけではなく、産地の安全面や環境面からの技術的な対応が必要になると私は思っております。そこで、今後、EUにどのような農産物を輸出していく

のか、また、輸出に当たっての課題にどのように対応していくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 今後、国内市場の縮小が予測される中で、本県農水産物にとって、EUは、東アジア地域やアメリカに続く魅力的な輸出先であると考えております。このため、輸出実績のあります牛肉、お茶、ブリについて、輸出拡大を図りますとともに、チーズ等も踏まえた上で、新たな品目についても、輸出にチャレンジしていきたいと考えております。しかしながら、EUへの輸出につきましては、日本と異なる残留農薬基準や動植物検疫、さらには、輸送に係るコスト、時間、温度管理などの課題があると認識しております。県といたしましては、これらの課題に対応できる県内産地・企業の育成や国内外の輸出商社との連携強化を図りながら、輸出拡大に積極的に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

**○井上紀代子議員** 次に、農産物の輸出を拡大する上で大きな障壁となるのが、国ごとに異なる残留農薬基準でございます。日本でもEUでも生産されている農産物であっても、残留農薬分析の対象となる農薬や基準が異なります。また、EUで生産されていない農産物では、さらに厳しくなると言われています。本県においても、今後、輸出を目指す産地づくりに取り組んでいくと聞いておりますが、一方で、国が定める残留農薬基準については、国同士の協議により、変更する手続、いわゆるインポートトレランスもあるようです。産地の努力ももちろん必要ですけども、相手国への働きかけも重要な取り組みではないかと考えています。そこで、輸出先ごとに異なる残留農薬基準にどのように



対応していかれるのか、お伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 御指摘のとおり、農産物の輸出に当たりましては、国ごとに設定されている残留農薬基準を満たすことが求められております。日本と基準が異なる場合には、産地が輸出先の国の基準に沿った生産を行うか、または、輸出先の国が日本からの輸入農産物について、国内と同等の基準を設定するか、そのどちらかを満たす必要があると考えます。このため、県といたしましては、営農指導や全国トップの残留農薬分析システムにより、輸出先の国の基準に合った生産支援を行いますとともに、国に対しては、国内の基準で輸出できますよう、政府間交渉について、引き続き強く要望してまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** ぜひ、生産支援を積極的にお願いいたします。

次に、国は、農業の成長産業化や地方創生の推進施策として、6次産業化の推進を掲げています。本県でも、6次産業化の具体化に向けた積極的な取り組みが展開されているようですが、地域経済の変化として感じるには、まだ至っておりません。地域経済にインパクトがある大型の6次産業化案件を支援するために、国と地方金融機関が協調して出資する農林漁業成長産業化ファンドという制度があり、全国では68件が承認されているようです。そこで、地域経済を牽引する多様な6次産業化の具体化に向け、どのような対策を講じていくのかお伺いいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 本県では、六次産業化法に基づく認定計画件数は82件と、九州第1位を維持しております。これらの事業計画の具体化を加速化させるために、県農業振興公社に16名のプランナーを配置するなど、き

め細やかな推進に取り組んでいるところであります。その結果、現在、21市町村で52の事業者が加工や販売などの新事業に取り組んでおりました。特に最近では、お話にありましたが、宮崎銀行の6次産業化支援ファンドを活用した大規模な取り組みも生まれるなど、今後さらに、その活用が期待されているところであります。

県といたしましては、今後とも、地域経済を牽引する多様な取り組みを創出できますよう、6次産業化チャレンジ塾による担い手の資質向上や、県内外の食品関連企業、経営コンサルタント、それから金融機関との連携強化に、より一層努めてまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 私は、産学官金、「金」がついたときに、大変な喜びを持った次第です。ですから、他県を見てみると、金融機関の積極性というのは大変よく出ていて、うらやましく思ったりもするわけですが、決してうちの地銀が悪いとか言っているわけではないんですけれども、もっと積極的に、地域経済を回していく、牽引していくという力をぜひ求めていただいて、各地域の中にある力を本当に総合的に寄せていって成長産業化していくということができていかないといけないと思いますので、積極的な声かけというか、投げかけというか、そういうのをやっていただきたいと思います。

次に、農業経営の6次産業化は、農家の経営意識の改革——これは大事なことなんです——という視点からも重要な取り組みでございます。彼らの目標となるような大型ファンド案件をしっかりと育てていける体制を整備していただきますよう、これは要望しておきたいと思えます。

農産物の輸出や6次産業化を進めていくためには、これらの取り組みを支える力強い産地力

を維持していく必要があります。昨年度、県では、「今後、人口減少が加速する中で、農業の成長産業化を図るためには、産地生産力の維持・発展が重要である。そのためには、産地を形成しているJAの部会や農業法人のグループ等を産地経営体として育てていく」との説明を私どもは受けている次第です。

現在、改定作業が進められている県の農業・農村振興長期計画では、儲かる農業を目指すために、さまざまな施策が検討されているものと思いますが、個々の農業経営の改革や産地構造の改革を加速化させるためには、施策横断的な推進が必要だと考えています。そこで、「みやぎ農業の成長産業化」の具現化にどのように取り組んでいかれるのか、農政水産部長にお尋ねいたします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 農業を取り巻く環境が大きな変革期を迎える中、若者が夢と希望を持って農業に取り組めるよう、しっかりと所得を確保していくために、多様なマーケットニーズに的確に対応できる、生産力・販売力を持った産地の育成が極めて重要であると考えております。このため、県といたしましては、現在進めております宮崎県農業・農村振興長期計画の見直しの中で、契約取引の推進や物流の効率化等による「販売力の強化」、ICT等の革新技術の導入や農地集積等による「生産力の向上」、さらには、高い技術力・経営力を有する「人材の育成」の3つの視点を柱とする重点プロジェクトを設け、そのプロジェクトを達成するために、各分野が連携して取り組むプロジェクトチームを編成し、強力で推進することで、本県農業の成長産業化を図ってまいりたいと考えているところであります。

**○井上紀代子議員** 今回、各分野が連携して取

り組むプロジェクトチームを編成するということなので、本当に具体的に動いていただけということが実感できて大変うれしく思います。いざ売ろうと思っても、後ろを向いたら製品も何もないという状態だったら大変残念なことで、うちは本当に製品のいいのがあるからこそEUにも行かないといけないということだと思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思っています。

次に、商工観光労働部長にお尋ねいたします。国の政策であれば、税制とか金融対策等の景気刺激策を用いて、製造業の設備投資等を誘導することができますが、県の段階で県内企業の出荷額を伸ばしていくためには、革新的な新技術の移転とか導入、それを支える人材、資金の確保など、個々の企業のニーズに対応し、また先取りした提案とか、支援が必要であると考えています。県の工業技術センターやフード・オープンラボを備えた食品開発センター、企業とのマッチングを担う県産業振興機構等では、県内企業と連携した技術開発や販路開拓が進められていると思っています。この方たちは私の大好きなところなんですけれども。そこで、これらの研究センター等の成果が県内企業の振興にどれほど寄与してきたのか、また、今後どのような成果の活用を期待しているのか、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 工業技術センター及びフード・オープンラボを新設しました食品開発センターは、SPG技術や焼酎酵母に代表される研究開発や、県内企業へのさまざまな技術指導を行っております。また、産業振興機構につきましては、中小企業の新商品開発や経営指導のほか、取引支援などを行っているところであります。3機関を合わせて年間

で6,000件を超える相談・指導を行っております。これらの取り組みを通じまして、新商品の開発や経営改善、販路開拓など、県内中小企業の企業力アップが図られていると考えております。

例えば、昨日、中核的な企業として認定した企業においては、産業振興機構のコーディネートののもとで、食品開発センターによる醸造技術の指導を受けながら、工業技術センターで開発したSPGの技術を活用して、日本で初めての常温での流通が可能な地ビールを開発したところであります。県内には、今後、成長が期待される技術市場を有する中小企業が数多くあります。3つの機関が相互にしっかりと連携しながら、さらに金融機関等の関係機関との連動をし、県内企業の育成、本県産業の振興に取り組んでいきたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 大変期待するところです。ぜひ頑張っていたいただきたいと思います。

平成27年7月に改定されました「未来みやぎ創造プラン」では、産業成長プログラムとして、広範囲なフードビジネスの展開や「外貨」の獲得を目指す成長産業や中核的企業の育成がうたわれています。また、その指標として、平成30年までに売上高5億円以上の企業を新たに3社、10億円以上の企業を3社育成するということで、製造品出荷額を1,124億円伸ばし、1兆5,600億円とする目標が示されています。しかしながら、県が具体的にどのような施策を展開することで企業が製造品の出荷額を伸ばしていくのかについては、記載されていません。

農政水産部、それから教育委員会等では、総合長期計画を具体化していくための個別の長期計画が策定されておりますが、商工観光労働部では、これまで独自の長期計画は策定されてお

らず、施策の展開方向を示す羅針盤がないままに各種事業が進められています。そこで、商工観光労働部において独自の長期計画を策定する計画はないのか、部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 本県経済の活性化のためには、国内外からいわゆる「外貨」を獲得し、それを地域内で循環させる、そのための仕組みを構築することが重要であります。そのための施策としては、成長産業の育成、そして企業活動の活性化が2つの柱になると考えております。県では、まず成長産業の育成について、フードビジネスや、東九州メディカルバレー構想に基づく医療機器産業などの振興を図ってきておりますが、今後は、ITや環境・エネルギー分野等についても、新たな成長産業の育成に取り組む必要があると考えております。また、企業活動の活性化につきましては、国内外に事業活動を展開する中核的企業の育成に取り組んでいるところであります。

今後、より戦略的に施策を展開するために、御質問にありましたけれども、今年度中に「付加価値の高い産業の振興」と「良質な雇用の確保」を目指します「産業振興戦略」を策定することにしております。その中で明確な目標を掲げて、着実に施策を実行してまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 私は、2期目の知事の政策というのを読ませていただきました。私は大変共感するところが多かったわけで、だから問題は、いい政策はあるけれども、その具現化が一番問われるところだと思うんですね。そして、県民にそれが伝わるということが大変重要だと思っています。そういう意味では、今回、商工観光労働部が今年度中につくっていただけないことですので、具現化していくことに期待

したいと思います。

目標達成のためには、商工観光労働部が庁内のエンジン部分にならなければならないと私は思っています。そこを引き受ける必要があると思いますが、部長の意気込みなどはいかがでしょうか、お聞かせください。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 日本全体の人口減少の中で、「地方創生」が大きなテーマとなっておりますが、地方創生のためには、若者が県内に残り、あるいは宮崎に住もうと思えるような地域をつくること、そのためのしっかりとした雇用の場を確保することが最も重要であります。その意味で、商工観光労働部が果たすべき役割は極めて大きいと認識しております。したがって、先ほど申し上げました「産業振興戦略」のもと、成長産業の育成や企業活動の活性化、ひいては「良質な雇用の確保」に、しっかりと明確な目標を持って取り組んでまいりたいと考えております。

また、あわせて、企業を支える中核的な人財、創業等の新たなチャレンジをする人財、さらには、企業を継承する人財の育成が極めて重要であります。各企業や機関、大学、団体とも協働・連携しながら、本県産業の将来を支える人財の育成にもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 一つイタリアを考えるとするならば、イタリアというところは、国全体ではちょっとゆがんでいるというか、財政的には厳しいところがあるんですけども、地方、地方は物すごくしっかりしているんですね。地方ならではの。だから、そういうところは、日本と共通するところがあるのではないかと思います。ですから、自立できる宮崎県、自立する宮崎県。だから、物事を自分たちの地域の中で考

えていく力を私たちは持たなければいけないと思います。それで、知事の政策の中で、大きく「人財」という問題を取り上げておられたことについては、決して忘れることなく、私たちはしっかりと受けとめなければいけないと思っています。

実は労働法制化が変な方向に進みつつあって、この前、労働者派遣法が可決してしまいましたが、あのような状況がどう県内に影響してしまうのかということをしっかり考えておくべき必要があると思います。高校生の大半が県外に行かざるを得ない。県外に行くということが一つ人生の中の選択肢であるときもあるかもわからないけれども、でも、それだけではない。地域の中でそこをしっかりと受けとめる力、産業としての宮崎県の力を持っておかないといけないのではないかと思います。これからも商工観光労働部には期待しておりますので、ぜひ頑張ってくださいと思っています。

「良質な雇用の確保」と言われると、私は大変うれしくこれを読ませていただきましたので、これからも私も一緒になって頑張っていきたいと思っています。

次に、教育長に、選挙権年齢が18歳に引き下げられたということについて、どのような認識をされているのか、また学校でどのように教えていかれるおつもりなのか、そのことについて伺いたいと思っています。

私は、たまたま高校1年生、高校2年生、高校3年生、そして、その保護者の方たちから声をかけていただいて、この問題についてお話をしてほしいということでしたので、話をさせていただきました。これは党派とかそういうことに全く関係なく、基本の「基」のところをお話しさせていただいたんですが、「選挙と政治」

というところで話をさせていただき、大人になったら政治にかかわっていく、私はそのときに思うんですが、学校教育の中で自立した人間をつくり上げていく、これほど大事なことはないと思うんですね。選択できる力を持つ、言われたことをしっかりと理解できる力を持つ、そして、その中で自分の考えで選択していけるということが大変重要なのではないかと考えている次第です。

実際テレビで、教育長が各学校長さんを集められて、そのときに熱心に話しておられる様子を見せていただきました。宮崎は決して心配する必要はないだろうなと思いながら今回の質問をさせていただくわけですが、教育長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

**○教育長（飛田 洋君）** 今回の選挙権年齢の引き下げにより、若者の思いとか声を直接的に政治に反映できる仕組みが整えられ、若者一人一人に社会のために自分は何をなすべきかを考えさせる、いい機会ができたと考えております。このことを踏まえて、学校では、これまで取り組んできた主権者意識を高める指導をより充実させていくことが大切だと考えております。

具体的には、小中学校の社会科とか高等学校の公民科で、政治の仕組み等の基本的な理解についての学習をいたしております。それから、総合的な学習の時間とかいろんな教科で、地域の課題、社会の課題について学習をいたしております。さらには、国や世界、そういうものを見据えながら、自治能力を育成する指導として、実は生徒会等でいろんな活動をさせております。これらの指導を一層充実していくことが大切だと考えております。

さらに、選挙権年齢引き下げの趣旨を十分踏

まえ、模擬投票をしたりとかディベートをさせたりなど、より実践的な活動を加えて、その指導を確固たるものにしていくことが大切だと考えております。

**○井上紀代子議員** 実は、18歳というのはすごくいいなと思っているのは、自分が生まれ育ったところで、そして、自分が通った中学校で投票ができる。地域のふるさとのことをしっかりと考えながら一回投票して、それから都会に出たり、いろんなところに、職場の関係のあるところに行くとか、そういうことがあるということは、18歳という年齢は、私は大変好意を持って受けとめたいと思っていますところでは。

一回自分のふるさとをしっかりと見ながら投票したという経験は、そして、自分が通った中学校で投票したということは、自分の人生の中の一歩としては、大変いいものがあると思っています次第です。またいろいろありましたらお教えいただきながら、これからも選挙権のことについては、政治に全ての人がかかわっていくということを大切にしていきたいと思います。

次に、環境森林部長に、県有施設を初め公共建築物の県産材の活用について、県はどのように取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 県有施設の整備につきましては、「県産材利用推進に関する基本方針」を策定しまして、法令の制約を受ける場合を除き、原則として木造化すること、それが困難な場合には、積極的に内装の木質化を推進することなどを定めております。具体的には、副知事をトップとする県産材利用推進委員会におきまして、設計を行う前に、それぞれの計画がこの方針に沿ったものなのか、どのような形で県産材が使われるかを審議するなど、全

庁的に取り組んでいるところであります。

また、市町村等が整備する公共建築物につきましても、例えば、昨年完成した綾中学校では、木材利用技術センターが設計段階から参画するなど、木造化・木質化に向けた働きかけや支援に努めております。今後とも、県民生活に深くかかわりのある公共建築物の木造化・木質化の積極的な推進を通じまして、木材の特性やよさを情報発信することにより、民間施設への波及など、県産材の利用が広がるように取り組んでまいります。

**○井上紀代子議員** 私も綾中学校を見せていただいたんですが、インフルエンザがはやっているときに、あそこだけは患者さんが少なかったそうですね。だから、木は本当にすばらしい特性を持っていると思っています。昨日、坂口議員のほうから、防災拠点庁舎のCLT活用についてというお話がありましたが、実は私もそのことを取り上げたいと思っています。それは、ひとえに県産材の活用をしていただきたいということが目的でございますが、坂口議員の答弁以上のものがいただけるなどと全然思っておりませんので、ここは総務部長に答弁をお願いしたいと思います。

**○総務部長(成合 修君)** 防災拠点庁舎への直交集成板、いわゆるCLTの活用につきましては、設計者から技術提案の一つとして、構造材の一部に活用する提案がございます。確認作業を行っているところであります。防災拠点庁舎に活用した場合、木材振興のPR効果が期待できること、また、CLTの普及促進に寄与できるものと考えております。

一方、CLTにつきましては、現時点では、国内で今回のような大規模な高層建築物で利用された実績がないほか、鉄骨部分との接合方法

が研究開発の段階にある新たな工法であるため、構造材として建築基準法上の位置づけがないことから、必要となる国土交通大臣の認定の取得に時間を要し、整備スケジュールがおくれる可能性も考えられるなどの課題もあると考えております。いずれにいたしましても、防災拠点庁舎の整備に当たりましては、庁舎整備の基本構想を踏まえ、県産材活用について取り組んでまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 実は、ミラノに行きました県議団は、オーストリアまで行きまして、CLTで実際建っている建物とかを見せていただいて、今、総務部長が言われた問題点とかも、県議団の中でもいろいろ議論をしつつ、今後どういうふうに活用していくのかということについては、非常に積極的な議論を県議会としてもしているところです。林活議連としても、その問題については、ともに、総務部だけでなく、執行部だけでなく、私たちも一緒になってCLTの問題については議論していこうと、県産材の活用をもっとよくしていこうという一点において、私どもは一生懸命、一緒になって考えていこうとしておりますので、今後もこの議論は深めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

防災拠点庁舎がもし、ある意味、各県から驚かれるような状況になったら、また国もよく私たちのところをしっかりと見てくれることもあるでしょうし、各県からうちに来る人たちも多いのではないかと実は思っています。そして、先ほど環境森林部長からもありましたように、民間のメーカーの人たちがきちんと使ってくれるということが大変重要ですので、そこに広がっていく可能性というのを私どもは探ってい

きたいと思っておりますので、これからも皆さん方と一緒に議論させていただきたいと思っています。

実は、中山間地域の活性化の問題につきましては、私もちょっと勉強不足もありまして、次回に回したいと思っております。そのときに徹底的にやらせていただきたいと思いますので、部長、よろしくお願いいたします。

それでは次に、動物愛護センターのことにつきまして質問させていただきます。

実は宮崎市と共同設置を進めておりますが、実際は29年度、動物愛護センターの開設というふうなところまで来ています。場所も宮崎市の清武町のほうにつくるということは決まっていますが、動物愛護センターの目的は、人と動物が幸せに暮らす社会の実現を目指す、命の大切さを学べる施設として動物愛護センターを設置する、このセンターを拠点として、子供たちを初め多くの方々に、動物との触れ合いの体験や犬や猫の飼い方教室の受講を通じて、慈しみの心や動物の生理や習性を理解した適正な飼育方法を学べる親しみやすい施設づくりをしていくということになっています。目的の一つに、譲渡の推進及び適正な飼育管理、負傷動物の保護・治療、動物愛護精神の醸成、地域猫事業への取り組み、災害時対応機能——災害時対応機能というのは大変重要なところなんです、そういうのをやるとなっております。

私ども厚生常任委員会のほうで、京都府にあります愛護センターを見せていただいたんですが、県と市の業務分担のところ、宮崎県と宮崎市のほうでどのようになっているのかということ、ちょっと私は心配しております、動物愛護センターについては、建設費や管理運営費の低減を図るため、県と市が合同で設置す

る、なお、施設の建設に係る事務は市が主体となって行う、また、建設後の運営については、県・市の双方で運営を考えていくとなっているわけですが、県の役割と今後の取り組みについて、部長にお尋ねしておきたいと思っております。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 動物愛護センターにつきましては、今御質問の中で紹介がありましたように、県民一人一人に動物を愛護する心を育み、命の大切さを学ぶことができる拠点施設といたしまして、宮崎市と共同で設置することとしております。現在、県では、平成29年度の開設に向けまして、センターの機能やレイアウト、事業のあり方等につきまして、宮崎市と綿密な協議、検討を重ねているところでございます。

センター開設後は、県が定めております動物愛護管理推進計画に基づきまして、県下全域において、犬猫の譲渡推進あるいはしつけ方教室などの愛護活動をこれまで以上に充実させますとともに、新たにボランティアとの協働や地域猫対策、さらには、災害時における被災動物への救護対策などに取り組みますことで、殺処分の減少はもとより、動物愛護施策の強化に努めてまいります。

**○井上紀代子議員** 宮崎市議会は、10年にわたって動物愛護センターの議論がされています。その議論経過を読ませていただきましたが、大変な内容になっていて、非常にいろんなことを市なりに考えておられて、とうとう戸敷市長が選挙公約に挙げなければならないような状況まで来て、今回の動物愛護センターができていくわけですね。県は、じゃ市に対しておんぶにだっこだけでやるのかということになると、そこは大変な問題点があるのではないかと考えているんですが、もう一度、市と宮崎県との関

係を本当に信頼のあるものとしてつくり上げていかないと、今後、問題を残すのではないかと危惧しておりますので、そこを部長に再度確認したいと思います。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 今回の施設につきましては、費用の節約であるとか、共同で設置すること、そしてまた、主体は宮崎市のほうをお願いしているわけでありますが、動物愛護につきましては、県といたしましても、将来にわたり県民の皆様には温かい心を育んでいただく、そういったことから、子供さんを含めまして、大事な施設として設置する必要があると考えております。県としても、主体性を持って、市と協働しながら施設を設置して、運営してまいりたいと考えております。

**○井上紀代子議員** 今回ちょっとテレビで、関東と東北の雨のときに、犬を抱いた御夫婦をどう救済していくのかというのが出ていたんですが、自衛隊の方が粹な質問をしておられて、「御家族ですよ」というふうに言って犬も一緒に救助されたというのは、何か心にしみるニュースだったと思います。ただ、それも反対の意見も多く、炎上したという話も聞きます。

それでは次に、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置についてお尋ねしたいと思います。

これは何度も私も取り上げさせていただいておりますので、皆さん耳にたこだと思っています。最初に取り上げたとき、悲しみを持って私がこの場所で、ワンストップ支援センターをつくってくれ、開設してくれということを強く申し上げましたが、結局そのときに私が相談を受けていた彼女は、とうとうふるさとを後にして、宮崎にいられなくなり、別のところに行ってしまうました。大変残念なことだったと思っ

ていますし、心を救えなかったことには、私もじくじたる思いがしているわけです。

何度申し上げても、皆さんもよくわかっておられることなのですが、刑法犯の認知カウント、これは県警本部のほうからいただいたんですが、性犯罪の状況、平成25年の合計が70件、平成26年の合計が119件、そして平成27年8月末で63件です。これは、たまたま認知されたとか、誰かが訴えたとかいう内容なので、これだけではないと思っています。ですから早く、私は施策の充実を望み、そして、性暴力の被害者が二次被害を受けずに1カ所で、法的にも、医学的にも——これは心身両面でということですが——心理学的、社会的にも支援を受けて、回復できるようにしていくことが重要だと思っています。

今回、皆さん方とお話をしましたら、よく研修とかも行っていただいて、「自分たちの知らない分野のところもあったので、今、熱心に研究をしています」というふうに言っていただいたんですが、そのことには感謝しておりますが、今、現状はどうなっているのか、部長にお尋ねいたします。

**○総合政策部長（茂雄二君）** 性犯罪には、いわゆる暗数と言われる統計に出ないものがあり、認知されている件数よりさらに多くの被害が発生していると言われております。性犯罪や性暴力に遭った方々は、精神的・身体的に大きなダメージを受けることから、こうした負担を少しでも軽減し、その回復を図るとともに、警察への届け出を促進し、被害の潜在化を防止するため、議員御指摘のワンストップセンターの果たす役割は、大変大きいものと考えております。このため、関係部局で先進地を視察し、それを踏まえた状況の分析、課題についての検討



を行ってきたところですが、現在、設置するとした場合に必要な人員、体制等について、さらに検討を進めているところであります。

○井上紀代子議員 よろしく願いしておきます。

最後に、私の大好きな話題なのですが、実は、亜熱帯植物園に行きましたら、あそこでマンゴーとかもごちそうになったんですけれども、ライチとアボカドが、何かすごく心に残るほど、「これはいい品目だな。マンゴーにかわるものができるぞ」というふうに思ったところですが、農政水産部としては今後どうされるのかお聞かせください。

○農政水産部長（郡司行敏君） マンゴーに続く亜熱帯果樹の新たな振興品目につきましては、平成17年度より海外調査等を行うなど、検討を進めてまいったところでございます。この中で、ライチにつきましては、平成22年度に生産者による研究会を立ち上げ、関係機関と一体となって、生産面での課題解決や試験販売等に取り組んだ結果、平成26年度には、栽培面積が1.3ヘクタール、生産量が3.6トンとなり、市場からも高い評価を受けているところであります。県といたしましても、今後とも、研究会や関係機関と一体となって、さらなる品質改良や出荷時期を考慮した品種の検討等に取り組み、生産・販売の拡大を進めてまいりたいと考えているところであります。

また、アボカドにつきましては、現在、亜熱帯作物支場での研究や農家での試作に取り組んでおりまして、引き続き、本県の気候条件に合った品種の選定や経営的な視点からの検証を行ってまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 大変期待しておりますので、よろしく願います。

傍聴にいらした皆さん、本当にいつもお世話になっております。今回もこの議場に立たせていただいたことを大変うれしく思っておりますし、私、宮崎県の農業の振興のためにも、そして、今後の宮崎県の成長産業のためにも、ぜひ一翼を担いながら頑張ってもらいたいという決意を述べて終わりにしたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○星原 透議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時43分休憩

---

午後1時0分開議

○星原 透議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、蓬原正三議員。

○蓬原正三議員〔登壇〕（拍手） 余り使いたくない言葉であります。後進県からの脱却という観点から質問をいたします。ことし3月発行の「指標で見る宮崎県」を読む限り、宮崎県は先進県かそれとも後進県かと問われれば、不本意ながら、後者と答えざるを得ません。自然環境に関する指標は総じて上位に位置するものの、経済基盤等に関しては、1人当たり県民所得など、その多くが下位に甘んじているからであります。知事は、就任に際し、さまざまな公約を掲げておられるわけではありますが、その目的とするところはただ一つ、県勢の浮揚・発展、このことのみであります。県勢の浮揚を図るということは、つまりは後進県からの脱却を図るということになるのだと考えます。我々議員が議場において質問し、議論し、健全な批判を加えるのも、これまた県勢の浮揚を図るためであり、目的はただ一つ、後進県からの脱却を

図るためということになるのだろうと思います。何とか後進県から脱却し、「後ろ」の文字を「高い」の文字にかえた「高進県」にしたいものであります。そのために、我々は、本県にない条件を1つずつそろえていかなければならないわけではありますが、一般質問の冒頭、後藤議員から指摘がありましたように、まずは高速道路の整備が本県の喫緊の課題だと考えます。

高速道路の整備について伺います。「九州はひとつ」という言葉を福岡県の議員の皆さんからよく耳にします。この言葉に異論はありませんが、インフラが平等に整わない現状においては、「ひとつ」になりたくてもなれないのが現実であります。「九州はひとつ」と言うならば、高速道路の整備については、全九州の課題、問題として取り組まなければならないと考えます。知事が、東九州自動車道と九州中央自動車道の建設促進協議会会長として、大分県や関係自治体と協力して頑張っておられることは評価をいたしますが、さらにあと一步、九州知事会をリードして、全九州の問題として取り組むべきと考えますが、どのように取り組んでおられるのか、お聞かせください。

今会議で平成26年度決算が議案として上程されます。平成26年度決算を踏まえ、平成28年度当初予算編成にどう取り組んでいかれるのか、知事のお考えをお聞かせください。

3番目です。地方創生に大きくかかわることです。本県は、経済面から見れば後進県ではありますが、後進県からの脱却ということについて、どう取り組んでいかれるおつもりなのか、知事の思いをお聞かせください。

後は自席で行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

まず、高速道路の整備についてであります。東九州自動車道や九州中央自動車道を初めとします高速道路ネットワークの整備は、地域間格差を是正し、地方に活力と魅力をもたらし、ひいては、九州の一体的発展に貢献するものと考えております。このような認識に立ち、「九州はひとつ」の理念のもと、九州地方知事会におきましても、循環型高速交通ネットワークの整備促進を広域的な課題として位置づけ、高速道路の迅速かつ着実な整備を提言項目の冒頭に掲げ、政策提言を行っているところであります。高速道路は、地方創生を支える基礎的な社会基盤であり、大規模災害発生時における命の道でもあります。本県を初め、九州全体の一体的な発展、さらには、安全・安心な暮らしを確保するために、引き続き、九州各県が力を合わせ、一日も早く高速道路のミッシングリンクが解消されるよう訴えてまいります。

次に、平成26年度決算の評価と平成28年度当初予算編成についてであります。平成26年度は、地域経済活性化や防災・減災対策に積極的に対応するため、必要な財源の確保に取り組む一方で、人件費の削減や投資的経費の縮減・重点化、一般行政経費の見直しによる収支不足の解消に努めるとともに、県債発行の抑制により、将来的な公債費負担の軽減にも努めたところであります。結果、実質収支、単年度収支とも黒字となり、また、県債発行額、県債残高ともに減少するなど、堅実かつ着実な財政運営ができたのではないかと考えております。

今後の財政運営につきましては、歳入の大きな伸びは期待できない中、社会保障関係費の増加や防災・減災対策、公共施設の老朽化対策、国体開催に伴う施設整備費など、多額の財政負担が見込まれているところであります。一方

で、地方創生の取り組みや地域経済の活性化、人口減少問題などの政策的課題にも的確に対応していく必要があります。そのため、平成28年度の予算編成に当たりましては、平成26年度決算状況も踏まえ、歳出削減と歳入確保に取り組み、国の予算編成や地方財政対策、新型交付金の動向等を注視しながら、優先度の高い事業に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、後進県からの脱却ということであり、議員の御指摘であります「後進県」「先進県」、なじみのない表現であります。第1問にありましたような、高速道路、高速交通体系の整備のおくれから来る都市的集積ないしは経済という数字の面でのおくれ、また、全国的な順位からすると低いということであろうかと思っておりますが、私は、温暖な気候や豊かな自然、温厚な県民性や地域の伝統文化といった本県の魅力というものは、全国トップクラスであり、それを生かしていく上でのまだまだ伸び代があるのではないかと考えております。その伸び代を埋めていく作業というものが、議員が表現される「後進県からの脱却」ということにつながっていくのではないかという思いがいたしております。

そうした中、フードビジネスや東九州メディカルバレーなど、成長産業の育成・加速化に加え、東九州自動車道の延伸、香港線の就航や大型クルーズ船の寄港など、これまで積み重ねてきました取り組みが実を結んできているところであります。県内経済の活性化にはさまざまな課題がありますが、地方創生の流れもある中で、こうした追い風をしっかりと捉え、地域経済を牽引する成長産業の一層の振興と地域内循環により経済を拡大させ、活力にあふれた「み

やぎき新時代」を切り開き、「くらしの豊かさ日本一」の宮崎の実現に向け、県民の皆様とともに全力を挙げて取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○蓬原正三議員 要は、宮崎県というこの立ち位置をはっきり意識して、そして、その順位ではなくて、ほかの県も頑張るわけですから、その差をどう縮めていくのかということだろうと思っております。今、知事の言葉にありましたように、その分、伸び代は大きいわけですから、やりがいもあるわけでごさいます、いろんな発想を駆使して、ぜひ、我々議会もまたともに頑張っていきたいと思っております。

次に移りますが、中小企業支援についてであります。

8月、商工建設常任委員会で、富士市産業支援センター「f-Biz」を訪問、センター長の小出宗昭氏の話伺いました。先日、河野議員の質問にも登場した方ですが、氏は、元銀行員、国の産業支援拠点「よろず支援拠点」のロールモデルでもあり、その支援ノウハウに全国から注目が集まる人です。小出氏は話の中で、「中小企業支援こそが究極の地方創生」と力説されました。一方、宮日新聞の報道によれば、県の地方創生戦略づくりの会議でも、同じく、「仕事の創生なくして地方創生なし」の発言があったとのことでもあります。不肖私も、今ばやりのUターン者ですが、中央と地方の格差の大きさ、つまりはUターンショックなるものを当時体験した者の一人として、この言葉には大賛意を覚えるものであります。

平成24年の経済センサスによれば、本県の企業は99.9%、ほとんどが中小企業で、うち小規模企業が88.1%と、全企業数に占める中小企業

の割合がかなり高くなっております。そこで、地方創生の重要なかなめとなる中小企業支援について、以下7点ほど質問をいたします。

まず1番目であります。高卒の県内就職率が全国最低、54%ということでもあります。本県のまち・ひと・しごと創生総合戦略では、29歳以下の流出超過を30%抑制するとうたっていますが、社会動態・年齢階級別人口移動の状況と照らし見てみますと、流出には歯どめがかかるどころか、さらに拍車がかかっている状況ということになります。自民党の代表質問で外山議員から質問がございましたが、今回は、改めて、企業経営者であります島原俊英教育委員長にお尋ねいたします。高卒の県内就職率が低く、流出が続いていくこの現実をどのように捉えられているのか、感想をお聞かせください。代表質問ともダブリがあるかと思いますが、よろしく願いをいたします。

**○教育委員長（島原俊英君）** 今回、高校生の県内就職率が最下位であったことは、今後の地域経済の担い手が流出していることを意味し、教育界、産業界の両方に携わる者として重く受けとめています。私は先日、県内就職率が高い、愛知県と岐阜県の産業系高等学校を視察しました。話を伺う中で、企業の高度熟練工が学校で実技指導を行うなど、企業が学校の教育活動に積極的に、しかも幅広くかかわっておられ、このような活動を通じて、学校と企業との信頼関係が築かれ、教師や生徒・保護者が地元の企業のすばらしさについてしっかりと理解できていることに感銘を受けました。本県におきましても、学校と企業や行政、地域が一体となって、高校生に地元企業の魅力や地元で働くよさを伝える取り組みを広げていくことが、強く求められていると感じています。

**○蓬原正三議員** ありがとうございます。行政と企業等々が一体となってということでもありますから、中小企業支援について行政の果たす意味は大変大きいと思います。

今の御答弁を踏まえて、次に移ります。中小企業にかかわる団体が3つございます。商工会連合会、商工会議所連合会、中小企業団体中央会であります。各団体ともいろいろ頑張っていると思いますが、マンパワー確保による事務局・指導体制の充実を望む声が大いわけあります。中小企業の支援を図るためには大変重要な団体組織であります。現状と今後について、マンパワーの充実も含めて各団体支援の基本的な考えをお聞かせください。商工観光労働部長、お願いをいたします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 商工会等は、地域経済を担います中小企業や小規模企業を支える大変重要な役割を担っていただいております。県におきましては、これまでも、経営指導員や経営・情報支援員の設置等に要する経費について支援を行っております。加えて、中小企業診断士の養成経費の補助や、合併予定の商工会への嘱託職員の配置など、職員の資質向上や負担軽減にも努めております。今後とも、商工会等が経営支援機関としての機能を十分に発揮できるよう、支援をしてまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 今までは序論でありまして、当たり前のことを聞いたわけではありますが、いよいよ、本題のメインであります小規模企業振興に関する条例の制定についての質問に入りたいと思います。小規模企業とは、従業員数20人以下、商業・サービス業にあつては5人以下の企業のことであります。3点ほど質問をいたします。

まず、小規模企業の現状についてどのように認識をされているのか、商工観光労働部長の御見解をお聞かせください。地域経済の活力の源として大きな役割を果たしながらも、近年の人口減少の中、大変厳しい経営環境に置かれていることは間違いありません。答弁をお願いします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 県内の小規模企業につきましては、今ございましたように、少子高齢化や人口減少の進展、さらには消費行動の変化等の影響を受けまして、年々数が減少しております。商工会等の調査によりますと、平成21年度に約4万5,000社であったものが、平成26年度には約4万1,400社となっております、8%の減少でございます。また、昨年度、中小企業振興条例に基づく取り組みの中で、県内各地域の小規模企業や商工会等の方々とも意見交換をさせていただきましたけれども、この中で、後継者問題や人材の不足、消費者ニーズの把握の難しさなど、さまざまな課題を抱えているということでありました。議員の御指摘のとおり、県内の小規模企業は、総じて厳しい経営環境にあると認識しております。

**○蓬原正三議員** そういう中、昨年6月、「小規模企業振興基本法」が成立をいたしました。この法律は、アベノミクスによる景気の好循環を日本全国に浸透させ、地方に強靱で自立的な経済を構築するためにも、雇用を支え、新たな需要にきめ細かく対応できる小規模企業の役割が重要との認識のもと、制定されたもので、その振興の基本原則として、既存の法律、中小企業基本法の基本理念である「成長発展」のみならず、技術やノウハウの向上・安定的な雇用の維持等を含む「事業の持続的発展」を位置づけているところに大きな意味がございます。端的

に申せば、中小企業基本法は比較的大きな企業に焦点が当てられており、多くの小規模企業にとっては縁遠い法律となっていたというわけがあります。小規模企業振興基本法の制定をどのように評価しておられるのか、商工観光労働部長の御見解をお聞かせください。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 県内企業の約9割を占めます小規模企業は、地域の経済社会や雇用を支える存在として重要な役割を果たしますとともに、新たな産業の創出等、経済活力の源泉ともなっております。県におきましては、これまでも商工会等を通じて支援を行っているところであります。

このような中、今ございましたように、昨年度、小規模企業振興基本法が制定され、ビジネスモデルの再構築など、小規模企業が持続的に発展するために、みずからが取り組むべき方向性が示されますとともに、国や地方公共団体、商工会等が相互に連携・協力して、小規模企業に光を当てて、必要な施策・事業に取り組むこととされたところであります。県といたしましては、県の目指す地域経済の循環にとって小規模企業の果たす役割は大きいことから、法の趣旨に沿って、今後とも、小規模企業の持続的発展に取り組んでまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 核心に入ります。小規模企業振興に関する条例の制定についてであります。本県の中小企業振興条例は、知事の公約をもとに、平成25年3月に制定されました。この条例は、中小企業基本法の基本理念である「成長発展」を基本とした条項はありますが、小規模企業振興基本法の基本原則である「事業の持続的発展」という考えは明らかになっておりません。小規模企業については、「小規模企業の経営状況に応じ、必要な考慮を払うものとする」

との配慮規定があるだけであります。また、小規模企業振興基本法では、「地方公共団体は、小規模企業の振興に関し、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を要する」と規定しております。これを受けて、新潟県では新しく条例を制定しており、また、熊本県では既存の条例を大幅に改正するなど、全国的に条例の制定や見直し、及びその検討が進められております。地域の活性化、地方創生のためには、小規模企業の振興は不可欠であります。本県においても、小規模企業振興基本法の基本原則である「事業の持続的発展」を位置づけるほか、その施策について5年間の基本計画を定め、政策の継続性、一貫性を担保し、報告・評価する仕組みなどを取り入れた、小規模企業の振興を図るための条例の制定または既存の条例の改正、どちらかを行う必要があると考えますが、商工観光労働部長の御見解をお聞かせいただきたいと思っております。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 本県は、先ほどお話にありましたように、事業所の99.9%が中小企業であり、さらに88.1%を小規模企業が占めております。平成25年4月施行しました宮崎県中小企業振興条例は、これら多くの小規模企業を含みます中小企業の振興施策の基本方針を定め、さらに、県の責務として、特に小規模企業への配慮を規定したところであります。この条例に基づき、経営革新や販路開拓、さらには事業承継など、小規模企業が抱える諸課題に対応する取り組みを行ってまいりました。現在、中小企業の振興を核とした産業振興をより一層戦略的に実施するため、産業振興戦略を策定中ではありますが、この中で、小規模企業振興に関する施策についても、より実効性あ

るものとするよう検討を行っているところであります。このような中で、小規模企業振興基本法の趣旨を踏まえまして、条例につきましても、改正する方向で検討を進めてまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 明快な回答をいただきました。ありがとうございます。改正する方向で検討を進めてまいりたいということですので、後は2月になるのでしょうか、上程されるのを楽しみにしておきたいと思っております。先ほどもありましたが、県内の4万1,000社、小規模企業の皆さん、大変お喜びになるんだと思っています。これは全国的なうねりでありますから、本県がぐずぐずしていると、ほかの県は全部できてしまうわけで、もし明快な答弁がなければ、ずっと再質問を知事にするつもりでおりますが、知事にする必要もなくなりましたので、次に移ります。

国の中小企業施策の目玉予算、ものづくり革新事業補助金について伺います。これは、平成24年度補正から措置されたもので、47都道府県の中央会が総力を挙げて実施しており、使い勝手がいいと高い評価を受ける補助金であります。これまでにない、企業への直接支援を行うもので、1企業当たり3分の2以内、1,000万円または1,500万円を限度としており、本県は、3カ年累計採択281企業、補助金額合計26億円、九州・沖縄では採択企業数3番目と聞きました。これまでの成果と今回の公募状況についてお聞かせください。商工観光労働部長、お願いをいたします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 国のものづくり革新事業につきましても、これまで多くの企業で活用されておりますが、今年度の2次公募には201件の応募がありまして、九州内では

福岡県に次ぐ2番目の数であったと伺っております。この事業を活用しまして、県内企業は前向きに設備投資を行っており、今後、新商品開発や生産性・技術力の向上が図られると期待をいたしております。具体的な事例といたしまして、医療機関向けのオンリーワンの技術である特殊ラベルの開発に成功し、全国の多くの医療機関から受注の打診が相次いでいる事例、また、缶詰たくあんの生産プロセスの強化や植物工場への移植ロボット導入など、各企業の積極的な取り組みが行われており、今後の事業拡大に期待をしているところでございます。

**○蓬原正三議員** ほかにもいろいろ成功例があるのではないかと思います。また反面、機械は入れたけれどもうまくいっていない、そういう部分もあるのではないかと思います。後は、細かいところは委員会のほうで行いたいと思います。

次に移ります。前述の富士市産業支援センター「f-Biz」は、大きな成果を上げておりました。果たして本県はどうなのか。とても気になるところであります。本県のよろず支援拠点、開設して1年になるわけですが、1年間の相談実績と支援事例、さらには、産業振興機構が支援した事例について、井上議員からも先ほど似たような質問がございましたが、商工観光労働部長、お聞かせください。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** よろず支援拠点は、国の委託を受けまして産業振興機構が開設した、経営に関する相談窓口で、県内に3カ所のサテライトも設けまして、年間1,776件の相談を受けております。利用者からは、その9割が「満足している」との調査結果も出ております。これまで、例えば、一時閉鎖しておりました温泉施設のレストラン部門について、地

元商工会議所と合同で支援を行った結果、再開に至り、好調であるというふうな事例もございます。産業振興機構におきましては、このよろず支援拠点のほか、研究開発や取引支援、金融サポートなど、さまざまな支援を行っておりますが、中でも、SPGを活用した地ビールの常温流通システムの開発や、キャビアのオリジナル製造技術など、地域資源を活用した本県ならではの商品開発を数多く支援してきているところでございます。県といたしましては、今後とも産業振興機構と連携し、企業のニーズに即したきめ細かな支援を実施することによって、中小企業の振興を図ってまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** これも先ほどと同じであります。産業振興機構、そしてこの「f-Biz」、必ず成果を出していただかないといけないわけでありまして。参考事例は氷山のほんの一角かなとも思いますが、また委員会のほうで深く掘り下げて質問はしたい。きょうは、言うならば頭出しにしておきたいと思っております。

次に移ります。クルーズ船についてであります。

政府観光局は、先月、1月から7月に日本を訪れた外国人旅行者が1,105万人だったとの推計を発表いたしました。昨年同期に比べ約50%の増加で、1,000万人突破は3年連続。円安が続いていることや、航空路線の拡大、クルーズ船の寄港増などが増加の要因との報道であります。訪日客を国・地域別に見ると、中国が昨年の2倍の断トツで1位、2位以下は、韓国、台湾であります。一方、日本銀行福岡支店の発表では、九州・沖縄を訪れた外国人旅行客の消費総額は、前年比、何と76%増の約2,400億円、クルーズ船の寄港実績が消費額を押し上げたと分析

してあります。本県も、ことしから、クルーズ・LCC元年推進事業で取り組みを開始し、これまで、6月29日の「コスタ・ビクトリア」号を初め、国内船2船を加え、計5船が入港いたしました。私も、7月7日の「ボイジャー・オブ・ザ・シーズ」を見にまいりましたが、一言で言えばその姿は壮観、夕闇が迫る中、花火に見送られ出港する姿も、これまた例えようのない穏やかな美しい風景でありました。本県のこれからのクルーズ船来港の増加に期待は大きく膨らんだわけではありますが、まずは先進地博多港の実態を調査すべきと思い、先日、福岡市港湾局クルーズ課で担当者の話を伺う機会を得ましたので、そこでの話を参考にしながら、本県のクルーズ元年事業が、その名のとおりに、ことしを元年として、次年度に向けて来港実績をふやし、意図するところの経済効果が十分に上がることを願いつつ、以下、数問の質問をいたします。これまでの質問との重複はできるだけ避けたいと思います。

1番目、博多港入港時の経済効果、1億円から2億円と聞きました。大都市とは商業環境も大きく異なるわけではありますが、本県の場合、その経済効果についてどのように考えておられるのか、商工観光労働部長の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** クルーズ船の受け入れは、海外から一度に多くのお客様が訪れ、ショッピングや飲食などをしていただくことで、相当の経済効果があると考えております。このため県では、寄港に伴う経済効果を把握するために、8月に細島港と油津港において3回、寄港に伴う消費動向に関する調査を実施いたしました。調査結果につきましては、現在、集計中でありまして、その後、分析を行いた

いと考えております。なお、日南市からは、7月に寄港した13万トン級クルーズ船で、お土産や飲食などの直接的な消費額だけで約4,000万円であったと伺っております。

**○蓬原正三議員** バットを振ってみて、ボールに当たって、何メートル飛んだかは後ではかろうというような話だと思うんですが、こういう経済的な事業なり活動をするときには、やはり前もってほかの事例等を参考にしながら、ある程度のもくろみ、目算、見積もりはしておかれてしかるべきじゃないかなと思います。回答については徳重議員と全く同じでありましたけれども、私の視点は少し違うところございました。

次に移ります。1,000人近いクルーズ船乗組員への対応について伺います。福岡市の場合、ほとんどの観光客はキャナルシティに向かいます。なぜなら、そこにラオックスという中国系の店があり、旅行社がそこに案内するからであります。キックバックの存在の話も聞きます。地元の経済効果にはやや疑問ありと感じた次第です。乗組員の場合、接岸時は仕事はオフ、訪問回数も多いために街の情報には詳しく、自由に行動し、高額な買い物もし、おいしい裏町のラーメン屋もよく知っているということです。つまるところ、乗組員のほうが地元への経済効果は高いとの言葉も耳にしたところです。経済効果を高めるためには、乗組員への対応も大変重要と考えます。本県の取り組み状況について、商工観光労働部長の御見解をお聞かせください。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 16万トン級クルーズ船の場合、通常、約4,200名の乗客とともに、約1,500名の乗組員が乗船をしております。乗組員は、世界各地の寄港地を何度も回り



ながら、各地の評判を広めていくと考えられます。その寄港地に関する評価は非常に重要でございます。そのため、特に乗組員から需要の高いW i - F i 環境について、地元日向市や日南市が、岸壁などに無料のW i - F i スポットを設置し、利便性の向上を図っております。また、乗組員の購買力を取り込むため、日向市や日南市が無料のシャトルバスを運行し、日用品やお土産を買い求める乗組員を市街地に誘導しているところであります。今後とも、地元自治体等と連携を図りながら、受け入れ環境等の充実強化に努めてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 次に移ります。博多港の平成27年1月から12月までの寄港予定283船、来年の岸壁予約状況400船超と聞くと、つつい本県への寄港に対して過大な期待をしている自分がございます。よくよく考えれば、またお話を聞いてみると、本県は、細島港、油津港ともに貨物港であります。専用岸壁を持ち、10万トン級2船、2.5万トン級1船同時接岸可能な博多港とは、比べること自体無理な話ではありますが、本県の場合、大型クルーズ船が接岸可能な日数、どれだけ接岸できるキャパがあるのか、年間何日ぐらいあるのか、知りたいところであります。県土整備部長の御見解をお聞かせください。

○県土整備部長(図師雄一君) 大型クルーズ船につきましては、油津港で16万トン級まで、細島港で7万トン級まで受け入れを行っているところがございます。貨物船などの利用がなく、大型クルーズ船が接岸可能な日数につきましては、年により変動がございますが、平成26年の実績で申し上げますと、油津港が174日、細島港が149日でございます。

○蓬原正三議員 今、本県の接岸可能な日数

を、油津港174日、細島港149日とお聞きしました。100日を超えておるんですね。経済効果に大きな期待を持たせるクルーズ船の寄港でありますから、当然、今後の本県へのクルーズ船の寄港回数については、年次的に目標を設定して、知事のトップセールスなりの誘致活動を展開すべきと考えます。県としては、どのような目標を設定して今後の誘致活動を展開されるおつもりなのか、お聞かせいただきたいと思っております。商工観光労働部長、お願いをいたします。

○商工観光労働部長(永山英也君) クルーズ船の誘致につきましては、クルーズ船が年々大型化する中、受け入れ可能な港の規模やファーストポートなどの課題があります。このため、先般策定いたしました宮崎県観光振興計画においては、こういった課題や過去の寄港実績を考慮し、国外からのクルーズ船の寄港目標回数を、平成26年の4回から平成30年に20回と設定したところであります。一方、先日、上海の大手クルーズ船運航会社からは、来年、油津港に16回寄港したい旨の話を伺ったところであります。まずは、しっかりと寄港実績を重ね、早期にこの目標を達成したいと考えております。本県には、より多くのクルーズ船を受け入れられる可能性があります。関係機関と連携を図りながら、課題の解決に向けて積極的に取り組みますとともに、さらなる誘致促進に努めてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 このことについては、一通り質問が終わってからまた後で意見を申し述べ、私も委員会の委員でございますから、その場で詳しくはやりたいと思っておりますが、100数十日に対して20回ですか。既におおむね16回は寄港したいという旨の回答をいただいている。あと4回、2年でやればいいわけですから、余り驚く

ような目標ではないなと思いますし、もともと経済効果を期待しているわけですから、後で述べますけれども、頑張っていたかかないと、ちょっと期待外れに終わるんじゃないかと思えます。そう思いながら次に移ります。

油津港において、16万トン級クルーズ船を受け入れるために、昨年度実施した港湾施設整備費はどれだけだったのか、お聞かせください。経済効果を第一の目的とする事業でありますから、費用対効果の観点も大変重要なことでもあります。県土整備部長、お願いをいたします。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 油津港における大型クルーズ船受け入れのための施設整備につきましては、貨物船が利用する既存岸壁を有効活用し、貨物船が接岸する際にも支障とならないよう、施設の一部を取り外し可能なものとする工夫を行うなど、コスト縮減に努め、昨年度に整備を行ったところでもあります。具体的には、船が接岸する際にクッションの役割をする防舷材や、船のロープを岸壁につなぐ係船柱の整備を行い、その整備費は約1億1,000万円です。

**○蓬原正三議員** 1億1,000万、意外と思ったよりも少なかったなと正直思っています。来年度の国への施策・予算に対する提案・要望書によると、油津港を検疫港に指定し、外航クルーズ船がファーストポートとして寄港できるようにするとあります。ファーストポートになった場合、誘致を図る上でどのようなことが期待できるのか、商工観光労働部長の御見解をお聞かせください。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 現在、大型クルーズ船が寄港するコースとしましては、ファーストポートの条件を満たしている博多や長崎といった日本海側が中心となっております。

そのような中、油津港は、九州の太平洋側で唯一、16万トン級のクルーズ船が入港できる港であり、太平洋側を中心にさまざまなコース設定を行いたい大手クルーズ船運航会社からは、地理的優位性が高いと評価をいただいております。このため、油津港がファーストポートになることで、クルーズ船誘致の大幅な増加が期待できると考えております。県としましては、ファーストポートとなるために必要な油津港の検疫港指定について、国にかねてより要望をしているところでありますが、今後とも粘り強く働きかけてまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** ぜひ頑張っていたきたいと思って、今ここで質問しているわけですが、福岡の場合、入国審査にかなり労力を傾注いたしまして、3,800人来て90分で入国審査は終わるんだそうであります。そのために建屋までできて、待合室と入国審査と出国審査を行う施設ができているわけですが、この時間短縮は、ファーストポートにした場合の絶対的条件だという話でございまして、これが18ブースで90分です。だから、これがもし9ブースだと3時間、6ブースだと4時間半。実質10何時間しかおられないのに、ここに物すごく時間を食っていると、そのお客さんたちはもう二度と来ないということになるわけですから、このところにも十分な国との打ち合わせが必要なんじゃないかと感じた次第でした。

余談なことながら、大変両替機をおもしろがるんだそうであります。両替機が数十台置いてあって、これを日本円にかえて皆さん大変喜んでいるということでございます。必須アイテムのようでした。

次に移ります。国においては、地方にある免税店を2020年までに2万店にふやすという目標

を立てており、先般も、観光庁が、訪日外国人旅行者向けの消費税免税制度の拡充を、来年度税制改正要望に盛り込む方針を固めたとの報道がございました。民芸品など少額の買い物でも免税を受けられるようにし、地方の免税店拡大を後押しするためとあります。クルーズ船寄港に期待する商工業者等から、免税店設置を希望する声も耳にしております。クルーズ船効果をあまねく県内に行き渡らせるためにも、免税店をふやすべきと考えますが、商工観光労働部長の御見解をお聞かせください。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 外国人旅行者の増加や免税対象の拡大により、県内の免税店は本年4月1日現在で68店舗と、昨年4月時点の10店舗から大きく増加し、その後もさらにふえつつある状況にございます。クルーズ船を誘致する上で、免税店をふやし、外国人にとって購買環境が整った魅力ある観光地として本県をアピールし、その消費を取り込むことは、地域経済のために大変重要でございます。このため、県におきましては、事業者等を対象にした説明会を実施しているほか、今年度からは、免税手続がスムーズに行えるよう、機器類導入に対する補助や多言語パンフレットの作成を行っております。今後とも、本県を訪れる外国人旅行者の消費をしっかりと取り込むため、免税店の拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** いろんな相談も出てくるかと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたしたいと思っております。

物事には、プラスの面もあれば負の側面もあります。博多港では、行方不明者が3人発生したそうであります。部屋には荷物は残っていなかったと聞きました。さまざまな事態が想定さ

れるわけでありますが、クルーズ船からの行方不明者が発生した場合の対応について、警察本部長、お聞かせください。

**○警察本部長（野口 泰君）** 現在のところ、県内において、クルーズ船の乗客が行方不明になった旨の届け出は受理しておりません。そのような事案を認知した場合には、行方不明者としての届け出を受理し、全国に手配を行い、発見活動を行います。仮に、当該行方不明者が法に触れる行為を行った場合には、厳正に対応していくこととなります。

**○蓬原正三議員** 基本的には、本当は、心配すればテロのこととかいろいろあるわけですが、この場合は、法に触れない限りにおいては事故対応しかないということのようですね。ありがとうございました。

先ほどの接岸能力100数十日に対して目標20回についてであります。意見をちょっと申し述べておきたいと思っております。外貨を稼ぎ、県内経済循環システムを構築するというのは、知事の公約でございまして、外国クルーズ船はまさしく、この上ない外貨獲得の手段であると思っております。しかしながら、先ほど申しましたように、接岸能力と誘致寄港目標数に余りにも差があり過ぎると私は考えます。ことしは元年ということを考えても、この差を早く埋めていく努力をすべきだと思いますし、そのためには、しっかり年次的に目標を設定してその努力をしていくべきではないかと思っております。

きのうの新聞に日南市の例が載っていたということでございます。別にそれをパクっているわけじゃないんですが、専用職員を組織的に配置して、それはこの県庁ではなくて福岡事務所がベターなのではないか。午前中は、香港事務所とかそういう話もありましたけど、専用の職

員を福岡事務所に置くことがベターなのではないかなと。先ほど申しましたが、福岡には来年、400以上の船が来港するわけで、毎日のように来ています。予約状況も一覧表を見せてもらいました。その分、情報も多いわけだし、福岡市港湾局から得られる情報も大変多いのではないかと思います。

それと、知事は、クルーズ船運航会社にトップセールスに行かれたということですが、これも聞いてみますと、旅行社も、訪問地を決める場合に大きなキーパーソンだということになります。例えば、1船1社旅行社が入っている場合もあれば、1船3社入っている場合もあるということをごさいますて、言うならば、クルーズ船会社はバス会社みたいなものかなと。宮交を考えればわかるわけですが、バスを持っていて自分のところで観光旅行もやる。そして後は、旅行会社がそれぞれ宮交さんからバスをチャーターしてあちこち行く。こういうことと同じだろうと思ってまして、旅行社へのセールス、企業風に言えば営業も欠かせないんだということを教えていただきました。

博多では、クルーズビジョンというのをつくってまして、この中でうたっていることが、オールジャパンを言っています。オールジャパンで取り組もうよということですから、福岡市あたりとうまくタイアップして、表現は悪いんですが、おこぼれ、博多をまず第1ポートにしてセカンドポートでこちらに来ていただくということのほうが——ファーストポートを否定するものではありません。太平洋のほうに延びていくわけですから、否定するものではありませんが、セカンドポートとしてやることに大変意味があるんじゃないかなと思ったので、後は委員会でやりますけど、将来目標を設定し

たビジョンをしっかりとつくったほうがいいのではないかと。

しかも、セールスをかけて効果が出るまで3年かかるそうです。だから、今から一生懸命頑張って——クルーズ船船籍会社、旅行社に働きかけて3年先に効果が出るわけですから、今から早く始めないと効果は出てこないということですが、1つだけ地理的な条件が宮崎県はいい部分があります。関門海峡はどうなのかと聞きましたら、我々にとってはラッキーなんですが、残念ながら、関門海峡はクルーズ船は通れないんだそうです。もしあそこを通れるとすれば、博多から来た船は、全部広島から大阪のほうに行ってしまうでしょうということでした。そういう意味での地の利も得ているわけですから、ぜひ頑張っていたきたいということをお願いして、次に移ります。

災害対策について。広島市北部で75人が犠牲になった土砂災害から1年。死者13人、負傷者26人、住居の全半壊4,517戸、被害総額約1,288億円と、本県に甚大な人的・物的被害をもたらした2005年台風14号から10年が過ぎました。温暖化の影響で台風も大型化、雨の降り方もかなり変わってきました。我が国の年間降水量は約1,700ミリと世界平均の2倍と多い上に、1時間降水量50ミリや80ミリを越す大雨の発生回数は年々増加しております。10年前の台風で、私は、自宅から約500メートル離れたところに住むいとこ夫婦を失いました。台風が過ぎてほっと一安心したところを、一瞬のうちに裏山の土砂が襲ったのであります。急傾斜地崩壊危険区域で防護擁壁も設置してある場所でありました。二度と土砂災害による死者を出してはならないとの思いを込めて、いとこへの鎮魂歌のつもりで、以下、質問するものであります。

土砂災害防止法の規定では、県は基礎調査を行い、警戒区域と特別警戒区域を指定するものと規定。また、昨年11月の法の改正では、基礎調査の結果公表が義務づけられたと聞いております。報道によると、本県は、調査・指定ともにおこなわれているとの指摘がございます。本県の土砂災害に対する取り組みの現状について、基礎調査と土砂災害警戒区域等の指定状況もあわせてお聞かせください。また、調査・指定の作業完了見通しについてもお願いいたします。県土整備部長、お願いいたします。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 土砂災害に対しましては、災害履歴箇所や要配慮者利用施設などがある箇所について、砂防施設等の整備などハード対策を行うことにより、被害の軽減に努めているところであります。しかしながら、近年は、雨の降り方が局地化・集中化しており、甚大な土砂災害が頻発していることから、県民がみずから適切な避難行動をとれるように、市町村等とともに啓発活動にも努めているところであり、小中学生を対象とした土砂災害防止教室や、地域住民を対象とした講座などのソフト対策の取り組みを進めております。また、県といたしましては、危険な箇所を周知するために、地形などの基礎調査を行い、土砂災害警戒区域等の指定を進めております。これまでに危険箇所として想定している約1万2,300カ所のうち、基礎調査については約7,000カ所が完了し、区域の指定については約3,400カ所の指定が完了しております。この基礎調査は平成31年度までに、また、区域の指定は平成33年度までに完了させることを目標として取り組んでいるところであります。今後とも、ハード、ソフト一体となった対策を進め、土砂災害から県民の生命を守るよう努めてまいります。

**○蓬原正三議員** あと調査に5年、指定まで7年ということのようでございます。できるだけ前倒しでできるようにお願いをいたします。

先週、関東・東北地方は大雨による大災害が発生いたしました。これが夜だとしたら、人的被害はさらに拡大したものと思われれます。大雨警報等の発表と住民の避難のあり方が被害回避の大きな鍵を握るとの専門家の指摘でございますが、本県はどのように対応しておられるのか、お聞かせください。

**○危機管理統括監（金丸政保君）** 災害が発生し、または発生するおそれがある場合、市町村は、住民に対して避難勧告または避難指示を発令し、テレビや防災無線、緊急速報メール等のさまざまな方法で伝達しております。県では、避難勧告等の発令に当たっては、危険の切迫する前に十分な余裕を持って、空振りを恐れずに行っていただくよう、いろいろな機会を通じて市町村に助言を行っております。また、県民一人一人が気象情報に留意し、市町村から避難勧告等が出された場合には、速やかに避難するとともに、ふだんから避難経路や避難所を確認しておくなど、日ごろの備えをしていただくよう啓発しております。今後とも、お話にありました本県における10年前の災害、また各県でも大規模災害が相次いでおりますので、こういった事例を教訓、また参考にしながら、災害から県民の命を守るよう努めてまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 絶対に人的被害を出さないという強い決意のもとでお願いしたいと思いません。

最後になります。10年前の台風では、大淀川流域の宮崎市街地などにおいて浸水、それも夜。死者は出なかったものの、大変な避難騒ぎ

がございました。異常降雨が常態化しつつある近年のこうした降雨に対する洪水対策について、県土整備部長の御見解をお聞かせいただきたいと思っております。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 河川整備につきましては、過去の降雨や被害の実態等を考慮して、河川ごとに一定規模の整備計画を定め、河川堤防の設置や河川の幅を広げるなどの整備を段階的に進めているところでございます。しかしながら、近年、雨の降り方が局地化・集中化する中、大規模洪水から住民の生命を守るためには、ハード対策だけでは限界があり、住民が迅速に避難するための河川情報の提供など、ソフト対策が大変重要であると考えております。このため県では、避難勧告等を発令する市町村や地域住民に対し、河川の水位や映像並びに雨量の情報を、インターネットなどを通じて、的確でわかりやすく提供するなどの取り組みを行っているところであります。今後とも、県民の生命や財産を守るため、市町村はもとより、国などとも連携を図りながら、ハード、ソフト一体となった洪水対策に積極的に取り組んでまいります。

**○蓬原正三議員** ハードによる対策は限界があるということをお県民の方にもわかっていただかなければいけないんだろうと思っております。私のいとも、裏山にはちゃんと擁壁があった——あったがための油断だったかもしれませんが、だからつくってはいけないという話ではないんですね。だから、今のように早期に避難する、空振りでもいいから早く逃げるといった意識があれば助かっていたんじゃないかと思っておりますけど、もう10年たちました。よろしくお願ひしたいと思っております。

そして次に、最後になります。1問だけで

す。知事をお願いします。各団体・地域要望対応についてです。今の時期になると、各自治体や議長会、団体等から県に対してさまざまな要望が寄せられます。毎年同じ要望が繰り返されるものもあり、予算の都合もあるとは知りつつも、時折むなしくなるときもございませう。このようなさまざまな要望に対し、どのような対応をされているのかお聞かせください。知事をお願いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 市町村・団体等から県に寄せられた要望は、それぞれの現場、またそれぞれの実情を踏まえた切実なものであるというふうにとらえておるところであります。私が直接対応できないものも含めて全て目を通して、担当部署に対応を指示するとともに、国の施策に係るものについては、本県単独で、あるいは全国知事会等を通じて、適宜、国に要望を行っているところであります。今後とも、私の政治姿勢であります「対話と協働」に基づきまして、こうしたさまざまな声に耳を傾けながら、県政に取り組んでまいりたいと考えております。

**○蓬原正三議員** 以上でありました。小規模企業に関する条例については、改正でやっていただくということの判断を素早くしていただいたことを評価し、そしてもう一つは、クルーズ船については、接岸能力と目標に大きな差がありますよということを強く指摘して、質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

**○星原 透議長** 次は、高橋透議員。

**○高橋 透議員〔登壇〕**（拍手）本定例会最後の質問になりました。中山間地選出、日南選挙区選出の高橋透でございます。

「政治はアートなり、サイエンスにあらず」、坂本龍馬が海援隊を組織したときの腹

心、明治政府の外務大臣、陸奥宗光が伊藤博文に送った手紙にある言葉でございます。政治は、理屈や理論ではなく、職人芸のわざの世界。つまり、どんなに正しい理屈を言っても、実現しなければ政治にならない。実現させるわざこそが政治であるということでもあります。私は、憲法違反の集団的自衛権の行使を何が何でも押し通そうとする安倍政権の奥の奥に潜むわざを疑心暗鬼するものであります。「政治はアートなり、サイエンスにあらず」、アートは多様性を秘めています。私たちが暮らす社会は意見の違う人々の集まりです。政治は、多様性を受け入れ、最終的には最大公約数で決断する。もちろん国民の声を聞いた上でのことでもあります。国民の6割以上が反対する安保法案が、今夜、もしくはあす以降にも強行採決されるかもしれません。数の力で暴走する安倍政権は、何かしらサイエンス的に映ります。翻って、我が宮崎県議会は少数意見、会派にも配慮する議会運営で、その一員たる議員であることに誇りを持つものであります。多少の意見の違いはあれど、県民の暮らしと福祉の向上への思いは同じです。共通する課題には力を合わせて取り組んでいく決意を申し上げ、質問に入ります。

まず、新しい「ゆたかさ」創造プログラム評価結果についてであります。有識者でつくる県総合計画審議会は、先月19日、知事1期目のアクションプランの目標値の達成状況について外部評価をまとめ、知事へ答申が出されました。192項目のうち7割の142項目で、おおむね達成と判定されました。この評価結果について、知事の所見を伺います。

後は質問者席で行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

今回の政策評価は、昨年度が前のアクションプランの最終年度でありましたことから、アクションプランの策定時に設定しました目標値の達成状況について、総合計画審議会から客観的な評価をいただいたところでもあります。その結果については、今御指摘いただいたところではありますが、おおむね達成というようなところで、一定の手応えを感じておるところであります。政策評価において成果があらわれていないとされた項目につきましては、真摯に受けとめ、改善を図りますとともに、目標を達成したとされる項目につきましても、それで安心をすることなく、さらに高い目標を設定し、その達成に向けて努力していく姿勢が重要であると考えております。例えば企業誘致の数値なども、そのような思いで取り組んでおります。新しいアクションプランにつきましても、こうした考え方に基づいて策定し、またその達成に向けて努力をしてまいりたいと考えております。以上であります。 [降壇]

○高橋 透議員 ありがとうございます。

評価結果について、少し現実と違うところがあるんじゃないかという項目が何点かありますが、時間の都合で2点ほど指摘をさせていただきます。プログラムの中に「県内経済、県民生活の回復」があります。目標値はおおむね達成しており、一定の成果が上がっているとなっています。これは日銀短観の調査結果に基づくものであって、会社側が「景気が悪い」と答えた数よりも、「景気がよい」と答えた会社が18ポイント上回っているというものであります。ただ、給与所得者の現実はどうか、疑問なんです。私の周りに、「景気がよくなった」とか「給料が上がった」という声を余り聞かないんです。そうであれば、労働分配率に問題がある

のではないかとということを考えます。労働分配率の全国と本県の現状はどうなっているのか、商工観光労働部長にお尋ねします。

**○商工観光労働部長（永山英也君）** 県民所得全体に占めます賃金等の雇用者所得の比率であります労働分配率については、ことしの3月に出された平成24年度のデータが最新のものとございます。ここ数年で労働分配率が最も高い平成20年度と比較をしますと、全国が20年度に71.6%に対し、本県は70.0%、24年度は全国が70.1%に対し、本県は64.4%となっております。現在、県内経済の好循環を生み出すため、本県の強みであるフードビジネスなどを一層成長させるとともに、中小企業の振興や観光の再生など産業活動の活性化に取り組んでおりますが、その成果を県民の暮らしに反映させることが大変重要であります。県内経済の持ち直しの動きが続く中、これを経済の好循環につなげていくためには、企業収益の一定部分が適正に賃金に分配されますとともに、成長のための設備投資に向けられることが必要であります。今後、さまざまな機会を捉えて、企業や経済界と意見交換をしてみたいと考えております。

**○高橋 透議員** 分配率は広がったということがわかりましたが、要は収益の一部がしっかり分配されることが大事であって、その働きかけをお願いしたいと思います。

それともう一点、「地域発」産業創出・雇用確保の「産業人材の育成と就職支援」、この内部評価もおおむね達成、一定の成果が上がっているとなっております。今議会でも質問がありましたように、高校卒県内就職率は全国でも最低です。先ほども出ました。離職率も改善されていません。県全体の景気につきまして、口蹄疫からの復興については着実に図られてきた

とは思いますが、暮らし、雇用隅々に照らし眺めたときに、底上げ感に乏しいと思います。知事の率直な認識を伺いたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 今回の評価につきましては、4年前に設定した後の特定の指標により評価をしたものでありまして、県内経済の状況を把握するためには、全国との比較など、幅広い視点から見ていく必要があるものと認識をしております。県内経済は、持ち直しの動きが続いているとされておりますが、都市部と比較しますと、景気の回復を実感しにくい状況にあります。口蹄疫からの復興についても、まだ道半ばであると考えております。このため、新たなアクションプランや地方創生総合戦略を着実に推進することにより、市町村とも連携をしながら、地域経済の底上げを図り、その効果を県内全域に届けられるよう全力を尽くしてまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** 本県は中小零細企業が99.9%です。そういう意味では、私は公務員の存在も大きいと思っているんです。その公務員の賃金も下げられてきた。多くは申し上げませんが、一時金もピーク時の1.35月下がっているんです。以前は3月に年度末手当というのがあったんです。0.55まで来ました。後ろにいらっしゃる議員も、5期以上の方はもらっているはずです。今はありません。そしてまた、市町村合併も進みました。県内の公務員の数を調べました。この10年で相当な数が減少しております。市町村で1,000人を超えているんです。県職員、これは教職員も含まれますが、1,500人弱減少しているんです。このことも県内の購買力を低下させた要因の一つだと思っています。臨時職員とか嘱託職員に置きかえられたところもありますが、浮いたお金はどこに行ったんでしょうか。



宮崎に来るはずのお金が来なかった。交付税措置する分もいっぱいありますから、そういう意味では非常に残念だなと思っています。

公務員の賃金がよく御批判をいただくことがあります。高いと反発するのではなくて、低賃金で働かされている労働者が、公務員よりも低いと反発する機運になる。そうならないと宮崎みたいな地方の景気はよくなれないと思っています。平成24年の数字ですが、本県の県民1人当たりの所得は、全国平均の77%なんです。東京の52%です。こういう状況だから、格差が埋まっていないから、景気の調査ではよくなりつつあるとか出ていますが、実態はそうだとすることを共有していただきたいと思っています。労働分配率を上げて給与所得者の懐を暖めて県民所得を上げていく、ここを何とかしていかないと……。地方創生を成功させる一つの鍵になると思うので、共有の認識をお願いしたいと思います。

次に移りますが、2030年までに人口の社会減を30%抑制、合計特殊出生率を2.07にして、2060年には人口80万人を維持するという計画になっております。合計特殊出生率の2.07は極めてハードルが高いと思いますが、この2.07をどのように達成していかれるのか、知事の決意を伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 本県は、温暖な気候と豊かな自然、温厚な県民性や強いきずなが残る地域社会など、安心して子供を生み育てられる環境が整っております。昨年度の合計特殊出生率1.69と、沖縄県に次ぐ全国第2位を誇っているところであります。このように恵まれた子育て環境を有する本県においても、2030年に向けた合計特殊出生率2.07、今の人口を維持するのに必要な水準2.07の目標達成というのは、決して

容易なものではないと考えております。しかしながら、今、地方創生が大きな課題となる中で、本県こそ、そのような数字も達成しながらしっかりと活力を維持していく、そういう目標を掲げるべきではないかという思いで定めるところでありまして、産業振興による雇用の創出や、結婚・出産・育児などライフステージに応じた切れ目のない支援、市町村や企業と連携した子育て環境の整備など、県民の子供を生み育てたいという希望をかなえられる県づくりに向けまして、あらゆる施策を総動員して、目標達成に向けて努力をしてみたいと考えております。

**○高橋 透議員** 隣の大分県は2.3を設定されています。極めて高いなと思いました。あの1.26ショック、覚えていらっしゃると思うんです。いわゆる全国の最低の特殊出生率なんです。このときに宮崎が1.48。ショックでしたから、その後、本気になって出生率を上げる施策を打ってきたわけです。ただ、2014年は全国の1.43が1.42になって、宮崎も1.72が1.69に下がりました。これはいろいろ見方はあるんでしょうけど、1.26ショックから押し上げてきたのは、団塊ジュニアが貢献したというふうに分析している県もあるんです。ただ、いかんせん1歳ずつ年をとっていきますから、団塊ジュニアがシニアに入りつつあるんです。そういう意味では、2.07は極めてハードルが高いと思うんですが、今答弁にありました、あらゆる施策を総動員してやっていくんだという決意ですから、覚悟を決めてしっかりと取り組んでいただきたいと思っています。

先日、朝のテレビを見ていましたら、「えっ」と思う報道を目にしました。東京都心で、5年後の東京オリンピック・パラリンピック

クに向けて、不動産会社などによる再開発競争が激しくなっているようであります。JR東京駅の八重洲口に1ヘクタールの敷地を再開発して、新たに3棟のビルが建設される予定になっています。そのうちの1棟が、地上61階、高さ390メートルと、東京タワーよりも高い日本一のビルをつくる予定です。土地の評価額を含めると、工事費1兆円らしいです。また、三井不動産、東京建物、同じ八重洲口にある2街区に、全国屈指の250メートル級の超高層ビルをそれぞれ建設予定とあります。総事業費6,000億円です。ビルには、オフィス、そして小学校も入居するというから驚きなんです。東京一極集中を是正するというで始まった地方創生なんです、それと逆行する東京の現状だなと思ってニュースを見ていました。知事の感想を伺いたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 私も東京出張します折、至るところでビルが建っている、例えば、都道府県会館の本県の事務所からすぐそばを見ておりましたが、大きなビル、ホテル、オフィス等が建っているというような状況を目の当たりにするわけであります。私は、考え方としては、東京というのは我が国の首都であり、世界と戦っていく上では、東京が魅力を高めていくということは非常に重要ではないかなと思う一方で、今、議員の御指摘がありましたように、地方創生というのが大きな課題となる中で、東京に人、物、金、情報が余りに集中をしていく。諸外国と比べてもその集積度が非常に極端な状況になっているのは、国土の全体の発展、また地域の活力の上で問題があるのではないかと、地方創生の取り組みが今なされておるところであります。東京は東京で、国全体を引っ張っていく集積に努めていただき

ながら、一極集中の緩やかな是正とともに、地方が活性化を図ることによって、国全体の活力を維持していく、また復活させていく、そういう取り組みが必要ではないかと考えておるところであります。

**○高橋 透議員** 今の知事の答弁、前半の部分は、一部は東京の発展を認めていると私は受け取ったんですが、そこはちょっと改めていかないと、若者をいっぱい東京に送り込んで、結果は特殊出生率全国最低でしょう、1.1。そういう減少を続けていくことで日本全体が縮んでいく。だから、今、全国を挙げて地方創生で施策を打って出ているわけですから、前半の部分は少し疑問を抱いたところであります。

先ほども言いましたけれども、高層ビルの中に小学校が入居する。非常に違和感を持つものですが、教育長はどう思われますか、お尋ねします。

**○教育長（飛田 洋君）** お尋ねにありました東京都の小学校につきましては、設置者である中央区が、地域住民の方々と対話を重ねられながら、その設置を判断され、地域の実態に応じた学校教育の一つとして選択された結果ではないかと思っております。その是非について、私はコメントする立場にはありません。ただ、子供たちには、自然の風を感じ、時には虫を追いかけ、素足で土を踏む、小さな自然に感動する、そんなことができたらいいなと思います。

**○高橋 透議員** さすが、我が県が誇る教育長の答弁でありました。やっぱり、コンクリートづくめの教育では五感は育たないと思っています。教育長の今のお話と同感であります。

そもそも地方創生が打ち出されたとき、施策に必要な財源は交付税とは別枠で措置されると思っていたんですが、そうではなかった。地方財

政計画総枠の中で措置をされています。新型交付金も期待をされましたが、ゼロが1つ足りません。今議会でもいろいろと質問が出ていたけれども、知事は答弁の中で、「交付金などが多いことにこしたことはないが、取り組みの成果を出すことが大事だ」と答弁されているんです。総務省出身知事、何か国に遠慮されているんじゃないかと受けとめたんですが、県の要望、施策にも盛り込まれていますし、多くの議員からもありました。財政力の弱い本県などは、交付税とは別枠で地方創生交付金を交付すべきということを、例えば人口150万以下の県などと連携して、強く提言を行うべきではないでしょうか、知事の見解を求めます。

**○知事（河野俊嗣君）** 今のコメントは、別に遠慮しているわけではありませんで、大変厳しい国の財政状況というものを、我々地方としても見据える必要があるのではないかということをお願いしているところでもあります。ただ、地方創生の実現に向けた方策の一つとして、民間資金も含め、ともすれば都市部に向かう資源の流れを地方に呼び込むこと、そして、それぞれの地域内でしっかりと経済循環させる仕組みというものが必要であると考えております。こうした地方共通の課題に対応するために、九州地方知事会でありますとか、若手の12県の知事で構成します「日本創生のための将来世代応援知事同盟」などに積極的に参画をし、地方が抱えるさまざまな課題について議論するとともに、国に対して提言を行っているところでもあります。今後とも、このようなネットワークも積極的に活用しながら、地方創生の実現及びその所要財源の確保に向けて、地方の声はしっかりと国に届けてまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** 若手の12県に限定をせずに、

国へ立ち向かう闘争態勢をぜひつくってください。よろしく申し上げます。

次に移っていきたいと思います。県立日南病院のヘリポート併設についてであります。日南病院は、御存じのように高台にありますから、津波被害は想定されていません。しかし、下のほうの周辺市街地は津波浸水が想定されず。当然、車の往来は不可能です。そのときに、重症患者が搬送される手段としてヘリコプターがあるわけですが、災害拠点病院として専用のヘリポートは有していません。ドクターヘリ等の利活用においてどのような対応を行っているのか、病院局長にお尋ねします。

**○病院局長（渡邊亮一君）** 今、議員が御指摘のとおり、県立日南病院につきましては、地域災害拠点病院に指定されておまして、ヘリポートの確保は大変重要と考えております。また、地域災害拠点病院の指定要件では、原則、敷地内にヘリポートを有することとなっているわけでございますけれども、それが困難な場合は、非常時に使用可能な離着陸場を近接地に確保することとされているところでございます。県立日南病院の場合は、敷地内へのヘリポート設置が物理的に困難でございます。したがって、現在は、ランデブーポイントに指定されております病院の北側の隣接地、これは市が所有している土地でございますけれども、そこを主に活用しまして、患者の受け入れや転院搬送を行っているところでございます。

**○高橋 透議員** 現在は県立日南病院の用地にはないんですけれども、隣にあるじゃないですか。日南市からただで借りて、舗装して専用ヘリポートとして。屋根をつけた、患者を搬送する専用通路もできると思うんです。ぜひ検討していただきたいと思っています。

次に移ります。観光振興対策です。

クルーズ船寄港について質問していくわけですが、先ほども、私の前に蓬原議員が、私の出番だったのに全て持っていかれました。質問する項目が非常に少なくなりますが、昨年度、大型クルーズ船を受け入れるために、岸壁に多大なお金を入れていただいて整備をしていただきました。おかげでこれまでに16万トン級が1回、13万トン級が2回来ていただきました。そしてまた、寄港の際の式典には、知事を初め関係部局の職員の方々にも来ていただいたところですので。また、きめ細かな御指導、御助言もいただいていることに、地元を代表して心から御礼を申し上げます。今後とも、クルーズ船の寄港をもっともっとという市民の声がありますから、さらなる御支援をよろしくお願ひしたいと思います。

1点だけ質問しますが、先ほどの蓬原議員の質問と関連するんですが、いわゆるファーストポートとしての寄港ができるように検疫港指定をできないかということです。それは基準があるんですね。県としてどのような取り組みを行っているのか、総合政策部長にお尋ねします。

**○総合政策部長（茂雄二君）** 検疫港の指定につきましては、厚生労働省により、対象船舶隻数、検疫区域の設定、感染症患者の収容、通関及び入国管理手続の4つについて基準が設けられております。これらの基準の中で、特に対象船舶隻数は、検疫港指定後に、検疫対象船舶の入港隻数が3年間にわたり、各年とも年間100隻以上見込まれることとされております。油津港につきましては、貨物船は一定の条件のもとファーストポートとしての寄港が可能となっておりますが、現時点では年間30隻程度となって

おり、この基準を満たしておりません。このため、県といたしましては、厚生労働省に対して、指定基準の緩和などを強く要望しているところであります。

**○高橋透議員** 先ほど蓬原議員の質問に対して、目標が20隻とかありました。県土整備部長は可能な日数は174日とおっしゃったと思うんですが、そういう意味では可能性としてはないわけではない。ただ、いろんな物流港でもあるから、そういった調整も出てきます。可能性はハードルを下げてもらえば出てくるわけです。それと、蓬原議員はファーストよりもセカンドというふうにおっしゃっていましたが、私はラストポートのほうがいいと思うんです。最後にお金をいっぱい使ってくれる。（発言する者あり）失礼しました。私の聞き違いでありました。ファーストポートも当然、指定の基準をクリアして入港してほしいんですが、どちらかというとラストポートが経済効果は大きいんじゃないかと言われています。お金を最後に使い切るらしいです。そのことも今後いろいろと検討していただきたいと思っております。

次に、農林水産業の振興であります。

まず1点目に、2月議会に質問いたしました、東京オリンピック・パラリンピックのビクトリーブーケ素材採用の取り組みについてであります。その後どのように取り組んでこられたのか、農政水産部長にお尋ねします。

**○農政水産部長（郡司行敏君）** 東京オリンピック・パラリンピックに向けましたビクトリーブーケ、いわゆる勝利の花束に本県産花卉が採用されることは、本県の花を全国にアピールする絶好の機会になると考えております。県では、ことし8月に東京で開催されました「第2回ビクトリー・ブーケ・デザインコンテスト」

に、本県産花卉を使用した作品を出展し、PRを行ったところでもあります。また、出展された他の作品について、どんな花が使われているのかとか、その利用方法等を調べて情報収集を行ったところでもあります。今後、オリンピック・パラリンピックが開催される夏場の時期に出荷が見込まれるキイチゴやホオズキ等について、安定した量と品質が確保されますよう生産振興を図りながら、本県産花卉の採用に向けて、引き続き生産者、関係団体一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 ありがとうございます。

今、御答弁いただきましたビクトリー・ブーケ・デザインコンテスト、東京で開催され、本県も出展をしたということですが、大会の位置づけと、本県の成績はどうだったんでしょうか。もう少し詳しく教えてください。農政水産部長お願いします。

○農政水産部長(郡司行敏君) このビクトリー・ブーケ・デザインコンテストは、東京オリンピック・パラリンピックへの機運や花と緑への関心を高めるため、昨年から東京都花き振興協議会が開催しているもので、ことしで2年目になります。ことしは出展数が95点で、東京都以外からは本県と高知県からの出展があったと聞いております。本県からはキイチゴ等を使った作品を出展いたしまして、上位作品に与えられます入賞という結果を得たところではありますが、このコンテストは多くの関係者が注目しており、実際のビクトリーブーケのデザインにも影響を与えるものと思われまます。県といたしましては、今後ともさまざまな機会を捉え、ビクトリーブーケの品質向上に努めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 ありがとうございます。

本県産花卉のビクトリーブーケ採用に向けていろいろな取り組みを想定するわけですが、宮崎版のビクトリー・ブーケ・デザインコンテストをぜひ開催できないか。いわゆるアピール力をつける取り組みになると思われまます。本県には123名のフラワーデザイナーがいらっしやるとお聞きしますから、その方々のレベルも向上していくものと思われまます。県の考えを伺います。

○農政水産部長(郡司行敏君) 宮崎版のビクトリーブーケコンテストについての御提案でございます。この件につきましては、候補となる花やそのデザインを幅広く見出す場となることが期待されますとともに、夏場に生産されます本県の花卉を、広く県民の方に知っていただくよい機会にもなると考えまます。県といたしましては、生産者、卸売市場、小売店、関係団体で構成いたします「みやざき花で彩る未来」推進協議会と連携し、県内でのビクトリーブーケコンテストの開催に向けて、前向きに検討してまいりたいと思ひまます。

○高橋 透議員 よろしくお願ひいたしまます。

次に、原木輸出と林業大学校について質問いたしてまいりまます。

原木輸出が大変増加をしているというふうにお聞きしますが、現在、日南市から産出される杉原木は、主に志布志港から積み出されています。志布志港の輸出は、聞くところによりますと、限界に来ているということですが、より近い油津港の利用が少ない理由を伺ひまます。

○環境森林部長(大坪篤史君) 原木輸出につきましては、最近の円安等にも後押しをされままして、中国や台湾など東アジア向けが増加しているところではあります。原木を輸出する場合

に、積み出し港には、集荷された原木を保管する広大なストックヤードや、中国輸出に必要な薫蒸のための用地が必要となります。志布志港のほうは、8ヘクタールもの広いストックヤードを有している、さらにその場で薫蒸もできることなどから、現在、県内、特に県の南部からの原木輸出につきましては、主に志布志港が利用されているところでございます。一方、油津港は、日南市周辺からの原木を輸出する場合には、距離的に近く、集積に有利な位置にありますが、ストックヤードの面積や薫蒸用地が不足すること等から、大量の原木を扱える志布志港のほうに主に利用されているものと考えているところであります。

**○高橋 透議員** 今お話がありましたように、油津港はストックヤードが狭いということですが、現実、今、油津港からも出ているわけです。油津港において、原木輸出をふやすためにどのような取り組みが行われているのか、お伺いいたします。

**○県土整備部長（図師雄一君）** 油津港は、県南地域の産業や経済を支える物流拠点として整備してきており、コンテナ貨物の輸送や木材チップの輸入など、計画的に利活用されております。このような中、近年、中国や台湾向けなどの原木需要の高まりに伴い、原木の輸出に対応した取り組みを行ってまいりました。具体的には、平成25年度から26年度にかけまして、輸出用原木を薫蒸するための敷地の舗装を行ったほか、コンテナと原木の荷役を効率的に行うため、埠頭用地の利用調整を行っているところでございます。この結果、原木の輸出量は、平成25年の約2,000立方メートルから、平成26年は約1万1,000立方メートルに増加しております。今後とも、木材関係者などの御意見も伺いなが

ら、港湾用地の有効利用を図るなど、油津港のさらなる活性化に努めてまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** 福岡の商社の方の話聞く機会がありました。油津港振興協会で講演をされたんですけれども、天候のこともあったかもしれませんが、納期がおくれたということがあったらしいんです。「そのためには、どこかではかす港がないとだめですよ」という話をされておりました。油津港もヤードが狭いから——今、1万1,000ですか——これ以上は余り期待できないと思うんですが、そういう意味ではヤードを広げないと受け入れが厳しいのかなということをおもったりします。そもそも港湾計画にあるわけですから、これからいろんな知恵を出して検討をいただきたいということを要望しておきます。

次に移ります。林業大学校の創設については、これまで複数の議員から質問がなされてきましたが、昨年度から「みやざき林業青年アカデミー」を開設されて、林業技術者の養成に取り組まれております。宮崎方式として他県から視察も多いと伺っております。このアカデミー事業が充実・発展した暁が林業大学校創設となるのでしょうか。環境森林部長にお尋ねします。

**○環境森林部長（大坪篤史君）** 本県では昨年4月に、「みやざき林業青年アカデミー」を県の林業技術センター内に開設しまして、年間200日を超える長期研修を始めたところであります。昨年の第1期生は5名全員が林業に新規就業し、今年度は8名が受講しているところでございます。

お尋ねの林業大学校につきましては、現在、全国で8府県が設置していると承知しておりま

すが、本県では、「みやざき林業青年アカデミー」の資格取得などの研修内容を充実・強化しながら、林業技術者の育成・確保に努めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 私の母校である酒谷中学校が、残念ながら来年3月で閉校になります。過日、日曜日に、最後となりました酒谷児童館・小・中学校合同運動会に、知事、そして教育長が激励に駆けつけてくださいました。児童生徒も地区民も大変な元気をもらいました。ありがとうございました。

その校舎跡地への林業大学校創設も、一つの候補地として考えていただければ幸いです。林業遺産に認定をされた飢肥林業の日南です。よろしく願いいたします。

次に、水産試験場の老朽化対策についてお尋ねをいたします。公共施設等総合管理計画の策定に向けた検討が始まりました。施設の長寿命化も検討されるとは思いますが、耐用年数を超え限界を迎えている施設もあります。水産試験場は平成21年に耐震補強されましたが、何せ昭和44年建築です。試験研究機関としての機能の維持・強化の支障となっていないのか危惧をします。漁業を取り巻く環境は、依然として厳しいものがあります。水産業における問題解決のために応用研究を行う水産試験場の果たす役割は大きくなっております。施設や試験研究機器の整備は今後どうなるのか、農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 水産試験場につきましては、耐震診断や劣化状況の調査結果などを踏まえ、お話にありましたけれども、平成21年度に耐震工事をを行い、施設の安全性や機能の維持を図ったところがございます。さらに、水産加工技術の高度化を図るための水産物

加工指導センターや、効率的な操業を支援するための漁業情報処理システムの整備を行うとともに、必要に応じて研究部署の新設や統合を行ってきたところでありまして、これまでのところ、試験研究機能への大きな支障は生じておりません。今後とも、時代の要請に応じた試験研究機能の充実に努めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 わかりました。

時間がないので、次に移ります。教育問題について質問してまいります。

先日開催されました第34回小村寿太郎侯顕彰弁論大会について、まずはお尋ねをいたします。ことしの弁論大会、私も出席をいたしました。どこか違った印象を持ったところです。台風で平日開催が日曜日に延期になりましたが、これまでになく客席が満席でした。新聞折り込みの効果もあったとは思いますが、発表もすばらしく、高校生が世界平和を心から訴える気持ちが伝わった弁論大会であったと思います。関係者の皆さん、大変お疲れさまでした。

小村寿太郎侯が日南出身ですから、日南市の小村記念館なんだろうが、何回も言いますが、世界の小村寿太郎なんです。仕掛けが小さ過ぎないか。それと、日南市には申しわけありませんが、音響設備もいま一つなんです。発表者や聴衆の方々も、もう少しステージを大きくしてほしいと思われていると感じますが、教育長の考えをお聞かせください。

○教育長（飛田 洋君） 当日は、複数の県議会議員の方々にも聞いていただきました。知事にも聞いていただきました。感謝申し上げます。

私も、10名の発表を聞いて非常に感激をいたしました。閉会式で挨拶をさせていただく機会

を得ましたので、発表者にこう申しあげました。「皆さん、私は長生きをしたくなりました。なぜだかわかりますか。あなた方が活躍する姿を見てみたい。そして、あなた方が世界を、日本を変えてくれる姿を見てみたい」、そんなことを申し上げたんです。小村侯は、本当に世界の小村であるということは十分承知いたしております。開催地につきましては、主催者が宮崎県奨学会でございますが、その理事の一人が私でございますので、理事会に出席させていただき、その場で意見を交わしたところであり、その中で開催地について、「宮崎市などで開催して広めていくことも大事であるが、小村侯の出生地である日南市の、とりわけ小村記念館において開催し、来場者や子供たちに小村侯ゆかりの展示物などに触れてもらうことも、より一層の顕彰につながるのではないか」という意見があり、今年度も小村記念館での開催となりました。

○高橋 透議員 これまで、小村寿太郎侯を大河ドラマに取り上げていただくよう、NHKへの働きかけを質問してまいりました。宮崎県における毎年毎年の顕彰の積み重ねが大事であります。ことしは小村侯生誕160年です。県としてどのような思いで顕彰を計画されているのか、総合政策部長にお尋ねします。

○総合政策部長（茂 雄二君） 小村寿太郎侯は、明治期に2度外務大臣を務め、ポーツマス講和条約の締結や関税自主権の回復など、数々の功績を残されており、本県のみならず、我が国にとっても偉大な先覚者の一人であります。県では、これまでも小村寿太郎侯を初めとする郷土先覚者の顕彰事業に取り組んでまいりましたが、さらに今年度から、郷土への誇りや愛着を高めるため、青少年を中心に、先覚者につい

での学習の機会をふやすこととし、講演会をそれぞれの県内ゆかりの地で開催することといたしました。特に、生誕160年を迎える小村寿太郎侯につきましては、本年度中にこの事業を実施する予定であり、なお一層の顕彰を進めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 ゆかりの地で開催ということは、日南での講演会になるということも察するわけですけれども。日南でしっかり顕彰することは、当然大事なことなんですけど、日南で開催されると日南の域からどうしても出ないんです。そういう欠点もあろうかなと思います。だから、県都宮崎市で顕彰する事業も必要ではないですかということ私を私がこれまで言ってきたのは、そういう意味だったんです。当然、日南市はしっかりやるんでしょうが、一方では、県は県なりに役割があると思うんです。むしろ県内各地を巡回する講演会、そういう発想もたまにはしていいんじゃないかなと。小村の師で飢肥西郷と言われた小倉処平という方が、西南の役で延岡で戦死をされています。延岡であつてもいいんです。そういう事業もいろいろ考えていただくと、小村寿太郎が日南の隅っこに閉じこもるんじゃないくて、世界に羽ばたく日をぜひつくってください。よろしくお願ひしたいと思います。

小村寿太郎侯は外務省ですが、外務省といえば警察本部長と言いたいところですが、外務省からお見えいただいた……。質問通告もしていませんし、また機会があれば、小村寿太郎侯について御指導いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、選挙権年齢引き下げに伴う授業のあり方、お尋ねしてまいります。

選挙権年齢が引き下げられました。6月議会



でも複数の議員から質問があり、先ほども午前中に井上議員からもありました。留意すべきは、18歳に選挙権が付与されたと同時に、選挙運動ができる権利も付与されたということです。一昨日、文科省が、高校生の政治活動や選挙運動のあり方をまとめた通知文案を明らかにしました。選挙運動の留意点をどのように周知されていくのか、選挙管理委員長並びに教育長にお尋ねします。

**○選挙管理委員長（後藤仁俊君）** 公職選挙法では、選挙の公正を確保するため、選挙運動の方法や期間等に一定のルールを設けておりました。そのルールの範囲内で選挙運動ができることとなっております。このルールを理解せずに選挙運動を行うと、知らないうちに公職選挙法に違反してしまうという事態も考えられるところです。このため、今回の法改正を受け、新しく有権者となる若者に対し、選挙を通じた政治参加の意義とともに、選挙運動の留意点についても周知を図ることが重要であると考えております。選挙管理委員会といたしましては、選挙運動を行う際の留意点を整理した上で、ホームページやSNSなど、若者に親しみのある媒体を通じて注意を呼びかけるほか、学校に出向いて行う出前授業等の機会も活用しながら、周知を図ってまいりたいと考えております。

**○教育長（飛田 洋君）** 公職選挙法が改正され、18歳以上から選挙運動ができるようになったことは、高校生など若者の社会参画の自覚を深めさせる絶好の機会が与えられたと考えております。文部科学省では、これまで通知により高校生の政治活動を制限いたしてきておりましたが、その通知を見直すとともに、選挙等に関する副教材を作成中であるとされておりますので、各学校では、これらをもとに生徒への指導

を的確に行っていくことが大切だと考えております。このような経緯も踏まえ、先日、県立学校長会を開きまして、各校長へ、「文部科学省からの資料等をしっかり活用して指導していただきたい。もし、その過程で疑問等が生じたら、ぜひ県教育委員会へ相談してほしい。学校が自信を持って取り組めるよう支援をします」と指導いたしたところであります。今後、選挙管理委員会と連携を図りながら、学校現場からの質問等に対してはしっかり丁寧に答え、各学校で主権者教育の充実が図られるよう指導してまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** 生徒会役員選挙が実践の場により近いと思われませんが、学校によっては、落選したときの子供のケアとかで、結果的に信任投票になる学校もあるようです。生徒会の役員選挙を主権者教育の一環として充実、活性化させるべきだと思いますが、教育長の見解を求めます。

**○教育長（飛田 洋君）** 学校では、生徒会活動として、文化祭の企画やボランティア活動、朝の挨拶運動などに取り組み、自治意識を育てる活動を行ってきているところであります。生徒会役員選挙は、生徒一人一人が、生徒会活動について自分の考えや思いを直接的に反映できる仕組みであり、自分が学校のために、そして仲間のために何をなすべきか考えさせる絶好の機会であり、大切な主権者教育の一つであるとと考えております。選挙では、多くの学校でポスターの掲示や立会演説会なども実施しておりますが、学校によっては、もう一步踏み込んで、候補者の公約一覧を印刷して配付したり、政見放送のように校内放送で抱負を述べさせたり、さらには選挙管理委員会から投票箱を借用するなどの工夫も見られます。このような工夫した

事例等を全ての学校へ紹介することなどによって、生徒会役員選挙が充実、活性化するように指導してまいります。

**○高橋 透議員** 今日の投票率低下が選挙年齢の引き下げを促したんじゃないかと、私なりに思うんです。ただ有権者の枠とか対象を広げただけで投票率向上にはつながらないと思います。いわゆる関心を持たせる、あるいは選挙にいかにかかわるかだと思っているんです。それは、選挙運動によって投票行為をより促すと思います。さまざまな取り組みをお願いしたいと思います。

6月、山口県立柳井高校で、安全保障関連法案について論点などを紹介した複数の新聞記事を参考に、生徒が自分たちの意見を発表し、どの意見が説得力があるか模擬投票する授業が行われました。この授業について、政治的中立性に疑問があるとのことで、県議会の質問に取り上げられました。授業をした教師は何も一方的な考えを押しつけたわけではないので、政治的中立性を問われるものではないと思われま。問題なのは、この質問の答弁で、「主権者教育の進め方について、学校への指導が不十分だった」と教育長が謝罪をされたことであります。安全保障関連法案に限らず、原発の必要性とか消費増税とか、是非の定まらない事象はたくさんあります。生徒が自由に意見を述べ討論できる環境で結論を出すことは問題ないと思います。そこに教育長が口を挟むのは、教育の自由を奪うことになり、教師が生徒を指導するのに萎縮することが懸念されます。学校現場における主権者教育に県教育委員会の過度な介入があってはならないと考えますが、教育長の見解を求めます。

**○教育長（飛田 洋君）** 18歳以上に選挙権年

齢が引き下げられたことを受けまして、学校の教職員がちゅうちょすることなく指導してほしいと思います。そういうことから、先日の県立学校長会で、私は各学校長へ、「各学校がこれまで実践してきた良識ある公民を育てる指導は、一つも揺らぐことはない。これからも自信を持って、さらに充実するように取り組んでほしい」と指導いたしました。また、現場の教職員を混乱させてはならないという強い思いを持って、私自身が直接、文部科学省の担当課の担当者のところまで行きまして、学校が適時に適切な指導ができるよう、高等学校で使う予定の指導資料等を可能な限り早期に示すように要望してまいりました。文部科学省から、この秋、しかも早い段階で指導の基準を明確に示していただけるものと期待いたしております。その動向を注視しながら、慎重に、丁寧に、かつ適時に各学校を指導してまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** ぜひともよろしく願いいたします。

次に、日南くろしお支援学校串間校の設置についてお尋ねいたします。このことにつきましては、2月議会で質問しておりますが、1時間半かけて串間から通学をしている実態。子供たちの負担軽減のために支援学校の串間校を設置できないかということですが、そのときの教育長の答弁は、検討に値するというものであります。その後の検討状況についてお尋ねします。

**○教育長（飛田 洋君）** 現在、串間市から日南くろしお支援学校へスクールバスで通学している児童生徒は25名おります。この子供たちは通学に――いろいろありますが、ほとんどの児童生徒が80分以上の時間を要し、大きな負担に

なっていると考えております。そこで、仮に串間市ということであれば、福島高校を考えまして、福島高校の余裕教室の活用も候補となりますことから、その施設設備が特別支援学校に使用できるかどうかなどについて調査研究を行うための、今、準備を進めているところであります。また、本年度、「新たな特別支援学校づくり検討委員会」を設置し、長時間通学を初めとするさまざまな本県の特別支援学校の課題について、学識経験者や保護者等から解決に向けたアイデア等をいただいているところでございます。

**○高橋 透議員** ありがとうございます。準備を進めているという答弁でありました。ぜひとも串間校設置実現に向けて、しっかりと調査研究を重ねて取り組んでいただきたいと思います。

来年4月に障害者差別解消法が施行されます。この法律では、福祉サービスや医療の提供、商品販売、公共的施設や交通機関の利用など、障がいを理由とした不利益な取り扱いが禁止をされます。合理的配慮につきましても、公的機関は法的義務、民間事業者は努力義務を負うこととなります。県におかれましては、2年前から、大学に通学している重度の障がいがある生徒の、学内での生活介助を支援する事業に取り組んでいただきました。来年4月から県内の大学へ進学を希望している、障がいのある高校生は、大きな期待を抱いて今、受験に備えているとお聞きします。来年4月からの障害者差別解消法の施行を受け、障がいがあり大学への進学を希望する生徒に対する学内での生活介助への支援、合理的配慮について、県としてどのように考えているのか伺います。

**○福祉保健部長（桑山秀彦君）** 来年4月から

施行されます、いわゆる障害者差別解消法により、大学におきましても、障がいのある方に対して、大学で学ぶ上で必要で合理的な配慮が求められることとなります。その具体的な内容につきましては、今後、国において指針が策定されることとなっております。県といたしましては、その指針を踏まえまして、障がいのある方が、障がいを理由に修学を断念することがないように、県内の大学に対して、合理的な配慮の必要性についての理解を求めてまいりたいと考えております。

**○高橋 透議員** わかりました。

生活支援員制度につきましては、厳しい財政状況の中で、本県はいち早く導入されて拡充に努力されてきました。しかし、支援員の勤務時間とか勤務日とか制約があります。そのために、障がいのある子供を持つ保護者は大きな負担を強いられているわけです。例えば、修学旅行における保護者の同行とかりフトバスの別途負担とかがあります。教育の機会を保障するために合理的な配慮が必要です。県立高等学校に配置している生活支援員の校外学習等への支援拡充ができないか伺います。

**○教育長（飛田 洋君）** 県立高等学校では、在籍する身体に障がいのある生徒が教育課程を円滑に履修できますように、県教委として、平成21年度から生活支援員を配置いたしております。今年度は6名の支援員を配置しており、下肢等に障がいのある生徒に対して、移動、授業の準備、トイレの介助等の支援を行っているところであります。御質問の校外学習等の行事も、教育上大変重要な活動だと考えているところですが、校外学習には、比較的学校に近いところでの半日程度の学習もあれば、遠距離を移動して4泊、5泊の宿泊を伴うような修学旅行

等、さまざまなものがありますので、校外学習等の支援拡充につきましては、今後、どのような対応が可能であるか、調査研究を丁寧に行ってまいりたいと考えております。

それから、支援員の支援というのは確かに大切である、極めて大切であると思っておりますが、もう一つは、同級生がどうかかわるかというような視点も大事だと思っております。身近に私が知っている例で言いますと、修学期間を大学で2倍以上かかって何とか卒業したという人は、「学校の支援も確かに助かったけど、同級生が、仲間がどれだけ支援してくれたかということも大切だ」と。今、高等学校において、障がいのある子供さんを持つ親御さんに高校生に話をしてもらったり、そういう心のバリアを解き放つとか、バリアフリーを育てるといいますか、そういう指導にも取り組んでいるところで、そういうことが教育でも社会でも広がっていくことが大切であると考えております。

○高橋 透議員 ありがとうございます。

ことしの2月、日南市の生涯学習大会で女優の東ちづるさんの講演がありました。この方は、20年以上にわたって、病気や障がい、親を亡くした子供たち、外国人の方々など、今の世に生きづらさを感じているマイノリティーの人々に対するボランティアを行っていらっしゃいます。講演の中で、来年4月から施行される障害者差別解消法にも触れられて、東さんは、「バリアはあってもいい。段差があれば車椅子を抱えてあげればいい。そこに人がいれば合理的配慮は可能で、解決できる」と話されました。全てにおいて合理的配慮は一気にできないんです。お金もかかります。これまでの発想では本当にお金がかかりますとおっしゃいました。修学旅行にはクラスメイトがいるんです。

リフトを使わなくても、車椅子を抱えてあげればいいと思うんです。でも、学校はそれをだめと言うんです。私は高校の部活動で経験があるんですが、遠征は親が送迎をします。なぜかしら顧問の先生は1人で運転して行かれます。いわゆる事故があったときの責任の所在なんです。親が他人の子供を乗せたときの責任の所在はどうなんですかということにもなるわけで、そこを乗り越え何か窮屈なところを変えないと、合理的配慮の解消はなかなか難しいと思っております。

また、東ちづるさんはこんなことも話をされました。よく幼稚園などのキャッチフレーズに「元気で、明るく、素直な子」と掲げてあるのを見かけるが、そうでない子もいるんだよということをわかってほしいと。まぜこぜの社会なんだということです。教育もアートなり、サイエンスにあらず。終わります。(拍手)

○星原 透議長 以上で一般質問は終わりました。

---

#### ◎ 議案第12号から第22号まで採決

○星原 透議長 次に、今回提案されました議案第1号から第22号までの各号議案を一括議題といたします。

質疑の通告はありません。

まず、公安委員会委員、教育委員会委員及び公害審査会委員の任命の同意についての、議案第12号から第22号までの各号議案についてお諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、その

ように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第12号から第22号までの各号議案について、一括してお諮りいたします。

各号議案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は同意することに決定いたしました。

---

◎ 議案第 1 号から第11号まで及び請願

委員会付託

○星原 透議長 次に、議案第 1 号から第11号までの各号議案及び新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす17日から28日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、29日午前10時開会、常任委員長の審査結果報告から採決まで及び決算議案の上程であります。

本日はこれで散会いたします。

午後 2 時56分散会

9月29日（火）

# 平成 27 年 9 月 29 日 ( 火 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (39 名)

1 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
5 番	岩 切 達 哉	( 同 )
6 番	右 松 隆 央	(宮崎県議会自由民主党)
7 番	二 見 康 之	( 同 )
8 番	清 山 知 憲	( 同 )
9 番	島 田 俊 光	( 同 )
10 番	日 高 博 之	( 同 )
11 番	野 崎 幸 士	( 同 )
12 番	日 高 陽 一	( 同 )
13 番	星 原 透	( 同 )
14 番	西 村 賢	(無所属の会)
15 番	凶 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	( 同 )
20 番	中 野 一 則	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	横 田 照 夫	( 同 )
22 番	押 川 修 一 郎	( 同 )
23 番	宮 原 義 久	( 同 )
24 番	黒 木 正 一	( 同 )
25 番	松 村 悟 郎	( 同 )
26 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	満 行 潤 一	( 同 )
31 番	井 上 紀 代 子	( 同 )
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	山 下 博 三	( 同 )
34 番	丸 山 裕 次 郎	( 同 )
35 番	外 山 衛	( 同 )
36 番	坂 口 博 美	( 同 )
37 番	蓬 原 正 三	( 同 )
38 番	井 本 英 雄	( 同 )
39 番	中 野 廣 明	( 同 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	茂 雄 二
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	桑 山 秀 彦
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	永 山 英 也
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	凶 師 雄 一
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	島 原 俊 英
教 育 長	飛 田 洋
公 安 委 員 長	山 崎 殖 章
警 察 本 部 長	野 口 泰
代 表 監 査 委 員	高 橋 博
人 事 委 員 長	村 社 秀 継

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	日 隈 俊 郎
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	森 本 英 征 明

## ◎ 常任委員長審査結果報告

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決まで及び決算議案の上程であります。

まず、議案第1号から第11号までの各号議案及び請願第2号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、清山知憲委員長。

○清山知憲議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外5件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号、第5号及び第10号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定いたしております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成27年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)についてであります。

今回の補正は、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するものであり、69億8,900万円余の増額補正となっております。

この補正予算に要する歳入財源の主なものは、繰越金58億6,000万円余、国庫支出金5億8,300万円余であります。この結果、補正後の一般会計の予算規模は、7,048億4,100万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は、一般会計で1,800万円余の増額であり、特別会計を合わ

せた補正後の予算額は、131億3,200万円余となっております。

また、総務部の補正予算は、一般会計で58億3,600万円余の増額であり、特別会計を合わせた補正後の予算額は、4,746億2,300万円余となっております。

このうち、新規事業「東九州新幹線調査事業費負担金」についてであります。

東九州新幹線は、福岡市を起点に、大分市・宮崎市付近を主要な経過地とし、鹿児島市を終点としているものであり、昭和48年に基本計画路線となったものの、これまで計画が凍結され、全く進展がない状況となっております。

このことについて当局より、「東九州新幹線の整備計画路線への格上げを図るためには、県民及び関係機関への周知や機運の醸成、九州内でのコンセンサスの形成等が必要であることから、その基礎資料とするため、東九州新幹線鉄道建設期成会が実施する調査の経費を大分県とともに負担するものである」との説明がありました。

しかしながら、計画路線となった当時から現在の社会情勢は大きく変化しており、将来における変容も同様のものと推測されます。今後、整備を進めた場合、相当の期間を要すると思われませんが、将来の交通形態の状況がどうか、また、並行在来線による県民の利便性の確保や財政負担、さらには、あらゆる選択肢の中から本県にとってより実現性の高いルートを検討すべきではないかなど、この基本計画路線の整備を推進するに当たっては、数々の課題があり、複数の委員から慎重な意見が相次いだところであります。

当委員会といたしましては、宮崎県における新幹線整備のあり方については、基本計画路線



にとらわれない議論が必要であり、また、調査結果によっては、県内での議論を踏まえ、整備計画推進の見直しもあり得ると考えております。

本事業の実施に当たっては、計画推進の是非を判断するために必要な、完成までの期間、財政負担、需要予測などの調査項目を十分に検討し、あくまで判断材料を得るための事業となるように強く要望いたします。

次に、新規事業「12県合同「いいね！地方の暮らしフェア」開催事業」についてであります。

これは、日本創生のための将来世代応援知事同盟に加盟する12県が、合同でイベントを開催し、首都圏の若い世代に地方暮らしの魅力をアピールするとともに、本県の住まいや仕事等の情報を発信し、移住先としての本県の魅力をPRするものであります。

このことについて委員より、「1日の経費としては多額であるので、多数の来場者に対し宮崎らしいアピールを行い、一人でも多くの方の本県への移住につながるよう取り組んでいただきたい」との要望がありました。

また、これに関連し別の委員より、「目的は宮崎に移住してもらうことである。イベントに来た、より多くの人に、どうやって本県へ目を向けさせ、その人たちにどうアプローチしていくか、また、次の手段をどう講ずるかが重要である」との意見がありました。

さらに、別の委員より、「このイベントは、多くの人に宮崎に興味を持ってもらう機会を与えるものとしては理解できるが、目的は宮崎に住んでもらうことである。ICTを活用し生活に密着した情報を全国に向け発信することが有効ではないか」との意見があり、当局より、

「インターネットからの情報入手が大きな割合を占めていることから、現在、移住情報サイトを見直しているところである。今後とも、より幅広い層に宮崎の情報を提供してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、情報提供のあり方からフォローアップに至る、一連の移住・UIJターンにつながる取り組みについて、さらに工夫を凝らし、積極的に取り組んでいただくよう要望いたします。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、厚生常任委員会、後藤哲朗委員長。

○後藤哲朗議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外1件及び新規請願1件の計3件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号については賛成多数により、議案第7号については全会一致により、請願第2号については賛成少数により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で5億7,800万円余の

増額であり、特別会計を合わせた補正後の予算額は、1,044億5,400万円余となります。

このうち、地域医療介護総合確保基金事業についてであります。

このことについて委員より、「基金事業の中に、介護報酬の不正受給といった事案に対する防止策は含まれていないのか」との質疑があり、当局より、「不正受給といった事案は、小規模の事業者での発生が多く見られる。今回提案している雇用管理制度整備支援事業において、小規模の事業者を対象として、経営や労務管理等の指導・助言を行っていく中で、不正が発生しないような運営体制づくりを支援していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、介護報酬の不正受給未然防止対策が補正予算で提案されていることを評価いたしますとともに、多くの事業者で当該事業が活用されるよう、関係機関へ広く周知を図っていただくことを要望いたします。

次に、在宅介護に対する支援についてであります。

このことについて委員より、「在宅介護は、介護の負担のみならず、介護に伴って仕事をやめざるを得ない状況になるなど、家族への負担が大きい。国が在宅介護を推進していく流れがある中で、家族への介護手当を支給する制度等はないのか」との質疑があり、当局より、「介護保険制度の地域支援事業の中で、幾つかの市町村が介護手当等を支給しているが、任意事業であるため、支給要件がそれぞれ異なっており、全国一律の制度ではない」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減し、高齢化社会に対応できる環境づくりを進めていく観点から、家

族介護に対する支援のより一層の充実を、国へ強く働きかけていただくよう要望いたします。

次に、宮崎県がん対策審議会条例についてであります。

このことについて委員より、「審議会は委員12名以内で組織するとあるが、委員の内訳についてはどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「がん、がん医療等またはがんの予防に関する学識経験者を9名、個人情報保護に関する学識経験者を1名、がん医療またはがん検診を受ける立場にある方を2名で予定している」との答弁がありました。

これに対して委員より、「審議会の所掌事務の一つとして、来年1月から開始される全国がん登録の実施についての意見を述べるのが挙げられている。県知事への届け出対象情報には個人情報が含まれており、それを利用することを鑑みると、個人情報の保護に関する学識経験者は1人では少ない」との意見がありました。

当委員会といたしましては、がんの罹患、診療等に関する個人情報は、適正な取り扱いが特に求められるべきものであることから、当該分野の学識経験者については、複数名への委嘱を検討していただくよう要望いたします。

次に、県立病院の医師・看護師確保に係る取り組みについてであります。

当局より、臨床研修医確保対策の一環として、県内外の医学生向けに実施している病院説明会や見学ツアー、さらには、看護学生が夏休みを利用して病院看護を体験するインターンシップ等の取り組み状況について報告がありました。

このことについて委員より、「県立病院は、全県レベルあるいは地域の中核を担う病院としての役割を果たし、県民の医療ニーズに応え

て、良質かつ安定した医療サービスを提供する必要があることから、今後とも、医師・看護師等の人材確保に向けた諸対策を講じていただきたい」との要望がありました。

最後に、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、商工建設常任委員会、二見康之委員長。

○二見康之議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で7,900万円余の増額であります。この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は、642億4,400万円余となります。

次に、地域中核的企業の認定についてであります。

これは、域外から外貨を獲得し、地域の経済循環に寄与することができる企業を育成するため、中核的企業を認定し、産学官金の連携体制のもと、総合的かつ重点的に支援を行うものであり、今回、2つの中小企業が認定を受けたも

のであります。

このことについて委員より、「これから中核的企業を育成していくということだが、将来的には、今回認定された2社に加え、何社程度を育成していく予定なのか」との質疑があり、当局より、「毎年2～3社を認定していく予定であり、未来みやざき創造プランの長期戦略の中で、売上高5億円超10億円未満の企業10社、10億円超の企業10社、合計で20社を育成することを戦略目標として掲げている」との答弁がありました。

全事業所に対する中小企業の事業所の割合が99%を超える本県において、今後の県内経済の発展のためには、中小企業の支援・育成は不可欠であります。

当委員会といたしましては、この取り組みの効果が県内全域に幅広く行き渡るよう、中核的企業を認定・育成するとともに、中核的企業と県内中小企業間の技術的な連携や取引の拡大等を積極的に支援していただくよう要望いたします。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で500万円の増額であります。この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は、708億100万円余となります。

次に、一ツ葉有料道路についてであります。

このことについて委員より、宮崎県道路公社の未償還金の状況及び償還後の有料道路方式の取り扱いについての質疑があり、当局より、「現在の公社の財務状況については、未償還金の解消に向けて順調に推移している。また、一ツ葉有料道路の料金の徴収期間は、国土交通大臣の許可を受け、平成32年2月までとしており、期間満了後は県に移管され、無料での通行

となる予定である」との答弁がありました。

これに対して委員より、「現在、一ツ葉有料道路の維持管理は通行料金収入により賄われているため、無料開放後は維持管理水準が下がってしまうことが懸念される。今後の維持管理のあり方について検討していく必要があるのではないか」との意見がありました。

当委員会といたしましては、移管後の道路の維持管理への影響を最小限に抑えるため、道路公社に対し、移管までに整備が必要な箇所の維持補修を計画的に行うよう指導するとともに、他県の同様事例における財源確保策を含めた維持管理のあり方について調査を進めていただくよう要望いたします。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、環境農林水産常任委員会、渡辺創委員長。

○渡辺 創議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外3件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で1億2,500万円余の

増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は、231億5,100万円余となります。

このうち、間伐推進加速化事業についてであります。

これは、これまでの林道を中心とした骨格的な路網の整備に加え、林業専用道や森林作業道を整備することにより、効率的な間伐を推進し、低コストな作業システムの確立を図るものであります。

当委員会といたしましては、路網整備による木材の安定的な供給は、林業・木材産業推進のために重要であり、木質バイオマスなどの森林資源の有効活用にもつながることから、今後も市町村等と連携して計画的に進めていただくよう要望いたします。

次に、第七次宮崎県森林・林業長期計画についてであります。

このことについて委員より、「森林の奥地に広葉樹の天然林等を保全して、野生動物の生育環境を整備すれば、農林作物への鳥獣被害が防止できるとの意見もある。杉を中心とした人工林を伐採した後の植栽はどのように行うのか」との質疑があり、当局より、「地域の状況に応じて、8割は再造林、2割は自然の力を活用した天然更新を計画している。天然林の保全にも努めながら、適正な森林管理を推進していきたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「本県の人工林は伐採時期を迎えており、これを新たな山づくりのチャンスと捉え、多様で豊かな森林づくりに取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で3億4,600万円余、特別会計で1,800万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は、423億200万円余となります。

次に、公益社団法人宮崎県農業振興公社についてであります。

このことについて委員より、当公社が実施する農地中間管理事業への県の支援について質疑があり、当局より、「当公社では、事業目標の一つに農地集積を掲げて取り組んでおり、県も人的支援として、今年度から派遣職員を1名増員している」との答弁がありました。

これに対して委員より、「農地集積、担い手の確保・育成、6次産業化など、当公社が今後の本県農業の振興のために果たすべき役割は非常に大きく、県民の関心・期待も高まっている。策定した目標の達成に向けて、県としても今後も積極的に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、第七次宮崎県農業・農村振興長期計画についてであります。

このことについて委員より、「米づくりは、消費量や価格の低下により厳しい状況にあるが、今後の方向性をどう考えているか」との質疑があり、当局より、「需要のあるものをつくらなければ立ち行かない状況になっており、加工用米への転換等に取り組んでいる」との答弁がありました。

これに対して委員より、「現状をしっかりと把握し、儲かる農業に向けて知恵を出し合い、米づくりや水田利用のあり方について、新しい宮崎の方針を定めていただきたい」との要望がありました。

次に、ミラノ国際博覧会出展についてであります。

このことについて当局より、「宮崎牛や乾シイタケなどのPRを行い、来場者の試食アンケート結果も好評であった。ニーズ把握に努めながら輸出に向けて取り組んでいきたい」との報告があり、委員より、「ミラノへの出展が生産者の励みになったとも聞いている。今回得られた手応えや課題などを最大限に生かして、県産品の輸出につなげていただきたい」との要望がありました。

次に、畜産用おが粉についてであります。

このことについて委員より、「畜産敷料として使用するおが粉の実態調査を行ったところ、県全体の年間使用量の約7%が不足するとの推計結果が出たとのことだが、今後どう対応していくのか」との質疑があり、当局より、「県内製材業者等へ供給を依頼したところ、数社から地域貢献として協力をいただいた。今後は、5月に設置した相談窓口を通じて、農家への個別対応を強化し、地域内での需給調整を行うとともに、広域的な供給体制の構築や、代替資材の活用等に取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、畜産農家が安心して経営できるよう、環境森林部と農政水産部が連携して、おが粉の安定供給に向けた対策に取り組んでいただくことを要望いたします。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○星原 透議長 次は、文教警察企業常任委員会、重松幸次郎委員長。

○重松幸次郎議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第11号であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、少年非行の現状と対策についてであります。

このことについて複数の委員より、「全国的に少年による凶悪犯罪が相次いで発生しているが、生活環境等が大きく影響したケースが見受けられる。これを改善しない限り、犯罪が繰り返されると考えるが、事案にどのように対処しているのか」との質疑があり、当局より、「事案の背後関係や、犯行に至った原因等によっては、警察内部での連携はもちろんのこと、学校・警察相互連絡制度等による教育機関や少年警察ボランティアとの連携により対処している」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、少年が犯罪を行う背景には、周囲の大人等の影響による場合もあることから、大きな犯罪を未然に防ぐために、少年警察ボランティア等と連携し、生活環境等の調査・改善についても積極的に取り組んでいただきますよう要望いたします。

次に、議案第11号「第二次宮崎県教育振興基本計画の変更について」であります。

これは、総合計画の改定を機に、これまでの施策の検証結果も踏まえ、全編にわたり見直しを行うものであります。

このことについて委員より、「県民一丸となってこの計画をどれだけ推進するかが重要で

あり、そのためには、県教育委員会と市町村教育委員会が足並みをそろえることが必要である」との意見があり、当局より、「当計画の作成に当たっては、全市町村に赴き、意見交換をしてきた経緯がある。計画の中でも、施策推進に当たっては、市町村教育委員会との連携を重視するとしている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、市町村教育委員会等との連携を強固なものにするとともに、積極的な事業化や事業の検証・改善を通して、計画の進捗管理を徹底し、成果目標の達成に努め、郷土愛や職業観、グローバルな視野などを身につけた、宮崎の未来を担う人財の育成促進に取り組んでいただくよう要望いたします。

また、別の委員より、2巡目国体の競技会場を県内全域へ分散することについて質疑があり、当局より、「競技会場については、県や市町村の施設、または仮施設を想定している。仮に不足する場合は、隣県の施設を使うことになると考えているが、今後、知事部局や市町村代表等も交えた準備委員会を立ち上げ、その議論の中で決定することになる」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、競技会場等について市町村等と十分に意見交換を行い、実施段階においてそごがないよう、明確な計画を作成していただくことを要望いたします。

次に、平成27年度全国学力・学習状況調査の結果についてであります。

このことについて委員より、「当結果の分析を行い、教育方法の改善策を考えて、市町村教育委員会等に助言などを行うことが、県教育委員会の責務と考える」との意見があり、当局より、「各学校の状況は把握しており、現在、分析作業を行っている。よい取り組み事例や課題

等を分析し、市町村教育委員会とベクトルをそろえて、学力向上に取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

本県の状況は、平均正答率は、小学校がほぼ全国の平均的な水準にあり、中学校が全国の平均的な水準を若干下回っているが、第二次宮崎県教育振興基本計画の成果目標として学力全国上位を掲げているため、学力向上への取り組みがより一層求められる状況にあります。

当委員会といたしましては、全県下の学校の状況を把握できるのは県教育委員会のみであることから、調査結果を詳細に分析し、教育施策の立案はもとより、教員の研修や人事等に生かすなど、さらなる学力向上につながる取り組みを要望いたします。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。〔降壇〕(拍手)

○星原 透議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

---

## ◎ 討 論

○星原 透議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。まず、来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕 ただいま議題となっております議案第1号、第5号、第9号、第10

号について、日本共産党を代表して、反対の立場から討論をいたします。

議案第1号「平成27年度宮崎県一般会計補正予算」について述べます。

本議案は、69億8,999万円追加補正し、一般会計予算の総額を7,048億4,199万円に補正しようとするものであります。補正の多くの部分が県民生活にかかわる必要不可欠のものであります。以下の点が含まれており、同意できないものであります。

第1に、東九州新幹線調査事業費負担金500万円であります。

調査の目的は、東九州新幹線の整備に向けて、整備計画路線への格上げを図るためであります。本来、公共交通機関の整備については、調査の段階から政府の責任で行うべきものであります。東九州新幹線については、調査費をつけて調査するまでもなく、九州新幹線や長野新幹線の経緯や現状を見るなら、県民を苦しめる無謀な開発となることは明白であります。九州新幹線の建設費は、新八代一鹿児島中央間だけでも、当初の4,781億円が6,200億円に膨れ上がり、地元負担は、県だけでなく市町村にまで及びました。在来線の赤字区間は第三セクターの運営となり、在来線の施設は有償による譲渡となり、特急の運行は許されず、赤字経営は恒常化し、県民の足を奪い、財政的負担を強いることは必定であります。

2060年には、県の人口は70万から80万人と推計しており、費用対効果は大きく低下することは明瞭です。県民の願望は、在来日豊本線の複線化であります。整備計画路線への格上げを目的にして調査するために、調査の結果は、需要の予測や経済効果は桁外れに高目となり、建設費などは完成時の半分ほどに抑えられ、全体と

してはバラ色に描かれることになるでしょう。この種の事業の致命傷は、全国の事例が示しているように、当初はわずかな調査費から出発しますが、一度動き出したら、失敗することがわかっているにもかかわらず、とめることができない。とめる者も、責任をとる者もないのであります。

今日の本県の職員の体制と能力をもってすれば、今回調査しようとする項目は、事業にのせざとも立派に調査できるものと確信をいたしております。本事業からの撤退を強く求めるものであります。

第2に、地域医療介護総合確保基金事業に関する補正が計上されていることであります。

この事業は、医療介護総合確保推進法に基づくものであります。そもそもこの法律は、入院ベッド削減や介護抑制を本格化させる内容を含んでおります。これまで受けられていたサービスが受けられなくなる一方、保険料や利用料の負担を増加させ、病院から施設へ、施設から在宅へと流れをつくり、高齢者を病院や施設から追い出す内容となっております。

今回の補正は、病床を減らし、リハビリ施設等へ切りかえる整備費用などであります。

また、国が介護報酬を2.27%もマイナス改定したことで、介護現場にはさまざまな影響をもたらして始めております。介護従事者の確保に関する事業が組まれておりますが、一方で、従事者が働き続けられない、定着できない状況をつくりながら、その手当ての事業を行うほど本末転倒なことはありません。

また、要支援1・2の方を保険給付から外し、全てをボランティアなどで対応させるなど、困難は目に見えております。

このように、県民の安心できる医療・介護の体制を根底から覆す医療介護総合確保推進法に

基づく諸事業には同意できません。

次に、議案第5号「宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例」について述べます。

本件は、いわゆる「マイナンバー法」の制定に伴い、所要の改正を行うものであります。

マイナンバー制度は、年間経費が民間分を含めると1兆円とも言われますが、利便性、必要性は大変乏しく、情報漏れ、不正の危険が高まることは必至であります。また、税の徴収強化や社会保障などのサービス抑制を行うことが狙いであり、こうした制度と関連するものであり、同意できません。

議案第9号「国営尾鈴土地改良事業執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について」であります。我が党は、国営事業について、その一部を市町村に負担させることについて同意できませんので、本議案に賛成できるものではありません。

議案第10号「宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について」、申し上げます。

創生法第9条に基づいて策定するものであります。策定された戦略の最大の特徴の一つが、基幹産業である農林水産業の、特に就業者が大幅に後退し、後継者問題も深刻な事態となっていること、また、出生率と深い関係にある所得の格差の拡大と広がりなど、その原因は全く述べられていないことであります。

したがって、原因をつかまないうまま戦略を立てるのでありますから、その内容は抽象的にしかならず、推進期間はわずか5年でありますから、施策は具体的でなければならないのに、ごく一般的であります。この戦略をもって、基幹産業が力を取り戻し、若者たちや子供たちのにぎわいがよみがえる確信はどこにもありません。



戦略の「人を育てる」という施策目標の中に、「子ども保険制度の創設を働きかけること」を掲げております。これは、子育てに要する経費を確保するため、新たに国民から保険料を徴収しようとするものであります。特に子育てにかかわる費用は税を充てるべきものであって、施策ごとに保険料を徴収することは邪道であり、政治の墮落とも言うべきものだと思います。こうした問題点を含んでおり、同意できるものではありません。

以上で討論を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。請願について、日本共産党を代表して討論を行います。

請願第2号「子どもの医療費無料化を中学校卒業まで引き上げることを求める請願」の不採択に、反対の立場で討論を行います。

今、子育て支援や子供の貧困対策等は、大きな課題として国も向き合わねばならない状況にあります。

本請願者は、毎年、県民の署名を添えて、健やかな子供たちの成長のために、子供の医療費の助成を、今回は、せめて義務教育の中学生までは無料にして、どの子ども生活環境に左右されず医療を受けられる体制を整えてほしいという切実な思いで請願を提出しておられます。県民の、この子育ての願い、思いをしっかり受けとめるのが県議会の役割ではないでしょうか。その上で、こうした県民の切実な要求を施策に生かし、予算をつけて県民の願いに応えていくのは、県当局、県政の務めです。県が、どれだけ子育て支援や子供の貧困対策等の位置づけを重視するかにかかっています。

群馬県や鳥取県などは、既に中学校卒業まで

の医療費無料化を実施しており、鳥取県は、第3子からの保育料まで無料化を行うとしています。高学年になれば少しずつ体力もついて、受診の頻度は少なくなると思いますが、早目の手当で重症化を防ぐ、そのことが医療費抑制にもつながるのではないのでしょうか。県内の自治体では、独自に、医療費助成を小学校卒業まで、中学校卒業までと拡大して実施しているところが趨勢です。

それは、子育て世代の深刻な暮らしの実態と切実な願いがあるからです。実質賃金は下がり続け、暮らしが困難な中、「少々の風邪ぐらいは我慢させている」などの声が聞かれる中、市町村は、地域経済の衰退やさまざまな困難を抱えながらも、「子育てしやすい町」「子育てを応援する町」を掲げ、対象年齢引き上げの努力をしています。こうした自治体の努力に県も応え、支援していくことが求められているのではないのでしょうか。

本来、国の施策で子供の医療費無料化は実施することが必要であり、今回の請願でも求めておられます。しかし、残念ながら国の施策はそこには達しておりません。ならば、国に積極的に要求するとともに、「子育て・子育て日本一」を目指す宮崎県であれば、安心して子供を生み育てられる環境を整えていくためにも、当然の施策として、子供医療費の助成充実は位置づけなければならないのではないのでしょうか。

そのためにも、県議会が、「子どもの医療費無料化を中学校卒業まで引き上げることを求める」同請願を採択することが何より重要であり、そのことは、既に閣議決定された少子化社会対策大綱に基づいた、国の制度創設を促すことにもつながります。

こうしたことも踏まえ、子育て支援を促進さ

せる県議会の責務として、請願者の思いをしっかりと受けとめることが重要であり、同請願の採択を強く求めるものです。

再度申し述べますが、県民の皆さんは、県政や国政への願い、要求を請願という形で県議会へ提出されるわけです。県民の負託を受けた県議会は、この県民の請願権を何より大事にして、その思いをしっかりと受けとめ、国政、県政につないでいくことがその役割ではないでしょうか。請願が受け入れられないのであれば、少なくともその理由を明確に示すことが、県民への誠実な態度であると思います。議員各位の賢明な御判断を切に求めて、討論を終わります。以上です。(拍手) [降壇]

○星原 透議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

---

◎ 議案第1号、第5号、第9号及び第10号採決

○星原 透議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号、第5号、第9号及び第10号について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○星原 透議長 起立多数。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第2号から第4号まで、第6号から第8号まで及び第11号採決

○星原 透議長 次に、議案第2号から第4号まで、第6号から第8号まで及び第11号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 請願第2号採決

○星原 透議長 次に、請願第2号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○星原 透議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

---

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

---

◎ 議員発議案送付の通知

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会及び議員から議案の送付を受けまし

たので、事務局長に朗読させます。

後藤 哲朗

〔事務局長朗読〕

島田 俊光

平成27年 9 月29日

宮崎県議会議長 星原 透 殿

提出者 議会運営委員長 宮原 義久

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

地方自治法第180条第1項の規定に基づき知事において専決処分をすることができる事項の指定

議員発議案第2号

公共事業予算の確保と補正予算の編成を求める意見書

議員発議案第3号

ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書

議員発議案第4号

「災害ボランティア割引制度」の実現を求める意見書

平成27年 9 月29日

宮崎県議会議長 星原 透 殿

提出者 宮崎県議会議員 緒嶋 雅晃

押川修一郎

井上紀代子

宮原 義久

黒木 正一

太田 清海

河野 哲也

有岡 浩一

来住 一人

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第5号

森林資源の循環利用による林業の成長産業化の実現を求める意見書

◎ 議員発議案第1号から第5号まで

追加上程、採決

○星原 透議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第5号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号から第5号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号から第5号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 議員派遣の件

○星原 透議長 次に、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。〔卷末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

---

◎ 議案第23号から第27号まで上程

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より議案第23号から第27号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔卷末参照〕

---

◎ 知事提案理由説明

○星原 透議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 ただいま提案いたしました特別議案の御説明に先立ち、改めまして、台風18号による大雨等により各地で発生した災害におきまして、お亡くなりになられた方々とその御遺族に対し、衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

特に、宮城県、茨城県、栃木県では、大雨による河川の氾濫等により、8人のとうとい命が失われるとともに、多くの方々が避難生活を強いられる大災害となりました。

一日も早い被災者の生活再建と被災地域の復興をお祈り申し上げます。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、議案第23号「平成26年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」であります。

これは、平成26年度の一般会計と15の特別会計の決算について、地方自治法の規定に基づき、議会の認定に付するものであります。

このうち、一般会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

決算の結果は、歳入5,856億3,588万9,000円、歳出5,739億2,639万1,000円となっており、翌年度への繰越事業に充当する財源を差し引いた実質収支は、58億6,070万6,000円となっております。

平成26年度の財政運営につきましては、本県を支える人材の育成、成長産業の育成加速化、防災・減災対策、健康づくりや子育て支援などに積極的に対応するため、必要な財源確保に取り組む一方で、人件費の抑制や投資的経費の重点化、一般行政経費の徹底した見直し等を行い、財政調整のための基金の取り崩し額の縮減や、臨時財政対策債を除く県債の発行抑制と残高の圧縮を図ったところであります。

しかしながら、年々増加する社会保障関係費に加え、防災・減災対策や公共施設の老朽化対策等に多額の財政負担が見込まれる上、人口減少対策や地域経済の活性化にも積極的に取り組む必要があることから、本県財政は、今後とも厳しい状況が続く見通しとなっております。

このため、将来にわたって持続可能な財政構造への転換を図るため、引き続き、歳入・歳出両面からの徹底した見直しなど、財政改革の取り組みを進めていくこととしております。

議案第24号から第27号までは、平成26年度の電気事業会計、工業用水道事業会計、地域振興事業会計及び県立病院事業会計につきまして、地方公営企業法の規定に基づき、決算について議会の認定に付するものなどであります。

このほか、報告が3件ございますが、平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づき、また、平成26年度宮崎県公営企業会計継続費精算報告書2件につきまして、地方公営企業法施行令の規定に基づき、それぞれ議会に報告するものであります。

以上、追加提案いたしました議案の概要等について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○星原 透議長 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす30日及び10月1日は、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、10月2日午前10時開会、決算特別委員会の設置から決算議案の委員会付託までであります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時56分散会

10月2日（金）

# 平成 27 年 10 月 2 日 ( 金 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (39 名)

1 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
5 番	岩 切 達 哉	( 同 )
6 番	右 松 隆 央	(宮崎県議会自由民主党)
7 番	二 見 康 之	( 同 )
8 番	清 山 知 憲	( 同 )
9 番	島 田 俊 光	( 同 )
10 番	日 高 博 之	( 同 )
11 番	野 崎 幸 士	( 同 )
12 番	日 高 陽 一	( 同 )
13 番	星 原 透	( 同 )
14 番	西 村 賢	(無所属の会)
15 番	凶 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	( 同 )
20 番	中 野 一 則	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	横 田 照 夫	( 同 )
22 番	押 川 修 一 郎	( 同 )
23 番	宮 原 義 久	( 同 )
24 番	黒 木 正 一	( 同 )
25 番	松 村 悟 郎	( 同 )
26 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	満 行 潤 一	( 同 )
31 番	井 上 紀 代 子	( 同 )
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	山 下 博 三	( 同 )
34 番	丸 山 裕 次 郎	( 同 )
35 番	外 山 衛	( 同 )
36 番	坂 口 博 美	( 同 )
37 番	蓬 原 正 三	( 同 )
38 番	井 本 英 雄	( 同 )
39 番	中 野 廣 明	( 同 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	茂 雄 二
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	桑 山 秀 彦
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	永 山 英 也
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	凶 師 雄 一
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	島 原 俊 英
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	野 口 泰
代 表 監 査 委 員	高 橋 博 昭
人 事 委 員 会 事 務 局 長	亀 田 博 昭

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	日 隈 俊 郎
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明

## ◎ 決算議案に対する質疑

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、決算議案に対する質疑及び決算特別委員会の設置から決算議案の委員会付託までであります。

まず、議案第23号から第27号までの各号議案を一括議題といたします。

これより議案に対する質疑に入りますが、質疑についての発言時間は、1人10分以内といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。来住一人議員。

○来住一人議員 それでは、議案第23号「平成26年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」、質疑をいたします。

通告いたしました中に、私が所属する委員会にかかわる部分がありましたので、この分については割愛をさせていただきたいと思っております。

第1に、県土整備部長にお伺いをいたします。公営住宅使用料の収入未済額とその世帯数、そしてまた、滞納処分の状況などについて、報告をお願いしたいと思います。

○県土整備部長（図師雄一君） 平成26年度決算における公営住宅使用料の収入未済額は170万2,937円で、世帯数は31世帯であります。滞納処分につきましては、その都度適切に対応しております。以上でございます。

○来住一人議員 それでは第2に、農林水産業費の不用額の全体額とその主なもの、さらに、その不用額の不用になった主な理由について、報告をお願いしたいと思います。

○環境森林部長（大坪篤史君） 農林水産業費につきましての不用額は、全体で24億957万円余

でございます。この主なものにつきましては、森林整備加速化・林業再生事業に関して、事業主体が補助を辞退されたことや、入札の結果等の執行残によるものでございます。

○来住一人議員 それでは続いて、商工費についての報告をお願いしたいと思います。

○商工観光労働部長（永山英也君） 商工費の不用額は8,200万円余で、その主なものは、企業立地促進補助金において、企業の設備投資額や雇用者数が見込みを下回ったことや、食品開発センターのフード・オープンラボ整備事業において、入札による執行残が生じたことなどによるものであります。

○来住一人議員 土木費についてお願いします。

○県土整備部長（図師雄一君） 土木費についてであります。不用額は2億2,700万円余であります。この主なものは、国の直轄事業に係る負担金や、道路事業など補助公共事業等の確定額が見込み額を下回ったことなどによるものであります。

○来住一人議員 引き続き、教育費について、御報告をお願いします。

○教育長（飛田 洋君） 教育費についてであります。教育費は5億8,311万円余の不用額ありますが、主なものは、職員の人件費において、給与や職員手当などの実績が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

○来住一人議員 次に、商工観光労働部長にお聞きいたします。平成26年度に手だてをいたしました企業立地促進補助金の件数と総額について、そしてまた、補助金対象の従業員数とその従業員の中の非正規雇用の数について、報告を求めます。

○商工観光労働部長（永山英也君） 平成26年



度に支出した企業立地促進補助金は、23社、2億7,955万6,000円となっております。また、補助金対象となった立地認定後の新規雇用の従業員数は599人で、そのうち、いわゆる非正規雇用者数は345人となっております。

○来住一人議員 最後に、環境森林部長でしょうか、低炭素・循環型社会への転換事業に関して5つの事業があったと思いますが、25年度より1億6,700万6,000円の減と決算はなっております。その理由についてお尋ねしたい。多分、他の事業に転化されたりしているのがあるのかなとは思いますが、御報告をお願いしたいと思っております。

○環境森林部長(大坪篤史君) 前年度より下がっています1億6,700万円余のうち約1億1,000万円の減につきましては、再生可能エネルギー等導入推進基金事業におきまして、25年度が10件の事業を実施したのに対して、26年度は5件であったためでございます。また、残りの約6,000万円の減につきましては、住宅用太陽光発電システム融資制度におきまして、システム価格の下落や民間の金融商品の普及等に伴いまして新規融資件数が減少したことから、金融機関への預託を減額したためであります。

○星原 透議長 ほかに質疑の通告はありません。

以上で質疑は終わりました。

---

### ◎ 議員発議案送付の通知

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

---

平成27年10月2日

宮崎県議会議長 星原 透 殿

提出者 議会運営委員長 宮原 義久  
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第6号

決算特別委員会の設置について

---

### ◎ 議員発議案第6号上程、採決

○星原 透議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第6号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明及び質疑を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第6号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、議員発議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎ 議案第23号から第27号まで

決算特別委員会付託

○星原 透議長 次に、議案の委員会付託についてお諮りいたします。

議案第23号から第27号までの各号議案について

では、ただいま設置が決定しました決算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ここで、決算特別委員会の正副委員長互選等のため、暫時休憩いたします。

なお、執行部はここで退席となります。

午前10時9分休憩

---

午前10時18分開議

◎ 議長の報告（決算特別委員会正副委員長互選結果）

○星原 透議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の正副委員長互選の結果を報告いたします。

その氏名を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

---

決算特別委員会 委員長 中野 廣明  
副委員長 清山 知憲

---

○星原 透議長 ただいま朗読のとおりであります。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす3日から13日までは、決算特別委員会及び議事整理等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、14日午前10時開会、決算特別委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時19分散会

10月14日（水）

# 平成 27 年 10 月 14 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (39 名)

1 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
5 番	岩 切 達 哉	( 同 )
6 番	右 松 隆 央	(宮崎県議会自由民主党)
7 番	二 見 康 之	( 同 )
8 番	清 山 知 憲	( 同 )
9 番	島 田 俊 光	( 同 )
10 番	日 高 博 之	( 同 )
11 番	野 崎 幸 士	( 同 )
12 番	日 高 陽 一	( 同 )
13 番	星 原 透	( 同 )
14 番	西 村 賢	(無所属の会)
15 番	凶 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	( 同 )
20 番	中 野 一 則	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	横 田 照 夫	( 同 )
22 番	押 川 修 一 郎	( 同 )
23 番	宮 原 義 久	( 同 )
24 番	黒 木 正 一	( 同 )
25 番	松 村 悟 郎	( 同 )
26 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	満 行 潤 一	( 同 )
31 番	井 上 紀 代 子	( 同 )
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	山 下 博 三	( 同 )
34 番	丸 山 裕 次 郎	( 同 )
35 番	外 山 衛	( 同 )
36 番	坂 口 博 美	( 同 )
37 番	蓬 原 正 三	( 同 )
38 番	井 本 英 雄	( 同 )
39 番	中 野 廣 明	( 同 )

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	茂 雄 二
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	桑 山 秀 彦
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	永 山 英 也
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	凶 師 雄 一
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長 職 務 代 理 者	東 秀 一
教 育 長	飛 田 洋 章
公 安 委 員 長	山 崎 殖
警 察 本 部 長	野 口 泰
代 表 監 査 委 員	高 橋 博
人 事 委 員 長	村 社 秀 継

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	日 隈 俊 郎
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	森 本 英 征 明

## ◎ 決算特別委員長審査結果報告

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、決算特別委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第23号から第27号までの各号議案を一括議題といたします。

ここで、決算特別委員長の審査結果報告を求めます。決算特別委員会、中野廣明委員長。

○中野廣明議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

当決算特別委員会に付託されました議案第23号から第27号に係る平成26年度決算の認定等について、各分科会を中心に審査を行ってきたところでありますが、その審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、議案第23号「宮崎県歳入歳出決算」の概要についてであります。

平成26年度の一般会計決算額は、歳入5,856億3,588万9,000円、歳出5,739億2,639万1,000円で、前年度決算額と比べ、歳入が4.5%の減、歳出が4.1%の減であります。

この結果、歳入から歳出を差し引いた形式収支は117億949万8,000円であり、このうち翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は58億6,070万6,000円の黒字となっております。

また、小規模企業者等設備導入資金など15の特別会計の決算状況は、総額で、歳入が1,182億7,395万8,000円、歳出が1,158億7,776万1,000円となっております。

次に、企業局が所管する3つの公営企業会計決算についてであります。

平成26年度決算では、地方公営企業会計基準の見直しに伴う特別利益等により、いずれも前

年度を大幅に上回る純利益が計上されております。

このうち、まず、議案第24号「宮崎県電気事業会計決算」の概要についてであります。

平成26年度の事業収益は51億2,665万9,000円、事業費用は37億8,315万6,000円で、当年度純利益は13億4,350万3,000円となっており、その他未処分利益剰余金変動額と合わせた未処分利益剰余金は18億9,150万2,000円となっております。また、その処分については、一部を資本金に組み入れ、残余は建設改良積立金等に積み立てることとされております。

なお、供給電力量の目標達成率は、降雨に恵まれるとともに、効率的な発電が行われたため、115.2%となっております。

次に、議案第25号「宮崎県工業用水道事業会計決算」の概要についてであります。

平成26年度の事業収益は8億5,810万円、事業費用は2億8,943万7,000円で、当年度純利益は5億6,866万3,000円となっており、その他未処分利益剰余金変動額と合わせた未処分利益剰余金は7億8,579万円となっております。また、その処分については、一部を資本金に組み入れ、残余は建設改良積立金等に積み立てることとされております。

なお、給水量の目標達成率は、新規ユーザーへの給水を開始したものの、一部ユーザーの使用水量が減少したため、97.9%となっております。

次に、議案第26号「宮崎県地域振興事業会計決算」の概要についてであります。

平成26年度の事業収益は6,009万6,000円、事業費用は1,805万3,000円で、当年度純利益は4,204万3,000円となっており、その全額を建設改良積立金等に積み立てることとされてお

ます。

なお、施設利用者数の目標達成率は101.4%となっておりま

す。最後に、議案第27号「宮崎県立病院事業会計決算」の概要についてであります。

平成26年度の事業収益は297億1,415万3,000円、事業費用は297億9,668万6,000円で、当年度純損益は8,253万3,000円の赤字となっておりますが、特別利益及び特別損失を除いた経常収支は3億3,652万1,000円の黒字となっております。これは、元県立富養園の解体等に伴う費用や、平成26年度から新会計基準が適用され、新たに賞与引当金を特別損失として計上したこと等によるものであります。

これらの決算審査に当たっては、予算の執行が議会の議決の趣旨及び目的に沿って適正かつ効率的になされ、所期の事業目的が達成されたかどうかについて確認することを基本とした決算審査方針に基づき、慎重な審査を行いました。

その結果、一部に改善すべき点は見受けられるものの、全般的に適正に執行されており、議案第23号については賛成多数、議案第24号から第27号については全会一致で、認定、または可決及び認定すべきものと決しました。

以下、当委員会における指摘要望事項について申し上げます。

まず、総括的事項であります。

本県の財政を取り巻く状況は、今後、社会保障関係費に加え、防災・減災対策を初めとする喫緊の課題に多額の財源が必要になると見込まれるなど、さらに厳しさが増すものと考えられます。そこで、引き続き、財政改革を着実に推進し、効果的・効率的な予算の執行に努めるなど、財政の健全化に取り組むことを求めます。

次に、個別的事項として、次の諸点について、県当局の今後一層の取り組みや検討、改善を求めるものであります。

1つ、県税の収入未済額について、引き続き、市町村との緊密な連携により徴税対策の一層の強化を図り、さらなる縮減に取り組むこと。

1つ、中山間盛り上げ隊派遣事業のあり方を含め、持続可能な中山間地域の集落運営に向けたさらなる対策について検討すること。

1つ、母子寡婦福祉資金について、債権管理の適正化を図ることにより、収入未済額の圧縮に努めること。

1つ、自殺ゼロプロジェクト推進事業について、本県独自の対策の効果等を情報発信し、自殺対策に向けた取り組みをさらに推進すること。

1つ、県立病院における医業未収金について、安定的な病院運営に向けて、新たな未収金の発生の防止と債権の適正な管理に、より一層取り組むこと。

1つ、企業誘致について、今後も、県外事務所や企業誘致コーディネーターとの連携を密にし、東九州道開通に伴う利便性の向上等について積極的にアピールするとともに、立地企業へのフォローアップに努めるなど、企業立地及び定着に向けた取り組みを推進すること。

1つ、小規模事業者の支援について、大きな役割を果たす商工会や商工会議所が経営支援機関としての機能を十分に発揮できるよう、これまで以上に緊密な連携を図り、適切な支援に取り組むこと。

1つ、河川パートナーシップ事業について、行政が多様な主体と協働し、地域課題を解決していくことは、今後ますます重要になることか

ら、事業趣旨の積極的な周知に努めることで県民の理解を深め、官民協働による河川環境保全の取り組みをより充実したものとすること。

1つ、公共下水道の整備について、事業主体である市町村に対して今後も適切な助言や支援を行い、計画に沿った整備を促進すること。

1つ、松くい虫被害について、宮崎市の一ツ葉地域などの海岸松林は、保安林として災害防止機能があるだけでなく、本県の重要な景観資源であり、被害の拡大は本県の観光イメージ低下につながりかねないことから、効果的な対策に向けて今後も取り組むこと。

1つ、農業の担い手について、本県農業が魅力ある産業となるために、今後も意欲ある担い手の育成・確保に積極的に取り組むこと。

1つ、農水産物の輸出促進について、今後、県内外の関係団体等と積極的に連携して取り組むとともに、その効果が生産者の所得向上につながるような仕組みづくりに努めること。

1つ、高齢者の交通安全対策について、今後、高齢者ドライバーの増加も見込まれることから、引き続き、交通安全教室等において指導を行うなど、交通事故防止対策をより一層推進すること。

1つ、交通安全施設整備事業について、県民の命を守るために必要な箇所については、重大な事故が発生する前に積極的に信号機を設置すること。

1つ、教育委員会に係る監査結果報告書指摘事項等について、指摘事項等が多いことを真摯に受けとめ、学校事務職員等への指導やチェック体制の見直しを行うなど、再発防止策を徹底すること。

1つ、高等学校地区生徒寮について、寮生が心身ともに健康で充実した学校生活を送れるよ

う、関係機関と連携して環境整備に取り組むこと。

1つ、選手の育成・強化について、知事の政策提案で掲げられている「甲子園での優勝」等の目標が達成できるよう、目標に見合う予算規模での事業展開を行うこと。

1つ、学力向上のための取り組みについて、全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストの平成27年度の結果が小中学校ともに全国平均を下回っていることから、その結果を詳細に分析し、指導体制を整え、第二次宮崎県教育振興計画で掲げられている「学力全国上位」を目指した取り組みを進めること。

当委員会での指摘要望事項は以上であります。今後の予算編成及び事業執行に当たっては、当委員会並びに監査委員の指摘要望事項について特段の改善と努力が図られるよう、重ねて要望するものであります。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○星原 透議長 以上で、決算特別委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

---

## ◎ 討 論

○星原 透議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 [登壇] おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

日本共産党を代表し、議案第23号「平成26年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」、反対

の立場から討論いたします。

平成26年度の一般会計は、実質収支で58億円余の黒字、単年度収支も36億円余の黒字が示されましたが、本決算の問題点は、第一に、昨年4月からの消費税増税を国の言いなりに認め、県の使用料・手数料などに増税分を転嫁し、県民負担をふやしたことです。

しかし、県はこの消費税収については、税法上、国に納付の義務はありません。ならば、少なくとも県の消費税転嫁はやめるべきではなかったでしょうか。また、歳出において、建設事業費や物品費などにかかる消費税も増税で新たな負担は相当額になるはずですが、算出できないと明らかにされません。果たしてこれでいいのでしょうか。このように消費税8%の実施は、県民の暮らしの全てに増税が襲いかかり、県の財政にも地域経済にも悪影響を与え、長引く景気低迷の中で、より一層厳しい事態を招いています。

一方、自主財源である地方消費税清算金は44億1,300万円余の増収です。これは消費税の県民負担そのものの結果であり、税収がふえたことを手放しで喜べるものではありません。県税収入も増収になっていますが、県税の収入未済額18億7,390万円余の85%、15億9,340万円余を個人県民税が占めており、県民の厳しい暮らしの実態を浮き彫りにしています。こうした県民の暮らしの状況をしっかり把握して、県民の苦労に心を寄せ、地方自治体の本旨を全うする県行政が求められました。

まず、福祉・医療に関して述べます。昨年6月に成立した医療介護総合確保推進法により、入院ベッド削減や介護抑制が本格化され、介護難民、医療難民問題が一層懸念される中、昨年の特養老人ホームの入所待機者は依然とし

て4,000人を超えており、県の対応が求められました。そのうち要介護1・2の方は1,610人おられ、この方々は待機者にもなれず、入所資格を失うことにもなります。こうした高齢者の生活実態を見ないやり方に対して、県民の福祉や暮らしを守る立場で、県は、本来の介護保険や医療制度に戻すよう国に求めることが必要であると思います。

また、国保の広域化が進められようとする中で、国保税が高過ぎて支払えない滞納世帯がふえています。昨年度、県内で一番高い国保税の自治体では、1世帯当たり年間19万7,238円という状況であり、滞納が続けば保険証が取り上げられ、病院にかかれぬ事態を招いていることを深刻に受けとめ、市町村国保に対する法定分以外の県の助成が求められていたと思います。

また、子育て支援の充実は不可欠であり、県民の要望の強い子供医療費助成の拡充や、300人を超す放課後児童クラブの待機児童の解消に真剣に向き合うべきです。

次に、不用額についてですが、平成26年度も64億7,100万円余と多額に及びました。総務費、衛生費、労働費、商工費、教育費などは前年度を上回る不用額です。とりわけ民生費、衛生費の扶助費や負担金・補助及び交付金などで多額の執行残が見られますが、医療や暮らしを支える予算ですから、単に見込みが下回ったなどとせず、制度の周知徹底を図ることや、医療費の公費負担や扶助費など必要な助成は十分に行うことが必要です。この不用額については、適切な時期に適切な見直しを図って、県民要求に応える生きた予算の使い方へ改善を図るよう求めたいと思います。

また、翌年度繰越額についても、前年度を下回ったとはいえ、313億9,300万円余と多額で



す。主な理由は国の緊急対策事業に伴うもので、国の予算執行のあり方そのものに問題がありますが、これで緊急対策の体をなすのか、指摘をしておきたいと思います。

雇用の確保については、誘致企業頼みにせず、地元企業への支援も行って正規雇用をふやすことです。誘致企業については、雇用条件の明確化を図り、正規雇用の位置づけが必要と思います。

また、エネルギー対策では、福島原発事故以来、安全な自然エネルギーへの転換を求める県民の声は高まっています。しかし、県の施策は後退し、家庭用の太陽光発電システム導入支援をカットしてしまい、民間任せにしてしまいましたが、もっと県がイニシアチブを発揮すべき課題だと思います。

農業関連では、新規就農者の展開を図っているものの、TPP問題とも相まって、展望が持てない農業への後継者不足は深刻です。日本の農業、宮崎の農業は、家族農業の形態をしっかり支えることなしには成り立ちません。国は無責任にも、米価の下落対策で補填する制度を14年産米から廃止しましたが、国にも意見すると同時に、県の独自の対策は不可欠です。

教育関連では、前年度に比べ、公立学校教職員は77人の削減が行われていますが、少子化と言われる状況の中だからこそ、教員を減らさず、行き届いた教育を保障する少人数学級の推進を図るべきではなかったでしょうか。

最後に、平成26年度も「みやざき行財政改革プラン」に基づき、事務事業の見直しやアウトソーシングの推進、出先機関を含めた組織の統廃合が進められてきました。その結果、前年度より55名の人員削減、この10年間では1,429人の人員削減となっています。しかし、行政改革の

基本は、無駄な事業の見直しや、節約に努めるなどを徹底することです。住民サービスへの支障や職員の健康管理に支障を来すことにもつながりかねない職員の削減は問題です。ましてや、異常気象の中で、いつ起きるかわからない災害対策などに率先して従事することになる自治体職員の果たす役割は重要です。

以上、平成26年度決算について、幾つかの問題点を指摘し、県民の期待に応えられる今後の予算編成に生かしていただくよう申し述べて、決算認定についての反対討論といたします。以上です。〔降壇〕

○星原 透議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

---

### ◎ 議案第23号採決

○星原 透議長 これより採決に入ります。

まず、議案第23号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○星原 透議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

---

### ◎ 議案第24号から第27号まで採決

○星原 透議長 次に、議案第24号から第27号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は、可決及び認定、または認定であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり、可決及び認定、または認定されました。

---

◎ 議員発議案送付の通知

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

---

平成27年10月14日

宮崎県議会議長 星原 透 殿

提出者 議会運営委員長 宮原 義久

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第7号

環太平洋戦略的経済連携（ＴＰＰ）協定交渉の大筋合意に対する意見書

---

◎ 議員発議案第7号追加上程

○星原 透議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第7号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第7号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑の通告はありません。

---

◎ 討 論

○星原 透議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕 私は、日本共産党を代表いたしまして、ただいま議題となっております議員発議案第7号「環太平洋戦略的経済連携（ＴＰＰ）協定交渉の大筋合意に対する意見書」に対して反対の立場から、討論をいたします。

本意見書は、農家・関係団体等を初め、広く県民から、ＴＰＰ協定の合意が、農林水産業はもとより、関連産業へ甚大な影響を及ぼすのではないかと懸念の声が高まっていると紹介しているものの、我が国と本県の農林水産業に重大な影響を不可避的に与える今回のＴＰＰの大筋合意を認めることを前提にしているものであり、断じて同意できるものではありません。

大筋合意の内容を見ると、現在、関税をかけている農林水産物834品目のうち、オレンジやリンゴ、ソーセージなど約半数の品目の関税が撤廃されます。米については関税は維持されたものの、米国産の米を年7万トン、オーストラリア産の米を8,400トン無関税で輸入する枠を新設いたしました。7万8,400トンの米とは、本県で生産される米9万トンにほぼ匹敵するものがあります。牛肉は現在の38.5%を16年目には9%に、豚肉は安い価格帯で1キロ482円を10年目に50円に引き下げるなど、事実上、関税は撤廃されることに等しいものであります。バターや脱脂粉乳は優遇輸入枠を設定いたしました。生

乳換算で6年目に7万トン輸入することとなります。

2013年4月の衆参両院の農林水産委員会は、米、牛肉・豚肉、乳製品、麦、サトウキビなどの甘味資源作物、いわゆる重要5品目を関税撤廃の例外とし、段階的な関税撤廃も認めない、日本の主張が通らないときはTPP交渉から脱退も辞さないという内容の決議を行っております。今回の大筋合意がこれから国会で審議されるまでもなく、この決議に相反していることは明瞭であります。

TPPは、国民経済に広範囲に重大な影響をもたらす条約であります。日本政府の諸提案も交渉相手国からの要求も一切明らかにしないまま、国民の目から隠れて徹底した秘密交渉で行われてきました。この問題についても、国会決議は、「交渉により収集した情報については、国会に速やかに報告するとともに、国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うよう措置すること」と明記しておりますが、安倍政権の交渉姿勢は、国会決議さえ踏みじり、国民を無視したものであります。大筋合意が本協定となり、具体的に動き始めるなら、先進資本主義国の中では桁外れに低い食料自給率がさらにさらに低下することになります。そして、日本の農業は一つの産業の体をなさなくなると思います。農業を基幹産業としている本県の経済と県民の暮らしに、はかり知れない打撃を与えることは必定であります。

このように食料主権をアメリカを初め外国に売り渡しておいて、どのように国内対策を立ててみても、農業と地方の経済が振興することは絶対にないと断言できると思います。政府は一方で地方創生を口にしておりますが、白々しい限りであります。ある新聞社の社説は、「地方

創生に逆行する愚策だ」と論じましたが、そのとおりだと思います。TPPを推進する最大の目的と動機は、日本とアメリカなどの大企業が貿易の障壁を取り払って、さらにもうけを上げたい利益第一主義にあります。TPPを推進する勢力が主張する国益とは、このことを指しているのもであって、国民の命や暮らしを守ることではありません。国会決議や国民の声を無視してTPPを推進する、ここには世界に例がないほどの異常なまでのアメリカ追随と大企業中心の政治があります。

合意結果が地方の農林水産業や地域経済全体に与える影響を分析し公表することや、国会において審議を十分に尽くすことは、当然のことではありますが、国会決議や農業団体等の要求に相反する合意を幾ら丁寧に説明しても、不安を取り除くことは絶対にできないと思います。TPP交渉は決着したわけではありません。これから協定文書を作成し、その調印、さらには各国の批准、国会承認という段階があります。したがって、真に県民に責任を持つのであるなら、直ちにTPPから撤退を、そして調印中止を求めるべきであります。こうした立場に立たず、また大筋合意したことに対して抗議の意さえ表明していない意見書は、禍根を残すものとなると思います。

以上で討論を終わります。(拍手) [降壇]

○星原 透議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

---

#### ◎ 議員発議案第7号採決

○星原 透議長 これより採決に入ります。

議員発議案第7号についてお諮りいたします。

平成27年10月14日(水)

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○星原 透議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 閉 会

○星原 透議長 以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成27年9月定例県議会を閉会いたします。

午前10時34分閉会

資

料

# 平成27年9月定例県議会日程

38日間

月 日	曜	区分	議 事	備 考
9. 7	月	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
8	火	休 会	( 議 案 調 査 )	代表質問通告締切 12:00
9	水			一般質問通告締切 12:00
10	木	本会議	代 表 質 問	議会運営委員会 9:30
11	金			
12	土	休 会	( 閉 庁 日 )	
13	日			
14	月	本会議	一 般 質 問	請願締切 16:00
15	火			議員発議案締切 17:00 (会派提出)
16	水			議会運営委員会 9:30
17	木	休 会	常 任 委 員 会	
18	金			
19	土			( 閉 庁 日 )
20	日			
21	月			( 閉 庁 日 ) 敬老の日
22	火			( 閉 庁 日 ) 国民の休日
23	水			( 閉 庁 日 ) 秋分の日
24	木			

月 日	曜	区 分	議 事	備 考	
9. 25	金	休 会	特 別 委 員 会	議会運営委員会	
26	土		( 閉 庁 日 )		
27	日				
28	月		( 議 事 整 理 )		
29	火	本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 決算議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30	
30	水	休 会	( 議 案 調 査 )		
10. 1	木				
2	金	本会議	質疑 議員発議案上程、採決 (決算特別委員会設置) 議案委員会付託(決算認定)	議会運営委員会 9:30	
			決 算 特 別 委 員 会		
3	土	休 会	( 閉 庁 日 )		
4	日				
5	月		決 算 特 別 委 員 会		
6	火				
7	水		( 議 事 整 理 )		
8	木				
9	金		決 算 特 別 委 員 会		
10	土		( 閉 庁 日 )		
11	日				
12	月		( 閉 庁 日 ) 体育の日		
13	火		( 議 事 整 理 )		
14	水		本会議	決算特別委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30

215-1174  
平成27年9月7日

宮崎県議会議長 星原透 殿

宮崎県知事 河野俊 冊



議案の送付について

平成27年9月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第 1 号 平成27年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）
- 議案第 2 号 平成27年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 3 号 宮崎県税条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 号 職員の退職手当に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 号 宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 議案第 6 号 宮崎県防災対策推進条例の一部を改正する条例
- 議案第 7 号 宮崎県がん対策審議会条例
- 議案第 8 号 うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 9 号 国営尾鈴土地改良事業執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について
- 議案第 10 号 宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について
- 議案第 11 号 第二次宮崎県教育振興基本計画の変更について
- 議案第 12 号 公安委員会委員の任命の同意について
- 議案第 13 号 教育委員会委員の任命の同意について
- 議案第 14 号 公害審査会委員の任命の同意について
- 議案第 15 号 公害審査会委員の任命の同意について
- 議案第 16 号 公害審査会委員の任命の同意について
- 議案第 17 号 公害審査会委員の任命の同意について
- 議案第 18 号 公害審査会委員の任命の同意について
- 議案第 19 号 公害審査会委員の任命の同意について
- 議案第 20 号 公害審査会委員の任命の同意について
- 議案第 21 号 公害審査会委員の任命の同意について
- 議案第 22 号 公害審査会委員の任命の同意について

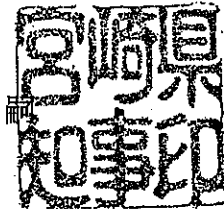
（文書取扱 財政課）



215-1206  
平成27年9月29日

宮崎県議会議長 星原透 殿

宮崎県知事 河野俊



議案の送付について

平成27年9月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第 23 号 平成26年度宮崎県歳入歳出決算の認定について
- 議案第 24 号 平成26年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第 25 号 平成26年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第 26 号 平成26年度宮崎県地域振興事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定について
- 議案第 27 号 平成26年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について

(文書取扱 財政課)

## 代表質問時間割

### 9月10日(木)

順序	会派	質問者	時間	備考
1	自由民主党	外山 衛	10:00~12:00	休憩
2	自由民主党	宮原 義久	13:00~15:00	

### 9月11日(金)

順序	会派	質問者	時間	備考
3	県民連合宮崎	渡辺 創	10:00~12:00	休憩
4	公明党	河野 哲也	13:00~14:20	

\* 会派別の質問時間 (質問取扱要領)

自由民主党 120分以内

県民連合宮崎 60分以内

公明党 40分以内

## 一般質問時間割

### 9月14日(月)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	後藤 哲朗	10:00～11:00	
2	日本共産党	前屋敷恵美	11:00～12:00	休憩
3	自由民主党	野崎 幸士	13:00～14:00	
4	自由民主党	右松 隆央	14:00～15:00	休憩
5	公明党	新見 昌安	15:10～16:10	

### 9月15日(火)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
6	自由民主党	横田 照夫	10:00～11:00	
7	自由民主党	中野 一則	11:00～12:00	休憩
8	無所属クラブ	徳重 忠夫	13:00～14:00	
9	自由民主党	日高 陽一	14:00～15:00	休憩
10	自由民主党	坂口 博美	15:10～16:10	

### 9月16日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
11	愛みやぎき	函師 博規	10:00～11:00	
12	県民連合宮崎	井上紀代子	11:00～12:00	休憩
13	自由民主党	蓬原 正三	13:00～14:00	
14	県民連合宮崎	高橋 透	14:00～15:00	

\* 1人当たりの質問時間 30分以内(質問取扱要領)

## 議案・請願 委員会審査結果表

### [議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	平成27年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)	可決	可決	可決	可決	
第2号	平成27年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)				可決	
第3号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	可決				
第4号	職員の退職手当に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第5号	宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例	可決				
第6号	宮崎県防災対策推進条例の一部を改正する条例	可決				
第7号	宮崎県がん対策審議会条例		可決			
第8号	うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例				可決	
第9号	国営尾鈴土地改良事業執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について				可決	
第10号	宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について	可決				
第11号	第二次宮崎県教育振興基本計画の変更について					可決

### [請願]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第2号	子どもの医療費無料化を中学校卒業まで引き上げることを求める請願		不採択			

## 閉会中の継続審査・調査申出一覧

平成27年9月定例県議会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	総合政策及び行財政対策に関する調査	調査を要するため
厚生常任委員会	福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査	調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産 常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業 常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

## 決算議案 委員会審査結果表

[議案]

番 号	件 名	委員会審査結果
第23号	平成26年度宮崎県歳入歳出決算の認定について	認 定
第24号	平成26年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について	可決及び認定
第25号	平成26年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	
第26号	平成26年度宮崎県地域振興事業会計利益及び資本余剰金の処分並びに決算の認定について	
第27号	平成26年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について	認 定

# 議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	平成27年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）	9月29日・可 決
〃 第2号	平成27年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第3号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	〃
〃 第4号	職員の退職手当に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第5号	宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例	〃
〃 第6号	宮崎県防災対策推進条例の一部を改正する条例	〃
〃 第7号	宮崎県がん対策審議会条例	〃
〃 第8号	うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第9号	国営尾鈴土地改良事業執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について	〃
〃 第10号	宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について	〃
〃 第11号	第二次宮崎県教育振興基本計画の変更について	〃
〃 第12号	公安委員会委員の任命の同意について	9月16日・同 意
〃 第13号	教育委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第14号	公害審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第15号	公害審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第16号	公害審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第17号	公害審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第18号	公害審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第19号	公害審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第20号	公害審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第21号	公害審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第22号	公害審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第23号	平成26年度宮崎県歳入歳出決算の認定について	10月14日・認 定
〃 第24号	平成26年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について	10月14日・可決及び認定
〃 第25号	平成26年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	〃



議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第26号	平成26年度宮崎県地域振興事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定について	10月14日・可決及び認定
〃 第27号	平成26年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について	10月14日・認 定
議員発議案 第1号	地方自治法第180条第1項の規定に基づき知事において専決処分をすることができる事項の指定	9月29日・可 決
〃 第2号	公共事業予算の確保と補正予算の編成を求める意見書	〃
〃 第3号	I C T利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書	〃
〃 第4号	「災害ボランティア割引制度」の実現を求める意見書	〃
〃 第5号	森林資源の循環利用による林業の成長産業化の実現を求める意見書	〃
〃 第6号	決算特別委員会の設置について	10月2日・可 決
〃 第7号	環太平洋戦略的経済連携（T P P）協定交渉の大筋合意に対する意見書	10月14日・可 決

意見書、その他

## 公共事業予算の確保と補正予算の編成を求める意見書

我が国の経済は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、成長戦略からなる経済対策の取組等により、回復傾向にあるものの、地方においては、その効果が未だ十分に発揮されていない。

そのような中、本年7月に示された国の平成28年度予算の概算要求基準は、公共事業など裁量的経費を前年度当初予算より1割削減する内容となっている。

近年、国の公共事業予算が削減される一方で、高度経済成長期に建設された道路や橋などのインフラ施設は更新期を迎えており、今後、老朽化に伴う維持管理経費の増大が見込まれるとともに、南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備えた防災・減災対策の充実も求められている。

本県は、本年3月に、大分市と宮崎市を結ぶ東九州自動車道が開通したものの、高速道供用率や国県道改良率は、全国、九州においても特に低い状況にあることから、社会資本の整備が急務である。

そうした中での公共事業予算の縮小の動きは、地方の景気を停滞させるのみならず、社会資本整備における地域間格差を拡大させるとともに、地方の重要な産業の一つである建設業にも大きな影響を与え、地域の災害対応についても不安が生じる状況となっている。

よって、国におかれては、社会資本を計画的に整備し国民の安全・安心を守るため、公共事業予算を安定的かつ十分に確保するとともに、地方にも経済の好循環を拡大し、「地方創生」の早期実現を図るため、大型補正予算を編成し、その上で、予算配分に当たっては整備の遅れている地方に重点的に配分するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月29日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 殿
農 林 水 産 大 臣	林 芳 正 殿
国 土 交 通 大 臣	太 田 昭 宏 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿

## ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書

都市住民の農山漁村への定住願望が大きく上昇しており、政府機関の調査では、東京在住者の40.7%が、地方への移住を「検討している」または「今後検討したい」と回答している一方で、「仕事がない」「子育て環境が不十分」「生活施設が少ない」「交通手段が不便」「医療機関が少ない」など多くの問題点も存在している。

その問題点を解決し、「地方への人の流れをつくる」には、地方にいても大都市と同様に働き、学び、安心して暮らせる環境を確保する大きな可能性を持つICT（情報通信技術）の利活用が不可欠である。また、ICT環境の充実によって、地域産業の生産性向上やイノベーションの創出による地域の活性化を図ることも可能になる。

そこで、企業や雇用の地方への流れを促進し、地方創生を実現するため、どこにいてもいつもと同じ仕事ができる「ふるさとテレワーク」を一層促進し、観光など地方への訪問者増加につなげることができる高速情報通信回線網の充実、なかでもWi-Fi環境の整備が必要になる。

よって、国においては、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 ICT環境の充実には、Wi-Fi環境の整備が不可欠であることから、活用可能な補助金や交付金を拡充し、公衆無線LAN環境の整備促進を図ること。
- 2 平成27年度からスタートしたテレワーク関連の税制優遇措置の周知徹底を図るとともに、制度を一層充実させ、拠点整備や雇用促進につながる施策を行うこと。
- 3 多様なワークライフスタイルを実現するため、テレワークの普及啓発策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月29日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
総務大臣	高市早苗殿
厚生労働大臣	塩崎恭久殿
経済産業大臣	宮沢洋一殿
内閣官房長官	菅義偉殿
地方創生担当大臣	石破茂殿

## 「災害ボランティア割引制度」の実現を求める意見書

災害列島日本と言われるように、近年は、台風や豪雨、地震に津波、火山噴火、竜巻などの自然災害が多発している。また、近い将来に発生すると予測される南海トラフ地震などにも備えなければならない。

このような大災害が発生した場合、被災者の支えとなり、復旧・復興活動に欠かせないのがボランティア活動である。大災害が発生すれば被災地ではすぐに家庭の清掃や畳・家具の搬出、瓦れきの処理などが始まり、最近では発災直後からボランティアを求められるケースが多くなってきている。

しかしながら、東日本大震災では、必要とされるボランティアの人数が集まらず、その最大の要因は被災地までの交通費、宿泊費が高額になるためとされており、ボランティアに「行きたい気持ち」はあるが「行けない」という実態が見受けられる。

過去の実績から、首都直下地震や南海トラフ地震が起きると、1日10万人以上、延べ1,000万人以上のボランティアが必要とされることが分かっている。それだけ多くのボランティアを集めようとするれば、近隣からの支援だけでは足りず、遠方からの支援や長期にわたる支援に頼らなければならないが、今の我が国には、こうした大規模災害の被災地に、必要なだけのボランティアを集める環境が整っていない。

これまで、各交通機関やホテル・旅館等の民間企業が独自に割引制度を実施したり、地方自治体がボランティアバスの運行を支援するなど、官民ともに、ボランティアの「被災地への移動経費」や「滞在経費」の負担軽減のための取組を行った事例がある。国は、こうした動きをさらに広め、多くの団体が取り組みやすくなるような支援のあり方を速やかに検討し、そのための官民協働の社会システムを構築すべきである。

よって、国においては、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

台風や豪雨、地震や津波、竜巻、噴火などの自然災害発生時に、被災地に赴く災害ボランティアに対して交通費や宿泊費を割り引く制度を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月29日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
厚生労働大臣	塩崎恭久殿
国土交通大臣	太田昭宏殿
内閣官房長官	菅義偉殿

## 森林資源の循環利用による林業の成長産業化の実現を求める意見書

我が国は、森林が国土の約7割を占める世界有数の「森林国」である。森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止等を通じて、我々の日常生活に欠くことのできない様々な恵みをもたらしている。また、我が国の森林は、戦後造林された人工林が本格的な利用期を迎えており、この豊かな森林資源の循環利用により、我が国の林業の成長産業化を実現し、山村地域に雇用と所得を創出し、地方創生に貢献することが期待されている。

本県においても、戦後の拡大造林により造成された人工林資源が収穫期を迎えており、また、複数の木質バイオマス発電施設が本格稼働するなど、新たな木材需要の創出も期待されている。

その一方で、林業を基幹産業とする中山間地域においては、木材価格の長期低迷や過疎化・高齢化の進行により担い手が不足し、間伐・再造林などの森林整備が適切に行われず、森林資源の循環利用を図るためには、速やかな再造林を推進することが喫緊の課題となっている。

加えて、野生鳥獣による被害も依然として発生している。

よって、国におかれては、森林の果たす役割の重要性を踏まえ、森林資源の循環利用による林業の成長産業化を実現するため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 造林・間伐等、森林資源の循環利用を支えるために必要な森林整備予算を十分に確保すること。
- 2 CLT（直交集成板）の基準強度や設計法等の建築基準の整備を早期に進めるとともに、CLTを活用した建築物の整備促進など需要拡大を図るための対策を強化すること。
- 3 木材の需要拡大や国産材の安定的な供給体制を構築するため、平成27年度末で終了する「森林整備加速化・林業再生事業」において推進してきた各施策を今後とも継続的に実施できるよう、安定的な財源を確保すること。
- 4 森林整備等に要する費用を国民全体で負担する新たな仕組みを導入するなど、森林吸収源対策に必要な財源を安定的に確保すること。
- 5 鳥獣被害対策を強化するとともに、そのための予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月29日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長 大長大臣 大臣官 長	議院総務大臣 水産部長 産房長 大臣	島崎倍生 破	大山安麻林菅石 破	理正晋太芳義	森昭三郎正偉茂	殿殿殿殿殿殿
---------------------------	-----------------------------	-----------	--------------	--------	---------	--------

## 環太平洋戦略的経済連携（ＴＰＰ）協定交渉の大筋合意に対する意見書

平成２７年１０月５日、参加１２か国による環太平洋戦略的経済連携（ＴＰＰ）協定交渉が大筋で合意に達した。

ＴＰＰ協定交渉については、本県の基幹産業である農林水産業に重大な影響を及ぼすことが懸念され、農家や県民の不安が強いことから、本県議会においては、再三、衆参両院の農林水産委員会の決議を遵守するよう強く政府に求めてきたところである。

今般の合意においては、聖域としてきた農産物重要５項目について、関税撤廃を原則とする交渉の中で例外を数多く確保したとの政府見解が示されているが、牛肉や豚肉の関税を大幅に削減するなど、極めて厳しい内容であり、本県農林水産業の根幹を揺るがしかねないものである。

このため、農家・関係団体等をはじめ広く県民から、ＴＰＰ協定の合意が、農林水産業はもとより、関連産業へ甚大な影響を及ぼすのではないかと不安と懸念の声が高まっている。

よって、国におかれては、ＴＰＰ協定の地方経済・社会に与える多大な影響と地方の悲痛な声を十分に踏まえ、特に、下記の事項について誠実に対応するよう強く要望する。

### 記

- 1 合意内容の詳細について、国民の理解が得られるよう、政府の責任として、十分な情報提供と説明を行うとともに、地方への甚大な影響が懸念される農産物重要５項目をはじめとする分野別の合意結果が、地方の農林水産業やその他産業、地域経済全体に与える影響を分析し、丁寧かつ速やかに公表すること。
- 2 米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物の農林水産分野重要５項目の確保を最優先とした衆参両院の農林水産委員会の決議の遵守など、合意内容が国益にかなったものとなっているかについて、国会において審議を十分に尽くすこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２７年１０月１４日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	山崎正昭	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
財務大臣	麻生太郎	殿
外務大臣	岸田文雄	殿
農林水産大臣	森山裕	殿
経済産業大臣	林幹雄	殿
内閣官房長官	菅義偉	殿
経済再生担当大臣	甘利明	殿

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき知事において専決処分をすることができる事項の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条第 1 項の規定に基づき知事において専決処分をすることができる事項を次のとおり指定する。  
宮崎県育英資金の債権管理上必要な訴えの提起、和解及び調停に関すること。



## 決算特別委員会の設置について

- 1 名 称 決算特別委員会
- 2 目 的 次の各号議案の審査
- ・ 議案第 2 3 号「平成 2 6 年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」
  - ・ 議案第 2 4 号「平成 2 6 年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について」
  - ・ 議案第 2 5 号「平成 2 6 年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」
  - ・ 議案第 2 6 号「平成 2 6 年度宮崎県地域振興事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定について」
  - ・ 議案第 2 7 号「平成 2 6 年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について」
- 3 権 限 地方自治法第 9 8 条の議会の権限を委任する。
- 4 定 数 議長及び監査委員の任にある 3 名を除く議員全員

## 議員派遣

平成27年9月29日

次のとおり、議員を派遣する。

### 1 地方議会活性化シンポジウム2015

- (1) 目的 地方議会の果たすべき役割や今後の地方議会のあり方等についての意見交換
- (2) 派遣場所 東京都
- (3) 期間 平成27年11月16日(月)から  
平成27年11月17日(火)まで
- (4) 派遣議員 議会運営委員会で決定する2名以内の議員

### 2 第15回都道府県議会議員研究交流大会

- (1) 目的 議会運営改革の推進、議会の政策立案機能・行政チェック機能の強化、住民との関係強化等の諸課題及び地域創生における都道府県議会の役割などについての意見交換
- (2) 派遣場所 東京都
- (3) 期間 平成27年11月17日(火)から  
平成27年11月18日(水)まで
- (4) 派遣議員 議会運営委員会で決定する10名以内の議員

請 願 一 覽 表

総 括 表

委 員 会	請 願		計	備 考
	新 規	継 続		
総 務 政 策	—	—	—	
厚 生	1	—	1	
商 工 建 設	—	—	—	
環 境 農 林 水 産	—	—	—	
文 教 警 察 企 業	—	—	—	
計	1	—	1	

新規請願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第2号	受理年月日	平成27年9月14日
請願者住所・氏名	宮崎市和知川原2丁目55番地 新日本婦人の会宮崎県本部 会長 新村 初代 (署名 8,032筆)		
請願の件名	<p>子どもの医療費無料化を中学校卒業まで引き上げることを求める請願</p> <p><b>【請願の趣旨】</b>          総務省が今年の『子どもの日』に合わせて発表した15歳未満の子どもの推計人口は、前年より16万人少ない1617万人で、1982年から34年連続の減少となり、少子化の進行に歯止めがかからない実態が改めて浮き彫りになっています。現在、子どもの貧困が大問題になっており、政府の調査でも6人にひとりの子どもが貧困状態にあると言われています。貧困状態におかれた子どもたちは、食事も満足にとれず、病気になっても十分な治療が受けられないなど健康が脅かされています。子どもの将来がその生まれ育った環境で左右されず、どの子どもも等しく治療を受けられる環境をつくることは政治の責任ではないでしょうか。          子どもが病気にかかったとき、お金の心配なく病院にいける事は、早期発見・早期治療につながり、重症化を防ぎ、さらには医療費の軽減にもなります。          県の『乳幼児医療費助成事業の助成状況(平成27年4月1日現在)』調査によると、県内でもすでに、入院では中学校卒業までが12自治体、小学校卒業までが7自治体で、通院でも、中学校卒業までが8自治体、小学校卒業までが4自治体で実施されています。新富町では高校卒業まで入院・通院ともに助成が始まるなど、県内でも無料化の動きが広がっています。          子どもは未来の社会を作り支えていく宝です。子どもの医療費を保障することは、大きな子育て支援となります。宮崎県においても、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるために、中学校卒業までの医療費を無料にさせていただきたく、請願します。</p> <p><b>【請願事項】</b>          1. 子どもの医療費を中学校卒業まで無料にすること          2. 子どもの医療費無料化を国の制度とするよう、国への意見書を提出すること</p>		
紹介議員	来住 一人 満行 潤一 前屋敷 恵美		
摘要			

# 議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
9月7日	月	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（日高博之議員、太田清海議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第22号上程 知事提案理由説明
9月8日	火	休 会	(議案調査)
9月9日	水		
9月10日	木	本 会 議	代表質問(宮崎県議会自由民主党・外山 衛議員、 宮崎県議会自由民主党・宮原義久議員)
9月11日	金		代表質問(県民連合宮崎・渡辺 創議員、 公明党宮崎県議団・河野哲也議員)
9月12日	土	休 会	(閉庁日)
9月13日	日		
9月14日	月	本 会 議	一般質問（後藤哲朗議員、前屋敷恵美議員、野崎幸士議員、 右松隆央議員、新見昌安議員）
9月15日	火		一般質問（横田照夫議員、中野一則議員、徳重忠夫議員、 日高陽一議員、坂口博美議員）
9月16日	水		一般質問（函師博規議員、井上紀代子議員、蓬原正三議員、 高橋 透議員） 採決（議案第12号～第22号）（同意） 議案・請願委員会付託
9月17日	木	休 会	常任委員会
9月18日	金		
9月19日	土		(閉庁日)
9月20日	日		
9月21日	月		(閉庁日) 敬老の日
9月22日	火		(閉庁日) 国民の休日
9月23日	水		(閉庁日) 秋分の日
9月24日	木		常任委員会
9月25日	金		特別委員会
9月26日	土		
9月27日	日	(閉庁日)	

月 日	曜	区 分	議 事 内 容	
9月28日	月	休 会	(議事整理)	
9月29日	火	本 会 議	常任委員長審査結果報告 討論(議案第1号、第5号、第9号、第10号に反対)(来住一人議員) 討論(請願第2号不採択に反対)(前屋敷恵美議員) 採決(議案第1号、第5号、第9号、第10号)(可決) 採決(議案第2号～第4号、第6号～第8号、第11号)(可決) 採決(請願第2号)(不採択) 採決(継続審査・調査案件)(委員長の申し出のとおり決定) 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号～第5号追加上程、採決(可決) 議員派遣の件 議案第23号～第27号上程 知事提案理由説明	
9月30日	水	休 会	(議案調査)	
10月1日	木			
10月2日	金	本 会 議	決算議案に対する質疑(来住一人議員) 議員発議案送付の通知 議員発議案第6号上程、採決(可決) 議案第23号～第27号決算特別員会付託 議長の報告(決算特別委員会正副委員長互選結果)	
			決算特別委員会	
10月3日	土	休 会	(閉庁日)	
10月4日	日			
10月5日	月			
10月6日	火			決算特別委員会
10月7日	水			(議事整理)
10月8日	木			
10月9日	金			決算特別委員会
10月10日	土			(閉庁日)
10月11日	日			
10月12日	月			(閉庁日) 体育の日



月 日	曜	区 分	議 事 内 容
10月13日	火	休 会	(議事整理)
10月14日	水	本 会 議	決算特別委員長審査結果報告 討論 (議案第23号に反対) (前屋敷恵美議員) 採決 (議案第23号) (認定) 採決 (議案第24号～第27号) (可決及び認定、または認定) 議員発議案送付の通知 議員発議案第7号追加上程 討論 (議員発議案第7号に反対) (来住一人議員) 採決 (議員発議案第7号) (可決) 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 星 原 透

宮 崎 県 議 会 副 議 長 中 野 廣 明

宮 崎 県 議 会 議 員 日 高 博 之

宮 崎 県 議 会 議 員 太 田 清 海